中華民国（台湾）
司法院大法官解釈集
―人権編―

司 法 院　　印 行

中華民国九十六年九月
（2007 年 9 月）

中華民国（台湾）
司法院大法官解釈集
―人権編―

司 法 院　　印 行

中華民国（台湾）
司法院大法官解釈集
－人権編－
2007 年 9 月　初版

編著者──司法院大法官書記処
発行所──10048 台北市重慶南路 1 段 124 号
TEL　02－23618577
FAX　02－23886904
http://www.judicial.gov.tw/
© 2007 中華民国（台湾）司法院
Printed in R.O.C.（Taiwan）
印刷･製本－株式会社　京美印刷企業

はしがき

中華民國（台湾）における大法官による憲法解釈の制度に関る運用は半世紀以上を経て、民主法治の発展過程のなかで、きわめて重要な機能と影響力を発揮するとともに、国際社会が我が国の民主法治の発展の程度を評価する際の重要な基準でもある。これに鑑み、国際社会に大法官の憲法解釈の機能（諸外国の憲法裁判所のそれに相当する）を理解していただくために、司法院はこれまでに大法官解釈の英訳版を編集し、我が国の憲政および民主・自由・法治の発展を内外に周知させることにおいて、めざましい成果を上げてきた。

同じく大陸法系に属する日本は、歴史的背景と文化的源流の関係において、法思想および法制度の面で我が国と共通するところがあることから、両国の憲法解釈機関が人権の保障にかかる重要な理念を相互に理解し参考となることを促進させるために、司法院は、大法官の人権に関する解釈の和訳ならびに編集に着手することを決め、２００６年６月に於いて、林永謀大法官および孫森焱元大法官を「中華民國（台湾）司法院大法官解釈選編―人権編和訳委員会」の委員長とし、九一件の人権に関する解釈を選び、日本への留学から帰国した法学の教授を招いて、和訳に取り組んでいただき、こうして二人の委員長と和訳に参加した教授方の共同努力のもとに、これらの作業は完成を遂げた。これにあたって、私は

謹んでこの文を借りて感謝の意を表するとともに、本書の完成により、更に多くの諸外国の方々に我が国の憲法解釈の発展を理解していただければ、もっとも幸いである。

２００７年９月司法院にて

司法院 大法官の職権行使に関する法律の沿革

壱、解釈案件

一、申請者と申請要件
二、解釈に対する結論の可決人数について
三、不同意見書（反対意見書）
四、協同意見書（補足意見書）
五、解釈の執行

弐、違憲政党の解散案件

一、申請者と申請案件
二、口頭弁論
三、判決の評決
四、協同／不同意見書
五、判決の効力
六、仮処分

憲法施行後、1948 年 7 月 1 日に司法院が設けられ、憲法と司法院組織法に基づいて、総統が第一期の大法官十七人を推挙し、そのうちの十二人が監察院の同意を経て 1948 年 8 月に就任した。それ以後、司法院の法令解釈に関する職権は全て専門家の携わるところとなった。憲法解釈の手続については、司法院大法官会議規則（以下「会議規則」という）（1948 年 8 月より 1958 年 7 月まで）、司法院大法官会議法（以下「会議法」という）（1958 年 7 月より 1993 年 2 月まで）、及び司法院大法官審理案件法（以下「審理案件法」という）（1993 年 2 月以降）の三つの時期に分けられ、「疑問への解答」から「紛争の解決」へ、「憲政体制の維持」から「人民の権利の保護」へと発展してきている。また、憲法解釈についても、単なる会議による議決方式から、審判による

合議を兼ね合わせた方式へ変化している。下記において、解釈案件（申請者、申請案件、解釈の議決、不同意見書、協同意見書及び解釈の執行を含む）と違憲政党の解散案件（申請者、申請案件、口頭弁論、判決の評決、協同／不同意見書、判決の効力、仮処分を含む）の二種類に分けて説明する。

壱、解釈案件

一、申請者と申請要件

（一）憲法解釈

会議規則の時期、中央または地方政府機関がその職権行使の際に適用する憲法解釈に疑問が生じたとき、或いは、法律または行政命令の適用に際し、憲法に抵触する疑いが生じたとき、憲法解釈の申し立てを行うことができる（会議規則第３条）とされた。会議法の時期には、上記の規定に加え、中央または地方政府機関による職権行使の際、他の政府機関の職権と憲法の適用についての争議が生じたとき、憲法解釈の申し立てを行うことができる（会議法第四条第一項第一号）とされ、また、国民の憲法上保障されている権利が不法な侵害を受け、法定手続によって訴訟が起こされた結果、確定された終局裁判が適用した法律または行政命令に、憲法に抵触する疑いが生じたとき、憲法解釈の申し立てを行うことができる（会議法第四条第一項第二号）と規定された。審理案件法の時期においては、憲法解釈の申し立て請求について、さらに次の事項が加えられた。即ち、

（１）憲法上保障されている権利について、不法な侵害を受けた法人または政党が、法定手続によって訴訟を起こし、その確定した終局裁判において適用された法律ま

たは行政命令が憲法に抵触する疑いが生じたとき（審理案件法第五条第一項第二号）

（２）立法委員（国会議員）の総数の三分の一以上の申請により、立法委員がその職権を行使する際の憲法の適用に疑問が生じたとき、或いは、適用する法律が憲法に抵触する疑いが生じたとき（審理案件法第五条第二項）、

（３）最高法院（最高裁判所）と行政法院（行政裁判所）は、その受理した案件に適用すべき法律や行政命令が、憲法に抵触する疑いありと確信されるときは、訴訟手続停止を決定し、大法官解釈への申し立てを行うことができる（審理案件法第五条第二項）。

1995 年 1 月 20 日に公布及び施行された司法院釈字第三七一号解釈によると、裁判官が事件を審理する際に適用すべき法律が憲法に抵触する疑いがあるとして、各裁判所がこれを先決問題として訴訟手続停止を決定し、適用すべき法律が憲法違反であると認められるに至った具体的理由をそえて、大法官解釈への申し立てを行うことができる。この解釈によって審理案件法第五条第二項の適用範囲が広がった。

（二）統一解釈

会議規則の時期、中央または地方政府機関がその職権上で適用した法律または行政命令についての見解が、当該機関または他の機関が同一の法律または行政命令を適用した際に既に示した見解と異なっている場合、統一解釈の申し立てを行うことができる（会議規則第四条）とされた。次の会議法の時期における統一解釈の申し立てについても、上記と同じように定められている（会議法第七条）。その後、審理案件法の時期になり、個人・法人または政党に対して、終局裁判所がその確定裁判で適用した法律または行政命令についての

見解が、他の裁判所が終局裁判の確定裁判において適用した同一の法律または行政命令について示した見解と異なっているとき、また、その権益に影響を与える場合は、裁判確定後の三ヶ月以内に統一解釈の申し立てを行うことができる（審理案件法第七条第一項第二号、同条第二項）と増訂された。

二、解釈に対する結論の可決人数について

（一）憲法解釈

憲法解釈に対する結論の可決人数についての各時期の規定は下記の通りである。即ち、

会議規則の時期において、大法官による憲法解釈、或いは、法律または地方自治法が憲法に抵触する旨を宣告するには、大法官の総数の半数以上の出席と同意が必要（1948 年 9 月 15 日に定められた会議規則第一二条但書）と規定された。その後、大法官の可決人数が減り、大法官会議の開催には中央政府所在地の大法官の総数の三分の二以上の出席と、また、解釈に対する結論の可決には、中央政府所在地の大法官の総数の半数以上の同意が必要（1952 年 4 月 14 日に修正された会議規則第一二条）となった。会議法の時期には、大法官による憲法解釈に対して、大法官の総数の四分の三以上の出席と出席者数の四分の三以上の同意が必要（会議法第一三条第一項）と定められたが、審理案件法の時期になり、大法官の総数の三分の二以上の出席と出席者数の三分の二以上の同意が必要（審理案件法第一四条第一項但書）と定められた。

（二）統一解釈

統一解釈の結論の可決人数についての各時期の規定は、下記の通りである。即ち、

会議規則の時期には、大法官の総数の半数以上の出席と出席した大法官の半数以上の同意が必要（1948 年 9 月 15 日

定められた会議規則第一二条）と規定された。なお、統一解釈に対する結論の可決人数については、上記の同時期の憲法解釈と同様（1952 年 4 月 14 日修正された会議規則第一二条）とされた。また、会議法の時期には、法律および命令に関する統一解釈については、大法官の総数の半数以上の出席と出席した大法官の半数以上の同意が必要（会議法第一三条第二項）と規定されており、審理案件法の時期においても、上記会議法と同じように規定（審理案件法第一四条第一項但書）されている。

三、不同意見書（反対意見書）

不同意見書（反対意見書）に関する規定は、会議規則の時期にはまだなく、会議法の時期になり、各大法官が解釈文（主文）に対する反対意見を有する場合、不同意見書を提出することができ、解釈文（主文）と共に公布される（1958 年 7 月 21 日に制定された会議法第一七条）と規定された。但し、その際に公布される不同意見書には、それを提出した大法官の人数を掲載するよう規定されている（1958 年 10 月 3 日に修正の後公布された会議法施行細則第七条第二項）。その後、解釈文と一緒に公布される不同意見書には、それを提起した大法官の氏名を掲載するよう改正され（1977 年 1 月 11 日改正、公表された会議法施行細則第七条第二項）、司法院釈字第一四九号解釈より施行された。また、審理案件時期における不同意見書に関する規定は、会議法時期のそれと同じである（審理案件法第一七条第一項）。

四、協同意見書（補足意見書）

協同意見書に関する規定は、会議規則と会議法の時期にはまだなく、審理案件法の時期になり、各大法官が解釈文（主文）草案の原則には賛成するものの、その理由づけにおいて補足または異なる意見を有する場合には、協同意見書を提出することがで

き、解釈文（主文）と共に公布される（審理案件法第一七条第一項、施行細則第一八条第一項）と定められた。

五、解釈の執行

会議規則と会議法の時期においては、解釈の執行については全く定められておらず、審理案件法の時期になり、大法官が行った解釈を関係機関に執行させるとともに、その執行の種類や方法を確定しなければならない（審理案件法第一七条第二項）と定められた。

弐、違憲政党の解散案件

第二回憲法修正条項は 1992 年 5 月 28 日に公布及び施行された。その第一三条の規定によれば、司法院大法官の職権は、憲法第七八条が規定した事項以外に、憲法法廷を組織して、違憲政党解散に関する案件を審理することができるとされている。その際、司法院大法官の案件審理に関する手続は、上記の憲法修正条項に沿って改正されなければならないとされた。そこで、1993 年 2 月 3 日に「司法院大法官審理案件法」が公布及び施行され、違憲政党の解散案件の審理に関する手続が定められた。

一、申請者と申請案件

管轄の政府機関（内政部）が、政党設立の目的またはその行為が、中華民国の存在もしくは自由で民主的な憲政秩序を危うくするとみなすときは、司法院憲法法廷にこれを解散すべき旨、申し立てることができる（審理案件法第一九条第一号）。

二、口頭弁論

違憲政党解散案件の審理について、憲法法廷は口頭弁論に基づいた裁判をしなければならない。但し、申し立てが却下されるべきであり、口頭弁論の必要がないと認められるときは、この限りではない（同法第二一条）。憲法法廷の口頭弁論は、大法官の総数の四分の三以上の出席のもとに行われなければならない。ま

た、口頭弁論の審理に参与しなかった大法官は、解散判決の評決に参与することができない（同法第二四条第一項）。

三、判決の評決

憲法法廷の判決の評決は、口頭弁論の審理に参与した大法官の三分の二以上の同意によって可決される（同法第二五条第一項）。可決人数が得られない場合は、解散判決の評決は成立せず、解散を命ずべきではないという判決がなされなければならない（同法第二五条第二項）。また、申し立てが却下されるべきであり、口頭弁論の必要がないと認められる裁判は、大法官の総数の四分の三以上の出席と出席者数の半数以上の同意のもとに行われなければならない（同法第二五条第三項）。

四、協同／不同意見書

憲法法廷の判決が協同意見書または不同意見書を伴う場合、判決と共に発表される。（同法第二八条第一項）

五、判決の効力

憲法法廷の判決に対して、不服を申し立てることはできない（同法第二九条）。解散を宣告された政党は、速やかに一切の活動を停止しなければならず、また、目的を同じくする代替組織を設立することはできない。これにより、政党比例代表方式により選出された民意の代表者は、判決の効力が発生したとき、その資格を喪失する（同法第三〇条第一項）。憲法法廷の判決については、各関係機関は速やかにその判決を実現するための必要な措置をとらなければならない（同法第三〇条第二項）。

六、仮処分

憲法法廷が違憲政党の解散案件を審理する際に、その政党の行為が国家の安全もしくは社会秩序を危うくするとみなされる場合、かつその必要があると認められる場合は、申請機関の要求に従って、判決を下す前の裁定によりその政党の活動の全て或いはその一部の停止を命ずることができる。（同法第三一条）

翻訳者紹介

陳　一　日本東京大学大学院法学政治学研究科博士後期課程単位取得満期退学、日本金沢大学法学部教授

李仁淼　日本北海道大学法学博士、中華民国国立中正大学法律学院副教授

吳煜宗　日本東北大学法学博士、中華民国世新大学法学院副教授

林裕順　日本国立一橋大学法学研究科法学博士、中華民国国立中央警察大学刑事警察学系副教授

陳洸岳　日本東京大学大学院法学政治学研究科法学博士、中華民国国立政治大学法律系副教授

蕭淑芬　日本大阪大学法学博士、中華民国東海大学法律学系副教授

王萱琳　日本神戸大学法学研究科博士、中華民国玄奘大学法律学系助教授

劉姿汝　日本国立一橋大学法学博士、中華民国国立中興大学財經法律学系助教授

蔡英欣　日本東京大学法学博士、中華民国国立台灣大学法律学院助教授

賴宇松　日本一橋大学法学博士、中華民国国立東華大学環境政策研究所助教授

謝如媛　　日本一橋大学法学博士、中華民国国立中正大学法律学院助教授

簡玉聰　　日本名古屋大学法学博士、中華民国国立高雄大学財經法律系助教授

＊リストは教授、副教授、助教授、画数順に並べたもの

目　　次

はしがき

司法院 大法官の職権行使に関する法律の沿革

翻訳者紹介

解釈番号　　頁

釈字第242号（1989.6.23）

国家の重大事態における夫婦隔離下の重婚関係は取り消されるべきか。
（於國家遭重大變故，夫妻隔離下之重婚關係得撤銷？）……1

釈字第345号（1994.5.6）

税金滞納者の出国を制限する法規の規定は違憲か。
（限制欠稅人出境辦法之限制規定違憲？）……4

釈字第362号（1994.8.29）

民法における重婚無効の規定は違憲か。
（民法重婚無效之規定違憲？）……6

釈字第365号（1994.9.23）

民法における親権の行使に関する父権優先の規定は違憲か。
（民法就親權行使父權優先之規定違憲？）……9

釈字第373号（1995.2.24）

教育事業の技術系人員等による労働組合の結成を禁止する労働組合法の規定は違憲か。
（工會法禁止教育事業技工等組工會之規定違憲？）……12

釈字第380号（1995.5.26）

大学法施行細則二二条一項後段に定めた「各大学の共通の必修科目に合格しないものは、卒業しえないものとする」との規定、及び同条三項に定めた「各大学の共通の必修科目は、教育部[文部省]が各大学の関係者を招集し共同にこれを定める」との規定は、憲法一一条が保障する学問の自由との趣旨に合うか。
（大學法施行細則第二十二第一項後段「各大學共同必修科目不及格者不得畢業」之規定，以及同條第三項「各大學共同必修科目，由教育部邀集各大學相關人員共同研訂之」之規定，是否合乎憲法第十一條所保障之學術自由的宗旨？）……15

釈字第382号（1995.6.23）

各級学校に在籍している学生が退学処分などの不利益処分を受けた後、学内のすべての救済措置を尽くしてから、なお救済を得ない者には、行政訴訟を提起させないことは、違憲するか。
(各級學校在校學生，在受到退學等不利益處分之後，於用盡校內所有之救濟措施，仍無法得到救濟者，不許其提起行政訴訟，是否違憲？)……20

釈字第384号（1995.7.28）

やくざ者取締法における強制的に出頭させること・秘密証人などの規定は違憲。
（檢肅流氓條例強制到案、秘密證人等規定違憲？ ）……23

釈字第390号（1995.11.10）

工場立地法の定める停止または休止処分などの規定は違憲か。
（工廠設立登記規則停止或歇業處分等規定違憲？）……29

釈字第392号（1995.12.22）

刑訴法に関する検察官の拘留を行使すること及び提審法における提審の法律要件などの規定は違憲か。
（刑訴法檢察官羈押權、提審法提審要件等規定違憲？）……31

釈字第394号（1996.1.5）

営造業管理規則（建設業法）および内政部(総務省)の通達に定められる制裁・処罰性のある処分が違憲か。
（營造業管理規則及內政部函釋所定裁罰性處分規定違憲？）……52

釈字第395号（1996.2.2）

公懲会が再審議の議決に対する再審議の申請を認めない事件は違憲か。
（公懲會不許對再審議議決聲請再審議之案例違憲？）……56

釈字第396号（1996.2.2）

公務員懲戒法において、上告制度の欠如は、違憲であるのか。
懲戒のプロセス及び懲戒の機関はどう決めるべきのか。
（公務員懲戒法無上訴制度違憲？懲戒之程序及機關應如何？）……61

釈字第399号（1996.3.22）

低俗な意味に捉えられがちな訛音を有する姓名の改名をしてはならないという「内政部」の解釈は違憲か。
（內政部就姓名讀音不雅不得改名之函釋違憲？）……64

釈字第400号（1996.4. 12）

公用地役関係によって形成された既成道路を収用しない行政院の通達は違憲ですか。
（行政院就有公用地役關係既成道路不予徵收之函釋違憲？）……67

釈字第407号（1996.7.5）

出版物の猥褻性の認定に関する「新聞局」の解釈は違憲か。
（新聞局就猥褻出版品認定所為之函釋違憲？）……72

釈字第410号（1996.7.19）

親族編施行法が連合財産制の修正により別の規定を設けていないことは違憲か。
（親屬編施行法未因聯合財產制修正另設規定違憲？）……76

釈字第414号（1996.11.8）

医薬品広告の事前審査制を定める薬事法等法規は違憲か。
（藥事法等法規就藥物廣告應先經核准等規定違憲？）……81

釈字第423号（1997.3.21）

交通機関（運輸施設）のもたらす汚染の罰金基準についての制裁・処罰の基準、また期間徒過のための倍罰規定が違憲か。
（交通工具污染罰鍰標準之裁罰標準及逾期倍罰規定違憲？）……84

釈字第430号（1997.6.6）

現役軍人が関連規定により現役を続けることを請求したが、許可されなく、そして退役と裁決されたことについて、行政救済をさせないことは、違憲するか。
（現役軍官依有關規定聲請續服現役未受允准，並核定其退伍，若不得使其提起行政救濟，是否違憲？）……88

釈字第436号（1997.10.3）

軍事審判法における規定は違憲か。
（軍審法相關規定是否違憲？）……91

釈字第439号（1997.10.30）

税関密輸取締法四九条には、「異議申立事件では、差し押さえる物はなく、また差し押さえる物は罰金や追徴の関税を代わって支払うに足りない者には、税関は、原処分の指定した金額またはその不足金額の、半額の保証金あるいは同額の担保を 14 日以内の期限付きで納付するよう、命じることができる。その期限が切れても、なお納付しないまたは同額の担保を提出しない場合、その異議は受理されないものとなる」との規定は、憲法一六条が保障する人民の訴願〔日本の行政不服申立に相当〕や裁判を受ける権利に違反するか。
（海關緝私條例第四十九條：「聲明異議案件，如無扣押物或扣押物不足抵付罰鍰或追徵稅款者，海關得限期於十四日內繳納原處分或不足金額二分之一保證金或提供同額擔保，逾期不為繳納或提供擔保者，其異議不予受理」之規定，是否違反憲法第十六條所保障之人民的訴願及訴訟權？）……95

釈字443号（1997.12.26）

徴兵適齢者（役男）の出国に関する政府命令によって、徴兵適齢者の出国を制限するのは、違憲であるのか。
（以役男出境處理辦法限制役男出境違憲？）……98

釈字第445号（1998.1.23）

集会デモ行進法における関連規定は憲法に違反するか。

（集會遊行法相關法規是否違憲？）……101

釈字第450号（1998.3.27）

大学法第一一条第一項第六号及び同法施行細則第九条第三項の、各大学には軍事訓練室の設置と職員の配置を義務付ける規定は、憲法が保障する大学の自治に違反するか。
（大學法第十一條第一項第六款以及該法施行細則第九條第三項，課予各大學設置軍訓室以及配置相關人員義務之規定，是否違反憲法所保障之大學自治？）……128

釈字第452号（1998.4.10）

夫婦の一方の意思により住所を決定するとしている民法の規定は違憲か。
（民法關於夫妻住所以單方意思決定之規定違憲？）……131

釈字第454号（1998.5.22）

国民の入国停留、居留及び戸籍登録に関する要点の許可、取消、出国等の規定は違憲か。
（國人入境停留居留及戶籍登記要點之否准、撤銷、離境等規定違憲？）……134

釈字第455号（1998.6.5）

人事院が休職して給与を受け取らないで軍隊に服する者の勤務年数の計算に関する通達が違憲か。
(人事行政局就留職停薪入伍者年資採認之函釋違憲？)……139

釈字第457号（1998.6.12）

退輔会の房舎土地処理要点において嫁に出た子が相続すること

を禁ずることは違憲か。
（退輔會之房舍土地處理要點，禁出嫁女繼承之規定違憲？）……142

釈字第459号（1998.6.26）

兵役に服する男性の身体等位判定に対する訴願提起に制限する司法院の解釈が違憲か。
(限制役男對體位判定提起訴願之司法院解釋違憲？)……145

釈字第462号（1998.7.31）

大学の教師等は、その昇進に対する審査評価の結果に対し不服がある場合、行政争訟を提起することができるか。
（大學教師等對其升等評價結果有所不服者，得否提起行政爭訟？）……148

釈字第466号（1998.9.25）

公務員保険給付訴訟を管轄する裁判所はどの裁判所ですか。
（公保給付之爭議之審判法院？）……153

釈字第471号（1998.12.18）

銃砲刀剣類所持等取締法における強制労働処分は違憲か。
(槍砲彈藥刀械管制條例中有關強制工作處分之規定是否違憲？)……156

釈字第472号（1999.1.29）

すでに法令により公務員保健、労働者保健、農民保健に加入している人民を強制的に全民健康保険に加入させることは、比例原則や信頼保護の原則に違反するかいなか。
（強制已加入公勞農保之人民納保全民健康保險，有否違反比例原則或信賴保護？）……161

釈字第477号（1999.2.12）

「受損権利回復条例」（侵害された権利の回復に関する条例）における要件および適用対象に関する規定は違憲か。
（受損權利回復條例之要件及適用對象規定違憲？）……165

釈字第479号（1999.4.1）

社団手続規則が社団の名称にその所属の行政地域を付けるべきと定めるのは違憲か。
（社團作業規定之應冠所屬行政區域名稱規定違憲？）……169

釈字第485号（1999.5.28）

国軍住宅団地の建て直しにおいて既存の居住者およびその家族に補助などの優遇措置を提供することは憲法第七条の平等原則に抵触しないかいなか。
（國軍眷村改建之際，對原眷戶或其子女提供補助等優惠措施，有否違反憲法第七條平等原則？）……173

釈字第486号（1999.6.11）

商標法が「その他の団体」の名称を含む商標の登録出願につき登録要件を定めるのは違憲か。
（商標法就有其他團體名稱之商標圖樣之註冊要件規定違憲？）……177

釈字第487号（1999.7.9）

冤罪賠償法二条二号の前段には、かつて勾留を受け不起訴処分または無罪の言い渡しを受けた者は、その行為が公共の秩序または善良の風俗に違反するものであれば、賠償を請求することができないとの規定は、憲法上の比例原則に合致しているか。

（冤獄賠償法第二條第二款前段，僅以受害人之行為違反公共秩序或善良風俗為由，剝奪其請求賠償之權利，未能以其情節是否重大，有無逾越社會通常觀念所能容忍之程度為衡量標準，是否合乎憲法保障之比例原則？）……180

釈字第488号（1999.7.30）

銀行法などの法規においては行政処分の手続きが定められていないのは違憲か。
（銀行法等法規未明定作成行政處分之程序違憲？）……183

釈字第490号（1999.10.1）

兵役法における兵役の義務、また禁役を免除する規定は違憲であるのか。
（兵役法服兵役義務及免除禁役規定違憲？ ）……188

釈字第491号（1999.10.15）

公務人員考績法には免職処分に関する要件が法律により明確に定めてなく、銓敘部に要件の定めることを授権したことは、違憲であるか。
（公務人員考績法中有關免職處分之要件未以法律明確規定，而授權銓敘部決定其要件，是否違法？）……193

釈字第499号（2000.3.24）

1999 年 9 月 15 日に改正、公布された憲法追加改正条文が憲法に違反するか。
（中華民國八十八（1999）年九月十五日修正公布之憲法增修條文違憲？）……197

釈字第503号（2000.4.20）

納税者は、営利の証明を発行しない場合、その一つの行為が作為義務と作為義務に同時に違反するとの理由として、併せてそれぞれ罰することは、憲法の保障する人民の権利の趣旨に合うものでるか。
（納税義務人在不依法發給營利證明，以該單一行為同時違反作為義務與不作為義務為理由，一併分別予以處罰，是否違反憲法保障人民權利之意旨？）……221

釈字第507号（2000.5.19）

告訴にあたり鑑定報告書を添付すべきとする特許法の規定は違憲か。
（專利法就告訴須附鑑定報告之規定違憲？）……224

釈字第509号（2000.7.7）

刑法における誹謗罪の規定は違憲であるのか。
（刑法誹謗罪之規定違憲？）……227

釈字第510号（2000.7.20）

航空人員に対する体格検査および業務執行の制限等は、憲法第一五条の労働権保障に違反するかいなか。
（對航空人員之體格檢查及業務執行限制有否牴觸憲法第十五條工作權保障？）……231

釈字第512号（2000.9.15）

「麻薬取締法」における上告の禁止は違憲か。
（「肅清煙毒條例」限制上訴三審之規定違憲？）……235

釈字514号（2000.10.13）

ゲームセンターに関する行政命令において、18 歳以下の人に入場させる業者に対し、免許の取消しを罰する規定は、違憲であるのか。
（遊戲場業規則對允未滿 18 歲人進入者撤銷許可規定違憲？）・・・238

釈字第523号（2001.3.22）

やくざ者取締法における裁判所の決定する留置との規定は違憲か。
（檢肅流氓條例法院裁定留置規定違憲？）……241

釈字第533号（2001.11.16）

全国民健康保険における特約医療サービス機構契約によって生じた紛争については、如何なる訴訟手続に従って救済を求めるべきか。
（全民健康保險特約醫事服務機構契約所生之爭議，應依何種爭訟程序尋求救濟？）……244

釈字第534号（2001.11.30）

土地法により収用された土地について、その使用が土地所有者であった者またはその使用者であった者の責めに帰することができる事由により所定期間内になされることができない場合に土地所有者であった者による買受権の行使を制限する規定は違憲か。
（土地法徵收之土地因可歸責於原土地所有人或使用人，致未能依限使用者，限制原土地所有人買回權之規定違憲？）……249

釈字第535号（2001.12.14）

警察勤務に関する法律」に基づく職務質問を行う規定は違憲

か。
（「警察勤務條例」實施臨檢之規定違憲？）……253

釈字540号（2002.3.15）

国民住宅条例に基づく国民住宅回収にかかる強制執行事件についての裁判権。
（國民住宅條例收回國宅強執事件之審判權？）……259

釈字542号（2002.4.4）

翡翠ダム集水区域における村の移転計画において、居住事実の認定に関する規定は違憲であるのか。
（翡翠水庫集水區遷村計畫居住事實認定規定違憲？）……265

釈字第 546号（2002.5.31）

訴願の提出は実益がないとの院 2810 號解釈は違憲か。
（院 2810 號就訴願為無實益之解釋違憲？）……269

釈字第549号（2002.8.2）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律にいう労働保険の遺族手当金を受け取る規定が違憲か。
（勞保條例就勞保遺屬津貼受領之規定違憲？）……272

釈字第551号（2002.11.22）

麻薬取締法における誣告反坐の規定は違憲か。
（毒品危害防制條例中有關誣告反坐之規定是否違憲？）……276

釈字第552号（2002.12.13）

釈字 362 号にいう「かような特殊な状況」の意味は何か。

（釋 362 號所稱「類此之特殊狀況」之意涵？）……280

釈字第554号（2002.12.27）

刑法第二三九条が姦通、相姦者に対して罪刑を処することは違憲か否か。
（刑法第二百三十九條對通姦、相姦者處以罪刑，是否違憲？）‥ 284

釈字第556号（2003.1.24）

組織犯罪法における「犯罪組織に参加する」ことの意味。
（組織犯罪防制條例中「參加犯罪組織」之意涵？）……288

釈字第558号（2003.4.18）

人民の出入国を許可制とする国家安全法第三条第一項の規定は、憲法第二三条の比例原則に違反して人民の出入国の自由を侵害するかいなか。
（國家安全法第三條第一項規定之人民出入境許可制，是否違反憲法第二十三條之比例原則而侵害人民出入國之自由？）……292

釈字第559号（2003.5.2）

家庭暴力防治法が非金銭給付の保護令に対し執行手続の授権規定を定めるのは違憲か。
（家暴法對非金錢給付保護令執行之程序授權規定違憲？）……296

釈字第563号（2003.7.25）

大学は自ら制定した学則により、学位を取得するための学科試験を通過しなかっ者に退学を命じることは、憲法が保障する大学の自治の射程範囲内にあるか。
（大學依其自訂之學則，對未能通過為取得學位之學科考之學

生，命其退學，是否為憲法保障之大學自治的範圍？）……300

釈字第 567号（2003.10.24）

「間諜の再犯防止に関する監督規則」は違憲か。
（預防匪諜再犯辦法管制之規定違憲？）……305

釈字第571号（2004.1.2）

九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者に見舞金を支給する対象として、戸籍や被災地の住居に実際に住んでいるかとのことを判断の根拠とし、並びに見舞金の申請に関する相当な期限を設けた、内政部〔内務省〕が八八(1999)年に発布した幾つかの行政命令は、憲法七条や二三条に反するものであるか。
（內政部於八八(1999)年發布之對於九二一大地震災區住屋全倒、半倒者，發給慰助金之對象，以設籍、實際居住於受災屋與否作為判斷依據，並設定申請慰助金之相當期限之若干函釋，是否違反憲法第七條與第二十三條之規定？）……310

釈字第573号（2004.2.27）

「監督寺廟条例」（寺廟監督条例）における特定の宗教の財産処分に対する制限は違憲か。
（寺廟條例就特定宗教處分財產之限制規定違憲？）……315

釈字第574号（2004.3.12）

差戻審判決に関する上訴の利益の価額を制限する判例などは違憲か。
（對二審更審判決上訴利益額限制之判例等違憲？）……323

釈字第575号（2004.4.2）

戸警分立の計画における機関調整の過渡的な条項は違憲か。
（戸警分立方案就機關調整之過渡條款違憲？）……330

釈字第576号（2004.4.23）

生命保険が重複保険の通知に関する規定を適用される判例は違憲か。
（人身保險適用複保險通知規定之判例違憲？）……336

釈字第577号（2004.5.7）

煙害防制法（煙害防止規制法）が業者にニコチン等含有量の表示を義務付けるのは違憲か。（訳注：「煙」はたばこ）
（菸害防治法命業者標示尼古丁等含量違憲？）……341

釈字第578号（2004.5.21）

労基法が雇主に労働者の定年退職金の負担義務を課すのは違憲か。
（勞基法課雇主負擔勞工退休金違憲？）……348

釈字第579号（2004.6.25）

所有者への収用補償金額を基準にした定額で賃借人に補償する「平均地権条例」（土地に関する権利を平等に保護する法律）の規定は違憲か。
（平均地權條例以所有人之徵收價定額補償承租人規定違憲？）……355

釈字第580号（2004.7.9）

契約期間の満了により耕地を取り戻す場合、賃借人に補償金を払い渡さなければならないなど「耕地三七五減租条例」の規定は違憲か。

（耕地三七五減租條例約滿收回須補償承租人等規定違憲？）……361

釈字第583号（2004.9.17）

公務人員考績法第十二条第一項第二号の規定による免職の懲処処分は、実質的に懲戒権に等しいであるが、懲処権に行使期間を設けていないことが違憲であるか。
（公務人員考績法第十二條第一項第二款規定所為免職之懲處處分，實質上屬於懲戒處分，為限制人民服公職之權利，未設懲處權行使期間違憲？）……373

釈字第584号（2004.9.17）

道路交通管理処罰条例が特定の犯罪歴を有する者のタクシー乗務を禁止するのは違憲か。
（道交條例禁曾犯特定罪者駕計程車規定違憲？）……376

釈字第585号（2004.12.15）

真調会条例が憲法に違反するか。
（真調會條例違憲？）……382

釈字第587号（2004.12.30）

民法及び判例が子による父性否認の提訴を禁ずることは違憲か。
（民法及判例禁子女提否認生父之訴違憲？）……413

釈字第588号（2005.1.28）

金銭的給付の義務者に対する「勾引」と「収容」に関する行政執行法第一七条および第一九条の規定は、憲法第二三条の比例原則に違反し人民の人身自由を過度に侵害するか。

（行政執行法第十七條及第十九條有關「拘提」與「管收」之規定，是否違反憲法第二十三條之比例原則而過度侵害人民之人身自由？）……419

釈字第590号（2005.2.25）

本件は裁判官が「訴訟手続の停止を決定すること」の意味について憲法解釈を申立てるものである。
（法官聲請釋憲，「裁定停止訴訟程序」意涵？）……431

釈字第591号（2005.3.4）

仲裁法が仲裁判断における理由の齟齬を取消訴訟の提訴事由としないのは違憲か。
（仲裁法未將仲裁判斷理由矛盾明定為得提撤銷訴訟之事由，是否違憲？）……436

釈字第594号（2005.4.15）

商標法における商標や標章権を侵害する者に対して刑罰制裁を処するのは違憲か。
（商標法中對於侵害商標或標章權者處以刑罰制裁，是否違憲？）……441

釈字第597号（2005.5.20）

被相続人の死亡日後に生じた利息についてこれが相続人の所得に属し課税されるべきであるという財政部（日本の財務省に相当する）による解釈は違憲か。
（財政部就被繼承人死亡日後之利息歸繼承人所得課稅之函釋違憲？）……445

釈字第599号（2005.6.10）

戸籍法八条二項・三項、及び指紋押捺してから始めて新しいバージョンの国民身分証を申請しまたは更新するとの規定を、本件解釈が示される前に司法院大法官会議は、暫時的にその適用を停止させる仮の状態を定める仮処分・仮命令を発布することが、憲法が保障する裁判を受ける権利の射程範囲内にあるか。
（戸籍法第八條第二項、第三項及以按捺指紋始得請領或換發新版國民身分證之相關規定，於本案解釋公布之前，司法院大法官會議發布使其暫停適用，以定暫時狀態之暫時處分一事，是否屬於憲法所保障接受裁判之權利的範圍？）……449

釈字第600号（2005.7.22）

区分所有建築物の最初の測量・登記を定める「土地登記規則」等の規定は違憲か。
（土地登記規則等就區分所有建物首次測量、登記之規定違憲？）……455

釈字第603号（2005.9.28）

指紋押捺を国民身分証明カードの交付要件とする「戸籍法」第八条第二、三項の規定は違憲か。
（戸籍法第八條第二、三項捺指紋始核發身分證規定違憲？）……461

釈字第605号（2005.11.9）

中華民国八十八年(1999 年)一一月二五日に改正、公布された公務員俸給法施行細則（以下八十八年施行細則と略す）一五条三項の規定は、各種類の年功の性質を区別し、これによりかつて招聘として任命れたことのある公務員の公務の年功が、本俸の最高級俸にとどまることは、憲法七条の保障する平等権の趣旨には抵触するものか。なお上記の施行細則は、公務員が法によ

り任命された後、そのかつて公務員の任命資格がなかった前に勤めた公務の年功は、適当に斟酌し計算された公務員年功の優遇措置であることを趣旨とするものであり、これは人民の財産権を制限するものか。
（中華民國八十八年十一月二十五日修正發布之公務人員俸給法施行細則 (以下簡稱八十八年施行細則) 第十五條第三項修正規定，區別各類年資之性質，使公務人員曾任聘用人員之公務年資，僅得提敘至本俸最高級爲止，是否與憲法第七條保障平等權之意旨牴觸。此外，上開施行細則旨在提供公務人員於依法任用之後，其未具公務人員任用資格前所曾任之公務年資，酌予核計爲公務人員年資之優惠措施，是否爲限制人民之財產權？）……478

釈字第607号（2005.12.30）

会社が移転の補償金をその他の収入とするという財政部（日本の財務省に相当する）による解釈は違憲か。
（財部將公司所領拆遷補償費列為其他收入之函釋違憲？）……485

釈字第608号（2006.1.13）

相続後受領した配当利益は所得税を課徴されるべきという解釈は違憲か。
（繼承後所領股利應課所得稅之函釋違憲？）……490

釈字第609号（2006.1.27）

労工委員会は、労働者が労働者保険の有効期間に死亡して、受益者が死亡給付を請求することに対して、当該労働者の傷病が保険の有効期間に発生しなければならないことを前提条件にして、いわゆる労工保険条例にはない制限を加えことを書類で解釈したことが違憲か。

（勞委會以函釋，對於勞工在勞保的有效期間內死亡，其保險受益人請求給付時，應以該勞工之傷病必須在保險有效期間內發生作為前提要件，此一加諸勞工保險條例所沒有之限制之行為，是否違憲？）……494

釈字第610号（2006.3.3）

公務員懲戒法第三十四条第二款は違憲ですか。
（公懲法第三十四條第二款規定違憲？）……498

索　引

キーワード……503

司法院釈字第 242 号（1989 年 6 月 23 日）*

争　　点

国家の重大事態における夫婦隔離下の重婚関係は取り消されるべきか。

（於國家遭重大變故，夫妻隔離下之重婚關係得撤銷？）

キーワード

重婚、取り消し（撤銷）、重大事態、実際の共同生活（實際共同生活）

解釈文：中華民国七四（１９８５）年六月三日に修正公布される以前の民法親族編は、その第九八五条において「配偶者のある者には、その重婚は認められず」と規定している；第九九二条では「第九八五条の規定に違反する結婚は、利害関係者が裁判所にこれの取り消しを請求することができる。但し、前婚姻関係が消滅している場合には、取り消しの請求はできない」と規定しており、こうした規定は一夫一妻という婚姻制度の社会的秩序を維持するために必要なものであり、憲法に抵触するものではない。けだし国家が重大事態に遭遇している場合に、夫妻が隔離していることにより、双方が相集うことが期待できぬ状況下において発生した重婚事件は、やはり一般の重婚事件とは異なるものであり、この種の長期にわたり実際の共同生活を行っていたという事実がある後の婚姻関係に対しては、もしも第九九三条の規定を適用し取り消されるような場合

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

は、むしろその家庭生活および倫理関係に厳重な影響を与え、かえって社会秩序を妨害するとみなすに十分足りうるものである。かようにして、当然に憲法第二二条が保障する人民の自由および権利の規定に抵触しているところがある。

解釈理由書：中華民国七四（１９８５）年六月三日に修正公布される以前の民法親族編は、その第九八五条は「配偶者のある者には、その重婚は認められず」と規定しており、この趣旨は一夫一妻の善良な婚姻制度を樹立することに在り、こうした規定に違反する者に関しては、第九九二条は「第九八五条の規定に違反する結婚は、利害関係者が裁判所にこれの取り消しを請求することができる。但し、前婚姻関係が消滅している場合には、取り消しの請求はできない」と規定しており、これを以って制限する。この項の規定には、除斥期間は設けておらず、その目的は取り消し権者に随時その取り消し権を行使させることであり、これは一夫一妻の婚姻制度あり、これは一夫一妻の婚姻制度という社会秩序を維持させるうえで必要なものであるが故に、憲法に抵触するものではない。しかし修正公布以前の民法親族編は、修正公布後の第九八八条のように重婚は無効であるとする規定がまだなく、すなわち重婚の取り消しを経ていない場合には、後の婚姻は依然として効力を有しており、国家が重大な事態に遭遇し、夫妻の隔離に在って、双方が相集うことが期待できず、更には音信不通で、生死不明の状況下で発生した重婚事件は、やむを得ない要因が存在しており、つまり一般的な重婚事件と異なり、長期にわたり実際の共同生活を行っていたという事実がある後の婚姻関係に対しては、もしも依然として旧第九九二条の規定を適用し取り消されるような場合は、その結果として国民が正常な婚姻生活を享有できなくなり、むしろ後の婚姻当事者およびその親族の家庭生活と倫理関係に重大な影響を与え、かえって社会秩序を妨害するとみなすに十分足りうるものである。かようにして、当然に憲法第二二条が保障す

る人民の自由および権利の規定に抵触しているところがある。こうした状況に至っては、申立人は本院釈字第一七七号および第一八五号の解釈要旨によるところで、再審の訴えを提起することができることを、ここに併せて説明しておく。

本解釈は、劉鐵錚大法官、陳瑞堂大法官によるそれぞれの反対意見書がある。

司法院釈字第 345 号（1994 年 5 月 6 日）*

争　　点

税金滞納者の出国を制限する法規の規定は違憲か。
（限制欠税人出境辦法之限制規定違憲？）

キーワード

税金滞納者（欠税人）、国税（税捐）、関税（關税）、出国の制限（出境限制）

解釈文：「行政院」（内閣に相当）が中華民国七三年（1984 年）七月一〇日に改正・公布した「税金滞納者または税金滞納営利事業の代表者の出国を制限するための実施細則」は、「税捐稽徴法」（税金徴収法）第二四条第三項および「関税法」第二五条の一第三項に基づいて定められたものである。同細則第二条第一項の規定は、前記法律の授権目的と範囲を超えていないというべきである。また、同細則第五条によれば、同条に定められている六つの状況のいずれかにあたる場合、直ちに出国の制限を解除しなければならない。これによると、納税義務者の権益はすでに十分に考慮されている。よって、前記細則は、税収を確保し、公共利益を増進するために必要なものであり、憲法に違反するとはいえない。

解釈理由書：「税捐稽徴法」第二四条第三項によれば、「納税義務者は、納付すべき税金が一定金額まで滞納している場合、司法機関または『財政部』（財務省に相当）がその事情を『内政部入出境管理局』（出入国管理局に相当

*翻訳者：陳洸岳

）に通告し、該当者の出国を制限することができる。税金滞納者が営利事業である場合、その代表者の出国を制限することができる。但し、該当者が相当な担保を提供した場合、その出国の制限を解除しなければならない。これらの事項に関する実施細則は、行政院に委ねる」。また、関税法第二五条の一第三項にも同じ旨の規定が定められている。これに基づいて、行政院が中華民国七三年七月一〇日に改正・公布した「税金滞納者または税金滞納営利事業の代表者の出国を制限するための実施細則」は、上記法律の明確な授権により定められたものである。同細則第二条第一項によれば、「中華民国の領域内に居住している個人または中華民国の領域内における営利事業が、確定された納付すべき税金または関税が法定納付期限を超え、しかも滞納税金と確定された罰金のいずれ、またはその合計の金額が五〇万台湾ドル（個人の場合）、一〇〇万台湾ドル（営利事業の場合）を超える場合、税務局または税関が財政部を通して、内政部入出境管理局にその事情を通告して、当該税金滞納者または税金滞納営利事業の代表者の出国を制限する」。この規定は、前記法律の授権目的と範囲を超えていないというべきである。また、同細則第五条によれば、同条に定められている六つの状況のいずれかにあたる場合、直ちに出国の制限を解除しなければならない。これによると、納税義務者の権益はすでに十分に考慮されている。よって、前記細則における出国の制限に関する規定は、税収を確保し、公共利益を増進するために必要なものであり、憲法第一〇、二三条のいずれの規定にも違反していない。

司法院釈字第 362 号（1994 年 8 月 29 日）*

争　　点

民法における重婚無効の規定は違憲か。
（民法重婚無效之規定違憲？）

キーワード

重婚無効、信頼保護の原則（信賴保護原則）、確定判決、善意かつ無過失（善意且無過失）

解釈文：民法第九八八条第二号の重婚無効に関する規定は、一夫一妻の婚姻制度という社会的秩序を維持するためのものであり、一般的状況から言うと、憲法には尚も抵触するものではない。ただし、もしも前の婚姻関係が既に確定判決により消滅しており、第三者は善意かつ無過失で当該判決を信頼して前婚姻の一方当事者と結婚する場合は、たとえ当該判決が後に変更されることにより後の婚姻は重婚となるという、こうした状況は一般的重婚とは異なることから、当該後の婚姻の効力は、信頼保護の原則に基づき、依然維持されるべきである。上述した規定には、かような特殊な状況が配慮されておらず、憲法が保障する人民の婚姻の自由および権利という趣旨には全く符合しないものであり、修正を検討するべきである。修正される以前の、上述した規定における確定判決を信頼することから締結される婚姻の部分は、その適用を停止するべきである。もしもこうした事情により前後の婚姻関係が同時に存在してしまったとするならば、重婚者の他方当事者は、当然に法律に定めるところ

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

により離婚を請求することができることを、ここに併せて指明しておく。

解釈理由書：民法第九八八条第二号の重婚無効に関する規定は、一夫一妻の婚姻制度という社会秩序を維持するためのものであり、一般的状況から言うと、憲法には尚も抵触するものではない。ただし、配偶者のいない婚姻適格者は、本来結婚の自由があり、他者もまたこの者と結婚する自由がある。この種の自由は、憲法二二条の規定により、保障されるべきである。もしも、当事者の前の婚姻関係が既に裁判所の確定判決（たとえば離婚判決）により消滅しているならば、当然の如く再婚することができ、後の婚姻の当事者が、結婚の自由に基づき婚姻を締結した後に、当該の確定判決がまた新たな法的手続き（たとえば再審）を経て変更されたことにより後の婚姻が重婚となってしまったものは、裁判所による前後の判決が相反するに至ったことから、これは一般的重婚の状況とは異なるものである。こうした前判決の潜在的瑕疵は、必ずしも当初から後の婚姻当事者が明らかに知るまたは知り得ることができる瑕疵ではなく、第三者と前婚姻の一方の当事者とが結婚した時に（すなわち後の婚姻が成立した時)、もしもその瑕疵を明らかに知るまたは知り得ることができるないものであるならば、それを善意かつ無過失とする。その当事者が確定判決への信頼により結婚した場合には、信頼保護の原則によるところ、当該後の婚姻の効力は憲法によって保障される人民（とくに女性）の結婚の自由が不測の損害に遭わないためにも、依然として維持されるべきである。そして、善意かつ無過失であるか否かは、すなわち事実認定の問題に属するもので、裁判所が証拠調べの結果を待ってから判断することであり、故にかような前後の判決が相反することによって構成される重婚については、また他の裁判所の判決手続きを経てからその無効をはじめで認定することができるものでなければならず、無効と判示されていないものは依然として有効である。上述した重婚無効の規定は

、かような特殊な状況が顧慮されておらず（確定判決への信頼による重婚の外に、なおもその他の類似する原因で至った重婚）、また相関事項に関しては、たとえば後の婚姻において生まれた子の身分等は、合理的規定がなされておらず（修正前の民法では重婚は取り消すことができるものとし、取り消しの効力は遡及効なしとし、それゆえに子の身分は問題にならず、現行民法第九九九条の一は、単に子の後見の問題を解決するだけではまだ不十分である）、憲法が人権を保障する趣旨には、未だ全く一致しておらず、検討と修正を加えるべきである。修正前における、上述した民法の規定は前述した善意かつ無過失の第三者が確定判決への信頼によって締結する婚姻の部分に対して、その適用を停止するべきである。もしもこうした事情により前後の婚姻関係が同時に存在してしまったとするならば、重婚者の他方の当事者は、民法第一〇五二条第一項第一号または第二項に定めるところにより離婚を請求することができることを、ここに併せて指明しておく。

本解釈は、李鐘聲大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 365 号（1994 年 9 月 23 日）*

争　　点

民法における親権の行使に関する父権優先の規定は違憲か。
（民法就親權行使父權優先之規定違憲？）

キーワード

親権（親權）、性差別、平等原則

解釈文：民法第一〇八九条は、両親の未成年の子に対する権利の行使に関する意思が不一致の時は、父により行使されると規定している部分は、憲法第七条にいう人民は男女が分別されることなく法律上は一律に平等である、および憲法増修条文第九条第五号の性差別の撤廃という趣旨に合致しておらず、修正を検討すべきであり、そのうえで本解釈公布の日から、遅くとも二年を満時とし、その効力を失うものとする。

解釈理由書：「中華民国の人民は、男女、宗教、種族、階級、党派の分別なく法律上は一律に平等である」「国家は女性の人格尊厳を保護し、女性の人身の安全を保障し、性的差別を撤廃し、両性の地位の実質的平等を促進すべきである」と、憲法第七条および憲法増修条文第九条第五項の各自に明文の規定がある。一男一女により成立した婚姻関係、および婚姻により生まれた親子の共同生活の家庭においてもまた、上述した憲法の規定が適用される。性による差別の規定は特殊かつ例外の場合のみ、憲法において許されるものであり、そしてかような特殊かつ例外の場合は、男女の生理上の差

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

異またはそうした差異により生じた社会生活の機能的役割上の違いに基づかなければならないことから、始めて相当することとなる。

民法第一〇八九条：「未成年の子に対する権利義務は、法律の特別の定めがある場合を除き、両親により共同でこれを行使または負担する。両親の未成年の子に対する権利の行使に関する意思が不一致の時は、父によりこれを行使する。両親の一方が権利を行使できない時は、他方がこれを行使する。両親が共同で義務を負担できない時は、能力を有する者がこれを負担する」という規定は、憲法が公布される以前の中華民国十九（１９３０）年に制定されたもので、それは伝統的文化慣習および当時の社会環境を主因としているものである。しかし教育の普及により、両性が教育を受ける機会は既に均等となり、就業状況は変化し、女性が各種職業に従事する機会は男性と大差のない状況となったことから、前述した民法上の両親の意思が不一致の時は、父により行使されるとする規定に関しては、それを適用した結果として、もしも両親の双方が互いに忍耐と譲歩が可能であるならば、当然に両親の親権を平等に行使することにおいての支障はむろんなくなり、さもなければ、論争となった時、母の立場を未だ考慮できずに、最終決定権を父に授与し、当然のごとく両性の平等の原則に相違することとなり、また今日の女性が家庭生活の中で実際に享有する地位はなにも均等ではなくなることになる。

以上を総合して述べると、民法第一〇八九条の両親の未成年の子に対する権利の行使に関する意思が不一致の時は、父により行使されるとの規定の部分は、憲法第七条にいう人民は男女が分別されることなく法律上は一律に平等である、およびに憲法増修条文第九条第五号の性差別の撤廃という趣旨に合致しておらず、修正を検討すべきであり、そのうえで本解釈公布の日から、遅くとも二年を満時とし、その効力を失うものとする。この問題に関しては、両性平等の原則および未成年の子の最高

利益を考慮することに基づき、その解決への道を規定すべきであり、たとえば両親による話し合いが成立しない時には、最終的決定権を最近の尊属、あるいは親族会、または家庭裁判所に委ねる、また緊迫した状況下にある時は、通常の状況とは異なる手配を考慮すべきである。なお、立法院が本年七月二十六日、本院（司法院）宛の（八三）台院議字第二一六二号函は、立法委員が将来的に違憲が疑わしい民法第一〇八九条の修正案を提出するか否かで、事前に本院の意見を求めるものであり、これは司法院大法官審理案件法第五条第一項第一号に定められた要件とは必ずしも合致せず、ただその解釈を申し立てる法律の条文は本件と同様であり、故に特別の処理の必要がないことを、ここに併せて説明する。

司法院釈字第 373 号（1995 年 2 月 24 日）*

争　　点

教育事業の技術系人員等による労働組合の結成を禁止する労働組合法の規定は違憲か。
（工會法禁止教育事業技工等組工會之規定違憲？）

キーワード

労働組合法（工會法）、結社権（結社權）、教育事業

解釈文：「工会法」（労働組合法）第四条は「各行政機関の行政職職員並びに教育事業、軍事産業の従業員は労働組合を結成してはならない」と定めているが、教育事業に属する技術系人員・給仕係従業員の業務は、その性質上教育事業におけるサービス業務を提供するに過ぎないため、教育事業の技術系人員・給仕係従業員による労働組合の結成禁止は、彼らの合理的権益の獲得を阻み、憲法第二三条に定められている制限の必要限度を超え、憲法に保障されている当該職種に携わる国民の結社権を侵害しているというべきである。よって、本解釈が公布される日より、遅くとも満一年の時点で、その効力を失う。なお、教育事業の技術系人員・給仕係従業員の業務性質を斟酌し、彼らによる労働権の行使に制限を加えることが必要であるかどうかは、立法機関が前記期間内にそれを検討・修正しなければならないことをここに併せて説示しておく。

解釈理由書：憲法第一四条には国民の結社自由が定められており、さらに同法第一五三条第一項

*翻訳者：陳洸岳

は、労働者の生活を改善し、その生産技能を向上させるために、労働者を保護する法律の制定及び政策の実施をしなければならないと定めている。各種の職業に従事する労働者が労働条件の改善を求め、その社会的･経済的地位を高めるために労働組合を結成しうることは、現代法治国家が普遍的に認めている労働者の基本権利であり、上記憲法規定の存在するゆえんでもある。そこで、労働組合の結成に関する法律を制定するにあたり、社会秩序及び公共利益への配慮を前提にしたうえで、労働者に団体交渉権や労働争議権を取得させなければならないのである。労働組合法第四条は「各行政機関の行政職職員並びに教育事業、軍事産業の従業員は労働組合を結成してはならない」と定めているが、教育事業に属する技術系人員・給仕係従業員の業務の性質は教育を受ける国民の権利にかかわっているとはいえ、教育事業におけるサービス業務を提供するに過ぎないため、当該技術系人員・給仕係従業員による労働組合の結成禁止は、彼らの合理的権益の獲得を阻み、憲法第二三条に定められている制限の必要限度を超え、憲法に保障されている当該職種に携わる国民の結社権を侵害しているというべきである。よって、本解釈が公布される日より、遅くとも満一年の時点で、当該禁止規定はその効力を失う。なお、「工会法」第五、六、一二、二〇、二六条及び「団体協約法」（団体交渉法）、「労資争議処理法」（労使争議処理法）の諸規定によれば、労働者の権益を保障するために、労働条件や賃金・労働時間・安全衛生・休暇・退職・労災補償・保険等といったような組合員の福利厚生事項に関しては、労働組合が会員を団結して使用者と協議した上、労働協約を締結することができるほか、協議が成立しない場合、労働組合が協議の不成立による労使間争議を取りまとめたり、調停を申し出たりすることができる。そして、調停の過程を経ても解決しない場合、最終的解決を求めるため所定手続を踏まえてストライキを実行することもできるが、教育事業の技術系人員や給仕係従業員の業務の内容は、その性質上、構内

の安全や教学研究環境の整備等といった教育を受ける国民の権利の保護とまったく関わりがないとはいえない。そこで、当該人員による労働権の行使に何らかの制限を加えることが必要であるかどうかは、立法機関が一年以内にそれを検討･改正しなければならないことをここに併せて説示しておく。

本解釈は、劉鐵錚大法官･戴東雄大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 380 号（1995 年 5 月 26 日）*

争　　点

大学法施行細則二二条一項後段に定めた「各大学の共通の必修科目に合格しないものは、卒業しえないものとする」との規定、及び同条 3 項に定めた「各大学の共通の必修科目は、教育部[文部省]が各大学の関係者を招集し共同にこれを定める」との規定は、憲法一一条が保障する学問の自由との趣旨に合うか。

（大學法施行細則第二十二條第一項後段「各大學共同必修科目不及格者不得畢業」之規定，以及同条第三項「各大學共同必修科目，由教育部邀集各大學相關人員共同研訂之」之規定，是否合乎憲法第十一條所保障之學術自由的宗旨？）

キーワード

学問の自由（學術自由）、大学の自治（大學自治）、大学法（大學法）

解釈文: 教授の自由に関する憲法一一条の規定は、学問の自由に対する制度的保障であり、大学教育について言えば、研究の自由、教授の自由及び学習の自由などの事項を含むものである。大学法一条二項は「大学は学問の自由を受けるものであり、また法律の規定範囲内に、自治権を享有する」と規定し、その自治権の範囲は、研究や教授と自由いった学問の自由と直接関連する事項を含むものである。

大学における課程を如何に定めるかとのことについては、大学

*翻訳者：李仁淼

法には明文に欠けているにもかかわらず、これが教授、および学習の自由にかかるものであるため、学問の自由に関する重要な事項であり、大学の自治の範囲内にある。憲法一六二条には、「全国の公私立教育・文化機関が法律により、国家の監督を受ける」との規定を有すると言えども、国家が大学の自治に対する監督は、法律の規定範囲内に行うものであり、更に憲法二三条に定めた法律の留保という原則に合致しなければならない。大学の必修課程について、法律の明文規定のものを除き、その規定も前記大学の自治の原則に合わなければならない。大学法施行細則二二条三項は、「各大学の共通の必修科目は、教育部[文部省]が各大学の関係者を招集し共同にこれを定める」と規定しているが、ただ大学法は、共通の必修課程をともに定めるよう、各大学を招集することを教育部に授権していないので、大学法施行細則は、大学法の規定していない制限を増やすものではない。

一方、同条一項の後段には「各大学の共通の必修科目に合格しないものは、卒業しえないものとする」との規定は、卒業する条件への制限にかかるものであるため、これにより各大学が共同な履修科目を定めることは、卒業を制限する実質的な効果をもたらすこととなる。しかし、大学法二三条、二五条、及び学位授与法二条、三条の規定により、卒業する条件は大学の自治に属する範囲である。そのため、大学法施行細則二二条一項後段が大学法の規定を踰越し、同条三項が大学法の授権を得ず、ともに上記憲法の趣旨に合わないので、本解釈が公布された日より、遅くとも満一年の時点に、その効力を失するものとする。

解釈理由書：憲法一一条に教授の自由との規定は、学問の自由の保障を目的とする。学問の自由の保障は、大学の組織、その他の制度面において確保するものであり、すなわち制度的保障である。大学の学問の自由を保障するために、大学の自治を認めるものであり、その研究、教授、及び学習の

活動などが不当な干渉を受けないよう、担保することにより、大学に組織経営の自治的権限を享有させ、個人に学問の自由を享有させるものである。大学法一条二項は「大学は学問の自由を受けるものであり、また法律の規定範囲内に、自治権を享有する」と規定している。そのため、教育の主管機関が大学に対する監督は、法律の授権を有するべきであり、且つ又もの法律自身も憲法二三条に定めた法律の留保との原則に合致しなければならない。

蓋し学問の自由は、教育の発展と密接な関係に存しており、その発展の過程から言えば、国家権力からの干渉を免れる学問の自由は、まず研究の自由と教授の自由に現れる。その保障する範囲をも、その他の重要な学術的活動に延ばすものとし、凡そ学問の探求、真理の発見などに関するもので、例として研究動機の形成や、研究計画の提出、研究グループの結成、研究予算の拠出、配分、研究成果の発表について、保障を受けるのみならず、社会から提供される資源を享有させるものである。研究以外に、教授、及び学習の範疇に関する事項について、例として課程の設計、科目の制定、授業の内容、学力の評定、試験の規則、学生の学科及び課程に対する選択の自由、及び学生の自治を保障の範囲内にある。その他、大学内部の組織、教員の採用及び資格の評価も、また大学の自治の権限に属する。これに対し、特に外部からの不当な干渉を避けるものとする。大学法四条、一一条、二二条、二三条、及び私立学校法三条の前段に、ともに大学が国家の監督を受けるものとの趣旨を定めたが、ただ教育の主管機関は、法によりその監督件を行使する際に、前記学問の自由の保障を受ける事項への介入を避けなければならない。

大学における課程の自主については、教授、及び学習の自由に関する以上、学問の自由にかかる重要な事項に属し、大学の課程の制定と配置は、大学の自治、及び学問の責任との原則に即して扱われるものである。大学法二三条は

大学における修業年限の延長と短縮について、大学が自らの制定後、教育部[文部省]に上程し照会してから実施されると定めた。そのゆえに教育部が各大学の運営に対し、ただ適法にして監督する地位に位し、教育部の監督権の行使は、学問の自由への保障、及び大学の自治への尊重に合致するよう、法律の規定していない制限を増やすことができないのは、当然のことである。

大学の必修課程は、法律の明文を除いて、その制定も上記の大学の自治の原則に合致すべきである。大学法施行細則二二条三項は、「各大学の共通の必修科目は、教育部[文部省]が各大学の関係者を招集し共同にこれを定める」と規定しているが、ただ大学法は、共同な履修をともに定めるよう、各大学を招集することを教育部(文部省)に授権していないので、大学法施行細則は、大学法の規定していない制限を増やすものではない。教育部（文部省）がこれにより各大学の共同な履修科目を定めたのは、各大学が関連する科目を制定する際のガイドラインを提供するにすぎない。同条一項の後段には「各大学の共通の必修科目に合格しないものは、卒業しえないものとする」との規定は、卒業する条件への制限にかかるものであるため、これにより各大学の共通の必修科目を定めたことは、卒業を制限する実質的な効果をもうたらすこととなった。しかし、大学法二三条、二五条、及び学位授与法二条、三条の規定により、卒業する条件は大学の自治に属する範囲である。

そのため、大学法施行細則二二条一項後段が大学法の規定を踰越したものであり、また同条三項が大学法の授権を得ず、ともに上記憲法の趣旨に合わないので、本解釈が公布された日より、遅くとも満一年の時点に、その効力を失するものとする。この期間中、大学の共通の必修科目の制定は、大学の自治の精神に即し法律により明文で規定されるべきであり、または大学の課程を制定するための自主的な手続により、各大学により、自ら制定されるべきであり、

併せて、ここで言明する。

本解釈は、林永謀大法官･楊慧英大法官による補充意見書、董翔飛大法官･施文森大法官･曾華松大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 382 号（1995 年 6 月 23 日）*

争　　点

各級学校に在籍している学生が退学処分などの不利益処分を受けた後、学内のすべての救済措置を尽くしてから、なお救済を得ない者には、行政訴訟を提起させないことは、違憲するか。
(各級學校在校學生，在受到退學等不利益處分之後，於用盡校內所有之救濟措施，仍無法得到救濟者，不許其提起行政訴訟，是否違憲？)

キーワード

教育を受ける権利（受教育的權利)、裁判を受ける権利（接受裁判的權利）

解釈文：各級学校は、その学校の学則または懲罰規定により、学生に退学処分またはこれに類似する処分をしたことは、当該学生の身分が変更され教育を受ける権利が損なれることになるため、教育を受ける権利といった人民の憲法上の権利に重大な影響を与えることになる。このような処分は、訴願法及び行政訴訟法上の行政処分に該当するものである。処分を受けた学生は、学内の救済措置を尽くした後も、なお救済を得られなかった場合、法により訴願と行政訴訟を提起することができる。行政法院 1952 年第 6 号判例（行政法院四十一年判字第六號判例）には、上記の趣旨に合わない部分は、これを援用すべきではないことになり、以て憲法が保障する人民の教育を受ける権利、及び裁判を受ける権利の趣旨に合致するこ

*翻訳者：李仁淼

とになる。

解釈理由書：国民の教育を受ける権利は、憲法に保障されるものである。憲法上の権利が不法に侵害された者は、憲法第十六条に定めた訴願及び訴訟の権利を行使し、最終的に司法機関の救済を受けることができること、その身分に影響を有するものではない。これは、すでに本院解釈第一八七、二〇一、二四三、二六六、二九五、二九八、三一二、三二三、及び三三八など各号の解釈の中で、公務員またはその他の身分を有する者が関与した各種類の訴訟事件について、度重ねて詳細に解釈された。

公立学校は、各級政府が法令により設置した教育機構であり、行政機関にあたる。私立学校は、私立学校法により教育行政の主務機関による許可を経て設立されたものであり、並びに公式印を作り公の授権を受けて使用するものであり、教育を実施する範囲内において、学生の募集、学籍の付与、並びに卒業または学位証書の頒布などの権限を有するので、法律が特定の範囲内において公権力の行使が授与された教育機構である。そこで、上記の事項を取り扱う際に、行政機関にあたるものである。(本院解釈二六九号参照)。従って、各級公私立学校が学則または懲罰規定により、学生に行った退学処分またはこれに類似する処分は、学生の身分を変更しその教育を受ける権利を損なうことになり、このような処分は訴願法及び行政訴訟法上の行政処分に当り、またもはや憲法上の教育を受ける権利に重大な影響をもたらすことになった。人民が学生の身分で学校の処分を受けてから、行政争訟を提起しうるかについて、それぞれのの処分の内容に基づき、論じるべきである。学生が受けた処分が学校秩序を維持するための、教育の目的の実現を必要とするものであり、且つまたその教育を受ける権利を侵害しないもの（例として過、戒告などの処分）であれば、学内の申立ての道を通じて救済を求める他に、なお行政争訟が提起される余地がない状態にある。一方、学生受けたものが、退

学処分またはこれに類似する処分であれば、その教育を受ける権利がすでに侵害されたので、学内の申立てを尽くした後、法により訴願及び行政訴訟を提起することが許されるべきである。行政法院1952年第6号判例（行政法院四十一年判字第六號判例）が述べた「学校と官庁とは同じものではなく、学生が学校との関係も、また国民が官庁との関係が相違にある。学校が校則に違反する学生に転学処分を命じてから、不当があった場合、ただ所管の監督機関に糾問を求めるしかない。訴願の手続により、訴願を提起しえない。」との内容は、上記の趣旨と合致していない部分が援用すべきものでない。以て憲法が保障する人民の教育を受ける権利及び裁判を受ける権利との趣旨に合うようにする。

一方、学生の退学またはこれと類似する処分にかかる争訟を受理した行政機関または裁判所は、学生の品行に対する考課、成績の評価または懲戒の方法に関する選択肢について、教師及び学校が其の専門、および事実に対する熟知を本に行われた決定を尊重するものである。ただその判断または裁量は、違法または明らかに不当であった場合、これを取り消しまたは変更し得ることになる。併せてここで言明する。

司法院釈字第 384 号（1995 年 7 月 28 日）*

争　　点

やくざ者取締法における強制的に出頭させること・秘密証人などの規定は違憲。
（檢肅流氓條例強制到案、秘密證人等規定違憲？）

キーワード

正当な手続き（正當程序）、人身自由、訴訟権（訴訟權）

解釈文：憲法八条一項は、「人民の身体の自由は保障されなければならない。法律により別に定める現行犯の逮捕の場合を除いては、司法又は警察機関による法定手続きによらなければ、人民を逮捕又は拘禁してはいけない。法院による法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけない。法定手続きによらない逮捕・拘禁・審問又は処罰はこれを拒絶することができる。」と規定している。「法定手続き」ということは、凡そ人民の人身自由に関する制限の処分について、その対象が刑事被告人であるかどうかを問わず、国家機関の行う手続きは法律をもって規範が設けられ、さらにその内容が必ず実質として適正であり、また憲法二三条の条件の要件に符合し行わなければならないことを指すのである。やくざ者取締法（檢肅流氓條例）六条及び七条は、警察機関に強制的に人民を出頭させることができる権限を与え、何らの必要としての司法手続きをも行わないとし、同法一二条は秘密証人の制度という制度ことにより、その送致裁定を受けた人の証人の尋問権利が剥

*翻訳者：林裕順

奪され、法院の真実発見も妨げることになり、同法二一条において実刑判決を受けた者及び受刑者に、特別予防の要求があるか否かを問わず、保安処分により恣意的に人身自由を喪失させる虞れを避けかねない、これらの条文は全て必要な程度を逸し、実質上適切さに欠け、前述した憲法の趣旨に反している。また、同法五条における警察機関がやくざ者と認定し、勧告の処分を与えたことに対し内政部警政署に異議申立てのほか訴願か行政訴訟を提起してはいけないとすることも、憲法一六条の趣旨に反している。以上の各々の規定はこの解釈文が公布してから1996 年 12 月 31 日までにその効力を失う。

解釈理由書：人民の人身自由の十分な保障は、憲法上保障しているほかの自由を行使するための前提で、重要な基本的人権である。だからこそ、憲法八条は人民の人身自由の保障に関して特に詳細な規定を設けているわけである。同条一項における「人民の身体の自由は保障されなければならない。法律により別に定める現行犯の逮捕の場合を除いては、司法又は警察機関による法定手続きによらなければ、人民を逮捕又は拘禁してはいけない。法院による法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけない。法定手続きによらない逮捕・拘禁・審問又は処罰はこれを拒絶することができる」との規定によると、凡そ人民の人身自由の制限に関する処置は、一定の範疇で憲法により留保され、刑事被告人の立場にあるかどうかを問わず、前述の規定に従い保障しなければいけないということを指すのである。現行犯の逮捕は別に法律により規定するが、そのほかの事由のため刑事手続きも法律により定められ、さらに立法機関は法律を制定するときその要件内容を実質として適正な内容とし、憲法二三条の要件に符合するようにしなければいけない。このようにして、人身自由に関して制度的な保障ができたといえよう。凡そ憲法が施行してからの人身自由の保障のためにそれぞれの整備及び現代の法治国家において普遍的な人身自由の

保障のため権利の付与或いは保護されることはこれに含まれる。そうでないと、人身自由の保障は空言になるほかないであろうし、初めに述べた憲法の条文も貫徹することはできないのである。

前述で実質的に適正な法律手続きというのは、実体法、手続法としての内容をともに指す。実体法からすると、罪刑法定主義の遵守であり、手続法からすると、例えば被疑者について、現行犯を除きその逮捕は必要な司法手続によらなければならないとか、被告人の自白は任意になされなければいけないとか、犯罪の事実の認定は証拠によるとか、同一の行為は重複に処罰してはいけないとか、当事者は証人に対質したり尋問したりする権利があるとか、審判と検察との分離とか、審判は原則として公開するとか及び裁判に対する不服があればその救済手段が確保されるなどということがその中心である。戒厳の宣告・国家或いは人民が緊急の危険事態にあることにより例外の状況を認めることはできるが、そのほかに法律規範として前述の原則に悖ったとすれば、憲法における実質的適正な法律手続きに違反することになるといわなければいけない。現行のやくざ者者取締法（檢肅流氓條例）は、その前身は当時、戒厳という時期に鑑み、所産されたもので、社会秩序の維持について、確かに一定の成果を挙げているが、同取締法（現行法を指す、以下は同じに）二条の列挙の行為も法律をもって、対処していくことはできないわけではない。但し、その規範の中身として実質的に適正な法律手続きに符合するようにするのは、むろん、当然のことである。

同法律四条によると、やくざ者と認め、登録して補導処分を受けさせたことは、その名誉への悪影響を与えるだけではなく、感訓処分を処し人身自由を喪失させることもあるので、人民の権利を侵害する行政処分に属する。然し、同法律五条は、やくざ者と認められた者が、不服するならば、勧告書を受けた翌日から十日以内、書面で理由を述べ、元の認定機関を経て内政省の警察庁に異議の申し

立てを提出することができ、内政省の警察庁の決定にも不服する場合、再び異議の申し立てを提出してはいけないと規定している。これは行政救済手続きの適用を排除することは、明らかに憲法一六条における人民の訴願及び訴訟権利を保障することに違反する。

同法律六条は「やくざ者と認められた者に対して、事情の重大性に鑑み、指定都市警察署或いは県（市）警察本部は、勧告処分することをしなく、直ちに召喚することができる。さらに、召喚したことに遵守しなかったと強制的に出頭させることができる。」とし、七条は「やくざ者と認められた者は勧告を受けてから一年以内で、依然として二条の各号の事情があり、指定都市警察署或いは県（市）警察本部は召喚することができる。召喚したことに遵守しなかったと強制的に出頭させることができる。」と規定し、警察機関に人民を強制的に出頭させる権限を付与する。但し、やくざ者というのは、刑事法を犯した犯人でもあれば、犯罪に及ばない非行者でもあるから、犯罪者さえの拘引或いは逮捕としては、刑事訴訟法が一定の手続きを規定している一方、前述の条文では彼らは現に犯罪を行うことを問わず、全て現行犯逮捕と同様にし、司法機関が発布する令状を持たず、直ちに出頭させることができるとするのは、必要な程度を逸し、憲法八条一項は明確に現行犯と非現行犯と区別し異なった手続きに適用させるという主旨に違反する。

同法律一二条一項は「警察機関及び法院は、やくざ者の事件を受理し、告発人・被害者或いは証人が氏名・身上を隠すと求めるとき、秘密証人としてそれぞれこれを尋問しなければならない。さらに、召喚書・調書及び文書の制作に関してはその氏名、身上を番号にかえ、証人の氏名・身上を洩らしてはいけない」とし、同条二項は「送致との決定を受けた人或いはその依頼した弁護人は秘密証人に対質・尋問してはいけない」と規定していることにより、事件の事情を問わず、告発人・被害者或いは証人が氏名・身上を隠すこと

を求めるだけで、直ちに法院の証人尋問の手続きは秘密証人として尋問しなければならないと限定し、送致との決定を受けた人或いはその依頼した弁護人がその権利を守り、法院に真実を発見させるため、証人に対質・尋問することを奪うことになる。これにより十分な証拠を持たないにもかかわらず、送致された人に感訓処分を命ずる恐れがあり、憲法はこれを認めることはない。

同法律二一条における感訓処分を受けた者が同時に刑事法律を犯した場合との規定は、刑の言い渡しを受け、執行された者に対し、特別の予防としての必要性を問わず、感訓処分を受けさせ、人身自由を制限する危険をもたらすとしている。また、同一行為で刑事法を犯した者が刑法の規定に基づき刑事続きで保安処分を処すべきと認められた者は、刑の判決を言い渡された同時（刑法九六条を参照する）、通常は、保安処分もすでに考慮し処理されたのである。一方、感訓処分というものは、刑法及び保安処分執行法における処分に属しないが、感訓処分を受けた者はこの処分により重大な人身自由を制限され、期間的には三年も達することができるし、上述の条文により執行上で感訓処分が優先的であるとし、感訓処分に該当すると認めた行為は、警察機関がともに刑事法を犯したとし検察機関に送致し、検察官或いは法院が一般の捜査・審理手続きを経て罪に当たらないと判断したら、不起訴或いは無罪にしているわけであるけれども、感訓処分がすでに確定して執行され、再び事件を審判しなおすことという規定がある（同法一六条一項七号）としても、人身自由が制限された以上、回復することはもはや不可能である。おおよそ、これらは人民の人身自由を守り、被告の利益を保障するため、長くから樹立した制度に背馳することになる。やくざ者取締法における前述条文は、人の自由を妨害することを防ぎ、社会秩序を維持するという趣旨を持つといっても、必要な程度を逸し、実質な正当に違反したことは、憲法上これを容認することはない。

総じて、やくざ者取締法五条は憲法一六条の保障した人民の訴願及び訴訟権利に反し、同六条、七条、一二条及び二一条は憲法八条一項における人民の人身自由を保障する旨に違反し、この解釈が公布の日から遅くとも中華民国八五（1996）年一二月三一日までにその効力を失う。この間では関わる機関は個人の権利を保障することと社会秩序を維持することを調和し、やくざ者取締法を検討していくべきである。

本解釈は、孫森焱大法官、林永謀大法官によるそれぞれの補充意見書がある。

司法院釈字第 390 号（1995 年 11 月 10 日）*

争　　点

工場立地法の定める停止または休止処分などの規定は違憲か。
（工廠設立登記規則停止或歇業處分等規定違憲？）

キーワード

工場立地法(工廠設立登記規則)、法律授権、権利侵害

解釈文：国民が工場を設立することは行政法上の義務違反をもたらす場合には、その結果として、工場の運営を停止させ、又は休止させる処分を与えることになる。それは、国民の権利への制限に及ぼすことになるため、憲法第二三条及び中央法規標準法第五条第二項により、法律で定めるべきである。もし、法律はそれを命令で補充規定として定めることができると授権したのであれば、授権の目的、内容及び範囲を明確にすべきであるとしたうえで、命令を発することができる。工廠設立登記規則(工場立地法)第一九条第一項は、「工場が本規則の定めに拠らず設立登録を申請し、もしくは許可された登録事項に基づかず経営し、又はその他工場に関わる法令に違反する場合に、省（市）建設庁（局）は一部又は全部に停止させ又は休止させる処分を与えることができる」と定めている。この定めは国民の権利への制限をもたらすことになり、法律による授権に欠けているため、前述した趣旨に合致しておらず、本解釈が公布される日から、遅くとも一年間になってから失効する。

解釈理由書：国民が工場を設

*翻訳者：王萱琳

立することは行政法上の義務違反をもたらす場合には、工場の経営を停止させ、または休止させる処分は、国民の工作権と財産権に侵害することになるため、憲法第二三条及び中央法規標準法第五条第二項により、その処分の構成要件は法律で定めるべきであると規定している。もし、法律はその構成要件について、命令で補充規定として授権したのであれば、授権の目的、内容及び範囲を明確にしたうえで命令を発することができる。これは、本院釈字第三一三号、第三六〇号及び第三六七号等の解釈において前以って示したことである。経済部（経済産業省）は国内の工場の設立について管理する責を持っており、中華民国八〇（1991）年七月三一日に工廠設立登記規則（工場立地法）を改正・公布した。それは、憲法で保障される国民の権利事項を制限する場合に、上述した説明に基づき法律又は法律の授権を根拠としてすることができると規定する。工廠設立登記規則（工場立地法）第一九条第一項は、「工場が本規則の定めに拠らず設立登録を申請し、もしくは許可された登録事項に基づかず経営し、又はその他工場に関わる法令に違反する場合に、省（市）建設庁（局）は一部又は全部に停止させ又は休止させる処分を与えることができる」と定めている。そのうち、国民がその規則に違反した行為に対し、一部又は全部に営業停止又は休止させる処分の部分は、すでに国民の工作権及び財産権への制限をもたらすことになる。この規定は、法律上の明文の定めによるものでないのみならず、また法律による授権でもないため、上述した趣旨に合致していない。本解釈が公布してから、遅くとも一年になってから失効する。

司法院釈字第 392 号（1995 年 12 月 22 日）*

争　　点

刑訴法に関する検察官の拘留を行使すること及び提審法における提審の法律要件などの規定は違憲か。
（刑訴法檢察官羈押權、提審法提審要件等規定違憲？）

キーワード

司法機関（司法機關）、法院、検察官（檢察官）、拘留、身体の自由（身體自由）

解釈文：司法権のひとつとしての刑事訴訟、ちなみに国家刑罰権を実現することを目的としての刑事裁判に関する司法手続きについては、その裁判ということは、訴追をはじめに、だが訴追のため必ず捜査を実施し、なお判決が確定することにより、刑の執行を経た後、裁判の内容が実現されることが可能になるのである。したがって、これらの手続きは完全に裁判・処罰を除いてはならないということである。言い換えれば、捜査・訴追・審判・刑の執行の各々は刑事手続きの一部であり、国家の代表として「捜査」「訴追」「執行」を行う検察機関は、職権を行使し、刑事司法の任務を達成するのを目的とする以上、このような意義としての国家作用に関しては広義な司法機関のひとつである。その故に、憲法八条一項の文言の「司法機関」は、同法七七条の規定における司法機関だけを示すものではなく、検察機関も含まれた広義な司法機関である。

憲法八条一項、二項の規定に

*翻訳者：林裕順

おける「審問」は、裁判所が審理する中の訊問であり、裁判権を有しない者は行ってはならない。よって、この二項の条文にいう「法院」は裁判権を有する裁判官が構成された一人制或いは合議制の法院をいう。法院ではない機関が逮捕・拘禁を行うと、前述の憲法八条二項の規定に従い、遅くとも二十四時間以内に犯罪嫌疑のため逮捕拘禁された人が管轄法院に移送し審問されなければならない。その故に、現行の刑事訴訟法一〇一条・一〇二条三項を準用する七一条四項及び一二〇条などの規定が法院を他にして、なお検察官に被告人を拘留する権限を与え、同法一〇五条三項が検察官に拘留所長官の命令を許可する権限を付与し、同法一二一条一項・二五九条一項が検察官に拘留の取消、拘留執行の停止、拘留執行の停止の取消・拘留の延長及びその他被告人拘留の関する処分を与えることは、前述の憲法八条二項の規定の趣旨に違反する。

憲法八条二項は、「人民が犯罪の嫌疑のため逮捕・拘禁されたときは、その逮捕・拘禁の機関は逮捕・拘禁の理由を書面にして本人及び本人指定の親戚又は友人に告知し、かつ遅くとも二十四時間以内に本人を審問のため管轄法院に移送しなければならない。本人又はその他の者もまた管轄裁判所に二十四時間以内に逮捕・拘禁機関に提審するよう請求することができる」というように規定しているだけであり、「違法の逮捕拘禁」を前提要件として提審を請求することではなく、よって提審法一条は、「人民が法院以外の全ての機関によって非法の逮捕拘禁を受けたとき、本人或いはその他の者は逮捕拘禁の所在地方の法院或いはその管轄の高等法院に提審を請求することができる。」と規定していることは、「不法の逮捕拘禁」を提審の前提要件とするから、憲法の規定に違反するのである。

前述のように、刑事訴訟法及び提審法に関する憲法の趣旨に違反する条文は、全てこの解釈が公布の日から起算して遅くとも二年以内にその効力を失う。本院院解字 4034 号解釈が変更されるべきで

ある。但し、憲法八条二項における「遅くとも二十四時間以内に移送しなければならない」にいわゆる24時間は、客観的、確かに捜査を進めさせることができるというものである。よって、本院釈字130号の解釈は依然として適用することができるし、他の憲法規定の趣旨に符合する法律上の障害事由があるとき、自ずと時間の算入することを排除することができると、合わせてここで説明する。

解釈理由書：本件は、一.立法院は職権に基づき刑事訴訟法の修正案を審査したとき、憲法八条一項前段に言う「司法機関」は検察機関を含むかを疑問にし、本院の解釈を請求すること。二、許信良は憲法の保障する権利が侵害されたとし、法律の規定により訴訟を起こしたが、終局裁判に適用されている法律は憲法違反と考え、本院の解釈を請求すること。三、張俊雄など52名の立法委員は、職権を行使し憲法の適用に関して疑問にし解釈を請求することにより、司法院大法官審理案件法五条一項の規定に該当するとし、四、台湾台中地方裁判所裁判官高思大は、職権を行使したとき、憲法の適用に関して疑問にし本院釈字371号解釈に基づき解釈を請求することも合法であるとし、大法官の評決を経て受理すべきと考え、前述の各々の事件を併合審理させ、さらに司法院大法官審理案件法一三条一項の規定に従い、請求人及び関係機関の法務省の代理人を通知し、1995年10月19日、11月2日をもち、憲法法廷で口頭弁論を行い、同時に裁判官代表・法律学者・弁護士代表を招致し、法廷で意見を陳述させたということであると、最初に説明する。

本件の申請人らの主張を概ねに整理すると、一、文言的及び体系的解釈からすると、憲法八条一項前段にいう司法機関は、憲法七七条に規定されている司法機関と同一視されるべきで、専ら「民事、刑事、行政訴訟の審判及び公務員の懲戒をつかさどり、その行政監督の構成上、司法院を最高機関とする構造である」を指す。権力分立の原理及び組織機構の機能からすると、司法権は審判権であ

り、正的、受動的、公正的である第三者性及び独立性という特徴を有し、検察権の公益性、能動的、当事者的及び検察同一体的、上命下服という特徴とは截然として異なる。司法院釈字 13 号解釈が但し書において、「実任の検察官の保障は、同法八二条及び法院組織法四〇条二項に基づき、転官すること以外、実任の裁判官と同じである」としているのは、専ら法院組織法に、検察官の保障に対し裁判官の規定を準用することを表し、検察官の憲法における行政機関的性質を有するという、基本的な地位を変えるものではない。二、憲法八条一項は、「法院により、法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰することはできない」と規定する。それゆえ、憲法にいう法院は単に審問・処罰の権力を有する法院をいい、審問・処罰の権力を有する機関というのは、憲法七七条によって、専ら審判権を有する各級の法院を指す。検察官は「審判・処罰」の権力を有しないので、自ずと憲法上の法院とはいえない。憲法八条二項の後段にいう法院は既に提審・審判の権力を有する狭義の法院を指し、検察官を含まないので、同条前段における「法院」という文言と同様に解釈しなければならない。ちなみに同条二項前段の法院は自ら審判を行う法院のみを指し、検察官を含まない。三、人民の訴訟上の権利を保障するという考え方に基づき、「当事者対等原則」や憲法八条一項に規定している適正な「法的手続き」の解釈を勘案すると、同条の前段の「司法機関」には検察機関を含まないことが一層明らかになる。国家の代表者として、刑事訴訟手続きの当事者たる検察官も勾留を決定、行使することができるとすれば、「当事者対等」に反するばかりか、実質的に適正な「法律手続き」という厳格な意味に反し、人民の国家に対する信用を損ないかねない。それゆえ、検察機関を「司法機関」の範疇から排除して初めて適正手続きの憲法上の意義に合致することができる。四、わが国憲法八条の立法の沿革に鑑みると、従来、憲法或いはその草案は、提審権力を審判を司る狭義の司法機関特有のものとして付与し

てきた。提審法第一条に規定している「不法の逮捕拘禁」という要件は憲法八条二項に規定されていない制限を付加しているが、実は憲法の条文の趣旨を忠実に順守すれば、合法に逮捕拘禁している場合であっても、提審を請求することは妨げられず、さらにこの制限により非法であるか否かが法院以外の機関（例えば検察官）に委ねられることになるという誤解が安易になされて、人民の提審の権利が剥奪され、憲法の人身自由保障の崇高な中身が空洞化され、明らかに憲法八条二項の趣旨にそぐわない。五、憲法八条一項前段、二項、三項は「人民の身体の自由は保障されなければならない。法律により別に定める現行犯の逮捕の場合を除いては、司法又は警察機関による法定手続きによるのでなければ、人民を逮捕又は拘禁してはいけない。……人民が犯罪の嫌疑によって逮捕又は拘禁されたときは、その逮捕又は拘禁を行った機関は逮捕又は拘禁の理由を書面にして本人及び本人指定の親戚又は友人に告知し、かつ遅くとも二十四時間以内に本人を審問のため管轄法院に移送しなければならない。本人又はその他の者もまた管轄法院に二十四時間以内に逮捕又は拘禁機関に提審するよう請求することができる。法院は前項の請求を拒絶してはいけない、かつあらかじめ逮捕又は拘禁の機関に調査及び報告をさせてはいけない。逮捕又は拘禁の機関は法院の提審に対して、拒絶又は遅延してはいけない。」と規定している。こらの規定からわかるように、法院以外の機関は人民を 24 時間以上拘禁してはいけないにもかかわらず、現行刑事訴訟法一〇八条二項が検察官に二ヶ月以上も人民の人身を拘禁できることを付与し、法院に送致し審問させないことを規定していることは明らかに憲法に違反する、とされている。

関係機関の主張は、概ねに以下のように一、司法権の定義は目的的及び効能的な視点から論じるべきで、単に組織の所属という形式によるのではない。それゆえ、司法権は審判権を除き、少なくとも解釈権、懲戒権及び検察権をも含む。司法機関が検察機関を含む

ことは実務家及び憲法学者の間では通説とされている。司法院釈字第 13 号、第 325 号、第 384 号解釈は、直接的、間接的に司法機関には検察機関を含むと認めている。検察機関は現に法務部に所属しているが、法院組織法は検察官が独立に職権を行うことを強化するため、法務部長には、行政の監督権があるものの、業務の指揮権がないことを規定して、検察官の個別事件の処理に影響を与えることができないようにしている。二、五権分立憲法は三権分立憲法とその理論根拠を異にし、三権分立による監督均衡ということより、平等的、補完的功能を強調している。たとい、検察官は司法官ではなくて、その勾留権限を有することが、西洋の司法民主化或いは分権均衡の原理とそぐわないことを認めるとしても、これはせいぜい立法政策の問題であり憲法違反の問題ではない。法律の規定している手続きに従えば、検察官も勾留の権限を有するべきである。三、憲法の制定の背景からすると、当時検察官が法院に所属し、逮捕・拘禁が概ね警察機関にあったという事実を踏まえると、憲法八条一項前段に規定した「法院」には検察機関を含む広義の法院をいう。まして民国一六年（1928 年）以来、検察官を法院に配置させてきた体制は、法院組織法が制定、何回かの修正を重ねられ、いまだ全く変革しておらず、前述の「法院」には検察機関が含まれることに疑義を入れる余地はない。四、「処罰」は確かに裁判機関の権限であるが、「審問」は検察官の捜査段階における「訊問」に当たることとされるべきである。そうでないと、事件が起訴されなかったとすれば審問することは不可能でありそうして、「追究」ということは「追訴」をいう。五、憲法の制定の沿革については、訓政時期の憲法草案が審判機関と規定し、その後、五五憲法草案も現行憲法もともに法院と規定し、「審判機関」という文言を止め、広義の法院の意味を採り入れたといえる。六、憲法八条二項の規定の法律性格として、迅速に送致するような条文であり、外国の立法例を参考した。1953 年 9 月 3 日施行の「人権及び基本的自由の保護のための欧州条

約」五条、1976 年 3 月 23 日施行の「国連の市民的及び政治的権利に関する国際規約」九条、1978 年 6 月施行の「米州人権条約」七条などを参考にすると、ともに犯人を迅速に「裁判官又は他の法律によって司法権を行うもの」のところに送致しなければいかないと規定しており、明らかに各□の条約は、犯人を受け取る機関を裁判官に限っておらず、単に、提審の請求を受理する機関は狭義の法院に制限するとしておる。七、わが国の検察官は捜査の主体であり、公益の代表者でもあり、被告人の有罪判決の追究を唯一の目的としておらず、他の国の純粋な訴追者と異なり、本来は予審の裁判官の機能を有し、よって勾留権を持つことができないとはいえない。八、提審法一条の「非法の逮捕拘禁」というのは、逮捕拘禁の権限を有しない機関であるのに、逮捕拘禁を行ったり、逮捕拘禁の権限を有し、その逮捕拘禁が 24 時間を超えたりしたことを指し、憲法八条二項後段の規定に違反せず、それに制限を加えることもない。さらに、同じ文言で異なる意味を持つのは常にあり、本条の前段の法院は自ずと後段にある法院と異なった解釈を行うことができる。九、憲法の解釈としては、合理性及び実行性を考慮しなければならないため、憲法八条二項にある法院は狭義の法院を指すと認める場合は、逮捕した後、24 時間以内に被疑者を裁判官のところに送致しなければいけないとし、検察官と警察官とは余儀なく 24 時間を共有するという事態になるわけである。諸外国の立法例と比較すると、24 時間を共有することは明らかに短すぎ、合理性及び実行性は全く欠けるなどである。

本院は申請人らと関係機関との主張・裁判官代表・法律学者・弁護士代表の陳述した意見を考慮し、本解釈を作りその理由は以下のように

「司法」というのは観念上、立法・行政に対するものである（わが国の憲法からすると、なお考試、監察を含む)。概念としては多義的な法律用語であり、実質的意義の司法と形式的意義の司法

という区別もあれば、狭義の司法と広義の司法という分け方もある。ここで、実質的意義の司法は、国家が法律に基づき訴訟の具体的な事実に対し言渡すこと（裁判）及び裁判権の行使を補助すること（司法行政）である。一方、形式的意義の司法は、凡そ法律が司法権の権力として遂行させる作用の範疇に入れることをいうのである――例えば、現行の制度における「公証」はその性質からすると、司法の範疇に入らないが、司法の一つとして遂行させることがその一例である。狭義の司法というのは固有の意義の司法であり、本来は民事刑事裁判の国家作用に限り、この作用を遂行する権力を一般に司法権或いは審判権と言い、さらに民事刑事に関する裁判権限に鑑み、裁判権とも称することができる。ただ、わが国の現状を踏まえると、行政訴訟、公務員の懲戒、司法解釈及び違憲・政党解散の審理などの「国家の裁判の作用」も含める。ちなみに、司法の独立という性質が必要であるのは全てこの意義の司法である。それゆえ、憲法第七章に規定している司法院の地位や職権など、換言すると、七七条における司法院は最高の「司法機関」であること、七八条における司法の解釈権に関すること、及び修正四条二項における政党の違憲の解散事項に関することは全て狭義の司法といえる。ところで、狭義の司法の目的を達成させるための国家作用（司法的性質を有する国家作用）は広義の司法の範囲に該当する。

法院は審判（裁判）を司る機関であり、広義にも狭義にも区別することができる。狭義の法院は、具体的な事件において単独或いは数人の合議で審判を行うもので、審判権を行使する機関であり、訴訟法的意義における法院でもある。広義の法院は、国家が裁判を行うため、設置された、人員及び物を含むのであり、組織法的意義としての法院である。それゆえ、狭義の法院は原則として司法裁判権力（審判権）を有するもので、つまり前述の狭義の司法権（審判権）を行使し、司法独立（審判独立）の性質を備えてはじめて、該当する。そうして、この

意義における法院として、審判を執行する（審判の権限を行使する）者を法官という。それゆえ、狭義の法院の成員といえる法官に限られる。広義な法院の成員として審判に直接に参与していない場合は、法官とはいえないし、その構成体も狭義の法院とはいえない。審判の手続きからすると、法院（狭義の法院）は法官と同義で、ともに審判を行使する機関を指し、両者は原則として互いに替えて使うことができる。これによって、法律上明らかに法官と規定していると、その法官の本人に関する規定（例えば、法官の身分、地位の保障、法官の除斥など）を除き、審判権力を行使することに関するのは、法官という場合は、法院のことを指すのである。憲法の条文において、「法院」・「法官」に関する規定が何を意味するかは、上述のことにより判断しなければならない。

わが国の現行制度における検察官は捜査の主体であり、「刑事訴訟」について、公訴を行い、法院に対し法律を適正に適用するよう請求し、判決が正当に執行されるよう指揮・監督することに努める。一方、「民事訴訟」についてもなお公益の代表者としての多数の任務と権限を担当しているのも重要である（法院組織法六〇条、刑事訴訟法二二八条以下を参照せよ）。ただ、主要な任務としては、犯罪の捜査及び公訴権の行使にあたり、たとえ「訴訟上」単独で職務を遂行することができるとしても（法院組織法六一条を参照）、職務の執行について、なおその上司（検察の長官）の命令に従う義務を有する（法院組織法六三条）。これは、職権を行使するにあたって、外部関係としては他の国家機関からのいかなる干渉を受けなく、内部関係としては事件の審判に関して、法律に基づき裁判を行う独立な審判とは異なる立場と全く異なる。ところで、検察機関は検察官が公務を行う官署であり、法院に配置されてはいるものの（法院組織法五八条）、法院と異なり単独で職権を行使し、また審判権を行使する法院に所属していない以上、前述のような狭義の法院に当たらないのであって、

その構成員としての検察官が法官ではないことに、疑義を入れる余地はない。ただし、実任の検察官の保障が、転官を除き実任の法官の保障と同じとされていることは、すでに本院は釈字 13 号をもって、既に解釈しているのであるから、これについては、依然と適用すべきであるに間違いない。

憲法八条一項は、「人民の身体の自由は保障されなければならない。法律により別に定める現行犯の逮捕の場合を除いては、司法又は警察機関による法定手続きによるのでなければ、人民を逮捕又は拘禁してはいけない。法院による、法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけない……」と規定している。これは司法権力の行使の一つとしての刑事訴訟或いは刑事裁判からすると、国家刑罰権の実現を目的とする司法手続きである。従って、審判は起訴によって始まり、公訴の提起のため、捜査を行わなければいけないし、判決が確定した後、執行の手続きを経て、裁判の内容が初めて実現される。この一連の手続きは全て審判、処罰と緊密に関連している。ちなみに、捜査、訴追、審判、刑の執行のいずれも刑事司法の一連の手続きから分離することができない段階であり、国家の代表者として、「捜査」、「訴追」、「執行」の各々の段階に勤めている検察官は職権を行使することによって刑事司法の任務を完遂しようとする以上、これらの国家作用は、前述の説明のように、広義の司法の一翼を担うというべきである。そうして憲法はここにも「……司法又は警察機関は法定手続きによるのでなければ、人民を逮捕又は拘禁してはいけない。法院により、法定手続き……」と規定しているので、ここでの司法機関というのは、機能からすると、自ずと検察機関を含む広義の司法機関をいうわけである。まして、ここは司法（警察）機関と法院を合わせて列挙し、前後に配列していることから、ここの司法機関というのは憲法七七条の司法機関をいうものではなく、狭義の法院をいうものでないのも明確である。さらに、刑事司法の手続きについては、捜査段階は警

察官と検察官が行い、後者が前者の指揮につとめ、並ぶに公訴権を行使する以上、憲法が条文上逮捕拘禁に関して司法と警察機関を並列している場合、検察機関を含むというのはむしろ当然である。

憲法八条二項は、「人民が犯罪の嫌疑によって逮捕又は拘禁されたときは、その逮捕又は拘禁の機関は逮捕又は拘禁の理由を書面にして本人及び本人指定の親戚又は友人に告知し、かつ遅くとも二十四時間以内に本人を審問のため管轄法院に移送しなければならない。本人又はその他の者もまた管轄裁判所に二十四時間以内に逮捕又は拘禁機関に提審するよう請求することができる。」と規定している。前段における「本人を『審問』のため管轄法院に移送しなければならない」と同条一項における「……法院による、法定手続きによるのでなければ、人民を『審問』してはならない」に関する「審問」は、法院が審理のため訊問することをいうのであり、審判権を有しないものはこれをしてはならない。それゆえ、ここにいう「法院」は審判権を有する法官から構成された一人制或いは合議制の法院をいい、刑事訴訟法における狭義の法院でもある。しかも、憲法八条一項前段によると、すでに司法(警察)機関と法院とを並列しており、前者に刑事司法の手続きにおいて法の続きに基づく逮捕拘禁の権限を与え、後者にのみ審問の権限を有することを明記している以上、ここにいう法院と憲法八条二項前段の法院は、独立の審判権を有する法官から構成されたものであることは明らかである。

憲法八条二項後段にいう、「……管轄『法院』に二十四時間以内に逮捕又は拘禁機関に提審するよう請求することができる」の法院、同条三項にいう、「『法院』は前項の申請を拒絶してはいけない。またあらかじめ逮捕又は拘禁の機関に調査及び報告をさせてはいけない。逮捕又は拘禁の機関は『法院』の提審に対して、拒絶又は遅延してはいけない。」の法院、四項にいう「人民はいかなる機関により不法の逮捕又は拘禁を受けたときでも、その本人又はそ

の他の者により『法院』に対してその追究を請求することができる、『法院』はこれを拒絶してはいけない、かつ二十四時間以内に逮捕又は拘禁の機関を追究して、法によって処理しなければいけない。」の法院も、全て審判権を有する法院を指すという限り初めて妥当であるといわなければならない。けだし、二項後段及び三項の提審という規定は英米法の「人身保護令状」（Writ of Habeas Corpus）に倣うものであり、この制度を考える上で、審判機関である法院のみが提審という権限を有し、検察機関がこの権限を有しないことには、争いはないからである。申立人らも関係機関（法務部）もこれについて認めている。ところで、同条四項は三項の内容を受けて規定されたもので、文言としても「訴追」にかえ「追究」と明文し、これは、刑事手続きに限らないとしている。従って、憲法八条二項（前段及び後段）、三項及び四項における法院はいずれも同じ意味であって、法官によって構成される審判機関―法院をいうのである。

「逮捕」というのは強制力を使って人の身体の自由を拘束することをいい、「拘禁」は人身の自由を拘束し、ある空間から離れることができないようにすることをいい、どちらも人身の自由を制圧するものである。刑事訴訟法における「勾引」は一定の期間、被告人（被疑者）の自由を拘束し、強制的に出頭させる処分で、「勾留」は訴訟手続きを円滑に進めるための確保措置の一つであり、被告人（被疑者）の身体の自由を拘束する強制処分で、一定の場所（看守所）に留置させることである。よって、人身の自由侵害の観点からすると、勾引と逮捕及び拘留と拘禁とは差異がないとされ、また勾引と勾留との異同についても、ただ目的・方法・時間の長さに関して異なるといえる。他にも「拘留」、「収容」、「留置」、「抑留」などは、依然として拘禁の一種に該当して、これは実際に人身（行動）の自由を侵害するからであり、法律文言にとらわれてはならない。そこで、憲法八条の、人民の身体の自由を保障するという基本的な規定は明確に人身の自由

の保障を重視することを明言しているばかりか、人身自由の保障のため実践しなければならない手続きをも明記することで、実質と形式とに鑑みると、これは憲法の制定の主眼であると言わなければいかない。勾留は人を家庭、社会、職場などの生活から隔離させ看守所に「拘禁」し、長期に渡ってその行動を拘束することで、人身の自由を喪失させ、その人の心理面に深刻な打撃を与え、その名誉・信用――いわゆる人格権にもおおきく影響を与え、人身の自由をもっとも侵害するため、「身柄拘束の最後の手段」として、慎重に行使すべきであり、法律上の要件が確実に整い、必要があると認めるのでなければ、行ってはいけない。この理念を貫徹するには、この処分は合法であるか、必要であるかに関することは、人身の自由の保障に鑑み、独立に審判を行う機関が法律に基づき判断し決定しなければ、憲法八条二項の趣旨を遵守するとはいえない。現行刑事訴訟法一〇一条は「被告人を訊問した後、七六条に定められる事由があると認め、必要があるとき勾留することができる。」とし、一〇三条三項は七一条四項を準用して、検察官による勾留状の署名を規定し、また一二〇条は「被告人を訊問した後、…一一四条に定められる事情がある時、保釈、被告人の委託または住居制限することができない事由がないと拘留してはならない」と規定し、法院以外の機関の検察官に被告人（被疑者）の勾留の権限を付している。同時に一〇五条三項は、「……身体の束縛の処分は、看守所の長が命じ、直ちに法院或いは検察官の許可を求めなければいけない。」と規定し、検察官に看守所の長の命令の許可権限を与えている。同法一二一条一項は、「一〇七条の勾留の取消し、……一一五・一一六条の勾留執行の停止、一一七条の勾留執行停止の取消し……法院の裁定又は検察官の命令によって行う。」とし、二五九条は「勾留された被告人を不起訴とした後、……必要があるとき、続いて勾留を命じることができる」と規定し、検察官に勾留の取消し、勾留執行の停止、勾留執行停止の取消し及び他の勾留に関する処分権

限を付することは、憲法八条二項の規定の趣旨に反する。

さらに、憲法八条二項は「人民が犯罪の嫌疑によって逮捕又は拘禁されたときは、……本人又は他人もまた管轄法院に二十四時間以内に逮捕又は拘禁機関に提審するよう請求することができる。」とだけ規定しており、「不法の逮捕拘禁」を提審請求の前提としていない。被疑者は、法院以外の機関によって逮捕拘禁されたとすると、「不法」の逮捕拘禁の事実があるかどうかを問わず、すぐ管轄法院に提審を請求することができる。けだし、管轄法院の調査・審問を経ないと、これが適法であるかどうかを認定するのは、不可能であるからである。提審法一条は、「人民が法院以外の全ての機関によって非法の逮捕拘禁を受けたとき、本人或いはその他の者は逮捕拘禁の所在地方の法院或いはその管轄の高等法院に提審を請求することができる。」と規定し、ちなみに不法の逮捕拘禁を提審の前提要件とするのは、憲法の規定に違反することにほかないである。同時に、本院院解字第 4034 号は、「人民は法院以外の機関によって法律に基づき逮捕拘禁された場合、提審を請求してはいけない」と解釈しているが、これは、提審法一条における「非法の逮捕拘禁」との制限が合憲であることを前提として行われたものであるから、この解釈を変更しなければいけない。

前述の刑事訴訟法及び提審法の憲法違反の部分は全て本解釈文が公布されてから遅くとも二年までにその効力を失うことになる。そして、憲法八条一項は広義の司法機関（或いは警察機関）に法の手続きに基づき逮捕拘禁の権限を付与し、同時に同条二項に少なくとも二十四時間以内に法院の審問を経て、拘禁する―刑事訴訟法における勾留―かどうかを判断するという規定を設けたが、これは、前述の人権保障を考慮した次第であり、法院（法官が構成員である）以外の機関が長期にわたって人民の身体の自由を制限することを禁止するためである。けだし、国家は、刑事司法による真実の解

明との目的を遂げるとき、いかなる手段をも用いることができるわけではなく、被疑者の場合であっても、その人身の自由を依然として保障させなければいけない。とはいえ、国家の安全と社会の秩序の確保を顧みなければならないので、憲法は法院ではない司法（或いは警察）機関に逮捕拘禁の権限を付与したわけであり、犯罪を犯した者に対し適当に捜査・訴追を行わせることとし、これにより、二十四時間というのは、客観的にみて確かにこの目的に使われるものをいう。従って、本院釈字 130 号の解釈は依然として適用されることができるし、憲法八条二項は、人民が犯罪の嫌疑によって逮捕又は拘禁されたときは、その逮捕又は拘禁の機関は遅くとも二十四時間以内に本人を審問のため管轄法院に移送しなければならないと規定しているから、管轄法院は、被疑者が逮捕拘禁された二十四時間以内に、本人或いは他の者が提審を請求したときは、審問調査を経て被疑者の逮捕拘禁に違法がないと認めた場合、捜査を続けるため被疑者の身柄を元の捜査機関に送還しなければいけない。当然ながら、提審後の時間は逮捕機関の拘禁時間の二十四時間に加算することはできない。提審法のこれと関わる規定は修正されるべきである。付随的に説明するが、他にも、憲法の趣旨に違反しない法律による明文化した停止事由があるものは、これを加算しないことはできる。

ところで、民国二〇年（1931 年）に公布された中華民国の訓政時期の憲法暫定草案八条は、「人民が犯罪の嫌疑によって逮捕拘禁されたとき、その執行或いは拘禁の機関は少なくとも二十四時間以内に審問のため審判機関に送致しなければいけない。本人或いは他の者は法律に基づき二十四時間以内に提審するよう請求することができる。」と規定していたが、民国二五年（1936 年）の五五憲法草案及び民国三六年（1947 年）に公布した現行の憲法においては、憲法暫定草案の「審判機関」という文言をなくして、「法院」との言葉を入れ換えた。これは、清朝末期の司法改革において、

1906 年の大理院審判編成法及び 1909 年の法院編成法によって、審判を司る機関を、終審の大理院を除き審判庁（高等審判庁、地方審判庁）とし、中華民国の創建の始期においてはしばらくこれを受け継ぎ、時間の経過とともに、「審判機関」という言葉によって呼び習わしてきたのである。その後、代替的に「法院」という文言を使ったとしても、意図的に狭義の法院の司法機関を止め、広義な法院（検察官を含むもの）という意味をとろうとしたわけではない。況して、「法院」は何かというと、前述のようにその意味合いに着目し判断すべきであり、憲法は「審問」を明記しているため、自ずと狭義の法院をいい、ほかのものには及ばない。さらに検察庁は法院に配置されるとすることにも鑑み、これが実質的な意味における法院ではないことは、明らかであり、そうではないと何故「配置」することにしたかが説明できない。それだけではなく、もともと両者の職務は異なり、配置の点をあげて、制憲者が検察機関を憲法八条二項前段の「法院」に内包させようとしたという論理は、成立しない。憲法の制定の経緯からするとすれば、1913 年中華民国の憲法草案（天壇憲法）五条の「法廷」と、1923 年の曹錕憲法六条の「法院」と、1930 年の大原草案二九条の「法院」、1931 年中華民国訓政時期の草案八条に一時的に「審判機関」とされ、1936 年の五五憲法草案九条及び 1947 年施行した現行の中華民国憲法においても、「法院」と規定してきたことを考察すると、「法廷」、「法院」、「審判機関」ないし「法院」という一連の用語の流れは、文言の転換がありつつも各々の実質として審判を司る機関或いは狭義の法院をいう。確かに憲法を解釈する方法は多様であるが、本解釈における客観的解釈及び主観的解釈からすると、客観的解釈というのは憲法の客観的規範により行われた解釈であり、主観的解釈というのは忠実に制憲者の考えを反映したものである。にもかかわらず、制憲者が明確に表した憲法文言は重要であり、憲法の文面が明らかではないとしたとき初めて制憲当時の資料或いは背景を検証す

るようにすべきである。けだし、制憲者の本意が何かを究明するのは困難であり、起案者或いは作成者（批准者）に関わるもの及び歴史の資料、記録の差異があるからで、一定の決まりや根拠がないと独断的・恣意的に行われる虞れが避けられない。そうして憲法作成の当時の事情が規範の対象として認識され、何故、当時の事実をもって、憲法を解釈することができるか。憲法八条の文言は明確であり、「法院」というのは、その文字どおり客観的に解釈を行えば、審判を司り、審問・処罰を行う法官から構成されたものをいう。このように解釈すれば、憲法が人身の自由を保障した精神に符合するだけではなく、先進民主立憲国家の人身保障の制度に合致するし、まして一般的に法律用語としての「法院」は審判権を行使する機関をいう。

憲法九条は、既に「国民は現役軍人を除き、軍事法廷の審判を受けてはいけない」と明記し、同法八条一項における「司法機関」の趣旨として軍事法廷による審問、処罰を排除するという解釈は成立するわけではなくい。一方、「審問」というのは起訴した後行われたものに限らないし、憲法八条二項における「審問」は「拘禁」の継続の妥当性を審査し、ちなみに勾留の必要性を検討するためであり、事件に関して実体的に審理することではない。例えば、ドイツ現行刑事訴訟法一一七条の「勾留の審査」（Haftprüfung）、一一八条の勾留の「口頭審理」(Mündliche Verhandlung)は起訴前に勾留の要否の規定であり、また、日本刑事訴訟法八三条、八四条、八五条の、勾留理由の告知も法廷で行われるものである。前述の憲法の規定している「審問」は捜査段階における検察官の「訊問」であると主張し、この条文の法院は検察官を含むべきという論理は的を射ない。

憲法八条四項は「人民はいかなる機関より不法の逮捕又は拘禁を受けたときも……追究を請求することができる、法院はこれを拒絶してはいけない、かつ二十四時間以内に……追究して、法により

これを処理しなければいけない。」と規定し、すでに「追究」と明文し、五二条における「総統は……刑事の『訴追』をうけない」ということとは異にすることをみると、ここにいう「追究」と検察官の「訴追」とは異なる。ある主張によると、この場合であれば、人民は自ら検察官に告訴、告発することができるし、公務員は職務を行い犯罪の嫌疑を知ったとき、公の告発をすることができるので、この規定を設ける必要はないとする。憲法のこの条文の立法理由としては、人身の自由の保障を強調し「追究」及び「法によって処理しなければいけない」ということを憲法の条文に織り込んで、直接に保障しようとしたからである。さらに、「法院はこれを拒絶してはいけない、かつ二十四時間以内に追究して、法によってこれを処理しなければいけない」と規定していることにより、法院は「追究」するかどうかに対して、任意的に裁量で判断してはいけなく、二十四時間以内の制限で行わなければいけない。また、他の法律の引用を理由としてこれに怠ってはいけないし、これも、拒絶してはいけないと明記し、あらかじめ逮捕又は拘禁の機関に調査及び報告をさせてはいけないと規定しておるわけである。

憲法九七条二項における「法院」は何であろうか。八条の条文と同様に解釈をするかはともかく、本来、法院組織法に必ずしも検察官（官庁）を併せて規定を設けなければいけないということに限らないことは、日本の「裁判所法」、「検察庁法」の個別の立法の体系をみると、明瞭である。よって、憲法八二条は「司法院及び各級の法院の組織は法律によって決めなければいけない。」とするが、ここにいう「法院」に検察官を含めなければ、憲法の趣旨に違反するとはいえない。本院釈字13号解釈は、主に実任検察官の保障を釈明したもので、検察機関は法院であるかどうかを判断したものではない。けだし、憲法八〇条における法官は検察官を含めないと明らかにしたので、検察官は狭義の法院の一員ではないことは明確である。この解釈、その他の

いくつかの法律の規定における「法院」の多義的なものをもって、憲法八条二項における法院には検察を含めるべきであるという主張は誤解であるにほかない。

一方、1953 年発効した「人権及び基本的自由の保護のための欧州条約」(European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedom)五条三項における「法律による司法権力を行うほかの官員 」(other officer authorized by law to exercise judicial power)、1976 年に発効した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」九条三項、1978 年発効した米州人権規約七条五項などの規定では、検察官が含まれているか、因みに逮捕拘禁された人民を送致する場所は「法官」に限るかについて、争いはあるが、1988 年欧州人権裁判所の判決(G. Pauwels Case, Judgment of 26 May 1988, Council of Europe Yearbook of the European Convention on Human Rights 148-150 (1988))を参照すると、法律上、犯罪の捜査と公訴の提起とが同じ官員に集中すると、たとい独立に権限を行ってもその中立性に対する疑いを払拭することができるといえないため、前述の 5 条 3 項における法律による司法権力を行うほかの官員という規定に違反するとしたことからもわかるように、勾留の権力を付与しないのである。わが国の検察官は捜査の主体とされ、公訴を提起する権限があるので、先に述べた国際規約からすると、刑事訴訟上の勾留権限を付与することは妥当とはいえない。まして、わが国憲法八条二項は「法院」に対し、すでに前述のように審判権を有する法官から構成された狭義の法院と明記し、「国際規約」、「条約」をあげているといっても、わが国憲法八条二項前段における法院は「法律による司法権を行使する他の官員」としての検察官を含むべきという主張することは、もはやできない。

憲法八条における逮捕、拘禁、審問、処罰を行使する権限に関し、憲法留保（Verfassungsvorbehalt）という性質を有し、同条二項前段における法院が何かは

前述のように説明したように、適正手続きに該当したとすれば、検察官が勾留権限を有するのは妥当という主張は論外である。検察官は、公益の代表者として法院の裁判の妥当性を監督し、被告人に対する有罪判決の追及を唯一の目的としなく、色々な職務を果たし広義な司法に属することとされたが、そうであるとしても、これによって、はやり憲法が刑事訴訟法の勾留する権限を付与したといえない。ドイツ刑事訴訟法一六〇条二項では、検察官は被告人にとって不利益だけではなく有利の事由について注意しなければいけないと明記しているが、これは、その基本法における被告人を勾留する権限を有しないという規定と矛盾しないとされる。前述のとおり、憲法によって人身の自由が直接に保障され、法院以外の司法或いは警察機関が法律に従い逮捕拘禁を行うことができるとしても、二十四時間を越えてはいけないと規定しているので、刑事訴訟法の勾留を行使する権限の所在は立法の裁量によるものということは、肯定しがたい。ただし、二十四時間という制限が現実に妥当かどうか、或いは他の国に倣い四十八時間か七十二時間かとすべきかは、憲法の修正に関する問題であろう。

前述したように、法官は職権を行使するにあたって、他のいかなる国家機関からの干渉をも受けず、審判の事件に勤めるとき、内部関係では、独立して単に法律を根拠に裁判しなければいけない。これは、検察官が職権の行使について上官（検察官の官長）から指揮・監督を受けることと機能としては異なり、法官の審判としては、受動的であり、いわゆる不告不理の原則に従い、検察官の能動的捜査・公訴の提起を行うという性質とも截然と区別される。憲法八条の目的が、人身の自由の保障であるとするならば、法の体系に鑑み法官の構成する法院が勾留の決定の権限を有することによって、よりこの目的を遂げることができるといえ、誰が客観的、公正であるかという問題に関わりはない。そうではないとすれば、警察機関にも勾留の権限を付与すべきであろう、なぜなら国家の立場か

らすると警察機関の客観・公正さを疑問視にしてはいけないからである。よって、殊に公判中、法院（法官）は職権によって勾留することができるのということを指摘するのは適当ではない。さらに、検察官は外国の法制度（フランス、1975 年以前のドイツ、戦前の日本）における予審法官（juge d'instruction、Untersuchungsrichter、予審判事）の一部の権限を有するが、やはり予審法官と同一視してはいけない。ましてドイツの検察官は、1975 年の刑事訴訟法改正後、予審制度を廃止し、基本法に基づき予審判事にかえ完全に被告人を勾留する権限を有していないとされる。わが国の検察官が予審法官の性格を持つから刑事訴訟法の被告人の勾留権限を有するようにすべきであるという主張はその論拠を認めがたい。

まとめていうと、憲法は、静止的な観念のものではなく、国家の発展につれて、抽象的な条文をいかに解釈して現状をしのぐことができるかという法的選択をし、時々の問題を対処しなければならない。法解釈としては、法律の沿革から憲法の条文の意義を探すことの必要性は否定しがたいが、憲法自体としての作用及びその使命は、全体の法秩序から価値の選択を行い、これによりこの価値・秩序に符合する決定をしなければならない。人権の保障は現今わが国の文化体系における最高法則であり、文明社会の共同の規範でもある。憲法の規範の主体としての国民は現実の生活で、憲法がどのような役割を果たすべきかを意図していることを憲法解釈の際には考慮しなければいけない。人身の自由は全ての自由の基本であり、人身の自由を厳重に守らなければ、他の自由を実現することはもはや不可能であろう。憲法八条を守るべきである以上、本条文の理念を貫徹しようとすれば、本院は、先に行ってきた解釈に従うことにより、初めてその規範目的を実現することは可能であると考える。

本解釈は、林永謀大法官による補充意見書、孫森焱大法官、王和雄大法官によるそれぞれの部分反対意見書がある。

司法院釈字第 394 号（1996 年 1 月 5 日）*

争　　点

営造業管理規則(建設業法)および内政部(総務省)の通達に定められる制裁・処罰性のある処分が違憲か。
（營造業管理規則及內政部函釋所定裁罰性處分規定違憲？）

キーワード

建築法(建築基準法)、営造業管理規則(建設業法)、通達(函釋)、法律留保（法律保留）、法律授権

解釈文：建築法第一五条第二項は、「営造業に関する管理規則は内政部（総務省）により定められる」と規定し、営造業に関する管理規則を定めることを概括的に授権するものである。この授権条項は、授権の内容と範囲について明確的に定めていないものの、法律の全体的な解釈からみれば、立法者が営造業登録の要件、営造業およびその従業員の行為準則、主管機関の監督管理等の事項について、その行政専門性を考慮したうえ、主管機関に法規命令（行政命令）を定めさせ規律すると推知することができる。営造業者への制裁・処罰性のある処分については、上述した事項との関わりがあるにもかかわらず、国民の権利に制限をもたらすことになるため、その処罰の構成要件および法律効果については、法律で定めるべきである。法律は行政機関に法規命令（行政命令）を定めさせ、規律すると授権する場合なら、具体的にかつ明白的に定めなければならない。これは憲法第二三条で定められる法律留保原則に合致する。

---

*翻訳者：王萱琳

営造業管理規則第三一条第一項第九款でいう、「連続的に三年内に本規則又は建築法規の規定に三回以上に違反する場合に、省（市）主管機関から中央主管機関に報告し認められた後その登録証明書を取り消し、また公報に載せる」という定め、並びに内政部（総務省）による中華民国七四（1985）年一二月一七日（七四）台内営字第三五七四二九号の通達でいう、「営造業は営造業管理規則による主（専）任技師が出国またはその他の原因のため職務を務めることができない場合に、一ヶ月を超えてその状況はもはやなくなったとき、警告処分を与えるべきである」というものは、法律による具体的にかつ明確的に授権されず、直ちに営造業者への制裁・処罰性のある行政処分の構成要件および法律効果を規定してしまうことは、憲法による国民の権利を保障する趣旨に合致していないため、本解釈が公布されてから、適用することを停止すべきである。

解釈理由書：国民の行政法上の義務行為に違反する行為に対し、制裁・処罰性のある行政処分を科することは、国民の権利に制限をもたらすことになるため、その処罰の構成要件及び法律効果について法律で定めるべきである。法律はその構成要件について命令でその補充規定として定めることを授権する場合に、授権の内容及び範囲を明確にすべきであるとしたうえ、それを以って命令を発することこそは、憲法第二三条でいう法律による国民の権利に制限をを加える趣旨に合致する。本院釈字第三一三号解釈が参考になること。したがって、国民の自由と権利とに関する事項が法律または法律による授権命令という形で規律するのは、法律留保原則に合致する。そのため、法律は命令で定めることを授権する場合に、もし国民の自由と権利とに制限を加えるのであれば、その授権の目的、範囲及び内容は具体的にかつ明確的な要件に合致すべきである。もし法律は単に概括的な授権をする場合であれば、その法律の全体的な関連する意義に鑑み判断し、特定な条文の文言に拘るべきではない。しかしながら、このよう概括

的な授権による命令は、単に母法での関連する細部または技術性のある事項についてしか定められないのであり、法律の授権範囲に超え直ちに制裁・処罰性のある条文を定めることができない。これは本院釈字第三六七号解釈を読めばわかることである。

建築法第一五条第二項に基づく「営造業に関する管理規則は内政部（総務省）により定められる」という規定は、概括的に内政部（総務省）に営造業管理規則を定める権限を与えるのである。この授権条項は授権の内容および範囲について明白に規定していないものの、法律の全体から解釈すれば、立法者は主管機関に営造業登録の要件、営造業及びその従業員の行為準則、主管機関の監督管理等の事項について、その行政専門性を考慮したうえ、法規命令（行政命令）を定めさせ規律すると推知することができる。内政部の改正した中華民国七二（1983）年五月一一日に営造業管理規則第三〇条第一項第一一款（七五（1986）年四月三〇日に改正した条文は第三一条第一項第九款である。これは現在まで現行規則の条文と同じである。）による「連続的に三年内に本規則又は建築法規の規定に三回以上に違反する場合に、省（市）主管機関から中央主管機関に報告し認められた後その登録証明書を取り消し、また公報に載せる」という定め、また内政部七四（1985）年一二月一七日（七四）台内営字第三五七四二九号の通達による「営造業は営造業管理規則による主（専）任技師が出国またはその他の原因のため職務をすることができない場合に、一ヶ月を超えてその状況はもはやなくなったとき、警告処分を与えるべきである」というものは、公共利益に基づく考量であり、行政主管機関が監督権を行使する範囲内によるものであるとは言うけれども、国民の権利に制限を加えることになるため、上述した説明に鑑み、法律留保原則を適用する余地がある。なぜなら、「登録証明書を取り消す処分」は、管理規則に違反する場合に与える義務的な処罰であり、すでに所有している権利・利益に対する不利益的な処分であ

る。また警告処分はすでに登録証明書を取り消す法律効果を発するため、行政処分の種類の一にもなるわけである。いずれも法律または法律による具体的に明確的な授権により定めるべきであり、これも憲法でいう国民の権利を保障する趣旨に合致するのである。

以上のように、建築法第一五条は単に営造業管理規則を定めることを概括的に授権するに止まり、登録証明書を取り消すまでは授権していない。その他義務違反に対する処罰の構成要件及び制裁方式については、すでに同法第八五条から第九五条までにそれぞれ明文に定められている。それゆえ、上述した営造業管理規則第三一条第一項第九款及び、内政部七四（1985）年一二月一七日（七四）台内営字第三五七四二九号の通達は、法律による明白な授権根拠に欠けており、憲法による国民の権利を保障する趣旨に合致しておらず、本解釈が公布される日から適用することを停止すべきである。

司法院釈字第 395 号（1996 年 2 月 2 日）*

争　　点

公懲会が再審議の議決に対する再審議の申請を認めない事件は違憲か。

（公懲會不許對再審議議決聲請再審議之案例違憲?）

キーワード

公務員懲戒法（公務員懲戒法）、公務員懲戒委員会、再審議の議決、再審議

解釈文：懲戒事件に関する議決は、法定事由に当たるとき、元移送機関または懲戒処分の相手方が再審議を移送または申請することができる。これは公務員懲戒法第三三条第一項に定められるものである。ここでいう「懲戒事件に関する議決」は、再審議に対する議決をも含むべきである。公務員懲戒委員会再審字第三三五号事件およびその他この類の事件は、上述した解釈の趣旨に合致していない。公務員の訴訟権に対し法律の定めに超え制限した部分は、憲法第二三条で定める法律留保原則に違反し、本解釈が公布される日から引用しない。

解釈理由書：司法院大法官審理案件法第五条第一項第二款でいう、「終局確定裁判所の適用する法律または命令」は、終局確定裁判がされるとき、裁判の根拠とする法律もしくは命令、または法律もしくは命令に相当するものをいう。これはすでに本院釈字第一五四号解釈理由書が示されたとおりである。公務員懲戒委員会はその

*翻訳者：王萱琳

処務規則第七八条に基づき、「案例編集委員会」を設立し、事件の編集を任務とし、審議される事件の中から、その事件の状況または法律の見解を例として引用するに値するものを事件の例として編集し、審議する際に重要な参考にすること。その編集された「案例」（事件の例）は、最高裁判所または行政裁判所の判例または決議に相当し、公務員懲戒委員会がすでにその事件の例を引用し、またはその具体的な内容を審議の根拠とするため、本院釈字第一五四号解釈の趣旨に基づき、上述した規定を適用する余地があり、ここに併せて説明しておく。

憲法第一六条は国民の訴訟権について規定している。それは、国民が法定手続により訴訟を提起し、また公平に審判を受ける権利・利益を確保するためにある。訴訟による救済の従うべきである手続については、立法機関が訴訟性質を衡量したうえ法律で合理的な規定を設け、憲法第二三条でいう法律留保原則を適用するわけである。公務員の憲法上保障される権利は、公法上の職務関係に基づくとはいうものの、その職務上における遵守義務の範囲内に相当の制限がなされる。ただし、このほかに、公務員の権利・利益が侵害されたため法律による救済を求める権利は、制限される必要がある場合に、法律でなされるべきであり、「案例」（事件の例）を以って法律に超え制限したことをしてはならない。公務員懲戒委員会は公務員懲戒事件の議決について、公務員懲戒法第三三条第一項で挙げられる事項のその内一つに当たる場合、第三四条で定める所定期間内に、元移送機関また懲戒処分の相手方が再審議を移送または申請することができる。これは公務員懲戒委員会の議決に対し設けた特定の救済手続であり、実体の真実を発見し、また法規を妥当に適用するためにある。ただし、公務員懲戒委員会は懲戒事件を審議し、または再審議するにもかかわらず、いずれも公務員懲戒法で定める手続に基づき議決書を作成すべきであり、その議決の性質は議決の順番によって異ならない。このように、刑事訴訟事件では、刑事

訴訟法第四三六条に基づき、再審の開始裁定が確定された後、裁判所はその各級審判の手続によって再び審判による判決は、同法第四三七条第三項の定めを除き、法律により上訴することができる。判決が確定された場合にも法律に基づき再審を求めることができる。民事訴訟事件においては、民事訴訟法第五〇五条は再審訴訟手続が各級審判の訴訟手続を準用し、それによる判決に対し法律に基づき上訴することができると定めている。確定された判決に対しては、民事訴訟法第四九六条以下の規定により、再審の訴えまたは再審の申請を提起することができる。行政訴訟事件では、行政訴訟法（行政事件訴訟法）第二八条および第三〇条により、行政裁判所の裁判は同条各款で定められる再審原因を備える場合に、行政裁判所に再審の訴えの提起または再審の申請を求めることができると定められている。それに再審裁判が上述した再審理由に当たる場合に再審を求めることができる。それゆえ、公務員懲戒法第三三条第一項でいう「懲戒事件に関する議決」は、最初の第一次議決に限らず、もし再審議の議決は再び再審議の原因を持つ場合には、同法第三九条第二項でいう同一の原因で再審議を申請することができないという制限のある場合を除き、再審議の議決に対し異なる原因で再審議の申請を求めることができないわけではない。なぜなら、懲戒事件に対する議決は刑事訴訟法と違って、裁定と判決とのような分け方がされていないわけである。再審議の認められる事由については、公務員懲戒法第三三条第一項第一款により法規の適用には間違いのある場合もその一つに当たるゆえ、明らかに刑事訴訟法でいう単純に事実認定の錯誤救済に対する再審のほかに、法令の適用錯誤も非常上訴による救済の理由になる。したがって、この款でいう「法規適用錯誤」は、実体法と手続法を包括するため、再審議の議決を移送または申請する場合に、たとえ合法でないため却下されたとしても、まったくいずれも実質的な内容がないのみならず、さらに完全に救済の目的に達成できないわけでもない。理由のないため却下される

場合なら、大体実体にかかわるため、たとえ同条項第六款でいう最初の議決に影響するに値する重要の証拠が漏れたため斟酌しなかったと論ずれば、それは確かに「影響」するかどうか、すなわちそれを以って再審議の議決を覆うに足りるかどうかは、判断上、ほぼ実体に関わるので、救済する効果がないとは言い難い。まして再審議を移送または申請する期間については、同法第三四条では三十日間の不変期間の制限を設けているため、刑事訴訟法とは完全に同じくにはならない（刑事訴訟法第四二四条、第四二五条を参照のこと）。上述したように、公務員懲戒法第三九条第二項は同一の原因で再審議を移送または申請してはならないという定めを置いているため、「最初の議決」に対する再審議の移送または申請することは、実質的に回数の制限を受けないということはあり得ない。もし法規適用には錯誤の有するという理由で再審議を移送または申請するのであれば、議決を経て、理由なしに却下された場合に、たとえこの議決の法律適用上なお錯誤の有するとき、三十日の不変期間および同一の原因で再審議を移送または申請する制限を拘束されるため、「最初の議決」すなわち、「第一次の議決」に対し再審議を移送または申請することができなくなるわけである。ただし、もし「再審議に関する議決」への再審議の移送または申請するのを認めれば、救済を得るはずである。また、もし最初の議決に影響するに値する重要の証拠が漏れたため斟酌しなかったという理由で移送または申請する場合には、その「証拠」の存在している事実に対する観察が過誤の有するとき、議決を経て理由なし却下されるのであれば、上述した条文により同じ結果を導かれるため、再審議の移送または申請することをさせないとすれば、明らかに不公平であろう。

公務員懲戒委員会再審字第三三五号、第三五一号、第四一一号、第四五二号、第四七八号、第四八六号、第四八九号および第四九七号等の事件の要旨は、公務員懲戒法が再審議の議決を却下することに対し、さらに再審議する定

めを置いていない。これは同法第三三条、第三四条、第三五条での再審議申請に関する規定の中に「最初の議決」を対象とすることをみると、その意味が明らかであろう。したがって、同法第三三条が再審議の申請に関する規定は、第一次の裁決、すなわち最初の議決に対する再審議を意味するものである。再審議の議決に対する再審議を一切認めないのは、上述した解釈に合致していない。また公務員の訴訟権に対し法律の定めに超え制限した部分は憲法第二三条でいう法律留保原則の規定に違反し、本解釈が公布される日から適用してはならない。

本解釈は、孫森焱大法官による補充意見書がある。

司法院釈字第 396 号（1996 年 2 月 2 日）*

争　　点

公務員懲戒法において、上告制度の欠如は、違憲であるのか。懲戒のプロセス及び懲戒の機関はどう決めるべきのか。
（公務員懲戒法無上訴制度違憲？懲戒之程序及機關應如何？）

キーワード

公務員、裁判を受ける権利（訴訟權）、審級制度、懲戒処分（懲戒處分）

解釈文：憲法一六条は、人民が訴訟権を有すると規定している。ただし、立法機関は、訴訟権を保障する審級制度を各訴訟類型の性質に応じて、定めることができるのである。公法上職務関係において、違法または怠慢な行為を行った公務員に対して、懲戒処分を処すべきことは、憲法の定めによると司法権の権限である。公務員懲戒法には、公務員懲戒委員会が懲戒事件においてなした議決は、終局の決定であると規定しているが、上告制度が設けられていないことだけでは、憲法一六条に違反していないとは言えないのである。懲戒処分は、憲法上保障している人民の公職を務める権利に影響を及ぶことである。懲戒機関の構成員は、憲法上においては、裁判官に屬すると解すべきことは、すでに確認されており、憲法八二条及び本院釈字162号解釈の趣旨によれば、当該機関は、裁判所の体制をとるべきだけではなく懲戒事件の審議も適正的なプロセス原則に従い、当事者に対して、十分な手続的保障を与えること、

*翻訳者：蕭　淑芬

例えば直接な審査制度、口頭弁論、対審及び弁護制度の採り入れ、また当事者に最終的な意見を述べる機会を与えることなどによって、憲法一六条において保障されている人民の訴訟権の本旨を貫くべきなのである。関連のある機関は、公務員懲戒機関の組織、名称及び懲戒手続に関しての検討をしたうえで、その修正に努めなければならないのである。

解釈理由書：憲法一六において規定されている人民の訴訟権は、人民が権利が侵害されたときに、救済を求めることができるようにする制度的保障であり、その具体的な内容については、立法機関が裁判所の組織及び訴訟手続に関する法律を制定したうえで、始めて実現するようになる。ただし、憲法が保障している訴訟権には、基本的な内容とも言える核心的な領域があり、その内容を欠けていれば、憲法一六条において訴訟権を保障している趣旨に違反しているといわざるを得ない。本院釈字 243 号解釈において、「権利あれば、救済あり」という法原理を述べていたが、その主旨としては、人民には裁判所に訴訟を起し、権利の救済を図ることは、奪われてはならない訴訟権の核心的内容であることを明らかにすることである。訴訟権を保障している審級制度としては、立法機関は、各訴訟類型の性質に応じて、定めることができるのである。公法上職務関係において、違法または怠慢な行為を行った公務員に対して、懲戒処分を処すべきことは、憲法の定めによると司法権の権限である。公務員懲戒法には、公務員懲戒委員会が懲戒事件においてなした議決は、終局の決定であると規定しているが、上告制度が設けられていないことだけでは、憲法一六条に違反していないとは言えないのである。

憲法においての司法機関は、狭義的には司法院及び裁判所（法廷を含む）のことを指しているのに、司法権を行使している人員は、大法官及び裁判官であるとこになる。公務員懲戒委員会において、公務員の懲戒事項が取扱われていることは、司法の権限が行使

されていることであり、この権限は、憲法上の裁判官が行使しているのである。懲戒処分は、憲法上保障している人民の公職を務める権利に影響を及ぶことである。懲戒機関の構成員は、憲法上においては、裁判官に屬すると解すべきことはすでに確認されており、憲法八二条及び本院釈字162号解釈の趣旨によれば、当該機関は、組織及び名称を含む裁判所の体制をとるべきだけではなく、懲戒事件の審議も適正的なプロセス原則に従い、当事者に対して、十分な手続的保障を与えること、例えば直接な審査制度、口頭弁論、対審及び弁護制度の採り入れ、また当事者に最終的な意見を述べる機会を与えることによって、憲法一六条において保障されている人民の訴訟権の本旨を貫くべきなのである。関連のある機関は、公務員懲戒機関の組織、名称及び懲戒手続に関しての検討をしたうえで、その修正に努めなければならないのである。

司法院釈字第 399 号（1996 年 3 月 22 日）*

争　　点

低俗な意味に捉えられがちな訛音を有する姓名の改名をしてはならないという「内政部」の解釈は違憲か。
（內政部就姓名讀音不雅不得改名之函釋違憲？）

キーワード

姓名条例（姓名條例）、姓名権（姓名權）、人格権（人格權）

解釈文：姓名権は人格権の一種であり、姓名はまたその者の人格を表すものであるため、いかなる名前を付けるかは憲法第二二条により保障される国民の自由である。また「姓名条例」第六条第一項第六号は名前の字義が低俗だったり、主務機関に認定された別段の事情があったりする場合、改名を申し出ることができると定めている。そこで、改名の申し出における別段の事情の有無は主務機関が申し出を受理したうえ、具体的な事実に即してそれを認定する。そもそも名前の文字は発音でその意味を把握するのと密接な関係にあり、発音から低俗な意味に捉えられがちなのであれば、それは改名を申し出でうる前記規定における別段の事情の一つにあたるというべきである。「内政部」中華民国六五年（1976 年）四月一九日臺内字戸第６８２２６６号解釈は、「名前が低俗であるかどうかの判断は、その発音で意味を拡大解釈してはならない」というものであるが、当該解釈は前記説明の趣旨に反し、人格権を保護する憲法の旨に違反するものであり、援用されるべきではない。

---

*翻訳者：陳洸岳

解釈理由書：裁判所は、事件を審理する際に、職務による法規の解釈を行う行政機関の行政命令をもとより援用してよいのであるが、それに縛られず、法律に基づいてそれと異なる適切な見解を示すこともできる（本院釈字第１３７号解釈を参照）。換言すれば、主務機関が職務により行った解釈は、裁判所の審理の参考になりうるものの、裁判所を拘束するものではない。しかし、裁判所がそれを判決の基礎に引用している場合、それは違憲審査の対象となりうるのである（本院釈字第２１６号解釈を参照）。本件行政裁判所八三年度（1994 年）判字第９４８号判決に、その判決理由がいかなる法令を適用したのかは明確に示されていなかったが、当該判決の法律見解を吟味すれば、判決は「内政部」中華民国六五年四月一九日臺内戸字第６８２２６６号解釈に基づくものであると判断しうる。そこで、「司法院大法官審理案件法」第五条第一項第二号に従い、本件の解釈申請は受理するべきものである。

姓名権は人格権の一種であり、姓名はまたその者の人格を表すものであるため、いかなる名前を付けるかは憲法第二二条により保障される国民の自由である。「姓名条例」第六条第一項には、国民による改名の申し出に対してさまざまな制限があり、その第六号には名前の字義が低俗だったり、主務機関に認定された別段の事情があったりする場合、改名を申し出ることができると定めている。前者の判断については、主務機関が客観的根拠に基づいてそれを行い、不確定法律概念である後者の「別段の事情」の有無を決める際に、受理した事案を具体的な状況に即して認定しなければならない。思うに、名前が低俗であるかどうかは当事者の主観的価値観にかかわるものであるため、認定する際に、主務機関はそれを尊重して認定すべきである。また、名前の文字は発音でその意味を把握するのと密接な関係にあり、発音から低俗の意味に捉えられがちなのであれば、それが改名を申し出でうる前記規定における別段の事情の一つにあたるというべきであ

る。「内政部」中華民国六五年四月一九日臺内戸字第６８２２６６号解釈は、「名前が低俗であるかどうかの判断は、その発音で意味を拡大解釈してはならない」というのであるが、当該解釈は前記説明の趣旨に反し、人格権を保護する憲法の旨に違反するものであり、援用されるべきではない。

司法院釈字第 400 号（1996 年 4 月 12 日）*

争　　点

公用地役関係によって形成された既成道路を収用しない行政院の通達は違憲ですか。

（行政院就有公用地役關係既成道路不予徵收之函釋違憲？）

キーワード

公用地役関係、既成道路

解釈文：人民の財産権を保障する憲法第十五条の規定の趣旨は、個々人が自らの財産の存続状況に応じて、自由使用、収益及び処分の権限を行使し、公権力または第三者による侵害を排除することによって個々人の自由を実現し、人格を発展し、尊厳を維持することができることにある。公的使用またはその他の公益目的に達成するために、国家機関が法によって人民の財産を収用できるが、その際に相当な補償を付与せねばならない。こうした手続を経てはじめて憲法における財産権保障の趣旨に合致する。既成道路が一定の条件に該当して公用地役関係となった場合、その所有権者は当該土地に対して自由に使用収益することができなくなる。公益のために、自らの財産上の利益が特別に犠牲となった場合、国家は当該私人に対して法律の規定によって収用の手続を踏まえて補償を付与しなければならない。各政府機関（中央政府、地方自治体など）は、予算が不足するという理由で、先述した道路に全面に補償を付与できない場合、関連する機関は一定の期間を定め、財源を増や

*翻訳者：賴　宇松

し、逐年に収用を実施するかまたはその他の方法で補償しなければならない。特定の道路範囲における土地のすべてが収用され補償された場合、既成道路となって公用地役関係に該当する理由で、行政命令によって特定の土地を道路として継続に使用させて、なんらかの補償も付与する必要がないと定めたことは、明らかに平等原則に違反することとなる。また地理的な環境または社会変化によって既成道路となった土地が道路としての機能を喪失したものに対して、（関連する機関は）随時に検討して廃止しなければならない。行政院の六十七(1978)年七月十四日台六十七内字第六三〇一号通達及び同院六十九(1980 年)年二月二十三日台六十九内字第二〇七二号通達は、上述の解釈の旨に反する部分今後適用することができない。

解釈理由書：本件確定判決の理由が、行政院の六十七(1978)年七月十四日台六十七内字第六三〇一号通達及び同院六十九(1980)年二月二十三日台六十九内字第二〇七二号通達が土地法第十四条に反しないことに基づいている。しかし、それに対して、これらの通達が憲法に抵触する疑いがあることはすでに大法官解釈申請人によって指摘されたため、司法院大法官審理案件法第五条第一項第二款に基づいて(本件申請を)受理することは、まず説明しておく。

憲法第十五条の人民財産権保護規定の趣旨は、個々人が財産の存続状態によって自由使用、収益及び処分の権限を確保し、公権力及び第三者の侵害を免れることを通して、個々人の自由、人格の発展及び人間の尊厳を実現することにある。ただ、個人の財産権行使は、なお法に従って社会責任及び環境生態責任の制限を受けなければならない。こうした責任の制限を受けて財産の利用が制限されることは、個人にとって利益の特別な犠牲になった。他方、社会大衆がその個人の犠牲によって利益を得た場合、当該個人には相当な補償を受ける権利を有する。国家が公共事業または国家経済政策を実施する際、法律によって私有の土地を収用することができるが、その同

時に相当な補償を与えてはじめて憲法における財産権保護の旨に合致するのである。

公用地役関係とは、私有の土地が公共用物性質を有する法律関係であり、民法上の地役権とは別の概念であり、わが国の法制度で昔から認められたものである(本院釈字第二五五号解釈、行政法院四十五(1956 年)年判字第八号及び六十一(1972 年)年判字第四三五号判例を参照)。既成道路が公用地役関係を形成するには、いくつかの条件が克服しなければならない。第一に、その道路は単に通行の便利または時間を節約するのではなく、不特定の大衆が通行するために存在しているのである。第二に、大衆が通行し始めたとき、土地所有権者が通行を妨げる行動を取らなかったことである。第三に、道路が通行に供する年代が古いし、通行が中断されたことがないのである。年代が古いとは必ずしも特定の期限を必要としないが、一般の人々が確実にいつ（何年何月何日）から通行に提供されたことではなく、単に通行の時期(例えば、日本占領時期や八七水害)の概要しかが記憶できないぐらいの年代である。

建築法または民法の規定によって大衆の通行のために提供された土地(道路)は、時効によって形成された既成道路とは異なり、本件解釈における公用地役関係ではないことは、もっとものことである。私有の土地が上述の条件に符合して公用地役関係になった際、関連する主管機関は法律によって収用を実施し、国家の財政状況を勘案して相当な補償を与えなければならない。各級政府は予算が不十分であるがゆえに上述の道路をすべて収用して補償を与えることができないとき、行政院による通達(行政院八十四(1995)年十月二十八日の台八十四内字第三八四九三號の通達及び同(1995)年十月十一日内政部台八十四内營字第八四八〇四八一號の通達)の旨を参照し、一定の期間を設けて、逐年に収用を実施し、またはその他の方法で当該私人の損失を補填しなければならない。（ここでのその他の方法とは） 例えば、政府の債券に

よる補償、使用者負担制度を導入すること、税収を減免することまたは公有土地と交換することなどの方法を通じて金銭の給付を代替する方法である。

特定の道路の範囲における私有の土地すべてが収用された場合、単に既成道路が公用地役関係となっただけに、行政命令によって従来の使用を継続させ、収用補償を与えないとすれば、明らかに平等原則に反するのである。また地理環境または社会変遷によって既成道路が従来の機能を喪失した場合、主管機関は随時に当該既成道路を検討して廃止しなければならない。行政院六十七(1978)年七月十四日台六十七内字第六三〇一號の通達では「政府が都市計画によって道路の拡張または開通工事が完了された後、道路の形態が改変された場合、当該道路の範囲内の私有土地のうち、日本占領期間ですでに既成道路となって現に継続に道路として使用された土地であってしかも土地登記帳によって土地総登記を経て『道』として登記された土地は、前項公用地役関係によって継続に使用してもよいが、そのほかの土地に対して、一律に収用補償手続を行わねばならない。」及び同院六十九(1980)年二月二十三日台六十九内字第二〇七二號の通達では「台六十七内字第六三〇一號院通達の説明の二第二項では日本占領期の既成道路が継続に公用地役関係によって利用されたとの説明の趣旨は、地方政府の財政困難を考慮し、一時に巨額の補償費用を支払うことができないだけであって、永久に法によって収用をしなくてもよいというのではない。土地法第十四条によって『公共交通道路土地が私用の対象になってはならない……すでに私有になった土地に対して、法によって収用しなければならない。』」の趣旨に基づき、さらに「今後地方政府が財政の余裕があり、または建造する道路が上級政府の補助金を得た場合、あるいは法によって工事の受益費を徴収した場合、または通行料金を徴収した場合、当該道路の範囲内におけるすべての私有の土地に対して法によって収用し補償金を与えねばならない」と補足説明を付け加え

た。先述した趣旨に反した部分は今後適用してはならない。

本解釈は、孫森焱大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 407 号（1996 年 7 月 5 日））*

争　　点

出版物の猥褻性の認定に関する「新聞局」の解釈は違憲か。
（新聞局就猥褻出版品認定所為之函釋違憲？）

キーワード

出版法、言論の自由（言論自由）、出版の自由（出版自由）

解釈文：主務機関は、その職権に基づき特定の法律規定を実行する際に、主務機関またはその下級機関に属する公務員による職権行使を根拠付けるために、必要に応じて、当該法律を解釈することができる。「行政院新聞局」中華民国八一年（１９９２年）二月一〇日（８１）強版字第０２２７５号解釈は、出版物の内容が刑法第二三五条の猥褻物頒布等の罪を犯し、出版法第三二条第三号の禁止規定に違反するかどうか、という事項に対する例示解釈である。当該解釈は、単に文字や図画の掲載のみで直ちに猥褻性のあるものにあたるというのではなく、それ以外にも性欲を惹起するに足りる等の限定条件を付けているから、前記出版法の規定の趣旨に符合し、憲法違反とはいえない。ただし、猥褻性のある出版物とは、客観的に見てそれが性欲を刺激したり満足させたりするに足り、一般の人々の羞恥感または嫌悪感を引き起こして、性的道徳感情を害し、社会風紀を乱すものを指す。猥褻性のある出版物と芸術的・医学的・教育的出版物との区別は、出版物全体の特性と目的を吟味し、その時の社会通念に従って決めなければならない。なお、風紀に対する

*翻訳者：陳洸岳

考え方は、社会の発展、風習の変化に従って自ずと変わりがちであるため、主務機関が解釈をする際に、憲法に保障される国民の言論の自由・出版の自由の趣旨を念頭に置きながら、善良の風俗及び青少年の心身的健康をも考慮し、柔軟性を持って随時検討・改善し認定することが必要である。個別の事案が猥褻性を有するものであるかに関しては、裁判所は具体的状況を審理し、自らの確信で判断するのであり、裁判所による事実の認定及び法律の適用は当然行政機関の解釈に拘束されない。

解釈理由書：憲法第八〇条は「裁判官は法律に基づき独立して裁判を行う」と定めており、裁判官は、各機関がその職権により関係する法律を解釈する行政命令に拘束されず事案を審理する。ただし、もし裁判官が裁判において各機関による解釈を援用すれば、当事者は「司法院大法官審理案件法」第五条第一項第二号に基づき解釈を申請することができる（本院釈字第２１６号解釈）。本件の確定判決は「行政院新聞局」（８１）強版字第０２２７５号解釈を事実認定の根拠とし、また申請者は上記解釈が憲法に違反していると具体的に指摘しているため、前記の説明によって本件申請を受理する。

出版の自由は民主憲政の礎であり、出版物は国民が思想や言論を表現するための重要な媒介で、民意の反映・民主の強化・見識の啓蒙・文化の促進・道徳経済等各方面の発展に繋がるものであるため、憲法第一一条に保障されている。一方、出版物が果てしなく伝達しやすく、社会に広範囲で深遠な影響を及ぼす特徴を有する。そこで、出版の自由を有する者は、自律心を持って社会責任を果たすべきであって、自由を濫用してはならないのである。出版物で善良の風俗を害し、社会の安定や公の秩序を破壊するなどのことがあれば、国は法律に従い、それを制限することができる。

法律の規定は往々にして抽象的概念にとどまる。主務機関は職権により特定の法律を執行する際

に、抽象的概念しかない規定を解釈する必要がある。かような解釈は、主務機関またはその下級機関が法律の適用、事実の認定及び行政裁量を行うための基礎になるのである。出版物が猥褻罪を犯したり他人に猥褻罪を犯させたりする内容を有するか否かは、各国の風習の相違や倫理観の違いなどで、その基準を異にするが、猥褻性のある出版物に対して何らかの規制を加えるのは各国共通のことである。猥褻性のある出版物とは、出版物全体が客観的には性欲を刺激したり満足させたりするに足り、一般の人々の羞恥感または嫌悪感を引き起こして、性的道徳感情を害し、社会風紀を乱すものを指す。猥褻性のある出版物と芸術的・医学的・教育的出版物との区別は、出版物全体の特性と目的を吟味し、その時の社会通念に従って決めなければならない。

出版法第七条によれば、行政院新聞局は、出版物に関する中央の主務機関である。この新聞局は、わが国の社会状況及び風習を斟酌し、中華民国八一年二月一〇日（８１）強版字第０２２７５号解釈により、「出版法第三二条第三号における、出版物がわいせつ罪を犯したり他人の犯罪を煽ったりする内容を有するか否かは、以下の基準でそれを判断する：(一)記載内容が他人の性欲を誘発するに足りる場合、(二)性的行為を強調する場合、(三)学術研究または芸術展覧のためにあらずして、わざと人体の胸や臀部または性器を露出させる場合、(四) 胸や臀部または性器を露出させていない女性の裸体写真でも、姿態が淫猥である場合、(五)医薬・衛生・保健のためでも、性的行為を必要以上に描写する場合」と解釈している。この解釈は、出版物の内容が刑法第二三五条猥褻物頒布等の罪を犯し、出版法第三二条第三号の禁止規定に違反する場合、同法第三七条、第三九条第一項第三号および第四十条第一項第四号により罰する、という規定に関する例示的解釈である。そこには、単に文字や図画の掲載のみで直ちに猥褻性のあるものにあたるというのではなく、それ以外にも性欲の誘発、性的行為の強調、わざとの露出、過

度の描写等といった性欲を引き起こしやすい限定条件が付けてある。この解釈は、出版法第二二条第三号に定められている刑法の猥褻物頒布等の罪を認定する地方主務機関の業務を手助けるための基準であり、国民の出版の自由に関してなんら法律で定められていない規制を新たに加えるものではない。よって、憲法に反するものとはいえない。なお、風紀に対する考え方は、社会の発展、風習の変化に従って自ずと変わりがちであるため、主務機関が解釈をする際に、憲法に保障される国民の言論の自由・出版の自由の趣旨を念頭に置きながら、善良の風俗及び青少年の心身的健康をも考慮し、柔軟性を持って随時検討・改善し認定することが必要である。

なお、付言しておくが、行政罰と刑罰との構成要件は異なるものであり、刑事判決と行政罰はそれぞれ各自の事実認定を行うことができる。出版物の記載内容が猥褻性を有するものであるかどうかは、裁判官が具体的状況を審理し、自らの確信で判断するのであり、裁判所による事実の認定及び法律の適用は行政機関の解釈に拘束されない。本件は行政院新聞局による前記の解釈の合憲性を判断するものにすぎず、出版法のその他の事項に関しては、本件解釈の射程範囲に含まれない。

本解釈は、吳庚大法官による補充意見書、孫森焱大法官、蘇俊雄大法官によるそれぞれの反対意見書がある。

司法院釈字第 410 号（1996 年 7 月 19 日）*

争　　点

親族編施行法が連合財産制の修正により別の規定を設けていないことは違憲か。

（親屬編施行法未因聯合財產制修正另設規定違憲？）

キーワード

連合財産制、原有財産、特有財産、所有権

解釈文：民法親族編施行法第一条は「親族の事件に関して、民法親族編が施行される以前に発生したものは、本施行法上特別の定めがある場合を除き、民法親族編の規定を適用しない。修正以前に発生したものは、本施行法の特別の定めがある場合を除き、修正後の規定をも適用しない」と規定しており、これは民法親族編施行以前または修正以前に既に存在している法的秩序を尊重し、法の安定という要請に応じるべきとすると同時に、既に発生している法的秩序に対しては依然として継続的に維持されるべきではなく、もしくは変更されるべきものは、当該施行法において特別の規定を設けることを以って調整するためのものであり、憲法に抵触するものではない。ただし、夫婦連合財産制に関する規定を考察すると、民国七十四（１９８５）年六月三日の修正以前の民法第一〇一七条第一項は：「連合財産の中で、妻が結婚当時に所有する財産、および婚姻関係存続中に、相続或いはその他無償で取得した財産は、妻の原有財産とし、その所有権を保有する」と規定し、同条第二項は：

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

「連合財産の中で、夫の原有財産および妻の原有財産に属さない部分は、夫の所有とする」と規定し、同条第三項は：「妻の原有財産から生ずる利息は、その所有権は夫に帰属する」と規定しており、および最高法院（最高裁判所）五十五（１９６６）年度台抗字第一六一号判例は「妻が婚姻関係存続中に始めて取得した財産は、もしもそれが特有財産または原有財産たることを証明できなければ、民法第一〇一六条及び第一〇一七条第二項の規定により、すなわち連合財産に属するとし、その所有権は夫に属するべきである」としたが、憲法第七条の男女平等の原則を考慮したうえで、民法第一〇一七条は七十四年六月三日に既に修正が加えられており、前掲した最高法院の判例もまた修正後の民法を適用することから、再び引用されることはない。民法親族編施行法は民法第一〇一七条の夫婦連合財産の所有権帰属に関する修正に特別の規定を設けていないため、修正以前に既に発生し現在もまだなお存在している連合財産については依然として修正前の規定を適用し、夫が引き続き権利を享有しているという結果となり、これらについては憲法が保障する男女平等の趣旨を貫徹していない。民法親族編が修正される以前に既に発生し現在もまだなお存在している連合財産の中で、夫の原有財産及び妻の原有財産に属さない部分に関しては、男女平等の原則に合致させるためにこれを如何に取り扱うべきかについて、関係官庁は民法親族編施行法の関連規定の修正を速やかに検討するべきである。なお、遺産及び贈与税法第十六条第十一号にいう被相続人の配偶者と子の原有財産または特有財産が登録手続きを経て或いは確実な証明がある場合には、遺産の総額に算入せずという規定は、所謂「被相続人の配偶者」とは夫婦を区別せずにすべてに適用されるものであり、憲法第七条が保障する男女平等の原則にも抵触するものではない。

解釈理由書：民法親族編施行法第一条は「親族の事件に関して、民法親族編が施行される以前に発生したものは、本施行法上特

別の定めがある場合を除き、民法親族編の規定を適用しない。修正以前に発生したものは、本施行法の特別の定めがある場合を除き、修正後の規定をも適用しない」と規定しており、これは民法親族編施行以前または修正以前に既に存在している法的秩序を尊重し、法の安定という要請に応じるべきとすると同時に、既に発生している法的秩序に対しては依然として継続的に維持されるべきではなく、もしくは変更されるべきものは、当該施行法において特別の規定を設けることを以って調整するためのものであり、憲法に抵触するものではない。ただし、夫婦連合財産制に関する規定を考察すると、民国七十四（１９８５）年六月三日の修正以前の民法第一〇一七条第一項は：「連合財産の中で、妻が結婚当時に所有する財産、および婚姻関係存続中に、相続或いはその他無償で取得した財産は、妻の原有財産とし、その所有権を保有する」と規定し、同条第二項は：「連合財産の中で、夫の原有財産および妻の原有財産に属さない部分は、夫の所有とする」と規定し、同条第三項は：「妻の原有財産から生ずる利息は、その所有権が夫に帰属する」と規定しており、および最高法院（最高裁判所）五十五（１９６６）年度台抗字第一六一号判例は「妻が婚姻関係存続中に始めて取得した財産は、もしもそれが特有財産または原有財産たることを証明できなければ、民法第一〇一六条及び第一〇一七条第二項の規定により、すなわち連合財産に属するとし、その所有権は夫に属するべきである」としたが、憲法第七条の男女平等の原則を考慮したうえで、民法第一〇一七条は七十四年六月三日に既に修正が加えられており、すなわち修正後の民法第一〇一七条第一項は：「連合財産の中で、夫または妻が結婚当時に所有する財産、および婚姻関係存続中に取得した財産は、夫または妻の原有財産とし、各自にその所有権を保有する」と規定し、同条第二項は：「連合財産の中で、夫または妻の所有の財産たることを証明できなければ、夫婦共有の原有財産と推定する」と規定し、なお同条第三項は削除された。連合財産の

管理に関しては、修正後の民法第一〇一八条は：「連合財産は、夫がこれを管理する。但し、妻が管理すると約定された時は、その約定に従う。その管理費用は管理権のある一方が負担する。妻が連合財産を管理する場合には、第一〇一九条から第一〇三〇条に至るまでの夫の権利義務に関する規定は、妻に適用し、妻の権利義務に関する規定は、夫に適用する」と規定しており、これらを以って憲法の規定を一致する。前掲した最高法院の判例もまた修正後の民法を適用することから、再び引用されることはない。上記の修正の規定により、修正以前に既に発生したものに関しては、民法親族編施行法第一条後段は：「本施行法上特別の定めがある場合を除き、修正後の規定をも適用しない」と規定しており、そして同法施行法は民法第一〇一七条の夫婦連合財産の所有権帰属部分に関する修正に特別の規定を設けていないため、依然として修正以前の規定を適用しており、修正以前に既に発生し現在もまだなお連合財産の中に存在している夫の原有財産および妻の原有財産に属さない部分は、依然夫が引き続きその所有権および妻の原有財産から生ずる利息に対する所有権および連合財産に対する管理権を享有しているという結果となり、こうしたことは男女平等などの精神や趣旨を貫徹しておらず、関係官庁は民法親族編施行法の関連規定の修正を速やかに検討すべきであり、それによって修正以前の連合財産の所有権および管理権と既存の法的秩序の保護との均衡を保つことができる。なお、遺産及び贈与税法第十六条第十一号にいう被相続人の配偶者と子の原有財産または特有財産が登録手続きを経て或いは確実な証明がある場合に、遺産の総額に算入せずという規定は、所謂「被相続人の配偶者」とは夫婦を区別せずにすべてに適用されるものであり、憲法第七条が保障する男女平等の原則にも抵触するものではない。ひいては七十四年六月三日の修正以前の民法第一〇一七条第二項の規定を適用したうえ、遺産総額の計算に差異が生ずる結果に至ったのは、民法親族編施行法第一条後段の規定に従った結果である

ことから、尚も当該税法条項の規
定が憲法第七条の規定に違反する
とは謂い難い。

司法院釈字第 414 号（1996 年 11 月 8 日）*

争　　点

医薬品広告の事前審査制を定める薬事法等法規は違憲か。
（藥事法等法規就藥物廣告應先經核准等規定違憲？）

キーワード

薬事法（藥事法）、医薬品広告（醫藥品廣告）、言論の自由（言論自由）

解釈文：医薬品の広告は財貨を獲得するために従事する経済活動として、財産権の保障にかかわる事柄であると同時に、商業上の言明を表現するという性質をも有するのであるが、国民の健康と重大な関係を有するため、公共利益の保護という観点から、より厳格な規制を受けるべきものである。薬事法第六六条第一項は、医薬品業者は、医薬品の広告を掲載・放送しようとするとき、掲載・放送前に予めすべての文字、図様または文言につき省（市）の衛生主管庁の許可を得なければならないと定めるが、その目的は医薬品広告の真実性を確保し、国民の健康を保護することにあり、公共利益の向上のために必要であって、憲法第一一条及び第一五条に適合するものというべきである。また、薬事法施行規則第四七条第二号は、医薬品広告の内容が容器・包装による景品交換または奨励の方法を使用するものであって医薬品の濫用を助長するおそれのあるものについては、主管庁は削除または不許可としなければならないと定めるが、これは薬事法第一〇五条の授権により同法第六六条における

*翻訳者：陳　一

関係事項につき具体的な規定を設けるものとして、立法の趣旨に合致しており、根拠法による授権の範囲を超えていないのであるから、憲法と何ら抵触しないと言うべきである。

解釈理由書：医薬品の広告は、大衆への伝達手段を通じて医療の効能を宣伝することにより、販売の促進という目的を達成しようとするものである。これは、財貨を獲得するために従事する経済活動として商業上の言明を表現するという性質をも有するのであるから、憲法第一五条及び第一一条の保障を受けるべきものである。言論の自由は、政治、学術、宗教及び商業に関する言論等を含めて、意見の自由な流通を保障し、国民による情報への十分なアクセスと自己実現の機会を確保しようとするものである一方、それぞれの性質により、異なった保護範疇と制限の基準を有する。その中で、公共の意思の形成、真理の発見または信条の表明にかかわらない商業上の言論については、他の言論の自由に対する保障と同等視し得ないものがあると言うべきである。医薬品広告における商業上の言明は、国民の健康と重大な関係を有するのであるから、公共利益の保護の観点から、当然、より厳格な規制を受けるべきである。

薬事法第六六条第一項は、「医薬品業者は、医薬品の広告を掲載・放送しようとするときは、掲載・放送前に予めすべての文字、図様または文言につき省（市）の衛生主管庁の許可を得たうえ、大衆伝達業者に許可文書を提出しなければならない。大衆伝達業者は、省（市）の衛生主管庁の許可を得ない医薬品広告を掲載・放送してはならない」と定めるが、その目的は、医薬品広告の真実性を確保し、国民の健康を保護することにある。医薬品広告の掲載・放送前に医薬品業者が衛生主管庁の許可を得ておくべきことを定めたのは、管轄権限を集中させ、医薬品の効能、広告の内容及び市場への影響等事情につき、一定の手続により専門的で客観的な審査を行うためである。これは、公共利益の向上のために必要なも

のであって、憲法第一一条が言論の自由を保障し、並びに第一五条が国民の生存権、勤労権及び財産権を保障する趣旨に合致するというべきである。また、薬事法施行規則第四七条第二号は、医薬品広告の内容が容器・包装による景品交換または奨励の方法を使用するものであって医薬品の濫用を助長するおそれのあるものについては、主管庁は削除または不許可としなければならないと定めるが、これは薬事法第一〇五条の授権により、同法第六六条における関係事項を執行するために具体的な規定を設けるものとして、立法趣旨に沿うものであり、根拠法による授権の範囲を超えてはおらず、国民の自由と権利に対し法律に定めのない制限を課すものではないから、憲法と何ら抵触しないと言うべきである。もっとも、広告は情報を提供するものであり、社会も商業情報の自由な流通について重大な利益を有するのであるから、医薬品広告にかかる事前許可申請を義務付ける事項、内容及び範囲等については、主管庁より規制の必要性を考慮し、比例原則により随時検討改正を行うべきことを併せて指摘しておく。

本解釈は、吳庚大法官･蘇俊雄大法官･城仲模大法官による部分反対意見書、孫森焱大法官による部分反対意見書がある。

司法院釈字第 423 号（1997 年 3 月 21 日）*

争　　点

交通機関（運輸施設）のもたらす汚染の罰金基準についての制裁・処罰の基準、また期間徒過のための倍罰規定が違憲か。
（交通工具污染罰鍰標準之裁罰標準及逾期倍罰規定違憲？）

キーワード

大気汚染防止法（空氣汚染防制法）、罰金、法律留保（法律保留）

解釈文：行政機関が公権力を行使し、特定した具体的な公法事件に対し外部へ法律上の効果を発生しめる一方的な行政作用のすべては行政行為（行政処分）である。それは、その用語、形式、また後続行為を有するか否か、または不服申し立てをしてはならないという教示文言を記載することの有するかどうかによって異なってはいない。行政機関は通知書という名義で直接に国民の権利・義務関係に影響を及ぼし、かつ実際的に外部へ効力を発生しめる行為をした場合に、もしそれは後続に処分行為を有し、または訴願（行政上の不服申し立て）を提起してはならないと記載しているとしたら、その作用を行政処分（行政行為）でないと看做すことは、憲法上国民の訴願（行政上の不服申し立て）および訴訟権を保障する趣旨に合致しない。行政裁判所四八年判字第九六号判例では、単に訴願法（行政不服審査法）と行政訴訟法（行政事件訴訟法）との関係規定に対する解説に止まり、いまだ憲法と抵触していない。

空気汚染防制法（大気汚染防

*翻訳者：王萱琳

止法）第二三条第一項は、「交通機関（運輸施設）が大気へ排出する汚染物質は排出基準に合致すべきである」と定めている。同法第四三条第一項はその規定に違反する場合における処罰の方式と罰金の額度を規定している。同条第三項は中央主管機関に罰金の基準の制定を授権する。「交通機関（運輸施設）排出大気汚染物罰金基準」第五条が、単に当事者が違法である告発通知書を受け取った後、その「処罰を受けに来る時間、また処罰を受けに来るか否か」を罰金金額の下限として採決する唯一の基準とすることは、処罰される違反原因・事実状況、立法目的を根拠にする合理的な基準ではない。たとえその罰金の上限は法律で処罰する額度を超えていないとしても、「処罰を受けに来る時間」を基準とし、罰金の下限の額度を上げることは、その母法の与える授権目的に合致しておらず、且つ法律が主管機関に裁量権の行使を授権することにも損を及ぼすことになる。それに、秩序罰の罰金額の倍増によって罰金を科することは、たとえ相手方に自主的に罰金を納めさせるに促す効果をもたらし、将来強制執行をとる際に妨げられないようにする考慮によるものであっても、その母法ではそれについて何らかの定めもなく、しかも授権をもしていないのに、上述した基準が、相手方に違反通知書を届いてから十日間内に罰則を受けに来る規定、および期間徒過による倍増の規定を創造することは、法律留保原則にも違背する。そのため、それが本解釈の趣旨に合致していない部分は、本解釈が公布される日から、遅くとも六ヶ月内に失効する。

解釈理由書：わが国の現行の行政訴訟制度は取消訴訟を中心としている。取消訴訟を提起できる事項については、概括条項である立法形式をとっている。すなわち、国民は行政処分が違法または不当であるため、その権利または利益を侵害されると思う場合に、法律によって訴願（行政上の不服申し立て）または行政訴訟を提起することができる。いわゆる行政処分とは、行政機関が公権力を行使し、特定した具体的な公法事件

に対し外部へ法律上の効果を発生しめる一方的な行政作用であり、その用語、形式、並びに後続行為を有するか否か、または不服申し立てをしてはならないという教示文言を記載することの有するかどうかによって異なってはいない。行政機関は通知書という名義で直接に国民の権利・義務関係に影響をもたらし、かつ実際的に外部へ効力を発生しめる行為をした場合（例えば、法規違反による罰金の納める金額、納める方法、期限徒過による罰金の倍増などの文字を記載すること）、それに後続に処分行為を有し、または訴願（行政上の不服申し立て）を提起してはならないと記載しているとしたら、それを行政処分（行政行為）でないと看做すことは、憲法上国民の訴願（行政上の不服申し立て）および訴訟権を保障する趣旨に合致しない。行政機関は法律によって、このような通知書を発し、相手方もそれに対する異議がなく受け取る場合に、それが行政処分という性質を有することを認めないのは法理に悖る。行政裁判所四八年判字第九六号判例は、「訴願法第一条でいう官署のした処分が国民の権利または利益を侵害する場合というのは、現在すでに存在している処分に限り、直接に国民の権利または利益に侵害するものをいう。したがって、将来にはその権利または利益を損害する行政処分の発生を恐れるため、訴願を提起し、予め行政救済を求めるのは、法律では認められないものである。」これは、単に訴願法（行政不服審査法）および行政訴訟法（行政事件訴訟法）の関連規定についてした解釈であり、憲法に抵触するとなっていない。

空気汚染防制法（大気汚染防止法）第二三条第一項は、「交通機関（運輸施設）が空気へ排出する汚染物質は、排出基準に合致すべきである」と定めており、同法第四三条第一項は前述した規定に違反する場合に、その処罰の方法と罰金の額を明白に定めている。また、同条第三項は中央主管機関に罰金基準を定めるのを授権する。法律はすでに明白に罰金の額を規定しており、また行政機関にその範囲内に制裁・処罰基準を制

定させるのを授権している。その目的は、単に法に適用する機能にとどまっているとは限らず、要するに行政機関にその正確性と合理性を判断する専門性を尊重するのにある。交通機関（運輸施設）の空気へ排出する汚染物質が排出基準に合致していない場合に、その違反状況によって、制裁・処罰基準を客観的、合理的に定め、また個別の事件に裁決する際に恣意のため不公平な結果をもたらすのを避けるのにある。主管機関は中華民国八二（1993）年二月一五日に改正・公布した「交通機関（運輸施設）の空気への排出する汚染物質罰金基準」第五条は、単に当事者が違反の告発通知書を受け取った後に「処罰を受けけに来る時間、また処罰を受けに来るか否か」を罰金額の下限として設立する唯一の根拠とし、処罰される法規違反の事情状況、立法目的に基づく合理的な基準を根拠にするものではない。たとえその罰金の上限は法律において明文で制裁・処罰の額度に超えていないとしても、「処罰を受けに来る時間」を基準とし、罰金の下限の額度を上げることは、母法の授権する目的に合致していないのみならず、法律が主管機関に裁量権の行使を授権することにも損を及ぼすことになる。さらに、秩序罰の罰金額の倍増という形で処罰を科することは、たとえ相手方に自主的に罰金を納めさせるのを促し、将来強制執行を取るに際に妨げられないようにする考慮に基づくとしても、母法は明文に規定をしておらず、授権をも与えていないため、上述した基準の創造する、相手方が違反の通知書を受け取った日から十日間内に制裁・処罰を受けにくること、また期間徒過による罰金の倍増規定は、法律留保原則に違反する。それが本解釈の趣旨に合致していない部分は、本解釈が公布される日から、遅くとも六ヶ月に満たすとき失効する。

本解釈は、孫森焱大法官、陳計男大法官によるそれぞれの部分反対意見書がある。

司法院釈字第 430 号（1997 年 6 月 6 日）*

争　　点

現役軍人が関連規定により現役を続けることを請求したが、許可されなく、そして退役と裁決されたことについて、行政救済をさせないことは、違憲するか。

（現役軍官依有關規定聲請續服現役未受允准，並核定其退伍，若不得使其提起行政救濟，是否違憲？）

キーワード

軍人、公務員、退役（退伍）、公職の服する権利（服公職之權利）

解釈文：憲法十六条により、人民には訴願と訴訟の権利があり、人民の権利または法律上の利益が損なわれる場合、身分や職業別を理由に、法定手続きによる訴願や訴訟の提起を制限することが認めない。公務員の身分で行政処分を受けたことに対して行政訴訟を提起することができるか否かについて、当該処分の内容の次第に決めるべきである、と本院既に解釈した。軍人は広義の公務員であり、国との間に公法上の職務関係がある。現役軍人が関連規定により現役を続けることを請求したが、許可されなく、そして退役と裁決されたことについて、もしその結果に争いがあり、軍人身分の存続に影響を与えることであれば、憲法の保障する公職を服する権利を損なうことと言え、訴願と行政訴訟手続による救済を求めることができる。行政裁判所４８年判字第１１号判例が上述の意旨に反する部分、今後援用しない。

---

*翻訳者：劉姿汝

解釈理由書：憲法第十六条により、人民には訴願と訴訟の権利があり、人民の権利または法律上の利益が損なわれる場合、身分や職業別を理由に、法定手続きによる訴願や訴訟の提起を制限することが認めない。公務員として行政処分を受けた場合に行政訴訟を提起することができるか否かについて、処分内容の次第であるべき、もし公務員の身分を変更されることに及び、あるいは公務員の権益に重大な影響を与える場合には、処分を受けた公務員が上述した憲法十六条の権利を行使し、司法機関に救済を求めることができること、既に当院の釈字第一八七号、第二四三号、第二九八号、及び第三三八号解釈にそれぞれ示されていた。軍人には作戦の任務、軍令に服する義務があり、文官と同視することができないのは当然。但し、軍人が広義の公務員に該当し、国との間に公法上の職務関係があり、軍事指揮権と賞罰権の正当行使でなけれな、軍人が法令に基づいて享有すべき権利に関して、他の公務員とが差別されるべきではない。現役軍官が関連規制により現役を続けることを申立てたことが拒まれて、退役と裁決されたことに対して、争いがあれば、既に軍人の身分の存続に影響を与え、憲法に保障さた公職の服する権利を損ない、訴願と行政訴訟手続に基づいて救済を求めることが容認されると解するべきである。行政裁判所４８年判字第１１号判例：「訴願の提起は、人民が官署からの違法あるいは不当の処分により権益が損なわれる場合に限る。若し特別権力関係による事情、あるいは私法関係による紛争、法により訴願を提起することができない」、上述の意旨に反する部分、今後援用しない。軍人の身分を持つ者に対して、退役や現役の継続に関する申し立てが拒まれたことが、軍人の身分関係が消滅するか否かに重大な不利益の処分であり、行政訴訟手続にそって救済を求めることが容認されるべき、と行政裁判所が既に一九九六年四月十七日の庭長評事聯席会議で決議された。惟、上述の判例に関して、本件の解釈申立の確定終局裁判に引用されたので、当院が解釈しなければならいこと、ここ

で併せて説明しておく。

　本解釈は、陳計男大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 436 号（1997 年 10 月 3 日）*

争　　点

軍事審判法における規定は違憲か。
（軍審法相關規定是否違憲？）

キーワード

身体自由（身體自由）、訴訟権（訴訟權）、審検分離（審檢分立）、正当な手続き（正當程序）

解釈文：憲法八条一項は、人民の身体自由は保障しなければならない、法院により、法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけないと規定しているし、憲法一六条も人民は訴訟の権利を有すると規定している。現役軍人も人民である以上、これらの規定により保障されるべきである。また、憲法九条に、「人民は現役軍人を除き、軍事裁判を受けさせてはいけない」という規定は、現役軍人は国家を防衛する特別な義務があり、国家の安全及び軍事に関わる事由に鑑み、彼らの犯罪行為に関して軍事裁判といった特別な訴訟手続きを設けることとし、軍事審判機関が軍人の犯罪に対し裁判権を独占するわけではないのである。但し、軍事審判の仕組みは、憲法上明確な規定が定められていない以上、法律をもちこの手続きを規範することができるとしても、軍事審判機関が行使したのは依然として国家の刑罰権に属し、その発動および運用は正当な手続きの最低限の要求に符合しなければならない。例えば、独立･公正な裁判機関と手続きの構成や、憲法七七条･八〇条

*翻訳者：林裕順

等における司法制度としての憲法原理の遵守や、軍人の権利制限に及ぶ軍事審判の手続きを規定する法律は憲法二三条における比例原則の遵守など。さらに、憲法の保障する人身自由・人民訴訟権利及び同七七条の主旨に鑑み、平時であれば、軍事審判機関による終局判決で懲役以上の刑が言い渡された事件は、被告人が直接に普通法院に法律違反を理由として救済を求めることとすべきである。軍事審判法一一条・一三三条一項、三項・一五八条その他の被告人が直接に普通法院に判決は法律違反であるのを理由として救済を求めることを禁する規定が全て上述の憲法趣旨に反し、本解釈が公布された後、遅くとも 2 年以内効力を失う。所管機関は、上述の期間内、それらの原則に従いかかわる法律を修正しなければならない。そして、訴訟上の救済のため審級制度を調整すること・審判独立を貫くため軍事審判に関する審検分離や審判に務める軍人の選任基準及び軍事裁判官としての身分保障なども改めて検討・修正しなければならないと、合わせてここで説明する。

解釈理由書：人民の身体自由は、憲法における基本権利に重要な効能を働き、最善に保護されるべきであり、憲法の解釈及び法律の制定においてはも、この主旨を貫徹しなけければならない。憲法八条一項は、人民の人身自由は保障しなければならない、法院により、法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけないと規定しているし、憲法一六条も人民は訴訟の権利を有すると規定しているので、現役軍人も人民である以上、これらの規定により保障されべきである。さらに、憲法九条、「人民は現役軍人を除き、軍事裁判を受けさせてはいけない」という規定は、現役軍人は国家を防衛する特別な義務があり、国家の安全及び軍事に関わる事由に鑑み、彼らの犯罪行為に関して軍事裁判といった特別な訴訟手続きを設けるわけておる。また、本条の規範主旨を考えてみると、これは現役軍人ではない人に軍事審判を受けさせなく、軍事審判機関が軍人の犯罪に対し裁判権

を独占するものではない。よって、軍事審判の仕組みは、憲法上明確な規定が定められていない以上、法律をもちこの手続きを規範することができるとしても、軍事審判機関が行使したのは依然として国家の刑罰権に属するので、その発動および運用は正当な手続きの最低限の要求に符合していかなければならない。例えば、独立・公正な裁判機関と手続きの構成や、憲法七七条における司法院は刑事審判を司る最高の国家機関であることや、八〇条における法官は法律により独立に審判しいかなる干渉を受けないことなどという司法制度としての憲法原理の遵守や、また、軍人の権利制限に及ぶ軍事審判の法律規範は憲法二三条における比例原則の遵守など。

憲法の保障する人身自由・人民訴訟権利及び同七七条の主旨に鑑み、軍事審判制度においては、平時と戦時の場合と区別し、法律上定めなければならない。平時であれば、軍事審判機関による終局判決で懲役以上の刑が言い渡された事件は、被告人が直接に普通の法院に法律違反を理由として救済を求めることとすべきである。軍事審判法一一条に「国防省は最高の軍事審判機関である」という規定は、軍事行政機関はまったく司法性格を有する軍事審判を司るのとし権力分立の原則に違反している。一三三条一項・三項における軍事審判機関の長官は判決の認可権と再審査の権限を有していること・一五八条における軍事裁判所はその長官の許可の下で構成されるものにより、行政権が軍事審判権の行使に干渉するのになること・その他被告人が直接に普通法院に判決は法律違反であるのを理由として救済を求めるのを禁する規定が全て上述の憲法趣旨に反し、本解釈が公布された後、遅くとも 2 年以内効力を失う。所管機関は、上述の期間内、それらの原則に従いかかわる法律を修正し、また訴訟の救済のため審級制度を改めること、審判独立を貫くため軍事審判に関する審検分離・審判に務める軍人の選任基準及び軍事裁判官としての身分保障などもあわせて検討し改めなければならない。

本解釈は、陳計男大法官、董翔飛大法官、王澤鑑大法官によるそれぞれの補充意見書、孫森焱大法官、林永謀大法官によるそれぞれの部分反対意見書がある。

司法院釈字第 439 号（1997 年 10 月 30 日）*

争　　点

税関密輸取締法四九条には、「異議申立事件では、差し押さえる物はなく、また差し押さえる物は罰金や追徴の関税を代わって支払うに足りない者には、税関は、原処分の指定した金額またはその不足金額の、半額の保証金あるいは同額の担保を 14 日以内の期限付きで納付するよう、命じることができる。その期限が切れても、なお納付しないまたは同額の担保を提出しない場合、その異議は受理されないものとなる」との規定は、憲法一六条が保障する人民の訴願〔日本の行政不服申立に相当〕や裁判を受ける権利に違反するか。（海關緝私條例第四十九條：「聲明異議案件，如無扣押物或扣押物不足抵付罰鍰或追徵稅款者，海關得限期於十四日內繳納原處分或不足金額二分之一保證金或提供同額擔保，逾期不為繳納或提供擔保者，其異議不予受理」之規定，是否違反憲法第十六條所保障之人民的訴願及訴訟權？）

キーワード

税関（海關）、密輸(走私)、不服申立(訴願)、裁判を受ける権利(訴訟權)

解釈文：税関密輸取締法四九条には、「異議申立事件では、差し押さえる物はなく、また差し押さえる物は罰金や追徴の関税を代わって支払うに足りない者には、税関は、原処分の指定した金額またはその不足金額の、半額の保証金あるいは同額の担保を 14 日以

*翻訳者：李仁淼

内の期限付きで納付するよう、命じることができる。その期限が切れても、なお納付しないまたは同額の担保を提出しない場合、その異議は受理されないものとなる」との規定は、法定期間内に保証金または同額の担保を提出することができない申立人に、行政救済の機会を喪失されることになり、人民の訴願〔日本の行政不服申立に相当〕や裁判を受ける権利にかかわる権利に対し必要でない制限であり、憲法一六条が保障する人民の権利との趣旨に抵触するものであり、再び適用すべきものではない。本院かつて出した解釈 211 号に関する部分は、これを変更させるべきである。

解釈理由書：憲法一六条には、人民は訴願〔不服申立〕及び訴訟の権利を有すると定めている。訴願につてい言えば、人民の権利が公権力により侵害された場合、国家が法により設けられた手続を通じて救済の道が求められることになり、以て法規の正確な適用が維持され、これと共に人民の権利が保障されるものである。この基本権については、憲法二三条の規定によれば、他人の自由の妨害を防止し、緊急の危難を避け、社会秩序を維持し、または公共の利益を増進するための場合に、初めて法律でこれを制限することができる。課税または罰金に関する処分についての行政救済が提起された際に、全額または一定の割合の税金、罰金または担保の提供を条件とした規定は、保証金を納付し、または提出することができない申立人に、行政救済の機会を喪失されることになり、人民の訴願〔日本の行政不服申立に相当〕や裁判を受ける権利にかかわる権利に対し必要でない制限であり、憲法に合わないとの解釈は、本院の解釈 224 号以来、一貫してきた見解である（本院解釈 288 号、321 号参照。）

税関密輸取締法四九条には、「異議申立事件では、差し押さえる物はなく、また差し押さえる物は罰金や追徴の関税を代わって支払うに足りない者には、税関は、原処分の指定した金額またはその不足金額の、半額の保証金あるい

は同額の担保を14日以内の期限付きで納付するよう、命じることができる。その期限が切れても、なお納付しないまたは同額の担保を提出しない場合、その異議は受理されないものとなる」との規定は、固より税関に具体的事件を斟酌し、適切な処分を行わせることを授権し、以て処分を受けた者が何らかの理由を口実に異議申立ることにより、処分の執行を遅延させまた避けさせる目的の達成を防止するものであるが、但し同法四九条の一に定めたところによれば、税関は、処分書の送達後、担保なしに直ちに裁判所に仮差押または仮処分を申請することができる以上、原処分の執行は、既に確保できるものになる。一方、処分を受けた者には、暫時に納付しない、まは担保を提供しない仮の救済との規定も欠如しているため、保証金または同額の担保を提出することができない申立人に、行政救済の機会を喪失されるので、同法四九条の規定は人民の訴願〔日本の行政不服申立に相当〕や裁判を受ける権利にかかわる権利に対し必要でない制限であり、憲法一六条が保障する人権の権利との趣旨に抵触するものであり、再び適用すべきものではない。本院かつて出した解釈 211 号に関する部分は、これを変更させるべきである。

司法院釈字第 443 号（1997 年 12 月 26 日）*

争　　点

徴兵適齢者（役男）の出国に関する政府命令によって、徴兵適齢者の出国を制限するのは、違憲であるのか。
（以役男出境處理辦法限制役男出境違憲？ ）

キーワード

居住及び移転の自由（居住遷徙的自由）、旅行の自由（旅行的自由）

解釈文: 憲法一〇条は、人民が居住及び移転の自由を有することを規定したのは、人民の任意な移住及び各地に旅行する権利を保障するためである。人民の自由・権利を制限するには、憲法二三条に定めたところにより、必要な限度に合致するほかに、法律に定めること、または、立法機関による明確な授権を受けた行政機関による行政命令において定めなければならない。役男（徴兵対象者になる男性）の出国を制限することは、人民の居住及び移転の自由への重大な制限であり、兵役法及び兵役法施行命令には何も規定を置かれていないだけではなく、明確に行政命令に授権する規定も置かれていないのである。行政院（内閣）が制定した徴兵規則が、内政部（内政省）に「役男の出国を取り扱う命令（役男出境辦法）」の制定を委任したのは、法律による授権は欠けており、当該命令八条に規定された制限事由は、憲法一〇条の趣旨に反し、本解釈が下す後、六ヶ月以内にその効力が失うことになる。

---

*翻訳者：蕭　淑芬

解釈理由書: 憲法に規定された人民の自由･権利の範囲は、甚しく広いのであり、大よそ社会秩序及び公共利益に害さない限り、保障される。但し、如何なる自由･権利は、憲法によって分別なく同様な保障を受けなければならないのである。人民の人身の自由について、憲法八条において、より詳しい規定は設けられており、その中に憲法保留に属した事項は、立法機関が、法律の制定による制限を加えることもできないのである（本院釈字 392 号解釈理由書を参照)。また、憲法七条、九条から一八条まで、二一条、そして二二条において保障されている自由･権利は、憲法二三条に定められた条件に合致すれば、法律による制限は許される。また、如何なる事項は、法律によって直接に定めるべきであるのか、そして、如何なる事項は、命令に委ねて規定できるのかなどは、規範密度との関係で論じるべきであり、規範対象、内容そして関わる法益及びその法益が制限を受けた程度などによって、合理的な差異は、許されるのである。例えば、人民の生命を剥奪する或は人身の自由を制限することは、罪刑法定主義に従うべきなので、法律を制定することによってそれを定めるのである。人民の他の自由･権利を制限するには、法律をもってそれを規律すべきであり、たとえその法律は主務官庁に補充的な命令を制定することを授権したとしても、授権した内容も具体的かつ明確的な原則にしなければならないのである。法律を執行する詳細もしくは技術的な規定など、二番目の重要な事項に属する規定は、主務官庁が命令を発し、それを規律することはできるのである。人民はそれゆえに不便や其の他些細な影響を受けたとしても、憲法の許される範囲を超えるとは言えないのである。また、給付行政の措置において、法律に課された規範密度は、人民の権利･利益を制限する措置より緩やかであるが、公共利益に関わる重要な事項は、法律もしくは法律の授権した命令に拠らなければならないのは当然なことである。

憲法一〇条は、人民が居住及び移転の自由を有することを規定

している。それは、人民には居住する場所を選択する自由、私生活は乱れに干渉されない自由、そして個人の意思によって自由に移転または各地に旅行、もしくは移住する権利を有することである。これらの人民の自由･権利を制限するには、憲法二三条の規定によれば、法律上の根拠が必要であり、また必要な限度を超えてはならないのである。また、憲法二〇条は、人民には法律の規定しているところにより軍隊に入る義務がある。この規定は、人民の軍隊に入る義務に関する重要な事項は、法律または法律の明確な授権を受けた命令によって、規定しなければならないということを指している。兵役法或は兵役施行法には、役男の出国を制限する規定は何も置かれていないのである。それに兵役法施行法四五条は、行政院に徴兵規則の制定を授権しただけであり、性質上人民の移転の自由を制限するような役男の出国を規制する事項の制定については、何も明確的で具体的な授権規定をしていないのである。ましてや行政院が内政部に命令の制定を委任できる規定も置かれていないのである。前述した徴兵規則一八条によって、内政部が役男の出国に関する政府命令を制定する権限を授与されたうえで制定した「役男の出国を取扱う（役男出境辦法）」の八条は、役男の出国が制限され、立法目的としては、役男が兵役を忌避する原因としての出国を防ぐためであるが、人民の自由・権利に重大な制限が係れた規定であり、前述した憲法の趣旨にも相応しくないため、本解釈が公布する時点より、六ヶ月以内にその効力が失うことになる。

司法院釈字第 445 号（1998 年 1 月 23 日）*

争　　点

集会デモ行進法における関連規定は憲法に違反するか。
（集會遊行法相關法規是否違憲?）

キーワード

表現の自由（表現自由）、事前の許可制度（事前許可制）、偶発的な集会デモ行進（偶發性集會遊行）

解釋文：憲法第十四条に定められている人民の集会の自由は、憲法第十一条に定められている言論、講学、著作及び出版の自由と同様に、表現の自由の範疇に属し、民主政治を実施するためのもっとも重要な基本人権である。人民の集会の自由を保障するために、国家は適切な集会の場所を提供し、集会デモ行進の安全を確保し、そして集会デモ行進を順調に進行させねばならないのである。法律をもって集会デモ行進の権利を制限するに当たって、明確性原則及び憲法第二十三条の規定に合致しなければならないのである。集会デモ行進法第八条第一項は、室外の集会デモ行進が同条項の但し書きに定められている各号の状況を除くほか、主管機関に許可を申請しなければならないことを定めている。それに対して、同法第十一条は室外集会デモ行進が同条に列挙された状況のいずれかに該当する以外に、許可しなければならないことを定めている。その中で、時間、場所及び方法に関する規定は集会デモ行進の目的または内容の事項に関わっていないため、社会秩序を維持し、公共利益

*翻訳者：頼宇松

を増進するためのものであり、立法による自由形成の範疇に属しているのである。またこうした規定は表現自由が求めていることを侵害することはないのであり、憲法によって保障されている集会の自由の趣旨にも抵触していないのである。

集会デモ行進法十一条第一号は、同法第四条の規定に違反することが許可を与えない要件にしたのである。こうした規定は、「共産主義または国土の分断を主張する」言論に対し、主管機関に集会デモ行進を実施する前に人民の政治上の言論について審査をさせることができるのであり、憲法によって保障されている表現の自由の趣旨に反するのである。同条第二号の規定は、「国家安全、社会秩序または公共の利益に危害を与える恐れがあると認めに足りる事実を有するもの」と定めている。第三号の規定は「生命、身体、自由または財貨に対する重大な損害を与える恐れがあるもの」と定めている。これらの規定は具体かつ明確性を欠いているため、集会デモ行進以前に明白かつ即時の危険の事実状況がなく、将来発生する可能性のみに頼って、主管機関によって集会デモ行進を同意するや否やを判断する根拠にしたのであり、憲法によって保障されている集会自由の趣旨に合致しない。よって本解釈が公布されてからこの条文は効力を失うことになるのである。

集会デモ行進法第六条が集会デモ行進の禁止地域を定めている目的は、国家重要な機関及び軍事施設の安全を確保すること、対外の交通の順調を維持することにある。同法第十条は集会デモ行進の責任者、その代理人または秩序維持人員を定めている。第十一条第四号は同一時間、場所、行進経路にすでに他人が申請し許可された場合を集会デモ行進の不許可の要件にすると定めている。第五号は法によって設立された、または許可が取り消された、命令によって解散された団体が当該団体の名義で申請した場合、主管機関が集会デモ行進を許可しないことができると定めている。第六号は申請者

に申請書における各事項を記入するようと命ずる第九条の規定に合致しなかった場合を不許可の要件にすると定めている。これらの規定は集会デモ行進活動を平和に進行するのを確保すること、そして、集会デモ行進活動が民衆の生活安寧への影響を回避することなどを目的にするのである。よってこれらの規定はすべて他人の自由への妨害を防止し、社会秩序または公共利益を維持するために必要とするのであり、憲法第二十三条の規定に抵触していないのである。ただ、集会デモ行進法第九条第一項の但し書きは「自然災害またはその他予見できない重大事故にあい、正当な理由を有するものは、二日前に申請を提出することができる」と定めている。しかし、こうした偶発的な集会デモ行進にとって、二日前までに申請しなければ許可を与えないという規定は憲法によって保障されている人民の集会自由の趣旨に違反しているので、緊急に検討、改善を待たねばならないのである。

集会デモ行進法第二十九条が解散及び制止命令に従わない首謀者に刑事責任を課することは、立法による自由形成の範囲に属して憲法第二十三条の規定に抵触していないのである。

解釈理由書：本件は高成炎、陳茂男、張正修が台湾高等裁判所 1994 年度上易字第 5278 号判決の中で適用された集会デモ行進法が憲法に違反する疑義があると考え、司法院大法官に解釈を申請したのである。そして受理されるべきと大法官の議決を経た後、司法院大法官審理案事件法第十三条第一項の規定により、申請人及び関係機関である行政院（日本の内閣に相当）、内政部（旧内務省に相当する）、法務部（法務省に相当する）、交通部（国道交通省に相当する）及び内政部警政署（警察庁に相当する）に通知したのである。その後、各機関から代表が出され、中華民国八六（1997）年一二月五日に憲法法廷にて行動弁論が実施されたのである。こうした経緯はここでまず説明しておく。

申請人の主張の概要は以下の

ようのである。「憲法第十四条には『人民には集会及び結社の自由を有する』、憲法第十一条には『人民には言論、講学（授業を行うこと）、著作及び出版の自由を有する』」とそれぞれに定められている。二つの規定はすべて憲法が人民の表現の自由を保障することを表している。人民が政治の意思決定に参加する権利を有しているし、表現の自由は個人の意思を公共的な意思形成の過程に十分に表現できるがゆえに、民主政治を実現する重要な基本人権である。その中の講学、著作及び出版の自由は主に知識人が行使するのである。それに対し、集会の自由は、行動を主とする表現自由なので、メディアなどのルートを利用しにくい大衆にとって、公に意見を表現する直接な方法である。また集団的な意見に参加する者が、集会、デモ行進を「国家の意思形成に積極的に参加する参加権」に形成させるため、（集会の自由）は受益権の性質も有するのである。集会デモ行進法第八条第一項は、室外での集会、デモ行進が、同条の但書における各号の規定を除くほか、主管機関に許可を申請しなければならないと定めている。この規定は、人民の集会、デモ行進の権利に対する包括的な制限であり、主管機関に人民の集会、デモ行進を事前に抑制、禁止する権限を付与するのである。また、同法の第十一条によると、室外の集会、デモ行進の申請は、（一）第四条、第六条、第十条の規定に違反する場合、（二）国家安全、社会秩序または公共の利益に危険をさらす虞がある場合、（三）生命、身体、自由または財物に重大な損害を与える恐れがある場合、（四）同様な時間、場所に、同様な行進経路ですでに他人が申請をし、許可された場合、（五）法によらずに設立された団体、または許可が取り消されまたは解散された団体が申請した場合、（六）申請が第九条の規定に合致しない場合などを除くほか、許可をしなければならないと定めている。その中の第一号が指す同法第四条「集会デモ行進は共産主義または国土の分断を主張してはならない」という規定は、高度政治的な性質を有する議題であるし、その概念自

体に明確性を欠けている。凡そ集会、デモ行進の方法で共産主義または国土の分断を主張する際に、他人の権利または自由を妨げるまたは侵害しない限り、すべて言論自由が保護する範囲内に属している。もちろんマルクス等による共産主義を主張し、暴力の手段で政府を倒し、共産主義の目的に達成するために、積極的に組織をする場合、集会、デモ行進の権利に内在する制限を明らかに越えたので、特別法を定めて当該行為を制御することができるのである。よって集会デモ行進法には明確な禁止規定がおかれず、警察機関が自由に認定するとすれば、政治的な論争に巻き込まれることは、警察の政治的な中立性要求に違反することになる。しかもこのような実務の運用が表現に対する事前の検査に相当し、裁判所による厳しい訴訟手続を経て決定されたことではなく、必要な予防措置を欠けているため、言論自由に対する保障はまことに不十分である。第十条における責任者、その代理人または秩序維持人員に関する消極的な資格規定は、形式的な意義しか有しない。また、第十一条第一項第二号及び第三号の規定は、すべて不確定法的な概念に属している。よって室外の集会、デモ行進が他人の自由、社会秩序または公共利益に影響を及ぼしかねないため、これらの行動を認定する基準に明確なルールを欠ける場合、人民の集会の自由は干預されることになる。第四号は同様の時間、場所、行進経路がすでに他人によって先に申請され許可された場合、「警察の緊急の事態」に該当したという例外の状況においてはじめて後で申請された室外集会または抗議デモを禁止するまたは不許可することができると定めている。原因を問わずに一律に不許可した場合、憲法第十四条における集会の自由の保護の趣旨に反し、比例原則の要求にも反することになる。第五号規定は集会の自由の主体の問題に関わっている。実務では法によらずに設立された団体、許可が取り消された団体、行政命令によって解散された団体に関しては、それらの構成員、自然人またはその他法によって設立された団体の名義を持って申請することが

できるから、本号の規定はたいした意義を有しない。第九条の規定に合致していない申請には許可を与えないと第六号に定められているが、第九条における許可申請の方法及び期間の遵守に関する規定が比例原則に合致していないし、自発的な集会の合法性を排除しているため、疑義はもっとも問われるのである。上述の論述を鑑みて、集会デモ行進法第十一条の規定に列挙されている不許可事由は、抽象すぎて実質的な意義を欠けているか、または憲法第十四条にける集会自由を保障する趣旨に抵触し、さらに憲法第二十三条の要求にも合致していないのである。集会デモ行進法によると、集会、デモ行進の申請は警察機関に行わねばならない。他方、警察機関は集会、デモ行進の秩序を維持し、法によって集会デモ行進法に違反した者を司法機關に捜査を移送する機関でもある。こうした現存の警察システムの下では、（集会デモ行進法は）選挙を経て与党になった政党によって人民の集会の自由を干渉する道具として利用されやすいのである。他方、人民の立場からすると、集会の申請が拒否された場合、不服を申し立てられるが、不服申し立ての審査はなお警察機関によって一方的に行うので、正当的な法律手続を欠けて救済を求めることができないのである。従って、国民に公共事務に均等に参加する機会を付与するために、国家が、積極的に関連する制度を設け、人民の表現の自由を保障してはじめて公意による政治は実現することができるのである。集会デモ行進法が事前の許可制度をとり、人民の基本権利を制限することは、人民の集会自由の権利を保障する憲法の規定に抵触している。また「集会、デモ行進が主管機関の命令によって解散されるべきであって、継続に行って（警察官の）指示に従わない場合、首謀者に二年間以下の有期の刑または禁錮を処する」という集会デモ行進法第二十九条の規定は、刑法第百四十九条公然多衆不解散罪の構成該当要件とは、厳しさに均衡を欠けている。集会自由には代替できない民主的な機能を有するため、平和に開催される集会は法律による十分な保障を受け

なければならない。集会デモ行進法第二十九条で言う状況は、刑罰を処する必要がなく、もっと高額な行政罰を持って臨めば十分である。集会デモ行進法第二十五条によると、許可を経ずに、または許可が取り消されたにもかかわらず（集会デモ行進）を実施した場合、または許可事項、許可の制限事項に違反した場合、当該主管機関は警告、制止または命令で解散させることができる。基本的には事前の許可を前提にしているので、主管機関に許可された場合においてのみ刑事的な訴追を免れることができるから、表現の自由を制限する重大な規定である。集会デモ行進（の権利）と一般の大衆（の不便）を調整するために、届出制度を導入することによって、警察機関は、集会者の利益と第三者の安全の利益の間に余計な衝突を避け、状況に応じて秩序を維持する措置をとることなど、事前に準備し対応することができるのである。集会デモ行進が人民にとって思想を表現する重要な手段であり、憲法によって保障されている。それに対し、集会デモ行進法が許可制をとっているので、上述の説明によれば、憲法に抵触して人民の基本権を侵害したのである。

関連する機関である行政院の主張は以下のようである。民主社会では、政府の政策、措置に対して、人民が常に集会デモ行進などの手段を通じて意見を提出することによって公意に形成させたのである。ただ、集会デモ行進もまた伝達しやすくて、コントロールできない性質を有するので、社会の治安に潜在的な脅威を生む恐れがある。人民の集会デモ行進の合法的な権益を守り、社会秩序の安定を確保するために、法律を制定し関連活動が平和的な意見表示に限定する必要があるのである。集会デモ行進法は戒厳を解除した後の社会の変遷に対応するために、中華民国七十七年一月二十日に制定され、その後、八十一年七月二十七日に動員戡乱が終了したため修正、公布されたのである。よってこの法律は社会の変動に従って改正され、民主化による産出物である。各国の立法例を参考した結果

、集会デモ行進を管理する方法は、届出制度をとるかまたは許可制度をとるかに分かれている。集会デモ行進法は許可制度を取ったが、その性質が特許ではなく、準則主義に近づいたのである。よって「他人の自由を妨げること、緊急の危険を避けること、社会秩序を維持しまたは公共利益を増進する必要な程度」という憲法第二十三条の範疇を超えていない。また警察機関が集会デモ行進の申請を受理した最近五年間の統計データ分析によると、申請受理は計1725 件であり、それに対し、申請拒否は 108 件であり、千分の3.6 に過ぎないという運用は先述の制度の性質を現している。また集会デモ行進が共産主義または国土分裂を主張してはならないという集会デモ行進法第四条の規定は、共産主義が本質的に三民主義とは理念的に相反するものであるし、現段階では、大陸政権がわが政府に対する敵対団体であり、わが国にとって武力による脅威が存在している。よって、集会デモ行進では共産主義を主張するのは、立国の精神に違反し、憲法改正条文第五条第五号の規定に照らして、中華民国の存在または自由民主の憲政秩序に危険をさらす恐れがあるのである。よって、集会デモ行進では共産主義を主張してはならない。そして、国土の分断を主張することが、憲法第四条に違反することになるのである。よって国土の分断を主張してはならないという集会デモ行進法第四条の定めは最も妥当なものである。そのほか、国家安全法第二条の規定には、集会デモ行進に対する上記二つの原則が定められているものの、原則に違反する法的効果がまったく設けられていないのである。集会デモ行進法第四条に違反した場合、集会デモ行進の申請を許可しないかまたは許可を取り消すことによって国家安全法の目的に適う二つの原則を達成することができるのである。首謀者に対する刑事罰を処するという集会デモ行進法第二十九条の規定は、警察機関による警告、制止、命令解散を命じたにもかかわらず集会デモ行進を継続し、最後に遵守せずに命令による制止が下されるという四段階の手続を経たため、首謀者

の主観的な悪性が明白に顕れ、単なる行政罰を持って効果を発揮することができないのである。そしてわが国の規定が、ドイツ集会法第二十六条第一号における二段階手続よりさらに厳格であるため、憲法に違反するとはいえないのである。

法務部の主張（行政院をも代理する）は以下のようである。わが国の集会デモ行進法は、戒厳を解除した後、合法に実施される集会デモ行進を保障し、社会環境の需要に応じたため制定されたのであり、大統領によって七十七年一月二十日に公布され施行されたのである。正式には、動員戡亂時期集會遊行法と名づけられた。その後動員戡亂時期が終止したため、八十一年七月二十七日に集会デモ行進法という法律名に修正されたのである。その同時に、社会の新たな発展の風潮に応じて、関連する規定を改正したので、集会デモ行進法は、戒厳制度の下での産出物ではないのである。集会デモ行進活動が公共の秩序を侵害する恐れがあるので、公益と社会大衆の人権を保障することとの間の均衡を維持するために、集会デモ行進の場所、時間、方法などに対して合理的な制限をかけることは、表現の自由を抑圧または剥奪するために公権力が付与されるのではなく、表現の自由が求める真理の探究、健全の民主手続、自己の実現という憲法第十一条によって保障されている基本価値に合致しているのである。他方、集会デモ行進活動の実施によって公益が侵害され、民衆に対する生活の安寧及び安全、交通秩序、住居の品質、環境衛生に影響を及ぼすまたは侵害されることを避けるため、憲法第二十三条によって、法律をもって必要な制限をかけ、準則主義たる許可制をとることは、比例原則にも合致したのである。法に違反するものに対する刑事罰を処するという集会デモ行進法第二十九条の規定は、当該行為が反社会性、非難可能性の程度を考量して定めたのである。立法政策の観点からはもっとものことである。またわが国は、七十六年七月十五日から解厳され、八十年五月一日に動員戡乱が終止した後、平時の憲政に回

復したのである。ただし、台湾、中国大陸両サイトの関係を考慮し、わが国に対する中国共産党の敵対関係がいまだに解除されていないため、中国共産党による武力脅威、ミサイルの恫喝などの危険が依然として存在している。よって国家安全及び社会秩序を維持するために、国家安全に関わっている集会デモ行進の言論が国家内部に不安をもたらすので、それらを制限する必要があるのである。共産主義及び国土の分断を主張する集会デモ行進は、中華民国の存在または自由民主の憲政秩序に危害を与えるため、憲法改正条文第五条第五項における趣旨を参照し、憲法による保障の範疇に属さないのである。

内政部及び内政部の警政署の主張は、先述した行政院と同様な主張を引用したほか、以下のように述べた。集会デモ行進法は集会デモ行進の申請に対して、許可制をとっている。集会デモ行進が憲法によって保障されている基本人権であるが、その権利を享受または行使するにあたり、社会公益及び他人の基本的な権益を配慮しなければならない。よって人民の集会デモ行進の合法的な権益を守り、社会秩序の安定を確保するために、事前に許可の申請を課す義務という集会デモ行進法の規定は、憲法第二十三条の定めに合致しないとはいえない。また同法が準則主義をとっている以上、集会デモ行進の申請に対し、警察機関は法によって同意または不同意の処分しかできず、違法に許可を与えないことができない。事前許可制度をとることは、申請人に十分な準備期間を与えるし、他方、主管機関もまた即時に状況を把握し、妥当に対応することができる。大衆の危険性格に対する社会学者の実証研究もまた、許可制をさらに強化する必要があると結論付けたのである。また経験則上、集会デモ行進活動に対する事前的な許可制が必要であるということもアンケート調査を経て多数の民衆に認められている。また本件の事実に照らしていえば、大法官解釈の申請人が五日前までに警察機関にデモ行進を申請しなかったし、集会デモ行進法第九条第一項

に合致せずに許可されなかったのである。さらに許可なしで実施された集会デモ行進の過程では、主管機関が同法第二十五条第一項によって警告、制止及び命令解散を命じたにもかかわらず申請人が一向に遵守しなかったため刑事罰を受けたのである。この事案は集会デモ行進法の第九条第一項、第二十五条第一項第一号及び第二十九条しか関わっていないのである。また同法第四条が本件解釈の申請の原因事実に関係していない。そして同条に違反し、共産主義または国土の分断を主張するとしても、同法に行政または刑事的責任が設けられていない（罰されることはない）ため、性質上当該行為が許可規制の主要目的ではないのである。よって司法院は訴訟以外のことに対する解釈をし、終局判決とは関連しない部分に対して合憲性の審査をしてはならないのである。集会デモ行進が集団的な意見表示及びコミュニケーションに関係し、公共政策の形成に影響を及ぼし、最終的には参政権及び請願権の行使に発展することになるので、社会のマイノリティーが訴えを表現する重要なルートである。ただ大衆運動が衝動、脱線を引き起こして社会の安寧、交通及び衛生に影響を及ぼすため、法律を持って相当な制限をかける必要はある。制限の厳しさもさまざまであり、集会デモ行進法第八条、第十一条が準則許可制をとり、届出制とは行政手続の違いしか有しなく、本質的には両者は異なるものではない。また公意の形成に関わっている集会デモ行進は、非常に重要な公共利益が存在しない限り、集会デモ行進の言論の内容を事前に規制することもまた憲法によって許容されるわけではないのである。なお申請書に集会デモ行進の目的を記載しなければならないという集会デモ行進法第九条の規定が、言論に対する検査の一種と考えられるが、その目的は公共に危険をきたす可能性を考慮することにあり、言論に対する抽象的な価値判断を下すわけではないのである。目的を審査することは、同法第十一条第一号における第四条に反する問題に関わりうるので、言論の内容を審査する基準である。ただこの規定が「政党の目

的またはその行為が中華民国の存在または自由民主の憲政秩序に危害を与えるものであれば、憲法に違反することとなる」という憲法改正条文第五条第五項に呼応し、その際に警察機関は同法第二十六条の規定によって同意するかどうかを判断することができるのである。集会デモ行進が公共秩序に影響を及ぼしうるので、集会デモ行進法では、室外集会デモ行進に対して許可制による規制を導入したことは、比例原則に合致したのである。この点に関しては、同法第十一条に列挙された状況のほか、主管機関は許可をしなければならないし、まったく裁量の余地を有しないのである。たとえ上述除外事由が存在するとしても、比例原則に沿って裁量をしなければならないのである。主管機関が許可をしないと判断した場合、理由を付記し、三日以内に救済手続が記載されている書類をもって責任者に通知しなければならないのである。第九条第一項但し書きによって申請を提出した場合、許可しない通知は二十四時間以内に行わねばならないのである。集会デモ行進の申請は六日前までに提出しなければならないが、自然災害またはその他予見できない重大事故のため正当な理由をする者は二日前までに提出すればいいとされている。こうした期間に関する規定は、その他民主国家の規制規定と比較しても過ぎることではないのである。偶発性のデモ行進に関しては、発起者がいなくて申請する由がないが、主管機関は第二十六条の規定を斟酌して比例原則に応じて処理することができるのである。従ってこの法律は集会デモ行進に対する過度の制限をかけたとはいいえないのである。さらに集会デモ行進法が責任者、代理人または首謀者にしか法的責任を課さないので、参加者に対しては制限を加えていない。第十四条は許可された集会デモ行進にも六号の必要な制限をかけている。許可の取り消しまたは変更の要件を定めた第十五条が、人、事、時、場所、物などの異なる状況に応じて過度の規制を回避するために設けられているのである。事後の届出制度は公益に与えた損害に対しては、追懲的な効果しか有しなくて、予

防をすることができないのである。よって事後の届出制度は、社会が多元化になりつつあり、利益及び観念が絶えずに衝突し、寛容ある政治文化が形成されていない土地が狭くて人口の多い台湾にとって、計り知れない不利な影響を及ぼしるのである。そのほか、第十一条第二号では「国家安全、社会秩序または公共利益に危害を与える恐れがある」などの記述が設けられているが、だからといって、その規定の意義がはっきりとせず、主管機関もまたそのゆえにこの条文を濫用したことがあるとはいいがたいのである。未許可の集会デモ行進に科す刑罰の問題に関しては、リーダーが法に違反する事項、及び活動中に対する行政規制という二段階の処罰要件は過度に制限する状況がないのである。憲法に違反する恐れのあるのは、むしろ行政権が制度を運用して有効に防止できるか否やということにある。言い換えれば、刑事裁判所が解散命令及びその後の制止行為を審理する際に、それらの合法性をも斟酌してはじめて行政権力の乱用の機会を最小限に減らすことができるのである。集会デモ行進法第二十九条の定めに関しては、室外の集会デモ行進がその他の法益を妨げる可能性があり、単なる行政上の不利益ではないのであり、法に違反するものに対して刑罰を処することは、立法形成の自由の範疇を超えてはいないのである。これは、同法第二十八条に定められている構成要件には主観及び客観的状況があり、程度にも相違があることとは次元の異なる問題である。同法第二十九条を削除するとすれば、集会デモ行進が解散命令または制止に従わなくて刑法第百四十九条の要件に該当しない場合、当該行為はまったく何らかの刑法上の責任を負わないのである。よって、集会デモ行進法第二十九条は重複に法に反する主観的な悪性に対し刑罰を処してはじめて合理的に対応するといえるのである。また合憲性の推定の原則によれば、憲法解釈者は憲法を解釈するに当たって、明確の根拠をもって国会によって制定された法律が憲法に反して無効させるまでに合憲的な解釈をしなければならないのである。大衆の危険性

、交通、警察の人員配置、大衆相互の対立、同法第二十六条における比例原則などを鑑みて、集会デモ行進法における事前許可制は憲法第二十三条の必要な程度を超えてはないのである。状況が緊急であり、正当な理由をもって現行集会デモ行進法の定めに沿って申請を提出しなかった場合に関しては、立法技術によって解決することができるから、憲法に反するや否やとはかかわりのないことである。

交通部によって提出された主張は以下のようである。集会デモ行進が量の増加によって質の変化をもたらす恐れがあり、交通秩序を影響、交通安全を妨げやすいため、準則許可制をとったのである。なぜなら、こうした制度の導入を通じて、主管機関は、集会デモ行進に対して、事前に計画を立てさせ、交通規制を適切に行うことによって、交通事情全体が停滞または混乱に陥り、他の道路使用者の権益の妨害を避けることができるからである。過去に発生した事例にてらせば、集会デモ行進によって高速道路が占拠されたこと、駅前の広場での大衆の露泊、電車レールに横倒れ電車の通行を止めさせたなど社会秩序及び公共利益に対する危害は、明白であり、インパクトが大きいため、全体の社会コストも計り知れないのである。本院はすべての弁論内容を斟酌して本解釈を作成した。理由は以下のようである。

司法院が憲法を解釈し法律及び命令を統一に解釈する権限を有することは、憲法第七十八条によって明文に定められている。よって司法院による解釈は全国各機関及び人民を拘束する効力を有している。普通の裁判所が民事刑事訴訟事件を受理し、行政裁判所が行政訴訟案件を審理し、公務員懲戒委員会が公務員の懲戒に関する案件を審議し、判決または議決を下すのが、具体的な事件にしか拘束力を有しないため、司法院による解釈とは非常に異なっている。憲法によって保障されている人民、法人または政党の権利は、不法に侵害された場合、法定の手続に従って訴訟を提起し、終局の裁判所

によって引用された法律または命令が憲法に抵触する疑義があると考えるものは、司法院大法官審理案件法第五条第一項第二号によって解釈を申請することができるのである。従って、大法官がこの規定によって解釈をするにあたって、当該終局裁判が適用する法律または命令をターゲットにし、憲法によって保障されている人民、法人または政党の権利が不法に侵害されるや否やを審理の対象にするのはもっとものことである。但し、人民による憲法解釈を申請する制度の目的には、当事者の基本権利を保障することにあるほか、憲法の真義を釈明し憲政秩序を維持することにもある。従ってその解釈の範囲は具体的な事件に関連する事項、そして法律の条文内容が憲法に抵触するや否やに及ぼすことができるのである。本院釈字第二一六号解釈の趣旨によれば、前司法行政部によって発された強制執行事件に対する二つの通達が関税法に抵触する疑義があると解釈を申請したのである。それに対して、裁判官が審理する過程の中、司法行政機関による命令に拘束されないと当該解釈が明確に示したのである。また釈字第二八九号解釈の趣旨によれば、財務案件処理弁法第六条が憲法に抵触する疑義があると申請したのである。それに対し、同弁法が法制度が完備するまでの（暫定の）措置であるので、大法官は特定の期間を定めて当該期間が満了すれば、当該弁法の効力を失うことになると解釈した。さらに、釈字第三二四号解釈の趣旨によれば、海関管理貨櫃弁法第二十六条が憲法に抵触する疑義があると申請したのである。それに対し、上述解釈の附則では、「当外弁法が公法契約の問題にも関わっている。公法契約の基本規範もまた関連機関によって早めに法律を制定に対応しなければならない。」そのほか、釈字第三三九号解釈の趣旨によれば、財政部六十六（1977）年十二月二十日台財税字第三八五七二號通達が憲法第十九条及び貨物税条例第十八条の規定に抵触し、しかも「従新従軽」の原則にも反すると申請人が申請したのである。それに対し、本院大法官が六十（1971）年一月九日に修正公布された貨物税

条例第十八條第一項第十二号規定を今後適用することができないと宣告した。また釈字第三六九号解釈の趣旨によれば、公務員懲戒法には審級の救済が定められていないので、憲法第十六条における人民訴訟権の保障の趣旨に抵触して、解釈を申請したのである。本院大法官はさらに敷衍して懲戒機関が裁判所のシステムをとり、また懲戒案件も正当な法律手続原則に基づき、被懲戒人に重要な手続的な保障を与えてはじめて合憲的な立法体制であると解釈した。そのほか立法委員が司法院大法官審理案件法第五条第一項第三号の規定によって申請された釈字第四三六号解釈のによれば、申請の趣旨が軍事裁判制度の全般に関わっている。それに対し、大法官は「審判独立の原則を貫徹するため、軍事裁判の審理および検察の分立、審判に参加する軍官の選任基準及び軍法官の身分保障などの事項も合わせて検討、改善しなければならないのである。」と解釈した。以上本院解釈の中から列挙された具体例は大法官による憲法解釈の範囲が申請の趣旨に限ることではないと説明したのである。本件申請人は集会デモ行進法に違反した案件であり、台湾高等裁判所八十三（1984）年度上易字第五二七八号の刑事判決を経て集会デモ行進法第二十九条の規定によって刑罰が処された。そして（申請人は）憲法第十四条によって保障されている集会の自由が不法に侵害され、確定判決では不確定概念によって警察機関に集会デモ行進を事前に抑制または禁止する集会デモ行進法の規定が憲法に抵触する疑義がありと考え、本件の解釈を申請したのである。室外の集会デモ行進法第九条第一項の規定が、実施するの六日前までに主管機関に申請しなければならないと定めているが、申請人は申請せずに許可を得られなかったため、刑事裁判所によって刑罰が処されたのである。さらに申請人がデモ行進の車両及び大衆を率いて、デモを行った。その後、主管機関による命令を経ても解散されずに継続し、主管機関による制止命令を経ても従わなかったことのである。以上は本件の原因及び事実である。よって本件が関わっている問題は集会

デモ行進が主管機関に許可を申請しなければならないという集会デモ行進法第八条第一項及び関連規定が憲法抵触する疑義があるや否やという点にあるので、同法第九条第一項の申請期間が憲法に違反するや否やのみを論じて解釈するのは難しいのである。よって本件解釈は集会デモ行進法による室外集会デモ行進が事前に申請すべき制度が憲法に抵触する疑義を有するや否やについて審理しなければならない。人民には集会の自由を有するという憲法第十四条の規定は、憲法第十一条における言論、講學、著作及び出版の自由と同様に表現の自由の範疇に属している。主権在民という理念に基づき、人民には自由に議論し、十分に意見を表現する権利を享受してはじめて事実を探求、真理を発見し、しかも民主的手続を経て公意を形成し、政策または法律を制定したのである。よって表現の自由は民主政治を実施するに当たって最も重要な基本人権である。国家が人民のこうした権利を保障する目的は、個人が独立に存在している尊厳及び自由に活動する自主権を目的とすることにあるのである。その中の集会の自由は人民が行動を通じて自由を表したのである。講学、著作及び出版の自由は、言論または文字を持ってその意見を表したのである。メディアなどのルートを利用しにくい大衆にとって、集会の自由は公に意見の表現を保障するもっとも重要方法である。集会デモ行進法第二条によれば、「集会」というのは、公共の場所、または公衆が出入りできる場所で行われる会議、演説またはその他の大衆を集める活動である。「デモ行進」というのは、市街地、道路、路地またはその他の公共の場所、公衆が出入りできる場所で行われる集団的な行進である。集会自由は集団の方法で意見を表し、人民と政府との間のコミュニケーションをとる方法の一種である。人民はこうした方法を通じて、政府に主動に意見を提出し、国家の意思形成に参加するか、または政策の制定に影響を与えるである。よって、国家は消極的には人民にこうした自由を保障し干渉してはならないのであり、積極的には適切な集会の場所

を提供し、集会デモ行進の安全を保護し、それらを順調に進行させるべきである。また集会自由の保障は表面的な外的自由のみならず、実質の内的自由にも及ぼすべきであるのである。こうしてはじめて集会デモ行進に参加するものにまったく恐れのない状況の下で実施できるのである。よって法律をもって集会デモ行進の権利を制限するにあたって、憲法第二十三における必要性原則に従うべきのほか、明確性原則にも合致しなければならないのである。こうすることによって、主管機関に人民のこの権利を制限するやいなやを決定する際に、明確な要件を定めている法律を根拠にすることができるのである。他方、人民もまた正当法律手続によって自らの意見を陳述し、憲法によって保障される権利を維持することができるのである。

集会デモ行進は室内及び室外に分かれていて、その中、室外の集会デモ行進は他人の生活の安寧及び安全、交通秩序、住居の品質または環境衛生に悪い影響を及ぼしかねないのである。国家は他人の自由への妨害を防止、社会秩序または公共利益を維持するために、法律を制定し必要な制限をかけることができるのである。その規範の内容は、表現の自由と社会法益に影響を及ぼす価値を考慮し、制限の幅を定め、適切な方法であって、干渉の最も小さい方法で行わねばならないのである。集会デモ行進に対する制限は大まかに追懲制度、届出制度及び許可制度に分かれている。集会デモ行進法第八条第二項は室内の集会が許可を申請する必要がないと定めている。それに対し、同条第一項前半では室外集会、デモ行進が主管機関に許可を申請しなければならないと定められているが、但し書きの部分では、「一、法律の規定によって行うもの。二、学術、文芸、旅行、体育コンテストまたはその他性質が似ている活動。三、宗教、民族、冠婚葬祭活動」が除外されている。全体的見れば、集会デモ行進法は許可制をとっているのである。こうした活動に対する事前の行政規制の定めが憲法第二十三条の比例原則に合致するや

いなやを判断するに当たって、関連及び必要の規定を逐一に審査をしなければならないのである。追懲制度または届出制度をとることが憲政原則に合致すること、それに対し、事前の行政規制が集会自由の基本人権に侵害すること、という判断の仕方は妥当ではないのである。よって申請書でこの点が指摘されたが、理由を有するではないのである。事前に集会デモ行進を申請する際に、集会デモ行進の目的及び内容ではなく、その時間、場所及び方法などの形式要件のみに重視し、法律で明確に定めるとすれば、表現自由の訴求内容に害するわけにはならないのである。主管機関が交通安全または社会の安寧など重要な公益を維持するために事前に必要な措置をとって対応することができるのである。

集会デモ行進法第十一条は室外集会デモ行進が同条に列挙されている状況のほか（但し書き規定)、許可をしなければならないと定めている。よって集会デモ行進の申請が、同条に列挙されている状況が存在しない場合、主管機関は許可をしないことができないのである。いわゆる準則主義の許可制度である。集会デモ行進法第十一条に列挙されている各号の状況を憲法の趣旨に合致するや否を以下で分析する。

第一号では「法第四条、第六条、第十条の規定に違反するもの」と定められている。そして第四条では「集会デモ行進は共産主義または国土の分断を主張してはならない」と定められている。「共産主義または国土の分断を出張共産主義または国土の分断を主張すること」とは、政治主張の一種であり、それを集会デモ行進の不許可の要件にしたのは、主管機関に言論の内容を審査する権限を与えたので、直接に表現の自由の基本権を制限したのである。憲法改正条文第五条第五号の規定では、「政党の目的またはその行為が中華民国の存在または自由民主の憲政秩序に危害を与えるものは、憲法違反となる。」と定められている。しかし、政党を結成することは、結社自由が保障する範

囲内にある。また政党を結成することは、事前に許可を得る必要がなく、政党が成立してからその目的または行為が中華民国の存在または自由民主の憲政秩序に危害を与える場合、憲法法廷によって解散の判決を出されてからはじめて禁止することができるのである。さらに現行法には政党の結成を事前に禁止する定めが存在していないのである。従って、関係している機関たる内政部が集会デモ行進法第四条が憲法改正条文第五条と相互に呼応していると主張したのは、とることに非ずのである。よって集会デモ行進法第四条における不許可要件は、主管機関に集会デモ行進を許可する前に言論の内容に対する実質な審査権限を付与したのである。この点に関しては、申請人が申請書に集会デモ行進法第九条第一項第二号によって、集会デモ行進の目的を明確に記載しなった場合、主管機関はもちろん審査するよいがないのである。室外の集会デモ行進が許可されてからこうした主張を発見した場合、当時の事実状態にそって、社会秩序、公共利益を維持するかまたは集会デモ行進上安全に関する緊急の要求に応じ、主管機関は同法第十五条第一項によって許可を取り消すことによって禁止の目的を達成することができるのである。集会デモ行進を申請したころに、こうした主張を有するが、社会秩序、公共利益に明確かつ即時に危害を与える事実が存在せず、主管機関は許可を付与しないかまたは許可を取り消すかというやり方は、単に共産主義または国土の分断を主張するだけで、集荷デモ行進を禁止することに相当するのである。こうすることは、集会デモ行進参加者の政治的な意見表示の事由を干渉し、憲法第二十三条における必要性の規定を超えたのである。集会デモ行進法第六条は集会デモ行進禁止地域を以下のように定めている。一、総統府、行政院、司法院、考試院、各級裁判所。二、国際空港。三、重要な軍事施設地域。その範囲がそれぞれの地域の周辺も含めて、同条第二項は内政部及び国防部によって画されると授権したのである。禁止地域は国家元首、憲法機関及び裁判機関の機構、対外交通の順調及

び重要軍事施設の安全を維持するために画定するのである。よって主管機関の同意を得るもの以外に、この範囲内に集会デモ行進を実施してはならないし、社会秩序または公共利益を増進するために必要とされたのである。禁止地域およびその周辺の範囲に関する同条の規定もまた非常に明確であり、法律明確性に合致し、憲法に抵触する状況がないのである。集会デモ行進法第十条は、室外集会デモ行進の責任者、その代理人または秩序維持人員を担当してはならない資格を以下のように定めている。一、二十歳未満。二、中華民国の国籍を有しない者。三、有期の刑以上を処され確定されて、執行されていないまたは執行が完了されていないもの。執行猶予に宣告されるものはこの限りではない。四、保安処分または感訓処分を受けた確定裁判であり、執行されていないまたは執行が完了されていないもの。五、禁治産宣告されて取り消されていないもの。上記の制限事項は、集会デモ行進の責任者、代理人または秩序維持人員が中華民国の国籍を有すること、完全な行為能力を有すること、有期の刑の宣告または保安処分、感訓処分が裁判所の裁判を経て確定され、執行が完了される資格に限定している。こうした制限は、これらの人員による公意の形成を制限し、立法機関の職権行使の範囲内に属し、憲法第二十三条の規定にも背くことがないのである。

第二号は「事実を有し国家安全社会秩序馬たは公共の利益に危害を与える恐れがあるもの。」と定めている。集会デモ行進は多数の人々が特定の共通の目的に達成するために従事する団体の活動であり、民主社会の中では、人民が政府の政策措置に対し常にこうした方法を通じて意見を表し、公意を形成したのである。社会の安寧の秩序を確保するために、憲法に保障されている集会デモ行進は平和的方法で行わねばならないのであり。こうした限度を超えたとすれば、法律ははじめて制限をかけることができるのであるが、法律における制限の要件は明確でかつ具体的でなければならないのである。本号における「国家安全、社

会秩序または公共の利益に危害を与える」は、すべて概括の条項であり、具体的かつ明確性を欠いたのである。よって主管機関たる警察機関に短期間以内でこうした事実が上記の法益を妨害する恐れがあるや否やを判断する権限を与えたのである。室外の集会デモ行進が他人の自由、社会秩序または公共の利益に不利な影響を及ぼしかねないので、主管機関が明確かつ即時な危険に達しない事実に対して実質な審査を行うことは、将来発生する可能性を持って同意するやいなやを判断する根拠にしたのである。こうしたやり方は、人民の集会自由の状況を干渉しやすくて、集会デモ行進法第十一条が主管機関の裁量権を制限する立法趣旨にも合致していないのである。よって本号に列挙されている事前審査の許可要件は、憲法によって保障される集会自由の権利を侵害したのである。許可を経なければならない集会デモ行進が許可を経ていないもの、または許可を経た後に、明白かつ即時の危険が発生するもの、それらに対し、主管機関は集会デモ行進の安全の緊急的な必要を維持するするために、それぞれに集会デモ行進法第二十五条第一項第一号、第十五条第一項によって適切な処置をすることができるのである。また、すでに明白かつ即時な危険事実が発生してもなお集会デモ行進を申請し、当該危害を与える情況を助長するものに対して、主管機関もまた許可を与えないことができるのである。

第三号は「生命、身体、自由または財貨に対する重大な損害を与える恐れのあるもの」と定めている。この号の規定もまた憲法の趣旨に反するのである。その理由は上記に述べられたほか、以下のような斟酌すべき点もある。「生命、身体、自由または財貨に対する重大な損害を与える恐れのあるもの」とは、参加者の一人か二人がこうした状況に合致しただけに、他の参加者に集会デモ行進を行うことを許可しないことができるか？また、たとえ生命、身体、自由または財貨に対する重大な損害を与える恐れがあるとしても、刑事責任の程度に達していないの

である。さらに、安寧の秩序を妨害する行為があるとすれば、社会秩序維持法の定めを持って処罰すれば十分である。よってこうした状況があることを持って集会デモ行進を禁止するのもまた比例原則に反するのである。いわゆる「おそれ」の認定基準ついて、具体明確性を欠くため、集会デモ行進を行う以前に、主管機関がこれを持って実質名審査をするのは憲法保障の趣旨に背いていないとは言えない。室外集会デモ行進が許可された後、重大な事故が発生すれば、主管機関は集会デモ行進の安全を維持する緊急の必要があれば、同法第十五条第一項前半の規定を適用することができるのである。これもまた前号に述べたとおりである。

第四款は「同一時間、場所、行進経路にすでに他人が先に申請し許可されたもの」と定めている。同じ時間、場所、行進経路にすでに他人に集会デモ行進が申請された場合、さらに別の集会デモ行進を許可すれば、集会デモ行進の目的の混乱を起こさせるのである。また集会デモ行進の方法が異なるとすれば、社会秩序を妨害する可能性はさらに大きくなる。集会デモ行進を反対するものに遭うとすれば、大衆間の衝突が起こる可能性もまた増えてくるのある。主管機関はこの規定によって許可を与えない際に、集会デモ行進法第二十六条によって人民の集会デモ行進の権利とその他の法益との均衡を公平かつ合理的に考慮し、達成したい目的を超えない必要な限度で、適切な方法で行わねばならないのである。この号は憲法の趣旨に合致したのである。

第五号は「法によって設立されていない、または許可が取り消された、あるいは命令によって解散された団体は、当該団体の名義で申請したもの」と定めている。この号の規定が、集会デモ行進の申請人が自然人、法人またはそのた法律によって設立されている団体を制限したのは、集会デモ行進法第七条第一項では「集会デモ行進活動は責任者を有しなければならない」と定められたからである。第二項もまた「法によって設

立されている団体によって行われる集会デモ行進の責任者は、当該団体の代表者またはその人によって指定される人である」と定めている。この規定は法によって設立されている団体の代表者に対し確実な審査ができるし、責任者の身分に対しても客観的な認定基準を有するので、立法による自由形成の範囲に属し、憲法の趣旨に抵触していないのである。

第六号は「申請が第九条の規定に合致しないもの」と定めている。集会デモ行進法第九条第一項は、室外集会デモ行進がその責任者によって申請書を記載しなければならない。そして申請書には以下のことを記載しなければならない。一、責任者またはその代理人、秩序維持人員の姓名、住所など人別事項。二、集会デモ行進の目的、方法及び開始と終了の時間。三、集会場所またはデモ行進の行進経路、集合及び解散の場所。四、予定される参加人数。五、車両、必要品の名称及び数量。六日前までに主管機関に許可を申請しなければならない。但し自然災害またはその他予見できない重大事故にあい、正当な理由を有するものは、二日前までに申請を提出することができるのである。同条第二項は、代理人が代理同意書を提出すべきであること、集会場所の明記もまた当該場所の所有者または管理人の同意書類を提出すべきであること、デモ行進は詳細な行進経路図を提出すべきであることを定めている。室外集会デモ行進が他人の自由、社会秩序または公共利益に影響を及ぼしかねないのである。よって集会デモ行進活動が公益を侵害し、民衆の生活安寧及び安全、交通秩序、住居の品質または環境衛生によって影響されまたは侵害されることを避けるために、責任者に集会デモ行進が開始する六日までに、集会デモ行進の参加者、集会デモ行進の目的、方法及び開始と終了の時間、集会の場所、デモ行進の行進経路、集合解散の場所、予定参加人数及び車両、必要のものの数量などを列挙されたことを記載し、主管機関に許可を申請する責任を課したのである。こうした制度は申請人に十分な準備時間を与

えるし、主管機関に事態を把握させ、事前に準備させ、良好な交通規制を計画させることによって交通状況が渋滞または混乱に陥ること、そして過度に他人による道路使用の権益を妨害することを回避するのである。よって本号はこの部分に関しては、憲法第二十三条における必要性の程度の要求を超えてはないのである。ただ、集会デモ行進法第九条第一項の但し書きは、「自然災害またはその他予見できない重大事故にあい、正当な理由を有するものは、二日前までに申請を提出することができるのである。」と定めているが、集会デモ行進が自然災害またはその他予見できない重大事故のために行われるとすれば、余裕を持って二日前までに提出することできるか（できるはずがない）？偶発的な集会デモ行進とは、大衆が予見できない重大事故に対して、即時に反応して行われたものであるため、責任者に二日前までに申請の提出を期待することができないし、重大事故が発生してから二日後に集会デモ行進を催すことを期待することができないのである。よって許可制度は偶発性の集会デモ行進に適用する余地がないのである。憲法第十四条における人民集会の自由の保障は、偶発性の集会デモ行進を排除していないのである。よって集会デモ行進法第九条第一項における要件を鑑みれば、物事が突然に行ったものであり、法定期間内に申請を提出するに間に合わない場合、その集会デモ行進は第九条に違反し許可をしてはならないのである。こうした規定によって人民の集会デモ行進を抑制するのは憲法上保障される基本人権内容に必ずしも合致するわけではないため、今後更なる検討、改善を待たねばならないのである。

集会デモ行進法第二十九条は、「集会デモ行進が主管機関の命令によって解散されると命じたにもかかわらず解散せず、継続に催して、そして制止を命じられてもその命令に従わない場合、首謀者に二年以下の有期の刑または禁錮を処される。」と定めている。集会デモ行進が同法第二十五条における状況のいずれに該当する場

合、当該主管機関は警告、制止または命令によって解散させることができるのである。その状況とは以下のようである。一、許可を経なければならない集会デモ行進が許可を経ずにまたはその許可が取り消され無断で催す場合、二、許可を経た集会デモ行進が許可事項、許可制限事項に違反した場合、三、第八条第一項における各号の規定を利用集会デモ行進を催したが、法令に違反した行為を有する場合、四、その他法令に違反した行為である。同法第十一条によって室外集会デモ行進を申請したものは、同条に列挙された状況に該当するほか許可をしなければならないのである。その中、時間、場所及び方法など集会デモ行進の目的または内容に関わっていない事項は、憲法における集会自由の保障の趣旨に抵触していないのである。よって集会デモ行進が同法第二十五条に定められている状況を有する場合、当該主管機関は警告、制止または命令による解散をすることは、憲法第二十三条の定めにも背くことがないのである。集会デモ行進が主管機関による解散を命令されても解散しなかったものに対して、同法第二十八条の定めによって集会デモ行進の責任者またはその代理人、主催者に台湾ドル三万円以上十五万円以下の罰金が科されることになる。こうした規範は主管機関による解散命令に従わない集会デモ行進の責任者、代理人に対する行政秩序罰である。「主管機関の命令によって解散されると命じたにもかかわらず解散せず、継続に催して、そして制止を命じられてもその命令に従わない場合」との規定に照らして、第二十九条は始めて首謀者に対して、刑罰を科すのである。よって後者は前者の後続行為であるが、処罰を受けるべきものは必ずしも同じではないのである。後者は首謀者に二年以下の有期の刑または禁錮を処するのは、当該者が解散、制止命令に従わないのである。こうした行為を放任し取り締まりをしなければ、他人または公共の秩序に対する予見できない危険が生ずるとすれば、主管機関は、刑事訴訟法の規定を適用し必要な処分をすることもできないのである。社会秩序維持法第

六十四条第一号における安寧秩序の妨害は「意図に騒動を引き起こし、公園、駅、港、空港またはその他の公共の場所では任意に人を集め、公共秩序うに妨害するおそれがあり、管轄の公務員によって解散を命令されたにもかかわらず解散しない」を要件とするのである。それに対して、刑法第百四十九条における公然聚眾不遵令解散罪は、「公に大衆を集め、意図に強暴脅迫な行為をしようとする場合、管轄の公務員による三回の改善命令を受けたにもかかわらず解散しないもの」を処罰の対象にするのである。主管要件及び客観要件問わずに、集会デモ行進法第二十九条の定めとは軽重の区別があるので、刑法の規定は憲法第二十三条における必要性原則に違反するとはいえないのである。また主管機関は如何に集会デモ行進を命令で解散するか、いかなる方法を持ってそれら進行の継続を制止するかは、解散命令の当否に関わり、事実認定の問題である。刑事裁判所は、罪を論じ刑を科すに当たっては、犯罪の構成要件が該当するや否やを確実に認定しなければならないし、とりわけ当該行為が故意を処罰する要件にするのは注意しなければならないのである。

本解釈は、董翔飛大法官、陳計男大法官、林永謀大法官によるそれぞれの部分反対意見書がある。

司法院釈字第 450 号（1998 年 3 月 27 日）*

争　　点

大学法第一一条第一項第六号及び同法施行細則第九条第三項の、各大学には軍事訓練室の設置と職員の配置を義務付ける規定は、憲法が保障する大学の自治に違反するか。
（大學法第十一條第一項第六款以及該法施行細則第九條第三項之，課予各大學設置軍訓室以及配置相關人員義務之規定，是否違反憲法所保障之大學自治？）

キーワード

学問の自由（學術自由）、大学の自治（大學自治）

解釈文：大学の自治は、憲法一一条に定めた学問の自由（講学の自由）の保障の範囲に属する。凡そ教育の自由、学習の自由に関する重要な規定は、ともに大学の自治の事項に属することは、すでに本院解釈380号により解釈され釈明されたものである。大学は、上記の教育、研究に関する範囲内において、その内部の組織についてもある程度の自主的な組織権を享有するものである。各大学は、その自主的な決定により、学生に軍事訓練、または看護といった課程を習得させる必要を有すると判断した場合、自ら課程に関連する組織を設置し、また法により適切な教育人員を招聘しうることである。但し、大学法第一一条第一項第六号及び同法施行細則第九条第三項の、各大学には軍事訓練室の設置と職員の配置を義務付けて、軍事訓練と看護に関する課程の企画及び教育を担当させるとの強制

*翻訳者：李仁淼

的な規定は、憲法が保障する大学の自治の趣旨に違反するものであって、遅くとも本解釈が言い渡された日より、満一年の時にその効力を失するべきである。

解釈理由書：国家は大学の組織を健全にさせ、大学教育の宗旨が有利に実現させるために、法律で大学の内部組織の主要な構造を規定しうるが、憲法第一一条に学問の自由に関する規定は、学問の自由に対する制度的保障であり、大学の自治も当該条文が保障する射程範囲内にある。凡そ教授、学習の自由、教授の内容、学科と科目を選択する学生の自由等は、すべて大学の自治の事項に属することは、すでに本人解釈第 380 号により、釈明されたことある。大学は上記の教授、研究にかかる範囲内において、その内部組織についいても、相当の自主的な組織権を享有すべきである。大学自身がある課程を設置する必要がないと判断した場合、法令がなおも当該科目に関連する企画及び教育組織の設置を強制するならば、憲法が保障する学問の自由と大学の自治の趣旨に合わないことになる。もし各大学がその自主的決定により、学生に軍事訓練または看護の課程を習得させる必要を有すると判断すれば、自ら軍事訓練または看護の課程に関する単位を設置し、並びに法により、適切の教育人員を招聘しうるものである。ただ、大学法一一条一項六号及び同法の施行細則九条三項に、大学は軍事訓練室また人員を配置すべきであり、軍事訓練及び看護課程をめぐる企画と教育を担当させることは、大学の自主的な権限を配慮せず、前記に述べた憲法の趣旨に反するものである。本件解釈は、制度及び組織の調整にかかるものであり、暫定措置の実施期間を定める必要を有すると考える。そのため、上記の大学法及び同法の施行細則の規定は、本解釈が言い渡された日より、遅くとも満一年の時点にその効力を失することになる。

大学法一一条一項一号から四号まで列挙された教務部、学生事務部、総務部、及び図書館は、大学の教育と研究を支援する必要な

ものであり、七号から九号までの秘書室、会計室は、大学の行政を補助する単位である。当法（大学法）は、これらを設置すべき内部組織であることは、憲法が保障する大学の自治の趣旨になお抵触するものではない。その他、大学が体育施設及びその活動を提供し以て学生の体格を健全させることは、固より必要なもであるが、体育の課程を開設するか、体育室を設置する必要を有するかについても、大学の自治の範疇にぞくするものであるので、同条一項五号の規定は、なお関連する機関により併せて検討・改善されるべきであり、併せてここで言明する。

本解釈は、蘇俊雄大法官、林永謀大法官によるそれぞれの補充意見書、陳計男大法官による部分反対意見書、董翔飛大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 452 号（1998 年 4 月 10 日）*

争　　点

夫婦の一方の意思により住所を決定するとしている民法の規定は違憲か。

（民法關於夫妻住所以單方意思決定之規定違憲？）

キーワード

住所、同居の義務、共同生活、法的効力

解釈文：民法第一〇〇二条の規定により、妻は夫の住所をその住所とし、婿養子たる夫は妻の住所をその住所とするとしている。但し、夫が妻の住所をその住所とする、或いは妻が婿養子たる夫の住所をその住所とすると約定する場合は、その約定に従うとしている。本条但書の規定では、夫婦双方に住所を約定する機会を与えているが、もしも妻或いは婿養子たる夫が約定を拒否し或いは双方による協議が不成立となってしまった場合は、すなわちその一方が設定した住所をその住所としなければならない。前掲した法律は相手方による住所の選択および具体的事情の格別な状況を配慮しておらず、それが憲法上の平等原則および比例原則に尚も一致しないものであり、よって本解釈の公布日から、遅くとも一年を満時とし、その効力を失うものとするべきである。また、夫婦住所の設定と夫婦同居の義務の履行は尚も異なるところがあり、住所とはすなわちもろもろの法的効力を決定する中心地であり、民法が定める同居の義務を履行する唯一の場所ではない。夫婦はたとえ住所が未設定で

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

あっても、依然として永久に共同生活を目的とし、相互に同居の義務を履行する責任を負うべきであり、こうしたことは当然に属するものである

解釈理由書：民法第一〇〇二条の規定により、妻は夫の住所をその住所とし、婿養子たる夫は妻の住所をその住所とするとしている。但し、夫が妻の住所をその住所とする、或いは妻が婿養子たる夫の住所をその住所とすると約定する場合は、その約定に従うとしている。これによると、夫婦共同住所の指定権は夫に属し、婿養子たる夫はその妻の指定に従う。その但書は、夫婦間での住所を設立する意思を尊重するため、嫁入婚の場合には、夫婦は夫が妻の住所をその住所と約定することができ、招婿婚の場合には、妻が夫の住所をその住所と約定することができると規定しているが、もしも夫或いは婿養子たる夫の妻が約定を拒否し或いは双方による協議が不成立となった場合は、すなわちその一方が設定した住所をその住所としなければならない。これはまるで性別また当該婚姻は嫁入婚か或いは招婿婚かによる法律上の差別的規定を設け、夫または婿養子たる夫の妻に最終的決定権を与えているようなものである。人民の居住の自由とは、すなわち人民はその住所を選択する自由権があることを指す。住所とは、すなわちもろもろの法的効力を決定する中心地であり、夫妻が相互に同居の義務を負担するのは、元来民法第一〇〇一条前段にいう明文規定であるが、民法では自然人が住所を設けるべしと強制的には定めておらず、夫婦が住所を以って同居の義務を履行する唯一の場所とすべしという明文規定も存在しない。よって、夫妻が同居の義務を履行する場所は住所の限りでない。昨今の教育の普及を鑑みると、男女は教育を受ける機会が均等になり、就職の事情も変化し、各職種に従事する機会もほとんど優劣の区別がなくなり、そして夫婦各自の就職場所も必ずしも同様ではない。夫婦がもしも仲睦まじく、相互に忍耐と譲歩ができるようになり、常に相手方の希望を配慮できるようであらば、住所の設

定について妥協或いは折衷が可能となり、住所を約定する場合は当然のことではあるが、もしも夫或いは婿養子たる夫の妻が住所の約定を拒否する場合は、すなわち民法第一〇〇二条前段の規定により、他方の配偶者がその配偶者が設定した住所をその住所としなければならず、こうした法律は相手方による住所の選択および具体的事情の格別な状況を配慮しておらず、それが憲法上の平等原則および比例原則に尚も一致しないものであり、よって本解釈の公布日から、遅くとも一年を満時とし、その効力を失うものとするべきである。

　また、夫婦住所の設定と夫妻同居の義務の履行は尚も異なるところがあり、夫婦はたとえ住所が未設定であっても、依然として永久に共同生活を目的とし、相互に同居の義務を履行する責任を負うべきであり、こうしたことは当然に属するものである。

司法院釈字第 454 号（1998 年 5 月 22 日）*

争　　点

国民の入国停留、居留及び戸籍登録に関する要点の許可、取消、出国等の規定は違憲か。
（國人入境停留居留及戶籍登記要點之否准、撤銷、離境等規定違憲？）

キーワード

居住及び移転の自由（居住及遷徙之自由）、戸籍、居留、退去強制（限期離境）

解釈文：憲法第十条において人民は居住及び移転の自由を有すると規定しているが、その主旨は人民（＝国民）が自由に居住場所を設け、移転、旅行及び出国または入国を含む権利を有することを保障するためのものである。よって、人民の上述した自由または権利を制限する場合は、憲法第二三条が定めるところと必要程度に合致しているうえで、これを法律で定めなければならない。中華民国八十三（１９９４）年四月二十日行政院台内字第一三五五七号通達により修正認可された「国民の入国短期停留、長期居留及び戸籍登録の作業要点」第七点は（即ち八十二(１９９３)年六月十八日行政院台内字第二〇〇七七号通達により修正認定した同作業要点第六点）、台湾地区における無戸籍国民の台湾地区での長期居留の申請に関する不許可、許可の取消、およびその戸籍の取消または消去、ならびに所定期限内での強制退去について定めた当該規定は、人民

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

の居住及び移転の自由に対する重大な制限であり、法律或いは法律による明確な授権の根拠があって然るべきである。その中の第一項第三号及び第二項の関連規定については国家安全法等の特別法を執行するために必要とされるもの以外は、その他各号及び第二項戸籍登録の関連規定、第三項が所定する期限内の退去強制に関する規定のこれらのすべてが前掲した憲法の趣旨と合致していないことから、本解釈の公布日より、遅くとも一年を満期としその効力を失うものとすべきである。中国大陸及び香港澳門地区に居住するこれまで台湾地区に戸籍を設けたことのない国民が台湾地区にて居留及び戸籍を設ける申請をおこなうことに関しては、各関連法に規定を設けている場合には、その規定に従うことになることを、ここに併せて指明しておく。

解釈理由書：憲法第十条において人民は居住及び移転の自由を有すると規定しているが、その主旨は人民（＝国民）が自由に居住場所を設け、移転、旅行及び出国または入国を含む権利を有することを保障するためのものである。よって、国民の入国、居住の権利に対しては、むろん規範の対象は、台湾地区に戸籍がある国民、国外または香港澳門等の地区に居住する国民、及びその受けた制限の程度による合理的差別の規範は許容されることになるが、憲法第二三条が定めるところと必要程度に合致しているうえで、然る法律によりこれを定めるか、あるいは立法機関の明確な授権を経たのちに行政機関によってこれを命令で定めなければならない。六二（１９７３）年七月十七日改正公布した戸籍法第八条は：「国外または香港澳門等の地区に居住する国民の戸籍の登録方法は、内政部（＝内務省）と外交省（＝外務省）と僑務委員会（＝在外邦人省）との合同によりこれを定める。」（既に削除）と規定しているが、実質上は立法機関が必要状況に基づき行政機関に授権し、戸籍登録の事項について補充の規定を定めるものである。行政機関がこれにより定めた行政命令は、授権の目的及び範囲を遵守すべきであり、母法

への抵触或いは人民の権利に対して法律にない制限を増加することはあってはならない。ただし、内政部は前掲した授権によりその方法を定めていないし、また立法院（＝国会）の査察に送呈していない。八二（１９９３）年六月十八行政院台内字第二〇〇七七号通達により修正認可し、同年六月二六日実施した「国民の入国短期停留、長期居留及び戸籍登録の作業要点」第六点第一項は、「台湾地区で長期居留または戸籍の登録を申請することができる国民で、左記状況のひとつにあるものには、その許可を与えず、またその居留許可及びその所定期限内の強制退去を取り消さなければならない。（一）国家安全または社会安定を妨害する重大な容疑が十分にあると思われる事実のあるもの、（二）かつて犯罪歴があるもの、（三）許可なしに入国したもの、(四)偽造、変造による証明または他人の身分偽称による不正申請またはそれによる入国のもの、（五）相手方を通して虚偽の結婚または養子縁組が十分に為されたと思われる事実のあるもの」と規定している。同点第二項は、「前項各号の人民がもしも既に戸籍登録が済んでいるのであれば、これを取り消し、所定の期限内で強制退去させることができる。」八十三（１９９４）年四月二十日行政院台内字第一三五五七号通達により修正認可され、同年五月十三日より実施された同作業要点の第七点第一項は、「台湾地区の無戸籍国民の台湾地区での長期居留の申請にあたっては、左記状況のひとつにあるものは、許可を与えられない。（一）国家安全または社会安定を妨害する重大な容疑が十分にあると思われる事実のあるもの、（二）かつて犯罪歴があるもの、（三）許可なしに入国したもの、（四）偽造、変造した証明または他人の身分偽称により不正申請またはそれによる入国のもの、（五）かつて他人の不法出入国に協力し、または他人の不法出入国のために身分証明を提供したもの、（六）相手方を通して虚偽の結婚または養子縁組が十分に為されたと思われる事実のあるもの、（七）身体検査の不合格者、（八）かつて許可された目的とは

異なる活動または仕事に従事したもの、（九）かつて滞在期間を超えて停留したもの。」同点第二号は、「台湾地区の無戸籍国民が台湾地区の戸籍登録を申請するときは、前項第一号から第六号に至る状況のひとつにあたるものは、許可を与えられない。ただし、第六点第一項第二号から第五号に至るまでの申請者は、この限りでない。」同点第三号は、「第一項第一号から第七号に至るまで及び前項の許可が与えられない情況を有する人民は、受けた許可を内政部警政署入出境管理局（以下境管局と略称）により取り消し、また既に戸籍登録を終えている場合には、境管局により戸籍行政官庁に連絡しその戸籍を取り消すかまたは消去される。既に軍営に入り兵役に服している場合は、境管局により徴集した元役政官庁に連絡して、それにより国防部（＝国防省）に報告しその徴集を解除すると同時に、所定の期限内において強制退去させる。」同点第四号は、「第一項第八号及び第九号の場合には、その長期居留の不許可期間はその出国の日から一年とする。」現行作業要点第七点の所謂「台湾地区の無国籍民」とは、同作業要点第三項によると、それは（一）中国大陸及び香港澳門地区に居住するかつて台湾地区に戸籍を設けたことのない国民、（二）わが国の国籍を取得したものを指す。同作業要点第七点第一項第三号及び第二項の規定は入国の許可が与えられてはいないものの長期居留及び戸籍登録の申請に対して許可を与えないわけにはいかないとすることは、国家安全法第三条第一項の規定を執行するために必要なものであり、台湾地区及び中国大陸地区人民関係条例第十条第一項、香港澳門関係条例第十一条、第十二条の規定の趣旨にも合致し、憲法にはなおも抵触するものではない。また第七点第一項第一号、第二号、第四号から第九号に至るまでの状況は、すべて法律または法律授権の依拠が欠如しており、直ちに行政命令で国民の居住及び移転の自由を制限するものであり、同点第二項の戸籍登録関連規定及び第三項の所定の期限内における強制退去に関する規定は、台湾地区及び中国大陸地区人

民関係条例第十四条、香港澳門関係条例第十四条において強制出国の規定を設けている以外に、同作業要点の前掲した規定が台湾地区の無国籍民に対して一律に適用されるとする点も、法律の依拠が欠如しているに属し、憲法が保障する人民の居住及び移転の趣旨と合致していないことから、本解釈の公布日より、遅くとも一年を満期としその効力を失うものとすべきである。中国大陸及び香港澳門地区に居住するかつて台湾地区に戸籍を設けたことのない国民が台湾地区にて居留及び戸籍を設ける申請をおこなうことに関しては、各関連法に規定を設けている場合は、その規定に従うことになることを、ここに併せて指明しておく。

本解釈は、孫森焱大法官による補充意見書がある。

司法院釈字第 455 号（1998 年 6 月 5 日）*

争　　点

人事院が休職して給与を受け取らないで軍隊に服する者の勤務年数の計算に関する通達が違憲か。
(人事行政局就留職停薪入伍者年資採認之函釋違憲？)

キーワード

公務員給与（公務員俸給)、退職金（退休金)、勤務年数（服務年資）

解釈文：国家が公務員に対し給与、退職金などを与えその生活を維持する義務を負う。軍人は公務員の一種であるため、法律により退職金を受け取る権利を有し、または法律によりその軍隊での勤務年数と公務員の勤務年数とを合わせて計算したものをその退職の年数とすることができる。そのうち、軍隊での勤務年数の計算は、志願役または義務役、および公務員に就任する前に軍隊に入っていたのか、または公務員に就任した後に軍隊に入ることかによって異なってはいない。「軍人及びその家族優待条例」第三二条第一項は、「予備役に服した者が公職に転任する場合、その軍隊での勤務年数は合わせて計算すべきである」と定めている。これは、上述した趣旨に照らして憲法上の平等原則に基づいた規定である。行政院（内閣）人事行政局（人事院）六三（1974）年五月一一日（六三）局肆字第〇九六四六号函釈（通達）は、「休職して給与を受け取らないで、軍隊に服する方は軍隊から公職に転勤した後、規定

*翻訳者：王萱琳

により勤務業績を追完し、またその勤務年数を認める」と示している。それは、義務役が単に公務員に就任してから始めて公務員の退職年数に入れて併せて計算することにさせるため、上述した趣旨に合致していない。この勤務年数の計算は公務を担う者の権利に重大な影響を及ぼすため、守られるべきである。そのため、「司法院大法官審理案件法」第一七条第二項により、関連のある機関は本解釈が公布されてから一年間以内に本解釈の趣旨に基づき、直ちに法律で定めるか、または行政院が考試院と共に上述した条例の第三二条第二項による授権に照らしたうえ妥当に制定すること。

解釈理由書：国家が公務員に対し給与、退職金等を与えその生活を維持する義務を負う。軍人は公務員の一種であるため、法律により退職金を受け取る権利を有する。または法律によりその軍隊での勤務年数と公務員に就任する勤務年数とを併せて計算したものをその退職の勤務年数とすることができる。そのうち、軍隊での勤務年数の計算は、志願役または義務役、および公務員に就任する前に軍隊に入っていたのか、または公務員に就任した後に軍隊に入ることかによって異なってはいない。憲法第二十条により、国民は法律に基づき兵役義務に服する義務を有する。義務役と志願役との勤務年数は専攻知識によって異なるものの、勤務期間中に負うべき忠誠義務、またその勤務は志願役との差別がない。法律により軍人の有すべき勤務年数の計算に関する権利・利益が、その軍人役が志願役または義務役によって異なることは妥当ではない。軍人及びその家族優待条例第三二条第一項は、「予備役に服した者が公職に転任する場合、かつて軍隊に入っていた勤務年数と合わせて計算すべきである」と定めている。同条例第二条の定義から、その「予備役」には志願役または義務役の違いによって異なっていない。それは上述した趣旨に照らし憲法上の平等原則により設けた規定である。行政院（内閣）人事行政局（人事院）六三（1974）年五月一一日（六三）局肆字第〇九六四六号函

釈（通達）は、「休職して給与を受け取らないで、軍隊に服する方は軍隊から公職に転勤した後、規定により勤務業績を追完し、またその勤務年数を認める」と示している。それは、義務役が単に公務員に就任した後、軍隊に入った場合のみ、公務員の退職の勤務年数に入れられることにさせ、公務員に就任する前に勤務していた義務役の勤務年数は計算されない結果をもたらす。これは前述した趣旨に合致しない。この勤務年数の計算は公務員に勤める者の権利に重大な影響を及ぼすことになり、守られるべきである。「司法院大法官審理案件法」第一七条第二項により、関連のある機関に知らせ、本解釈が公布される日から一年間以内に、本解釈の趣旨に基づき、直ちに法律で規定するか、または行政院が考試院と共に上述した条例の第三二条第二項の授権により制定することが妥当であること。

本解釈は、翁岳生大法官による補充意見書がある。

司法院釈字第 457 号（1998 年 6 月 12 日）*

争　　点

退輔会の房舎土地処理要点において嫁に出た子が相続することを禁ずることは違憲か。
（退輔會之房舍土地處理要點，禁出嫁女繼承之規定違憲？）

キーワード

配耕、退役軍人、男女平等の原則（男女平等原則）、相続の権利（繼承之權利）、性差別

解釈文：中華民国人民は、男女の分別なく、法律上には一律に平等である；国家は両性の地位にかかる実質的な平等を促進すべきとすることは、憲法第七条と憲法増修条文第十条第六項に明文で定められている。国家機関は公の行政任務を遂行するために、私法のかたちでの行為であれ、前掲した憲法の規定を順守すべきである。行政院国軍退役除官兵輔導委員会が発布した「本委員会の各農場の家族を持つ職員に関る医療を受ける、公の扶養を受けるまたは死亡により空席になった後の房舎土地の処理要点」という命令は、もともと退役軍人及びその遺族の生活の面倒を見るために設置されたものであり、そして国有農場の土地を耕作するための配分（＝配耕）は、退役軍人に対する特殊な優遇措置であり、それは一般国民が取得する権利または法律上の利益とは異なるものである。配耕を受けた退役軍人と国家との間には、使用貸借の法律関係が成立するのである。配耕を受けた退役軍人の死亡により貸借を目的とする使用が

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

終了するときには、主務官庁は本来、国家資源の合理的運用が得られるため、契約を解除して耕地を回収すべきである。主務官庁はもしも遺族の面倒を見るという特別な目的のために、もともと配分を受けた房舎及び土地を引き続き使用させるのであらば、遺族の範囲は子に及ぶべきか否か、そしてその生計能力、耕作能力を酌量しそのうえで、確実に補助を継続する必要があるか否かにおいては、男女平等の原則により妥当に企画されるべきである。前掲した房舎土地の処理要点の第四点第三項は、「死亡した職員の妻がもしも他人と再婚しまた子供がいない、あるいは娘のみがいる場合は、その娘が嫁に出た後は無条件で土地および房舎のすべてを回収すべきであり、もしも息子がいるならば息子がその権利を相続することを許可すべし」と定め、その中の規定は退役軍人の息子に限り、むろん結婚しているか否かにかかわらず、すべてがそのいわゆる相続の権利を承認しており、これは前述の原則とは合致せぬものである。主務官庁は本解釈の公布日から六ヶ月以内に、前掲した解釈の趣旨に基づき、関連規定を検討し、妥当な扱いをしなければならない。

解釈理由書：中華民国人民は、男女の分別なく、法律上には一律に平等である；国家は両性の地位にかかる実質的な平等を促進すべきとすることは、憲法第七条と憲法増修条文第十条第六項には明文で定められている。国家機関は命令を定め、私法のかたちでの行為でも、前掲した憲法の規定を順守すべきである。行政院国軍退役除官兵輔導委員会が中華民国六九（１９８０）年七月十一日に発布した「本委員会の各農場の家族を持つ職員が医療を受ける、公の扶養を受けるまたは死亡により空席になる後の房舎土地の処理要点」という命令は、国家が政府を台湾に移転した初期において客観的環境の需要に応じるため、国軍の退除役官兵を安置し、これらの家族を持つ退役軍人の生活の面倒を見るために、行政院国軍退除役官兵輔導委員会を通じてその経営する国有農場の耕地を耕作のために退役軍人に配分すること（＝配

耕）は、退役軍人に対する特殊な優遇措置であり、それは一般国民が取得する権利または法律上の利益とは異なるものである。配耕を受けた退役軍人と国家との間には、使用貸借の法律関係が成立するのである。使用貸借は無償契約であり、貸出人と借用人との間の特定関係に属する。配耕を受けた退役軍人が死亡または貸借を目的とする使用が終了するときには、主務官庁は本来、国家資源の合理的運用が得られるため、契約を解除して耕地を回収すべきである。主務官庁はもしも遺族の面倒を見るという特別な目的のために、もともと配分を受けた房舎及び土地を引き続き使用させるのであらば、遺族の範囲は子に及ぶべきか否か、そしてその生計能力、耕作能力を酌量しそのうえで、確実に補助を継続する必要があるか否かにおいては、法律上の同様な身分地位を有する者が同等な面倒を見られるように、男女平等の原則により妥当に企画されるべきである。前掲した房舎土地の処理要点の第四点第三項は、「死亡した職員の妻がもしも他人と再婚してまた子どももいない、あるいは娘のみがいる場合は、その娘が嫁に出た後は無条件で土地および房舎のすべてを回収すべきであり、もしも息子がいるならば息子がその権利を相続することを許可すべし」、その中の規定は退役軍人の息子に限り、生計能力および補助の必要性の有無を無視し、また結婚しているか否かを問わずに、すべてがその権利を相続することができる。農場耕地の配耕が相続の標的となるか否かはともかく、思わぬに性別及び既婚か否かということで特定な女性に差別の処遇を与えるのは、男女平等の原則とは合致せぬものである。主務官庁は本解釈の公布日から六ヶ月以内に、前掲した解釈の趣旨に基づき、関連規定を検討し、妥当な扱いをしなければならない。

司法院釈字第 459 号（1998 年 6 月 26 日）*

争　　点

兵役に服する男性の身体等位判定に対する訴願提起に制限する司法院の解釈が違憲か。

（限制役男對體位判定提起訴願之司法院解釋違憲？）

キーワード

兵役、徴兵(徵兵)、兵役法、兵役法施行法

解釈文：兵役の身体等位に関する判断は、徴兵を担う機関が兵役の義務を負う男性に兵役の義務を有するか否か、また如何なる種類の兵役に服するかについて決定したものであり、直接に外部へ法律効果を発せしめる一方的な行政作用である。このような決定は兵役の義務を負う男性にとって、憲法上の権利・利益に重大な影響を及ぼすことになるため、訴願法（行政不服審査法）及び行政訴訟法（行政事件訴訟法）でいう行政処分に当たるべきである。かような判断を受けた男性は、その判断に対し違法または不当だと思う場合、法律により訴願（行政上の不服審査）及び行政訴訟を提起することができる。司法院院字第一八五〇号解釈には、上述した趣旨に合致していない部分は適用されるべきではなく、要は憲法が国民の訴訟権を保障する趣旨に合致するためにある。兵役法施行法第六九条は兵役の免除、兵役の禁止、徴兵の延期、徴集の延期が主管機関の核定及び複核を経るべきであると定めている。これは国民の争訟を行う権利を制限していないため、憲法に抵触していない。複核

*翻訳者：王萱琳

の結果に対し不服のある場合、法律により訴願（行政上の不服申し立て）および行政訴訟を提起することができる。

解釈理由書：憲法第一六条は、国民に訴願（行政上の不服申し立て）と訴訟を提起する権利があると規定している。これは国民が公権力により侵害されるとき、国家の用意している手続に従って、訴願（行政上の不服申し立て）または行政訴訟を提起し、その権利を最終的な救済を得るとともに、行政処分を作成する機関またはその上級機関に訴願（行政上の不服申し立て）制度を以ってその違法または不当な処分を矯正させることによって、法規を正しく適用し、また国民の合法的な権利・利益を守るためにある。行政機関が公権力を行使し、特定した具体的な公法事件に対し外部へ法律上の効果を発せしめる一方的な行政作用は、その用語、形式また後続行為を有するか否か、不服申し立てを記載する文字の有するか否かによって、異なってはいない。直接に国民の権利義務関係に影響を及ぼし、且つ実際にもはや外部へ効力を発せしめた場合、それを行政処分でないと見なしたら、憲法で国民の訴願（行政上の不服申し立て）及び訴訟権を保障する趣旨に合致しておらず、すでに本院第四二三号解釈が示したとおりである。

徴兵検査を受けた男性は、その身体等位を甲、乙、丙、丁、戊という五つのレベルに分けられるべきである。甲、乙の身体等位は現役に服するに適合する者であり、現役常備軍と現役補充兵に編入されるべきである。その人数が超えた場合に甲等である国民兵役に編入し、また超えた場合に乙等である国民兵役に編入し、丙等身体等位である者が乙等国民兵役に編入し、丁等身体等位は不合格であるため免除される。戊等は判定し難い身体等位に属するため、体格検査を判定することが可能になるまで再検査すべきであり、これは兵役法第三四条での定めである。そのため、兵役身体等位判定は、徴兵機関が兵役に服する男性が兵役に服すべきか否か、また如

何なる種類の兵役に服するかをする決定であり、且つ外部へ直接に法律効果を発生しめる一方的な行政処分である。兵役に服する男性が如何なる身体等位であるかを決定する行為は、その用いる名称が如何なるであろうとしても、兵役に服する男性にとって憲法上の権利・利益に重大な影響を及ぼすことになるため、訴願法（行政不服審査法）及び行政訴訟法（行政事件訴訟法）上の行政処分に当たる。そのため、判定される男性が、その判定に対し違法または不当な事情を有すると思うとき、法律により訴願（行政上の不服申し立て）及び行政訴訟を提起することができる。

司法院院字第一八五〇号解釈は、「徴兵される男性またはその家族は、徴兵事務を担当する県長が徴兵官の資格でした徴兵の延期または免除の裁決に対し不服のある場合、陸軍徴兵・募集代替規則の修正第三三条から三五条までにすでに申訴である特別規定を設けているので、その救済方法はその規定に基づき、直接にその上級徴兵官に対し提起し、一般的な訴願（行政上の不服申し立て）を提起してはならない」と示している。これは上述した趣旨に合致しておらず、適用されるべきではなく、要は憲法の国民訴訟権を保障する趣旨に一致する。兵役法施行法第六九条は、兵役の免除、兵役の禁止、徴兵の延期、徴集の延期が主管機関の核定、また複核を経るべきであると定めているが、国民の争訟権利を制限していないため、憲法に抵触していない。その複核の結果に対し不服の有する場合に、法律によって訴願（行政上の不服申し立て）及び行政訴訟を提起することができる。

本解釈は、陳計男大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 462 号（1998 年 7 月 31 日）*

争　　点

大学の教師等は、その昇進に対する審査評価の結果に対し不服がある場合、行政争訟を提起することができるか。
（大學教師等對其升等評價結果有所不服者，得否提起行政爭訟？）

キーワード

教師評価審査（教師評審）、行政処分（行政處分）、懲戒処分（懲戒處分）、行政救済、行政訴訟

解釈文：教師の昇進の評価と審査に関する大学、学部および学科（研究科）の教師評審委員会（教師評価審査委員会）の権限は、特定範囲内において法律によって授与された公権力の行使に該当し、教師昇進の可否に対するその決定、および教育部学術審議委員会によって行われる教師の昇進資格に対する最終的審査決定は、教師の資格などの身分上の権利利益に重大な影響を有するため、すべて訴願法および行政訴訟法上の行政処分である。評価審査を受けた教師は、教師法や訴願法により行政救済の道を尽くしてなお不服がある場合には当然法律により行政訴訟を提起することができる。これこそ人民の訴訟権を保障する憲法の趣旨に合致する。行政法院五一年（1962 年）判字第 398 号判例は、前述の解釈に合致しない部分については適用されないとされなければならない。

大学教師昇進資格の審査は、大学教師の質および大学の教育、研究の水準に関係し、かつ人民の

*翻訳者：簡玉聰

労働権および職業資格の取得にかかわるため、法律規定の根拠がなければならないほか、主務機関が定めた実施手続は、なお昇進申請者の専門的学術能力および業績に対し客観的に信頼できる公平正確の評価の作成を保証することができてはじめて憲法第二三条の比例原則に合致する。また、教師昇進資格評価審査手続は、学術研究および教育の質を維持するために設けられた以上、その決定の作成が客観的な専門知識および学術業績の考量にもとづかなければならない。これもまた学術の自由を保障する憲法の真の目的の所在である。したがって、各大学、学院、学科（研究科）の教師評価審査委員会は、専門的評価の原則にもとづき、各専門領域における十分な専門能力を有する学者専門家を選任し先行的に審査させて、その結果を教師評価審査委員会の評議に付す。教師評価審査委員会は、当該専門的な審査の信頼性および正確性を揺るがしうる専門学術的な根拠のある具体的な理由がなければ、その判断を尊重しなければならない。このような事件を受理した行政救済機関および行政法院は、当然それが関連の手続を順守したかいなか、またはその判断や評価に違法もしくは明らかに不適切であるとの事情があるかいなかを審査することができる。各大学、独立学院および専門学校の教師資格および昇進評価審査手続に関する現行の規定は、この解釈の趣旨にてらして、全面的に検討され改正されなければならない。

解釈理由書：人民が訴願および訴訟の権利を有することは、憲法第一六条の明文によって定められている。この権利は、その身分によって影響を受けることにはならない。このことは、すでに本院釈字第 243 号、第 266 号、第 298 号、第 323 号、第 382 号および第 430 号等によって解釈されてあり、人民が公務員やその他の身分関係によって訴訟にかかわった各種の事案においてかなり明確に説明されている。行政機関が公権力を行使し、法律により設立された団体が直接に法律の規定により、または特定の事項につき法律により政府機関によって公権力を授与

された者が、特定の事項につき作成した一方的な行為は、その用語、形式を問わず、すべて行政処分である。これもまた本院釈字第269号、第423号および459号において解釈されてある。

大学、独立学院、専門学校の教師は、教授、副教授、助理教授および講師に分けられている。教師の昇進については、各当該学校が設置した全学、学院、学科（研究科）の教師評価審査委員会がこれを評価審査する。大学法第一八条、第二〇条および専門学校法第八条、第二四条は明文の規定を置いている。教育人員任用条例は、各公立学校の教師の任用資格につき定めたところがある。同法第一四条は、「大學、獨立學院及專科學校教師資格審查辦法」の定立を教育部に授権した。当該辦法第七条および第九条は、教師資格の審査は学校の教師評価審査委員会の審査決定を通した後、教育部の学術審議委員会の審議決定に付し、審査を経て合格した者に教師証明書を発給する。私立学校教師の任用資格およびその審査手続は、教育人員任用条例第四一条により、また前述条例の規定に準用する。したがって、教師の昇進に関する各大学、学院、学科（研究科）および専門学校の教師評審委員会の評価審査は、法律の授権範囲内における公権力の行使であり、教師の資格などの身分上の権利利益に重大な影響を有するため、すべて各当該大学、学部、学科（研究科）が行った行政処分である。評価審査を受けた教師は、教師法や訴願法により行政救済の道を尽くしてなお不服がある場合には当然法律により行政訴訟を提起することができる。これこそ人民の訴訟権を保障する憲法の趣旨に合致する。行政法院五一年（1962 年）判字第 398 号判例は、「訴願法第一条の規定により、人民は、中央または地方の行政機関が行った不適切や違法な処分によってその権利利益が損害を受けて始めて訴願を提起することができる。しかし、各階級の公務員は、公務員の身分として主務機関の懲戒処分を受けた場合には、人民の身分として行政機関の処分によって損害を受けた場合とは異なり、

これに対し訴願を提起することができない」としている。その前述の解釈に合致しない部分は、再び適用されないとされなければならない。

憲法第一五条は、人民の労働権を保障しなければならないと定めている。したがって、人民が生活を営む職業としての正当な仕事は、すべて国家の保障を受けなければならない。職業の自由に対する制限は、正当な理由がなければならず、かつ必要な程度を逾越してはならない。大学教師の昇進資格の審査は、大学教師の質および大学の教育、研究の水準に関係し、かつ人民の労働権および職業資格の取得にかかわるため、法律規定の根拠がなければならないほか、主務機関が定めた実施手続は、なお昇進申請者の専門的学術能力および業績に対し客観的に信頼できる公平正確の評価の作成を保証することができてはじめて憲法第二三条の比例原則に合致する。また、教師昇進資格評価審査手続は、学術研究および教育の質を維持するために設けられた以上、その決定の作成が客観的な専門知識および学術業績の考量にもとづかなければならない。これもまた学術の自由を保障する憲法の真の目的の所在である。したがって、各大学、学院、学科（研究科）の教師評価審査委員会は、専門的評価の原則にもとづき、各専門領域における十分な専門能力を有する学者専門家を選任し先行的に審査させて、その結果を教師評価審査委員会の評議に付す。教師評価審査委員会は、当該専門的な審査の信頼性および正確性を揺るがしうる専門学術的な根拠のある具体的な理由がなければ、その判断を尊重しなければならない。評価審査の過程において必要があれば申請者に書類または口頭による弁明の機会を与えなければならない。関連専門以外の人員によって構成された委員会は、定員、年次資格、教育の成果などの要素を斟酌しうるほか、申請者の専門学術能力に対し多数決で決定を作成してはならない。このような事件を受理した行政救済機関および行政法院は、当然それが関連の手続を順守したかいなか、またはその判断や評価が間違った事実を基礎と

していないか、一般的な条理の考量に違反していなかなどの違法もしくは明らかに不適切であるとの事情があるかいなかを審査することができる。各大学、独立学院および専門学校の教師資格および昇進評価審査手続に関する現行の規定は、この解釈の趣旨にてらして、全面的に検討され改正されなければならない。また、行政法院五七年（1968 年）判字第 414 号判例は、すでに本院釈字第 338 号解釈によって適用されないとされてある。あわせてここで明示する。

司法院釈字第 466 号（1998 年 9 月 25 日）*

争　　点

公務員保険給付訴訟を管轄する裁判所はどの裁判所ですか。
（公保給付之爭議之審判法院？ ）

キーワード

公務員保険、給付訴訟、行政裁判制度

解釈文：憲法第十六条における人民の訴訟の権利を保障する趣旨は、人民が法定の手続によって訴訟を提起することおよび公平の裁判を受けることを確保することにある。ただ訴訟救済は、普通の訴訟手続かまたは行政訴訟の手続によるかは、立法機関が職権によって訴訟案件の性質および既存の訴訟制度の機能等を斟酌して作成するのである。わが国では、民事訴訟および行政訴訟の裁判に関しては、現行法の規定によってそれぞれ性質の異なる裁判所によって審理されている、いわゆる「二元の訴訟制度」を実施している。従って、法律によって他の定めがあるほか、私法に関する争いは、普通の裁判所によって審理され、公法に関する争いは、行政裁判所によって審理されている。

国家は、公務員の生活保障を確保するために、公務員保険法を制定している。（その具体的な制度設計は）考試院銓叙部が行政院財政部の中央信託局に公務員保険の業務を委託し、保険事故が発生する場合に現金で支払いすることになっている。公務員保険は、社会保険の一種であり、公法の性質を有している。公務員保険給付の

*翻訳者：賴　宇松

争いは、自ずと行政訴訟手続に沿って解決することとなる。ただ現行法制度では、行政訴訟を提起すると同時に付随に損害賠償を提起することができるが、ほかの給付訴訟類型は存在していない。よって、公務員保険給付の争いが行政救済の確定判決を経たとしても、当該当事者は、必ずしもすぐに保険給付をもらえるとは限らない。関連する機関が今後行政訴訟制度の全般的な改正を迅速に完成しなければならない。そして関連する法制度が完備されるまでに、人民に確実かつ有効な司法救済ルートを提供するために、給付部分に関しては、行政救済手続を経たとしても実現されない場合、普通裁判所に訴訟を提起させ救済を求めさせてこそ、先述した憲法規定の趣旨に合致する。

解釈理由書：司法院が国家最高の司法機関であり、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟の裁判、さらに公務員の懲戒を司っていることは、憲法第七十七条に明文に定められている。ただ訴訟救済が、普通の訴訟手続または行政訴訟の手続によるかは、立法機関が職権によって訴訟案件の性質および既存の訴訟制度の機能等を斟酌して作成するのである。わが国の民事訴訟および行政訴訟の裁判制度は、現行法の規定によってそれぞれ性質の異なる裁判所によって審理されている。公法関係によって生じた争いは、行政裁判所によって審理されている。公務員保険給付の争いをどの裁判所によって審理され、どのような手続を経て解決しなければならないかは、現行法には明文の規定がないため、当該事件の性質に沿って既存の訴訟制度の機能を勘案して救済ルートを定めねばならない。

国家は公務員の生活保障を提供するために(公務員保険制度を設けている)。（その具体的な内容は、）公務員保険法によると、考試院銓叙部が行政院財政部に属する中央信託局に公務員保険の業務を委託している。公務員は身体障害、老後、死亡および家族の葬儀四つの保険事故が生じる場合、被保険人に現金給付を与える（ことになっている）。公務員保険は、

社会保険の一種であり、公法の性質を有している。公務員保険給付の争いは、自ずと行政訴訟手続に沿って解決することとなる。また公務員の公法上の財産請求権が侵害された場合、訴願および行政訴訟手続によって救済を求めることができることは、すでに本院釈字第二六六号および第三一二号解釈で論じられた。ただ現行法制度では、行政訴訟を提起すると同時に付随に損害賠償を提起することができるが、ほかの給付訴訟類型が存在していない。よって、公務員保険給付争いが行政救済の確定判決を経たとしても、当該当事者は、必ずしもすぐに保険給付をもらえるとは限らない。関連する機関が今後行政訴訟制度の全般的な改正を迅速に完成しなければならない。関連する法制度が完備されるまでに、人民に確実かつ有効な司法救済ルートを提供するために、給付部分に関しては、行政救済手続を経たとしても実現されない場合、普通裁判所に訴訟を提起させ救済を求めさせてこそ、先述した憲法規定の趣旨に合致するのである。

本解釈は、孫森焱大法官による部分反対意見書がある。

司法院釈字第 471 号（1998 年 12 月 18 日）*

争　　点

銃砲刀剣類所持等取締法における強制労働処分は違憲か。
（槍砲彈藥刀械管制條例中有關強制工作處分之規定是否違憲？）

キーワード

身体の自由(身體的自由)、保安処分(保安處分)、社会的危険性(社會的危險性)、強制労働(強制勞動)、比例原則

解釈文：国民の身体の自由を保障することは、憲法第八条によって明文化されている。人身の自由を制限する法律は、その内容が憲法第二十三条の要件を充たさなければならない。保安処分は、処分対象者の教育と治療を目的とし、彼らの将来の危険性に基づいて身体や自由等を拘束する措置であり、刑罰を補充する制度である。法治国家における人権保障の原理および刑法の保護作用に基づき、法律規定の内容は比例原則に合致されなければならず、保安処分の宣告は、行為者の行為の重大性、行為者が表した危険性、および行為者から将来の犯罪行為が予期せられる蓋然性に相応しなければならない。槍砲彈藥刀械管制条例（以下、銃砲刀剣類所持等取締法と呼ぶ）第十九条第一項は、「第七条、第八条、第十条、第十一条、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第一項から第三項までの罪を犯し、有期懲役に処した者に対して、刑の執行完了後または赦免後に労働所収容かつ強制労働を命じる。その期間は三年とする。」と定めている。すなわち、行為者に対してその社会的危

*翻訳者：謝如媛

険性を予防し矯正する必要があるか否かを問わずに、一律に三年の強制労働に処する。その結果、社会的危険性のない処分対象者に対しても身体の自由を制限することとなり、手段と予防や矯正という目的との間に必要性や均衡性が欠如し、憲法第二十三条の比例原則に抵触することとなる。つまり、銃砲刀剣類所持等取締法第十九条の罪を犯し、行為者に対してその社会的危険性を予防や矯正する必要があるか否かを問わずに、一律に三年の強制労働に処する規定は、本解釈の趣旨に反しており、本解釈が発布される日から適用されるべきではない。また、行為者が前述した第十九条第一項の罪を犯した場合、事案の状況により比例原則に合致したものは、当該規定に基づいて保安処分を科すこととするが、比例原則に合致しないが保安処分を科す必要があると認める場合は、裁判所は刑法九十条第一項の要件に基づき、職権によりそれを命じることとする。なお、この場合、刑法第二条第二項を適用する余地がなく、第一項を適用することとなる。すなわち、裁判時法主義を原則とするが、行為後の法律により刑の変更があったとき、そのうちの軽い刑を適用することとする。

解釈理由書：憲法第八条は、「国民の身体の自由は保障されるべきである。現行犯逮捕について法律に別段の定めがある場合を除いて、何人も、司法又は警察機関が法律の定める手続によらなければ、逮捕又は拘禁されない。何人も、裁判所において法律の定める手続によらなければ、審問又は処罰されない。法律の定める手続によらない逮捕、拘禁、審問、処罰に対しては、それを拒否することができる。」と定めている。つまり、国民の身体の自由を制限する処置は、法律で定められなければならず、その執行も司法機関、警察機関若しくは裁判所によって法律の定める手続に従って行われなければならない。また、立法機関は法律を制定する場合、その内容は憲法第二十三条の要請に合致させなければならない。すなわち、憲法に保障される自由は、他人の自由への侵害を防止すること、緊

急危難を回避すること、社会秩序の維持若しくは公共の利益の促進に必要である場合を除いて、法律をもって制限することができない。人身の自由に対する処罰には、多種の手段が存在している場合、社会に復帰して正常な生活を営むことに最も有利な手段を選ぶべきだけでなく、処罰の程度とそれによって達成したい目的との間に、適切で合理的な関連を持たなければならず、現代法治国家においては人身の自由を保障する基本的原則が貫徹されなければならない。

銃砲刀剣類所持等取締法第十九条第一項は、「第七条、第八条、第十条、第十一条、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第一項から第三項までの罪を犯し、有期懲役に処した者に対して、刑の執行完了後または赦免後に労働所収容かつ強制労働を命じる。その期間は三年とする。」と定めている。立法の目的は、社会秩序を維持し、市民の生命や財産を保障することである。一方、保安処分は処分対象者の将来の危険性に着眼して行われた措置であり、対象者の教育と治療を目的とし、刑罰を補充する制度である。わが国において、現行刑法は刑罰と保安処分の二元制度を採っている。その意味は、行為責任という刑罰の原則を基にし、行為者の再社会化を協力する機能を強化し、行為者の潜在的危険性格を改善することにより、犯罪の原因を根本から治し、犯罪予防という特別の目的を達成する、ということである。保安処分の措置には、社会からの隔離、身体の自由の拘束という性質が含まれており、国民の権利を制限する点においては刑罰と変わらない。従って、法治国家における人権保障の原理及び刑法の保護作用に基づき、法律規定の内容は比例原則に合致しなければならず、保安処分の宣告は、行為者の行為の重大性、行為者が表した危険性、および行為者から将来犯罪行為が予期せられる蓋然性に相応しなければならない。保安処分の一種である強制労働の目的は、重大な常習犯罪や、正しい労働観念若しくは正当な仕事の欠如によって犯罪を犯した者に対し、労働

を強制させ、専門的技術や生計を立てるための正確な観念を学習させることを通じ、将来、社会に復帰させ、社会生活に適応させることである。刑法第九十条第一項は、「犯罪の習癖がある者、犯罪を職業とする者、若しくは浮浪や怠惰の習癖で犯罪を犯した者に対し、刑の執行完了後または赦免後に労働所収容かつ強制労働を命じる」と定められている。窃盗犯贓物犯保安処分条例第三条第一項も、次のように規定している：「十八歳以上の窃盗犯、贓物犯の場合、次の各号の一に該当する者は、これに刑の執行前に労働所での強制労働処分を科すことができる：一、犯罪の習癖がある者。二、窃盗罪や贓物罪を犯すことを職業とする者。」これらの条文は、すべて上述の趣旨に基づいて規定されており、特別予防の目的を実現させるために、行為者の危険な性格を根拠にし、強制労働を命じる裁量権を裁判所に与えるわけである。それにも拘らず、銃砲刀剣類所持等取締法第十九条第一項は、行為者に対してその社会的危険性を予防し矯正する必要があるか否かを問わずに、一律に三年の強制労働に処する。その結果、社会的危険性のない処分対象者に対しても身体と自由を制限することとなり、手段と予防や矯正という目的との間に必要性や均衡性が欠如し、憲法第二十三条の比例原則に抵触することとなる。つまり、銃砲刀剣類所持等取締法第十九条の罪を犯し、行為者に対してその社会的危険性を予防や矯正の必要があるか否かを問わずに、一律に三年の強制労働を処する規定は、本解釈の趣旨に反しており、本解釈が発布される日から適用されるべきでない。また、行為者が前述した第十九条第一項の罪を犯した場合、事案の状況により同十九条第一項の適用が比例原則に合致したものは、当該規定に基づいて保安処分を科すこととするが、その適用について比例原則に合致しないが保安処分を科す必要があると認める場合、裁判所は刑法九十条第一項の要件に基づき、職権によりそれを命じることとする。この場合、刑法第二条第二項を適用する余地がなく、第一項を適用することとなる。すなわち、裁判

時法主義を原則とするが、行為後の法律により刑の変更があったとき、そのうちの軽い刑を適用することとする。関係機関は、本解釈の趣旨に基づいて、銃砲刀剣類所持等取締法における保安処分の規定を全般に検討して修正するべきである。また、その修正が行われ、発布されて以降、裁判上で本解釈を援用する必要がなくなることについて、あわせて明記しておく。

本解釈は、王大法官澤鑑、劉大法官鐵錚によるそれぞれの部分反対意見書がある。

司法院釈字第 472 号（1999 年 1 月 29 日）*

争　　点

すでに法令により公務員保健、労働者保健、農民保健に加入している人民を強制的に全民健康保険に加入させることは、比例原則や信頼保護の原則に違反するかいなか。
（強制已加入公勞農保之人民納保全民健康保險，有否違反比例原則或信賴保護？）

キーワード

国民健康保険、強制加入、社会保険、比例原則、信頼保護

解釈文：国家は、社会福祉を図るために社会保険制度を実施しなければならない。国家は民族の健康を増進させるために普遍的に衛生保健事業および公的医療制度を推進しなければならない。これらは、憲法第一五五条および第一五七条において定められている。また、国家が全民（全国民）健康保険を推進しなければならないことは、憲法増修條文（憲法改正条項）第一〇条第五項に明文で定められている。中華民国八三年（1994年）八月九日に公布され、八四年（1995年）三月一日に施行された全民健康保険法は、まさに前述した憲法の規定を実現するために制定された法律である。同法第一一条の一、第六九条の一および第八七条における強制的な加入および保険料の納付は、社会の助け合い、リスク分担および公共利益の配慮にもとづいた規定であり、全民健康保険を推進する憲法の趣旨に合致する。同法第三〇条における滞納金徴収の規定は、保

*翻訳者：簡玉聰

険加入単位および単位および被保険者に保険料納付義務の履行を促すための必要な手段である。全民健康保険法における前述の条文は、憲法第二三条にも抵触しない。しかしながら、全民健康保険を推進し、高齢者、障害者、弱者および生活能力のない者を保障する憲法の趣旨に合致するために、保険料納付能力のない者に対しては、国家は、適切な救助を与えなければならず、直ちに給付を拒否してはならない。すでに法令により公務員保健、労働者保健、農民保健に加入している人員にも強制的に全民健康保険に加入させることは、公共利益の増進のために必要であるり、信頼保護の原則に違反するとはいいがたい。しかし、関連機関は、なお全民健康保険法が施行されたときに同法第八五条が期限を定め改正法案を提出するという考量にもとづき、本解釈の趣旨により、保険の運営（保険機構の多元化も含む）、保険対象の類別、保険額、保険料率、医療給付、経費節約、暫定的な保険給付の拒否の当否等につき、適時に全般的に検討し改進しなければならない。この点はここであわせて説明しておく。

解釈理由書：法律の制定と改正は、立法院の職権である。行政院は、憲法の規定により、単に立法院に法律案を提出しうることに止まる。全民健康保険法第八九条は、「この法律が実施されて二年後に、行政院は、半年以内にこの法律を改正しなければならい。期限が過ぎたら、この法律はその効力を失う」と規定している。これは、この法律が実施されて二年後に、行政院が改めてこの法律の実施が直面している諸問題を検討し、かつ立法院に改正案を提出することをいう。行政院は、同条の規定により、八六年(1997年)七月二三日に立法院に全民健康保険法改正草案を提出したため、この法律の効力存否の問題は生じないことをここであわせて説明しておく。

「国家は、社会福祉を図るために社会保険制度を実施しなければならない」。「国家は民族の健康を増進させるために普遍的に衛生保健事業および公的医療制度を推

進しなければならない」。「国家が全民健康保険を推進しなければならない」。これらは、すでに憲法第一五五条、第一五七条および憲法増修條文第一〇条第五項が明文で定めた基本的国策である以上、立法機関は当然前述した憲法の趣旨に合致する関連法律を制することができる。しかし、全民健康保険制度は如何にして設計されるべきかは、立法裁量の範囲に属することである。八三年（1994 年）八月九日に公布され、八四年（1995 年）三月一日に施行された全民健康保険法は、まさに前述した憲法の規定を実現するために制定された法律である。同法第一一条の一、第六九条の一および第八七条における全民健康保険にすべての国民を強制的に加入させる規定は、国家がすべての国民を健康保険に加入させすべての国民に健康介護の提供を履行する責任に必要であり、全民健康保険を推進する憲法の趣旨に合致する。

同法第三〇条における滞納金の徴収の規定は、保険加入単位および被保険者に公法上の金銭給付義務の履行を促し、前述の強制加入と同様に全民健康保険を実現するための合理的な手段であり、憲法第二三条が規定する必要な程度を逾越しない。しかしながら、全民健康保険を推進し、高齢者、障害者、弱者および生活能力のない者を保障する憲法の趣旨に合致するために、保険料納付能力のない者に対しては、国家は、適切な救助を与えなければならず、直ちに給付を拒否してはならない。公務員、労働者、農民は、すでに公務人員保險法、勞工保險條例及農民健康保險條例の規定により、各自公務員保険、労働者保険、農民保険に加入しており、また全民健康保險法の規定により全民健康保険に加入しなければならないとされている。これは、公務員保険、労働者保険、農民保険の医療給付を整合し全国単一でかつ公平な健康保険体系を設立するという目的にもとづき、医療資源の合理的な分配を促し、社会保険の機能を有する。このような強制的社会保険は、その保険の条件が法律により規定され一律に実施され、個人の意思にもとづき加入した保険契約

とは異なる。立法機関は、社会発展の需要を考量し法律を制定しまたは改正し各社会保険の規定を変更し、憲法の趣旨に合致する社会保障制度を設置しては信頼保護利益に反する問題にはならない。しかし、関連機関は、なお全民健康保険法が施行されたときに同法第八五条が期限を定め改正法案を提出するという考量にもとづき、本解釈の趣旨により、保険の運営（保険機構の多元化も含む）、保険対象の類別、保険額、保険料率、医療給付、経費節約、暫定的な保険給付の拒否の当否等につき、適時に全般的に検討し改進しなければならない。また、農民健康保険条例は、全民健康法の施行後に、医療保険の部分に関しては行政院の通達を便宜的措置を依拠としているため適切ではない。関連機関はこの点にもっとも注意しなければならない。ここであわせて説明しておく。

本解釈は、吳庚大法官、孫森焱大法官、蘇俊雄大法官によるそれぞれの補充意見書、施文森大法官による部分反対意見書がある。

司法院釈字第 477 号（1999 年 2 月 12 日）*

争　　点

「受損権利回復条例」（侵害された権利の回復に関する条例）における要件および適用対象に関する規定は違憲か。
（受損權利回復條例之要件及適用對象規定違憲？）

キーワード

戒厳時期（戒嚴時期）、冤罪賠償（冤獄賠償）、軍事裁判（軍法審判）

解釈文：台湾地域における戒厳令の施行期間において、軍事裁判機関による刑事事件の裁判は、その訴訟手続きが一般刑事事件と異なるのみでなく、救済機能も不足していたため、立法機関が「戒厳時期人民受損権利回復条例」（「戒厳令時期に侵害された国民の権利の復権に関する条例」。以下、「条例」と称する）を制定し、内乱罪および外患罪の罪を問われていた国民に対して、「条例」に定められている要件に該当する場合、その権利を回復させ、または適切な賠償を与えるとした。外患罪および内乱罪の事件に限定するのは、この種の犯罪が政治的考慮の要素に左右されやすく、非常事態下の戒厳令の施行により、軍事裁判機関による事実認定や法の適用が不適切だった恐れがあると考えるからである。それ以外の刑事案件を「条例」の適用対象にしなかったのは、それが立法裁量の範囲に属する事項であるからで、憲法に違反しているとはいえない。

---

*翻訳者：陳洸岳

ところが、「条例」第六条は、その適用対象を「無罪判決が確定するまで拘留され、または刑の執行を受けていた者」に限定している。これによれば、不起訴処分が確定する前・後に逮捕され、その後容疑不十分として釈放されるまで拘留されていた場合、無罪判決が確定した後・有罪判決（思想改造処分を含む）の執行が終了した後にもなお拘留されまたは釈放されていなかった場合は含まれていない。これらの場合は、前記規定の場合と同じ程度の権利侵害を受け、回復してもらうべく利益を有するにもかかわらず、「条例」がなんら救済措置を講じないのは、明らかに立法上の重大な欠陥である。当該規定をこのまま適用して、無罪確定判決を受けるまで人身自由を奪われていた者にのみ賠償するならば、法律の下での国民の平等を破壊することになる。この意味では、同規定は憲法第七条に違反するというべきである。よって、同規定に含まれていない上記の諸場合の被害者は、本解釈が公布された日から二年以内に、「条例」第六条に基づいて国家賠償を請求することができる。

解釈理由書：各裁判所の裁判官が本院釈字第３７１号解釈に基づき、本院に憲法解釈の申請を申し入れて、本院がそれを受理した上、争議のある法律が憲法の趣旨に反すると判断した場合、係属中の案件の長引きを避けるため、かつ権限のある機関に短い期間内に法律の修正を完成させるようと求めても事実上困難であれば、本院は憲法に符合する解釈内容を示し、それをもって遅滞のない裁判の審理に供することができる（本院釈字第４７１号解釈参照）。以上の説明を前提に、本件の解釈理由を敷衍する。

台湾地域には中華民国三八年（１９４９年）五月二〇日から同七六年七月一四日まで戒厳令が敷かれており、離島の金門・馬祖・東沙・南沙諸島には同三七年一二月一〇日から八一年一一月六日まで戒厳令が敷かれていた。この期間内の軍事裁判機関による刑事事件の審理は、適用される手続きが一般の刑事事件のそれと異なるの

みでなく、被告人に対する救済の機能も十分とはいえず、また国民の人身の自由に対する保障も正常の状態の司法手続きほど周到ではなかった（本院釈字第４３６号解釈参照)。そこで、戒厳令が解除された後、立法機関が「条例」を制定する運びとなった。「条例」によると、所定の要件を満たしている、内乱罪・外患罪を問われた国民には、復権または相当の賠償を与えられる。「条例」が内乱罪・外患罪を問われた国民を適用対象に限定したのは、この類の犯罪が政治的考慮の要素に左右されやすく、非常事態下の戒厳令の施行により、軍事裁判機関による事実認定や法の適用が不適切の恐れがあると考えるからである。それ以外の刑事案件が上記条例の適用対象に含まれていないのは、それが立法裁量の範囲に属する事項であるから、憲法に違反するとはいえない。

「条例」第六条によれば、「戒厳令の実施期間中、内乱または外患の罪を問われた国民は、無罪判決が確定したまで拘留または刑の執行を受けていた場合、管轄権を有する地方裁判所に対して、『冤罪賠償法』の規定により国家賠償を請求することができる」。ところが、同規定には、不起訴処分が確定する前・後に治安機関に逮捕され、その後容疑不十分として釈放されるまで拘留されていた場合、無罪判決が確定した後・有罪判決（思想改造処分を含む）の執行が終了した後にもなお拘留されまたは釈放されていなかった場合は含まれていない。これらの場合は、前記規定の場合と同じ程度の権利侵害を受け、回復してもらうべく利益を有するにもかかわらず、同規定には定められていない。物事の本質に照していえば、かような規定は、理にかなわない差別的な取扱いであり、明らかに立法上の重大な欠陥である。同規定をこのまま適用して、無罪判決が確定するまで人身の自由を奪われていた国民にのみ賠償すれば、法律の下での国民の平等を破壊することになる。この意味では、同規定が憲法第七条に反するというべきである。そこで、不起訴処分が確定した前・後、治安機関に逮

捕された後容疑不十分で釈放されるまで拘留されていた場合、無罪判決が確定した後、または有罪判決（思想改造処分を含む）の執行が終了した後にもなお拘留されまたは釈放されていなかった場合、それが確かな証拠があれば、無罪判決が確定するまで拘留されまたは刑の執行を受けていた者と同じく、「条例」第六条に基づき「冤罪賠償法」の規定を適用して国家賠償を請求することができる。

なお、「冤罪賠償法」第一一条によれば、賠償請求の期間は不起訴処分または無罪判決が確定した日から二年以内とされているが、戒厳令の期間は三十余年にもわたっており、大多数の案件もかなり前にすでに確定していたため、同規定における二年の請求期間の制限は、「条例」が公布された日から起算するとすべきである。賠償請求期間の起算点に関しては、冤罪賠償事件を審理する終審機関も同じ見解を示しているから、憲法違反にはならないのである。よって、本解釈の趣旨に基づいて賠償を請求する場合、二年という賠償請求制限期間は本解釈が公布される日から起算するとすべきである。

本解釈は、陳計男大法官による部分反対意見書がある。

司法院釈字第 479 号（1999 年 4 月 1 日）*

争　　点

社団手続規則が社団の名称にその所属の行政地域を付けるべきと定めるのは違憲か。
（社團作業規定之應冠所屬行政區域名稱規定違憲？）

キーワード

社団手続規則（社團作業規定)、社団の名称

解釈文：憲法第一四条において、国民は結社の自由を有すると定められている。その趣旨は国民が特定の目的達成のため、共同の意思により団体を結合しその活動を参加する自由を保障することである。団体の名称の選定については、これは社団の存立の目的、性質、構成員の共感及びほかの団体との識別と関連するのであり、当然に結社の自由を保障する範囲内のものである。仮に団体の名称につき制限を課す場合は、これは憲法第二三条の定める要件に該当し、法律または法律が明確に授権する命令によりなさなければならない。

市民団体法第五条において、市民団体は行政地域を組織地域とすると定められている。しかし、同法第一二条において市民団体の名称または組織地域だけは定款の個別記載事項であると定められている一方、市民団体の名称をどう定めるかは規定されていない。行政機関はその権限をもって法律を執行するものであって、行政機関は命令を制定することによって法律に対して必要な補充を行うこと

*翻訳者：蔡英欣

ができるが、これは母法を執行するにあたってその詳細事項、技術的事項についてのみ命令を制定することにとどまり、母法の範囲を超えることではない。この点は当院による解釈においてすでに示されている。内政部（日本の総務省に相当する機関）が制定した「社会団体許可立案作業規定」（社団設立に関する許可の手続規則）四点目において市民団体が所属の行政地域の名称を付けるべきと定められているのは、母法の趣旨を超え人民が憲法により享受できる結社の自由を損うから、当該規定は即時に効力を失うことになる。

解釈理由書：憲法第一四条の定めた結社の自由は国民が結社を通じて共同の意思を形成し共同の理念を追求し共同の目標を達成することを目的とするものであって、国民が享受できる基本権利である。結社の自由は、国民が結社の目的を自由に選定しこれにより社団を結合し結社団体の成立とその関連事項を関与するか否かといったことをだけではなく、個別の国民の集まりによりなされた結社団体が自分自身の形成、存続、命名ないし結社などの関連活動を推進することを不法に制限することが免れることをも保障することである。このような保障のもとでは、結社団体は多数決により名称の選定を含む各種の結社の関連事項を自主的に決定し、そして組織の形を通じて当該団体の成立の目的に合致する理念を表わすことができる。市民団体の名称は当該団体の存在を表徴しその他の団体と区別される標識とするものであって、その名称により当該団体の性質及び成立の目的は顕彰することができ、これにより市民団体は対内的には構成員の共感を呼び対外的には団体の名義をもってその対外関係を経営しその活動を推進することができる。仮に市民団体がその名称の自主決定の自由を有しなかったら、その事務を自主決定する特徴は貫徹できなく、これによりその構成員の募集ないし維持及び対外的自己表現の発揮は不利に影響されることになる。したがって、市民団体の命名権は成立時の自主決定権であるにせよ成立後の変名権であるにせよ、いずれも

憲法第一四条において結社の自由が保障される範疇に属するものである。団体の名称の選定に対する制限は憲法第二三条の定める要件に該当し、法律または法律が明確に授権する命令によりなさなければならない。

市民団体法第三条において市民団体に関する全国または省、県の所管機関は定められており、同法第五条において市民団体は行政地域を組織地域とすると定められている。そして市民団体の名称をどう定めるかということは同法が明文をもって定めていない。同法第一二条においては市民団体の名称、組織地域などは定款の個別記載事項と定められているが、市民団体の組織地域に関する規定の立法趣旨は単に市民団体の所管機関及び法人登記を取扱う管轄裁判所を確定するものであり、定款に記載される組織地域は市民団体が実際に対内的あるいは対外的に行う活動の範囲を制限するものではない。市民団体の組織地域及び名称はそれぞれ異なる意味をもっており、両者の間には必然的な関連性は必ずしも有しない。行政機関はその権限をもって法律を執行するにあたっては、法律の必要な補充を行うため命令を制定することができるが、これは母法を執行するにあたってその詳細事項または技術的事項についてのみ定めることにとどまり、母法の範囲を超えることではない。この点は、当院による釈字３６７号、３９０号、４４３号及び４５４号においてすでに示されている。内政部（日本の総務省に相当する機関）が制定した「社会団体許可立案作業規定」（社団設立に関する許可の手続規則）四点目において市民団体が所属の行政地域の名称を付けるべきと定められているのは国民が憲法第一四条により保障される結社の自由を侵害し、その規定の効力は即時に失われるべきである。上記の手続規則のその他の内容については、所管機関は憲法が保障する結社の権利に合致するため、当該解釈の趣旨に従いそれを改正することを検討しなければならない。ここに併せて説示しておく。

本解釈は、董翔飛大法官･劉鐵

錚大法官･黃越欽大法官による反
対意見書がある。

司法院釈字第 485 号（1999 年 5 月 28 日）*

争　　点

国軍住宅団地の建て直しにおいて既存の居住者およびその家族に補助などの優遇措置を提供することは憲法第七条の平等原則に抵触しないかいなか。

（國軍眷村改建之際，對原眷戶或其子女提供補助等優惠措施，有否違反憲法第七條平等原則？）

キーワード

福祉、資源配分、扶助、補助、平等原則、実質的平等

解釈文：憲法第七条の平等原則は、絶対的・機械的な形式的平等をいうものではなく、人民の法律上の地位における実質的な平等を保障する規定である。立法機関は、憲法の価値体系および立法目的にもとづき、当然規範対象事項の性質の差異を斟酌し合理的な差別待遇をすることができる。国民生活上の福祉を促進することは、憲法の基本原則の一つである。これは、憲法の前文、第一条、基本国策および及憲法增修條文（憲法改正条項）第一〇条の規定に照らせば明白である。立法者は、社会政策の考量にもとづき、法律を制定して福祉の資源を限定的に配分してはならなわけではない。國軍老舊眷村改建條例（国軍の古い宿舎団地の建て直しに関する法律）およびその施行細則は、既存居住者（原眷戶）が同条例により立てられた住宅を購買しかつ政府によって支給される住宅購買補助金を受給する優遇を享有することができるとし、自分が用意すべき前金

*翻訳者：簡玉聰

については、優遇利率のローンを組むことができると規定している。既存居住者に適切な扶助を提供し必要な世話をすることは、同条例の立法趣旨および憲法第七条の平等原則に抵触していない。

しかしながら、国家資源が限られているため、社会政策に関する立法は、国家の経済と財政の状況を考量し、資源の有効利用の原則により、一般国民との平等関係を配慮し、福祉資源を適切に配分し、かつ受益者の財産力、収入、家計の負担および世話の必要性を斟酌し、適切に定めなければならず、受益者の特定の職位や身分のみを異なる待遇の唯一の根拠としてはならない。給付の方式および金額の規定については、受益者の基本的な生活需要に相当することをできるだけ図り、目的達成の必要な限度を超え明らかに過度の世話を与えてはならない。立法機関は、前述の条例が本解釈の趣旨に合致しない部分について全面的に検討を加え改進しなければならない。

解釈理由書：憲法第七条の平等原則は、絶対的・機械的な形式的平等をいうものではなく、人民の法律上の地位における実質的な平等を保障する規定である。立法機関は、憲法の価値体系および立法目的にもとづき、当然規範対象事項の性質の差異を斟酌し合理的な差別待遇をすることができる。憲法は、国民生活上の福祉を促進することをその基本原則の一つとする。これは、憲法の前文、第一条、基本国策の章および及憲法増修條文（憲法改正条項）第一〇条の規定に照らせば明白である。この原則に基づき、国家は、各種の給付を提供して人民が人間の尊厳に合致する基本的な生活を維持しうることを保障し、かつ経済上の弱者の人民に扶助しかつ世話し、社会保障制度等の民生福祉措置を設けなければならない。前述の諸措置は、国家資源の分配にかかわる以上、立法機関は、各種の社会給付における優先順位、規範目的、受益者の範囲、給付方式および金額等に関する規定について、十分な形成の自由を当然に有し、人民に対する保護や世話の需要お

よび国家財政等の社会政策の考量を斟酌して、法律を制定し、福祉資源を限定的に分配することができる。中華民国八五年（1996年）二月五日に公布された國軍老舊眷村改建條例第五条（八六（1997）年一一月二六日に修正)、第二〇条および八五(1996)年七月二三日に発布された同条例の施行細則第九条は、既存居住者（原眷戶）が同条例により立てられた住宅を購買しかつ政府によって支給される住宅購買補助金を受給する優遇を享有することができるとし、自分が用意すべき前金については、優遇利率のロンを組むことができると規定している。その立法目的は、世話の必要のある既存居住者に適切な扶助を提供し、民生福祉を促進する基本原則に合致し、憲法第七条の平等原則に抵触していない。

しかしながら、国家資源が限られているため、社会政策に関する立法は、国家の経済と財政の状況を考量し、資源の有効利用の原則により、一般国民との平等関係を配慮し、福祉資源を適切に配分し、かつ受益者の財産力、収入、家計の負担および世話の必要性を斟酌し、適切に定めなければならず、受益者の特定の職位や身分のみを異なる待遇の唯一の根拠としてはならない。給付の方式および金額の規定については、受益者の基本的な生活需要に相当することをできるだけ図り、目的達成の必要な限度を超え明らかに過度の世話を与えてはならない。前述の条例第三条第一項は、「この条例にいう国軍の古い宿舎団地とは、中華民国六九年（1980 年）一二月三一日以前に建設完成された軍人とその家族の宿舎でありかつ次の各号の状況の一つを有するものをいう。一、政府によって建設され分配されたもの。二、中華婦女反共聯合會の寄付によって建設されたもの。三、政府が土地を提供し、既存居住者が自分の経費で建設したもの。四、その他主務機関によって認められたもの。」と規定している。しかし、宿舎団地が古くなったため、立て直される必要があるかいなかは、宿舎団地の実際状況によりかつ地域更新に合わせて決定されなければならず、

単に宿舎団地の建設完成日のみをもって概括的に認定されてはならない。これは、国家資源の浪費を避けるためである。八六（1997）年一一月二六日に改正された同条例第五条第一項後段「既存居住者が死亡した場合、配偶者が優先的にその権利利益を承継し、既存居住者とその配偶者が死亡した場合、その子女がその権利利益を承継し、その他の者はその権利利益を承継してはならない」との規定は、遺族の世話を目的とするが、その子女には確かに居住困難の解決につき国家によって世話される必要があるかを問わず、すべて家屋と土地の購買および既存居住者と同様な補助の権利を付与することが明らかに過度の世話をするところがないとはいえない。また、同条例第二四条第一項は、「主務機関が配分し販売した住宅については、法により承継された場合を除き、購入者は、その財産権の登記の日から五年を満たさない期間にみずからその住宅と土地を売り出し、不動産質に出し、贈与しまたは交換してはならない」と規定する。その家屋購買金が主に国家から出る以上、純然たる自分の代金で取得した不動産とは異なるため、立法機関は当然購入者の処分権利の制限を考えなければならない。例えば、その転売の対象および価格またはその他の適切な措置をとり、限られた資源を有効な利用にする。

前述した条例の規定は、国家資源を限定的に配分して実質的平等の原則および資源の有効利用原則の実現に合致しない。立法機関は、本解釈の趣旨に合致しない部分について全面的に検討を加え改進しなければならない。

本解釈は、陳計男大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 486 号（1999 年 6 月 11 日）*

争　　点

商標法が「その他の団体」の名称を含む商標の登録出願につき登録要件を定めるのは違憲か。
（商標法就有其他團體名稱之商標圖樣之註冊要件規定違憲？）

キーワード

商標法、権利能力なき団体（無權利能力之團體）、人格権（人格權）

解釈文：憲法の保障する権利または法律上の利益が侵害された場合、その主体は法の定めるところにより救済を請求できる。中華民国七八（1989）年五月二六日改正商標法第三七条一項一一号（現行法第三七条一一号）前段にいう「その他の団体」とは、自然人及び法人以外の権利能力なき団体のことをいい、その立法目的は、一定の限度において当該団体の人格権及び財産上の利益を保護することにある。自然人及び法人は権利義務の主体であり、固より憲法の保護対象であるが、人格権及び財産権に対する憲法の保障を貫くため、権利能力なき「団体」であっても、一定の名称と組織を有し、自主的意思があって、その団体の名称をもって長年対外的に一定の商業行為または事務に従事してきたことにより既に相当の知名度を有し、一般人に認識または熟知され、かつ保護を受けるべき利益を有する場合には、公益事業に従事するものであるか否かを問わず、商標法の保護対象として憲法の保障を享受する。商標法の上記規定

*翻訳者：陳　一

は、商標において他の団体の名称を含むものであってその承認を得ていないものについては登録出願をしてはならない旨定めるが、その目的は各団体の名称を侵害から保護しようとすることにあり、かつ消費者保護の機能をも兼ね備えるものであって、憲法第二二条の趣旨に反しないと言うべきである。

解釈理由書：国民の基本的権利の保障は現代法治国家の主たる任務であり、憲法の保障する権利または法律上の利益が侵害された場合には、その主体は法の定めるところにより救済を請求できる。商標法第三七条一項一一号（現行法第三七条一一号）前段にいう「その他の団体」とは、自然人及び法人以外の権利能力なき団体のことをいい、その立法目的は、一定の限度において当該団体の人格権及び財産上の利益を保護することにある。自然人及び法人は権利義務の主体であり、勿論憲法の保護対象であるが、人格権及び財産権に対する憲法の保障を貫くため、権利能力なき「団体」であっても、多数の者が特定の目的のために組織し、一定の名称、事務所または営業所及び独自に支配できる財産を有し、かつ管理者または代表者を置き、その団体の名義をもって対外的に法律行為を行い、性質上、法人と同様の実体と組織を備え、自主的な意思能力を有し、実質的な単一体をなし、かつ各構成員と独立した存在であるときは、固より同法にいうところの「その他の団体」である。一方、それ以外の、一定の名称と組織を有し、自主的意思のある団体であって、その団体の名称をもって長年対外的に一定の商業行為または事務に従事してきたことにより既に相当の知名度を有し、一般人に認識または熟知され、かつ保護を受けるべき利益を有するものの場合も、公益事業に従事するものであるか否かを問わず、すべて商標法の保護対象として憲法の保障を享受すると言うべきである。商標法第三七条一項一一号（現行法第三七条一一号）前段は、商標においてその他の団体の名称があって、その承認を得ていないものについては、登録出願をしてはなら

ない旨定めるが、その趣旨は各団体の名称を侵害から保護しようとすることにあり、かつ消費者保護の機能をも兼ね備えるものであって、憲法第二二条の趣旨に反しないものと言うべきである。また、登録出願にかかる商標は、登録の査定をまだ受けていないため、固より商標権を取得してはいないが、商標登録出願により生じた権利を他人に移転できることは、商標法第三八条第一項の定めるところである。従って、かかる権利は財産的価値を有するものとして憲法の保障する財産権であると言うべきであり、その権利の主体は当然、当該権利が不法な侵害を受けたことを理由に法の定めるところにより救済を求めることができる。他方、会社の設立準備事務所が商標法第三七条一項一一号（現行法第三七条一一号）前段にいう「その他の団体」に該当するか否かについては、上記解釈の趣旨に基づき、具体的な状況により判断すべき事柄であることを併せて説示しておく。

司法院釈字第 487 号（1999 年 7 月 9 日）*

争　　点

冤罪賠償法二条二号の前段には、かつて勾留を受け不起訴処分または無罪の言い渡しを受けた者は、その行為が公共の秩序または善良の風俗に違反するものであれば、賠償を請求することができないとの規定は、憲法上の比例原則に合致しているか。

（冤獄賠償法第二條第二款前段，僅以受害人之行為違反公共秩序或善良風俗為由，剝奪其請求賠償之權利，未能以其情節是否重大，有無逾越社會通常觀念所能容忍之程度為衡量標準，是否合乎憲法保障之比例原則？）

キーワード

冤罪賠償法(冤獄賠償法)、勾留(羈押)、人身の自由(人身自由)、比例原則

解釈文：冤罪賠償法は国家賠償責任を果たすために、行われた特別立法である。憲法二四条は、「凡そ公務員が違法にして、人民の自由または権利を侵害する者は、法律により懲戒を受けさせる外、刑事及び民事責任を負うべきである。被害者はその受けた損害について、法律により国家に賠償を請求することができる」と規定している。これにより、立法府は国家賠償に関する法律を制定する義務を有する。これらの法律に定める人民の国家への各種の賠償を請求する要件は、さらに憲法上の比例原則に合致しなければならない。刑事被告に対する勾留は、訴訟手続を順調に進行させるため

*翻訳者：李仁淼

に、被告が有罪の確定判決が言い渡される前に、その人身の自由を一定の場所に拘束する強制な処分であり、人民の人身の自由にかける重大な制限である。そのために、勾留により発生した冤罪の賠償について、尤も憲法の保障する人身の自由の精神を尊重しなければならない。冤罪賠償法二条二号の前段に定めたものは、事件の情状が重大であるか、社会通念に照らし、受忍の程度を超えるかとのことを比較衡量の基準とせず、前記の憲法の趣旨に完全に合致するものではない。上記法律の第二条二号が、本解釈に合わない部分は、またこれを適用させるべきではない。

解釈理由書：司法院大法官審理案件法五条一項二号は、人民がその憲法上保障する権利は、不法により侵害された場合、法定の手続により訴訟を提起し、確定の終局裁判が適用する法律または命令に憲法に抵触する疑義が発生した者には、憲法解釈を申請することができることを規定している。司法院冤罪賠償再審査委員会は、冤罪賠償法五条の規定により、最高法院の院長およびその法官により組織されるものである。その冤罪賠償の再審査事件に為した裁決は、性質上、確定の終局裁判に相当するものである。そのために、その裁決する際に適用される法律または命令には、憲法に抵触する疑義が発生した時、人民が冒頭に出た法律により解釈するために本院に申請することを許すべきであることをとりあえず、ここで説明する。

冤罪賠償法は冤罪賠償法は国家賠償責任を果たすために、行われた特別立法である。憲法二四条は、「凡そ公務員が違法にして、人民の自由または権利を侵害する者は、法律により懲戒を受けさせる外、刑事及び民事責任を負うべきである。被害者はその受けた損害について、法律により国家に賠償を請求することができる」と規定している。これにより、立法府は国家賠償に関する法律を制定する義務を有する。これらの法律に定める人民の国家への各種の賠償を請求する要件は、さらに憲法上

の比例原則に合致しなければならない。刑事被告に対する勾留は、訴訟手続を順調に進行させるために、被告が有罪の確定判決が言い渡される前に、その人身の自由を一定の場所に拘束する強制な処分であり、人民の人身の自由にかける重大な制限である。そのために、勾留により発生した冤罪の賠償について、尤も憲法の保障する人身の自由の精神を尊重しなければならない。

冤罪賠償法二条は冤罪の賠償請求権の行使に制限を定めており、その二号の前段には、かつて勾留を受け不起訴処分または無罪の言い渡しを受けた者は、その行為が公共の秩序または善良の風俗に違反するものであれば、賠償を請求することができないことになる。その立法の目的は、社会秩序及び公共道徳の維持にあるが、公序良俗の違反といった漠然とした理由を以て、人身の自由が勾留により重大な制限を受けた被害者は、その冤罪賠償請求権を排除させられることになる。また事件の情状が重大であるか、社会通念に照らし、受忍の程度を超えるかとのことを比較衡量の基準とせず、（ドイツ勾留賠償法二条一項参照）、これを同号の後段及びその他の各号に定めたその他の事由に比較すると、亦も釣り合いが取れなくなるところを有するため、まさに憲法上の比例原則に完全に合致するものではない。上記法律の規定が、本解釈に合わない部分は、本解釈が言い渡される日より、これを適用させるべきではない。

本解釈は、孫森焱大法官、劉鐵錚大法官によるそれぞれの反対意見書がある。

司法院釈字第 488 号（1999 年 7 月 30 日）*

争　　点

銀行法などの法規においては行政処分の手続きが定められていないのは違憲か。

（銀行法等法規未明定作成行政處分之程序違憲？）

キーワード

銀行法、信用協同組合法（信用合作社法）、金融機関に対する監督及び整理管財に関する規則（金融機構監管接管辦法）

解釈文：憲法第一五条において、国民の財産権は保障されるべきであると定められている。国民の財産権に対し制限が設けられる場合には、かかる制限は憲法第二三条が定める必要な程度に合致し法律でこれを定める。また、かかる制限の設けについて、行政機関が立法機関よりその権限を明確に委ねられる場合に行政機関がこれをもって公表した命令が立法趣旨を満たしその授権範囲を超えないときにこそ、これは憲法が認めるものである。これは当院がすでに解釈したものである。信用協同組合法第二七条第一項及び銀行法第六二条第一項は、預金者の権益を保障し金融秩序を維持するため設けられた規定である。金融機関に対する監督及び整理管財に関する規則第一一条第一項第三号及び第一四条第四号は銀行法第六二条第三項の授権に依拠されたものであるが、国民の権利を保障することに鑑み、法の規定における実体法の内容が違憲ではないのはもとより、実体法の内容を実現する手続きないし適時の司法救済措置も合

*翻訳者：蔡英欣

理的な規定に従わなければならない。そうしないと、これは憲法が国民の権利を保障する趣旨を満たすとは言えないだろう。行政機関が法律の授権を受け制定した命令が、法の規定を適切に執行するための定めであり特に国民の権利に影響を与えるような行政措置である場合には、当該法律においては、行政機関が遵守すべきである手続きは定められなければならない。前述した銀行法、信用協同組合法及び金融機関に対する監督及び整理管財に関する規則において定められている各種の措置はいずれも、銀行や信用協同組合の株主（社員）、経営者あるいはその他の利害関係者に対して重大な影響を与えるものである。しかし、これらの法規定は、所管機関による行政処分についてのみ定めるにとどまり、所管機関が行政処分を行う前にいかなる場合には株主、社員、経営者あるいはその他の利害関係者の意見を聴取し地方自治団体の関連機関（すなわち、各地方自治団体が経営している金融機関）の意見を詢問すべきかについては、明文をもって定めていない。また、上記の規則により、所管機関は機関（機構）あるいは職員を監督人（監管人）あるいは整理管財人（接管人）として直接に派遣し整理管財人に経営権及び財産管理処分権を取得させることができ、これに加えて整理管財人及び所管機関が被管理金融機関の全部または一部の業務と資産負債の概括譲渡あるいはその他の金融機関との合併を決定するにあたっては整理管財人及び所管機関は被管理金融機関の株主総会または社員総会が行われる可能性を斟酌しなく、被管理金融機関が相当な資金あるいは担保を適時に提供することができるか否か、またはその財産をもって債務を完済できないことを解決する有効な方法をも考慮せずに、これらの決定を行う。これらはいずれも憲法が国民の財産権を保障する趣旨に沿わないものである。前述した規定の所管機関は当該解釈に基づいてその改正を速やかに検討すべきである。

解釈理由書：憲法第一五条において、国民の財産権は保障されるべきであると定められている。

国民の財産権に対し制限が設けられる場合には、かかる制限は憲法第二三条が定める必要な程度に合致し法律でこれを定める。また、かかる制限の設けについて、行政機関が立法機関よりその権限を明確に委ねられる場合に行政機関がこれをもって公表した命令が立法趣旨を満たしその授権範囲を超えないときにこそ、これは憲法が認めるものである。これは当院がすでに解釈したものである（釈字第３１３号、第４２３号、第４８０号などを参照)。信用協同組合法第二七条第一項は「信用協同組合が法令または定款に違反する場合、または健全な経営を行うことができないことにより社員及び預金者の権益を損なうおそれがある場合であって、所管機関は次に掲げる処分を行うことができる。一　各種の法定総会の決議を取消す。ただしその決議の内容が法令または定款に違反する場合にその決議は当然に無効である。二　経理人あるいは職員を更迭しまたは彼らに処分を与えよう信用協同組合に命ずる。三　理事または監査理事への報酬の給付を制限する。四　理事または監督理事の職務を停止または解除する。五　業務の一部を停止する。　六　業務停止あるいは合併を命ずる。　七　解散を命ずる。　八　その他の必要な処置をとる。」と定めている。銀行法第六二条第一項は「中央所管機関は銀行が業務若しくは財産状況に照らし債務を完済することができなくあるいは預金者の利益を損なうおそれがあると認める場合に、当該銀行に対して業務停止を命じかつ所定の期間内に業務の一部を整理または停止し、監督あるいは整理管財するため人員を派遣し、あるいはその他の必要な措置をとり、場合によっては政府の関連機関と連携して当該銀行の責任者の出国を制限するよう求める。」と定めている。上記の規定はいずれも、預金者の権益を保障し金融秩序を維持するため設けられたものである。金融機関に対する監督及び整理管財に関する規則第一一条第一項第三号において、整理管理人は被管理金融機関の業務の全部若しくは一部またはその資産負債を概括譲渡する事項を取り扱うことに協力することができ

るとされている。また、同規則第一四条第四号において、整理管理人が業務執行を行い同規則第一一条第一項第一号から第四号までに定められている事項のいずれかに該当する行為を有する場合には、整理管理人は財政部（日本の財務省に相当する）から事前の許可を得る必要があるとされている。これらの規定は銀行法第六二条第三項の授権に依拠されるものであるが、国民の権利を保障することに鑑み、法の規定における実体法の内容が違憲ではないのはもとより、実体法の内容を実現する手続きないし適時の司法救済措置も合理的な規定に従わなければならない。そうしないと、これは憲法が国民の権利を保障する趣旨を満たすとは言えないだろう。行政機関が法律の授権を受け制定した命令が、法の規定を適切に執行するための定めであり特に国民の権利に影響を与えるような行政措置である場合には、当該法律においては、行政機関が遵守すべきである手続きは定められなければならない。

銀行法、信用協同組合法及び金融機関に対する監督及び整理管財に関する規則において定められている各種の措置はいずれも、銀行や信用協同組合の株主（社員）、経営者あるいはその他の利害関係者に対して重大な影響を与えるものである。しかし、これらの法規定は、所管機関による行政処分についてのみ定めるにとどまり、所管機関が行政処分を行う前にいかなる場合には株主、社員、経営者あるいはその他の利害関係者の意見を聴取し地方自治団体の関連機関（すなわち、各地方自治団体が経営している金融機関）の意見を詢問すべきかについては、明文をもって定めていない。また、上記の金融機関に対する監督及び整理管理に関する規則により、所管機関は機関（機構）あるいは職員を監督人（監管人）あるいは整理管財人（接管人）として直接に派遣し整理管財人に経営権及び財産管理処分権を取得させることができるとされている一方、被派遣機関（機構）あるいは職員の意向は全く無視されている。これに加えて、整理管財人に被管理

金融機関の経営権及び財産管理処分権限を取得させており、整理管財人及び所管機関は被管理金融機関の全部または一部の業務と資産負債の概括譲渡あるいはその他の金融機関との合併を決定するにあたっては被管理金融機関の株主総会または社員総会が行われる可能性を斟酌しなく、被管理金融機関が相当な資金あるいは担保を適時に提供することができるか否か、またはその財産をもって債務を完済できないことを解決する有効な方法をも考慮せずに、これらの決定を行う。これらはいずれも憲法が国民の財産権を保障する趣旨に沿わないものである。前述した銀行法、信用協同組合法及び金融機関に対する監督及び整理管財に関する規則について、所管機関は当該解釈に基づいてその改正を速やかに検討すべきである。

所管機関は、金融機関が相次いで破綻する事件または金融機関がその財産をもって債務を完済することができない事件の発生を防ぐために現行の金融管理体制を全般的に検討すべきであり、これにより金融危機の再発生は事前に防がれることができる。信用協同組合を管理するにあたっては憲法第一四五条に掲げられた協同組合事業への奨励扶助の趣旨も注意すべきであることを、ここに併せて説示しておく。

本解釈は、施文森大法官による部分反対意見書、黄越欽大法官、戴東雄大法官によるそれぞれの反対意見書がある。

司法院釈字第 490 号（1999 年 10 月 1 日）*

争　　点

兵役法における兵役の義務、また禁役を免除する規定は違憲であるのか。

（兵役法服兵役義務及免除禁役規定違憲？）

キーワード

信教の自由（宗教自由）、兵役の義務（服兵役的義務）、法の下の平等（平等原則）

解釈文：憲法二〇条の規定において、国民は、法律の定めるところによって兵役の義務を負うべきであると記している。ただ、国民は如何に兵役の義務を履行するのかについては、憲法には明文の規定が存していない。兵役に関する重要事項は、国家安全及び社会発展の必要に応じて、立法者によって、法律の形で定められるべきである。憲法一三条は、「人民は、信教の自由を有する」と規定し、それは、人民に対して、宗教を信じる自由及び信じない自由、また、宗教活動に参加する自由及び参加しない自由をを保障することである。国家は、特定な宗教を禁止すること、若しくは特定な宗教に対して、援助をすること、または特定な信仰を有する国民に対して、優遇をする或は不利益をかけることをしてはならない。立法者は、男女生理的な相違、そして社会生活上において、この相違から生じた役割分担の違いを考慮したうえ、兵役法一条において、中華民国の男性は、皆法律の定めるところによって兵役の義務を負う

*翻訳者：蕭　淑芬

と定めたことにした。こうした規定は、国家目的及び人民の基本的義務を実現するため、制定されたものであり、それは、そもそも立法政策の範囲に属するものであり、宗教を助成、促進若しくは制限するため、制定されたものでもなく、まして宗教を助成、促進若しくは制限する効果も全くないのである。また、兵役の義務は、人間の尊厳の原理にも反していないし、憲法の価値体系の根本にも影響していないのであり、世界中多数の国では、法律をもってそれを規定しているのであり、国民を保護する役割を果たすためにも、または国家安全のためにも必要なものであるので、憲法七条における平等原則及び一三条における宗教の自由の保障には違反していないのである。兵役法五九条二項は、「同条一項によって、懲役を処された人は、法律によって赦免、減刑、施行猶予、仮釈放されたとき、実際に執行された懲役の期間は、4 年に満たしていない場合、禁役を免除する」。したがって、禁役を免除された人は、兵役適齢者である場合、兵役の義務を免除しないのである。そのため、兵役法施行法五九条二項は、「当該事項は管轄する司法機関の通知によって所属する県（市）役所が取扱うげきである」と規定している。また、兵役法の定めた規定に違反し、処罰する構成要件に該当する場合も、兵役妨害処刑条例の規定をもって、刑を処するべきであり、一行為で複数の刑罰をかける問題にもならないのであり、憲法一三条における信教の自由の保障及び二三条における比例原則にも違反していないのである。

解釈理由書：現代法治国家において、信教の自由は、人民の基本権利であり、憲法上の権利として保障されている。信教の自由とは、宗教を信じる自由及び信じない自由、また、宗教活動に参加する自由及び参加しない自由である。国家は、特定な宗教を禁止すること、若しくは特定の宗教に対して、援助をすること、または特定の信仰を持っている国民に対して、優遇をする或は不利益を加えることをしてはならない。信教の自由の保障内容としては、信仰の

自由、宗教上の行為を行う自由及び宗教上の結社の自由である。内心における信仰の自由は、思想、言論、信条など精神的な側面が存するため、絶対的な保障を受けているのである。信仰の自由から派生した宗教上の行為を行う自由及び宗教上の結社の自由は、他人の自由・権利にも、また公共秩序、善良な風俗、社会道徳及び社会責任にも影響を及ぶ可能性があるので、相対的な保障しか受けてられない。信教の自由は、その他の憲法上の基本権利と同様に、憲法によって保障され、また制限されている。内心における信仰の自由は、絶対的な保障を受けているので、如何なる形態の権利の侵害や剥奪からも保護されている。また、宗教上の行為を行う自由及び宗教上の結社の自由は、必要最小限度の範囲内において、国家の法律により制約される。それらの自由は、憲法上保障されているからといって、国家及び法律の制約は全く受けないには行かないのである。よって、信教の自由を享有する国民は、国家に対する基本的義務及び責任をも果たすべきであり、信教の自由のゆえに、当該基本的義務及び責任を免除することにはならないのである。国民の生命及び財産を保護するのは、国家の重要な機能であり、目的である、こうした機能及び目的を達成するためには、国民の基本的義務の履行は、その前提である。徴兵制を実施する国では、国家の安全を保全するため、憲法において国民の兵役の義務が規定される。憲法二〇条は、国民は法律の定めるところによって、兵役の義務を負うと規定しているのは、そうした立法例に従った規範である。だが、国民は如何に兵役の義務を履行するのかについては、憲法には明文の規定が存していない。兵役に関する重要事項は、国家安全及び社会発展の必要に応じて、立法者によって、法律の形で定められるべきである。立法者は、男女生理的な相違、そして社会生活上において、この相違から生じた役割分担の違いを考慮したうえ、兵役法一条において、中華民国の男性は、皆法律の定めるところによって兵役の義務を負うと定めたことにした；三条一項は、満十八年の男子

は、満十八年の翌年一月一日より、兵役の義務を負うようになる。満四十五年の十二月三十日を以って退役になる；四条は、およそ身体における畸形、障害者或は疾病のため、兵役に堪えない場合には、兵役を免除される。免役と称すると規定している；五条は、およそ七年以上の懲役を処されたことのある人は、兵役を禁じられる。禁役と称すると規定している。これらの条文は、国家の目的及び憲法上規定している国民の基本的義務が実現されるようになるため、設けられた条文であり、立法府の裁量できる政策的な規定であり、宗教を助成、促進若しくは制限するため、制定されたものでもなく、まして宗教を助成、促進若しくは制限する効果も全くないのである。また、男子の兵役の義務は、人間の尊厳の原理にも反していないし、憲法の価値体系の根本にも影響していないのであり、世界中多数の国では、法律をもってそれを規定しているのであり、国民を保護する役割を果たすためにも、または国家安全のためにも必要なものであるので、憲法七条における平等原則及び一三条における宗教の自由の保障には違反していないのである。兵役法五九条二項は、「同条一項によって、懲役を処された人は、法律によって赦免、減刑、施行猶予、仮釈放されたとき、実際に執行された懲役の期間は、4年に満たしていない場合、禁役を免除する」。したがって、禁役を免除された人は、兵役適齢者である場合、兵役の義務を免除しないのである。そのため、兵役法施行法五九条二項は、「当該事項は管轄する司法機関の通知によって所属する県（市）役所が取扱うげきである」と規定している。また、兵役法の定めた規定に違反し、処罰する構成要件に該当する場合も、兵役妨害処刑条例の規定をもって、刑を処するべきであり、一行為で複数の刑罰をかける問題にもならないのであり、憲法一三条における信教の自由の保障及び二三条における比例原則にも違反していないのである。また、罪を犯し、処刑され、そして刑の執行中には、兵役が停止されるべきであり、停役と称する。停役になった原因は、消する

ときは、兵役は復すべきであり、回役と称する。、兵役法二〇条一項二号後半及び同条二項は、前述した情況がそれぞれ規定されている。回役に至る手続に関しては、兵役法二五条一項一号及び二号は、常備軍官、常備士官、常備兵、補充兵は、現役期間中に停役になった人は、後備軍人となり、後備管理に服すべきであるといった規定だけを設けているのに、回役に関する技術的な手続は全く置かれていないのである。ただし、回役といった規定は、実質的にも後備軍人が通常現役の補欠であるという性質が存しているのであり、兵役法三八条一項二号の規定によって、臨時的な召集は適用できるのである。行政院が制定した召集規則一九条一項四号は、停役になった原因を消するとき、現役に復し、臨時的な召集が適用されると規定している。こうした規定は、兵役法三八条一項二号の定めた範囲にも越えていないし、国民の負担をも加えてもいないのであるので、憲法における法律留保の原則には反していないのである。同規則一九条一項五号における兵役義務期間を補う臨時的な召集に関する規定は同じ理由として、憲法における権利保障の趣旨に関していないことを合わせて指摘する。

本解釈は、王和雄大法官による部分反対意見書、劉鐵錚大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 491 号（1999 年 10 月 15 日）*

争　　点

公務人員考績法には免職処分に関する要件が法律により明確に定めてなく、銓敘部に要件の定めることを授権したことは、違憲であるか。

（公務人員考績法中有關免職處分之要件未以法律明確規定，而授權銓敘部決定其要件，是否違法？）

キーワード

公務人員考績法、懲戒処分（懲戒處分）、懲処処分（懲處處分）、免職、銓敘部

解釈文：憲法第十八条は、人民は公職に勤める権利があると規定するものであるが、これは、人民には法に拠って公務を従事する権利がある旨を定めるだけ、その範囲が人民の労働権や平等権と及ばないので、国が公権力の執行と国家職責行為の履行に関連する制度を立て規範し、同時に公務員の権益を保障することも兼ねるべきである。公務員の懲戒とは、国が公務員の違法、職務を怠った行為に対する制裁である。この懲戒は、性質によって、合理の範囲以

*翻訳者：劉姿汝

※ 説明１・考績とは、公務員の勤務に対する勤務成績の評定である。台湾では「公務員考績」を法の基準にして、評定を行いう。考績には、専案考績と年間考績があり、前者が公務員の特定の個別行爲に対する評定であり、後者が公務員の年間全般の職務に対する評定である。銓敘部はこの評価機関である。２・大過とは、公務員懲戒法には戒告、記過、減給、降任、休職、免職などの違法の重大さによって異なる懲戒処分があり、その中にある「記過」が戒告より重い、大過と小過というものがあるのである。一般的に言えば、一回に二つの大過されれば、免職となる。

内、法律の規定を以て上司が行うのもある。中央や地方が公務員考績法、または関連法規の規定に沿って、公務員に対して免職の免職の懲処処分をすることは、人民に公職に勤める権利を制限し、実質的に懲戒処分に等しいので、憲法第二十三条の趣旨により、構成要件が法律で定めるべきである。公務人員考績法第十二条第一項第二号は各機関が公務員の専案考績（個案の評定）を処理し、一回に二つの大過をされる場合、免職となる。又、同条第二号の規定により一回に二つの大過という処分の基準は銓叙部が定めるが、これは前述の解釈の旨に合わない。

また、懲処処分の構成要件について、法律が抽象概念で示すものであれば、この意味が理解し易いでなければならない。その上、一般の被規制者が予見でき、司法審査を通じて確認することができるのは、明確性原則に該当するといえよう。公務員の免職処分は既に憲法の保障する人民の公職に勤める権利を制限することになるので、正当の法律手続きを行うべき、例えば処分の作成には機関内部で公正の委員会を組んで決議すること、処分する前に処分を受ける人に説明と申弁する機会を与えること、処分書に理由を附し、また救済方法と期間及び受理期間などを表すことなど、関連制度を設立して保障するべき。また、公務人員考績法第十八条により、勤務機関は専案考績で免職が決めされた者に、処分を確定する前に停職を先行すべきである。免職処分を受けた公務員が法により行政救済を提起でき、免職処分が確定してから執行することが言うまでもない。関連法令は、本解釈の主旨に沿って、検討して改進すべき、本解釈に当てはまらない部分が、本解釈が公告する日から、遅くでも二年間以内効力を失う。

解釈理由書：憲法第十八条は、人民は公職を服する権利があると規定するものであるが、これは、人民には法に拠って公務を従事する権利がある旨を定め、この範囲が人民の労働権や平等権と及ばないので、国は任用、評定、紀律、定年、保障など公務員の権益

に関する法律を制定すべき、これを用いて、公権力の執行と国家職責の履行を規制する。公務員の懲戒とは、国が公務員の違法、職務を怠った行為に対する制裁である。この懲戒は長官の監督権に必要のものであり、懲戒処分の性質を視することが当然、合理の範囲以内、法律の規定により長官が行うことができる。中央や地方が公務員考績法、または関連法規の規定に沿って、公務員に対して免職の免職の懲処処分をすることは、人民の公職に勤める権利を制限し、実質的に懲戒処分に等しい。この構成要件が法律で定めるべきことが憲法第二十三条の趣旨に当てはまる。憲法第十八条に定める人民の公職に勤める権利を制限することに関して、法律は主管機関に授権して命令の発布を補充規定として定めることができるが（本院の第四四三号解釈理由書を参照）、この授権の目的、範囲及び内容が予めて具体的で明確にしなければならない。惟、公務人員考績法第十二条第一項第二号は各機関が公務員の専案考績（個案の評定）を処理し、一回に二つの大過をされる場合、免職となる。又、同条第二号の規定により一回に二つの大過という処分の基準は銓叙部が定める。この免職処分は人民の公職に勤める権利に重大な制限があり、法律で規定すべきである。公務人員考績法は公務員の免職の基準の構成について具体的で明確の規定が欠如、前述の解釈の意旨に反する。また、懲処処分の構成要件に関して、法律が抽象の概念で示すものであれば、不確定の概念であれ概括の概念であれ、明確性が必要である。この意味が理解し易いでなければならない、その上、一般の被規制者に対して、予見でき、司法審査を通じて確認することができるのは必要である。公務員の免職処分は既に憲法が保障する人民の公職に勤める権利を制限し、正当の法律手続きを行うべき、例えば処分の作成には機関内部で公正の委員会を組んで決議すること、処分する前に処分を受ける人に説明と申弁する機会を与えること、処分書に理由を附し、また救済方法と期間及び受理期間などを表すことなど、関連制度を設立して保障する。また、

公務人員考績法第十八条により、勤務機関は専案考績で免職が決めされた者に、処分を確定する前に停職を先行すべきである。免職処分を受けた公務員が法により行政救済を提起でき、免職処分が確定してから執行することが言うまでもない。関連法令は、本解釈の主旨に沿って、検討して改進すべき、本解釈に当てはまらない部分が、本解釈が公告する日から、遅くでも二年間以内効力を失う。

本解釈は、吳庚大法官による補充意見書、董翔飛大法官、劉鐵錚大法官によるそれぞれの反対意見書がある。

司法院釈字第 499 号（2000 年 3 月 24 日）*

争　　点

1999 年 9 月 15 日に改正、公布された憲法追加改正条文が憲法に違反するか。
(中華民國八十八(1999)年九月十五日修正公布之憲法增修條文違憲?)

キーワード

憲法追加改正条文（憲法增修條文)、無記名投票、国民主権（國民主權）

解釈文：

一、憲法は国家の基礎を成す最も重要な方法である。憲法改正が憲政秩序の安定及び全国民の幸福にかかわっているので、憲法改正機関は正当な憲法改正手続にそって行わねばならないのである。また、憲法改正は国民主権を最も直接に表す行為であり、公開かつ透明な方法で行うことによって理性あるコミュニケションという要求を満たしてはじめて憲政国家に正当な基礎を付与することができるのである。憲法第二五条、第二七条第一項第三号及び中華民国八六年（1997 年）七月二一日に改正、公布された憲法追加改正条文第一条第三項第四号によれば、国民大会が全国民を代表して憲法改正権限を行使する唯一の機関であるとされている。国民大会は憲法改正手続によって憲法追加改正条文を制定するか、または改正するには、公開かつ透明性の原則に合致し、憲法第一七四

*翻訳者：賴宇松

条及び国民大会議事規則を遵守してはじめて全国民の合理的な期待及び信頼に応えることができるのである。国民大会は八三年（1994年）八月一日に公布された憲法追加改正条文第一条第九項によって国民大会議事規則を制定したのである。無記名投票に関する当該規則第三八条第二項の規定は、憲法追加改正条文を通過する読会に適用する際に、制約を受けなければならないのである。憲法改正は憲法上の行為の一種であり、重大かつ明白な瑕疵が存在するとすれば、本来有すべき効力が生じなくなるのである。ここでいう「明白」は事実が調査を待たずに認定できることを意味している。また「重大」は、議事手続を例にすれば、瑕疵が存在することによってその手続の正当性を失ってしまうため、憲法追加改正条文は成立または効力が発生する基本規範に違反することを意味しているのである。八八年（1999年）九月四日に国民大会による三読会を経て通過された憲法追加改正条文は、その改正手続が先述した公開かつ透明性原則に抵触し、当時効力のある国民大会議事規則第三八条第二項の規定にも違反したのである。当時の議事録及び速記記録によれば、調査を待たずに発見できる明白な瑕疵が存在したのである。またこうした瑕疵の存在によって国民は国民代表が如何に憲法改正の職権を行使したかを知ることができなかったのである。憲法第一三三条または本院釈字第331号解釈によって国民大会代表に付与されている、選挙人または所属する政党に対する政治責任もまた貫徹することができなくなったのである。結論から言うと、この憲法改正行為には重大かつ明白な瑕疵を有し、憲法追加改正条文は効力が発生する基本規範に違反したのである。

二、国民大会は、憲法によって設置されている機関であり、そ

の職権もまた憲法によって付与されているのである。憲法改正職権に基づいて制定された憲法追加改正条文は改正されていない憲法の条文と、同様の位階にあるが、憲法には本質的重要性があり、規範秩序の基礎を成している部分は、憲法追加改正条文によって変更されうるとすれば、憲法全体の規範秩序が形骸化してしまい、当該憲法追加改正条文もまた有すべき正当性を失ってしまうのである。憲法条文の中において第1条によって樹立された国民原則、第2条における国民主権原則、第二章における国民権利の保障及び権力分立・抑制均衡に関する原則などは、本質的な重要性を有し、憲法全体にわたる基本原則でもある。先述した規定によって形成された自由民主の憲政秩序は、現行憲法が存立する基礎であるため、大抵憲法によって設置されているすべての機関がそれを遵守する義務を有しているのである。

三、八八年（1999 年）九月四日に第 3 届国民大会によって通過された憲法追加改正条文第一条には「国民代表は、第 4 届から比例代表方式によって選出され、国会議員選挙及び各政党による推薦、独立に参選する候補者がそれぞれに獲得する票数によって当選の枠が分配される」ことが定められている。このような方法によって選出される国民大会代表が、選挙手続を経ずに単に各党派が国会で占めている各自の議員議席に比例し代表を指定するに過ぎないため、国民大会代表が全国民を代表して行政権を行使するという憲法第二五条の条文に相反しているし、規範間の衝突は明らかに生じたのである。国民大会代表らが今後も民意代表の身分を前提に、憲法追加改正条文によって付与されている諸職権を行使することができるとすれば、民主憲政の基本原則に抵触してしまうのである。従って、国民大会代表の選出方法に関する憲法追加改

正条文の規定は、自由民主憲政の秩序に違反しているのである。

四、先述した憲法追加正条文第一条第三項後半には「第3届国民大会代表の任期は第4届国会議員の任期が満了するまでとする」、また第四条第三項前半には「第4届国会議員の任期は中華民国九一年(2002)年六月三〇日に満了する」とそれぞれが定められている。これらの規定はそれぞれに第3届国民大会代表の任期を2年間42日間及び第4届国会議員の任期が5ヶ月間を延長したのである。国民主権の原則によれば、民意代表の権限が直接に国民による授権から由来しているのであるので、代議民主の正当性は民意代表が選挙人から付与された職権を遵守すること、そして民意代表が選挙人との約束を守ることにあるのである。任期が満了する際に改選できない理由を有するほか、直ちに改選をしなければならないということは、約束を守るために最も重要なことである。仮に改選しないとすれば、代表らには代表性を失うことになるのである。「民意代表の定期的な改選が民意を反映し、民主憲政を貫徹するルートである」という本院釈字第261号解釈もまたこうした趣旨に基づくのである。ここでいう改選することができない正当な理由とは「国家が重大な事故にあい、事実上法によって次の届の選挙を行うことができない」という本院釈字第31号解釈がさす状況に相当しなければならないのである。国民大会代表及び国会議員の任期の調整に関する今回の改正は、憲政上法による改選の正当な理由を有しないし、憲法追加改正条文という方法で自らの任期を変更したことは、先述した原則に合致していないのである。また、国民大会代表が自らの任期を延長させた部分も利益回避原則に違反しているため、自由民主憲政の秩序に合致していないのである。

五、第3届国民大会が八八(1999)年九月四日第4次会議第18次大会では無記名投票方式で憲法追加改正条文第一条、第四条、第九条及び第一〇条の修正を通過したが、その手続が公開かつ透明原則及び当時に適用されている国民大会議事規則第三八条第二項に違反し、その瑕疵が重大かつ明白な程度に達してしまったため、憲法改正条文の効力が発生する基本規範に違反したのである。その中第一条第一項から第三項、第四条第三項の内容は、憲法上本質的な重要性のある、存立の基礎たる規範秩序とは規範の衝突が生じてしまい、自由民主憲政秩序に合致しないものである。第九条、第一〇条の修正内容自身に問題が生じないが、その成立する過程が先述した憲法改正の正当な手続に違反しているため、先述した条文に伴って効力を失うことになるのである。先述した改正条文第一条、第四条、第九条、そして第一〇条は本解釈が公布される日からその効力を失うことになり、八六(1997)年七月二一日に改正公布された元の憲法改正追加条文は継続に適用されることになる。

解釈理由書：本件解釈の申請人である国会議員が八八（1999）年九月一五日に公布された中華民国憲法追加改正条文について、職権を行使する際に、憲法に違反する疑義が生じ、本解釈を申請したのである。その申請の趣旨は以下の 5 点にまとめられることができるのである。（一）八八(1999)年九月四日零時に国民大会の三読会を経て通過された憲法追加改正条文は、その通過過程において二読会および三読会がすべて無記名投票方式を採用し、現行法上の憲法改正手続に合致していないのである。また二読会において、すでに否決された憲法追加改正案が議事規則に違反したため表決が再度行われ、最終的に通過されてしまったのである。こうした手続全体には重大かつ明白な瑕疵を有しているのである。（二）憲法第二五条には国民大会が全国民を代表して

政権を行使すると定められている。よって国民大会と選挙人との間にはある種の委任の関係が存在しているはずである。にもかかわらず、憲法追加改正条文第一条第一項にはいわゆる「政党比例代表制度」に変更されてしまい、先述した憲法第二五条の趣旨にとは異なっている。そのうえ、政党または政治団体に参加していない国民が国民大会代表に当選する機会が剥奪されるため、憲法第七条における平等原則に合致しない疑義が生じたのである。このことに関連して、国会では国会議員によって公職人員選挙罷免法の関係条文の改正案が提出されたが、当該改正案の合憲性判断は、先述した疑義の解決を待たねばならないのである。（三）憲法追加改正条文第四条第三項には、第 4 届及び第 5 届国会議員の任期が定められているし、総統のみ国会を解散する権限を有する部分は、今回の憲法改正では変更されなかったのである。また憲法追加改正条文第一条第三項前半には国民大会代表が任期中に国会議員の選挙が行われるとすれば、その選挙にあわせて改選すると定められている。しかし同項の後半には第 3 届の国民大会代表の任期は第 4 届の国会議員の任期が満了する日までにと定められている。二つの条文が相互に異なっているので、どちらの条文を適用すべきかについて疑義が生じているのである。さらに国会議員の任期は申請人らが憲法上の職権を行使する基礎であるため、それが明確に釈明されてはじめて申請人による職権行使の不安定状態を解除することができるのである。（四）憲法追加改正条文が国民大会代表及び国会議員、それぞれの任期を延長させたことは、申請人の憲法上の職権に属している予算の審議にも影響を及ぼすのである。なぜなら、具体的には解釈を申請する前に通過された 2000 年度の予算が如何に執行すべきかということは、申請人らによる職権行使にかかわっているからである。（五）国民大会代表及び国会議員の任期を延長させたことは、選挙人との約束に違反しているのである。またこうした任期の延長は憲法追加改正条文には次の届から行うと定められていない。それ

に対して報酬または待遇の増加は憲法追加改正条文第八条によって次届から実施することになるのである。両者には相互に矛盾しているや否やは、申請人が憲法第一七四条第二項による憲法改正提案の前提をないしているので、明確な解釈を有しなければならないのである。関連機関である国民大会は本件に関する本院の受理権限の有無について疑問を呈し、本院に代表を派遣し説明させ、そして書式の報告まで提出したのである。具体的には、憲法改正手続にそって追加、改正された条文が憲法の条文であり、憲法の本文とは相互に抵触する問題が生じないので、本院には審理する権限がないこと、また司法院大法官審理案件法第四条における解釈の事項が憲法に定めがあることに限定することを理由に、本院には本件解釈を受理すべきではないと主張したのである。

憲法第七章には司法に関する特定のセクションが設けられているし、そして第七八条には「司法院は憲法を解釈し、法律及び命令を統一して解釈する権限を有しているのである」、また第七九条第二項前半には「司法院には大法官若干名が設けられ、本憲法第七八条における事項を審理するのである」とそれぞれが定められているのである。よって司法院大法官が憲法を解釈する権限、法令を統一に解釈する職権を有することは、先述した条文によれば、非常に明確なことである。ただ、憲法は国家最高規範の効力を維持すること、複数の法規間の位階関係を明確させることによって憲法解釈機関の職権をさらに確立させるためには、憲法第七章のほか、関連する事項について個別の規定を設けているのである。すなわち「省法規が国の法律に抵触する有無について疑義が生じる際に、司法院によって解釈されることになる」という憲法第一一七条の規定、「法律が憲法に抵触するとすれば無効となる、法律が憲法に抵触する有無について疑義が生じる際に司法院によって解釈されることになる」という憲法第一七一条の規定、さらに、「憲法解釈は司法院によって行われる」という憲法第

一七三条の規定が設けられているゆえであるのである。先述した第一七三条の文言に関しては、国民大会の制憲実録によれば、民国二三(1934)年三月一日に国民政府立法院によって発表された中華民国憲法草案の初稿から民国二五(1936)年五月五日に国民政府によって公布された中華民国憲法草案(五五憲草という)までは、「憲法の解釈は司法院によって行われる」という条文は、すべて「附則」または「憲法の施行及び改正」という章、節に設けられていた。その後現行憲法が制定された時から、先述した第七章第七八条および第七九条の規定が設けられているほか、憲法第一四章における憲法の施行及び改正という部分において、「憲法の解釈は司法院によって行われる」という文言を留保し第一七三条にしたのである。先述した条文などの総合的な考察からすると、第一七三条は一般の憲法解釈または統一解釈のために設けられるわけではなく、憲法の施行及び改正に関連する条項に疑義が生じる際に、解釈する権限が本院大法官の権限に属することを意味しているのである。従って、憲法第一七六条第一項における国民大会代表の総定員の計算方法、憲法改正を目的にしない国民大会の臨時会が憲法改正の職権が行使できるか否や、憲法改正の法定人数に関する先述した規定がいかなる国民大会の読会に適用すべきか、などの憲法改正に関する手続事項は、すでに本院による釈字第 85 号、第 314 号及び第 381 号解釈によって釈明されていたのである。また、憲法改正手続によって性質上憲法追加改正条文に相当する動員勘乱臨時条款第六条第二項及び第六項における第 1 届中央民意代表による職権行使の継続に関する規定が、民意代表が固定たる任期を有し、定期に改選しなければならないという憲法の精神に抵触する有無の疑義などの実質的な内容は本院釈字第 261 号によって釈明されたのである。

法律規範の解釈は主たる機能が規範の競い合い及び規範の衝突を解決するためにあるのである。前後に制定され異なっている規範らが相互に抵触し、規範の欠陥が

生じることによって疑義が生じること（学説の通説としては Karl Larenz, Methodenlehre der Rechtswissenschaft, 6. Aufl., 1991, S. 313ff. ; Emillo Betti, Allgemeine Auslegungslehre als Methodik der Geisteswissenschaften, 1967, S. 645ff.参照する）をも含めて憲法解釈機関の職権に属しているのである。本件解釈によって指摘された疑義は、憲法改正手続には重大かつ明白な瑕疵を有すること、憲法改正機関が憲法及び関連する議案規範による手続を遵守するや否やという手続の問題であり、憲法に違反する審査の密度にかかわるため別項にして解釈することになる。そのほかの疑義は先述した憲法追加改正条文が憲法の本文との間に矛盾また衝突することによって形成されたのである。さらに、「あらゆる時点で有効な憲法条文に対し、条文間には矛盾または疑義が生じる場合、憲法解釈機関は申請に応じて憲法解釈をすることができる」という関連機関八九(2000)年一月一九日本院に対する補充説明とおり、申請人の職権行使に関する事項である。本件の申請は公布された憲法追加改正条文について矛盾または疑義が生じ、本院に解釈の申請を提出したので、本院による解釈の受理権ついて疑問を生じてはならないのである。また関連機関が司法院大法官審理案件法第四条の文言を根拠にし、本院の受理権に疑問を呈したが、憲法解釈申請の疑義を鑑みて、すべてが憲法本文または憲法追加改正条文の事項であるし、特定の条文に対する文義解釈に限定しているわけでないので、その疑問自体は成立しないのである。

本件の憲法解釈の申請は、憲法、本院解釈の先例及び法理論によって判断を下すとしても、司法院大法官案件審理法第五条第一項第三号における要件に合致しているので、本院はそれを受理しなければならなし、その理由が先述したとおりである。

憲法は国家の基礎を成す最も重要な方法である。憲法改正が憲政秩序の安定及び全国民の幸福にかかわっているので、憲法改正機関は正当な憲法改正手続にそって

行わねばならないのである。憲法第二五条、第二七条第一項第三号及び中華民国八六年（1997 年）七月二一日に改正、公布された憲法追加改正条文第一条第三項第四号によれば、国民大会が全国民を代表して憲法改正権限を行使する唯一の機関であると定められている。そのほかの制約が設けられていないのであり、また他の国家における憲法改正手続とは異なっているのである。他の国家においては、憲法改正が国会における異なる議院の決議を経るか、または国会による改正案を経てから国民によって複決されるか、またはその他各州（邦）の法定手続によって批准されねばならないのである。従って国民大会は憲法を改正するにあたり、正当な憲法改正手続をふまえてはじめて十分に民意を反映することができるのである。国民大会は憲法改正手続によって憲法追加改正条文を制定するか、または改正するには、公開かつ透明性の原則に合致し、憲法第一七四条及び国民大会議事規則を遵守してはじめて全国民の合理的な期待及び信頼に応えることができるのである。国民主権原則（憲法第二条）に基づき、国民主権は国民による意見の表現及び意見を形成するコミュニケション手続を経て確保しなければならないのである。換言すれば、国民主権の行使が憲政制度及びその運営に表す際に、公開かつ透明な方法を持って理性あるコミュニケションの条件を満たしてはじめて憲政国家に正当の基礎を付与することはできるのである。そして憲法改正が国民主権を最も直接に体現する行為である。動員勘乱臨時条款及び憲法追加改正条文の制定及び改正を含めたこれまで 9 回に達した国民大会による憲法改正は、無記名投票で憲法改正を行使した例がなかったのである。これもまた先述した原則を表したのである。国民大会及びそれに属している政党は、こうした公開かつ透明の手続によって国民に対し責任を負うことになる。反対に、国民もまた罷免または改選手続を経て国民大会代表の政治責任を追及することができるのである。従って、現行法である国民大会議事規則第三八条第二項に関する無記名投票の規定は、憲

法改正案を通過する読会に適用する余地がないのである。なぜなら、憲法改正案を通過する読会は、その履行が憲法の規定を厳しく遵守するのみならず、読会に適用する規範もまた自由民主憲政秩序の趣旨に合致しなければならないからである（本院釈字第 381 号解釈を参照する）。

国民大会によって八八(1999)年九月四日に三読会を経て憲法追加改正条文が通過されたが、憲法改正の議事録及び速記記録によれば、憲法を改正する議事手続には多くの瑕疵が存在したのである。例えば、（一）二読会及び三読会では、無記名投票手続が採用されたのである。（二）複議案の処理が議事規則を遵守しなかったのである。（三）散会動議が提出されたものの規定によって優先に扱われなかったのである。（四）否決された憲法改正案が再度に表決が行われ、一般の議事規範に合致しなかったのである。（五）二読会の後で、条文に対する文言の整理が範囲を超えたのである。瑕疵ある行為はその厳重の程度によって、憲法上の行為の一種であるため、重大かつ明白な瑕疵が存在するとすれば、当該行為が生じるべき効力を発生しなくなるのである。（本院釈字第 419 号解釈理由書を参照する。司法院大法官解釈続編、第十冊、第 332 頁。）先述した各種の瑕疵の中で、無記名投票がすでに重大かつ明白の程度に達したのである。職権行使の手続は、出席人数、可決人数及び提案かつ表決事項について、憲法及び法律に抵触しない範囲内に国民大会は自ら議事規範を制定することができるのである。国民大会議事規則第三八条第二項には「前項における表決方法は、主席が挙手、起立、表決器または投票などの方法を斟酌して決めることができるのである。主席が無記名投票を裁定する際に、出席代表の 3 分の 1 以上の提案があるとすれば、記名投票を採用しなければならないのである」と定められている。この項の規定は一般議案の表決に適用することがもちろんのことではあるが、憲法改正案を通過する読会では無記名投票が採用されるとすれば、先述した公開かつ透明の原

異なる法律効果が生じるのである。憲法改正は国民主権の表現であ則に違反するのである。八八（1999）年九月四日に国民大会によって憲法追加改正条文が決議され通過されたのである。その過程においては、とりわけ第 3 届国民大会第 4 次会議第 18 次大会の議事録の記載によれば、二読会及び三読会には無記名投票方式が採用されたので、先述した公開かつ透明の原則に抵触したのである。また諸会議当時が適用していた国民大会議事規則第三八条第二項にも明らかに違反しているのである。さらに当時の議事録の記載によれば、憲法改正案が二読会及び三読会に入るまえに「憲法改正における各議案が二読会及び三読会においては無記名投票の方法で行うべき」と代表から提案され、表決を経た結果、出席者 242 人のうち、賛成者が 150 人であった。ただ当時は他の代表から国民大会議事規則第三八条第二項規定によって大会がすべての憲法改正案の表決を行う際に、記名投票方式で行うべきであると提案されたのである。その提案は表決を経た結果、出席者 242 人のうち、賛成者が 87 人に達し、その時点ではすでに出席代表の 3 分の 1 を超えたのである。先述した議事規則第三八条第二項の趣旨によれば、表決方法が記名投票を採用してはじめて適切な結論に達することになるのである。このことは大会の主席が表決方式に関する裁定の有無によって異なるわけではないのである。なぜなら、先述した規定の趣旨は少数代表の意見を尊重し、手続の正義を実現することにあるからである。にもかかわらず、国民大会が多数決で無記名投票を採用し、憲法改正案を表決したのである。このことは、議事規則第三八条第二項における 3 分の 1 以上の代表による提議権保障規定に違反し、そして憲法が制定されてから今日至るまでの憲法改正手続の先例にも合致していないため、選挙人が国民代表による職権行使の意見を知ることができないのである。「被選挙人が法によって元の選挙区によって罷免される」という憲法第一三三条の規定、及び「国民大会代表が国内の選挙区によって選出され場合、その元の選挙区の選挙

人らが国民大会代表の言論またはその決議が適切でないと判断する際に、法によって罷免することができるのである」という本院釈字第 401 号解釈、さらに本院釈字第 331 号解釈の趣旨によれば、各政党が海外に居住している国民及び全国不分区の代表に対し、党紀に反する責任を追及し、党員の資格を喪失させ、連帯して代表の身分まで喪失させてしまうことができるのである。にもかかわらず、先述した実践からすれば、こうした仕組みは、まったく貫徹されることができないのである。「憲法改正行為には重大かつ明白な瑕疵がある」と解釈の申請の趣旨によって指摘された主張には、まったく理由がないというわけではないのである。またこの部分の憲法改正手続は憲法追加改正条文が効力を発生する基本規範にも違反したのである。

本件関連機関である国民大会は、以下のように主張したのである。

憲法改正手続の合憲性は本院釈字第 342 号、第 381 号解釈によれば、議事の自律事項に属し、憲法解釈機関が審査するべきではないのである。また外国の先例を引用し、憲法改正手続が司法審査を受けないと指摘したのである。さらに、国会議員が自由委任の地位に基づき、公開の表決方法か、または非公開の表決方法を採用することは、すべて憲法の精神に合致したのである。（先述した国民大会による主張に対し、本院は以下のように解釈する）憲法条文の改正は、憲法所定の機関が正当な憲法改正手続をふまえて決議、通過しなければならないのである。これは憲法条文が有効に成立するための前提でもあるのである。たとえ疑義が発生するとしても、憲法解釈機関が自ずと解釈を受理する権限を有するのである。関連機関が履行すべき議事手続がいかなる範囲内で内部の自立事項に属するか、いかなる状況の下で、限度を超えてしまって合憲性の監督を受けねばならないか、などは、憲法解釈期間が審査権を行使する密度の問題である。よって関連機関があらゆる議事手続を機関内部の自

律事項を理由に自らの手続上重大かつ明白な瑕疵の法律効果を回避することはできないのである。また、憲法改正案を通過する国民大会の読会は、代表の出席及び賛成する人数が憲法第一七四条第一項の規定に合致しなければならないのである。それに対して大枠の議論のみを経て、審査に付する一読会の出席人数が先述した所定人数または国民大会組織法第八条における定員の 3 分の 1 、あるいは一般の会議規範を参照して出席人数を定めるかは、国民大会は議事の自律原則によって自ら決めることになるのである。しかし、だからといって、その決め方は自由民主憲政の秩序という原則に合致した以上、まったく何らかの制限を受けないわけではないのである。こうした趣旨もまた本院釈字第 342 号及び 381 号解釈によってそれぞれ釈明されたのである。そのほか、いわゆる自律事項は、国民大会代表が会議に参加する一切の行為を含めるわけではないのであり、法による宣誓または宣誓が故意に法定方式に違反する場合、（投票、表決などの）職権を行使してはならないのである。よって法による宣誓を経ていない国民大会の代表が会議に出席できるという事項こそ、国民大会が自ら決めることのできる自律事項に該当しているのである。このこともまた本院釈字第 254 号解釈によって釈明されたのである。にもかかわらず関連機関が自律事項を理由に、本院には審査権限がないと主張した意見は、認容するには足りないのである。そのほか、関連機関が比較憲法上の理論、または判例を引用し、憲法改正手続が司法審査を受けないと主張したことに関しては、憲法改正及び法律の制定が同一の機関（国会）によって行使される国家（ドイツ、オーストリア、イタリア、トルコなど）は、憲法改正及び立法の手続について、出席及び可決の人数が異なるものの、性質上二つの行為が異なるわけではないのである。このことは本院に意見が提出された多くの鑑定人らにも認められたし、関連機関もまた異なる主張を有しなかったのである。若干の国家の司法先例においては、憲法裁判所は憲法改正条文が憲法の本文に抵触

する有無について、手続上申請を受理したのみならず、実体内容までを審査した例もある（ドイツ連邦憲法裁判所1970年12月15日判決，BVerfGE30,1ff.,中国訳が本院大法官書記処編集『ドイツ連邦憲法裁判所裁判選集（八）頁226-283』）；、またイタリア憲法裁判所１９８８年１２月２９日判決sent.n.1146,1988,T. Martines,Diritto Constituzionale, Nono ed.1988,p.375 ;トルコ憲法裁判所1971年6月7日13855号判決及び1971年7月2日14233号判決、Ernst E. Hirsch, Verfassungswidrige Verfassungsänderung──Zu zwei Entscheidungen des Türkischen Verfassungsgerichts, Archiv des öffentlichen Rechts, 98, 1973から引用したのである。）それに対して、憲法改正機関、手続が法律の制定機関、手続と異なっている場合(アメリカ)、見解は分かれているのである。関連機関は一方アメリカ連邦最高裁判所1939年Coleman v. Miller, 307U.S. 433(1939)を引用し、国会が憲法改正手続を専属かつ完全に決めることができるし、司法審査を受けないと主張したのである。他方同国の学者の著作をも引用し、憲法手続が政治的な手続である、そして憲法改正手続に関する連邦憲法第五条の規定は一般の法律手続から独立しているため、司法機関がそれを関与してはならないと主張したのである（関連機関の引用文献として、Laurence H. Tribe, American Constitutional Law, vol. 1, 3rd ed., p. 105（2000））。があげられたのである)。

（先述した関連機関による主張に対して、本院は以下のように解釈する）

しかしながら、先述したColemanの先例において、憲法改正手続に対する最高裁判所の見解はすべて政治問題に該当し司法審査を排除するか、または一般の憲法問題として裁判所によっても解釈されうるか、アメリカにおいても多数見解がいまだに固まっていないのである。1984年アメリカ連邦最高裁判所がカリフォリア公民による連邦憲法裁判所の改正提案に関する事件(Uhler v. AFL-CIO, 468 U.S. 1310（1984）)において、大法官Rehnquistによれば、

Coleman という先例のみを持ってすべての憲法改正手続は政治問題に該当し、裁判所による審査を免れることができないと指摘したのである。アメリカ裁判所は憲法改正手続に関しては、憲法の趣旨を斟酌した上で適切な審査をすることができるのである。また関連機関によって引用されたアメリカ学者もまた同一の著作において「たとえ 35 の州のみによって批准された憲法改正案が憲法第五条に定められている 4 分の 3 の州との要求に合致すると国会が認めるとすれば、裁判所が国家の判断を尊重することを期待するのは不可能に近いのである」（Tribe, American Constitutional Law, op. cit., p.105）、また「憲法改正手段が司法審査を受けるべきであるや否やについて学者の見解の相違は主として裁判所が審査に介入できる範囲に集中しているのである。」（Ibid., p. 372）。先述したように、わが国の憲法が憲法施行及び改正に対して、憲法解釈機関に付与された権限は、外国の法制度が比較できないのであるため、たとえ関連機関によって引用されたアメリカ憲法の先例を参考するとしても、憲法改正手続に対する審査の範囲に疑問を呈すことができないのである。

また関連機関が無記名投票を採用する理由として、自由委任の理論をあげたのである。この部分に関しては、現代の民主国家の多くは強制委任ではなく、自由委任を採用しているのである。すなわち民意代表が選挙区の選挙人によって派遣されたのではなく、全国民を代表しているのであるため、その言論、表決が対外に責任を負うことがないし、元の選挙区の選挙人も民意代表を罷免することができないことを意味している。しかしだからといって、民意代表による職権の行使がまったく行為または所属する政党によってコントロールされていないことを意味するわけではないし、ましてはわが国の憲法には、各レベルの民意代表が元の選挙区によって罷免されうると定められているのである（憲法第一三三条及び本院釈字第 401 号解釈を参照）。従ってわが国の制度は他の多くの欧米諸国と異

なり、この点に関する限り、純粋な自由委任ではないので、自由委任という理論を理由に自らが議事規則における無記名投票という明文規定に違反したことを正当化することができないのである。

国民大会が正当な憲法改正手続によって憲法第一七四条における憲法改正の職権を行使するのである。憲法改正職権に基づいて制定された憲法追加改正条文は改正されていない憲法の条文と、同様の位階にあるが、憲法には本質的重要性があり、規範秩序の基礎を成している部分は、憲法追加改正条文によって変更されるとすれば、憲法全体の規範秩序が形骸化してしまい、当該憲法追加改正条文もまた有すべき正当性を失ってしまうのである。わが国の憲法には変更できないという定めが明文に設けられていないのであるが、憲法条文の中に、第一条によって樹立された国民原則、第二条における国民主権原則、第二章における国民権利の保障及び権力分立・抑制均衡に関する原則などは、本質的な重要性を有し、憲法全体にわたる基本原則でもある。先述した規定によって形成された自由民主の憲政秩序（現行憲法追加改正条文第五条第五項及び本院釈字第 381 号解釈を参照）は、現行憲法が存立する基礎であるため、大抵憲法によって設置されたすべての機関がそれを遵守する義務を有しているのである。国民大会が憲法によって設置されている機関であり、その職権もまた憲法によって付与されているのであるため、憲法上の規範を受けねばならないのである。国民大会代表は就任の際に、憲法への忠誠を宣誓したのである。この忠誠は憲法に対する忠誠であるが、憲法忠誠が憲法第一七四条によって憲法改正の権限を行使する際にも考慮されねばならないのである。憲法の改正が単に国家組織の枠組みを調整するために行う改正であれば、「憲法改正権を有する機関が状況を図り、損益を斟酌する範疇に属するため、尊重を与えねばならないのである」（先述した本院解釈続編、第 10 冊、333 頁）。ただ憲法改正は先述した基本原則によって形成された自由民主の憲政秩序に違反する

とすれば、国民からの受託を離れてしまい、憲法本来の存立基礎に影響を及ぼしているので、憲法によって設置された他の権力部門の制約を受けねばならないし、これもまた憲法における自己防衛のメカニズムに属しているのである。従って憲法の基本原則に抵触し、規範の衝突となった条文もまた実質の正当性を有していないのである。

国民大会が八八(1999)年九月四日に通過された憲法追加改正条文第一条第一項前半には「国民大会代表第4届が300人を定員にし、以下の規定によって比例代表方式で選出するとされるのである。すなわち、国会議員選挙及び各政党による推薦、独立に参選する候補者がそれぞれに獲得する票数によって当選の枠が分配され、憲法第二六条及び第一三五条の制限を受けないのである。」、第二項前半には「国民大会代表の定員が第5届から150人にし、以下の規定によって比例代表方式で選出するとされるのである。すなわち、国会議員選挙及び各政党による推薦、独立に参選する候補者がそれぞれに獲得する票数によって当選の枠が分配され、憲法第二六条及び第一三五条の制限を受けないのである。」とそれぞれが定められている。これらの規定は国会議員選挙、各政党によって推薦される候補者、独立して参選する候補者による得票数に比例して国民大会代表の当選枠を分配するのであるため、比例代表方式と言われているのである。いわゆる比例代表は、政党または候補者の得票数に比例して当選または議員議席を分配する方法であり、多数代表制、少数代表制などの方法と異なっているのである。比例代表制の採用は特定の公職人員の選挙を催すことを前提しなければならないのである。自らの選挙を行わずに他に性質が異なる、職務が異なる公職人員の選挙による得票を持って当選や議席の分配の根拠にするとすれば、選挙の手続を経ずにして代表が産生されることになってしまうのである（中央選挙委員会による八八（1999）年一二月二八日 88 中選 1 字第 8891356 号本院秘書長宛の公文書を参照）。従ってこう

した方法で産出された国民大会代表が民意代表の身分を有しないし、各政党によって指定された代表であるのである。解釈を申請した趣旨によれば、国民大会が政権を行使する前提としては、直接選挙を経た代表によって組織されねばならないのである。新しく改正された憲法追加改正条文を適用するとすれば、選挙を経ずに政党によって指定された人員が国民を代表し政権を行使することとなり、明らかに規範の衝突が生じてしまうのである。これらの代表に諮問的機能のみが付与されるとすれば、たいした支障が生じないが、彼らに憲法第四条における国土を変更する議決権、憲法追加改正条文第 1 条における副総統の後任を選出する権限、総統、副総統の罷免を提案すること、総統、副総統の弾劾の提案を議決する権限、憲法を改正する権限、憲法改正案を複議する権限、そして司法院、考試院、監察院三院の人事に対し同意権を行使できる権限など、本質的には民意代表こそ有するはずの職権が付与されるのである。従って、憲法第二五条との間に明らかに規範の衝突になってしまい、そして憲法第一条における民主国の基本原則にも抵触しているのである。よって先述した国民大会代表の選出に関する憲法追加改正条文は民主憲政の秩序に違反しているのである。両院制を採用している国家において、第一院が多くの国民によって選出されているのであり、第二院が任命または世襲によって成立されているのである。一院が他の院に付随するという憲法追加改正条文の定めが任命または世襲によって成立された制度に比較すれば、前者はより多くの「民主性」を有するといわれている。しかし本院の調査によると、両院制を採用している現代国家の国会は、非国民によって選出された一院の職権が国民によって直接に選出された他の一院よりはるかに少ないのである。ましてや憲法追加改正条文によって設けられている制度のように直接に国民によって選出された国会には立法権しか有しないのに対し、国会に付随している院（国民大会）が憲法を制定するか、または改正する権限を有しているのである。こうした制度

設計は非常に不合理に考えられる。またこうした任命または世襲制度が歴史的な要素に基づくか、または連邦の体系制度に由来するのであり、多数の現代国家は採用しないのである。関連機関である国民大会が八九(2000)年三月二三日に本院に提出した書面の説明には、二つの部分に分かれている。まず、オーストリア、オランダ、スイス、スペインなどの国を列挙し、これらの国の国会がすべて二院制であり、比例代表制を採用すると主張したのである。次に国民大会は比例代表制を採用したのが、八五(1996)年一二月の国家発展会議の結論によるのであり、こうした制度設計が国家の発展の需要に合致していると主張したのである。

本院の調査によれば、先述した国家の国会は、一院が比例代表制によって産出されているものであるが、もう一つの院が選挙またはその他の方法によって産出されたのであり、（わが国のように）比例代表に付随する方法を採用した例が他の諸国には見られないし、ましてや選挙を経ていない者には、国民最高規範の制定権が付与されることによって、民主国家の基本原則に違反した例もまた見当たらないのである。また国家発展会議の結論は国民大会代表の選出に関しては単に政党比例代表方式を提示するに過ぎなく、国民代表の選出がまったく選挙を経ずに行われること、そして自らの任期を延長させること、などを提言したわけではないのである。従って、先述した関連機関の主張に関する部分は国民大会代表が国会議員の選出に付随するという制度を正当化することができないのである。そのほか、各届の国民大会代表の任期が次届の国民大会の開会日までにするという憲法第二八条第二項の定めの趣旨は政権機関の連続性を維持することにある。今回の憲法改正は憲法第二八条第二項の適用を停止していないし、改正条文第一条第三項に「国民大会代表の任期が 4 年間とするが、任期中に国会議員の改選にあう際にそれにあわせて国民大会代表も改選することになる」という条文が追加されたのである。従って、憲

法追加改正条文第二条第五項によれば、国会議員が今後総統によって解散去るとすれば、国民大会もまた解散されることになってしまうのである。この部分に関しては、憲法本文の規定が憲法追加改正条文との間には規範が相互に矛盾することは明らかである。先述した憲法追加改正条文には、正当から独立して参選する国会議員の得票数に比例して独立して参選する国民代表の当選枠を分配する制度が設けられているが、独立して参選する以上、いかなる政党または党派に属していないので、共通のマニフェストを有していないのである。それにもかかわらず、他人に付随して当選を獲得するとすれば、候補者が選挙に自らの理念を主張せずに当選することになるのである。こうすれば、憲法によって保障されている国民の参政権の趣旨に合致しないのである。民主代議制の正当性は、民意代表が選挙人によって付与された職権を行使する際に、選挙人との約束を遵守しなければならないことにあるのである。民意代表の任期が満了する際に改選できない正当な理由を有するほか、直ちに改選をしなければならないのである。こうした改選が選挙人との約束のうち最も重要なことであるため、約束が守られないとすれば、民意代表には自らの正当性を失うことになるのである。「定期に民意代表の選挙を改めることは、民意を反映し、民主憲政を貫徹するルートである」という本院釈字第 261 号解釈もまた先述した趣旨に基づくのである。改選できない正当な理由は「国家が重大な事故にあい、事実上次の届の選挙を行うことができない」という本院釈字第 31 号解釈が指す状況に相当しなければならないのである。民意代表は任期が満了し、正当な理由なしに自らの職権を行使するとすれば、当該職権が選挙人から付託されたものではないし、国民主権原則に基づいて民意代表の権限が直接に国民に付与される理念に合致していないし、正当性を有するとはいいがたいのである。今回国民大会によって改正、通過された憲法追加改正条文は第 4 届国会議員の任期を九一(2002)年六月三〇日までに延長させ、第 3 届の国民大会代表

の任期を第 4 届国会議員の任期満了日までに延長させたのである。総計して、国会議員の任期は 5 ヶ月間、国民大会代表の任期は 2 年間また 42 日間とそれぞれ延長されたのである。国会議員任期の延長に関して関連機関である国民大会の代表によれば、会計年度に合わせて調整したのであり、こうする調整によって新しく選出される国会議員が次の年度中央政府の予算を審議することができるのであると説明されている。ただ本院の調査によれば、民意代表の任期の延長は法によって改選できない先述した自由が存在してはじめて妥当と見られるのである。予算審議年度の調整は国家が重大な事故にあうこととは同様の次元に論じられることができないし、その任期の延長には正当性を欠けているのである。また八六(1997)年から憲法追加改正条文が施行された以降、立法院（国会）が行政院に対する不信任案の通過のため、総統によって解散されることになるのである。解散された後に新たに選出された国会議員はその任期が新たに起算すること（先述した条文第二条第五項）になるため、将来各届の国会議員には任期がばらばらになるので、会計年度に合わせて任期を調整することは労多くして功少なしというのである。また国民大会代表が自ら任期を延長させる目的は国会の改革を実現することにあるのである。関連機関は第 1 届及び第 2 届国民大会代表も任期を延長した前例を挙げたのである。国家の改革は構造及び機能二つの側面から調整することができるのである。今回憲法の改正には、国民大会の機能に関しては、まったく変動されていなかったのである。選挙方式の変更が構造の一環に属しているが、今回の憲法改正では区域選挙を放棄し、付随的な「比例代表」制を採用したのである。こうした方式が真正の選挙ではないと指摘する必要がないが、たとえ選挙方式を変えようとしても、従来の任期を延長することとは必ず関連性があるとは限らないのである。またたとえ関連機関の言うように、任期の延長が国会の改革に役立つことができるとしても、手段が達成しようとする目的には相当していないのである。

過去の国民大会が任期を延長したのが戒厳及び動員勘乱のような非常の時期に行われたか、または総統、副総統が直接民選となったことに伴い従来の国民大会の職権が廃止された後の関連措置の一環である。それらは本件の状況とは異なり、正常な状態下の憲政先例になることができないのである。また利益回避があらゆる公職人員が職権行使する際に遵守しなければならない原則である。「国民大会代表及び国会議員の報酬または待遇は法律をもって制定しなければならないのである。年度ごとの通案調整のほか、単独に報酬または待遇を増加する規定は、次の届殻実施されねばならないのである」という憲法追加改正条文第八条は、民意代表が職権行使する際に利益回避原則を遵守すべきであることを提示するほか、「小が大を兼ねる」という無論解釈の効果を発揮したのである。すなわち、報酬または待遇の調整自体は次の届から実施しなければならないとされる以上、ましてや自らの任期を延長してしまう今回の改正は、憲法本旨に合致していないのである。任期の延長が民主憲政の原理に違反し、憲法追加改正条文第八条と矛盾するという申請の趣旨は理由を有しているのである。

第 3 届国民大会が八八(1999)年九月四日第 4 次会議第 18 次大会では無記名投票方式で憲法追加改正条文第一条、第四条、第九条及び第一〇条の修正を通過したが、その手続が公開かつ透明原則及び当時に適用されている国民大会議事規則第三八条第二項に違反し、その瑕疵が重大かつ明白な程度に達してしまったため、憲法改正条文の効力が発生する基本規範に違反したのである。その中第一条第一項から第三項、第四条第三項の内容は、憲法上本質的な重要性のある、存立の基礎たる規範秩序とは規範の衝突が生じてしまい、自由民主憲政秩序に合致しないものである。第九条、第一〇条の修正内容自身に問題が生じないが、その成立する過程が先述した憲法改正の正当な手続に違反しているため、先述した条文に伴って効力を失うことになるのである。先述した改正条文第一条、第四

条、第九条、そして第一〇条は本解釈が公布される日からその効力を失うことになり、八六(1997)年七月二一日に改正公布された元の憲法改正追加条文は継続に適用されることになる。

本解釈は、林永謀大法官、孫森焱大法官によるそれぞれの部分補充意見書、蘇俊雄大法官、賴英照大法官によるそれぞれの補充意見書、陳計男大法官による補充意見書･部分反対意見書、曾華松大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 503 号（2000 年 4 月 20 日）*

争　　点

納税者は、営利の証明を発行しない場合、その一つの行為が作為義務と作為義務に同時に違反するとの理由として、併せてそれぞれ罰することは、憲法の保障する人民の権利の趣旨に合うものでるか。（納税義務人在不依法發給營利證明，以該單一行爲同時違反作爲義務與不作爲義務爲理由，一併分別予以處罰，是否違反憲法保障人民權利之意旨？）

キーワード

納税者(納税 人)、作為義務、不作為義務、両罰(兩罰)、営利事業法(營利事業法)

解釈文：納税義務者は、作為義務に違反し行為罰を処される者には、その作為義務に違反する行為があった場合に処罰を受けるべきであり、これに対して脱税のために脱税罰に処せられるには、処罰するための脱税の事実に関する法定要件を充たした場合、初めて行われることができる。この両者には、処罰の目的と処罰の要件が相違にあるとは言えども、ただその行為が行為罰及び脱税罰の要件を同時に充たした場合、処罰の性質と種類の相違により、異なる処罰の方法または手段を取る必要を有し、行政目的の達成のためには必要な者を除いて、これを重複に処罰してはならないことは、現代の民主的法治国家の基本的原則である。したがって、作為義務に違反する行為が、同時に脱税行為の一部または脱税行為の方法を充た

*翻訳者：李仁淼

し、処罰の原因が同じ類型の者であった場合、その何れかの行為を重罰すれば、行政目的の達成のために足る場合、その他の行為を併せて罰してはならないこは、初めて憲法の保障する人民の権利の趣旨に合うものである。本院の356 号解釈には、これを補充すべきである。

解釈理由書：事件の当事者が、確定の終局裁判が適用した本院の解釈に疑義が発生し補充の解釈を申請した結果、正当な理由があると審査されたものは、受理されるべきである。本件申請者は、営業税に関わる事件の当事者である。当の事件が行政法院の確定の終局裁判には、本院の解釈 356 号の解釈が引用され、裁判の根拠となったが、ただ当該解釈は、納税義務者が作為義務の違反のために処せられる行為罰と脱税のために処せられる脱税罰に対し、併せて各行為を罰するか、または一つの行為だけを処断するかにていて、明示されていない。そのために、その補充解釈の申請には、正当な理由を有すると、予めここで述べておく。

租税の義務に違反する行為には、複数の処罰規定にかかわる時には、それらの行為に対し併せてそれぞれ罰することができるかについて、その行為の様態、処罰の種類、及び処罰の目的の相違に伴い、異なることになる。実質上複数の行為が異なる法律の条文に違反する場合、処罰の結果が同一でない者には、それらの各行為を併せてそれぞれ罰することができるのは、言うまでもないことである。ただ、納税義務者の租税上の義務に違反する同一の行為であって、これと共に行為罰及び脱税罰の要件を同時に充たした者には、例として営利的事業は、法律の規定により取引の相手に取引の証明の発行が義務付けられたが、これを発行せずに、売り上げの申告が少なくなったり、漏れたりした場合、納税者の作為義務の違反ために処せられる行為罰と脱税のために処せられる脱税罰について言えば、その処罰の目的と処罰の要件には相違を有すると言えども、前者の場合は、作為義務の違反を有

する者には処罰が処せれらるべきであり、後者の場合は、処罰の法定要件を充たす脱税の事実を有してから初めてこれに当るものである。この両者は、処罰の性質と種類に相違があり、例として一方は罰金または没収であるが、他方は営業停止処分であるなどの場合、行政目的を達せするよう、異なる手段を取りこれをそれぞれ併せて処罰しなければならないことに必要で欠けない場合を除き、これを重複に処罰してはならないことは、現代の民主的法治国家の基本的原則である。

作為義務に違反する行為が、同時に脱税行為の一部または脱税行為の方法を充たし、処罰の原因が同じ類型の者であった場合、その何れかの行為を重罰すれば、行政目的の達成のために足る場合、その他の行為を併せて罰してはななならないこは、初めて憲法の保障する人民の権利の趣旨に合うものである。本院の 356 号解釈は、営業者が作為義務の違反にかける制裁は、性質上が行為ばつであるとしたが、これが脱税でかけられた脱税罰とは異なることであり、ただこれが両者の性質について区別した者にすぎないのであり、営業者が作為行為のためにかけられる行為罰と脱税のためにかけられる脱税罰の両者にともに併せて処罰しなければならないものではない。具体的な事件において前記趣旨の解釈がなおも適用されるべきである。本院の前記解釈は、これを補充すべきである。

本解釈は、曾華松大法官による補充意見書がある。

司法院釈字第 507 号（2000 年 5 月 19 日）*

争　　点

告訴にあたり鑑定報告書を添付すべきとする特許法の規定は違憲か。

（専利法就告訴須附鑑定報告之規定違憲？）

キーワード

告訴、特許（専利）、侵害

解釈文：憲法第一六条は、国民は訴訟の権利を有すると定める。かかる権利の保障される範囲としては、国民の権益が不法の侵害を受けたときに司法機関に対し救済を求める権利が含まれるが、訴訟権を如何にして行使するかについては、法律によりこれを定めるべきところである。これについて法律は、濫訴による他人の自由への妨害を防止し、または国家の限られた司法エネルギーの浪費を避けるため、告訴または自訴につき当然合理的な制限を加えることができるが、かような制限は憲法第二三条における比例原則に適合するものでなければならないと言うべきである。中華民国八三（1994）年一月二一日改正専利法（特許法）第一三一条第二項ないし第四項は、「特許権者が第一二三条ないし一二六条の定めにより告訴しようとするときは、侵害の鑑定報告書及び特許権者が侵害者に対し侵害の除去を求めた通知文書を添付しなければならない。前項書類の提出がない場合は、その告訴は不適法とする。司法院及び行政院は協議のうえ侵害を鑑定する専門機関を指定しなければなら

*翻訳者：陳　一

ない」と定める。この規定によれば、被害者は侵害の鑑定報告書を添付してはじめて告訴をすることができるのであるが、これは国民の訴訟の権利に対し必要性の認められない制限を加えるものであり、上記の比例原則に反すると言うべきである。よって、侵害の鑑定報告書を添付すべきとする上記専利法第一三一条第二項、及び前項の侵害鑑定報告書の提出がない場合に告訴を不適法とする同条第三項は、本判決公布日より適用しないものとする。

解釈理由書：憲法第一六条は、国民は訴訟の権利を有すると定めており、これには国民が刑事に関する司法上の救済を求める権利が当然含まれるのであるから、国民の権利が不法の侵害を受け、加害者が刑事責任を負うべき場合には、被害者は司法機関に対し捜査、訴追及び裁判を求める権利を有するのであって、国はかかる権利の行使につき制度上の保障を提供しなければならない。そこにおいて、国は濫訴を防止し、国家の限られた司法エネルギーの浪費を避けるため、もとより法律において訴訟の権利につき制限を加えることができるものの、制限となる要件は憲法第二三条における比例原則に適合するものでなければならない。中華民国八三（1994）年一月二一日改正専利法（特許法）第一三一条第二項ないし第四項は、「特許権者が第一二三条ないし一二六条の定めにより告訴しようとするときは、侵害の鑑定報告書及び特許権者が侵害者に対し侵害の除去を求めた通知文書を添付しなければならない。前項書類の提出がない場合は、その告訴は不適法とする。司法院及び行政院は協議のうえ侵害を鑑定する専門機関を指定しなければならない」と定める。訴訟法上の鑑定は証拠方法の一つであるが、刑事訴訟法の定めによれば、鑑定は手続開始後にはじめて適用されるものである。また、鑑定人の選任権限は、捜査中は検察官、裁判中は裁判所にあり、被害者がいわゆる侵害鑑定報告を提出したとしても、検察官または裁判所はなお法の定めるところにより証拠調べをしなければならないのであって、上記鑑定

報告のみにより直ちに犯罪行為を認定することはできないのである。専利法の上記規定は侵害鑑定報告書の添付を告訴権行使の条件としているが、これは国民の訴訟の権利に対し必要性の認められない制限を加えるものであり、憲法第二三条の比例原則に反すると言うべきである。ましてや、鑑定の専門機関が被害者からの鑑定請求を引き受けないとき、作業が遅延したとき、または特許内容の日進月歩のため、その任に耐えないなどの場合は、特許権者が告訴権行使の法定期間内に告訴を提起できないことになるのであるから、侵害を受けたと主張する特許権者が既に訴状において当該特許権侵害の証拠を明示していれば、その告訴は適法と言うべきである。上記理由により、侵害の鑑定報告書を添付すべきとする上記専利法第一三一条第二項、及び前項の侵害鑑定報告書の提出がない場合に告訴を不適法とする同条第三項は、本判決公布日より適用しないものとする。

本解釈は、陳計男大法官による部分反対意見書がある。

司法院釈字第 509 号（2000 年 7 月 7 日）*

争　　点

刑法における誹謗罪の規定は違憲であるのか。
（刑法誹謗罪之規定違憲？）

キーワード

表現の自由（表現的自由）、言論の自由（言論自由）、名誉毀損（誹謗罪）

解釈文: 言論の自由は、人民の基本的権利であり、憲法一一条によって明文に保障されている。国家はそれを最大限の保護をすべきであり、そういうことによって、個人の実現や真理の追及、そして政府及び社会活動の監督をすることなどの役割を発揮させることができる。しかしながら、個人の名誉、プライバシー及び公共利益の保護のため、言論の自由は、法律によって、放送の仕方などを、合理的に制限することはできないとは言えない。刑法三一〇条一項及び二項は、個人の法益を保護するため、設けられた条文である。それらの条文は言論による他人の自由･権利を妨害することを防止するのに必要であり、憲法二三条の趣旨に合致している。また、同条三項前半において、誹謗の内容を真実であることと証明できれば、罰されないと規定している。この規定は、言論の内容が事実であるならば、その言論を保障し、刑罰権の範囲をもそれで限定する。この規定は、誹謗のことを指摘あるいは伝述する人が言論の内容を、真実であることを証明できた場合だけ、刑罰にかけないと

*翻訳者：蕭　淑芬

いう意味に限定することではないのである。行為者は、言論の内容は真実であることを証明できなくても、所持する証拠や資料によって、真実であることを確信する相当な理由があった場合に、誹謗罪の刑罰をかけることはできない。同規定によって、検察官あるいは自訴者は、訴訟手続において、法律に課された、故意に他人の名誉を毀損する立証責任や裁判所の真実を発見する義務も免除されることはないのである。それ故、刑法三一〇条三項の規定は、憲法の言論の自由を保障する趣旨には抵触していないのである。

解釈理由書: 憲法一一条は、人民の言論の自由を保障すべしと規定している。言論の自由は、自己実現、意見交換、真理の追究、知る権利の充実、世論の形成、そして、各政治的若しくは社会的な合理的活動の促進など、さまざまな機能を有するので、民主主義または多元な社会が発展するには、それは必要不可欠なシステムであり、国家がそれを最大限に保障しなければならない。だが、名誉、或はプライバシイー権など個人の法益の保護及び公共福祉の維持のため、国家は、言論の自由をその伝達方法により、適切な制限を加えることは、憲法に禁止されていないのである。制限の手段として、民事賠償或は刑事刑罰にすべきなのか、国民の法治精神及び他人の権利を尊重する度合い、現行民事賠償制度の機能、マスメティアに携わるジャーナリストの職業道徳規範を遵守する程度及びその規範に違反する場合に同業による制裁の効果などの要素を総合的に考えなければならない。わが国の場合は、現状的には、前述した各要素に基づいて考えて見れば、誹謗罪の存在は、違憲だと判断されがたい。また、他人の名誉を毀損する者は、賠償責任しか持たないことになると、お金持ちが勝手に他人の名誉を毀損することが許されることと同然であり、憲法の人民の権利を保障する本旨とは言いがたい。刑法三一〇条一項は、「公然と事実を適示或は、人の名誉を毀損した者は、誹謗罪となり、一年以下の懲役若しくは禁錮又は五百元以下の罰金に処す

る」。同条二項は、「文字若しくは図画により前項の罪を犯した者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は千元以下の罰金」と規定したことは、文字若しくは図画で他人の名誉を毀損した者を別項で違う刑罰を科することであり、他人の自由・権益を妨害することを防止するために必要であるとともに、憲法二三条に規定された比例原則には反していない。

刑法三一〇条三項前半には、「誹謗のことは、事実であると証明できれば、刑罰に処しない」。それは、言論の内容が真実であると判明した際に、他人の名誉を毀損する内容を適示若しくは伝述した者には、刑罰をかけないということを規定したものであり、話者が言論の内容の信憑性を証明しなければ、刑罰を逃れないとは解釈されない。話者が言論の内容を真実であると証明できなくても、提出した証拠により、真実であると確信した相当な理由があれば、誹謗の罪とならない。また、前述した三項前半の規定は、刑事訴訟プロセスにおいて、検察官若しくは自訴人は、行為者が故意で他人の名誉を毀損した證明義務又は裁判所の真実を発見する義務を免除することではない。従って、刑法三一〇条三項は、憲法に保障される言論の自由には抵触していないのである。

刑法三一一条は、「左に列挙した善意で発表した言論は、罰さない。一、自己防衛若しくは、合法的な利益を保護する言論。二、職務のため発表した公務員の言論。三、公評に付することのできる事項に対する適切な評論。四、政府及び自治体の議会、若しくは裁判所又は公共集会に関する記事を適切に記述する言論。」と規定している。これらは、誹謗罪に関する法定の阻却違法事項であり、その目的は、善意的な意見を発表する自由を保護し、憲法の規定に合致するしくみである。各事項に該当するかどうかは、法の適用する次元の問題であり、実際に裁判に携わる裁判所の権限であるので、解釈の標的でないのである。

本解釈は、蘇俊雄大法官、呉

庚大法官によるそれぞれの補充意
見書がある。

司法院釈字第 510 号（2000 年 7 月 20 日）*

争　　点

航空人員に対する体格検査および業務執行の制限等は、憲法第一五条の労働権保障に違反するかいなか。

（對航空人員之體格檢查及業務執行限制有否牴觸憲法第十五條工作權保障？）

キーワード

航空人員、体格検査、資格制限、公共利益、労働権（工作權）、職業選択（選擇職業）

解釈文：憲法第一五条は、人民の労働権を保障しなければならないと規定しているため、人民は、仕事に従事しかつ職業を選択する自由がある。しかし、その仕事が公共利益と密接にかかわる場合においては、憲法第二三条の比例原則に合致する限り、仕事に従事する方式およびその必要な資格またはその他の要件は、法律によってまたは労働権制限の性質に応じて法律による明確な授権のある命令によってこれを規範することができる。中華民国七三年（1984年）一一月一九日に改正され公布された民用航空法第二五条の規定は、民用航空局が、航空人員の技術能力、体格および品格や行為に対して定期の検査を行わなければならなず、かつ臨時の検査を行うことができ、かつ検査において基準を満たさない場合には、その業務執行を制限し、暫定的停止または終止をさせなければならないとし、かつ民用航空局に検査基準の定立を授権している八四(1995)年

*翻訳者：簡玉聰

一月二七日改正公布された同法第二五条および八七(1998)年一月二一日に改正公布された第二六条の規定の趣旨も同じ)。民用航空局は、この授権にもとづき八二(1993)年八月二六日に「航空人員體格檢查標準」を改正発布した。その第四八条第一項の規定は、航空人員の体格が同標準を満たさない場合に不合格としなければならないとし、特別な鑑定を経て、その職務遂行が仕事の経験を通じて飛行の安全に影響を与えるに足りないと認めた場合には、欠点の考慮を免除することができるとしている。第五二条は、「民用航空の安全を確保するために体格欠点の考慮が免除された者に対し時間と作業の制限を加えなければならない。前項の欠点考慮免除に関する制限について、当該航空人員は、当該欠点のある者が執行できない任務を執行してはならない」と規定する。第五三条は、「欠点考慮が免除された者は、少なくとも 3 年に一回改めて評価を受けなければならない。航空身体検査の医師または上級幹部が事情に変化があったと認めたときに随時に鑑定を加えることを要求することができる」と規定する。これらは、すべて公衆の利益を保護するために、航空人員の仕事の特性に応じて、職業選択の自由における個人の必須条件につき加えられた制限であり、処罰性にかかわる処分ではないので、前述した解釈の趣旨に合致し憲法における人民の労働権保障にも抵触しない。

解釈理由書：憲法第一五条は、人民の労働権を保障しなければならないと規定しているため、人民は、仕事に従事しかつ職業を選択する自由がある。しかし、その仕事が公共利益と密接にかかわる場合においては、憲法第二三条の比例原則に合致する限り、仕事に従事する方式およびその必要な資格またはその他の要件は、法律によってまたは労働権制限の性質に応じて法律によって制限を加えることができる。しかし、法律は、すべての詳細な事項を定めることができないため、職業選択の自由につき、関連職業活動の性質を勘案し特定の職業に従事する個人の必須な知識、能力、年齢およ

び身体能力等の資格要件に対し命令で適切な標準を定めることを関連機関に授権してはならないわけではない。

近年の航空運輸は、すでに人類の重要な交通手段である。航空機の構造が精密でありその操縦に高度な専門性が必要である。かつ航空機が高空を快速的に飛行するため、その安全性は公共利益と密接に関係している。したがって、飛行に従事する人員は、高度な専門訓練を受けなければならないのみならず、その心身の健全および相当な身体能力を有することがこの職業にもっとも必要な条件である。中華民国七三年（1984 年）一一月一九日に改正され公布された民用航空法第二五条の規定は、民用航空局は、航空人員の技術能力、体格および品格や行為に対して定期の検査を行わなければならなず、かつ臨時の検査を行うことができ、かつ検査において基準を満たさない場合には、その業務執行を制限し、暫定的停止または終止をさせなければならないとし、かつ民用航空局に検査基準の定立を授権している八四（1995）年一月二七日改正公布された同法第二五条および八七(1998)年一月二一日に改正公布された第二六条の規定の趣旨も同じ)。民用航空局は、この授権にもとづき八二(1993)年八月二六日に「航空人員體格檢查標準」を改正発布した。その第四八条第一項の規定は、航空人員の体格が同標準を満たさない場合に不合格としなければならないとし、特別な鑑定を経て、その職務遂行が仕事の経験を通じて飛行の安全に影響を与えるに足りないと認めた場合には、欠点の考慮を免除することができるとしている。第五二条は、「民用航空の安全を確保するために体格欠点の考慮が免除された者に対し時間と作業の制限を加えなければならない。前項の欠点考慮免除に関する制限について、当該航空人員は、当該欠点のある者が執行できない任務を執行してはならない」と規定する。また、第五三条は、「欠点考慮が免除された者は、少なくとも 3 年に一回改めて評価を受けなければならない。航空身体検査の医師または上級幹部が事情に変

化があったと認めたときに随時に鑑定を加えることを要求することができる」と規定する八九(2000)年二月二日に改正発布された航空人員體格檢查標準における関連規定の第四九条、五二条、五三条の趣旨も同様)。これらは、すべて公衆の利益を保護するために、航空人員の仕事の特性に応じて、その業務執行に維持されなければなら身体能力の状態必要に応じて行われた設計であり、特定職業の者が有しなければならない用件につき行われた規律であり、処罰性にかかわる処分ではないので、前述した解釈の趣旨に合致し憲法における人民の労働権保障にも抵触しない。

司法院釈字第 512 号（2000 年 9 月 15 日）*

争　　点

「麻薬取締法」における上告の禁止は違憲か。
（「粛清煙毒條例」限制上訴三審之規定違憲？）

キーワード

訴訟権（訴訟權）、審級制度、比例原則

解釈文：憲法一六条における人民の訴訟権利を保障する主旨は、人民の法定手続きによる訴訟の提出及び公平な審判を受ける権利を確保するものであるが、訴訟の救済としての審級制度・手続き及びその要件は、立法機関が訴訟事件の種類･性質･訴訟政策の目的及び訴訟制度の功能などを斟酌し、法律をもち正当な合理的な規範を設けるべきことである。中華民国八一(1992)年七月二七日修正･公布した「麻薬取締法（粛清煙毒條例）」（八七年五月二〇日修正･公布した名称は「麻薬の危害を防止する法（毒品危害防治條例）」をいう）における一六条の前半は「本法の罪を犯した者は、その第一審を地方裁判所もしくはその支部と、その終審を高等裁判所もしくはその支部とする」と規定し、懲役が言い渡された被告人に対し最高裁判所に上告することを禁止するわけである。これは、立法機関は社会に対し麻薬がもたらす危害の重大性と保安処分を必要とした麻薬犯罪の性質を考え、刑事政策としての抑止効果を強化し麻薬の取締り･国民の心身健康を保障するのを目的として特別に設けた刑事手続きであり、このような制限も正当・合理的なであるものと

*翻訳者：林裕順

いえる。蓋し、刑事事件について第三審裁判所に上告するのは、法令違反を理由にしないと行わなっていけないし、確定判決が法令違反である場合には，非常上告で救済するのは、刑事訴訟法三七七条・四四一条における明文の規定である。さらに、第二審裁判所の行った懲役以下の判決は法令違反であったと、救済手段も定められている。被告人は死刑もしくは無期懲役が言い渡された事件は、職権で最高裁判所に送られ、覆審が行われ、明らかに被告人の利益を考量し、立法機関の裁量に逸することではないので、憲法の保障する人民の訴訟権に侵害しないし、憲法七条・二三条にも抵触しない。

解釈理由書：憲法一六条における人民の訴訟権利を保障する主旨は、人民の法定手続きによる訴訟の提出及び公平な審判を受ける権利を確保するものであるが、訴訟の救済としての審級制度・手続き及びその要件は、立法機関が訴訟事件の種類･性質･訴訟政策の目的及び訴訟制度の功能などを斟酌し、法律をもち正当な合理的な規範を設けるべきことであり、すでに本院釈字 392 号、396 号、418 号及び 442 号解釈で明確に、説明しておる。中華民国八一（1992）年七月二七日修正･公布した「麻薬取締法（粛清煙毒條例)」（八七（1998）年五月二〇日修正･公布した名称は「麻薬の危害を防止する法（毒品危害防治條例)」をいう）における一六条の前半は「本法の罪を犯した者は、その第一審を地方裁判所もしくはその支部と、その終審を高等裁判所もしくはその支部とする」と規定し、懲役が言い渡された被告人に対し最高裁判所に上告することを禁止するわけである。この手続きは、立法機関は社会に対し麻薬がもたらす危害の重大性と保安処分を必要とする麻薬犯罪の性質を考え、刑事政策としての抑止効果を強化し麻薬の取締り･国民の心身健康を保障するのを目的として、如何なる場合で上訴できるか及び上訴の審級の制度に関して特別に設けた刑事手続きであり、これらような制限も正当・合理的なであるものといえる。蓋し、刑事事件について第三審裁判所に上告するのは、

法令違反を理由にしないと行わなっていけないし、確定判決が法令違反である場合には非常上告で救済するのは、すでに刑事訴訟法三七七条・四四一条における明文の規定である。第二審裁判所の行った懲役以下の判決は、法令違反であった場合、救済手段が定められているし、被告人は死刑或いは無期懲役が言い渡された事件は、職権で最高裁判所に送られ、覆審が行われることで、立法機関の裁量に逸するのではない。さらに、同法律の規定によると、被告人に第二審に控訴する権利がすでに与えられているので、憲法の保障する人民の訴訟権が剥奪されなく、憲法二三条における比例原則に抵触してはなく、憲法七条にも違反していない。

司法院釈字第 514 号（2000 年 10 月 13 日）*

争　　点

ゲームセンターに関する行政命令において、18 歳以下の人に入場させる業者に対し、免許の取消しを罰する規定は、違憲であるのか。（遊戯場業規則對允未滿 18 歳人進入者撤銷許可規定違憲？）

キーワード

営業の自由（營業自由）、財産権（財産權）、法の下の平等（平等原則）

解釈文：人民の営業の自由は、憲法上の権利である勤労権及び財産権によって、保障されている。また、営業の條件、営業をする際に負うべき義務、そして義務に違反する際に課されるべき制裁などについての規範は、憲法二三条の規定するところによれば、法律によって定めなければならないし、その内容も当該条文において定めた要件に合致すべきである。本院かつての解釈にも示された通り、営業の自由に対する制限は、性質上、法律の授権した命令によって補充の規定をできるとしても、授権の目的、内容及び範囲は、具体的且つ明確的にしない限り、命令を発することはできないのである。教育部（文部省）中華民国八一(1992)年三月一一日台（81）參字 12500 号命令は、現に施行されていた「ゲームセンター業者を指導及び管理する規則」を修正したものとして、社会安寧、善良な風俗及び児童並びに少年の心身の健康などのために、所管機関は、法律制度が完備する前に、職権に基づいて、発した命令であ

*翻訳者：蕭　淑芬

り、その必要性としては否定しかねない。しかしながら、当該規則一三条一二目において、ゲームセンターが十八才未満の児童または少年を入場させることは禁止され、また、一七条三項においては、一三条一二目の規定に違反する者に対して、免許の取消し処分を課すことになるなどの規定は、人民の勤労権及び財産権を制限した規定であり、憲法の要請している趣旨に合致しなければならないのである。それに関連する事項は、すでに法律によって制限されている場合、所管機関は、かつて制定され、そして法律の授権を受けていなかった命令をそのまま引続きに使うことはできないのである。前述した管理規則における当該規定は、憲法二三条の法律留保原則に違反し、今後適用することはできないと言わなければならない。

解釈理由書：人民の営業の自由は、憲法上の権利である勤労権及び財産権の保障より導出される権利である。憲法が保障している勤労権に基づいて、人民は一定の営業を職業として自由に選択することができ、営業の開始・停止もしくは営業の時間、場所、対象、方法などの自由が保障されている。また、憲法が保障している財産権に基づいて、人民に営業活動の自由が保障され、商品の生産、取引もしくは処分などを自由にすることができるとされている。営業の免許を取る條件、営業する際に負うべき義務、そして義務に違反する際に如何なる制裁を課されるかなどの規定は、人民の勤労権及び財産権の制限に関連するものであり、憲法二三条の規定によれば、法律でこれを定めなければならないし、その内容も当該憲法条文に規定されている要件に満たさなければならないのである。営業の自由が課される制限は、性質上、法律によって授権された命令で補充することができるならば、授権した目的、内容及び範囲などを具体的、また明確的にしている限り、命令を公布することができる。こうした趣旨は、本院かつてのいくつかの解釈によってすでに確認されたことである（本院 313、390、394、443、510 号の解

釈に参照)。

文部省（教育部）が、民国八一（1992）年三月一一日に公布した台（81）参字 12500 号命令は、現に施行されていた「ゲームセンター業者を指導及び管理する規則」を修正したものとして、社会安寧、善良な風俗及び児童並びに少年の心身の健康などのために、所管機関は、法律制度が完備する前に、職権に基づいて、発した命令であり、その必要性としては否定しかねない。しかしながら、当該規則一三条一二目においては、ゲームセンターが十八才未満の児童または少年の入場を禁止することは、業者の経営をする際に遵守すべき義務であり、人民の職業を選択する自由に含まれる営業の対象の自由の制限でもある。また、一七条三項においては、一三条一二目の規定に違反する者に対して、免許の取消し処分を課すことになるとした規定は、前述した義務に違反するとき課される制裁であり、いずれも人民の憲法上保障されている勤労権及び財産権の制限に関わる規定であり、前述した通り、法律上の授権根拠がなければ、施行することはできないのである。少年福利法及び児童福利法においては、関わる事項をすでに規定しており、主管の行政機関は、なおさら法律の授権を受けていない行政命令を持って規制してはならないことは、法治国家の原理である法律による行政原理の基本的な要請である。前述した管理規則一三条一二目及び一七条三項の規定は、憲法二三条の法律留保原則に違反し、今後適用することはできないと言わなければならない。また、人民の行為は、主管機関の公布した本件の職権命令によって規制されたとしても、当時の法律によれば、違法であったと判断される場合、当該職権命令が今後適用することはできないことを理由に救済を求めることはできない。

本解釈は、黄越欽大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 523 号（2001 年 3 月 22 日）*

争　　点

やくざ者取締法における裁判所の決定する留置との規定は違憲か。
（檢肅流氓條例法院裁定留置規定違憲？）

キーワード

身体自由（身體自由）、留置、拘留（羈押）、比例原則

解釈文：凡そ人民の身体自由を制限する処分は、刑事手続きとしての被告人に問われるかどうかを別にし、国家機関の行う手続きである以上、法律の規定による、その内容も実質な正当で、また憲法二三条の定める要件に該当することとし、憲法八条の人身自由を保障する主旨に符合するとは言え、本院は既に何回も解釈している。

やくざ者取締法一一条一項は「裁判所は決定に送られた者を留置することができるが、この期間は一ヶ月に超えてはいけない。但し、留置を続けることを必要とする場合、一回の制限で一ヶ月延長することができる。」と規定している。この留置処分は、保安処分としての感訓にするかどうかの手続きを順調に行わせるため、決定に送られた者の感訓処分が確定する前、一定の場所に身柄を拘束する強制処分で、人民の人身自由を重大に制限するものである。但し、同法律は、裁判所の留置と決定する要件について、明確に規定しておらず、その中で同六条・七条に規定する事由は、直接に拘引すると認めるに足りる原因であり、よって、同時に留置としての

*翻訳者：林裕順

正当な理由を有したものでもあると考えられるが、その外には決定に送られた者はやはり社会の秩序を破壊する恐れがあるかどうか、逃亡・証拠湮滅又は告発・被害者もしくは証人に脅迫してその後の審理に妨げることになる恐れがあるかどうかを問わず、全て裁判所の裁量に委ねられ、決定に送られた者を留置するかを決定することである。従って、一一条一項はこれに関し必要の程度を超え、憲法八条・二三条及び前掲した本院の解釈趣旨に違反し、本解釈の公布してから一年以内にその効力を失う。さらに、関わる法律の修正するまえに、裁判所は留置の決定を行う場合、本解釈の主旨を確実に斟酌しなければならないと、合わせてここで説明する。

解釈理由書：凡そ人民の身体自由を制限する処分は、刑事手続きとしての被告人に問われるかどうかを別にし、国家機関の行う手続きである以上、法律の規定による、その内容も実質な正当で、また憲法二三条の定める要件に該当することとし、憲法八条の人身自由を保障する主旨に符合するとは言え、本院は既に釈字 384 号・471 号などで解釈している。

やくざ者取締法二三条は、裁判所はやくざ者の事件を受理しこの法律その他の法令に規定していない場合、刑事訴訟法を適用すると規定しているが、裁判所は、やくざ者の事件を受理したとき、やはりこの法律と刑事訴訟法との規範趣旨の差異を考え、適用しなければならない。同法一一条一項は「裁判所は決定に送られた者を留置することができるが、この期間は一ヶ月に超えてはいけない。但し、留置を続けることを必要とする場合、一回の制限で一ヶ月延長することができる。」と規定している、この留置処分は、保安処分としての感訓と決定するまえに、その審理の手続きを順調に行わせるための処分である、これは刑事訴訟法における拘留の目的と類似しているのがあるのは確かであるけれども、同法律はわざとこの処分を「留置」と称し「拘留」といわず、また条文の要件にも刑事訴訟法と必ずしも同じではないもので

、両者の立法趣旨の差異が歴然と現れているので、同一視にしてはいけない。 やくざ者取締法は留置処分に関し裁判所により大きく裁量権を与えることは、確かに社会秩序の維持のため必要とされているが、人民権利の制限にかかわるものである以上、明確原則に遵守しなければならないし、憲法における基本権利の保障及び比例原則に規制されるべきであることにも何らの変わったことはない（本院釈字 384 号解釈を参照）やくざ者取締法一一条一項の規定における、裁判所は決定に送られた者を特定の場所に身柄拘束する留置処分と決定できることにおいて、保安処分としての感訓の手続きを順調に行わせるため、決定に送られた者の感訓処分が確定する前、一定の場所に身柄を拘束する強制処分は、必要とされいるが、やはり人民の人身自由を重大に制限するもである。同法律は、裁判所の留置と決定する要件について、明確に規定しておらず、その中で決定に送られた者は同六条・七条の規定により拘引された場合、裁判所は勾引書を交付する前にその者は直接に拘引される事由を有したことを確認している以上、同時にこれは、留置としての正当な理由を有したものでもあると考えられるが、その外には決定に送られた者は社会の秩序を破壊する恐れがあるかどうかや、逃亡・証拠湮滅又は告発・被害者もしくは証人に脅迫してその後の審理に妨げることになる恐れがあるかどうかを問わず、全て裁判所の裁量に委ねられ、決定に送られた者を留置することを決定することである。従って、一一条一項はこれに関し必要の程度を超え、憲法八条・二三条及び前掲した本院の解釈趣旨に違反し、本解釈の公布してから一年以内にその効力を失う。さらに、関わる法律の修正するまえに、裁判所は留置の決定を行う場合、本解釈の主旨を確実に斟酌しなければならないと、合わせてここで説明する。

本解釈は、王澤鑑大法官･吳庚大法官による部分反対意見書がある。

司法院釈字第 533 号（2001 年 11 月 16 日）*

争　　点

全国民健康保険における特約医療サービス機構契約によって生じた紛争については、如何なる訴訟手続に従って救済を求めるべきか。（全民健康保險特約醫事服務機構契約所生之爭議，應依何種爭訟程序尋求救濟？）

キーワード

国民健康保険（國民健康保險）、特約医療サービス機構（特約醫療服務機構）、行政契約、行政争訟、訴訟権

解釈文：憲法第一六条は、人民の訴訟権を保障しなければならないとしている。その目的は、人民が、その権利が侵害されたとき、法定の手続に従って訴訟を提起し救済を求めることができることにある。中央健康保険局は、その組織法規によれば国家機関であり、その法定職権を執行するために、全国民健康保険の医療サービスに関する事項の処理につき、各医療サービス機構と全国民健康保険特約医療サービス機構契約を締結し、被保険者に対し特約医療保険サービス機構が医療保健サービスを提供することを約束し、もって国民健康の促進や公共利益の増進という行政目的を達成する。それゆえに、当該契約は行政契約の性質を有する。締約の両方は、契約の内容につき争議が生じ場合は、公法上の争訟事件となる。中華民国八七年(1998 年)一〇月二八日に改正公布された行政訴訟法第二条によれば、「公法上の争議は、法律に特別な規定がある場合

*翻訳者：簡玉聰

を除けば、本法により行政訴訟を提起することができる」。第八条第一項によれば、「人民は、中央や地方の機関との間に、公法上の原因によって生じた財産上の給付又は行政処分作成請求以外のその他の非財産上の給付につき給付訴訟を提起することができる。公法上の契約によって生じた給付は、また同様とする」。これらの規定は、行政訴訟の手続に従って救済を求めなければならないとする。保険医療サービス機構は、中央健康保険局と前述の契約を締結することによって、契約履行上の争議が生じた場合、全民健康保険法第五条第一項が定めた手続に従って審議を請求し、審議の結果に対しなお不服があれば、当然法律により行政争訟を提起することができる。

解釈理由書：憲法第一六条は、人民の訴訟権を保障しなければならないとしている。その目的は、人民が、その権利が侵害されたとき、法定の手続に従って訴訟を提起し、公平な審判を受け、もって適切な救済をえることにある。具体的な事案の訴訟がいったい普通の訴訟手続又は行政訴訟手続に従って行われるべきかは、立法機関によって訴訟事案の性質及び既存の訴訟制度の機能等を勘案したうえ設計されなければならない。わが国の民事訴訟および行政訴訟の審理は、現行法律の規定によれば、異なる性格の裁判所によって別々にして行われており、二元的訴訟制度をとっている。法律に特別な規定がある場合を除けば、私法関係によって生じた紛争については普通の裁判所に審理され、公法関係によって生じた争議は、行政裁判所に審理される（本院釈字第 466 号を参照）。

行政機関は、その法定職権にもとづき、行政目的を達成するために行政契約で人民と約束して、相手方に特定の給付を行わせることができる。これをもって、当該行政機関の職務執行に資するとともに、行政機関も相応の給付義務を負うことになる（行政程序法第一三七条第一項第一号および第二号を参照）。国家は、全国民健康保険を扱い、医療保健サービスを

提供し、もって国民健康を増進させるために（全民健康保険法第一条参照）、全民健康保険法第三条、第六条の規定により、行政院衛生署が中央健康保険局を保険人として設置し、全国民健康保険の業務を扱わせる。かつ中央健康保険局は、全民健康保険法第五五条の規定により、保健医療サービス機構と全民健康保険特約医療サービス機構契約を締結し、保険の有効期間に疾病、傷害、出産事故が発生した場合、特約医療サービス機構が全民健康保険法第三一条および全民健康保険医療辦法により保険の対象に外来または入院診療サービスを提供し、これを中央健康保険局の保険給付とする（全民健康保険法第二条）。全国民健康保険が、強制的な社会保険であり、全国民の福祉に大きく関連し、公法の性質を有することは、すでに本院釈字第 524 号、473 号および 472 号解釈においてかなり明確に解釈されている。中央健康保険局は、保健医療サービス機構と全民健康保険特約医療サービス機構契約を締結する。当該契約は、一方として特約医療サービス機構が保険対象に医療サービスを提供し、他方として中央健康保険局がその査定した医療費用を支払うことを主要内容とする。かつ、全民健康保険特約医療サービス機構契約第一条の規定の趣旨によれば、中央健康保険局の費用給付の目的は、全民健康保険法暨施行細則、全民健康保險醫事服務機構特約及管理辦法、全民健康保險醫療辦法等の公法的性格を有する法規により、特約医療サービス機構に医療サービスを提供させ、国民健康の促進および公共利益の増進という行政目的を達成させることにある。また、特約医療サービス機構が確実にその医療サービス提供義務を履行することを確保し、および中央保険局の各種の保険行政業務に協力するために、契約において契約履行のために中央健康保険局が必要な指導を行うことができることを明確に規定し、このほか、行政目的を貫かさせるために、全民健康保険法は、また中央健康保険局が特約医療サービス機構に過料を科す権限を定めており、契約当事者の中央健康保険局に優勢な地位を持たせるため、当

該契約は、行政契約の性格を有するのである。締約の両方が契約の内容に対し争議が生じた場合、当然に公法上の争訟事件となる。中華民国八七年（1998 年）一〇月二八日に改正公布された行政訴訟法第二条によれば、「公法上の争議は、法律に特別な規定がある場合を除けば、本法により行政訴訟を提起することができる」。第三条によれば、「前条にいわれる行政訴訟とは、取消訴訟、確認訴訟および給付訴訟をいう」。第八条第一項によれば、「人民は、中央や地方の機関との間に、公法上の原因によって生じた財産上の給付又は行政処分作成請求以外のその他の非財産上の給付につき給付訴訟を提起することができる。公法上の契約によって生じた給付は、また同様とする」。これらの規定からすると、訴訟制度はすでに完備に至り、本件の申立人の特約医療サービス機構と中央健康保険局が締結した契約の内容によって生じた争議が公法上の事件である以上、当該医療サービス機構は、全民健康保険法第五条第一項に定める手続に従って審議を提起し審議の結果になお不服があれば、当然法律により行政争訟を提起することができる。

全民健康保険法は、八三年（1994 年）八月九日に制定された法律である。その第五条第一項は、「本保険の被保険者、保険加入単位および保健医療サービス機構が保険人によって査定された事案に対する争議事項を審議するために、全民健康保険争議審議委員会を設置しなければならない」とし、第三項は、「被保険者および保険加入単位が争議事案の審議に不服がある場合には、法律により訴願及び行政訴訟を提起することができる」と定めている。保健医療サービス機構が全民健康保険争議審議委員会の審議結果に不服がある場合に、如何なる訴訟ルートにしたがって救済を求めるべきかは規定を置いていない。中央健康保険局が前述した全民健康保険特約医療サービス機構契約において特約医療サービス機構と合意して民事訴訟管轄裁判所を決定することは（本院釈字第 466 号解釈参照）、もともと議論されうること

ではないが、行政訴訟新制度が実施されてからは、当然行政争訟手続に従って解決されるべきである。

本解釈は、呉庚大法官による補充意見書がある。

司法院釈字第 534 号（2001 年 11 月 30 日）*

争　　点

土地法により収用された土地について、その使用が土地所有者であった者またはその使用者であった者の責めに帰することができる事由により所定期間内になされることができない場合に土地所有者であった者による買受権の行使を制限する規定は違憲か。
（土地法徵收之土地因可歸責於原土地所有人或使用人，致未能依限使用者，限制原土地所有人買回權之規定違憲？）

キーワード

土地法、土地収用（土地徵收）、買受権（買回權）

解釈文：人民が法律によって取得した土地所有権は法律により保障されまたは制限されるべきである。これは憲法第一四三条第一項において定められるものである。土地収用とは、国が公共事業のため憲法が保障する国民の財産権を法定手続により強制的にとりたてるのである。収用の要件及びその手続きに関する関連法律の規定は憲法第二三条が定めた必要性の原則を満たされなければならない。土地法第二一九条第一項第一款は、私有土地が収用された後係る土地は補償金の払渡し済みから一年が満了したとしても収用計画に従い使用され始めていない場合に、土地所有者であった者は補償金の払渡し済みから一年が満了した日の翌日から五年以内に所管の市あるいは県の地政機関（民国八九年一月二六日に「直轄市あるいは県（市）地政機関」と改正された）（都道府県に所属する土地管

*翻訳者：蔡英欣

理機関に相当するもの）に対して支払った補償金に相当する金額で当該収用に係る土地を買い受けることを申請できるとしている。これは収用機関が不要な収用を行うことや公共事業の施行を遅延することを防ぐため、土地所有者であった者に買受権を保留させるものである。したがって、土地を必要とする機関は上記の期間内に収用計画に従い土地を使用し始めることができないのが土地所有者であった者あるいはかかる土地を占有する使用人の責めに帰すべき事由によりなされた場合には、収用土地の使用に関する遅延の責任は収用機関に負担させるべきではない。土地を使用し始めることができないのは土地所有者であった者と関係せずにその他の土地使用人の事由に帰することができるときに市あるいは県の地政機関が補償金の払渡し済みからの一年以内に関連機関と共同で土地法第二一五条第三項により改良物を直ちに撤去しなかったり同法第二三八条により改良物の移転を代行し土地を使用し始めなかったりする場合に、あるいは土地を必要とする者が救済を求めるため収用計画における使用目的に従い必要な訴訟を提起しない場合に、土地所有者であった者による土地回収の申請は妨げられるべきではない。土地法第二一九条第三項は上記の趣旨の範囲内に適用されるので、当該規定の適用には憲法抵触の問題が生じない。

解釈理由書：国民が法律によって取得した土地所有権は法律により保障されまたは制限されるべきである。これは憲法第一四三条第一項において定められるものである。土地収用とは、国が公共事業のため憲法が保障する国民の財産権を法定手続により強制的にとりたてるのである。収用の要件及びその手続きに関する関連法律の規定は憲法第二三条が定めた必要性の原則を満たされなければならない。土地を必要とする者は土地法が定めた収用手続により収用を行う際に、土地法第二二四条により詳細な収用計画書を予め練り関連資料を添附し同法第二二二条により認定申請を提出しなければならなく、公共事業の用に供すると

いう収用目的を実現するため国民の私有土地所有権を適法的に取得してから直ちに収用計画に従い土地を使用し始めるべきである。土地法第二一九条第一項第一款は、私有土地が収用された後係る土地は補償金の払渡し済みから一年が満了したとしても収用計画に従い使用され始めていない場合に、土地所有者であった者は補償金の払渡し済みから一年が満了した日の翌日から五年以内に所管の市あるいは県の地政機関に対して支払った補償金に相当する金額で当該収用に係る土地を買い受けることを申請できるとしている。これは収用機関が不要な収用を行うことや詳細とは言えない収用計画を随意に認定すること、土地を必要とする者が公共事業の施行を遅延することにより収用の正当性または必要性が反されることを防ぐため、土地所有者であった者に買受権を保留させるものである。

土地を必要とする者は上記の一年期間内に収用計画に従い土地を使用し始めることができないのが土地所有者であった者あるいはかかる土地を占有する使用人の責めに帰すべき事由によりなされた場合には、収用土地の使用に関する遅延の責任は収用機関に負担させるべきではない。また、土地を使用し始めることができないのは土地所有者であった者と関係せずにその他の土地使用人の事由に帰することができるときに市あるいは県の地政機関が補償金の払渡し済みからの一年以内に関連機関と共同で土地法第二一五条第三項により改良物を直ちに撤去しなかったり同法第二三八条により改良物の移転を代行し土地を使用し始めなかったりする場合に、あるいは市あるいは県の地政機関が上記の期間内に公権力を行使し強制執行を行うことを怠ったときに土地を必要とする者が救済を求めるため収用計画における使用目的に従い必要な訴訟を提起しない場合に、市あるいは県の地政機関は収用計画の内容を積極的に施行しなく土地を必要とする者はその権利行使を怠ると言えるから、土地所有者であった者による土地買受権の行使は妨げられるべきではない。そうしないと、この不利益は土地所

有者であった者に負担させることになる。土地法第二一九条第三項の適用は上記の趣旨の範囲内になされる限り、憲法抵触の問題が生じない。本件解釈の申立人は解釈を求める係る土地が収用された後、本解釈の趣旨により土地の買受を申請することができる場合に、係る土地が本件解釈の公表前に使用され始め公用財産として融通できないものになり、係る土地の買受が公共利益に重大な損害を与えるとすれば、土地所有者であった者は土地の買受を申請することができないが、使用を始めたときの収用価額を参照し法により相当な補償金を求めることができる。ここに併せて説示しておく。

本解釈は、孫森焱大法官による補充意見書がある。

司法院釈字第 535 号（2001 年 12 月 14 日）*

争　　点

「警察勤務に関する法律」に基づく職務質問を行う規定は違憲か。
（「警察勤務條例」實施臨檢之規定違憲？）

キーワード

職務質問（臨檢）、自動車検問（路檢）、尋問（盤查）

解釈文：警察勤務に関する法律（警察勤務條例）は、警察勤務の編制・組合せを規定し、勤務を行う方式も列挙するもので、単に組織法ではなく、実は行為法の性質を兼ねている。同法律一一条三号によると、職務質問は確かに警察の行う勤務の一種である。職務質問の方法としての、検査･自動車検問・取締りもしくは尋問などいかなる名称に問わず、全て対人または対物の取調べ･干渉で、人民の行動自由、財産権及びプライバシーなどに対する影響が重大であり、法治国家としての警察勤務の原則に遵守しなければならない。職務質問を行う要件・手続き及びその違法行為に対する救済は、すべて法律による明確な規範を有するとすべきである。これにより、憲法の保障する人民の自由･権利との趣旨に符合するといえる。

この法律に関する職務質問との規定の趣旨は、警察官に時間･場所及び対象を問わず、みだりに職務質問したり、取り締まったり、検査・尋問したりする権限を与えているものではない。法律による規定を有すことを除き、場所に対し警察官の職務質問を行うの

*翻訳者：林裕順

は、危害が起こっている、客観的・合理的な判断で危害が起こりやすい地点･交通用具もしくは公共施設に限りであり、またその場所は私人が住居に使われているものであれば、住宅と同じように保障されるべきである。人に対し警察官の職務質問を行うのは、その行為は危害を起こし、もしくは起こそうとしていると認められるに足りる相当な理由があるかぎりであるし、比例原則を遵守すべく、必要の程度に超えてはいけない。さらに、警察官の職務質問を行うまえ、当該場所にいる人に実施の理由を告知し、証明書を提出して職務の執行にあたっている者を示す。職務質問を行うときは、その場で実施しなければならない、本人の同意を得るとか、またはその人別を確認するのが不可能とか、もしくは現場で実施したら本人に対して不利であり交通・秩序の妨害になると考えた場合でなければ、警察署・派出所に同行を求めてはいけない。その過程で、違法な事実を発覚したら、法定の手続きに基づき処理するほかに、人別を明らかにした後、その場に去ることを許しなければならない。したがって、前掲の法律一一条三号の規定は前述した解釈の主旨に一致するように適用されれば、憲法の人権を保障する主旨に悖らないといえる。現行法における警察官の職務を執行する規範は欠如しているので、関わる行政機関は、本解釈が公布してから二年以内解釈の主旨に従い、社会の実際状況も斟酌し、警察官の勤務を執行したとき突如の出来事を対応できる権限を付与し、人民の自由と警察自身の安全との維持を均衡できるよう法律を整備しなければならないと、合わせてここで説明する。

解釈理由書：人民は憲法に保障されている権利が侵害され、法定手続きにより訴訟を起こし、確定の最終判決の適用した法律もしくは命令は憲法違反と疑った場合、憲法訴訟を提出することができると司法院大法官審理案件五条一項二号に明文しておる。判決の適用した法律もしくは命令というのは、法令は憲法違反かどうかと争う裁判と重要な関連性を持つことを指す。刑事裁判を例にあげる

と、これは、判決で罪刑を判断するため適用した実体法及び訴訟法に限らず、行為の違法性を判断するための法令も含め、憲法訴訟が提出される対象として容認している。本憲法訴訟に関する刑事判決において、申請人（刑事判決の被告人でもある）は公務員が職務を執行するに当たり公然と侮辱する罪に該当するかどうかは、侮辱行為をした当時、公務員の行っている職務は合法であるものが前提である。よって、この刑事判決が適用した職務を執行する法律根拠―「警察勤務に関する法律（警察勤務條例）」における規定は判決と重要な関連性を持ち、憲法訴訟の対象として申し立てることができるものと、説明しておきたい。

警察法二条は、警察の任務は、法律に基づく公共秩序の維持、社会安全の保護、危害の防止、人民利益の促進であると規定いている。同三条は警察の勤務制度は中央政府の立法事項に属すると定めている。そして、「警察勤務に関する法律（警察勤務條例）」は、三条乃至一〇条が、警察勤務の組合せ・責任所在・指揮体制を規定したり、同一一条が勤務を行う方式を列挙したりして、組織法としての性質を持つだけではなく、実は行為法との目的を兼ねているのである。けだし、行政機関の職権を行使するには、単に組織法における関わる職権との規定を権限の根拠にすることではなく、行為法（作用法）により権限が付与されることを基づいているから、法による行政という原則に遵守したといえる。警察勤務に関する法律は、行為法との目的を兼ねている以上、警察の勤務を行使する行為規範としの働きは認められる。この法律一一条三号に「職務質問というのは公共施設もしくは特定の場所・道路で、勤務に務めている警察官が現場検査・自動車検問を行い、取締りをしたり尋問をしたり関わる法令における勤務を実施したりするものを指す。」という条文に鑑み、職務質問は確かに警察勤務の一種である。ただし、職務質問の方法としての、検査･自動車検問・取締りもしくは尋問などいかなる名称に問わず、全て対人または対物の取

調べ･干渉で、人民の行動自由、財産権及びプライバシーなどに対する影響が重大である。したがって、人民の犯罪嫌疑のため、犯罪証拠の収集としての捜索を行う場合、法律の規定によると、原則としては裁判所の審査を受けなければならない（刑事訴訟法一二八条・一二八条の一を参照）としている一方、単に公共の秩序や、危害の防止を目的とする職質問において立法者は警察官にみだりにこれを行わせる意思はないわけである。職務質問を行うにあたり、法治国家としての警察勤務の原則に遵守しなければならない。職務質問を行う要件・手続き及びその違法行為に対する救済は、すべて法律による明確な規範を有するとすべきである。これにより憲法の保障する人民の自由･権利との趣旨に符合するといえる。

この法律に関する職務質問との規定の趣旨は、警察官に時間･場所及び対象を問わず、みだりに職務質問したり、取り締まったり、検査・尋問したりする権限を与えているものではない。法律による規定（例えば、刑事訴訟法、行政執行法、社会秩序維持法など）を有すのを除き、場所に対し警察官の職務質問を行うのは、危害が起こっている、客観的・合理的な判断で危害が起こりやすい地点･交通用具もしくは公共施設に限りであり、またその場所は私人が住居に使われているものであれば、住宅と同じように保障されるべきである。人に対し警察官の職務質問を行うのは、その行為は危害を起こし、もしくは起こそうとしていると認められるに足りる相当な理由があるかぎりであるし、比例原則ということも遵守すべく、必要の程度に超えてはいけない。できる限りその人に財産損失をもたらすことや、正常の営業と生活活動との干渉を避けるべきである。一方、将来に危害が発生することを予防するため、その他の適当な勤務方式を取るべきであり、例えば、警告看板の設置・移動範囲の制限・警備勤務の強化及び侵害される恐れの対象の保護などといい、直ちに検査したり尋問したりするのは控えるべきである。警察官の職務質問を行うまえ

、本人もしくは当該場所にいる人、または交通用具・住居の所有者、使用者などに実施の理由を告知し、証明書を提出して職務の執行に当たっている者を示す。職務質問を行うときは、その場で実施しなければならない、本人の同意を得るとか、またはその人別を確認するのが不可能とか、もしくは現場で実施したら本人に対して不利であり交通・秩序の妨害になると考えた場合でなければ、警察署・派出所に同行を求めてはいけない。この過程で、違法な事実を発覚したら、法定の手続きに基づき処理するほかに、人別を明らかにした後、その場に去ることを許しなければならない。したがって、前掲の法律一一条三号の規定は前述した解釈の主旨に一致するように適用されたのであれば、憲法の人権を保障する主旨に悖らないといえる。さらに、職務質問に関する違法・越権または権力乱用とした行為に対して、現行法における救済制度を通じて、訴訟救済の方法（損害賠償も含む）を供しなければならない。また、関わる法律が整備される前、職務質問を受ける本人・本人との同じ利害を有す関係者は職務質問に関する命令・方法・手続き・その他の利益が侵害されたことについて職務質問の終わる前に職務質問を行っている警察官に異議を申し立てることができる。同時に、異議申し立ては理由があると認められた場合、職務質問を行っている警察官らの最高責任者は直ちに職務質問を終了にしなけれならない一方、理由がないと認められた場合、職務質問を続けることができるが、職務質問を受ける本人の請求したことがあるとき、職務質問の経緯を明記した書面を交付する。その書面は行政処分の性質を有するので、異議を申し立てている者が法律の規定により行政訴訟を提出することができる。現行法に警察官の職務を執行する法律規範は欠如しているので、関わる行政機関は、本解釈が公布してから二年以内この解釈の主旨に従い、社会の実際状況も斟酌し、警察官の勤務を執行したとき突如の出来事を対応できる権限を付与し、人民の自由と警察自身の安全との維持を均衡できるよう法律を整備しなければならな

いと、合わせてここで説明する。

司法院釈字第 540 号（2002 年 3 月 15 日）*

争　　点

国民住宅条例に基づく国民住宅回収にかかる強制執行事件についての裁判権。
（國民住宅條例收回國宅強執事件之審判權？）

キーワード

裁判権（審判權）、裁判を受ける権利（訴訟權）、行政訴訟

解釈文：国は行政上の任務を達成するため、公法上または私法上の行為を実施手段として選択することができる。各当該行為により生じる紛争について言えば、公法的性質を有するものは行政裁判所、私法的性質を有するものは普通裁判所の裁判に服することになる。もっとも、立法府はその権限により、事件の性質、既存訴訟制度の機能及び公益を考慮して、裁判権の帰属ないし紛争処理手続につき、別途適当な設定をすることができる。そしてこのような場合、それが法律として制定されれば、全国の機関及び国民に対する拘束力が生じ、各裁判機関もそれを遵守する義務がある。

中華民国七一（1982）年七月三〇日成立公布の国民住宅条例は、国民住宅の建設により比較的低所得の世帯の住居問題を解決するため、政府の主管庁が住宅建設事業として、上記世帯を対象に、譲渡、賃貸、融資による自主的建造または民間投資による建設の奨励等の方法を採用してこれを行うというものである。このうち、民間投資による建設を除き、主管庁

*翻訳者：陳　一

がその譲渡、賃貸または融資による自主的建造を認可し、かつ当該官庁より国または地方自治体を代表して譲受人、賃借人または借入人とそれぞれ売買、賃貸借または融資契約を締結するといった場合は、これらの契約はもはや公権力の行使によって生じる公法上の法律関係ではない。上記条例第二一条第一項は、国民住宅の販売後に同条に定める違法行為があったときは、「国民住宅の主管庁は当該住宅及び敷地を回収することができ、かつ裁判所に移送し、その決定を得て強制執行をすることができる」と定めているが、これは特定の違約行為の効果として執行力を付与するという特別規定である。そしてこれら私権に関する法律関係にかかる事件は民事事件であり、同条にいう裁判所とは普通裁判所のことを言うのである。この種類の事件について、管轄権を有する普通裁判所の民事部は、行政訴訟の新制度が実施されたのに伴い、行政裁判所より受理可能となったことを理由に、強制執行申立の却下決定をしてはならない。

本院が事件を民事事件と解し、本院の解釈を申し立てた行政裁判所には裁判権がないと判断したものについて、当該裁判所は却下の決定をし、かつ職権により裁判権を有する普通裁判所に移送すべきであり、移送を受けた裁判所も、裁判権について本院が解釈において判断したところの趣旨に基づき、憲法における国民の裁判を受ける権利を保障するため、事件の係属を回復させ、法による裁判を行わなければならない。

解釈理由書：国は行政上の任務を達成するため、公法上または私法上の行為を実施手段として選択することができる。各当該行為により生じる紛争にについて言えば、公法的性質を有するものは行政裁判所、私法的性質を有するものは普通裁判所の裁判に服することになる。もっとも、立法府はその権限により、事件の性質、既存訴訟制度の機能及び公益を考慮して、裁判権の帰属ないし紛争処理手続につき、別途適当な設定をすることができる。そしてこのような場合、それが法律として制定さ

れれば、事件の性質につき理論上議論の余地があるとしても、全国の機関及び国民に対する拘束力は影響を受けず、各裁判機関においてもそれを遵守する義務がある。本院釈字四六六号判決もこれと同旨である。

国民住宅条例は、国民生活の安定と社会における福利厚生の向上を図るべく、国民住宅の統一的建設計画・実行と管理を目的として制定され（同条例第一条）、政府機関より用地を取得して住宅を建設・配分し、比較的低所得の世帯の住居問題を解決しようとするものであり（同条例第二、六条）、その具体的手段として、主管庁より用地取得、資金調達及び住宅建設を行い、比較的低所得の世帯を対象に、譲渡、賃貸、融資による自主的建造または民間投資による建設の奨励によりこれを行うというものである（同条例第二、六、一四、一六、二三及び三〇条等参照）。このうち、民間投資による国民住宅建設の場合の購入者と住宅建設業者間の関係が純然たる私法関係であることは疑義のないところであるが、主管庁より直接建設し配分する住宅については、まず購入、賃借または融資の必要のある者より主管庁に申請をし、当該申請が法定要件を満たすことを主管庁が認定した後、主管庁より申請者と私法上の売買、賃貸借または融資契約を締結するというものとなっている。これらの契約は、社会における福利厚生を促進し比較的低所得の国民の生活を保護するという行政上の目的のために採る私的経済の措置であって、何ら権力服従関係のないものである。その性質は、各級政府の主管庁が国または地方自治体を代表して、国民との間で私法上の当該各法律関係を成立させるというものであって、政府機関が直接国民住宅を建設しその配分と管理に関与しているからといって、直ちにそれが公権力の行使に当たるとは言い難い。一方、購入、賃借または融資の申請につき、主管庁が関連法規または裁量権行使の結果により該当要件を満たさないと判断し、契約締結段階へ進まなかったという場合は、如何なる私法関係も成立しないため、当該申請

者はそれに不服であるときは、法の定めることころにより行政争訟を提起しなければならないが、これは別の問題である。

八九（2000）年七月一日に行政訴訟法の新制度が施行となる以前、公法的性質を有する若干の事件については、行政訴訟において適当な訴訟類型を欠き、かつ法律が他の訴訟救済手段を別途用意しなかったため、長年、民事訴訟を通して解決を図ってきたということがあった。例えば、公務員保険給付事件（本院釈字四六六号判決参照）、釈字五二六号判決前の全民健康保険法第五条における被保険者と保険医療機関間の紛争事件等がその適例である。この種類の事件については、今後もはや民事裁判所の裁判を受ける謂れがない。他方、公法的性質を有するといえども、他の裁判権に服すべきことを法律が明確に定めている場合は、行政訴訟制度の改正により訴訟類型が拡大されたからといって、行政裁判所の管轄する公法事件にはならない。例えば、選挙無効事件、当選無効事件（公職人員選挙罷免法第一〇一条）、交通規則違反事件（道路交通管理処罰条例第八八、八九条）、行政罰事件（社会秩序維護法第五五条以下）等は、それぞれ民事裁判所と刑事裁判所より裁判を行うが、その審級と救済手続は通常の民・刑事事件と異なることがある。これらが行政訴訟法第二条にいう公法事件で法律に別段の定めのあるものであって、行政裁判所の裁判を受けないものに該当する。上述の通り、本件国民住宅の売買は私法関係に属するのであるから、国民住宅の所有者または居住者が国民住宅条例第二一条第一項各号、即ち「一、違法の使用をしたとき。二、融資元本・利息を三ヶ月滞納し、催告されても弁済しないとき。三、国民住宅の主管庁の承認を得ないで譲渡、典権設定、贈与または交換をしたとき。四、同一家庭が政府の直接建設した国民住宅または融資による自主的建造のそれを、一戸を超えて所有するとき。五、非居住用に変更しまたは賃貸し、通告後三十日を過ぎても回復または解約をしなかったとき。六、購入後三ヶ月を満了し、

催告されても入居しないとき。七、管理費の滞納が六ヶ月に達したとき。」に該当する場合は、同条項前段により「国民住宅の主管庁は当該住宅及び敷地を回収することができ、かつ裁判所に移送し、その決定を得て強制執行をすることができる」。これは、特定の違約行為の効果として執行力を付与するという特別規定であるが、これら私権に関する法律関係にかかる事件は民事事件であって、同条にいう裁判所とは普通裁判所のことを言うのである。この種類の事件について、普通裁判所の民事部は、行政訴訟の新制度が実施されたのに伴い、行政裁判所より受理可能となったことを理由に、強制執行申立の却下決定をしてはならない。

本件は、行政裁判所が係属中の個別案件の受理権限の問題につき、行政訴訟法第一七八条により本院に解釈を申し立てたものであり、法律の趣旨を徹底するため、本院が当該個別案件にかかる裁判権の帰属について行った判断は既判事項とみなすべきであり、各当該裁判所はこれを遵守しなければならず、後続手続においても再審理をしてはならない。また、事件は本院において民事事件と解されるのであるから、先に普通裁判所が裁判権を有しないという理由で行った却下決定は、事件の受理権限についての判断に誤りがある。そのため、当該裁判には明らかに瑕疵があって、拘束力を生じないというべきである（本院釈字第一一五号判決参照）。本院の解釈を申し立てた行政裁判所は、却下の決定をし、かつ職権により当該民事事件を、裁判権限を有する普通裁判所に移送すべきであり、移送を受けた裁判所も、裁判権について本院の解釈が判断したところの趣旨に基づき、憲法における国民の裁判を受ける権利を保障するため、事件の係属を回復させ、法による裁判を行わなければならない。なお、普通裁判所が訴訟の受理権限に関し行政裁判所と見解が異なる場合について、関連法規には、上記行政訴訟法第一七八条に相当する、裁判権の抵触を解決するための定めがないため、関係機関より本判決の説示に基づいて全

般的検討を行い、しかるべき設計をすべきことを併せて指摘しておく。

本解釈は、陳計男大法官、孫森焱大法官によるそれぞれの部分反対意見書がある。

司法院釈字第 542 号（2002 年 4 月 4 日）*

争　　点

翡翠ダム集水区域における村の移転計画において、居住事実の認定に関する規定は違憲であるのか。
（翡翠水庫集水區遷村計畫居住事實認定規定違憲？）

キーワード

居住及び移転の自由（居住遷徙的自由）、平等原則、比例原則、行政命令

解釈文：人民の居住及び移転の自由は、憲法一〇条によって明文な保障がされている。この自由に対する制限は、憲法二三条に定められている必要な限度を越えてはならないこと、また、明文的な法的根拠が要することは、すでに本院 443 号、454 号解釈によって明らかにされたものである。水道水法一一条は主務官庁に「水質、水量保護区域を設定、公布、そして当該区域においての水質、水量を破壊する行為を禁止する」権限を与えている。主務官庁は、この権限をもって、「翡翠ダム集水区域における石碇鄉碧山、永安、格頭など三つの村の移転に関する作業施行計画」という公告を制定した。この計画は、人民の居住及び移転の自由を制限したものの、計画においての村の移転は、水の資源の保護という目的を達成するため、行政の手段として、比例原則に合致しており、憲法一〇条に違反しているとはいえないのである。

行政機関が制定した行政命令

*翻訳者：蕭　淑芬

は、効果的には人民に利益を授与する給付的な行政措置を取るならば、関連のある憲法原則、とりわけ平等原則にも拘束されるべきである。かかる作業施行計画において、移転された人民の安置及び救済金の配布は、人民に利益を与える給付処分であり、その目的としては、集水区域内に住んでいる住民の移転を補助することによって、将来的かつ継続的居住の可能性を排除することであり、居住事実は処分の前提となるべきである。居住事実の認定の基準としては、戸籍に在籍しているかどうかということがその判断基準にあたる基準の一つにすぎない。前述した計画において、在籍していることは、当該水源区域に居住しているかどうかの唯一の判断基準として設定され、平等原則の違反まではいえないものの、ほかの居住事実を証明の方法として設定されていないことは円満な解決策とはいえない。移転された人民の安置及び救済金の配布に関する規定は、本解釈の主旨に従い、早速に検討し、直さなければならない。

解釈理由書：行政機関内部の作業計画は、公告もしくは公布されたことによって、性質上には法規と見なされる。公告もしくは公布されていなくても、不特定な人々の権利・義務を規制する効力を持ち、具体的な行政措置のよる根拠ともなるかかる作業計画は、対外的な効力を持つ規範に属し、法規命令あるいは行政規則に相当するものとして、本院の審査対象にもなる。本件係争している「翡翠ダム集水区域における石碇鄉碧山、永安、格頭など三つの村の移転に関する作業施行計画」は、行政院の認定を受けたあと、台北市水源特定区管理委員会によって八五(1996)年三月六日八五北水一字1855 号で公告されたものであり、行政命令に相当するものであって、審査の対象となる。

人民の居住及び移転の自由は、憲法一〇条によって明文な保障がされている。政府はダムを建設するため、人民の財産を徴収し、補償することはできる。ダムの建設が完了したあと、集水区域の水源、水質、水量の清潔及び安

全を維持するため、行政機関が当該区域内における住民の居住、移転などの活動を制限できる。ただ、居住・移転の自由を制限する場合には、憲法二三条に定められている必要な限度を越えてはならないこと、また、明文的な法的根拠が要することは、すでに本院 443 号、454 号解釈によって明らかにされたものである。水道水法一一条主務官庁に「水質、水量保護区域を設定、公布、そして当該区域においての水質、水量を破壊する行為を禁止する」権限を与えている。ダムの建設が完了したあと、主務官庁は、前述した権限をもって、「翡翠ダム集水区域における石碇鄉碧山、永安、格頭など三つの村の移転に関する作業施行計画」を制定した。かかる計画の目的は、水源区域内の水質、水量を保護することである。上述した目的を達成するため、当該計画において使用される手段は、有益であり、客観的にも必要である。人民の居住及び移転の自由を制限したとはいえ、村を移転する計画において使用された行政手段と水の資源を保護する目的の間には、比例原則に合致していると思われ、憲法一〇条に違反しているとは言いがたい。

行政機関が制定した行政命令、効果的には人民に利益を授与する給付的な行政措置を取るならば、関連のある憲法原則、とりわけ平等原則にも拘束されるべきである。本院 485 号解釈の主旨によると、社会政策に関する立法は、目的としては、資源の有効な運用及び妥当的な分配といった正当性が必要であり、手段としては、目的を達成するために、有益的であること、そして客観的であることが必要である。すなわち、目的を達成するため、手段的には、有効性及び合比例性が必要である。上述した作業施行計画において、移転された人民の安置及び救済金の配布に関する規定は、人民に利益を授与する給付的な行政措置であり、移転の費用を補助することにより、住民が集水区域を離れ、区域内における住居、仕事及び休憩などの生活活動を停止することになり、集水区域内の水源、水質、水量の清潔及び安全を維持するこ

とができ、目的としては正当性があると思われる。当該計画は、居住の可能性を排除することが目的であるため、居住事実は処分の前提となるべきである。居住事実の認定の基準としては、戸籍に在籍しているかどうかということがその判断基準にあたる基準の一つにすぎない。前述した計画において、在籍していることは、当該水源区域に居住しているかどうかの唯一の判断基準として、設定されたことは、事実上集水区域内に住んでいる住民なのに、戸籍上には在籍していないことが原因で、安置及び救済金の配布に関する規定の条件に該当しないくなることは、平等原則の違反まではいえないものの、ほかの居住事実を証明の方法として設定されていないことは円満な解決策とはいえない。戸籍というものは、特定な目的を達成するために、使われている行政規制の措置である。行政機関が便宜上、戸籍を当該特定した目的の範囲を超えて使用し、戸籍に在籍しているかどうかを規制の要件として管理することは、法的に許容されていないまで言えないが、憲法七条平等原則にも遵守しなければならない。上述した公告に示された時期（中華民国六九年一月一日）以前に、実際に集水区域に長期にわたって居住していた事実を、ほかの方法で証明できる者にも、とたえ在籍していなくても、行政機関は、該当した人民の安置及び救済金を配布しなければならないのである。かかる作業施行計画において、住居事実の有無の認定に関する規定は、本解釈の主旨に従い、早速に検討し、直さなければならない。

司法院釈字第 546 号（2002 年 5 月 31 日）*

争　　点

訴願の提出は実益がないとの院 2810 號解釈は違憲か。
（院 2810 號就訴願為無實益之解釋違憲？）

キーワード

訴願、行政救済（行政救濟）、訴訟利益、試験参加の権利（考試權）、公職服務の権利（服公職權）

解釈文：本院院字 2810 号解釈は、「試験法による・行われた試験において、試験の資格としての体格検査や個別審査は不合格という決定は、行政処分にあたるので、その処分は違法か、不当であった場合、訴願法一条により応募者は訴願を提出することができる。ただし、訴願の内容を審査したとき、すでに改善することができず、訴願の実益がない場合、その訴願を受理しなく訴願法七条により退けなければならない」と解釈しておる。これは、行政訴訟の提出はその争点としての権利を保護する必要があり、訴訟利益があることを前提するとし、当事者が侵害された権利若しくは法律利益はたとい審議・審判しても、改善できず、法律上の地位その他利益を回復できない場合は、訴訟を行い実質的に審査する利益がないという。ただし、侵害された権利若しくは利益が審議・審判しても、改善できず回復できないということは、国家制度の運営上、性質としては繰り返して生まれる権利・法律利益、若しくは人民の参加・共有し繰り返して行使できることを含めない。よって、人民が公職

*翻訳者：林裕順

選挙に立候補を届け出したが、管轄機関は選挙資格との規定に該当しなかったとし退けた場合、縦令選挙が終了しても、人民の立候補権利は憲法の保障し、性質として繰り返して行使できる以上、この選挙は行い続く限り、その審議・審判した結果が次の選挙で立候補になる資格において実益を有し、権利保護の必要性がないといえないので、このような訴訟に関し、法院は受理しなければならない。本院のこの解釈は補充すべきである。

解釈理由書：憲法によると、人民は試験参加、公職服務の権利を有する。この試験参加の権利は一定の資格を有した人民が国家の行う公務員試験及び専門職業・技術者の執務資格試験に参加する権利であり、公職服務の権利は人民が法律による任命した公職若しくは公職選挙に従事し・参加し、その能力を貢献し、民衆のために努める権利を有するという。人民はこの権利が国家に侵害されたと主張した場合、訴訟を提起させることを認めて法院が法律に基づき審理することにより、権利を有するのは必ず救済することができるという法理に符合したといえる。

本院院字 2810 号解釈は、「試験法による・行われた試験において、試験の資格としての体格検査や個別審査は不合格という決定は、行政処分にあたるので、その処分は違法か、不当であった場合、訴願法一条により応募者は訴願を提出することができる。ただし、訴願の内容を審査したとき、すでに改善することができず、訴願の実益がない場合、その訴願を受理しなく訴願法七条により退けなければならない」としておる。これは、行政訴訟の提出はその争点としての権利を保護する必要があり、訴訟利益があることを前提するとし、当事者が侵害された権利若しくは法律利益はたとい審議・審判しても、改善できず、法律上の地位その他利益を回復できない場合は、訴訟を行い実質的に審査する利益がないという。ただし、侵害された権利若しくは利益が審議・審判しても、改善できず回復できないということは、国家

制度の運営上、性質としては繰り返して生まれる権利・法律利益、若しくは人民の参加・共有し繰り返して行使できることを含めない。よって、当事者の提出した訴訟は、たとい時間を立ったため侵害された権利はもとのように回復せずとしても、将来同じことが起こると見込むことができる場合、権利保護が必要ないといえず、救済の機会を与え、その権利を保障しなければならない。人民が公職選挙に立候補を届け出したが、管轄機関は選挙資格との規定に該当しなかったとし退けた場合、縦令選挙が終了しても、人民の立候補権利は憲法の保障し、性質として繰り返して行使できる以上、この選挙はすでに廃止されたのを除き、その審議・審判した結果が次の選挙で立候補になる資格において実益を有し、権利保護の必要性がないといえないので、このような訴訟を受理した管轄機関や法院は実質的に受理すべきである。元の処分は申し立て人の立候補資格の審査に関し違法・不当であった場合、この処分・訴願決定を取り消し、その後の選挙が行われた際、再び退ける処分にされないようにする。

申し立て人は公職人員の選舉と罷免法三五條一項二号及び行政院とその所屬行政機關訴願審議委員會審議規則一三條一項は違憲と認めているが，これは法院の最終判決の適用した法令ではないので、司法院大法官の案件審理法（司法院大法官審理案件法）五條一項二号の法律要件に該当しなくて、受理すべきではないと、ここで、あわせて説明する。

司法院釈字第 549 号（2002 年 8 月 2 日）*

争　　点

労働保険の保険料の徴収等に関する法律にいう労働保険の遺族手当金を受け取る規定が違憲か。
（勞保條例就勞保遺屬津貼受領之規定違憲？）

キーワード

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(勞工保險條例)、労働保険（勞工保險）、遺族手当金（遺族津貼）、保険給付（保險給付）、保険料（保費）

解釈文：労働保険は、国家が憲法第一五三条にいう労働者の保護、また憲法第一五五条、憲法追加修正条文第十条第八項にいう社会保険制度を実施する基本国策を実現するため設けられた社会安全措置である。保険基金は、被保険者の納めた保険料、政府からの補助および事業主の分担額からなり、被保険者の私産ではない。被保険者が死亡した場合、その遺族が受け取れる手当金は、性質上、所得に代替するものであり、遺族が生活において頼りのない状況に陥るのを避けるため用いられるものである。遺族の中に扶養される必要のある者を基本とすべきであり、法律により承継する遺産とは異なる。労働保険条例第二七条は、「被保険者の養子は、その養子縁組の届出の期間が保険事故の発生から遡って六ヶ月に満たしていない場合、保険給付を受け取る権利がない」と規定している。これは、確かに社会安全、また詐欺による保険給付の防止を推進する

*翻訳者：王萱琳

意味を有する。また同条例第六三条から六五条まで遺族手当金に関する規定は、人倫関係と遺族扶養に基づく原則であるにもかかわらず、国家は生存・後見義務を負う憲法上の趣旨を貫徹し、また養子とその他遺族が確かに被保険者の生前に扶養されていたこと、且つ生活能力のない事実を兼ねて考慮したうえ、労働保険条例第二七条、および第六三条から六五条までの規定は、本解釈が公布される日から二年内に修正すべきである。また上述した解釈の趣旨に基づき、遺族手当金等の保険給付をこの関係事項に及ぼさせ、関係のある国際労働公約及び社会安全、たとえば年金制度などを全般的に検討したうえ設計すること。

解釈理由書：労働保険は、国が憲法第一五三条にいう労働者の保護、また憲法第一五五条、憲法追加修正条文第十条第八項にいう社会保険制度を実施する基本国策を実現するために設けた社会安全措置である。社会保険の一種であり、労働生活を保障し、社会安全を促進するためにある。社会保険の提供する保障は、国際公約および各国の制度により一般的に二種類に分けられる。一つは金銭補助であり、もう一つは福祉サービスである。金銭補助は被保険者が年取り、障害、死亡、病気、生産・育児、仕事による傷害または失業に陥るため所得を失う場合における金銭給付である。この類の金銭給付は所得維持、所得代替の機能を備える。社会福祉は、例えば入院看病、医療関係、リハビリ援助等を直接に提供するものである。学問上は「実物給付」を称する。上述した各項目の給付およびサービスを負担する社会保険基金の由来は、被保険者の納めた保険料に限らないのである。わが国の現行労働保険制度制度も同様である。労働保険条例第四章の規定により、被保険者またはその受取人に提供する保険給付は、生産・育児、傷害・病気、医療、障害、年取り、死亡などを含む。労働保険の保険料は、同条例第一五条の定める比例により、被保険者、保険を入る部門による分担、および中央政府と直轄市政府による補助からなる。

保険事故が発生した場合、被保険者またはその受取人の受け取る保険給付は、労働保険が創立されるとき政府の出した一時金、当年度の保険料とその法定果実による収入、保険給付による支出の残高、保険料の滞納金、基金による収益などからなる労働保険基金より納める（労働保険条例第六六条を参照のこと）。そのため、保険給付になる保険基金は、被保険者の私有的な財産ではない。被保険者が死亡した場合、同条例第六三条の規定する遺族の所得する手当金は労働保険機関がそれぞれの遺族を後見するため考えた設計である。その生活において頼りになるものを失うのを避けるためである。したがって、遺族の手当金は、法律により承継した遺産とは異なるわけである。上述した遺族の範囲は、民法第一一三八条でいう遺産承継人とも異なる。

労働保険条例第二七条は、「被保険者の養子は、その養子縁組の届出の期間が保険事故の発生から遡って六ヶ月に満たしていない場合、保険給付を受け取る権利がない」と規定している。縁組の届出が六ヶ月に満たすことを保険給付の受け取りの制限として規定することは、保険給付を詐欺するのを防ぐ意味を含んでいる。しかしながら、国家が生活能力のない者に援助・救済を負う義務という憲法の趣旨を貫徹するために、裁判所により養子を認められ後、確かに被保険者の生前において扶養されていたこと、且つ本人には生活能力のないという事実を以って、遺族手当金を請求する要件とすることは、もっと労働保険条例でいう遺族手当金制度の設計に一致する。また、同条例第六三条および六四条でいう遺族手当金は、配偶者、子供、父母、祖父母に関して人倫関係に基づき、一律に同条例第六五条より順番に受け取ることができる。その他の孫と兄弟姉妹は、被保険者により扶養される事実のある場合に限り、始めて給付を受け取ることができる。これは、後見すべきである被扶養遺族原則に基づいたものである。しかしながら、上述した規定である遺族の受け取れる遺族手当金は、そもそも被保険者が生前において

その遺族を扶養していた生活費のために設けた規定であり、それを以って住む場所を失い、生活を絶境に陥ることを免れるため考えたものである。そのため、その遺族手当金を請求する場合にも、同じく被保険者の生前に扶養されていた生活能力のないという事実を要件とすれば、始めて上述した憲法の趣旨に合致することになる。労働保険条例第二七条、また六三条から六五条の規定は本解釈が公布される日から二年内に修正すべきである。また上述した解釈の趣旨にしてがって、遺族手当金等の保険給付およびこの関係する事項について、国際労働公約および社会安全、例えば年金制度などを参照にし、全般的に検討したうえで設計すること。

本解釈は、陳計男大法官、施文森大法官、黄越欽大法官、孫森焱大法官によるそれぞれの補充意見書がある。

司法院釈字第 551 号（2002 年 11 月 22 日）*

争　　点

麻薬取締法における誣告反坐の規定は違憲か。
（毒品危害防制條例中有關誣告反坐之規定是否違憲？）

キーワード

麻薬取締法（毒品危害防制條例）、誣告、反坐、比例原則

解釈文：国民の身体の自由と生存権を保障することは、憲法第八条と第十五条によって明文化されている。国家は、刑罰権を実現させるために、特定の事項について刑法典と異なった罪刑を特別刑法において規定する場合、その内容について目的の正当性、手段の必要性、権利制限の妥当性を充たさなければならない。これは、憲法二十三条の要請であり、すでに大法官解釈四百七十六号によって説示されているものである。「毒品危害防制条例」（以下、麻薬取締法と呼ぶ）は、中華民国八十七年（西暦一九九八年）五月二十日に発布された。この特別法の目的は、麻薬を粛清し、その弊害を防ぐことであり、さらに国民の心身健康を守り、社会秩序及び公共の利益を維持することである。虚偽の証拠を使用し、または証拠を捏造するなどして、他人を麻薬取締法に違反したかのように誣告する場合、行為者は刑法の誣告罪の対象にもなりうるが、麻薬取締法の立法目的に鑑み、さらに同法で新しく規定を設けることも考えられる。同法の第十六条は、「虚偽の証拠を使用しまたは証拠を捏造し、他人を麻薬取締法に違反したかのように誣告する者は、誣告

*翻訳者：謝如媛

した罪の刑に処する。」と定めているが、この規定は、刑法の原則に抵触するといわざるを得ない。なぜなら、刑事責任は、行為自身によってもたらされた害悪に応じて非難されるべきであり、同害報復という原始的応報思想を過度に強調し、行為者に罪名の反坐刑を処することは、手段と目的の均衡性が欠けるものといわざるを得ない。そして、誣告反坐の刑罰は責任に相応せず、罪と刑の均衡もとれず、憲法二十三条の比例原則にも抵触する。よって、関係機関は、国家刑罰権の円満な実現と誣告された被害者の個人法益に十分に配慮しながら、本解釈が発布される日から、二年以内にその規定を全般的に検討して修正しなければならない。期限内に修正を怠る場合、前掲麻薬取締法第十六条の誣告反坐の規定は、その効力が失われることとする。

解釈理由書：憲法第八条および第十五条は、国民の身体の自由と生存権を保障することを定めている。国家の刑罰権を実現させるために、立法機関が、一定の目的のもと、ある事項について特別な刑法において特別な罪刑を規定する場合、その内容は憲法の第二十三条の要件を充たさなければならない。すなわち、憲法第二十三条の比例原則に基づき、国民の自由や生存権に対する制限または剥奪の規定は、立法目的の達成に役立つこと、同様な効果をもつあらゆる手段の中で最も侵害の少ない手段であること、達成したい目的にとって処罰の程度が合理的で必要なものであることでなければならない。上述の趣旨は、すでに大法官解釈の第四百七十六号において説示されている。中華民国八十七年（西暦一九九八年）五月二十日に発布された麻薬取締法は、その目的が特別法の制定により麻薬を粛清し、その弊害を防ぐことであり、さらに国民の心身健康を守り、社会秩序及び公共の利益を維持することである。例えば第四条は：「第一級の麻薬を製造、運搬、または販売する者は、死刑若しくは無期懲役に処し、または情状により無期懲役及び一千万元以下の罰金に処する。」「第二級の麻薬を製造、運搬または販売する

者は、無期懲役若しくは七年以上の懲役に処し、又は七百万元以下の罰金を併科することができる。」「第三級の麻薬を製造、運搬または販売する者は、五年以上の懲役に処し、情状により五年以上の懲役及び五百万元以下の罰金に処する。」「専ら麻薬の製造や施用に供する器具を製造、運搬または販売する者は、一年以上七年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上七年以下の懲役及び百万元以下の罰金に処する。」「前四項の罪の未遂は、罰する」。同法第五条、第六条、第七条、第八条及び第十二条の規定もこの目的に従って定められている。虚偽の証拠を使用し、または証拠を捏造するなどして、他人を麻薬取締法に違反したかのように誣告した場合、それによってもたらされた害悪に鑑み、より重い非難に値すると評価できれば、刑法の誣告罪のほかに、立法目的に配慮して特別の規定を設けることも考えられる。同法十六条は、「虚偽の証拠を使用しまたは証拠を捏造し、他人を麻薬取締法に違反したかのように誣告する者は、誣告した罪の刑に処する」と定められている。この規定は、元「勘乱時期粛清煙毒条例」第十五条を踏襲するものであるため、その時期の時代的背景と立法政策に影響されている。しかし、同法に規定されている麻薬の製造、運搬、販売、施用、譲渡、所持、若しくは栽培する行為に比べると、誣告の行為は不法の程度においても、それにより得られる利益においてもそれほど重大なものではない。その上、誣告行為は、麻薬やその原料、若しくは専ら施用に供する器具の製造、流布または所持することと関わりなく、他人に麻薬を施用させて健康を損なわせることもない。すなわち、「麻薬を粛清し、その弊害を防ぐ」という立法目的からしても、誣告行為を厳しく罰する必然性がない。また、刑事責任は、行為自身によってもたらされた害悪に応じて非難されるべきであり、同害報復という原始的応報思想を過度に強調し、行為者に罪名の反坐刑を処することは、手段と目的の均衡性が欠けるものといわざるを得ない。そして、誣告反坐の刑罰は責任に相応せず、罪と刑の均

衡もとれず、憲法二十三条の比例原則にも抵触する。よって、関係機関は、国家刑罰権の円満な実現と誣告された被害者の個人法益に十分に配慮しながら、本解釈が発布される日から、二年以内にその規定を全般的に検討して修正しなければならない。期限内に修正を怠る場合、前開麻薬取締法第十六条の誣告反坐の規定は、その効力が失われることとする。

司法院釈字第 552 号（2002 年 12 月 13 日）*

争　　点

釈字 362 号にいう「かような特殊な状況」の意味は何か。
（釋 362 號所稱「類此之特殊狀況」之意涵？）

キーワード

重婚、一夫一妻、確定判決、信頼保護の原則（信賴保護原則）、善意かつ無過失（善意且無過失）

解釈文：本院（司法院）釈字第三六二号解釈は「民法第九八八条第二号の重婚無効に関する規定は、一夫一妻の婚姻制度という社会的秩序を維持するためのものであり、一般的状況から言うと、憲法には尚も抵触するものではない。ただし、もしも前の婚姻関係が既に確定判決により消滅しており、第三者は善意かつ無過失で当該判決を信頼して前婚姻の当事者の一方と結婚する場合は、たとえ当該判決が後に変更されることによって後の婚姻が重婚となろうとも、こうした状況は一般的重婚とは異なることから、当該後の婚姻の効力は、信頼保護の原則に基づき、依然維持されるべきである。上述した規定には、かような特殊な状況が配慮されておらず、憲法が保障する人民の婚姻の自由および権利の趣旨には全く符合しないものであり、修正を検討すべきである」とし、ここで言うかような特殊な状況とは、協議離婚によって生ずる重婚も含まれる。ただし、婚姻は身分関係の変更に関連し、公共利益にも関係することから、後の婚姻の当事者は前の婚姻関係の消滅への信頼に関してより

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

厳格に要求されるべきであり、重婚者の相手方の善意かつ無過失のみが後の婚姻の効力を維持する理由とされるにはなおも不十分であり、重婚の双方当事者が共に善意かつ無過失であるときに、後の婚姻の効力ははじめて維持することができる。これに関しては本院釈字第三六二号解釈における関連部分は、補充されるべきである。とはいえ、これによって前後の婚姻関係が同時に存在するに至った時は、一夫一妻の婚姻制度を維持するために、果たして前の婚姻或いは後の婚姻を解消させるべきか、また婚姻が解消された当事者及びその子は如何に保護されるべきかについては、立法政策として考慮すべき問題に属するものであり、立法機関により信頼保護の原則、身分関係の本質、夫婦の円満な共同生活及び子の利益の維持などの要因を酌量し、民法第九八八条第二号などの関連規定を迅速に検討または修正するべきである。修正されるまでは、前掲した解釈の趣旨に合致して締結した後の婚姻の効力を依然維持すべきであり、民法第九八八条第二号の規定はこれにかかる部分においてその適用を停止するべきである。本件解釈の公布日以前において、重婚者の相手は善意かつ無過失であり、そして重婚者は同じく善意であってしかも無過失ではない場合には、こうした重婚は本件解釈後においても依然有効とする。もしもこのようにして、前後の婚姻関係が同時に存在した場合は、重婚の他方の当事者は、当然として法律の定めるところにより裁判所に離婚を請求することができることを、ここに併せて指明する。

解釈理由書：一夫一妻の婚姻制度は配偶者間の人格倫理にかかる関係の保護、男女平等の原則の実現および社会秩序を維持するためのものであり、憲法の保障を受けるべきものである。民法第九八八条第二号の重婚無効に関する規定は、すなわちこうした趣旨により制定されたものである。婚姻の自由は憲法上保障されている自由権であるとはいえ、一夫一妻の婚姻制度の制限を受けるべきものである。本院釈字第三六二号の解釈は：「民法第九八八条第二号の重

婚無効に関する規定は、一夫一妻の婚姻制度という社会的秩序を維持するためのものであり、一般的状況から言うと、憲法には尚も抵触するものではない。ただし、もしも前の婚姻関係が既に確定判決により消滅しており、第三者は善意かつ無過失で当該判決を信頼して前婚姻の当事者の一方と結婚する場合は、たとえ当該判決が後に変更されることによって後の婚姻は重婚となろうとも、こうした状況は一般的重婚とは異なることから、当該後の婚姻の効力は、信頼保護の原則に基づき、依然維持されるべきである。上述した規定には、かような特殊な状況が配慮されておらず、憲法が保障する人民の婚姻の自由および権利という趣旨には全く符合しないものであり、修正を検討すべきである」とし、ここで言うかような特殊な状況とは、協議離婚などその他第三者に信頼を与えるに足りる重婚をも含むものである。協議離婚の場合は、それは当事者の合意に基づくものであるが、民法一〇五〇条の規定により離婚の戸籍登録をしなければならず、第三者のこうした離婚登録に対する信頼も同様の保護を受けることになる。ただし、婚姻は身分関係の変更に関連し、婚姻人倫秩序の維持、家庭制度の健全、子の正常な成長などといった公共利益にも関係することから、後の婚姻の当事者は前の婚姻関係の消滅への信頼に関してより厳格に要求されるべきであり、重婚者の相手方の善意かつ無過失のみが後の婚姻の効力を維持する理由とされるにはなおも不十分であり、重婚の当事者双方が共に善意かつ無過失であるときに、後の婚姻の効力ははじめて維持することができ、そして重婚が一夫一妻の婚姻制度を破壊するといった事態が避けられる。これに関しては本院釈字第三六二号解釈における関連部分は、補充されるべきである。とはいえ、これによって前後の婚姻関係が同時に存在するに至った時は、一夫一妻の婚姻制度を維持するために、果たして前の婚姻或いは後の婚姻を解消させるべきか、また婚姻が解消された当事者すなわち後の婚姻の善意かつ無過失たる重婚者の相手に対しては、前の婚姻が解消されるとき、

前の婚姻の重婚者たる他方は如何に保護されるべきか、および前後の婚姻関係存続中に生まれた子の身分、また財産上においては如何に保障されるべきかについては、立法政策として考慮すべき問題に属するものであり、立法機関により信頼保護の原則、身分関係の本質、夫婦の円満な共同生活及び子の利益の維持などの要因を酌量し、民法第九八八条第二号などの関連規定を迅速に検討また修正するべきである。修正されるまでは、前掲した解釈の趣旨に合致して締結した後の婚姻の効力を依然維持するべきであり、民法第九八八条第二号の規定はこれにかかる部分においてその適用を停止すべきである。本件解釈の公布日以前において、重婚者の相手のみが善意かつ無過失であり、そして重婚者は同じく善意であってしかも無過失ではない場合には、こうした重婚は本件解釈後においても依然有効とする。もしもこのようにして、前後の婚姻関係が同時に存在した場合は、後の婚姻の重婚の相手または前の婚姻の重婚の他方の当事者は、当然として民法第一〇五二条第一項第一号或いは第二項の規定により裁判所に離婚を請求することができることを、ここに併せて指明する。

本解釈は、王澤鑑大法官、孫森焱大法官、蘇俊雄大法官、戴東雄大法官によるそれぞれの補充意見書、曾華松大法官、劉鐵錚大法官によるそれぞれの反対意見書がある。

司法院釈字第 554 号（2002 年 12 月 27 日）*

争　　点

刑法第二三九条が姦通、相姦者に対して罪刑を処することは違憲か否か。

（刑法第二百三十九條對通姦、相姦者處以罪刑，是否違憲？）

キーワード

制度的保障、姦通罪、性行為の自由、親告罪、立法の形成自由

解釈文：婚姻と家庭は社会の形成と発展の基礎であり、憲法の制度的保障を受けている（本院釈字第三六二号、第五五二号解釈を参照）。婚姻制度は人格の自由に基づくものであり、人倫の秩序、男女の平等、子の養育等社会的機能を維持するものであり、国家は婚姻制度の存続と円満を確保するために、当然として関連規範を制定することによって、夫婦双方お互いに忠誠の義務を負うことを約束させる。性行為の自由と個人の人格とは分離できない関係にあり、むろん性行為をおこなうかそして誰と性行為をおこなうかは自由に決定することができるが、ただし憲法第二二条の規定により、社会的秩序と公共利益を妨害せぬという前提の下に、これははじめて保障される。よって、性行為の自由は、当然婚姻と家庭制度からの制約を受けるべきである。

婚姻関係存続中に、配偶者の一方と第三者との間における性行為は如何に制限されるべきか、及びにこうした制限に違反する場合には、罪刑を加えるべきか否かについては、各国の事情は異なり、

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

これは立法機関により酌量して決めるべきである。刑法第二三九条が姦通者、相姦者に対して一年以下の懲役を処する規定は、言うまでもなく人民の性行為の自由に対して制限を加えることになるが、しかしこれは婚姻、家庭制度及び社会生活の秩序を維持するために必要とされるものである。こうした制限を過度に厳格化させないために、同法第二四五条第一項は姦通罪が親告罪、及び同条第二項は配偶者の容認または赦しがある場合に告訴することができないと規定し、姦通罪に訴追の条件を付している。これは、すなわち立法者が婚姻、家庭制度の維持と性行為の自由との間でなした価値判断であり、立法の形成自由という空間をまだ越えていないことから、憲法第二三条にいう比例原則の規定には尚も違反しないものである。

解釈理由書：婚姻と家庭は社会の形成と発展の基礎であり、憲法の制度的保障を受けている（本院釈字第三六二号、第五五二号解釈を参照）。婚姻制度は人格の自由に基づくものであり、人倫の秩序、男女の平等、子の養育等社会的機能を維持するものであり、国家は婚姻制度の存続と円満を確保するために、当然として関連規範を制定することによって、夫婦双方お互いに忠誠の義務を負うことを約束させる。性行為の自由と個人の人格は分離できない関係にあり、むろん性行為をおこなうかそして誰と性行為をおこなうかは自由に決定することができるが、ただし憲法第二二条の規定により、社会的秩序と公共利益を妨害せぬという前提の下に、これははじめて保障される。よって、性行為の自由は、当然婚姻と家庭制度からの制約を受けるべきである。

婚姻は一夫一妻が永久に共同生活を営むため、並びに双方の人格が実現また発展させることができる生活共同体である。婚姻によって生ずるこうした永久的結合関係は、夫妻に精神上、物質上において相互に助け合いまた依存させるだけではなく、そしてこれによって家庭と社会の基礎として伸びゆくものである。婚姻関係存続中に、配偶者の一方と第三者との間

における性行為は如何に制限されるべきか、及びこうした制限に違反する場合には、罪刑を加えるべきか否かについては、各国の事情は異なることから、立法機関が如何に婚姻と家庭制度の維持を酌量するうえで行為規範を制定するかに関しては、例えば刑罰を加える処罰を選択する場合に、もしも立法目的には正当性があり、刑罰手段が立法目的の達成に役立ち、またその他侵害が比較的に小さく同様の目的を達成できる手段が運用に資するものではなく、そして刑罰が基本権利に対する制限と立法者が維持しようとする法益の重要性及び行為が法益に対する危険の程度にも比例の関係に合致する場合は、すなわち憲法第二三条規定の比例原則に一致しないとは謂い難い。

婚姻共同生活の維持は、本来夫婦双方の感情及び信頼等の関係から齎されるべきであり、刑法第二三九条は：「配偶者があり他人と姦通する者は、一年以下の懲役に処し、その相姦者も、同様とする。」と規定し、刑罰手段を以って配偶者のある者と第三者との間の性行為の自由を制限することは止むを得ない手段であるとしている。然るに刑法により具えられている一般的予防の機能は、夫婦忠誠の義務の遵守においてこれを社会生活の基本的規範とならしめ、ひいては人民の婚姻に対する法意識への尊重を増強し、及び婚姻と家庭制度の倫理的価値を保護することにあたっては、依然として一定の機能がある。立法機関が現在の夫婦の忠誠義務に対する評価は社会一般通念とは異なることなく、そして人民がこうした義務規範を遵守することも期待できない状況下では、当然刑罰の手段を以って姦通の予防、婚姻の維持という立法目的を達成することができる。また刑法で姦通罪を一年以下の懲役に処すことをは、刑法第六一条が定める軽犯罪に属するものである。同法第二四五条第一項は、姦通罪を親告罪とすることにより、受害者たる配偶者が夫婦の感情及びプライバシーを共に配慮することができ、姦通罪への告訴がむしろ婚姻、家庭の破綻を引き起こす事態を避けるものとしてい

る。さらに、同条第二項は、配偶者の容認または赦しがある場合には告訴することができないと規定し、姦通罪への訴追には訴訟要件の制限を増加し、既に姦通行為の処罰を必要な範囲に限定し、憲法の前掲した規定には尚も抵触していない。

司法院釈字第 556 号（2003 年 1 月 24 日）*

争　　点

組織犯罪法における「犯罪組織に参加する」ことの意味。
（組織犯罪防制条例中「參加犯罪組織」之意涵？）

キーワード

組織犯罪、誣告、反坐、挙証責任(舉證責任)、公訴時効(公訴時效)、自首

解釈文：犯罪組織の存在は、法益に侵害を与えるおそれがあるため、それを排除し、予防する必要がある。組織犯罪防制条例（以下、組織犯罪法と略す）は、組織的に行われている犯罪活動を予防し、社会秩序の維持と個人法益の保障を実現することを目的とする。同法第三条第一項及び第三項における「犯罪組織に参加する」こととは、組織活動に参加するか否かを問わず、犯罪組織に入り組織のメンバーになることで直ちに犯罪が成立する、ということである。なお、犯罪行為が継続しているか否かについては、組織的活動を持続的に参加しているか、または組織と連絡を保っているかによって判断されるべきであり、国家を代表して犯罪を訴追する検察官が犯罪の挙証責任を負うべきである。組織のメンバーは、犯罪組織への参加が発覚する前に自首した場合、若しくは長期間組織と連絡せずかつ活動にも参加しておらず、よって犯罪組織から離脱したと証明できる場合には、犯罪組織に参加していると認定することができない。これに対し、大法官解釈第六十八号の前半において次の

*翻訳者：謝如媛

ように説示されている：「叛乱組織に参加した者は、自首若しくは他の事実により組織を離脱したことと証明できるまで、組織に参加し続けていることと認定する」。しかし、第六十八号解釈の前半は、すでに廃止された「懲治叛乱条例」についての解釈であるため、現に犯罪組織に参加しているか否かの判断や挙証責任の分担に関して、本解釈（訳者注：第五百五十六号）の趣旨と一致しない部分については、第六十八号解釈及びそれと同じ趣旨の他の解釈（院字第六百六十七号、釈字第百二十九号）を変更しなければならない。また、組織犯罪法第十八条第一項に規定されている経過期間について、その適用は本解釈の趣旨に反するものではなく、憲法による人身自由の保障に反するものでもないことを併せて明記しておく。

解釈理由書：犯罪を目的とする組織、若しくはメンバーを犯罪活動に参加させ、集団性、常習性、脅迫や暴力的性質をもつ組織は、それによって行われる組織的な犯罪が、通常の犯罪行為と異なり、社会秩序や市民の権利を侵害する危険性が極めて重大であるため、それを排除し予防することが必要である。そのため組織犯罪法が中華民国八十五年（訳者注：西暦一九九六年）十二月十一日に制定された。但し、組織とは抽象的な存在であり、それ自身がなにか行為や動作をすることができず、犯罪目的の達成や犯罪活動の遂行はすべてメンバーの参加に頼って実現させるしかない。同法のいわゆる犯罪組織に参加することとは、組織活動に参加するか否かを問わず、犯罪組織に入り組織のメンバーになることであり、直ちに犯罪が成立するものとする。犯罪組織への参加が公訴時効の完成まで継続しているかどうかは、行為者が持続的に組織活動に参加しているかまたは組織と連絡を保っているかによって判断されるべきであり、国家を代表して犯罪を訴追する検察官が挙証責任を負うべきである。組織のメンバーは、犯罪組織への参加が発覚する前に自首した場合、若しくは長期間組織と連絡せずかつ活動にも参加してお

らず、よって犯罪組織から離脱したと証明できる場合には、犯罪組織に参加し続けていることと認定してはならない。その場合、公訴時効の進行は、組織に入った時点、最後に活動に参加した時点、若しくは組織を離脱した時点から、各事案の状況に従ってそれぞれ起算されるべきである。大法官解釈第六十八号は、次のように述べている：「叛乱組織に参加したものは、自首若しくは他の事実により組織を離脱したことと証明できるまで、組織に参加し続けていることと認定する。その行為が民国三十八年（訳者注：西暦一九四九年）六月二十一日に懲治叛乱条例が施行されてからもなお継続している場合、犯罪後の法律が変更したことに当たらないので、刑法第二条を適用しない。また、罪犯赦免減刑令は、民国三十五（訳者注：西暦一九四六）年十二月三十一日以前の犯罪を対象とするので、その後になお犯罪を続けている場合、それを適用しない。」上述の解釈は、叛乱組織に参加し続けているか否かについての判断であるが、解釈において援用されている条例が、八十（訳者注：西暦一九九一）年五月十七日にすでに廃止された。そのため、犯罪組織に参加し続けているかの判断およびその挙証責任について、大法官第六十八号解釈及びそれと同じ趣旨の他の解釈（院字第六百六十七号、釈字第百二十九号）は、本解釈（訳者注：第五百五十六号解釈）と一致しない部分が変更されなければならない。また、犯罪組織の活動に参加してさらに組織犯罪法以外の罪を犯した者に、同法第五条の規定が適用されることは言うまでもない。

犯罪組織に参加することは可罰的行為である（刑法第百五十四条を参照）。組織犯罪法第十八条第一項は、「本法施行前にすでに成立した犯罪組織については、そのメンバーが本法施行後二ヶ月以内に、犯罪が発覚する前に当該組織を離脱し、かつ警察機関に登記する場合、刑を免除する。犯罪組織を創始、主宰、操縦、若しくは指揮する者については、本法が施行されてから二ヶ月以内に、犯罪が発覚する前にその組織を解散し

、かつ警察機関に登記する場合も同様である。」その目的は、犯罪組織に参加した者の更生を促進することである。また、経過期間の設立により、遡及処罰が一律に適用されることを回避することができるだけでなく、犯罪組織への参加の認定についても本解釈の趣旨と相反することがなく、憲法の人身自由の保障にも反しないことが認められる。

司法院釈字第 558 号（2003 年 4 月 18 日）*

争　　点

人民の出入国を許可制とする国家安全法第三条第一項の規定は、憲法第二三条の比例原則に違反して人民の出入国の自由を侵害するかいなか。

（國家安全法第三條第一項規定之人民出入境許可制，是否違反憲法第二十三條之比例原則而侵害人民出入國之自由？）

キーワード

出入国（入出境）、許可、比例原則、移住の自由（遷徙自由）、旅行の自由（旅行自由）

解釈文：憲法第一〇条は、人民が居住や移住の自由を有することを定めている。その趣旨は、人民が出入国を含む住所、移住や旅行を自由に決定する権利を有することの保障にある。人民は、国家を構成する要素の一つである。したがって、国家は、国民をその領土区域外に斥けてはならない。台湾地域に住所を設けて戸籍を有する国民は、許可を待つことなく、いつでも自国に戻ることができる。とはいえ、国家安全や社会秩序を確保するためには、人民の出入国の権利は、制限されてはならないものではない。しかしながら、憲法第二三条の比例原則に合致しなければならず、かつ法律でこれを定めなければならない。

動員戡乱（反乱掃討）時期国家安全法は、戒厳を解除する際に制定されたのもである。その第三条第二項第二号は、当時の国家情

*翻訳者：簡玉聰

勢に応じて制定され、動員戡乱（反乱掃討）時期に適用されるものであり、憲法に抵触するものではない（本院釈字第 265 号解釈)。しかしながら、中華民国八一年に改正された国家安全法の第三条第一項は、なおひろく人民の出入国が主務機関の許可をえなければならないとしており、国民が台湾地域に住所を設け戸籍を有するか否かを区別せず、すべて許可がなければ入国できないとして、しかも許可なしで入国した者に刑罰の制裁を科している (同法第六条参照)。これは、憲法第二三条に定められる比例原則に違反し随時に自国に戻れる国民の自由を侵害するものである。前掲の国家安全法の規定について、前述の解釈趣旨に合致しない部分は、立法機関が裁量権限に基づき、もっぱら出入国のために制定された法律の関連規定が施行されたときから、適用されてはならない。

解釈理由書：本件は、台湾高等法院が事案を審理する際に適用される国家安全法第三条第一項「人民の出入国は、内政部警政署入出境管理局の許可を申請しなければならない。許可を得ていない者は、出入国してはならない」との規定に憲法違反の疑義があると認められ本院に解釈を申し立てられたものである。前述の規定に違反した者は、同法第六条第一項の規定により 3 年以下の禁錮、懲役又新台湾元 9 万元以下の罰金に処し又は併罰する。この処罰条項は、裁判所の裁判において重要性を持ち憲法解釈の客体とされることができる。この点はあらかじめ説明しておく。

憲法第一〇条は、人民が居住や移住の自由を有することを定めている。その趣旨は、人民が出入国を含む住所、移住や旅行を自由に決定する権利を有することの保障にある。人民は、国家を構成する要素の一つである。したがって、国家は、国民をその領土区域外に斥けてはならない。台湾地域に住所を設けて戸籍を有する国民は、許可を待つことなく、いつでも自国に戻ることができる。とはいえ、国家安全や社会秩序を確保するためには、人民の出入国の権

利は、制限されてはならないものではない。しかしながら、憲法第23条の比例原則に合致しなければならず、かつ法律でこれを定めなければならない。こうしてはじめて人民の権利を保障する憲法の趣旨に合致する。本院の釈字第454号解釈はすなわちこの趣旨に基づいたものである。現行憲法増修条文第一一条は、自由地域と大陸地域の間における人民の権利義務関係及びその他の事務の処理については法律で特別な規定を設けることができると定めている。したがって、台湾地域への大陸地域の人民の入国に制限を設けることは、前述の憲法の趣旨に合致する（本院釈字第497号解釈を参照）。外国に居住し中華民国の国籍を有する国民は、台湾地域に住所を設けて戸籍を有する者でなければ、なお関連法律の規定を適用しなければならない（入出國及移民法第三条第一号、第五条第一項、第七条の規定を参照）。これは、わが国の国家情勢の特殊性によることである。前述にいわゆる戸籍を設けてある者は、長期居住の意志を有すると推定されてはならない者ではない。七六年（1987年）に公布された動員戡乱（反乱掃討）時期国家安全法は、戒厳を解除する際に制定されたのもである。その第三条第二項第二号は、当時の国家情勢に応じて制定され、動員戡乱（反乱掃討）時期に適用されるものであり、憲法に抵触するものではない。これは、すでに本院釈字第265号解釈において解釈されたことがある。しかし、動員戡乱（反乱掃討）時期および戒厳解除の後においては、国家の法制は、当然次第に常軌の状態に戻らなければならない。立法院は、戒厳および動員戡乱（反乱掃討）時期の終止後の情勢を勘案してすでに入出國及移民法を制定した。同法は八八(1999)年五月二一日に公布され施行された。また、その裁量的権限にもとづき、もっぱら出入国につき制定された法律規定の施行日が決定された。国家安全法は、八一(1992)年に改正された。その第三条第一項は、人民の出入国につきなお広く主務機関の許可を必要とし、国民が台湾地域に住所を設け戸籍を有するか否かを問わず、一律して許可が

なければ入国してはならないとしており、許可を経ずに入国した者に対して、同法第六条第一項の規定により 3 年以下の禁錮、懲役又新台湾元 9 万元以下の罰金に処し又は併罰する。これは、憲法第二三条に規定される比例原則に違反し、いつでも自国に戻ることができるという国民の自由を侵害している。国家安全法における前述の規定は、前述した解釈の趣旨に合致しないため、入出国及移民法の関連規定が施行されたときから適用されないとされなければならない。

本解釈は、劉鐵錚大法官、董翔飛大法官によるそれぞれの反対意見書がある。

司法院釈字第 559 号（2003 年 5 月 2 日）*

争　　点

家庭暴力防治法が非金銭給付の保護令に対し執行手続の授権規定を定めるのは違憲か。
（家暴法對非金錢給付保護令執行之程序授權規定違憲？）

キーワード

授権、命令、家庭暴力、保護令、強制執行

解釈文：法治国家の基本原則の基づき、人身自由の制限に関わるすべての事項は、法律を以ってこれを定めるべきである。それが財産権に関わる場合は、その制限の程度により、法律または法律による明確な授権を有する命令を以ってこれを規範とすることができる。ただし、法律自体がもしも既に人身の処置を明文にて規定している場合には、法律による具体的、明確な授権を以って主務官庁に対しこれを執行する権限を委ねることができないとすることは有り得ないはずである。主務官庁が法律の包括的な授権により発する命令が、もしも単なる細部的、技術的なものに属する副次的な事項であるならば、法律において許されないものではないはずである。家庭暴力防治法第二十条第一項は、保護令の執行機関及び金銭給付保護令の強制執行手続を規定しているが、警察機関の非金銭給付保護令を執行する手続及び方法に関してはまだ規定しておらず、単に同法第五二条を以っての包括的な授権：「警察機関による保護令の執行及び家庭暴力事件の処理に関する外局規則（＝弁法）は中央

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

主務官庁によりこれを定める」としているが、たとえそれが憲法に抵触することにならなくとも、警察機関による前掲した保護令の執行にあたって適用することができる手続及び方法に関するすべてがまだ規定されてないのみならず、なおかつ外局規則の内容に対しても具体的、明確な授権がなされていない。保護令が人身の処置または財産の強制執行に関わるものである以上（家庭暴力防治法第十三条及び第十五条を参照）、前掲した解釈の趣旨を鑑みて、状況を区別するうえで法律または法律による具体的、明確な授権ある命令を以ってこれを定めるべきであり、関係官庁は憲法における人民の権利を保障する趣旨に合致させるべく、関係法律を速やかに改正すべきである。

行政執行法の執行機関については、金銭給付が法務部（＝法務省）行政執行署所属の行政執行処による執行とする外は、その性質により原処分機関または事件の管轄機関がその他の事件を別々に取り扱うべきである（行政執行法第四条を参照）。上述した家庭暴力防治法の規定により、警察機関は金銭給付以外の保護令を執行する責務があり、ならびにその具体的事件の執行に適用すべき手続に関しては、法律においてまだ前掲した解釈による改正がなされていない以前の、警察機関が保護令を執行する際の行政執行法が規定する手続を準用し、または各種の適切な執行方法を採ることができる。

解釈理由書：法治国家の基本原則の基づき、人身自由の制限に関わるすべての事項は、法律を以ってこれを定めるべきである。それが財産権に関わる場合は、その制限の程度により、法律または法律による明確な授権を有する命令を以ってこれを規範とすることができる。ただし、法律自体がもしも既に人身の処置を明文にて規定している場合には、法律による具体的、明確な授権を以って主務官庁に対しこれを執行する権限を委ねることができないとすることは有り得ないはずである。主務官庁が法律の包括的な授権により発する命令が、もしも単なる細部的、

技術的なものに属する副次的な事項であるならば、法律において許されないものではないはずである。これについては、本院（＝司法院）にて解釈されたことがある。こうして、家庭暴力防治法第五二条は、「警察機関による保護令の執行及び家庭暴力事件の処理に関する外局規則（＝弁法）は中央主務官庁によりこれを定める」と規定しているが、ここではまだ憲法に抵触するような問題が生じていない。主務官庁の内政部（＝内務省）が家庭暴力防治法の前掲した授権により、中華民国八八（１９９９）年六月二二日に発した警察機関による保護令の執行及び家庭暴力事件の処理に関する外局規則は、その内容が立法機関の授権趣旨に反しているものではなく、当該外局規則第十九条第一、二項は、「警察機関は保護令により未成年の子の引渡しを執行する際に、被害者とその相手方の意見を酌量し、引渡しの時間と場所及びに方式を決定することができる。」「前項の執行にあたり困難に遭い引き渡しが遂行できない場合には、執行状況を記録するとともに、保護令を発した原裁判所に報告しなければならない。」と規定することは、かかる執行の裁判所が発した保護令に対する細部的事項であり、違法と言えないはずである。

家庭暴力防止法が称する民事保護令は、裁判所が家庭暴力を防止・治療するために、被害者及びその未成年の子またはその他の特定な家族構成員を保護することに基づき、請求または職権により家庭暴力を実施する者に対して発するものである。同法第二十条第一項は、「保護令の執行は、警察機関によりこれをなす。ただし、金銭給付の保護令に関しては、執行の名義として、裁判所に強制執行を申し立てることができる。」としているが、ただ保護令の執行機関、金銭給付保護令の執行手続が規定されているだけである。また同法五十二条は金銭給付事件に関連せぬ執行方法の定立を授権しているが、警察機関による前掲した保護令の執行にあたって適用することができる手続及び方法に関するすべてが規定されていないのみ

ならず、なおかつ外局規則の内容に関しても具体的、明確な授権がなされていない。保護令が人身の処置または財産の強制執行に関わるものである以上（家庭暴力防治法第十三条及び第十五条を参照）、前掲した解釈の趣旨を鑑みて、状況を区別するうえで法律または法律による具体的、明確な授権がある命令を以ってこれを定めるべきであり、関係官庁は憲法における人民の権利を保障する趣旨に合致させるために、例えば家庭暴力防治法の中に、非金銭給付の保護令につき、その執行機関及び執行手続が依拠するのは行政執行法かまたは強制執行法であるかを明白に定め、もしも執行方法の定立が授権される場合は、作為及び不作為の義務の執行等につき、前掲した規定を如何に準用するかを細部に及んで規定しなければならない。

行政執行法の執行機関については、金銭給付が法務部（＝法務省）行政執行署所属の行政執行処による執行とする外は、その性質により原処分機関または事件の管轄機関がその他の事件を別々に取り扱うべきである（行政執行法第四条を参照）。本来、各裁判所による裁判の執行は、当該事件を管轄する地方裁判所が強制執行法によりこれをなすことを原則としているが、もしも法律に特別な規定がある場合は行政機関に対し行政執行法によりこれを執行することを委ねることもできる（行政訴訟法第三〇六条第一項及び第二項を参照）。よってこうした場合には、執行の権限を有する行政機関は、前掲した行政執行法第四条が称する当該事件を管轄する機関にも属することとなる。上述した家庭暴力防治法の規定により、警察機関はまた金銭給付以外の保護令を執行する責務があり、ならびにその具体的事件の執行に適用すべき手続に関しては、法律においてまだ前掲した解釈による改正がなされてない以前の、警察機関が保護令を執行する際の行政執行法が規定する手続を準用し、または各種の適切な執行方法を採ることができる。

司法院釈字第 563 号（2003 年 7 月 25 日）*

争　　点

大学は自ら制定した学則により、学位を取得するための学科試験を通過しなかっ者に退学を命じることは、憲法が保障する大学の自治の射程範囲内にあるか。

（大學依其自訂之學則，對未能通過為取得學位之學科考之學生，命其退學，是否為憲法保障之大學自治的範圍？）

キーワード

学問の自由（學術自由）、大学の自治（大學自治）、退学処分（退學處分）

解釈文：憲法一一条の学問の自由（教授の自由）は、大学に教授、研究及び学習の自由を付与したものであり、その他に教授、研究に直接に関連する事項について、大学に自治権を享有させることになる。国家が大学に対する監督は、憲法一六二条の規定により、法律でなすべきであり、ただ大学の自治の原則に即し行われるものである。従って立法機関は、恣意に法律で大学に特定の単位の設置を強し、以て大学の内部組織の自主権を侵害するものではない。行政機関もまた命令で大学の教育の内容、及び課程の制定を干渉し、以て教授、研究の自由を妨害するものではない。立法及び行政措置の規範の密度は、大学の自治の範囲内において、ともに適切な制限を受けるものである（本院解釈 380 号及び 450 号参照。）

修士の学位を授与することは

*翻訳者：李仁淼

、中華民国八三(1994)年四月二七日に改正、公布された学位授与法六条一項の規定により、大学院生は「修士課程の科目を履修後、論文を提出し、修士学位試験委員会の試験に合格した」後、始めてこれを行うことができる。これは、国家が大學に対する監督の基本的規定である。大學の自治は憲法の制度的保障を受けた以上、大學は学位の授与に一定の水準を確保するためには、合理的かつ必要な範囲内において、学位の取得に関する資格の条件を制定しうることになる。国立政治大學の八五(1996)年六月一四日に制定された国立政治大學大学院学生学位試験要点には、各学科、大学院の研究科は、自ら大學院修士コース学生が論文を提出する前にまず（論文提出）の資格の考課に関する規定を制定しうる（第二点第一項)。当の大學民族学科は、当の学科の修士課程学生の試験資格要点を制定し、大学院修士課程学生の学科試験を取り扱うことになっている。この資格試験の制定は、大学の自治の範疇を踰越するものではなく、憲法二三条を適用するものではない。

大学学生の退学に関する事項について、八三(1994)年一月五日に改正、公布された大学法には、明文が見られていない。学術の質を維持するとともに、学生の人格の健全的な発展を全うするために、大學は学生の学業と品行を考課する責務を有しるので、その規定の手続により関連する規則を制定し、成績が一定の程度に達しておらず、または素行不良の学生を退学させることも、また大学の自治の範疇に属するものである。立法機関は、全国的な大学教育に関する事項について、固より法律を制定し適度な規制を行いうるが、ただ大学は、合理的な範囲内において自主権を享有するものである。国立政治大学と同大学民族学科の前記の要点に、民族学科修士課程学生が学科試験を通過しなかっ者に退学を命じるとの規定は、当の大学の自治事項について行われたものであり、前記の憲法の趣旨に反するものではない。大学が学生に行う退学処分は、学生の権利と甚だしく関わるものである。

関連する学則の制定と執行に当り、適切な手続に従うものであり、その内容も合理的であり、適切であるというのは、当然なことである。

解釈理由書：大学の自治は、憲法一一条に定めた学問の自由（講学の自由）が保障する射程範囲内にある。大学は、教育、研究及び学習に関する学術の事項について、例として内部の組織、課程の設計、研究の内容、学力の評価、試験規則及び卒業の条件などについて、ともに自治権を享有するものである。国家は憲法一六二条により、大学に対する監督は、法律でおこなうべきであり、大学の自治の原則に合致すべきでる。これによって大学を不当の干渉から免れることになり、其の特色を発展させるようになり、さらに知識の創作、優れた人材の育成という大学教育の趣旨を実現させることになる。従って、立法機関は恣意に法律で大学に特定の単位の設置を強制し、以て教授、研究の自由を妨害してはならない。立法及び行政措置という規範の密度は、大学の自治の範囲内において、ともに適切の制限を受けるべであり、教育の主務機関が大学に対する運営も僅かに適法の監督に位するしかないのである。（本院解釈380号及び450号参照）。

大学は、学術の研究、人材の育成、文化の向上、社会に奉仕し国家の発展を促進することを趣旨とする（大学法一条一項）。大学は、教育機構として国民の道徳の向上、学生を健全な人格に育てる責務を負うものである。（憲法一五八条及び教育基本法二条二項参照）。八三(1994)年一月五日に改正、公布された大学法には大学の学生の退学措置に関する明文が見られておらず、ただ大学教育の趣旨を実現するために、学生の学業の成績及び品行の状況に関し、大学には考課の責務を有し、大学が規定により学則を制定し、成績が一定の水準に達しておらず、または素行がが甚だしく不良な学生を退学させることは、大学の自治の範疇に属するものである。立法機関は全国的な大学教育の事項について、固より法律を制定し適度の

規範を与えられるが、大学は合理的な範囲内において自主権を享有するものである。国立政治大学・同大学民族学科の前記要点が、民族学科の修士課程学生が学科試験を 2 回通過しなかった場合、退学処分で論じられると規定したことは、当の大学の自治事項について行われた規定であり、前記の憲法趣旨に反するものではない。

修士学位の授与に関し、七二(1983)年五月六日に改正、公布された学位授与法は、大学院学生は、「2 年以上を修業し、修士課程の履修課程と論文を完成し、成績が合格との考課を経た者は、その研究科により修士学位の候補としてリストされることができる」とし（第四条一項)、「修士学位の候補は、試験に合格し、教育部（文部省）に改めて査定されて異常のない者には」、大学は修士の学位を授与する（同条二項）と規定している。上記の規定は、八三(1994)年四月二七日に「大学の大学院修士課程の学生であり、修士課程の科目を修了し、論文の提出後、修士学位試験委員会の試験を通過した者には、修士の学位を授与するものとする」と改正された（第六条一項)。その趣旨は、教育部（文部省）の査定という手続を免除し、学位授与との大学の自主権を上昇させるためである。従って、ただ学位の授与に基本的規定を行うしかないのである。当該条項は、「績が合格との考課を経た者」を削除し、「修士学位の候補は、試験に合格」との規定を「修士学位試験委員会の試験を通過した者」と改正したが、ただ大学の自治は憲法の制度的保障を受けたものである以上、大学は学位の授与に一定の水準を確保するため、自ら合理的かつ必要な範囲内において、学位取得の資格に関する条件を制定することができる。前記大学法二五条二項に、「大学院修士課程、博士課程の学生は、修了後、成績が合格との考課を経て、大学からそれぞれ修士、博士の学位を授与される」との規定も、この趣旨と同じものである。国立政治大学の校務会議が八五(1996)年六月一四日に通過した国立政治大学大学院学生の学位試験要点は、各学科は自ら修士課程の

学生が論文を提出する前に、まず資格の考課を通過しなければならないばとの規定を定めることができると規定している（第二点第一項）。当の大学民族学科は、八五(1996)年九月一九日に自ら当該学科の修士学位の候補の資格試験にかかる要点を改正し、修士候補の学科試験を取り扱った。この資格試験要点の制定は、大学の自治の範疇を踰越せず、憲法二三条の適用問題を生じるものではない。

学生の学習権と教育を受ける権利を、国家は保障すべきものである（教育基本法八条二項）。学生に退学を命じること、またはこれに類似する処分は、学生の身分を変更するとともに、その教育を受ける権利にも影響を与えるものであり、学生の権利と甚だしく密接しているものである。（本院解釈 382 号参照）。大学がその学則により学生に退学処分を課するものは、退学の事由と関連する内容の規定は、合理的であり妥当なものでなければならない。その制定、及び執行もまた正当の手続を守るべきである。大学法一七条一項は、「大学は教育の効果を増進するため、選挙により選ばれた学生を校務会議に出席させるべきであるとともに、その学業、生活、及び奨励・懲罰の定立にかかる学則に関する会議を出席させるものとする」とし、同条二項は、「大学は学生の自治団体の成立を保障し補助し、学生の在学中に学習、生活及び権益に関する事項をすべきであるとともに、学生の不服申し立ての制度を創立し、学生の権益を保障するものとする。」と規定している。これらは、学則の定立と学生の申立てに関する規定であり、大学はこれを遵守するのは、当然のことである。

本解釈は、賴英照大法官による補充意見書がある。

司法院釈字第 567 号（2003 年 10 月 24 日）*

争　　点

「間諜の再犯防止に関する監督規則」は違憲か。
（預防匪諜再犯辦法管制之規定違憲？ ）

キーワード

思想の自由（思想自由）、身体自由（身體自由）、正当な手続き（正當程序）

解釈文：人民の身体自由は保障しなければならない、法院により、法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけないと、憲法八条は明文に規定している。よって、戒厳といった時期・地域では、最高司令官が必要とし命令をもち人民の一部の自由を制限するのはもとよりであるとしても、人身自由を制限するとした処罰は、依然とし法律をもち、さらにその内容が必ず実質として適正で、審理の手続きを経なければ行使してはならない。「反乱鎮定の際間諜の再犯防止に関する監督規則」（戡亂時期預防匪諜再犯管教辦法）二条は「間諜の犯人は、懲役に処されたり、感化教育を受けされたりして、その執行を終わったが、思想・態度が未だ改善せず再犯の恐れがあると認め、教育のため労働場所に入れ、強制労働にさせると命じることができる（一項）。前項の犯行は、執行機関がそれぞれ県の最高治安機関に申請し判断されることである（二項）」と規定しておるが、法律による必要とした審理手続きを経ず、行政命令のみで人民の身体自由を制限するのは

*翻訳者：林裕順

、執行の名義では強制労働であろう感訓処分であろう、いずれも重大な人身自由の制限の処罰である。さらに、この規定は、国家機関は単に思想か態度を審査し再犯の恐れと認めると、直ちにその刑期を終わった者に再び不定期の感訓を施すことができるとし、これは、国家は非常事態であり、かつ法律に基づいたからといって依然として最低限の人権保障にみたすと言えず、憲法八条と二三条にも抵触し、適用すべきではない。

「戒厳における人民権利侵害の回復のための法律」（戒嚴時期人民受損權利回復條例）六条一項四号は、人民が戒厳のさい、内乱罪・外患罪若しくは内乱厳罰法律（懲治叛亂條例）や間諜取締り法律（檢肅匪諜條例）に関する罪を犯し、有罪判決にされ、若しくは保安処分としての感化教育・感訓処分に送られて、その執行を終わったが、釈放されなかった者は、管轄の地方裁判所に提訴し冤罪賠償法（冤獄賠償法）に基づき国家賠償をもとめることができると規定しておる。 これは、有罪判決にされ、若しくは保安処分としての感化教育・感訓処分に送られて、その執行を終わった者が、恣意的に執行を延長され、若しくはその他違法の裁判による、人身自由を制限された処罰にし、釈放されなかったことに鑑み、国家賠償をもとめられるようにして設けられたものである。よって、この規定は憲法における平等に人民の権利権を保障する旨に何らの違反することではない。

解釈理由書：憲法八条一項は、「人民の身体の自由は保障されなければならない。法律により別に定める現行犯の逮捕の場合を除いては、司法又は警察機関による法定手続きによらなければ、人民を逮捕又は拘禁してはいけない。法院による法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけない。法定手続きによらない逮捕・拘禁・審問又は処罰はこれを拒絶することができる。」と規定している。この規定の趣旨を考えてみると、人身の自由を制限するという処罰は、法律の規定により審理の手続きを経て

行われるべきではある。立法機関は、法律を制定する場合、その内容が必ず実質として適正であり、一方他人の自由妨害の防止・緊急危難の避け・社会秩序の維持若しくは公共利益の促進と考えても、依然として必要の程度に逸してはいけない。また、憲法二三条もこれを明文に規定しておる。反乱の鎮定及び戒厳のさいのため、わが国の国家体制は非常事態に備えて、国家権力の行使及び人民権利の保障においては、昇平の時代と同じにし対処してはならないという。ただし、人民の身体自由を十分に保障することは、憲法上他の権利保障の前提とし、重要な基本的人権であるので、非常な時期といっても人民身体自由の制限としての処罰に関しては、依然として憲法八条及び二三条の規定に遵守しなければならない。

「反乱鎮定のさい間諜の再犯防止に関する監督規則」（戡亂時期預防匪諜再犯管教辦法）二条は「間諜の犯人は、懲役に処されたり、感化教育を受けされたりして、その執行を終わったが、思想・態度が未だ改善せず再犯の恐れがあると認め、教育のため労働場所に入れ、強制労働にさせると命じることができる（一項）。前項の犯行は、執行機関がそれぞれ県の最高治安機関に申請し判断されることである（二項）」と規定しておる。この規定によると、間諜の犯人が、懲役に処されたり、感化教育を受けされたりして、その執行を終わったが、釈放されず直ちに一定の場所にその身体自由を制限されるということは執行の名義では強制労働であろう感訓処分であろう、実はいずれも刑罰としての重大な人身自由の制限に違いなく、性質も重大な人民の身体自由の侵害に当たる処罰であるので、憲法八条の規定により、法院による法定の続きによらなければ行ってはいけない。この「監督規則」における規定は、法院ではない機関のそれぞれ最高治安機関が行政命令によりその要件該当を判断し、かつ執行し、憲法八条の規定に違反することは明らかである。さらに、人民の身体自由を制限することは、立法機関の制定する法律により規範すべきであり、

その内容も実質としては適正であるという。この「監督規則」は単に行政機関自身の策定したものである一方、その執行を終わった人民に対し再び不定期の感訓処分を施すことができるとし、憲法八条若しくは同二三条の規定主旨に違反しており、適用されてはいけない。

非常事態の際、国家は、緊急のことを対処するため、人民の権利をより厳重に制限することができるが、制限内容においては保障されるべき最低限の人権は侵害してはならない。思想の自由というものは、人民の内在精神活動を保障し、人類文明の根本及び言論自由の基礎であり、また憲法の最低限の人間尊厳を保障しようとするもので、自由民主的な憲政秩序の存続のため重大な意義を有するのでもあり、国家機関は如何にし緊急な事態を対処することを理由としても侵害してはならないし、如何なる方法でも侵害してはならない。さらに、国家は非常事態にあい、法律に基づいたからといっても、かつ侵害手段としての強制的告白であろう思想改造であろう、依然としてになしてはならないとするのは、侵害してはならない最低限の権利保障であるという。「反乱鎮定のさい間諜の再犯防止に関する監督規則」（戡亂時期預防匪諜再犯管教辦法）二条においては、国家機関は人民の思想・態度が未だ改善せず再犯の恐れと認めることを理由に教育のため労働場所に入れ、強制労働にさせると命じることができると規定することは、国家機関が強制に人民の思想を改造するのを容認するほかないので、憲法の保障する人民の言論自由の主旨に反し、最低限の人権保障にも合致しないとここであわせ説明する。

「戒厳における人民権利侵害の回復のための法律」（戒嚴時期人民受損權利回復條例）六条一項四号は、人民が戒厳のさい、内乱罪・外患罪若しくは内乱厳罰法律（懲治叛亂條例）や間諜取締り法律（檢肅匪諜條例）に関する罪を犯し、有罪判決にされ、若しくは保安処分としての感化教育・感訓処分に送られて、その執行を終わ

ったが、釈放されなかった者は、管轄の地方裁判所に提訴し冤罪賠償法（冤獄賠償法）に基づき国家賠償をもとめることができると規定しておる。これは、有罪判決、若しくは保安処分としての感化教育・感訓処分との判決でその執行を終わった者が、恣意的に執行を延長され、若しくはその他法律によらない裁判で、人身自由を制限した処罰にし、釈放されなかったことに鑑み、国家賠償をもとめられるようにして設けられたものである。よって、この規定は憲法における平等に人民の権利権を保障する旨に何らの違反することではない。

申し立てる者は、司法院の冤罪賠償再議委員会の九〇(2001)年度台覆字第 264 號・九一(2002)年台覆字第 85 號裁定と臺灣板橋地方法院八六(1997)度賠字第 61 號・臺灣士林地方法院八九(2000)年賠字第 56 號・臺灣臺中地方法院八九(2000)年賠字第 65 號等決裁定においては、それぞれ法令適用の判断が異なり、これらの解釈を同一すべきであるとし解釈申請を提出したことに関しては、本院は、取り調べた結果は、同一の審判機関の判断は異なり、異なる審判機関は同じ法律若しくは命令に基づいた最終判決に違う意見を示したものではないので、司法院大法官の案件審理法（司法院大法官審理案件法）七條一項二号の法律要件に該当しなくて、受理すべきではないと、ここで、あわせて説明する。

司法院釈字第 571 号（2004 年 1 月 2 日）*

争　　点

九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者に見舞金を支給する対象として、戸籍や被災地の住居に実際に住んでいるかとのことを判断の根拠とし、並びに見舞金の申請に関する相当な期限を設けた、内政部〔内務省〕が八八(1999)年に発布した幾つかの行政命令は、憲法七条や二三条に反するものであるか。
（内政部於八八(1999)年發布之對於九二一大地震災區住屋全倒、半倒者，發給慰助金之對象，以設籍、實際居住於受災屋與否作爲判斷依據，並設定申請慰助金之相當期限之若干函釋，是否違反憲法第七條與第二十三條之規定？）

キーワード

九二一大震災（九二一大地震）、見舞金(慰助金)、内務省（内政部）、憲法七条（憲法第七條）、憲法二三条（憲法第二十三條）

解釈文：憲法増補条文二条三項は、総統は国家まは人民が緊急の危難または財政、経済上の重大な事変に遭遇することを避けるために、行政院会議の議決により緊急命令を発布し、必要な処置を行うができると規定している。また、人民の重大な災害を受けた者には、国家はこれに適切な扶助と救済を与えるべきとのことも憲法一五五条に明記されている。この扶助と救済は性質上国家が重大な災害を受けた人民に授与した緊急救助である。その救助の給付対象や、条件または範囲については、国家機関が平等の原則に合致する

*翻訳者：李仁淼

範囲内で、国家の財力、資源の有効的な運用とその他の実際の状況などを斟酌した上で、合理的で必要な手段を取ることができ、妥当な規定である。台湾地域が八八(1999)年九月二一日にまれになかった強烈な地震が発生し、人民が緊急な災難に遭遇し、災害地や災害を被災者に緊急の災害救助や、被災者を適当な場所に置くこと及び災害後の再建を実施するために、総統は同年月 25 日付けに、上記憲法の趣旨により、緊急命令を発布した。行政院は当該緊急命令を執行するために、さらに「中華民国八十八年九月二十五日緊急命令執行要点」（以下、執行要点と略す）を制定した。当該緊急命令の一点目、及び執行命令の三点二項四号は、被害者に緊急の援助を提供することをその目的の１つとであることを規定している。内政部〔内務省〕は、その執行官庁の１つであるため、その職権により、八八(1999)年九月三〇日台(八八) 內社字第八八八五四六五號、八八(1999)年一〇月一日台(八八) 內社字第八八八二三三九號、及び八八(1999)年一〇月三〇日台 (八八) 內社字第八八八五七一一號函などの行政命令を発布し、九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者に見舞金を支給する対象として、戸籍や被災地の住居に実際に住んでいるかとのことを判断の根拠とし、並びに見舞金の申請に関する相当な期限を設けたが、これは前記の緊急命令及び執行要点に定めた規定の実施を目的とするものであり、その範囲を超えるものではない。且つまた、上記の限定は災害救助を実施するために、見舞いの物事の本質に基づき、重大な被災者に救急で必生存するために必要な配慮を要する者と、緊急救助の提供を必要としない者に、合理的な区別を行った取り扱いであり、すでに震災の緊急救助の目的達成に配慮を配ったと共に、手段も合理的であり、憲法七条の規定に違反するものではない。一方、上記の行政命令の趣旨が災害の緊急支援を提供することにあり、人民の財産権に制限をかけるものではないので、これもまた憲法二三条に反するものにはならない。

解釈理由書：憲法増補条文二条三項は、総統は国家まは人民が緊急の危難または財政、経済上の重大な事変に遭遇することを避けるために、行政院会議の議決により緊急命令を発布し、必要な処置を行うができると規定している。また、人民の重大な災害を受けた者には、国家はこれに適切な扶助と救済を与えるべきとのことも憲法一五五条に明記されている。この扶助と救済は性質上国家が重大な災害を受けた人民に授与した緊急救助である。その救助の給付対象や、条件または範囲については、国家機関が平等の原則に合致する範囲内で、国家の財力、資源の有効的な運用とその他の実際の状況などを斟酌した上で、合理的で必要な手段を取ることができ、妥当な規定である。国家もこれについて比較的に広い裁量を有することとなる。台湾地域が八八(1999)年九月二一日にまれになかった強烈な地震が発生し、人民が緊急な災難に遭遇し、災害地や災害を被災者に緊急の災害救助や、被災者を適当な場所に置くこと及び災害後の再建を実施するために、総統は同年月二五日付けに、上記憲法の趣旨により、緊急命令を発布した。当該緊急命令及びこれを執行するための行政機関が行った補充的規定は、その手続が本院の解釈した 543 号解釈の趣旨に合わないところを有するが、なお違憲になっていないことは、すでに当該解釈によって解釈された。ただ、その内容は法治国家の憲法の一般的原則に合致しなければならない。これを以て憲法体制を守る。緊急命令は法律に代わった暫時的な効力を有するものである。上記緊急命令の一点目は、中央政府が被災地の再建するための財源を調達するため、支出が差し控えることのできる経費を縮減すべきであり、各級政府の予算に必要な変更を行ったことにより、収支を調整し緊急性の度合いが低いことを見合わせた上で、緊急のことにかける。さらに、金額が八百億台湾ドルまでの公債の発行や借款をした上で、行政院が、災害救助や再建計画により支出するほか、各中央機関により直ちに執行されることができるし、必要な際にその一部の金員を支出されることもで

きることを規定している。また、上記執行要点の第三点一項四号は、緊急命令の一点目に定めた災害の救助、再建計画の統合的な支出項目には、被災者の見舞金、手当て及び免除が含まれている。上記緊急命令一点目及び執行要点の三点一項四号の規定は、執行機関に国家の財力、資源の有効運用及び実際の状況を斟酌させた上で、地震の被災地にいる被災者に緊急な救助の提供を目的とするものであり、憲法一五一条に定めた趣旨に合うものである。且つまた、執行の迅速性と実行性のため、緊急命令の執行機関は、単に中央政府の行政院しかないのではない。災害救助、被災者を適切な場所に置くことや、被災後の再建などの異なった性質の事業により、各主管の中央機関がこれを直ちに執行することができる。内政部〔内務省〕は、即ちその命令を執行すうる主管の中央機関の 1 つである。

前記緊急命令を執行するため、内政部〔内務省〕は、、九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者にある程度の救援金、見舞金を支給するとし、見舞金を支給する対象として、戸籍や被災地の住居に実際に住んでいるかとのことを判断の根拠とし、さらにその職権に基づき、八八(1999)年九月三〇日台(八八)內社字第八八八五四六五號、八八(1999)年一〇月一日台(八八)內社字第八八八二三三九號、及び八八(1999)年一〇月三〇日台(八八)內社字第八八八五七一一號函などの行政命令を発布し、九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者に見舞金を支給する対象として、災害が発生する前に戸籍登録をした者であって、且つ又被災地の住居に実際に住んでいる者に限り、世帯主また実際に居住している者に受領してもらい、被災地の毀損した住居に住んでいない者には支給をしないことにした。一方、戸籍登録をしておらず、但し実際に居住している事実を有する者は、保証書を以て町内の村・里長〔町内の班長〕から認定された後、申請することができる。その際に、一定の期間内に申請しなければならない。。九二一震災の発生後、被災地に実際に

居住している者は、災難後に生き残ったが、住居が崩壊し倒れたか、または重大な破損になり、荒れ果てた結果、雨露を凌ぐ場所は瞬くなくなった。その生活は、大自然に暴露することになり、身を落ち着けるところさえないことになった。生命、身体、さらに財産の安全、及び精神面の安らかさは共に大きな危惧に陥ることになり、基本的生活も維持し続けがたくなり、国家による即時の緊急救助が極めて迫られることになった。一方、被災地の住居に実際に住んでいる被災者には、生存のための緊急支援を必要とするが、被災地の崩れた住居に実際に住んでいない者には、なお居場所を有し、支援を要する緊急性について、両者を比較すると、その緩急軽重は分かれるところにあり、その困窮と危難の処遇もまた完全に相違している。従って、上記行政命令が震災地の実際状況に鑑み、被災者の生存のための緊急支援には相違を有し、上記の緊急支援の措置を取る際に、九二一大震災で被災地域にある住居が全壊し、半壊した者に見舞金を支給する対象として、戸籍や被災地の住居に実際に住んでいるかとのことを判断の根拠とし、並びに見舞金の申請に関する相当な期限を設けたが、これは災害救助を実施するために、見舞いの物事の本質に基づき、合理的な手段で行った異なる取り扱いであり、すでに震災の緊急救助の目的達成に配慮を配ったと共に、前記の緊急命令及び執行要点に定めた規定の実施を目的とする必要な補充規定であり、その範囲を超えるものではなく、憲法七条の規定にも反するものではない。一方、この緊急支援は、重大な被災者に緊急救助の提供を目的とする給付であり、人民の財産権に制限をかけた後の損失補償ではないために、支援の要件を充たさない者に給付しないことは、性質上は、人民の財産権に対する規制ではないので、これもまた憲法二三条に反するものにはならない。

本解釈は、林子儀大法官による補充意見書、楊大法官仁壽による反対意見書がある。

司法院釈字第 573 号（2004 年 2 月 27 日）*

争　　点

「監督寺廟条例」（寺廟監督条例）における特定の宗教の財産処分に対する制限は違憲か。
（寺廟條例就特定宗教處分財產之限制規定違憲？）

キーワード

宗教、宗教財産、信仰の自由（信仰自由）

解釈文：国民政府が中華民国一八年（1929 年）五月一四日に公布した「法規制定基準法」（以下「旧法規制定基準法」と称する）第一条によれば、「立法院の三讀手続きを経て国民政府により公布された立法案は、法と称する」。また、同法第二条第三項に、国民の権利義務関係に関する事項で、立法院がそれを法律で規定することが必要であると認める場合、立法院の三読手続きを経て法律案にしなければならないと定められており、さらに、同法第三条には「条例、章程、規則などの制定は法律に基づかなければならない」と定められている。これらの規定から見て分かるように、憲法が施行される前の「訓政」初期の法体系の下では、すでに法律優位原則および法律保留原則を秘めた理念が伺われるが、国民の権利義務関係に関する事項は、法律のレベルに属しない「条例」などの形式で、これを規制することもでき、しかも当時の立法委員は選挙で国民に直接選ばれたものではなかったことに鑑みれば、当時の法律保留原則の意味とその適用範囲は、憲法施行後のそれとは自ずと

*翻訳者：陳洸岳

一致しなくなる。本件係争の「監督寺廟条例」は、「旧法規制定基準法」に従って制定されたものであり、しかも特に立法院で逐条に審議され議決された上、民国一八年(1929 年)一二月七日に国民政府により公布・施行された。同条例はその後も民国三六年(1947 年)一月一日に公布された憲法を施行するための準備手続きを適用し、なんら改正や廃止をされることなく援用し続けられ、憲法施行後も立法院で有効な法律と認められた。これまでもしばしば本院の違憲審査の対象とされてきた。よって、係争の条例は今でも国民の権利義務を規定する有効な法律であると認めるべきである。

憲法第一三、一五條によれば、国民の宗教・信仰の自由および財産権は憲法に保障されている。一方、宗教団体によるその財産の管理・処分に対して、国は法律でそれを規制することもできるのであるが、規制そのものは、憲法第二三条に定められている比例原則および法律明確性原則に違反してはならない。「監督寺廟条例」第八条は、同条例第三条各号所定以外の宗教団体がその有する不動産や法器を処分・変更する場合、当該宗教団体の決議を経た上で主務機関の許可を得なければならないと定めているが、かような規制は宗教組織の自律性・内部管理メカニズムの相違性・宣教のための財産経営の必要性を無視するものであり、宗教組織の自律性および財産処分権に対するこれらの制限は、必要以上に宗教活動の自由を妨害するものである。また、監督主務機関の許可が必要であると定めておきながら、届出の手続きや許可の要件が欠如していることも、法律明確性原則に反している。まして監督主務機関による事前の許可という規制手段の必要性が疑問であることはいうまでもない。かかる規定は上記憲法の規定および国民の自由と権利を保障する趣旨に反するというべきである。さらに、同条例第一、二条一項によると、第八条は一部の宗教にのみ適用される。これも宗教に対する国の中立原則および宗教の平等原則という憲法の規定の趣旨に反している。よって、同条例第

八条、第二条第一項は本解釈が公布された日から、遅くとも満二年の時点でその効力を失う。

解釈理由書：憲法第二三条によれば、国民の自由権利に対する制限は法律でそれを定めなければならない。また、憲法第一七〇条によれば、法律とは、立法院により可決され、総統が公布したものをさす。これに基づいて、現行「中央法規標準法」第二条に「法律は法、律、条例または通則と名付けることができる」、第五条第二号に「国民の権利義務に関する事項は法律で定めなければならない」、第六条に「法律で定めるべき事項は命令でそれを定めてはならない」とそれぞれ定められている。これらの規定から、憲政時期の法体系の下で国民の権利義務に関する事項を規制する場合、法律保留原則を守らなければならないことは明らかである。上記「法律」に関する定義規定中の「条例」も、この意味で現在法律と位置づけられているのである。これに対して、「訓政」の初期における「旧法規規定標準法」によると、その第一条は「立法院の三讀手続きを経て国民政府により公布された法律案は、法と称する」、同第二条は「以下の事項は法律案とし、立法院による三読手続きを経なければならない。一、現行法律の改正・廃止に関するもの、二、現行法律で明確にそれを法律で定めなければならないと定めているもの、三、国家機関の組織または国民の権利義務に関するその他の事項で、立法院がそれを法律で定めることが必要であると認めるもの」、同第三条は「条例、章程または規則などの制定は法律に基づかなければならない」、同第四条は「条例、章程、規則などは法律に違反・抵触してはならない」、同第五条は「法律で定めなければならない事項は条例、章程、規則などでそれを定めてはならない」とそれぞれ定めていた。これらの規定から、当時の法体系は、法律優位原則や法律保留原則の要請に符合していたものの、「条例」はなお命令レベルに位置づけられていた（民国三二年（1943 年）六月四日に「旧法規規定標準法」が改正・公布された後、同法第三条

は「規定事項の性質に応じて、法律は法または条例と名付けることができる」と定めたため、条例は始めて法律と位置づけられた)。だが、当時法律を制定する立法機関は、国民政府に属する立法院であり、それが国民による直接選挙で選ばれたメンバーで組織されたものではなかったため、立法院に可決された法律案でも、国民政府の国務会議の議決を経てから始めてそれを公布することができるのであった（民国一七年(1928 年)一〇月八日に公布された「中華民国国民政府組織法」第一三、三一条参照)。また、「旧法規規定基準法」第二条第三号の解釈によれば、国民の権利義務関係にかかわる事項に関しては、立法院がそれを法律で定めなくても、国民政府または国民政府に属する「五院」（行政院・立法院・司法院・考試院・監察院）もしくは行政院の各省庁が条例・章程・規則などの命令を制定･公布し、それを規制することも可能であった（前記「中華民国国民政府組織法」第一三、一四、二三条参照)。この意味では、当時の法律保留原則の意義およびその適用範囲は、必ずしも憲法施行後のそれと同じではないのである。

上述した経緯の下で、国民政府は民国一八年（1929 年）一月二五日に「内政部」が起草した「監督寺廟条例」を公布した。しかし、大陸の各省でそれを適用する過程で、しばしば難航し抵抗が生じた。そこで、行政院を通して内政部の状況報告を受けた国民政府が同年五月二五日に同条例を立法院の審議に付した。立法院は同年第二七回会議で議論を交わした後、同条例の施行が困難であると認め、改めて「監督寺廟条例」の草案を制定する運びとなった。同年一一月三〇日に立法院が第六三回会議で新たな草案を逐条論議し、三読の手続きを省略して可決し（民国一七年(1928 年)一一月一三日公布された「立法院議事規則」第一〇、一一条参照)、国民政府が民国一八年(1929 年)一二月七日にそれを公布・施行した。これが本件で争点となった「監督寺廟条例」である。その後、国民政府が三六年(1947 年)一月一日に公

布した憲法を実施するための準備過程で、同条例は改正・廃止されることなく適用し続けられた。また、憲法施行後、立法院法規整理委員会が「中華民国現行法律目録稿本」を分類・整理し、同条例を主務委員会の審査に付した後、第一期立法院が民国四四年(1955 年)一月七日第一四会期第三一回会議でそれを現行の有効な法律と認め、「中華民国現行法律目録」に取り入れることを可決し（立法院公報第一四会期第八期、民国四四年二月一六日刊行、五四－五五頁、七四頁、立法院法規整理委員会編集刊行、中華民国現行法律目録稿本（中華民国四三年五月八日まで）一、二七頁参照。なお、謝振民編著・張知本校訂「中華民国立法史」正中書局、三七年一月滬一版、六二〇－六二二頁を参考)、その後しばしば本院の審査対象ともなった（本院釈字第六五号、第二〇〇号解釈参照)。かかる経緯に鑑みれば、同条例は法律の性質及び効力を備えているものと認めるべきである。従って、同条例における国民の権利義務事項に関する規定は、憲法施行後の法律保留原則と相容れないというべきではない。

憲法第一三条における国民の信仰・宗教の自由とは、国民がいかなる宗教を信じるか信じないか、宗教活動に参加するかしないかにおける自由を意味し、そのため、国家は特定の宗教を奨励し、または禁制してはならず、国民の特定の信仰を優遇し、または不利益を与えてはならない。その保障範囲は内心の信仰の自由、宗教行為の自由及び宗教団体の結社自由を含める（本院釈字第四九〇号解釈を参照)。国民の宗教行為と宗教団体の結成は、それぞれの心からの敬虔な宗教信念と切り離せないものであり、その心からの宗教信念を実現するために、組織・参加する宗教的結社は、その内部組織の構造・人事・財政管理で自主権を有すべきものである。それを規制しようとする規範は、宗教の自由を守るための必要または重大な公の利益に係わり、しかも最小限度内のものでない限り、国民の信仰自由を保障する憲法の趣旨に反するのである。また、国民の財

産権を保障する憲法第一五条は、個人の財産の存続状態に基づいてそれを自由に使用･収益・処分する権能を確保し、その権能に対する公権力または第三者からの侵害を免れることを目的としている。その意味で、寺廟の財産もまた財産権に関する憲法の規定により保障されなければならない。

寺廟内部の組織・団体会員としてその他の宗教的人民団体（教会）に加入するか否か・当該宗教的人民団体との内部的関係・寺廟の財産に関する管理処分などの事項は、宗教結社の自由が保障される範囲内のものである。「監督寺廟条例」第八条は「寺廟の不動産や法器の処分または変更は、所属宗教団体の決議を経た上で、主務機関の許可を得なければならない」と定めている。同規定の目的は、同条例第三条各号所定以外の寺廟の財産を保護し、寺廟の不動産や法器に対する不当な処分または変更によって寺廟の宣教活動や存続が害されるのを避けるところにあり、それなりの正当性がある。しかし、所属宗教団体の同意を必要とする部分の規定は、寺廟の組織的自主性・内部管理メカニズムの相違性・宣教するための財産経営のニーズを考慮しておらず、寺廟の組織的自主権と財産処分権に対する制限は、宗教活動の自由を必要以上に妨げるものである。また、主務機関の許可が必要であるという部分は、届出の手続や許可の基準が悉く欠如しているため、制限される側がそれを予見･理解しがたいばかりではなく、司法審査による確認もできず、それ自体は法律の明確性原則に反しているというべきである（本院釈字第四四五号、第四九一号解釈を参照）。まして主務機関による事前の許可という規制方法を取り入れるのは、果たして必要か。かような方法が侵害を最小限に抑制しなければならないという原則に反し、憲法第二三条に違反しているのは、言うまでもない。

そもそも、憲法が国民の信仰・宗教の自由を保障するのは、精神領域における国民の自己発展と自己実現を守り、社会の多元的文化の充実を図るためである。した

がって、国は宗教に対して中立・寛容の原則を守って、特定の宗教に対して奨励・規制したり、国民の特定の信仰に対して優遇・不利益を与えたりしてはならない。また、憲法第七条によると、「中華民国の国民は、男女･宗教・種族・階級・党派を問わず、法律では平等である」。よって、国が特定の宗教にのみ規制したり不利益を与えたりするのは、中立原則と宗教平等原則に背くこととなる。「監督寺廟条例」第三条は、政府機関・地方公共団体が管理し、および私人が建立・管理している寺廟に対する同条例の適用を除外して、信者の出捐で建立された寺廟（実務では「募建寺廟」と称する）のみを適用の対象としているが、寺廟の資産の出所を区別して異なる取扱いをするこの規定は、異なる宗教信仰を差別して取り扱うほどのものではない。なぜならば、寺廟の財産を保護し、不正を予防するという前記条例の立法目的を斟酌すれば、それが適用対象の性質的相違を考慮した上での合理的な差異待遇であり、実質的な平等の要請に反するとはいえないからである。しかし、同条例第一条には「僧侶住職を置く宗教上の建築物は、その名称のいかんを問わず、寺廟とする」、第二条第一項には「寺廟およびその財産・法器は、その他の法律の規定がない限り、この条例の規定に従う」と定められているため、同条例第八条の規定は、仏教・道教といった一部の宗教にのみ適用されることとなる。その他の宗教に対して同じく制限を課していないのは、憲法第一三条および第七条に定められている中立原則・宗教平等原則に反するというべきである。上述した如く、「監督寺廟条例」第八条および第二条第一項の規定は、憲法第七、一三、一五、二三条に違反している。にもかかわらず、同条例の上記規定はなお寺廟の財産の処分を監督する主要規範であり、制度そのものの改正もある程度の時間を要するため、本解釈が公布された日から、遅くとも二年以内にその効力を失うこととする。

本解釈は、賴英照大法官による部分補充意見書、許玉秀大法

官、王和雄大法官によるそれぞれ
の補充意見書がある。

司法院釈字第 574 号（2004 年 3 月 12 日）*

争　　点

差戻審判決に関する上訴の利益の価額を制限する判例などは違憲か。

（對二審更審判決上訴利益額限制之判例等違憲？）

キーワード

訴権（訴訟權）、民事訴訟法、上訴の利益（上訴利益）、法律の遡及適用禁止（法律不溯及既往）

解釈文：憲法第一六条が定める訴権とは、何人もその権利が害されるときに適正手続によって裁判所に対し裁判を受ける権利を有するものである。裁判制度における遵守すべき審級、手続き及びその関連要件については、立法機関は訴訟事件の種類、性質、裁判政策の目的及び裁判制度の機能といった要素を考慮し法律をもって正当かつ合理的な規定を設ける。財産権訴訟に関する上告審への上訴が定められている民事訴訟法第四六六条において、上告受理の可否は控訴審の終局判決後、当事者の上訴の利益が一定の価額を超えるかどうかによるとされている。当該規定の内容は、立法者が上告審制度の機能及び訴訟事件の属性を斟酌し国の限られた司法資源の浪費を避け私法関係を早急に確定させ、これにより社会秩序を維持するため設けた正当かつ合理的な制限であって、憲法第一六条及び第二三条に反するものではない。

民事訴訟法第四六六条の改正により上告審における上訴の利益

*翻訳者：蔡英欣

の価額が高まることになる。これに伴い、当事者が当該改正規定の施行後にはじめて控訴審の終局判決に対して上告受理申立てをなす場合には、改正された民事訴訟法第四六六条は原則として適用されるべきであり、改正前の当該規定は遡及に適用されるべきではない。ただ、控訴審の終局判決後、上告受理申立期間が進行中、当事者が改正前の当該規定により上告受理申立てをなすことができたはずであり未だに上告受理申立てをなしていない事件のうち、上訴の利益の価額が高まったという改正後の当該規定により当事者が上告受理申立てをなすことができなくなる事件がある場合には、改正前の当該規定は遡及に適用されることができないが、これは国民の信頼利益に重大な影響を与えるといわざるを得ない。公共の利益を配慮しかつ当事者の信頼を適切に保護するため民事訴訟法施行法第八条は、民事訴訟法第四六六条の定める上告受理申立てができない上訴の利益の価額が同法の改正により増加するときに、改正された民事訴訟法の施行前になされた判決の上告受理申立てが改正前の法令により認められる場合には、これらの判決の上告受理申立ては依然としてなされることができると定めている。当該規定は過渡規定であり法治国家における法律の遡及適用禁止原則及び信頼保護原則に反するものではない。

最高裁判所七四年（１９８５年）台抗字第一七四号判決及び最高裁判所八六年（１９９７年）一月一四日第一回民事法廷会議の決議によると、民事訴訟法施行法第八条により民事訴訟法第四六六条第一項の定める上告受理申立てができない上訴の利益の価額が増加する場合に、増加前になされた不服申立ての判決は増加前の価額に基づいてその上告受理の可否が決められ、増加後になされた不服申立ての判決はこれが上告審による破棄差戻し後になされた差戻し判決であっても増加後の価額に基づいてその上告受理の可否が決められるべきであるとされている。これは民事訴訟法第四六六条第一項及び民事訴訟法施行法第八条の内容を敷衍したものであり、上記の

示された憲法の趣旨に反するものではない。よって、これは憲法第七条、第一六条及び第二三条に抵触するとは言い難く法治国家における法律の遡及適用禁止原則にも信頼保護原則にも反するものではない。

解釈理由書：憲法第一六条が定める訴権とは、何人もその権利が害されるときに適正手続によって裁判所に対し裁判を受ける権利を有するものである。国は国民の訴権を具体的に実現させるため効果のある制度による保障を提供しなければならない。これについて、立法機関は法律を制定し適切な裁判所組織や訴訟手続きを定めなければならない。これに加えて、裁判所は法律を適用するに際してもこれを目標とすべきであり、国民の権利が害されるときにその権利を即時にかつ十分に回復させ実現させうるようにしなければならない。訴訟手続きにより訴権は損なわれることがない限り、立法者が憲法上効果のある法律の保護という要請を斟酌し各種の事件の性質の相違を考慮し訴訟手続きについての異なった規定を定めるのは訴権の保障に反するとは言えない（司法院釈字第４４２号を参照）。

審級制度は訴訟手続きの一環として下級審による不当・違法な判決を是正する役割を果たしており、司法の救済制度に対する内部監督メカニズムである。いくつの審級が必要であるかについて、立法機関は訴訟事件の性質及び裁判制度の機能といった要素を考慮し法律をもってこれを定めることができる。これは訴権の保障の中心的内容とは言えない（司法院釈字第３９６号、第４４２号及び５１２号を参照）。よって、国民の訴権を保障するという憲法の趣旨に合致するため、すべての訴訟事件の当事者は上告審に対し上告受理を申立てることができることを求める必要がない。

わが国の民事訴訟法において審級救済制度は採用され三級三審制は原則として構築されてきた。上告審は救済の機能を有しつつ、法律審の性格をもち法令に関する

見解の一致性を維持させるため法令解釈及び法令適用の統一を図るという役割に着目しているものである。したがって、立法機関は訴訟事件の性質を斟酌し上告審への上告の適用要件を定めることができる。八八年（１９９９年）二月三日公布した改正後の民事訴訟法第四六六条第一項は、財産権訴訟に関する上告審への上告についてその上訴の利益の価額が六十万台湾円を超えない場合には上訴受理申立てをなすことができないと定めている。財産権訴訟についての上告受理の要件に関する規定において、上告受理の可否は控訴審の終局判決後、当事者の上訴の利益が一定の価額を超えるかどうかによるとされている。当該規定の内容は国民の訴権の行使に対する合理的な制限である。当該規定には、わが国の経済及び国民所得の増加に伴い物価及び争訴物の価額が相対的に高くなり上告裁判所が受理する財産権に関する事件の数も大幅に増え、これにより法律審としての上告審の機能の発揮は影響されかねないから、八九年（２０００年）二月九日に上記の規定は改正され上告受理申立てができない上訴の利益の価額は百万台湾円までに上がってきたという背景がある。当該規定の内容は、国の限られた司法資源を合理的に配分し私法関係を早急に確定させこれにより社会秩序を維持するために設けられた正当かつ合理的な制限であって、憲法第一六条及び第二三条に反するものではない。

法治国家原則は憲法の基本原則であり、当該原則のもとでは国民の権利の保護、法秩序の安定及び信頼保護原則の遵守は重視される。したがって、法が改正される場合に当該法律は法律の遡及適用に関する特別規定があるのを除き、原則としてその公布施行日から将来に向かって効力を有する。しかし、新法は遡及適用の効力を有せず施行後はじめて実現した構成要件の事実に適用されるものの、人間生活が持続していることとの関係で国民が旧法のもとで築き上げた生活秩序に影響するのが免れられ難い。そこで、立法者は法律の平等適用原則に反しない限り法を自由に制定する裁量権をも

つ。しかし、国民は旧法により取得したはずである権利及び旧法に対し生じた合理的信頼が新法により不利に影響される場合には、立法者は法治国家における法安定性の原則及び信頼保護原則に合致するため新法施行後の適用を適切な限度に排除しその他の合理的な補助措置を講ずるように過渡規定を設けるべきである。

八九年（２０００年）二月九日に公布した民事訴訟法第四六六条第一項（以下、新法という）においては上告審への上訴の利益の価額が上がり、また法律の遡及適用という特別規定がないため当該改正後の規定は公布施行日から将来に向かって効力を有する。しかし、当事者が新法施行前に法により訴えを提起した、第一審の終局判決が言い渡された、第一審の終局判決に対し控訴が提起され訴訟が進行する、あるいは原判決が上告審に破棄され事件が原審に差し戻された場合に、これらの訴訟事件に関する訴訟の進捗状況は新法の施行により影響されかねない。財産権訴訟における上告審の上訴の利益の価額について、これは上告受理申立てにおいて示される訴訟の目的とする物の価額あるいは訴えの提起時の価額により決められる（民事訴訟法第四六六条第四項、第七七条の一第二項を参照）。上訴の利益は上訴人が上訴の申立てにおいて得るだろう利益であり、これは原告の訴え提起の場合に訴えの利益が請求の趣旨により決められる客観利益とは異なる。原裁判所は上告が適法であるかどうかを認定するにあたってその職権により上訴の利益が民事訴訟法第四六六条の定める要件を満たすか否かを決めるべきであり、当該利益の価額は第一審の裁判所が決めた利益の価額に限られるわけではない。原裁判所は上訴の利益が法定の利益の価額を超えないとして不適法な上告を決定によって却下したことについて、上告人が最高裁判所に対して抗告する場合に、最高裁判所は原裁判所が決めた内容に拘束されず新たに斟酌し決めることができる。したがって、控訴審の終局判決がなされるまでには当事者の上訴の利益の有無は決められることができない。

これは訴えの提起時に直ちに認定されうるものではない。また、上告審の裁判所が上告を理由ありとする原判決破棄判決をなした場合に、原判決言渡しの効力は当該破棄判決により失い差戻審の裁判所は新たに審理する。そのため、差戻審判決に対して上告がなされうるかどうかのは差戻審が裁判した結果による。原裁判所による差戻し判決が民事訴訟法第四六六条第一項の定める価額が上がった後になされた場合に、当該差戻し判決に対する上告は上訴の利益の価額が改正後の価額を越えない限りなされることができない。これは司法院院字第二四四六号解釈により敷衍されるものである。差戻審判決が破棄された原判決ではない以上、原判決に対する上告が旧法に基づいてできたとしても差戻審判決に対する上告は新法の公布後、法律適用の一般原則に基づいて制限されるのが憲法第七条における平等原則に反するものではない。と同時に、原判決に対する上告が改正前の規定により認められたことを信頼したから、新法の遡及適用により上告人の既得の上告利益は害されるという当事者の主張は採用されることができない。その際、立法者が何らかの過渡条項を設けなくても新法を即時に全面的に適用することは立法者の自由形成権の範囲を超えるとは言えない。しかし、訴訟事件の訴訟進行状況が新法の施行により影響される場合のなか、たとえば新法の施行前になされた控訴審の終局判決に対する上告が改正前の民事訴訟法第四六六条第一項によりなされることができたが、当該上告が法律施行後にはじめてなされた場合に、仮に控訴審あるいは上告審は新法によって上訴利益が新法に定められた額を超えないとして当該上告を却下すれば、当事者が改正前の民事訴訟法第四六六条第一項により取得したはずである上告の権益、またこれにより生じた合理的な信頼は損なわれかねない。その際、立法者が上記の状況について何らかの過渡条項を設けなければ、これは信頼保護原則に反して違憲のおそれがある。民事訴訟法施行法第八条は、改正された民事訴訟法の施行前になされた判決は民事訴訟法第四六六条の定める上

告受理申立てができない上訴の利益の価額が同法の改正により増加するときにこれらの判決の上告受理申立てが改正前の法令により認められる場合には、これらの判決の上告受理申立ては依然としてなされることができると定めている。当該規定は立法者が民事訴訟の性質及び上告審による法律審の機能を斟酌して、当事者が改正前の民事訴訟法第四六六条第一項により取得したはずである上告権という既得利益を特別に保護するため定められた過渡規定である。これは法律の過渡規定を制定する自由形成権の範囲を超え法治国家における信頼保護原則に反するものではない。

最高裁判所七四年（１９８５年）台抗字第一七四号判決及び最高裁判所八六年（１９９７年）一月一四日第一回民事法廷会議の決議によると、民事訴訟法施行法第八条においては民事訴訟法第四六六条第一項の定める上告受理申立てができない上訴の利益の価額が増加する場合に、増加前になされた不服申立ての判決は増加前の価額に基づいてその上告受理の可否が決められ、増加後になされた不服申立ての判決はこれが上告審による破棄差戻し後になされた差戻し判決であっても増加後の価額に基づいてその上告受理の可否が決められるべきであるとされている。これは民事訴訟法第四六六条第一項及び民事訴訟法施行法第八条の内容を敷衍したものであり、法律にはない制限を新たに設け上記の示された憲法の趣旨に反するものではない。よって、これは憲法第七条、第一六条及び第二三条に抵触するとは言い難く法治国家における法律の遡及適用禁止原則及び信頼保護原則に反するものとは言い難い。

本解釈は、許玉秀大法官による部分補充意見書、許宗力大法官による補充意見書がある。

司法院釈字第 575 号（2004 年 4 月 2 日）*

争　　点

戸警分立の計画における機関調整の過渡的な条項は違憲か。
（戸警分立方案就機關調整之過渡條款違憲？）

キーワード

公職に就く権利（服公職權利）、戸警分立、過渡的な条項（過渡條款）、動員戡乱時期

解釈文：憲法第十八条は人民（＝国民）は公職に就く権利を有すると規定しているが、その趣旨は国民が法令により公務に従事することを保障し、またこれによって生ずる身分の保障を享有するところにある。当該機関が改編、廃止または移管により公務員に対して憲法が保障する公職に就く権利へ重大な不利益を及ぼすに至った場合は、過渡的な条項またはその他の緩和策を採ることを以って、総合的にこれらを配慮すべきである。

中華民国六二（１９７３）年七月十七日に改正公布した戸籍法第七条第二項は、「動員戡乱時期においては、戸政事務所は行政院（＝内閣府）の承認を経て特別市、県の警察機関に隷属することができる、その方法については行政院によりこれを定める。」と規定していた。動員戡乱時期の終結に応じるために、八一（１９９２）年六月二九日に改正公布した戸籍法第七条は前掲した規定を削除するとともに、同条第一項及び当該法律の施行命令第三条を改正し、戸警分立の制度を回復した。

---

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

つまりこれは、国家の憲政秩序を常時体制に復帰させるためになされた機関組織の調整である。戸籍行政組織が民政のシステムへ復帰をなした以降は、戸籍公務員の任用は、当然ながら公務員任用法、各戸籍行政組織職階表及び関係人事法令の規定によりこれがなされるべきである。もともと戸籍行政を担当する警察官については、一般公務員の資格を有しない者は直ちに留任できなくなることから、よってこれは当該関係者の公職に就く権利に対して重大な不利益を及ぼすものである。こうした状況を緩和させるために、内政部（＝内務省）は八一（１９９２）年六月十日台（八一）内戸字第八一〇三五三六号通達を発したが、同年七月一日より実施した「戸警分立の実施計画」には、もともと戸籍行政を担当する警察官を五年以内に原職に留任させるかまたは警察官の職に復任させるか、或いは公務員試験の資格に関する制限を受けずに一般公務員に転任させるかなどについては、既に当事者の意思、権利、利益及びその仕事の環境を改めて調整するためのかかる必要な期限を充分に考量し、そのうえで国家が既に関係公務員に対して最小限の権利制限を選択したはずであり、よって行政コストを過度に消費する方式を以って戸警分立を実現するまでには至らないことを認めるべきである。当事者が期待するその職にあたっては、たとえその意に充分に沿うことができなくても、戸警分立の制度を回復する重要性及び必要性と比較すれば、それにより受けた不利な影響は、軽量に属するか、または当事者個人の意思が尊重された結果である。よって、これは、期待的可能性の範囲を超えずして、法治国家の比例原則という要請には尚も合致するに属するものである。

前掲した実施計画の関連規定において、人民の権利に関わる法律を以ってこれが定められていないことは、むろん好ましくないことであるが、その内容は人民の自由権利を制限していないことから、なおも憲法二三条が規定する法律の留保の原則に反するとは言い難い。しかし、過渡的な条項が

、もしも法律の適用を排除または制限する効力を有する場合は、依然として法律を以ってこれを定めるべきであり、よってかかる法治国家の権力分立の原則にはじめて合致することを、ここに併せて指明しておく。

七二（１９８３）年十一月二一日に改正公布した警察官管理条例（＝法律）第二二条第二項の附図の註釈には、警察官が非警察官の職への転任につき、その原職級により転任の職に相当する職級の最高年功俸給に至るまでに換え、超えた部分が依然留保されるのは、異なる制度の公務員の間において本来異なる人事法令を適用するために職級を改めて格付けしなければならぬ特別規定である。これは公務員の人事制度の健全及び全体の均衡を保護するための必要な制限であり、憲法が保障する平等権の趣旨には尚も抵触するものではない。

解釈理由書：憲法第十八条は人民（＝国民）が公職に就く権利を有すると規定しており、その趣旨は国民が法令により公務に従事することを保障し、またこれによって生ずる身分の保障、俸給及び退職金の請求等の権利を享有するところにある。公務員がもしもその所属機関の改編、廃止または移管により憲法が保障する公職に就く権利へ重大な不利益を及ぼされるに至った場合には、国家は適切な過渡的条項またはその他の緩和策を制定することを以って、公務員の権利保障を含め総合的に配慮すべきである。

六二（１９７３）年七月十七日に改正公布した戸籍法第七条第二項は、「動員戡乱時期においては、戸政事務所は行政院（＝内閣府）の承認を経て特別市、県の警察機関に隷属することができる、その方法については行政院によりこれを定める。」と規定していた。こうして、警察官は本来戸警合一の実施計画、戡乱時期における台湾地区の戸籍行政改革に関する外局規則（＝弁法）等の規定により、法律の依拠を有するうえで戸籍行政業務の戸警合一の制度を扱うことができた。その後、動員

戡乱時期の終結に応じるために、八一（１９９２）年六月二九日に改正公布した戸籍法第七条は前掲した規定を削除するとともに、同条第一項及び当該法律の施行命令第三条を改正し、戸警分立の制度を回復した。つまりこれは、国家の憲政秩序を常時体制に復帰するためになされた機関組織の調整である。

戸籍行政組織が民政のシステムへ復帰をなした以降は、戸籍公務員の任用は、当然ながら公務員任用法、各戸籍行政組織職階表及び関係人事法令の規定によりこれがなされるべきである。それゆえに、もともと戸政事務所にて戸籍行政を担当する警察官で、一般公務員の資格を有しない者は、その任用資格と人事制度の規定に合致しておらず、もしもその他の法令の依拠がないのであれば直ちに留任することができなくなる。こうした結果に至ったのは、むろん機関組織の民政システムへの復帰及びに既存の人事制度に依るものではあるが、しかしこれは明らかに、当該関係者の公職に就く権利に対して既に重大な不利益を及ぼすこととなった。国家は当然ながら関連の人事に対しそれ相当の安置をする義務を有しており、例えば過渡的な条項またはその他の緩和策を制定し、これを以って制度の変更によってその権利利益に与えた衝撃を適度に低下させなければならない。

内政部（＝内務省）は人権を保障する配慮に基づき、八一（１９９２）年六月十日台（八一）内戸字第八一〇三五三六号通達を発し、同年七月一日より実施した「戸警分立の実施計画」における、その第四の（二）点は、すなわち当該任用資格及び関連の人事法令に合致しない警察官を対象として計画されたもので、業務が移管された以後も依然原の任用資格を以って引き続き戸政事務所に留任し、そして志願による警察職への復帰作業をすることができるとしたことで、つまり当該関係者に将来公職に就く計画を慎重に判断する機会を与えたものであり、たとえ当該関係者が五年以内に内政部八一年六月二四日台（八一）内

警字第八一八〇一三〇号通達で発した「戸警分立において民（戸）政組織に移動した警察官任用資格所有者が警察機関職への復帰を志願する作業要点」による復帰の申請がまだであり、依然として引き続き元来の職務を執行する者であったとしても、また一般公務員に転任することを許容し、引き続き原職に留任できるものとした。復帰の意思を五年以内に表示すべきとする制限に関しては、これは行政の効率に対する配慮及び職務配分の要請を基づくものであり、それによってかかる相当期間内に各機関の空席状況を確定し、人事の安定を図ることとなる。これらを総じると、戸警分立の実施計画は当事者の意思、権利利益及びその仕事の環境を改めて調整する必要な期限を既に十分に配慮しており、当該機関が改編した後にも本来の職員の身分権利が受けた不利益を最低限に減らすことができ、よってこれは国家が既に関係公務員に対して最小限の権利制限を選択したといえるべきものであり、また行政コストを過度に消費する方式を以って戸警分立を実現するまでにも至らないと認めるべきである。当事者は職への期待につき、たとえその意に充分に沿うことができなくても、法治国の原則への順守、警察の責務と一般行政の責務を適切に配分することにより憲政の体制を回復するという重大な公益の重要性及び必要性と比較するならば、それにより受けた不利な影響は、軽量に属するか、または当事者個人の意思が尊重された結果であり、期待的可能性の範囲を超えずして、法治国家の比例原則という要請には尚も合致するに属するものである。

前掲した実施計画の関連規定が、人民の権利に関わる法律を以ってこれを定めていないことは、むろん好ましくないことではあるが、然るにこれは主務官庁が憲政の転換期に立法院（＝国会）の戸籍法を改正するにあたって過渡的な条項またはその他の緩和策を制定してないことから生じた止むを得ない方法であり、またその内容は人民の自由権利を制限していないことから、なおも憲法二三条が規定する法律の留保の原則に反す

るとは言い難い。動員戡乱時期が終結した以降、憲政の体制は既に通常に回復し、前掲した状況はもはや存在しなくなり、過渡的な条項においては、もしも法律の適用を排除しまたは制限する効力を有し、また行政機関の組織あるいは人事の固有権限の範囲内の事項でないのであれば、依然法律を以ってこれを合わせて定めるか、または法律を以って関係機関に授権し適切な規範とすべきであり、これによって法治国家の権力分立の原則にはじめて合致することとなることを、ここに併せて指明する。

七二（１９８３）年十一月二一日に改正公布した警察官管理条例（＝法律）第二二条第二項の附図（警察官俸給表）の註釈には警察官が本表の規定により叙級した以後に非警察官の職に転任する場合には、その転任の職に適用する俸給法に基づき、その警察官の原職級により転任の職に相当する職級の最高年功俸給に至るまでに換え、超えた部分があれば依然留保される」と規定しており、これは、異なる制度の公務員の間には、本来異なる任用、叙給、成績、評定の規定を適用し、警察官が非警察官の職に転任する場合には、職級を改めて格付けしなければならないとする特別規定は、同一の体系内における公務員処遇の公平を確保するとともに、警察官が法律により叙級した後の俸給利益を保障するためのものである。こうした規定が志願による転任か否かといった差別的扱いを定めてないことは、正当な目的を有する人事調整が執行し難くなることを避けるためであり、公務員の人事制度の健全及び全体の均衡を保護するために必要な制限であり、その手段も相当するに属しており、憲法が保障する平等権の趣旨に尚も抵触するものではない。

司法院釈字第 576 号（2004 年 4 月 23 日）*

争　　点

生命保険が重複保険の通知に関する規定を適用される判例は違憲か。

（人身保險適用複保險通知規定之判例違憲？）

キーワード

生命保険契約（人身保險契約）、重複保険（複保險）

解釈文：契約自由は個人に自主発展及び自己実現を果せる重要なメカニズムであり、私法自治の基礎である。契約自由はその具体的内容が憲法における各関連の基本権利に関する規定により保障されるに加えて、憲法第二二条が保障するその他の自由権利の一類型でもある。しかし、国は公共利益の保護のため、法律をもって契約自由に合理的な制限を課すことができないわけではない。

保険法第三六条は、重複保険は別の定めがない限り他人のために保険をする者がほかの保険者の名称及び保険金額を各保険者に通知しなければならないと定めている。同法第三七条は、他人のために保険をする者が故意によって前条の通知をしない場合あるいは不当利得を意図するため重複保険をする場合にかかる契約は無効であると定めている。これらの規定は損害補填原則に基づいたものであり、また被保険者が不当利得を得ることやその財産上の損害を超過する保険給付を取得することを防ぐことにより、保険市場の取引秩序を維持し取引のコストを切り下

*翻訳者：蔡英欣

げ保険制度を健全に発展させることができ、重複保険の行為に対して合理的な制限を課すものである。これは憲法第二三条の規定に合致し憲法が保障する人民の契約自由の趣旨には抵触していない。

生命保険契約は被保険者の財産上の損害を補うものではなく損害保険において保険金額が保険契約の目的の価額を超過するか否かというような問題が有しないがゆえに、保険法における重複保険に対する制限の規定を適用されない。最高法院七六年（１９８７年）台上字一一六六号判例において上記の保険法における重複保険に関する規定が生命保険契約にも適用されるとされていたが、これは国民の契約自由に対して法律にはない制限を課すものであるから、今後援用されるべきではない。

解釈理由書：国民が憲法の保障する権利を不法に侵害され法的手続きにより訴訟を提起し終局判決を下されたときに、終局裁判所が適用した法律あるいは命令についてこれが憲法に抵触すると疑い司法院大法官審理案件法第五条第一項第二款によって当院に対して憲法解釈を申立てる場合に、当院の審査対象は、申立書に明確に示されたものに限らず、当該終局判決において終局裁判所が裁判の基礎として援用した法令が申立人が憲法解釈を求める法令と重要な関連を有するものをも含む。最高法院七六年台上字一一六六号判例は当院八九年度（２０００年度）台上字二四九〇号判決において、保険法第三六条、第三七条が適用される際に併せて裁判の基礎として援用されていた。これが保険法の上記の規定の趣旨に沿うかどうか、またこれにより憲法に抵触するかという疑義が生ずるといったことも併せて審理されるべきであり、ここでは先立って説示する。

契約自由は個人に自主発展及び自己実現を果せる重要なメカニズムであり、私法自治の基礎である。契約自由はその具体的内容が憲法における各関連の基本権利の規定により保障される。たとえば、財産処分にかかわる契約内容

は憲法第一五条により保障され、また国民による組織結社にかかわる契約内容は憲法第一四条により保障される。これに加えて、契約自由は憲法第二二条が保障するその他の自由権利の一類型でもある。しかし、国家は公共利益の保護のため法律をもって契約自由に合理的な制限を課すことができないわけではない。保険法第三六条は、重複保険は別の定めがない限り他人のために保険をする者がほかの保険者の名称及び保険金額を各保険者に通知しなければならないと定めている。同法第三七条は、他人のために保険をする者が故意によって前条の通知をしない場合あるいは不当利得を意図するため重複保険をする場合にかかる契約は無効であると定めている。これらの規定は損害補填原則に基づいたものであり、また被保険者がその財産上の損害を超過する不当利得を取得することを防ぐことにより、保険市場の取引秩序を維持し取引のコストを切り下げ保険制度を健全に発展させ被保険者という大衆の権益を保護することができ、重複保険の行為に対して合理的な制限を課すものである。これは憲法第二三条の規定に合致し憲法が保障する国民の契約自由の趣旨には抵触していない。

生命保険は被保険者の財産上の具体的損害を補うことを目的とせず、被保険者の生命、身体の完全性が金銭に換価されないため保険給付が超額であるかどうかが認定されることができないものである。かかる保険は契約時に一定の金額が事故発生時に給付される保険金額を事前に約束することのみができる。したがって、生命保険契約は財産上の具体的損害を補う損害保険契約と異なり、不当利得の問題を有しない。よって、保険法第三六条、第三七条は生命保険契約に適用されるのが適切ではない。最高法院七六年台上字一一六六号判決は「重複保険とは他人のために保険をする者が同一の保険利益及び同一の保険事故につき複数の保険者と個別的に数個の保険契約を締結する契約行為であり、これについて保険法第三五条は明文をもって定めている。同法第三六条は重複保険は別の定めがない

限り、他人のために保険をする者がほかの保険者の名称及び保険金額を各保険者に通知しなければならない。したがって、重複保険の成立には、他人のために保険をする者と複数の保険者とは個別的に締結した複数の保険契約が同時に並存することが必要とされる。他人のために保険をする者が二以上の保険者と保険契約を相次いで締結すれば、先に締結した保険契約は重複保険とはいえない。というのは当該保険契約が成立する際に重複保険になる状態が生じていないからである。他人のために保険をする者がその後、ほかの保険者と保険契約を締結し先に保険契約を締結した事実を後の保険契約の保険者に故意によって通知しない場合に、後の保険契約は保険法第三七条によって無効であるが、先に締結した保険契約も無効であるとはいえない」としている。本判決は重複保険の適用範囲を明確に示していないが、複数の生命保険契約の締結に関する争議にかかわるものであり、重複保険に関する保険法第三六条、第三七条の規定を生命保険契約にも適用すべきであるとしている。これは憲法の保障する契約自由に対して保険法第三六条、第三七条にはない制限を課すものであるから、本判決は本解釈が公布する日から援用されるべきではない。

なお申立人は上記の終局判決が適用した保険法第三六条、第三七条が憲法第七条に抵触するという疑いがあるとの主張について、これらの法律規定は文言上にせよ適用上にせよ差別待遇にかかわるものではなく、平等権に違反する問題が生じない。ここでは併せて説示する。

本件の申立人が本件の終局判決の示した見解が最高裁判所の下したその他の判決が示した見解と異なるとして統一解釈を申立てることについて、これは同一の審判機関内に生じた裁判見解の相違であり、異なった審判機関による終局判決の間に同一の法律あるいは命令に対する見解が異なるものではない。それ故、これは司法院大法官審理案件法第七条第一項第二款の要件に該当せず、同条第三項

によって受理されるべきではない。

本解釈は、林子儀大法官･許宗力大法官･楊仁壽大法官による補充意見書がある。

司法院釈字第 577 号（2004 年 5 月 7 日）*

争　　点

煙害防制法（煙害防止規制法）が業者にニコチン等含有量の表示を義務付けるのは違憲か。（訳注：「煙」はたばこ）
（菸害防治法命業者標示尼古丁等含量違憲?）

キーワード

言論の自由（言論自由）、国民の健康（國民健康）、財産権（財産權）

解釈文：憲法第十一条は国民の積極的な意見表明の自由と消極的な意見不表明の自由を保障しており、その範囲は主観的意見の表明及び客観的事実の陳述に及ぶものとなっている。一方、商品における表示については、商品に係る客観的情報を提供する方法であることから、言論の自由が保障されるべきではあるが、重大な公益上の目的のために必要な場合は、法律により合理的で適切な制限をすることができると言うべきである。

国は国民の健康を向上させるため、広く衛生保健事業を推進し、医療・保健等社会の福利厚生にかかわる任務を重視しなければならない。煙害防制法第八条第一項は、「製品たばこに含まれるニコチン及びタールの含有量は、中国語により製品たばこ容器に表示しなければならない」と規定し、また、同法第二一条は違反者に対し過料による罰則を定め、特定の商品情報についてのたばこ業者の不表示の自由を制限しているが、これは、消費者に商品の必要情報

*翻訳者：陳　一

を提供して国民の健康等を維持・保護するなど、重大な公共利益のためであって、必要な程度を超えてはおらず、憲法第十一条における国民の言論の自由の保障と第二三条における比例原則のいずれにも反するものではない。また、製品たばこの容器に一定の表示を義務付けることがたばこ業者の財産権に対する制限になるとしても、当該表示は、国民の健康に深くかかわるものであって、製品たばこに係る財産権に課される社会への義務なのである。そしてその制限も軽微なものであって、社会に対する義務として受忍すべき範囲を超えてはおらず、憲法が国民の財産権を保障する規定に反するものではない。また、上記規定上、製品たばこに係る表示義務と責任は、その時間的適用範囲として同法公布施行後の製品たばこに係る表示に限られているのであって、法律の遡及的適用がなされているわけではなく、法律の遡及的適用により国民の財産権が侵害されているとは言い難い。さらに、煙害防制法第八条第一項の規定を同法第二一条と併せて観察すると、その規制対象、規制を受ける行為及び法的効果において、規範内容が不明確だとして法治国家における法の明確性の原則に反しているとも言い難い。なお、各種食品、製品たばこ、酒類等商品の有する人体の健康への影響はそれぞれ異なるものであるため、比較の基準を考えるのは至難であって、立法者は相異なる事柄の処理においてその優先順位につき選択する権限を有するのであるから、関連する法律において異なる定めがあるとしても、平等原則に反するとは言えない。

解釈理由書：憲法第十一条は国民の積極的な意見表明の自由と消極的な意見不表明の自由を保障しており、その範囲は主観的意見の表明及び客観的事実の陳述に及ぶものとなっている。そして商品の表示は、商品に係る客観的情報を提供する方法として、商業に関する言明の一種に属し、消費者による経済活動上の合理的な選択に資するものである。このため、商品の表示が適法な取引活動を促進するものであって、その内容にお

いて虚偽不実または誤認をまねく作用がなければ、その情報提供、意見形成ないし自己実現の機能は、他の事柄の分野における言論と異なるところがなく、憲法第十一条における言論の自由の保障される範囲に含まれるものと言うべきであり、夙に本院釈字第四一四号判決において是認されたところである。もっとも、国は、消費者による真実かつ完全な情報の獲得を保障し、商品表示の内容による誤認を防ぎ、または他の重大な公益を保護するために、法律において、当該目的の達成と実質的関連を有する手段を採って、商品と関連性のある重要な商品情報を業者が提供すべきことを明確に定めることができると言うべきである。

行政法規においては、多くの場合、行為の要件と法的効果がそれぞれ定められているのであるが、これらを併せて観察しながらその規制対象、適用範囲及び法的効果を確定する必要がある。煙害防制法第八条第一項には、行為の要件に関する規定が置かれ、そして行為主体と違反の効果は同法第二一条に定められている。この両者を併せて観察すれば、その規制対象者は製品たばこの製造業者、輸入者及び販売者であって、製品たばこ容器に中国語によりニコチン及びタールの含有量を表示する作為義務を負い、違反の場合には主管庁の裁量により、製造者、輸入者または販売者のいずれかを台湾元十万元以上三十万元以下の過料に処し、かつ製造者、輸入者または販売者に対し定められた期限内に回収ないし改善するよう通告し、かかる期限を遵守しなかった者については、その製造または輸入につき六ヶ月ないし一年の業務停止を命じることができ、そのうえ違反製品は没収・破壊するという規定になっている。このように、規制対象者、規制される行為及び法的効果はともに明確なものとなっており、何ら法治国家における法の明確性の原則に反しないと言うべきである。

国は国民の健康を向上させるため、広く衛生保健事業を推進し、医療・保健等社会の福利厚生にかかわる任務を重視すべきこと

は、憲法第一五七条及び憲法修正条項第一〇条第八項の定めから明らかである。中華民国八六（1997）年三月一九日公布、同年九月一九日施行の煙害防制法第八条第一項は、「製品たばこに含まれるニコチン及びタールの含有量は、中国語により製品たばこ容器に表示しなければならない」と規定し、同法第二一条は、「第七条第一項、第八条第一項または第七条第二項に定める方法に違反した場合は、台湾元十万元以上三十万元以下の過料に処し、かつ製造者、輸入者または販売者に対し、期限を定めて回収ないし改善するよう通告する。この期限を遵守しなかった者については、その製造または輸入につき六ヶ月ないし一年の業務停止を命じる。違反製品は没収・破壊する」と定める。これは、国が製品たばこ業者に対し商品表示において重要な客観的事実に関する情報を提供するよう義務付け、特定の商品情報についての製品たばこ業者の不表示の自由を制限するものである。しかしながら、かかる表示義務は、製品たばこに対する消費者の正確な認識に資するものであり、製品たばこ中の特定成分含有量の多寡を告知することにより、消費者に喫煙行為のもたらしうる危害を認識かつ警戒させ、その慎重なる判断を促し、購入決定の参考にならしめることができ、明らかに国民の健康の維持・保護という目的の達成に資するものである。製品たばこ業者の表示義務に比べ、各機関・学校にたばこの弊害に関する防止・規制教育を行わせるといった方法は、固より介入の比較的低度な手段と言えるが、目的達成の側面においては、同等な有効手段とは言えないのであるから、表示義務の設定は必要性の原則に反するものではない。また、消費者に商品の必要情報を提供して国民の健康を維持・保護するという重大な公共利益に鑑みれば、製品たばこ業者に表示を義務付けることは、製品たばこ業者に対し、個人情報の提供や特定の思想の支持表明を強制するものでも、営業秘密の提供を要求するものでもなく、容易に知り得る商品成分にかかる客観的情報の提供を求めるのみであって、過当ではないと言うべきである。

また、製品たばこへの依存可能性が人体の健康にもたらしうる危害の程度に鑑み、製品たばこ業者による表示義務の厳格な遵守を促すため、同法第二一条においては、違反者に対し期限を定めて改善を求めることを経ずに直ちに相当金額の過料処分を行えるようになっており、製造または輸入の停止を直接命じる手段に比べて、製品たばこ業者による表示義務の履行を促す有効かつ緩やかな手段と言える。そして、製品たばこに関係する業者の中で、製造、輸入ないし販売者に製品たばこの表示義務を課すことは、たばこによる弊害を防止ないし規制するという目的の達成上、合理的で必要・適切な手段と言えるのである。従って、上記煙害防制法の規定は、製品たばこ業者の不表示の自由を制限するものではあるが、その目的は国民の健康を維持・保護し、かつ消費者に必要な商業情報を提供するなど、重大な公共利益を図ることにあるのであり、その手段と目的との実質的関連は、法治国家における比例原則の要請に合致しており、公共利益の保護に必要な程度を超えてはおらず、憲法第一一条と第二三条のいずれにも違反するものではない。

製品たばこ容器における上記一定の表示を義務付けるのが製品たばこ業者の財産権に対する制限になるとしても、当該表示は、国民の健康に深くかかわるものであり、かつ商品内容にかかる必要情報を提供するものとして、商業における信義誠実の原則と透明性の原則に合致するのであるから、製品たばこにかかる財産権に課される社会への義務と言えるのである。そしてその制限も軽微なものであって、社会に対する義務として受忍すべき範囲を超えてはおらず、憲法が国民の財産権を保障する規定に反するものではない。また、新たに発効した法規は、法規発効前に「既に発生した事件」に対しては原則として適用してはならない。これは法適用における不遡及の原則というものであるが、ここにいう「事件」とは、特定の法規における構成要件に該当するすべての法的事実をいい、「発生」とは、すべての法的事実が現

実の生活において完全に具現することをいう。煙害防制法第八条第一項及び第二一条に定める製品たばこにおける表示義務と責任は、同法公布施行後の製品たばこ表示にかかる事件にのみ適用されるものであって、製品たばこ業者は同法施行前にも表示義務があるとは定めておらず、法の遡及的適用はないのであるから、法の遡及的適用により国民の財産権が侵害されたとは言い難い。一方、立法者は、新たに制定する法規における構成要件の諸種特徴に関係する過去の単一の事実、例えば製品たばこ表示にかかる規制の対象物となる製品たばこの製造時点、輸入時点または流通経路投入時点との関係で、特別の保護を与える必要があると認めたときは、公益にも配慮するという前提の下、明文の経過条項により新法の適用を除外しまたは猶予すべきと言える。もし同法施行前に既に流通経路に投入された未販売の製品たばこについても同法施行時に法定の表示義務の履行完了を要求することになれば、製品たばこ業者に対し予期できぬ財産権の損害を与えかねない。国民の信頼利益を保障するため、立法者はそのような製品たばこにつき経過条項を定める義務があると言うべきである。八六（1997）年三月一九日公布の煙害防制法第三十条は「本法は公布して六ヶ月後に施行する」としており、製品たばこ業者は、同法の発効時までに流通経路に投入された製品たばこにつき、法定の表示義務に関し早速準備をすることができるのであるから、法の変更により直ちに不利益を蒙るに至ることはなく、六ヶ月という期限も、国民の健康を維持・保護するという立法の目的を実現し難くするようなものではない。同経過期間の規定は、法治国家における信頼保護原則の要請に合致するものと言うべきである。なお、各種食品、製品たばこ、酒類等商品の有する人体健康への影響はそれぞれ異なるものであり、比較をする基礎を考えるのは至難であって、立法者は相異なる事柄の処理においてその優先順位につき選択する権限を有するのであるから、関連する法律において異なる定めがあるとしても、憲法第七条に定める平等原則

に反するとは言えない。

本解釈は、許玉秀大法官、余雪明大法官によるそれぞれの補充意見書がある。

司法院釈字第 578 号（2004 年 5 月 21 日）*

争　　点

労基法が雇主に労働者の定年退職金の負担義務を課すのは違憲か。（勞基法課雇主負擔勞工退休金違憲？）

キーワード

労働基準法（勞動基準法）、定年退職金（退休金）、労働者保護（保護勞工）

解釈文：国が労働者の生活を改善しその生産技能を向上させるため、労働者を保護する法律を制定して労働者保護政策を実行すべきことは、憲法第一五三条第一項が明文をもって定めており、そして労働基準法はまさに国がかかる国家基本政策を実現させるために制定した法律である。そこにおいて、労働者保護の内容と方法をどのように設定すべきかについては、立法者に一定の自由な形成余地が与えられているが、それが国民の基本的権利への制約にあたるときは、憲法における比例原則の要請に合致するものでなければ認められない。

労働基準法第五五条及び第五六条において、雇主は定年退職金の支払義務と定年退職準備金の毎月の積立義務を負うものとそれぞれ定められているが、これは、労働者の生活を保障する手段の一つとして、労働者の権益の保障、労使関係の緊密化及び社会全体の安全と経済発展の促進に資するものであって、立法機関による自由な形成の範囲を越えるものではない。そこにおいては、契約内容の

*翻訳者：陳　一

自主的決定及び財産の自由な使用・処分にかかる雇主の権利が制限されることになるものの、国が労働者保護の目標を貫くために政府の財政能力を考慮しながら、労務給付を受ける雇主の労働者への保護義務を強化するものとして、相当と言うべきである。また、同法は上記強行規定に違反した雇主に対しそれぞれ罰金または過料を科しているが、これは労働者の退職後の生活と保養を保障するという目的の達成のために、雇主による定年退職金の支払義務の履行を監督しようとするものであって、当該立法の時空間的条件、労使関係の状況及び介入されるところの法益の性質と影響の生じる程度等諸要素を考慮すると、国が財産刑を強制手段として選択したことには必要性があると認められ、憲法第二三条の定める比例原則に適合するものとして、憲法が契約の自由を保障する趣旨や同第一五条における国民の財産権保障に関する規定に抵触するものではないと言うべきである。

労働基準法が雇主に定年退職金の支払義務を課す点は、性質上その実行が明らかに困難で支障がある場合を除き、あらゆる労使関係に一律に適用されるものであって、憲法第七条における平等権の保障と抵触するものではない。また、立法者は労働者の定年退職金制度を設けるにあたり、社会経済の客観的情勢や国家資源の有効配分を勘案して、その優先順位の選択・設定を行ったものであるから、憲法第七条における平等権の保障に抵触するものでもない。更に憲法は、国は社会保険という方法のみによって労働者保護の目的を達成せねばならぬという制限を課してはいないのであるから、労働者保護に関する全般的な制度設計につき、立法者はもとより一定の形成自由を有すると言うべきである。労働者保険条例における老年給付と労働基準法における定年退職金は、ともに憲法が労働者の生活を保障しようとする目的の達成に資するものであり、両者の性質が異なるからと言って両制度の並存が直ちに違憲であるとは言い難い。もっとも、立法者が労働者の生活を保障しようとするときの

立法上の選択は、もとより社会全体の発展に応じて随時検討すべきものである。労働基準法が七三（1984）年に制定施行をみてから今日に至るまで、労働者保護を目的として設けられた定年退職金制度の実施成果・効果如何、そして、時代の発展とともに進歩を図りつつ憲法が実現しようとする労働者保護の政策目標に合致させるために、そこで採用する手段を社会全体の変化に応じて適時に検討し改善すべきか否か、及び、それをどう行うべきか、並びに、国内の人口・年令構成が既に高齢化傾向を呈し続けており、将来において社会・経済及び福祉制度等に衝撃を与えかねないことから、既存の定年退職制度と社会保険制度を統合すべきか否かは、社会資源の配分、国家の財政負担能力等国民の利益全般に深く係わる事柄であって、立法による形成事項に属するものである。そこで、現行制度下の労働者の既得権益の保障と雇主の支払能力や企業の経営コスト等社会全体における諸条件を均衡に考慮しながら、関係機関より、我が国憲法における労働者保護の基本精神及び国民による中小企業経営を支援しその存続と発展を図るという趣旨に基づき、関係する国際労働条約の規定を参照し、かつ国の総体的発展を考慮して、全般的な検討を行うのが望ましいことを、ここに併せて説示しておく。

解釈理由書：国が労働者の生活を改善しその生産技能を向上させるため、労働者を保護する法律を制定して労働者保護政策を実行すべきことは、憲法第一五三条第一項が明文をもって定めており、そして労働基準法はまさに国がかかる国家基本政策を実現させるために制定した法律である。そこにおいて、労働者保護の内容と方法をどのように設定すべきかについては、立法者に一定の自由な形成余地が与えられているが、それが国民の基本的権利への制約にあたるときは、憲法における比例原則の要請に合致するものでなければ認められない。

労働基準法は国が労働者権益の保護を旨として各労働条件の最

低基準を定める法律であって、事業体は事業の性質と労働の態様により労働者と別途労働条件を定めることができるが、労働基準法の定める最低基準を下回ってはならない。一方、労働者の最低労働条件の内容とその保障方法等をどのように設定するかについては、立法者に一定の形成余地が与えられ、労働基準法第六章における定年退職制度は、まさに国が立法手段を通じて積極的に構築した最低労働条件の一つであり、労働者の離職率を減少させ、企業における長期勤続者を奨励し、これにより労働者が安心して勤務できるようにし、生産の効率を向上させ、ひいては経営コストを下げ、企業利益の増大に寄与し、労使関係の安定化を図り、かつ労働者は相当の定年退職金を得ることによって退職後の生活を維持できるのであるから、憲法第一五三条第一項が定めるところの、国は労働者保護政策を実行すべきとの趣旨に合致するものである。同法は、雇主は毎月一定の定年退職準備金を積み立てるべきとし、かつ労働者が法定要件を満たすときは、法定の給付基準により一括に定年退職金を支払うべき旨定めている。雇主が毎月積み立てる定年退職準備金は、特別口座を設けて保管・貯蓄しなければならず、譲渡、差押、相殺または担保の対象としてはならない。また、毎月積み立てた準備金は集積して退職金基金とし、中央主管庁が財政部（財務省）とともに指定する金融機関において保管・運用し、かつ労使双方の組織する委員会がこれを監督することとなっている（労働基準法第五三条、五五条及び九一（2002）年六月一二日改正前の第五六条参照）。雇主について言えば、毎月の定年退職準備金の積立と特別口座による保管・貯蓄を強制する規定は、定年退職金支払義務の履行を促す手段であり、契約内容の自主的決定にかかる契約の自由及び財産の自由な使用・処分にかかる財産権がこれにより制限を受けることになるが、その目的は労働者を保護しようとする憲法の趣旨を貫くことにあって、政府の財政能力を考慮しながら、労務給付を受ける雇主の労働者への保護義務を強化するものとして、相当と言う

べきである。特別口座による保管・貯蓄という方法は、定年退職金の財源と企業の財務とを分離させ、相互の影響ないし流用を防ぎ、もって労働者定年退職時の資金源の安定確保を図り、労働者の退職金受給権益を十分に保障できるのと同時に、雇主が短期間内に定年退職金を調達せねばならぬといった状況によって派生する財務上の問題を減少させることができるのであるから、労働者権益の保護として有益なのは明らかである。また、雇主の負担する定年退職準備金の積立割合（労働者退職準備金の積立及び管理に関する規則第二条は、定年退職準備金は各事業体より毎月給与総額の百分の二ないし一五の範囲内において毎月積み立てるものとしている）及び手続等事項は、中央主管庁が法の授権により実際の状況を勘案しながら定めることができ、相当の柔軟性を備えている（同規則第三条及び第五条参照）。そして、雇主は積立の責任を負うが、他方で同時に一定の税制上の優遇を享受できるのである（所得税法第三三条参照）。従って、上記手段は合理的範囲内にあるものと言うべきである。一方、雇主による退職金支払義務の確実な履行を促すため、労働基準法第七八条及び九一（2002）年一二月二五日改正前の同法第七九条第一号は、定年退職金の支払または毎月の退職準備金の積立に関する規定に違反した者はそれぞれ三万元以下の罰金または二千元以上二万元以下の過料に処すると定めているが、立法の時空間的条件及び介入されるところの法益の性質と影響の生じる程度を勘案し、また、経済条件において相対的に弱い立場にある労働者にとって、雇主と合理的な定年退職制度につき、労働契約または労働協約といった手段を通じて協議するのは困難であるなどの諸事情を考慮すると、労働者の退職後の生活と保養を保障するという目的を達成するために、国が財産刑を強制手段として選択したことには必要性があると認められ、憲法第二三条の定める比例原則に合致するものとして、憲法が契約の自由を保障する趣旨やその第一五条における国民の財産権保障に関する規定に抵触するものではないと言

うべきである。

労働基準法が雇主に定年退職金の支払義務を課す点は、性質上その実行が明らかに困難で支障がある場合を除き、あらゆる労使関係に一律に適用されるもの（八五（1996）年一二月二七日改正後の労働基準法第三条第一項及び第三項参照）である。そこでは事業規模の大小、存続期間の長短または労働者雇用期間の長短によって異なる規定を置いてはいないが、これは立法者が法律を制定して労働政策を推進するにあたり、長年勤続した労働者の退職後の生活を保障するという配慮に基づくものであって、憲法第七条における平等権の保障と抵触するものではない。また、立法者は労働者の定年退職金制度を設けるにあたり、国民の勤労の性質、給与構成、収入源等が各々異なるのに鑑み、定年退職金制度に関し、社会経済の客観的情勢や国家資源の有効配分を勘案して、その優先順位の選択・設定を行ったものであって、憲法第七条における平等権の保障に抵触するものではない。

更に憲法は、国は社会保険という方法のみによって労働者保護の目的を達成せねばならぬという制限を課してはいないのであるから、立法者は労働者保護にかかる全般的な制度設計につき、もとより一定の形成自由を有すると言うべきである。労働者保険条例における老年給付と労働基準法における定年退職金は、ともに憲法が労働者の生活を保障しようとする目的の達成に資するものであり、両者の性質が異なるからと言って両制度の並存が直ちに違憲であるとは言い難い。もっとも、立法者が労働者の生活を保障しようとするときの立法上の選択は、もとより社会全体の発展に応じて随時検討すべきものである。労働基準法が七三（1984）年に制定施行をみてから今日に至るまで、労働者保護を目的として設けられた定年退職金制度の実施成果・効果如何、そして、時代の発展とともに進歩を図りつつ憲法が実現しようとする労働者保護の政策目標に合致させるために、そこで採用する手段を社会全体の変化に応じて適時に検討し改善すべきか否か、及び、そ

れをどう行うべきか、並びに、国内の人口・年令構成が既に高齢化傾向を呈し続けており、将来において社会・経済及び福祉制度等に衝撃を与えかねないことから、既存の定年退職制度と社会保険制度を統合すべきか否かは、社会資源の配分、国家の財政負担能力等国民の利益全般に深く係わる事柄であって、立法による形成事項に属するものである。そこで、現行制度下の労働者の既得権益の保障と雇主の支払能力や企業の経営コスト等社会全体における諸条件を均衡に考慮しながら、関係機関より、我が国憲法における労働者保護の基本精神及び国民による中小企業経営を支援しその存続と発展を図るという趣旨に基づき、関係する国際労働条約の規定を参照し、かつ国の総体的発展を考慮して、全般的な検討を行うのが望ましいことを、ここに併せて説示しておく。

本解釈は、余雪明大法官、許宗力大法官、廖義男大法官によるそれぞれの補充意見書がある。

司法院釈字第 579 号（2004 年 6 月 25 日）*

争　　点

所有者への収用補償金額を基準にした定額で賃借人に補償する「平均地権条例」（土地に関する権利を平等に保護する法律）の規定は違憲か。
（平均地權條例以所有人之徵收價定額補償承租人規定違憲？）

キーワード

耕地、賃貸借（租賃）、財産権（財產權）、収用（徵收）、補償（補償費）

解釈文：憲法第一五条によれば、国民の財産権は保障されなければならない。これに対して、公用またはその他の公の利益のため、国が法律に基づいて国民の財産を収用することができるが、財産を収用される権利者にとっては、公の利益に犠牲を余儀なくされるため、国が権利者に合理的な補償をしなければならないだけでなく、補償そのものは、権利者が蒙った損失を填補するに足りるものでなければならない。そこで、国が法律に従って土地を収用する場合、土地の所有者および当該土地にその他の財産権を有する者に対して、悉く合理的に補償しなければならない。そのための補償基準は、立法機関に委ねられている。

耕地の賃借人の有する賃借権は、憲法に保障された財産権であり、耕地が収用されることにより消滅する場合、それに対して補償をしなければならない。また、賃

*翻訳者：陳洸岳

借権が物権化した結果、耕地の賃借権は当該耕地の負担となっているため、補償の方法として、「平均地権条例」第一一条第一項には次のように定められている。すなわち、「法律に従って収用される土地が賃貸借の耕地である場合、土地所有者は、自ら得られる補償金から、『土地増値税』（地価の査定のある土地を譲渡する際に、土地の値上がり分にかかる国税）を控除した後の残金の三分の一を補償金として耕地賃借人に支払わなければならない」。さらに、同条第二項によれば、前項の賃借人への補償金は、主務機関が補償金を払い渡し、または法律に基づいてそれを供託する際に、耕地所有者に代わって予め賃借人に渡すべき補償金分を差し引いてそれを賃借人に交付しなければならない。賃貸借関係のある耕地が収用される場合に対してかような措置が講じられるのは、財産権を補償し、農民を保護する憲法の趣旨に基づき、耕地所有権の現有価値と農地賃借権の価値を斟酌し、被収用者に代わって補償金を総計した上、それぞれの価値分を算出してから、賃貸借耕地に存する賃借権の価値に相当する金額を予め差し引いて、それを補償金として賃借人に払い渡す、という立法機関の配慮に因る。このような立法は土地所有者の財産権に対する保障を侵害しているとはいえない。しかしながら、近年、社会経済の発展及び産業構造が著しく変化している中、農地の利用政策に対応するため、農民の生活を保護すべく耕地賃借権を耕地の負担と捉え、その価値を推算する、という上記の規定も、憲法の趣旨に符合するように、速やかにこれを検討・修正することが必要である。

解釈理由書：憲法第一五条によれば、国民の財産権は保障されなければならない。これに対して、公用またはその他の公の利益のため、国が法律に基づいて国民の財産を収用することができるが、財産を収用される権利者にとっては、公の利益に犠牲を余儀なくされるため、国が権利者に合理的な補償をしなければならないだけでなく、補償そのものは、権利者が蒙った損失を填補するに足り

るものでなければならない。そこで、国が法律に従って土地を収用する場合、土地の所有者および当該土地にその他の財産権を有する者に対して、悉く合理的に補償しなければならない。そのための補償基準は、立法機関に委ねられている。

耕地賃借人の賃借権は、他人の所有する耕地を耕作・収益する権利で、憲法に保障される財産権でありながら、耕地が収用されれば、自ずと所有権とともに消滅する。この権利の消滅は、耕地賃借人が公の利益のため財産権を犠牲にされるものであるから、国が耕地賃借人に合理的に補償しなければならない。また、耕地の賃貸借の賃料は、主要農作の年収穫総量の千分の三七五を超えてはならず、賃貸借期間が満了する前、または満了した時に、法定の事情がない限り、賃貸人は賃貸約契約を解除し、または耕地を取り戻して自らそれを耕作してはならない。なお、賃貸借契約の契約期間が満了する前、賃貸人が当該耕地の所有権を第三者に譲渡したとしても、賃借人は賃貸借契約をもって譲受人に対抗することができるだけでなく、譲受人は賃借人とともに契約変更登記の申請に協力する義務がある（「耕地三七五減租条例」第二条第一項一文、第一六条、第一七条第一項、第一九条第一、二項、第二五条参照）。耕地賃借権は上記の諸規定により物権化された結果、当該耕地の負担となっているのである。そして、耕地が収用される場合、原則として国が所有者に代わって、収用された当期の告示地価に基づいてその金額を算定することになっている（「平均地権条例」第一〇条参照。民国八九年（2000 年）二月二日に公布・施行された「土地徴収条例」第三〇条を参考）。従って、賃貸借関係のある耕地またはそうでない耕地に対しては、いずれも同じ基準で補償すべく地価を算出するため、賃貸借関係のある耕地に対する補償の地価は、実質的には耕地所有権の現在価値と当該耕地の負担となっている賃借権の価値とを含めている。

民国四九年(1960 年）九月一

○日に公布･施行された「奨励投資条例」（すでに廃止）第二八条第一項、二項によれば、「工業用地に指定された区域内の賃貸借耕地について、賃貸人が当該耕地を工業用途に変更した場合、それが自らの利用・売渡または賃貸借を問わず、変更した部分の耕地賃貸借契約を解除することができる」、「賃貸人が前項に従って賃貸借契約を解除する場合、土地を改良するために賃借人が支出した費用・未収穫の農作出産物を補償しなければならないとともに、損失に対する補償として当該土地地価の三分の一の金額を賃借人に払い渡さなければならない」。この第二項の立法理由については、「・・・（２）耕地賃貸借契約が解除されることにより、賃借人は耕作土地を失い、莫大な損失を蒙ることとなり、また、この類の契約の解除に関して、賃貸人は土地地価の三分の一の金額を賃借人に払い渡すのが民間の習慣ともなっているから、本条第二項を定めたのである」と説明されている。民国五四年（1965 年）一月四日同法を改正する際に、同規定は第三八条に変えられ、そして、民国五九年（1970 年）一二月三〇日にさらに第五四条に変えられた。改正当時、賃貸人が賃貸借契約を解除する場合、賃借人に土地地価の三分の一の金額を払い渡さなければならないという同項の規定は、賃貸人が「土地増値税」を納付すべきかどうかを考慮しておらず、「土地増値税」が高額であれば、賃貸人が実際に得られる補償金が賃借人より少なくなりかねない。これにより、同条の規定は「前項に従って賃貸借契約を解除する場合、土地を改良するために賃借人が支出した費用・未収穫の農作物を補償しなければならないとともに、損失の補填として当該土地地価から土地増値税を控除した残額の三分の一の金額を賃借人に払い渡さなければならない」に改められた。これに対して、民国六六年（1977 年）二月二日に「実施都市平均地権条例」（都市における土地に関する権利を平等に分配するための条例）を「平均地権条例」に改正するまで、賃貸借耕地を収用する際に、賃借人に対していかに補償すべきかに関しては、

明確な規定がなく、公共建設を行うために賃貸借関係のある私有耕地を収用する際に、賃借人に対する補償がよく問題となっていた。そこで、改正を機に「奨励投資条例」第五四条を参考にして、「平均地権条例」に第一一条第一項を付け加えて、「法律に従って収用する土地が賃貸借関係のある耕地である場合、国が賃借人に、土地を改良するのに支出した費用・未収穫の農作物を補償しなければならないとともに、土地所有者は、自ら得られる補償金から、土地増値税を控除した後の残金の三分の一を補償金として耕地賃借人に支払わなければならない」と定め、さらに同条第二項に「前項の賃借人への補償金は、主務機関が補償金を払い渡し、または法律に基づいてそれを供託する際に、耕地所有者に代わって予め賃借人に渡すべく補償金分を差し引いてそれを賃借人に交付しなければならない」と定めた。この規定は、耕地所有者・賃借人間の権利義務関係と取引慣習を考慮し、賃貸借耕地の負担となっている賃借権の価値を賃貸借耕地に対する補償金から土地増値税を控除した後の残額の三分の一にし、また、土地所有者を補償金の受領者としながらも、主務機関が補償金を払い渡し、または法律に基づいてそれを供託する際に、賃貸人の代わりに賃貸借土地にある賃借権の価値を予め差し引いておき、それを耕地賃借人に補償金として払い渡す、と定めたものである。これは、前記規定に基づく地価の補償に関して、主務機関が賃貸人の代わりに、補償金の総金額を算出した上、賃貸人と賃借人の各自の得られる補償金額を払い渡す方法を明確にするものである。すなわち、土地を補償しなければならない金額は、原則として主務機関が収用当期の告示土地価格でそれを計算し、この土地補償金の範囲内で、土地にあるその他の権利の価値をそれぞれ算出してから、土地所有者の代わりにその他の権利者に払い渡した後、その残金を補償金として収用された土地の所有者に払い渡すのである（「平均地権条例」第一〇条、「土地法」第二二一条、「土地法施行法」第五九条参照。「土地徴収条例」第三五条参考）。前掲

「平均地権条例」第一一条は、収用される土地に対する補償価格を決める手続および金額の分配のための規定であり、財産権の保障や農民の保護を掲げる憲法の趣旨および補償・損失の均衡を保つべきという憲法の原則に符合しており、立法機関が収用に対する補償の方法を自由に形成しうる範囲を超えてもいない。よって、土地所有者の財産権に対する保障を侵害しているとはいえない。しかしながら、近年、社会経済の発展及び産業構造が著しく変化している中、農地の利用政策に対応するため、農民の生活を保護すべく耕地賃借権を耕地の負担と捉え、その価値を推算する、という上記の規定も、憲法の趣旨に符合するように、速やかにこれを検討・修正することが必要である。

なお、「司法院大法官審理案件法」第五条第一項第二号によれば、国民・法人・政党は、憲法に保障されている権利が不法に侵害され、法定の手続に従って訴訟を提起し、その確定判決に適用された法律または命令に憲法違反の疑いがあると認める場合、違憲審査を申し立てることができる。そこにおいては、確定判決そのもの、または確定判決に適用された法律・命令に対して示した見解が憲法違反であるかどうかは、違憲審査を申し立てうる範囲に含まれていない。本件申立ては、同時に係争確定判決による「平均地権条例」第四二条第一項の適用において示された見解が当該規定の立法趣旨に反し、憲法違反の疑いがあるため、憲法に違反した係争判決を無効に宣告するよう主張しているのであるが、上述した説明に照らせば、この部分の申し立ては、「司法院大法官審理案件法」第五条第一項第二号に符合せず、同条第三項により、受理しないとする。

本解釈は、謝在全大法官による補充意見書、許宗力大法官、廖義男大法官によるそれぞれの反対意見書がある。

司法院釈字第 580 号（2004 年 7 月 9 日）*

争　　点

契約期間の満了により耕地を取り戻す場合、賃借人に補償金を払い渡さなければならないなど「耕地三七五減租条例」の規定は違憲か。

（耕地三七五減租條例約滿收回須補償承租人等規定違憲？）

キーワード

耕地、賃貸借（租賃）、解除（終止）、補償、減租

解釈文：個人の人格発展の自由に基づき、個人は自らの有する生活資源を自由に使用･収益・処分することができる。そのため、その生活資源を他者と自由に交換することは、国民の財産権に関する憲法第一五条、国民の契約の自由に関する憲法第二二条に保障されている。他方、個人の生活技能には強弱の差があり、そのために社会全体の生活資源の配分が過度に不均衡になりかねない。そこで、資源の合理的な配分を図り、国は、比例原則を定める憲法第二三條に反しない限り、法律で国民の契約の自由および国民の財産権を制限することができる。

自作農の扶助とかかわる農地利用政策を定める憲法第一四三條第四項や農民の生活改善に関する国の基本政策を定める憲法第一五三條第一項は、ともに農業資源を合理的に分配するための規定である。そして、中華民国四〇年（1951 年）六月七日に制定･公布

*翻訳者：陳洸岳

された「耕地三七五減租条例」[1]以下、「減租条例」と称する）は、前記憲法の諸規定の趣旨を汲み取り、民国三八年(1949 年)から行われてきた「三七五減租政策」に法律上の根拠を提供し、当該政策の実施により得られた成果を確保するためのものである。賃金に対する制限、耕地賃貸人による耕地賃貸借契約の解除および耕地の取り戻しの要件を厳しく制限することを通じて、農業資源を合理的に配分し、国家の経済発展の方向を基礎付ける本条例の立法目的は、正当であるというべきである。「減租条例」は既存契約における賃貸人の利益を保護する経過措置の規定を有しないが、条例そのものは、国による土地の分配・整理や自作農の扶助を定める憲法の趣旨を具現し、そして条例が制定されるまでは、減租政策はすでに積極的に数年にわたって行われており、賃貸人もかような過渡期の減租制度を予め知りえていたのであるから、「減租条例」における賃貸人の契約の自由と財産に対する制限は、賃貸人が全くそれを予期し得なかったとは考えられない。以上のような特殊な歴史的背景および農業資源の合理的分配という非常に重大な公共利益を考慮すれば、係争の条例の諸規定は、憲法の信頼保護原則には反していないというべきである。

賃貸借の期間は六年を下回ってはならないという「減租条例」第五条および締約の方式と転貸禁止を定める同条例第六条第一項と第一六条第一項の諸規定は、安定した賃貸借関係を維持するために定められたものである。また同条例第一七条第一項第一号には、賃貸借期間内に賃借人が死亡し、相続人が耕作し続けることができない場合に関する法定解除事由があり、これによって賃貸人に耕地を取り戻す可能性が残されている。これらの規定は、自作農の扶助と農民の生活改善という国の基本政策の実現に役立っており、賃貸人

[1] 賃貸借耕地の賃金は年間主要農作物収穫総量の千分の三七五を超えてはならないなど耕地賃貸借の制度に関する法律。

の契約の自由や財産権を制限しているにしても、立法の目的を考慮すれば、その方法自体は賃借人・賃貸人双方の利益を十分に斟酌しており、必要で適切であるというべきである。よって、憲法第二三条の比例原則、第二二条の契約の自由、第一五条の財産権の保護、第七条の平等権の保障に反しないのである。

また、「減租条例」第一九条第一項第一号は、自作農の扶助に関する憲法第一四三条第四項の趣旨を具現するために必要な規定である。ただし、憲法第一四六条および農業の工業化・現代化を図る「憲法増修条文」（憲法修正条項、以下同）第一〇条第一項の趣旨によれば、いわゆる賃貸人による自作とは、自ら人力で耕作を行うのに限らず、農業の科学技術化・企業化経営のための自作もしくは委託耕作も含まれる。さらに、「減租条例」第一九条第一項第二号によれば、賃貸人はすべての収益で一家の生活を維持するに足りれば、耕地を取り戻して自作してはならない。これによって賃貸借契約の期間が無期限に延びることになりかねないが、民国七二年（1983 年）一二月二三日に立法機関が同条に第二項を付け加えて、家庭農場の経営規模を拡大するために、賃貸人は自作地と同一、または近隣の区域内の賃貸借耕地を取り戻して自作することができることになったから、賃貸人の財産権に対する制限は緩和されたのである。なお、同条第一項第三号には「賃貸人が耕地を取り戻すことにより、賃借人が一家の生活を維持することができなくなる場合、賃貸人が耕地を取り戻してはならない」と定められている。これは、憲法第一五三条第一項の農民保護政策を貫くために必要な方法である。仮にそれにより賃貸借耕地を取り戻せない賃貸人も一家の生活を維持できなくなれば、「耕地租佃委員会」（耕地賃貸借・小作委員会）に調停を申し入れることができるから、賃貸人・賃借人の実際の需要は均衡が保たれているのである。憲法第一四三条第四項の自作農の扶助、第一四六条と「憲法増修条文」第一〇条第一項の農業の工業化・現代化の発

展、第一五三条第一項の農民の生活改善の諸規定の趣旨を斟酌すれば、耕地の賃貸人による耕地の取り戻しに対する上記規定の制限は、耕地所有権を制限するのに必要であり、憲法第二三条の比例原則および第一五条の国民の財産権の保障の趣旨には反しないというべきである。

なお、民国七二年（1983年）一二月二三日に新たに付け加えられた「減租条例」第一七条第二項第三号によれば、契約期間が満了する前に、農地が土地再編または変更によって非耕地になった場合、土地の告示価格から「土地増値税」を控除した後の残額の三分の一を補償金として賃借人に払い渡さなければならない、となっているが、この規定は、「土地法」第八三条に定められている「使用期間が満了するまで従来通り利用し続けうる場合」にのみ適用される。「利用し続ける期間」という「土地法」のこの規定は、土地利用者の既存の法的地位を保護するための経過措置である。従って、耕地の賃貸人が期間満了の前に契約を解除しようとすれば、当事者間の権利義務の均衡を保つために、「減租条例」第一七条第二項第三号は、賃借人に補償すべく義務を賃貸人に課するのである。賃貸人の耕地所有権に対するかような制限は、財産権を保障する憲法第一五条の趣旨に反するとはいえない。ただし、いかなる事情にせよ、主務機関は、契約の自由を保障する憲法第二二条の趣旨および社会的・経済的状況の変化を考慮して、補償金額の割合を一律に三分の一に限定するこの規定を速やかに検討・修正することが必要である。そして、同じく民国七二年（1983 年）一二月二三日に付け加えられた「減租条例」第一九条第三項によれば、耕地賃貸借契約の期間が満了する際に、賃貸人が家庭農場の経営規模を拡大し、土地の利用能率を高めるため、耕地を取り戻そうとする場合、同条例第一七条第二項第三号を準用する。その結果、賃貸人は、契約が解除された当期の土地の告示価格から「土地増値税」を控除した後の残額の三分の一を賃借人に補償しなければならないこ

ととなるしながら、契約期間が満了すれば、賃貸借関係は自ずと消滅するから、それにもかかわらず、さらに賃借人に補償すべく義務を賃貸人に課するのは、耕地所有者に必要以上の負担を強いることになり、賃貸人が耕地を取り戻すのを妨げることにもなるのである。また、かような制限は、家庭農場の経営規模の拡大を奨励して、農業の現代化を促進する立法目的にも明らかに矛盾している。さらに、耕地賃貸借契約の期間が満了し、家庭農場の経営規模を拡大するため耕地を取り戻そうとする場合、賃貸人には依然として自作能力を有しなければならず、かつ賃借人には耕地が取戻されても一家の生活を維持することが可能である、という制限要件に拘束されている。そこで、賃借人が一家の生活を維持することができるにもかかわらず、なお賃借人の生活を世話する義務を賃貸人に負担させるのは、正当な根拠があるとは認めがたい。よって、同条例第一七条第二項第三号を準用して、賃借人に対する補償を耕地の取戻しの条件とする前記の規定は、耕地の賃貸人の財産権を不当に制限し、農業の発展に関する憲法第一四六条と「憲法増修条文」第一〇条第一項の趣旨に反し、憲法第二三条の比例原則と国民の財産権を保障する憲法第一五条にも反するというべきである。同規定は遅くとも本解釈が公布される日から満二年の時点でその効力を失う。

「減租条例」第二〇条によれば、賃貸借契約の期間が満了する際に、耕地の取戻しに関する法定事由が生じない限り、賃借人が契約の継続を希望すれば、賃貸人はそれに応じなければならない。これは、法律によって賃貸人が耕地を取戻すことができない場合、契約を継続させる賃借人の権利を保障するための規定である。同規定は、耕地を取戻してはならない諸事由以外に、耕地の賃貸人に更なる不必要な負担をかけているわけではない。よって、憲法第二三条の比例原則と財産権を保障する憲法第一五条の規定には反していない。

解釈理由書：「司法院大法官

審理案件法」第五条第一項第二号によれば、本件申入れにおける各確定判決（最高行政裁判所九〇年度判字第一一八九号判決、最高裁判所九一年度台上字第九〇八号判決、最高裁判所九〇年度台上字第二二三六号決定、台湾高等裁判所台中支部八九年度上字第一八〇号判決、最高行政裁判所九一年度判字第八七五号判決）が適用した法律（「減租条例」第五条一文、第六条第一項、第一六条第一項、第一七条第一項第一号、同条第二項第三号、第一九条第一項、第二〇条等を含む）は、解釈の対象となるのである。なお、耕地賃貸人が家庭農場の経営規模を拡大するために耕地を取り戻す場合を定める「減租条例」第一九条第三項は、耕地賃借人に対する補償を定める同条例第一七条第二項第三号を準用することになっており、第一九条第一項第二号の適用に深く係わっているため、併せてそれを解釈の対象に入れることとする。

個人の人格発展の自由に基づき、個人は自ら有する生活資源を自由に使用･収益・処分し、その生活資源を他者と自由に交換することができる。そこで、憲法第一五条は、国民の財産権を保障して、財産の所有者に財産の存続状態に応じて自由にそれを使用･収益･処分を行う権能を与え、個人の生存および自由な人格発展の基本となる国民の生活資源を確保しているのである。また、他者と生活資源を交換する自由を守るために、憲法第二二条は、国民の契約の自由を保障して、契約当事者が締約の方式と契約の内容を自由に決定しうると定めている。しかしながら、個々人の生活技能は強弱の差があり、社会全体の生活資源の配分が過度に不均衡になりかねないため、資源の合理的な配分を図って、国は憲法第二三條の比例原則に反しない限り、法律でこれを制限することができる。

憲法第一四三條第四項によれば、土地の配分と整理に関して、国は原則的に自作農と土地の自己利用者を扶助し、適切な経営面積を規制しなければならない。また、憲法第一五三條第一項によれば、農民の生活を改善し、その生

活技能を高めるために、国は農民を保護する法律を制定して農民を保護する政策を講じなければならない。いずれも農業資源を合理的に配分するための規定である。主務機関の調査文献によると、耕地の減租政策を進めるのは、当時の台湾の経済が農業生産に依存し、農業就業人口が就業者の半分以上の割合を占めながら、農業生産の就業者の大多数が雇い農民・小作農・半自作農であって、農地の資源が少数の地主に集中している中、一部の賃金が過度に高く、賃貸期間が定まらないゆえに、地主による恣意的な契約解除・賃上げで耕地の賃貸借に関する争議が多発していたからである（台湾省政府地政処編印「台湾省地政統計年報」第五〇期（1997 年 5 月）3 頁、内政部編印「台湾光復初期土地改革実録専輯」（1992 年 6 月）28 頁以下参照)。かような時代背景の下で、政府は、民国三六年（1947 年）三月二〇日に「従字第一〇〇五〇号訓令」をもって小作農が支払うべき賃金を主要農産物の価格の千分の三七五で計算すること、と命令を下した。ところが、当時の「土地法」にはそれに関する明文の規定がなかったため、地方政府が積極的に減租政策を推進しようとせず、前記「訓令」は空文のままになっていた。そこで、三七五減租政策を確実に貫くため、民国三八年(1949 年)四月一四日に「台湾省私有耕地租用辦法」が公布・実施され、引き続いて「台湾省私有耕地租用辦法施行細則」、「台湾省辦理私有耕地租約登記注意事項」、「台湾省推行三七五減租督導委員会組織規程」、「台湾省各県市推行三七五減租督導委員会組織規程」等の法規も相次ぎ制定された。これらの法規に基づき、島内で賃貸借契約の調査・契約に反する賃金の受取と契約の解除の事件の是正・契約の更新と補正の処理などが行われていた。それにもかかわらず、減租により収益が減少したことを理由に契約の解除を強要するケースに対して、司法機関が「土地法」や関係法令を適用しても争議を解決できない場合があり、また三七五減租政策の推進によって得られた基本的成果を確保するため、法律上の根拠として、民国四〇年(1951

年)六月七日に「耕地三七五減租条例」が制定･公布された（立法院公報第２・3 期合併号(四〇(1951)年九月三〇日）40 頁以下参照)。「減租条例」そのものは、小作農の権益を保障するため、賃金に対する制限や耕地賃貸人による契約の解除・耕地の取戻の条件に対する厳しい制限を通じて、耕地の賃借人・賃貸人間の農産業関係を新たに構築し、農業資源を合理的に分配し、国家の経済発展の方向を基礎付けるものであるから、その立法目的は正当であるというべきである。「減租条例」には、既存している契約関係における賃貸人の利益を保護する経過措置は定められていないが、「減租条例」は、もとより国による土地の配分・整理および小作農の保護を趣旨とする憲法の規定を具現するものであり、また同条例が制定されるまで、減租政策は数年間積極的に進められており、賃貸人も過渡期における減租制度を予め知りえていたのであるから、賃貸人の契約の自由と財産権に対する「減租条例」の制限は、賃貸人が全くそれを予期し得なかったとは考えられない。かような特殊な歴史的背景および農業資源の合理的配分という非常に重大な公共利益を斟酌すれば、「減租条例」における賃貸人に対する制限は、憲法の信頼保護原則に反するとはいえない。

「減租条例」第五条一文の最短賃貸期間に関する規定は、耕地賃貸人による恣意的な取戻を防ぐことによって、土地を改良し、農業生産技術を改善する賃借人の意欲を高めて、農地の生産力の増進および賃借人の経営・土地取得能力の養成を目的とする。また、口頭の約束のため起こりがちな賃貸借の争議を根絶するため、同条例第六条第一項には、賃貸借契約は書面によってそれを締結し、当事者が共同に登記手続をしなければならないと定められている。そして、転貸を禁止する同条例第一六条第一項の規定は、賃貸借関係を安定させ、賃借人に耕作の約束を履行させて、耕地が中間搾取の道具となるのを防ぐためのものである。さらに、法定契約解除事由を定める同条例第一七条第一項第一号の規定は、賃貸借契約期間内に

賃借人が死亡し、耕作を相続する者がいない場合にのみ適用される。すなわち、賃借人の相続人が自ら耕作を行えなければ、賃貸人が耕地を取り戻せる、ということによって、賃貸人による取戻・自作の可能性は柔軟に保たれているのである。これらの規定は、いずれも自作農の扶助と農民生活の改善という国の基本政策の実現に役立つものであるから、賃貸人の契約の自由と財産権を幾分制限しているとはいえ、立法の目的を考慮すれば、その方法自体は、賃借人・賃貸人双方の利益を同等に斟酌しており、必要で適切であるというべきである。よって、憲法第二三條の比例原則、第二二条の契約の自由、第一五条の財産権および第七条の平等権を保障する諸規定には反していない。

「減租条例」第一九条第一項第一号には、契約期間が満了しても、賃貸人が自作を行えなければ、耕地を取り戻してはならないと定められている。これは、耕作能力を有する賃借人が耕地を奪われないためであり、自作農を扶助する政策を掲げる憲法第一四三條第四項を具現するために必要な方法であるが、憲法第一四六条および農業の工業化・現代化の発展を趣旨とする「憲法増修条文」第一〇条第一項によれば、グロバール化した農業の競争環境に対応し、農業の科学技術化・多元化による新型産業形態の発展を奨励するため、いわゆる「賃貸人による自作」というのは、人力で自ら耕作を行う場合に限らず、農業の科学技術化・企業化経営のための自作または委託耕作も含まれる。また、「減租条例」第一九条第一項第二号には、賃貸人がすべての収益で一家の生活を維持するに足りる場合、耕地を取り戻して自作してはならないと定められているが、この規定により、契約期間が無期限に延び、賃借人の自作農になる意欲が弱まりかねない、という思わぬ事態に発展して、自作農の扶助に関する憲法第一四三条第四項の趣旨から遠ざかることになるおそれがあるため、立法機関は民国七二年(1983 年)一二月二三日に同条に第二項を付け加えて、家庭農場の経営規模を拡大するため

に賃貸人が自作耕地と同一、または近隣の区域内の耕地を取り戻して自作することができると定めた。賃貸人の財産権に対する制限を緩和したこの規定によって、耕地の賃貸借が行われても、賃貸人の耕地所有権が実質的に奪われることにならなくて済むのである。なお、「減租条例」第一九条第一項第三号によれば、賃貸人が耕地を取り戻すことによって、賃借人が一家の生活を維持する基盤を失うことになる場合、賃貸人は耕地を取り戻してはならない。この規定は、農民の生活改善を定める憲法第一五三條第一項を具現して、耕地賃借人の基本的生活を保障するためのものである。これと関連して、もし耕地を取り戻さなければ賃貸人も一家の生活を維持できない場合、同条第四項に従って、郷・鎮・市・区（市町村）役場（所）の「耕地租佃委員会」に調停を申し入れ、賃貸人・賃借人の実際の需要を綜合的に判断してもらうことができるのである。自作農の扶助に関する憲法第一四三條第四項、同法第一四六条と農業の工業化・現代化の発展に関する「憲法増修条文」第一農民の生活改善に関する同法第一五三條第一項の趣旨を斟酌すれば、耕地の賃貸人による耕地の取戻しを制限する上記の三つの規定は、耕地所有権に対する規制として必要であるというべきである。よって、憲法第二三條の比例原則および憲法第一五条の国民の財産権の保障の趣旨には反しない。なお、賃貸人が耕地を取り戻した後、さらにそれを第三者に賃貸しうるかどうかは、法律の適用に関する問題である。

なお、民国七二年（1983年）一二月二三日に新たに付け加えられた「減租条例」第一七条第二項第三号によれば、契約期間が満了する前に、農地が土地の再編または変更によって非耕地になった場合、耕地の賃貸人は、土地の告示価格から「土地増値税」を控除した後の残額の三分の一を補償金として賃借人に払い渡さなければならない。この規定は、「土地法」第八三条に定められている「再編された利用地が使用期間が満了するまで従来通り利用し続け

うる場合」にのみ適用される。「利用し続ける期間」という「土地法」のこの規定は、土地利用者の既存の法的地位を保護するための経過措置である。換言すれば、耕地賃貸借の契約期間が未だ満了していなければ、一定の期間内に、耕地はなお従来通り利用することができる。これに対して、耕地の賃貸人が期間満了の前に契約を解除しようとすれば、「減租条例」第一七条第二項第三号に従って、賃貸人は耕地賃借人に補償すべく義務を負うこととなる。補償金に関するこの規定は、耕地賃借権を失うことによって賃借人が蒙った損失を填補し、当事者間の権利義務関係を均衡にするため、賃貸人の耕地所有権に対する合理的な制限であり、財産権を保障する憲法第一五条の趣旨に反するとはいえない。ただし、いかなる事情にせよ、主務機関は、契約の自由を保障する憲法第二二条の趣旨および社会的・経済的状況の変化を考慮して、補償金額の割合を一律に三分の一に限定するこの規定を速やかに検討・修正することが必要である。

これに対して、同じく民国七二年（1983 年）一二月二三日に付け加えられた「減租条例」第一九条第三項によれば、耕地賃貸借契約の期間が満了する際に、賃貸人が家庭農場の経営規模を拡大し、土地の利用能率を高めるため、耕地を取り戻そうとする場合、同条例第一七条第二項第三号を準用して、賃貸人は、契約を解除する当期の土地の告示価格から「土地増値税」を控除した後の残額の三分の一を賃借人に補償しなければならない。しかしながら、契約期間が満了すれば、当事者間の賃貸借関係は自ずと消滅するから、それにもかかわらず、さらに賃借人に補償すべく義務を賃貸人に課するのは、耕地所有者に必要以上の負担を強いることになり、賃貸人が耕地を取り戻すのを妨げることにもなるのである。かような制限は、賃貸人による耕地の取戻・自作および家庭農場の経営規模の拡大を奨励して、農業の現代化を促進する立法目的に明らかに矛盾している。さらに、耕地賃貸借契約の期間が満了した後、家庭農場の経営規模を拡大しようとす

るにしても、賃貸人は依然として自作能力を有していなければならず、かつ賃借人もそれによって一家の生活の基盤を失わない場合に限り、耕地の取戻しが可能なのである。従って、賃借人が一家の生活を維持することができるにもかかわらず、なお賃借人の生活を世話する義務を賃貸人に負担させるのは正当な根拠があるとは認めがたい。同条例第一七条第二項第三号を準用して、賃借人に対する補償を耕地の取戻の条件とする前記の規定は、耕地の賃貸人の財産権を不当に制限し、農業の発展に関する憲法第一四六条と「憲法増修条文」第一〇条第一項の趣旨に反し、憲法第二三条の比例原則と国民の財産権を保障する憲法第一五条にも反するというべきである。同規定は遅くとも本解釈が公布される日から満二年の時点でその効力を失う。

最後に、「減租条例」第二〇条によれば、賃貸借契約の期間が満了する際に、耕地の取戻に関する法定事由が生じない限り、賃借人が契約の継続を希望すれば、賃貸人はそれに応じなければならない。これは、法律によって賃貸人が耕地を取戻すことができない場合、契約を継続させる賃借人の権利を保障するための規定である。賃貸人が法律に従って耕地を取り戻せない以上、賃貸借契約が不安定な状態に陥るのを避けるために、賃貸人の契約の自由を制限して、契約更新義務を課すのは、耕地を取戻してはならない諸事由以外に、耕地の賃貸人に更なる不必要な負担をかけているわけではない。よって、憲法第二三条の比例原則と財産権を保障する憲法第一五条の規定には反していない。

本解釈は、林子儀大法官、許玉秀大法官、楊仁寿大法官によるそれぞれの一部補充・一部反対意見書がある。

司法院釈字第 583 号（2004 年 9 月 17 日）*

争　　点

公務人員考績法第十二条第一項第二号の規定による免職の懲処処分は、実質的に懲戒権に等しいであるが、懲処権に行使期間を設けていないことが違憲であるか。

（公務人員考績法第十二條第一項第二款規定所為免職之懲處處分，實質上屬於懲戒處分，為限制人民服公職之權利，未設懲處權行使期間違憲？）

キーワード

公務人員考績法、公務員懲戒法、懲戒権（懲戒權）、懲処権（懲處權）、行使期間

解釈文：憲法第十八条は、「人民は公職に勤める権利がある」と規定し、同条の趣旨は人民が法により一定の職務を担い、公務を務める権利を保障するのである。国はこれに関して関連制度を設けて規制するべきである。国は公務員の違法や不当行為に懲罰すべき、惟、当該公務員を懲戒するか否かに関して長期に不明確の状態に陥らないように、懲戒権が相当の時間を経て行使しない場合、追究しないようにするべきであり、これは公務員の権益と法秩序の安定を維持するためである。公務員懲戒法第二十五条第三号の規

*翻訳者：劉姿汝

※大過とは、公務員懲戒法には戒告、記過、減給、降任、休職、免職などの違法の重大さによって異なる懲戒処分があり、その中にある「記過」が戒告より重い、大過と小過というものがあるのである。一般的に言えば、一回に二つの大過されれば、免職となる。

定により、懲戒事件が違法行為が終了した日から、公務員懲戒委員会に移送する日まで、十年間を超えたら、公務員懲戒委員会が免議の決議を下すべきであり、同条の規定がその主旨のために定めるのである。公務員に対して勤務機関が中華民国七十九年（一九九〇年）十二月二十八日改正公告の公務人員考績法第十二条第一項第二号の規定により免職の懲戒処分をされたことは、実質的に懲処処分に等しい、人民の公職に勤める権利を制限するので、懲処権の行使期間を設けないことが前述の意旨に反する。憲法に保障される公務員の権益を貫くため、公務員の懲処期間が公務員懲戒法の関連規定に類推適用すべきである。また、公務員懲戒法には十年間を懲戒権の行使期間にするが、公務員の職を怠った行為とその懲戒処分の種類の相異によって、異なる合理の規定を設けていないことは比例原則に反するのである。関連機関が公務員の懲戒の構成要件、懲戒権の行使期間の制限などに対して、全般の検討と改正が必要であり、公務人員考績法の懲処に関する規定も同様である。

解釈理由書：憲法第十八条は、「人民は公職に勤める権利がある」規定し、同条の趣旨は人民が法により一定の職務を担い、公務を務む権利を保障することである。国は公務員の違法や不当行為に懲罰すべきでるが、当該公務員に懲戒するか否かに対して、長期に不明確の状態に陥ることは法秩序の安定の維持に不利であり、公平の結果も得にくくなり、したがって懲戒権が相当の期間を経て不行使であると、追及しないべき。公務員が民国七十六年（一九八七年）一月十四日に制定公告の公務員考績法施行細則第十四条第一項第二号第七目に挑発離間や紀律破壊をし、違法行為が重大の場合に、一回に二つの大過をして免職することになる、という規定に違反する場合、当該勤務機関は中華民国七十九年（一九九〇年）十二月二十八日改正公告の公務人員考績法第十二条第一項第二号の規定により免職の懲戒処分をすることは、人民の公職を服する権利を制限し、実質的に懲戒処分に等しい

（本院釈字第四九一号を参照）、同法に懲処権の行使期間を設けないので、公務員が免職懲処を受けるべき行為をし、当該行為が終了の日から一定の継続期間を経てまだ懲処をされていない場合、勤務機関がこれによって当該公務員を追究し、免職処分をすることができるのは、前述の意旨に反する。憲法に保障する公務員の権益を貫くため、公務員の懲戒期間が公務員懲戒法の関連規定に類推適用すべきである。また、公務員の違法や職を怠った行為対して、公務員懲戒法には戒告、記過、減給、降任、休職、免職　などの重大さによって異なる懲戒処分があり、全てが十年間を懲戒権の行使期間にし、公務員の違法行為とその懲戒処分の種類の相異によって、異なる合理の規定を設けていないことが、比例原則に反するおそれがあり、関連機関は公務員の懲戒の構成要件、懲戒件の行使期間の制限などに対して、全般の検討と改正が必要であり、公務人員考績法の懲処に関する規定も同様である。且つ、前述のように、公務人員考績法に規定する免職の懲処処分は実質的に懲戒処分に等しいであるが、本件の解釈は先に公務員懲戒法に立論してから、さらに公務人員考績法に及ぶこと、加えて説明しておく。

本解釈は、許宗力大法官による部分反対意見書、廖義男大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 584 号（2004 年 9 月 17 日）*

争　　点

道路交通管理処罰条例が特定の犯罪歴を有する者のタクシー乗務を禁止するのは違憲か。
（道交條例禁曾犯特定罪者駕計程車規定違憲？）

キーワード

勤労権（工作權）、職業選択の自由（選擇職業之自由）、公共の福祉（公共福祉）

解釈文：国民の勤労権は憲法第一五条において保障されており、その範囲は国民の職業選択の自由にも及ぶものであるが、国民の職業は公共の福祉と密接な関係があるため、一定の職業に従事する資格その他要件を憲法第二三条の規定が許容する限度において、法律または法律により明確に授権された命令をもって制限することができる。中華民国八八（1999）年四月二一日改正公布の道路交通管理処罰条例第三七条第一項は、「かつて故意による殺人、強盗、強奪、恐喝、人質強要または刑法第二二一条ないし第二二九条の性的自由妨害罪を犯し、判決により罪刑が確定した者は、一般乗用旅客自動車運転者の営業登録を許可しない」と定めており、これは一般乗用旅客自動車運送業の運営と運転者の勤務の特性により、運転者個人の備えるべき主体的要件につき、国民の職業選択の自由を制限するものではあるが、その目的は乗客の安全を保障し、社会の治安を確保し、かつ一般乗用旅客自動車にかかわる職業への信頼を向

*翻訳者：陳　一

上させることにあって、上記憲法の趣旨と合致するものとして、憲法第二三条の規定と抵触しないと言うべきである。また、一般乗用旅客自動車の管理は各国の事情と治安状況により異なりうる。関係機関は、上記罪を犯したことのある者の累・再犯率が比較的高く、かつこのことが乗客の安全にもたらしうる脅威に鑑み、乗客の生命、身体の安全等重要な公益の保護と国民の職業選択時に備えるべき主体的要件の制限とを考量して、職業選択の自由につき合理的な差異を設ける規定を定めたのであって、憲法第七条の平等原則に反しないと言うべきである。もっとも、一般乗用旅客自動車運転者への職業選択自由に対する制限を以って、乗客の安全の保障と犯罪予防の手段とするのは、現段階における一般乗用旅客自動車管理制度上やむを得ない措置であって、結局のところ国民の職業選択の自由に対する制限に属するものであるから、当然一般乗用旅客自動車業の管理と犯罪予防制度の発展ないし他の制度の健全化に従い、より低度の制限で代替する措置につき随時改善を検討すべきものである。そして、かつてそれらの罪を犯した者が乗客の安全に対し、もはや特別の危険がないと証明できる方法が存在する場合には、公共の福祉を維持・保護する範囲内において、憲法における国民の勤労権と平等原則の趣旨を一層貫徹するために、適時に一般乗用旅客自動車業にかかる乗務制限を解除すべきであることを併せて説示する。

解釈理由書：国民の勤労権は憲法第一五条において保障されており、その範囲は国民の職業選択の自由にも及ぶものであるが、国民の職業は公共の福祉と密接な関係があるため、一定の職業に従事する資格その他要件は、憲法第二三条が許容する限度において、法律または法律により明確に授権された命令をもって制限することができる（本院釈字第四〇四号、五一〇号判決参照）。職業の自由に対する制限については、その内容の違いにより、憲法上、厳格さの異なる許容基準が存在する。職業に従事する方法、時間、場所、対

象者または内容等職業従事の自由につき、立法者は公共の利益のため、適当な制限ができないわけではない。たが、国民による職業選択時に備えるべき主体的要件、例えば学力、年齢、身体能力、道徳基準等につき、立法者が規制をしようとするときは、職業従事の自由に比べ、より重要な公共利益が存在しかつ必要な場合に、はじめて適当な制限を加えることができるのである。更に、国が国民に対し公権力を行使するときは、憲法第七条の趣旨により平等に扱わなければならず、固より不合理な差別待遇をしてはならない。もっとも、憲法第七条における平等原則は、絶対的、機械的な形式上の平等をさすのではなく、法律上の地位の実質的平等を保障するものであって、立法府は憲法における価値体系と立法目的に基づき、当然、規律する事柄の性質により合理的な差異を設けることができる（本院釈字四八五号判決参照）。

一般乗用旅客自動車は都市部の一般大衆のための重要な公共交通手段であるが、その運営は他の自動車両と異なり、運転者の業務は乗客の安全や社会の治安と密接に関連するという特性を有する。乗客の生命、身体及び財産の安全を保護し、社会の治安を確保し、タクシー業の安全な運営のための良き環境を整え、一般乗用旅客自動車にかかわる職業への信頼を向上させるため、関係機関より一般乗用旅客自動車運転者の主体的資格につき、一定の制限を設けて、乗客に対する侵害の特別危険性を有する者が一般乗用旅客自動車を利用して犯罪行為を行うのを防ぐことは、他人の自由への妨害の防止、社会秩序の維持及び公共利益の向上に必要と言うべきである。八八（1999）年四月二一日改正公布の道路交通管理処罰条例第三七条第一項は、「かつて故意による殺人、強盗、強奪、恐喝、人質強要または刑法第二二一条ないし第二二九条の性的自由妨害罪を犯し、判決により罪刑が確定した者は、一般乗用旅客自動車運転者の営業登録を許可しない」と定めるが、これは、一般乗用旅客自動車の運営や運転者の業務の特性、及び人身・財産の安全保護の重要性

に鑑み、かつて上記罪を犯したことのある者につき、一般乗用旅客自動車にかかる営業登録を終身許可しないことを規定し、一般乗用旅客自動車運転業務の従事を選択できる主体的要件を制限するものである。かかる制限は上記目的を実現するために設けられたものであって、その立法趣旨は正当であり、目的を達成するための有効手段と言える。この点については、道路交通管理処罰条例第三七条第一項が上記罪を犯したことのある者の一般乗用旅客自動車乗務を終身禁止する改正を八六(1997)年一月に初めて行う以前に、内政部警政署(内務省警察庁)の行った、上記罪を犯したことのある者に関する八六(1997)年の観察統計があるが、これによると、同罪名の累・再犯率は 4.24%で、他の罪名をも算入すると、その累・再犯率は22.22%もの高さに及ぶ。(法務部（法務省）の八六（1997）年各地方検察庁執行案件における有罪確定判決被告人の犯罪回数統計によると、同罪名の累・再犯率は22.3%で、他の罪名をも算入すると、その累・再犯率は 43%となっている)。同改正後、タクシー運転者の中で上記罪を犯した者の人数が既に減少傾向にあることは参考に値する。また、上記目的の実現のために、果たして如何なる措置が国民の職業選択の自由に対する最小介入手段と言えるかについては、関係機関が現在の社会状況により、乗客人身の安全確保の重要性、目的達成の有効性、刑事累・再犯の可能性、累・再犯のおそれの有無についての区別可能性（法務部は受刑者の仮釈放にあたり既に仮釈放後の累・再犯の危険性につき判断を行っているが、九二（2003）年の仮釈放取消人数の同期仮釈放人数に対する比率は27.2%、八六（1997）年は 30%となっており、依然として高い傾向にある。また、計量刑事学の方法に基づく再犯予測は、その予測方法と信頼度においてなお検討すべきところがある。本院九三（2004）年二月一〇日調査会における法務部報告参照）及び諸管理措置の社会的コスト、並びに、受刑者が釈放後に従来の技能により生計を立てる手立てを根本的に変更せしめたり、その再社会化を阻

害したりしてしまうことになるか否かなど諸般事情を総合的に考慮し、専門的な判断を行うべきところである。上記罪を犯したことのある者による一般乗用旅客自動車乗務の終身禁止は、勿論国民の職業選択の自由に対する厳格な制限ではあるが、一般乗用旅客自動車に搭乗する不特定多数者の生命、身体、自由及び財産等公益の保護の重要性と急迫性を考慮し、かつ本院の行った上記調査会において主管庁及び業者が一般乗用旅客自動車の有効な安全確保手段につき、例えば衛星システムによる一般乗用旅客自動車の進行経路の測位、定位置無線呼出乗車の全面的実施と追跡管理の強化、及び車両構造を前後部隔離型に改造しかつ従業者の就業前研修訓練を強化するなど、実効性を有しかつ侵害の比較的軽度な具体的措置を提案したが、客観的に見て現時点でそれらの実現する可能性がないことを考えると、関係機関が乗客の人身・財産の安全を保護するために上記終身禁止の手段を選択したのは、現段階においては、合理的で、国民の職業の自由に対する制限の最小化という要請に合致するものと言うべきである。従って、上記法律の規定は、憲法の上記趣旨に合致するものであって、憲法第二三条の規定と抵触しないと言うべきである。更に、一般乗用旅客自動車業の運営に関する管理は、各国の事情と治安状況により異なりうる。関係機関は、上記罪を犯したことのある者の累・再犯率が比較的高く、犯罪歴のない者または他の犯罪者に比べ、一般乗用旅客自動車の乗客の人身安全への脅威がより強いことに鑑み、乗客の生命、身体の安全及び社会の治安の確保等重要な公益の保護と、国民の職業選択時に備えるべき主体的要件の制限とを考量して、職業選択の自由につき合理的な差異を設ける規定を定めたのであって、憲法第七条の平等原則に反しないと言うべきである。もっとも、一般乗用旅客自動車運転者の上記消極的資格に関する終身制限の規定は、現段階の一般乗用旅客自動車管理制度上、乗客の安全のために採用した止むを得ない措置であって、結局のところ国民の職業選択の自由に対する制限に属

するものであるから、固より社会の治安の改善、犯罪予防制度の発展、運転者の質の向上及び一般乗用旅客自動車業の管理その他運営制度の健全化に従い、当該各犯罪類型と乗客の安全確保との直接的関連性、消極的資格にかかる制限範囲の大小及び職業の自由への侵害の比較的低度な代替措置の有無につき、随時改善を検討すべきものである。そして、これらの犯罪行為者が一定年数経過後に（法務部の提供した八一（1992）年から九一（2002）年までの各刑務所出所後の再犯率は、出所後七年目に平均 1.5%に下がり、十年目に至っては 1%以下にまで減少する）、個別審査制度等の方法により、乗客の安全に対しもはや特別の危険がないと証明できるのであれば、公共の福祉を維持・保護する範囲内において、憲法における国民の勤労権と平等原則の趣旨を一層貫徹するために、適時に一般乗用旅客自動車にかかる乗務制限を解除すべきであることを併せて説示する。

本解釈は、許宗力大法官による補充意見書、林子儀大法官、許玉秀大法官によるそれぞれの反対意見書がある。

司法院釈字第 585 号（2004 年 12 月 15 日）*

争　　点

真調会条例が憲法に違反するか。
（真調會條例違憲?）

キーワード

真調会条例（真調會條例）、国政調査権（立法院調査權）

解釈文：国会は憲法によって付与されている立法権を有効に行使するためには、自らの固有の権限に基づき、特定の調査権を享受することができるし、職権を行使する上の必要な諸情報を主動に獲得することによって十分な考慮を経て慎重な決定を下してこそ民意機関である責任を尽くし、権力分立、権力抑制均衡の機能を発揮することができるのである。国政調査権は国会が憲法に定められている権限を行使するための補助的権力であるが、権力分立、権力抑制均衡の原則に照らして、調査できる対象または事項がまったく制限を受けないとは限らない。すなわち、調査事項が憲法によって付与されている職権とは重大なかかわりがあるほか、おおよそ憲法における国家機関が独立に職権を行使する事項は国会が調査できる範囲に属さないのである。また行政機関の長官が行政権の固有の権限を行使し、行政部門の運営に影響を及ぼしまたは干渉する恐れのある情報を公開しないことができるのである。これらは行政権の本質による行政特権に属しているのである。国政調査権を行使する際に、これらの事項にかかわっている場合、一定の尊重を与えねばならな

*翻訳者：賴宇松

いのである。調査事項が国家機関の国家機関による独立な職権の行使または行政特権の範疇に該当するや否や、行政特権に属している情報が公開すべきや否や、調査の対象にするや否やなどについて、争いが生じる場合、国会は他の国家機関と合理的なルートに沿って協議し解決策を図るか、または国会は、関連する要件や手続、司法機関による審理などの事項を法律に明文に定めねばならないのである。

国政調査権を行使する方法は、国会が調査権限の行使にかかわった事項に関して、関連する機関に参考資料の提供を要求するか、または書類の調査閲覧権を行使し、関連する機関に書類の原本を要求するなどの方法に限定するわけではないのである。むしろ、必要に応じて調査事項の範囲内で、国会の決議を経て、調査事項に関連する国民または公務員に証言の陳述または意見陳述を要求することができるし、場合によって、調査協力義務に違反する者に対しては行政罰を科する範囲内で合理的な強制手段を行使することができるのである。この点に関しては、本院かつての大法官釈字第 325 号解釈は更なる補足が求められている。また、調査権の発動及び調査権行使の組織、事案調査事項の範囲、各調査方法が遵守すべき手続及び司法救済手続といった手続などの事項に関しては、法律を持って適切な規範を設けなければならないのである。また特別な例外の状況においては、特定の事項に対する調査が国会委員以外の方に調査の協力を委任する必要がある場合、特別法を制定しなければならないのである。当該特別法は、委任の目的、委任調査の範囲、受任者の資格、選任方法、任期などといった人事組織の事項、特別調査権限、方法及び手続事項に対し、詳細に定めねばならないし、それを持って監督の根拠にするのである。各法律に定められている組織及び議事手続もまた民主原則に合致しなければならないのである。さらに、個別の事案調査の範囲は、権力分立及び抑制均衡原則に違反してはならないし、その他の憲法機関の権力の中核の部

分を侵害してはならないし、その他の憲法に定められている機関の権力行使を実質な妨害をなしてはいけないのである。そのほか、調査方法が従うべき手続が国民の権利を制限している場合、憲法上の比例原則、法律明確性原則及びデュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）の要求に応えねばならないのである。

以下は中華民国九三（2004年）年九月二四日に公布され実施された「319 銃撃銃撃事件真相調査特別委員会条例」（以下は「真調会条例」という）に照らして、319 銃撃事件真相調査委員会（以下は「真調会」という）の組織、職権範囲、調査権行使の方法、手続及び強制手段など、関連する諸規定が先述した憲法の趣旨に合致しているかどうかを説明する。

一、真調会条例第二条第一項の前半には、「本会では委員 17 名が設けられ、第 5 届国会における各政党によって専門知識のある、声望卓越かつ公正の方々が推薦され、結成されてから五日間内に総統によって任命されるのである。」、第二項後半には「各政党が本条例が公布されて五日間内に委員の候補者を推薦しなければならない。期間を過ぎても候補者リストを提出しない場合、推薦を放棄するとみなし、その枠が現にある委員から選出された召集委員によって五日間内に選出されてから、総統によって任命されるのである。」、第一五条第二項には「本会委員が除名されまたは欠員した場合、元推薦した政党によって五日間内にその他の候補者を推薦し補充させるのである。期間を過ぎても候補者リストが提出されていない場合、召集委員によって五日間内に選出されてから、総統によって任命されるのである。」、第一六条には、「第二条及び第一五条によって、総統によって任命されるべきものは、総統が任期内に任命をしなければならない。期間を過ぎても任命されていない場合、自動に効力が

発生するとみなすのである」などの規定がそれぞれに定められている。これらの規定は、真調会委員の任命にかかわっているため、国会の院会議の決議を経て立法院院長によって行使して初めて憲法の要求に応えるのである。

二、同条例には真調会委員の任期が定められていないが、国会届期が連続しない原則の範囲内ならば、憲法に違反する問題は生じないのである。第一一条第二項には「本会が必要とする経費が行政院第二予備金の項目で対応しているので、行政院は拒絶してはならないのである」と定められている。こうした定めも予算関連法令の範囲内ならば、憲法に違反する問題は生じないのである。

三、同条例第四条には「本会及び本会委員が政党を超越し、法によって公正かつ独立に職権を行使し、全国民に対して責任を負うことになる。また他の機関の指揮監督を受けないし、いかなる干渉を排除するのである。」と定められている。その中の「他の機関の指揮監督を受けないこと」は、「国会以外の機関の指揮監督を受けないこと」を意味しているのである。また第一五条第 1 項には「本会委員が行為能力を喪失するか、法令に違反するか、またはその他の不当な言行を有す場合、本会委員の全体の 3 分の 2 以上の同意を経て当該委員を除名することができるのである。」と定められている。こうした規定は、真調会委員の除名に関する規定に関しては、国会の真調会委員に対する免職権を排除するわけではなく、この範囲内においては、憲法に違反するわけでもないのである。

四、「本会委員が行為能力を喪失するか、法令に違反するか、またはその他の不当な言行を有す場合、本会委員の全体の 3 分の 2 以上の同意を経て当

該委員を除名することができるのである。」という同条例第一五条第一項の規定は、「法令に違反するか、またはその他の不当な言行」を持って除名の事由にすることは、法律明確性原則に合致していないため、今後のさらなる検討や改正をしなければならないのである。

五、同条例第八条第一項前半には「刑事責任にかかわっている319 銃撃事件部分の調査は、本会の専属管轄に属している。」、同条第二項には、「本会が前項の職権を行使する範囲内に、検察官、軍事検察官の持つ法定権限と同じ権限を有する。」、第一三条第一項には「本会の調査結果は刑事責任にかかわった部分に関しては、出向の検察官または軍事検察官によって起訴することになる」、それぞれが定められている。こうした規定は、国会の調査権限の行使できる範囲を逸越し、権力分立及び抑制均衡の原則にも反しているのである。

六、同条例第一三条第三項には「本会の調査結果が裁判所による確定判決の事実とは異なっている場合、それを持って再審の理由に当てることができるのである。」と定められている。こうした規定は、法治主義の基本原則である法律の平等適用の原則に違反し、国政調査権の行使できる範囲を逸越しているのである。

七、同条例第一二条第一項には「本会は調査事件に対し、三ヶ月ごとに国会に書式の報告書を提出し、さらにそれを公表しなければならないのである。真相が解明されるまでに調査を継続しなければならない。そして三ヶ月ごとに国会や監察院に書式の報告書を提出し、報告書を公表しなければならないのである。」と定めれている。この規定は、監察院に関する部分が、機関に各自の管轄を有するという憲法の趣旨に反しているため、

今後更なる検討や改正をしなければならないのである。

八、同条例第八条第三項には「本条例が公布された日から本会に属している各機関が処理している案件は、すべての書類及び証拠を本会に移しなければならないのである。」、同条第四項には、「本会の職権行使は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーに関わっている理由、またはその他あらゆる理由で調査を回避、遅延、または拒否してはならないのである」、同条第六項には、「本会または本会委員会が職権を行使するにあたり、特定の事項を指定し、関連する機関、団体または個人に説明または協力の要求を提出することができる。要求された機関、団体または個人は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーにかかわっていることを理由に、またはその他あらゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである。」とそれぞれが定められている。これらの規定の中、専属管轄、書類及び証拠の移送が憲法によって保障されている国家機関による独立な職権の行使に関する部分は、権力分立及び抑制均衡の原則に反し、国会による調査権の行使範囲を逸越しているのである。

九、同条例第八条第六項には「本会または本会委員会が職権を行使するにあたり、特定の事項を指定し、関連する機関、団体または個人に説明または協力の要求を提出することができる。要求された機関、団体または個人は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーにかかわっている理由、またはその他あらゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである。」と定められている。その中に、国家秘密または捜査

不公開事項にかかっている部分が、一律に拒否してはならないという規定は今後適切に改正をしなければならないのである。

十、同条例第八条第四項には「本会の職権行使は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法及びその他の法律の規定による制限を受けないのである」、同条第六項には「本会または本会委員会が職権を行使するにあたり、特定の事項を指定し、関連する機関、団体または個人に説明または協力の要求を提出することができる。要求された機関、団体または個人は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーにかかわっている理由、またはその他あらゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである。」とそれぞれが定められている。これらの規定の中、国民の基本権利に関わる部分はデュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）及び法律明確性原則に反しているのである。

十一、同条例第八条第七項には「第一項、第二項、第三項、第四項または第六項の規定に違反する場合は、機関の長官及び行為者が台湾ドル十万元以上百万以下の罰金を課すことになる。処罰が科されても継続に法律を違反する場合、連続にして処罰を科すことができるのである」、第八条前半には「機関の長官、団体の責任者、または関係者が真調会または真調会委員の調査を拒否することによって、重大な影響を及ぼすかまたは虚偽の陳述をしている際に、同条第七項の規定によって、処罰を科すことになる」とそれぞれが定められている。これらの規定は、デュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）及び法律明確性原則に反しているのである。

十二、同条例第八条第八項には「機関の長官、団体の責任者、または関係者が真調会または真調会委員の調査を拒否することによって、重大な影響を及ぼすかまたは虚偽の陳述をしている際に、刑法第一六五条、第二一四条などの関連規定によって訴追し処罰する」と定められている。この規定は、先述した人が調査され犯罪の嫌疑を有するものであれば、検察機関が法によって捜査し訴追をへて、裁判所が審判することを意味するのである。従って、先述した規定はこうした趣旨に沿って改正しなければならないのである。

十三、同条例第八条第九項には「本会または本会委員が職権行使するにあたり、必要と認めた場合、被調査人またはその他の人員の出国を禁止することができる」と定められている。この規定は、国会の調査権限を逾越し、比例原則にも違反することになる。先述した第五項、第六項、第八項、第一〇項、第一一項、第一三項が憲法の趣旨に違反する部分は、本解釈が公布された日から効力を失うのである。

司法院大法官が憲法によって、憲法解釈、憲法審判の権限を行使することは、解釈または審判の実効性を確保する制度であり、司法権の中核的な機能の一つであり、憲法解釈、審判、または民事、刑事、行政訴訟の裁判によっては異なるわけではないのである。本件の仮の差し止め処分の申請は憲法上拒否されるわけではないが、本案が審理解釈された以上、さらに審理する必要がなくなるのである。

解釈理由書：本件解釈は国会委員柯建銘ら 93 名が中華民国九三（2004）年九月二四日に公布、施行された「319 銃撃事件真相調査特別委員会条例」（以下は「真調会条例」という）が憲法によっ

て国会に付与された権限を逾越したと主張し、国会による職権行使が憲法上の疑義が生じるや否や、真調会条例が憲法に抵触するや否やに関する疑義について、現職国会委員定員の三分の一以上によって憲法解釈、しかも、本案の解釈が作成されるまでに真調会条例の適用停止という仮の差し止め処分（申請人が急速処分と称す）を申請したのである。本件は、仮の差し止め処分に関しては、司法院大法官審理案件法第一三条第一項によって申請人代表及び訴訟代理人かつ関係機関たる 319 銃撃事件真相調査会（以下「真調会」という）に代表の推薦を通知したのである。そして九三(2004)年一〇月一四日に憲法法廷が召集され、先述の代表によって、口頭弁論が行われた一方、法律学者も意見陳述が行ったのである。憲法解釈の申請部分に関しては、九三(2004)年一〇月二七日及び二九日に申請人代表及び訴訟代理人、そして関係機関である国会によって指定された代表及び訴訟代理人が憲法法廷に出席し、口頭弁論を行った一方、関係機関である監察院、法務部、内政部から代表が出席し、要請された法律学者も法廷にて意見陳述したのである。ここまでは本案の経緯などをまとめたのである。

本件申請人の主張は以下のようにまとめることができる。一、真調会という機関の性質が憲法に違反するのである。具体的には、真調会が検察機関の捜査を完全に代替することができること（第八条第一項、二項、三項）、真調会に検察官が出向することができること（第九条第一項）、真調会が検察官に起訴を指揮することができること（第一三条第一項）、真調会が裁判所による独立審判までを干渉することができること（第一三条第三項）、真調会が監察院の調査権を干渉することができること（第八条第三項）、そして、真調会は内部組織権を有し、自らの仕事場、行政事務、人員を調達することができること（第一一条第一項）、真調会の予算は行政院の第二予備金によって支払われているし、行政院が拒否をすることができないのである（第一一条第

二項)。こうした権力が集中する特別な機関は、他の機関からまったく制約を受けずに自由民主憲政秩序と相反するのである。従って、真調会は、憲法におけるいかなる憲政機関にも属していないし、五権体制に制限されていないものの、司法権、監察権、立法のファイル調査閲覧権及び行政権を行使することができるので、憲法に違反する混合機関である。二、真調会条例の制定が立法権限を逾越したのである。国会が真調会条例によって違憲の混合機関を設置したことは、立法権の権限範疇を逾越し、民主正当性要求にも抵触したのである。三、真調会条例を制定したことは、権力分立原則に違反しているのである。真調会条例は 319 銃撃事件に対する個別立法であるため、立法と執行が一体となって、権力分立に反しているので無効と認定しなければならないのである。四、真調会による職権の行使はその他の憲法機関の権力を侵害しているので、権力分立原則に違反したのである。(一)総統の豁免権及び人事任命権を侵害するのである。真調会条例第 8 条によって、真調会の調査対象には総統が含まれている。そして総統が国家秘密を理由に真調会または真調会委員の調査を拒否してはならないのであり、憲法第五二条の規定に違反して無効である。従って、真調会委員の任命方式が完全に総統の人事任命権を剥奪し、憲法第四一条に違反して無効である。(二)検察官捜査権の中核領域を侵害するのである。1、真調会条例第八条第一項、第二項、第三項及び第九条規定によれば、真調会がすでに検察機関を代替することができるのである。2、真調会条例第一三条第一項、第三項規定によれば、真調会が個別の事案の刑事調査権を有するのみならず、検察官に起訴を指揮することまでできることによって、立法権と執行権がひとつになってしまって刑事訴訟法の権力分立及び法治国家原則に違反するのである。(三)司法権の中核領域を侵害するのである。真調会条例第一三条第三項には、裁判所の確定判決によって認定された事実と真調会によって認定された事実が異なる際に、真調会の認定に依拠しなけれ

ばならないと定められている。この規定は審判独立の中核を侵害し、明白に憲法第八〇条に違反しているのである。（四）監察院調査権の中核領域を侵害するのである。真調会条例第八条第三項、第四項、第五項及び第六項規定は従来国会に属していない国政調査権を真調会に付与したことは、司法院釈字第 325 号解釈によって設けられた監察院に対する調査権行使の範囲を逾越したのである。五、真調会の経費調達に関する規定は憲法に抵触しているのである。国会が行政院に対して、特定の予算項目に対する支出を要求することは、憲法に違反することである。真調会条例第一一条第二項の規定は立法と行政の境界線を曖昧にし、責任政治の体制を混乱させ、憲法第七〇条及び司法院釈字第 264 号解釈、第 391 号解釈にも抵触しているのである。六、真調会の組織構成の方法が憲法に抵触しているのである。（一）真調会は政党をもって国民を代替することである。真調会条例第二条第二項によれば、真調会委員は各政党によって推薦されることになっている。しかし政党が国民全体を代表することができないし、そして真調会委員の推薦制度は中国国民党及び親民党に 9 人までに委員を推薦させて、真調会の運営を完全に把握させることができるので、人員及び組織の正当性要求に違反しているのである。（二）真調会委員には任期の規定が設けられていないのである。真調会条例第一五条第一項によれば、少数党によって推薦される委員が随時に「言行不当」という理由で除名されることになる。他方、多数党によって推薦される委員が憲法に違反し職に就いてから解職されることはないので、全体には権力が有限に付託する民主原則に反しているのである。七、真調会条例が国民の基本権利を侵害し、比例原則及びデュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）に反しているのである。（一）比例原則に違反することである。真調会条例第八条第七項には、「第一項、第二項、第三項、第四項または第六項の規定に違反する場合は、機関の長官及び行為者に台湾ドル十万元以上百万以下の罰金を課すことに

なる。処罰が科されても継続に法律を違反する場合、連続にして処罰を科すことができるのである」と定められている。この規定が求めている目的は、憲法に合致していないし、目的の合憲性審査を通すことができないのである。また真調会条例第一条第一項は、選挙の争いを止揚すること、政局の安定を目的にしているが、この目的を実現する手段に関しては、以下の問題がある。強制処分権の行使に関しては、この規定は真調会及びその委員に空白に概括に授権しているので、国民の自由、プライバシーなどの基本権をひどく侵害している。また手段自体が最小限度の侵害ではないし、手段が目的と比較すれば均衡を失っているため、明らかに憲法第二三条における比例原則に合致していないのである。（二）デュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）に合致していないことである。真調会条例第八条第四、第八項は、刑事訴訟法などの各制限を排除し、真調会及びその委員に空白かつ概括に強制処分権の行使を授権しているのである。他方、機関の長官などの関係者が調査を拒否するか、または虚偽の陳述を行っている場合、同条第七項によって処罰するほか、刑法第一六五条、第二一四条などの関連規定によって訴追し処罰することができるため、こうした規定は、明らかにデュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）を違反しているのである。

関係機関である立法院は以下のように主張している。一、本件解釈の申請は国会委員による職権行使が憲法上の疑義が発生するか、または法律の適用が憲法に抵触する疑義が発生するかなどに関わっていないため、申請の要件に合致していないし、（司法院大法官会議は）受理しないことを判断すべきである。二、法律の合憲性解釈原則に照らせば、真調会条例全体または部分的には憲法に違反するわけではないのである。（一）真調会の機関の性質である。権力分立及び機関の最適原則、機関任務の機能分配原則に基づけば、機能上一番適切かつ効率のある機関に権力を配置しなけれ

ばならないのである。わが国の憲法には行政留保という領域が設けられていないし、真調会のような組織の設置が明文に禁止されていないため、国会はこのような立法を制定する権限を有しているのである。また憲法における五院のほか、国家と私人の間にある公法人が存在できるし、国家権力の行使を私人に委託できる以上、基本的には、特定の任務に対応する臨時的な真調会の成立は認められるべきである。（二）真調会条例の制定は立法権の範囲に属しているのである。憲法第六三条によれば、国会は国家の重要事項に関して、立法権を行使することができるのである。真調会を創設する目的が319 銃撃事件の真相が解明されていないことによって生じた政治紛争を解決するためにあるので、国家重要な事項に該当し、国民の基本権利を侵害しない範囲内では、立法権の範疇に属しているのである。（三）真調会による職権の行使は他の憲法機関の権力を侵害していないし、その職権の行使方法もまた権力分立及び抑制均衡の原則に反していないのである。真調会条例には二つの仕組みが含まれている。一つ目は、真調会条例によって成立される「真調会」が「事実真相の調査」を責務にしているのである。二つ目は、真調会条例によって出向する検察官が「刑事事件捜査権」の行使を責務にしているのである。真調会条例第一条から第七条までは真調会の「調査権限及び調査方法」に関する定めであり、第八条以後は真調会に検察官が出向する「刑事捜査」に関する定めであり、第九条及び第一八条は「真調会」及び「出向する検察官」との間の関係を連結する定めであり、真調会と出向する検察官とは相互に協力を要求しているのである。両機関はそれぞれに調査権、検察権を行使しながら協力するため、行政及び検察期間の権力を侵害するわけでないので、権力分立原則に違反していないのである。また真調会条例は真調会に裁判権限を付与していないため、司法権（審判権）を侵害するわけではないのである。（四）真調会の予算支出規定は憲法に抵触していないのである。真調会条例第一一条第二項は真調会

が必要とする経費を第二予備金から調達することができると定めている。このこともまた予算法第七〇条第三号及び本条例第一一条第二項を根拠法規定にし、合法性を有しているのである。また予算の支出方法は、支出を増加させるわけではないため、憲法第七〇条に反していないのである。また第二予備金の発動は行政院に専属しているわけではないので、立法権が介入できないわけでもない。この点に関しては、行政固有の権限を侵害するわけではないのである。真調会条例第二条には真調会委員が政党に比例して推薦されることが定められている。こうした選出方法は中央選挙委員会委員の選出のように、その他の組織にも見られているし、政党による操作という状況が生じていないのであり、公正性、専門性の要求にも合致しているのである。また真調会条例は総統の人事任命権を侵害していないのである。（六）真調会条例は国民の基本権利及び正当手続を侵害しているわけではないのである。真調会条例第八条第四項、第六項、第九項及び第一〇条などの規定は、第八条及び第九条の規定にあわせて全体に解釈しなければならないのである。このように解釈すれば、当該強制処分権は実に「出向する検察官」の固有の職権であり、法律が真調会に人身自由を制限する特別な権限を付与しているわけではないのである。また真調会条例によって真調会に付与された必要な調査権は、当該条例の第一条第二項、第八条第二項によれば、法律に従って権限を行使しなければならないのである。さらに法律には概括な規定しか設けられていないことは、必ずしも憲法に違反するわけではないし、行政手続法第一五二条以下の法規命令の制定手続を準用し行政規則を制定発布することができるのである。真調会工作要点はまさにこうした法理に合致しているのである。そのほか、（真調会条例の適用によって）国民の権利が侵害される場合、状況に応じて、訴願、行政訴訟または国家賠償などを提起することができるのであり、すでに権利保護及び救済のルートが提供されていて、国民の基本権利要求に合致し、抵触するような状

況も生じないのである。

本院はすべての弁論趣旨を斟酌して、本解釈を作成したのである。その理由は以下のようである。

本件解釈の申請人は憲法第62 条の立法権を行使し、真調会条例が憲法上の権力分立原則に合致するや否に関して、憲法適用の疑義が生じているのである。また、真調会条例規定は、真調会の委員は各政党によって推薦されること（第二条第一項、第二項）、またその成立が国会によって準備されること（第一七条）、さらに、真調会が定期的に国会調査結果を報告すること（第一二条）などの規定からなっている。先述した諸事項が国会委員の職権行使に関係しているし、国会委員が職務を行使するにあたり、真調会条例を適用し、憲法に抵触する疑義が生じたのである。3 分の 2 以上の現職国会委員によって本解釈が申請されたのであり、それに対し、司法院大法官は、司法院大法官審理案件法第五条第一二項第三号の規定に合致し受理することにしたのである。

国会は国家最高の立法機関であり、選挙によって選出された国会委員によって組織されているのであり、国民を代表して立法権を行使しているのである。国会が憲法によって付与されている立法権を有効に行使するためには、自らの固有の権限に基づき、特定の調査権を享受することができるし、職権を行使する上の必要な諸情報を主動に獲得することによって十分な考慮を経て慎重な決定を下してこそ民意機関たる責任を尽くし、権力分立、権力抑制均衡の機能を発揮することができるのである。

国政調査権は国会が憲法に定められている権限を行使するための補助的権力であるが、権力分立、権力抑制均衡の原則に照らして、調査できる対象または事項がまったく制限を受けていないとは限らない。すなわち、調査事項が憲法によって付与されている職権とは重大なかかわりがあるほか、

おおよそ憲法によって国家機関が独立に職権を行使する事項は国会が調査できる範囲に属さないのである（本院釈字第 325 号、第 461 号解釈を参照）。また行政機関の長官が行政権の固有の権限を行使し、行政部門の運営に影響を及ぼしまたは干渉する恐れのある情報を公開しないことができるのである。これらは行政権の本質による行政特権（executive privilege）に属しているのである。行政院の調査権を行使する際に、これらの事項にかかわっている場合、一定の尊重を与えねばならないのでる。調査事項が国家機関の国家機関による独立な職権の行使または行政特権の範疇に該当するや否や、行政特権に属している情報が公開すべきや否や、調査の対象にするや否やなどについて、争いが生じる場合、国会は他の国家機関とは合理的なルートに沿って協議し解決策を図るか、または関連する要件や手続、司法機関による審理されることなどを法律に明文に定められねばならないのである。

国政調査権を行使する方法は、国会が調査権限の行使にかかわった事項に関して、関連する機関に参考資料の提供を要求するか、または書類の調査閲覧権を行使し、関連する機関に書類の原本を要求するか、などの方法に限るわけではない。むしろ、必要に応じて調査事項の範囲内で、国会の決議を経て調査事項に関連する国民または公務員に証言の陳述または意見陳述を要求することができるし、場合によって、調査協力義務に違反する者に対しては行政罰を科する範囲内で合理的な強制手段を行使することができるのである。この点に関しては、本院かつての大法官釈字第 325 号解釈は更なる補足が求められている。また、調査権の発動及び調査権行使の組織、事案調査事項の範囲、各調査方法が遵守すべき手続及び司法救済手続といった手続は、法律を持って適切な規範を設けなければならないのである。また特別な例外の状況においては、特定の事項に対する調査が国会委員以外の方に調査の協力を委任する必要がある場合、特別法を制定しなければならないのである。当該特別法

は、委任の目的、委任調査の範囲、受任者の資格、選任方法、任期などといった人事組織事項、特別調査の権限、方法及び手続などの事項に対し、詳細な定めを設けねばならないし、それを持って監督の根拠にするのである。また、各法律に定められている組織及び議事手続もまた民主原則に合致しなければならないのである。さらに、個別の事案調査の範囲は、権力分立及び抑制均衡原則に違反してはならないし、その他の憲法機関の権力の中核の部分を侵害してはならないし、その他の憲法に定められている機関の権力行使を実質な妨害をなしてはいけないのである。そのほか、調査方法が従うべき手続が国民の権利を制限している場合、憲法上の比例原則、法律明確性原則及びデュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）の要求に応えねばならないのである。

一、真調会の性質

真調会条例は、国会が319銃撃事件の真相を調査するために、特別に設置された真調会のための特別立法である。真調会条例第二条第一項、第二項、第一六条及び第一七条によれば、真調会は国会によって準備され組織されたのである。組織が権限と一つになってはじめて憲政の常軌である責任政治原則に合致しているのである。また、真調会が国会の調査権行使に協力する特別委員会である。同条例第一二条第一項に定められている真調会の国会に対する報告義務もまた真調会の性質を証明したのである。従って真調会はいかなる憲法機関にも属していない組織であり、立法権、行政権、司法権及び監察権を同時に行使する混合機関でもないのである。

真調会条例によって真調会が設置された趣旨は、総統、副総統候補者を銃撃した事件の真相を究明するためにあるである。これは国会が国家の重要事項を調査し行政部門を監督することによって国民の知る権利を満たせるので

あり、憲法に付与された権限を有効に行使し必要に応じて調査権が行使できるという要件にも合致したのである。

国会には真調会条例を制定する権限を有しているが、当該条例が憲法に合致しているや否やは、真調会の組織、権限範囲、議事手続、調査方法及び手続が憲法上要求されている民主原則、権力分立及び抑制均衡原則、比例原則、法律明確性原則ないし、デュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）に合致しているや否やによって判断すべきであり、一律に論ずることができないのである。以下は関係している諸規定が先述した憲法の趣旨に合致するや否やを分析する。

二、真調会の組織

国政調査権は国会が憲法上の職権を行使するためのに必要とする補助的な権力である。当該権力は、国会が法によって、設置した調査委員会によって行使されるのである。ただ、調査事項が高度専門性を有し、国会によって設立されている調査委員会が有効に調査できない特別な場合、特定の事項を調査するためには、国会院会の決議を経て特別法を制定し、国会委員の身分を有しない専門家に国会による調査権の行使への協力を委任するのである。先述した委員は必要な能力、資格に対する審査及び選任手続は国会の院会を経て、立法院院長によって行わねばならないのであり、憲法第四一条とは関係していないである。

真調会条例第二条第一項の前半には、「本会では委員 17 名が設けられ、第 5 届国会における各政党によって専門知識のある、声望卓越かつ公正の方々が推薦され、結成されてから五日間内に総統によって任命されるのである。」、第二項後半には「各政党が本条例が公布されて五日間内に委員の候補者を推薦

しなければならない。期間を過ぎても候補者リストを提出しない場合、推薦を放棄するとみなし、その枠が現にある委員から選出された召集委員によって五日間内に選出されてから、総統によって任命されるのである。」とそれぞれが定めされている。この特別法の規定は、国会によって調査される事項の特殊性、高度専門性及び公平性の要求を考慮し、国会委員以外の人によって組織された調査委員会が国会による調査権の行使に協力させるのである。議会自治原則に基づいて関係人員の選任資格及び手続が国会の決定を尊重しなければならないのである。国会が各政党によって推薦された人選を受け入れ、国会院会の決議を経て立法院院長にって任命されるとすれば、憲法上認められるのである。国会が仮に国家元首に敬意を表するために憲法第四一条によって総統に法による任命をお願いすることができるのである。ただこうした手続は、総統がこれらの人員に実質の選任権限を有するわけではなく、ましてや憲法第三七条によって行政院院長の副署を経る必要はないのである。総統は国会の憲法上の職権を尊重している以上、国会によって推薦された候補者に対しても尊重しなければならないのである。従って、真調会条例第二条第一項、第二項及び「本会委員が除名されまたは欠員した場合、元推薦した政党によって五日間内にその他の候補者を推薦し補充させるのである。期間を過ぎても候補者リストが提出されていない場合、召集委員によって五日間内に選出されてから、総統によって任命されるのである。」という第一五条第二項の規定は、国会各政党によって候補が推薦され、または召集委員が自ら人員を選出してから、国会院会決議を経て立法院院長によって総統の任命をお願いすることを意味しているのである。先述の趣旨と同様に、「第二条及び

第一五条によって、総統によって任命されるべきものは、総統が任期内に任命をしなければならない。期間を過ぎても任命されていない場合、自動に効力が発生するとみなすのである」という同条例第一六条の規定もまた憲法第四一条及び第三七条の規定に抵触していないのである。

国政調査権が国会委員院会決議によって設立され、しかも国会委員によって組織された調査委員会によって行使されねばならないのである以上、当該調査委員会委員の任期は遅くても当届国会委員の任期が満了している日に満了してはじめて民意政治の原則に合致するのである。従って当該国会委員による院会決議を経て国会委員以外の方に調査会委員を委任した状況は届期連続しない原則にも適用しているのである。従って「本会は調査事件に対し、三ヶ月ごとに国会に書式の報告書を提出し、さらにそれを公表しなければならないのである。真相が解明されるまでに調査を継続しなければならない。」という真調会条例第一二条第一項の規定は、真調会委員の任期に関しては明確な制限を設けていないが必ずしも憲法上許されないことである。しかし、真調会が第 5 届国会委員の授権によって成立された以上、真調会の任期が遅くても第 5 届の国会委員の任期が満了する日までに満了することは、言うまでもないことである。また真調会が国会の特別委員会である以上、必要な経費は国会によって予算が作成されねばならないのである。ただ必要に応じて、予算法などの規定に合致すれば、法によって第二予備金を使用することができ、行政権を侵害していないのである。「本会が必要とする経費が行政院第二予備金の項目で対応しているので、行政院は拒絶してはならないのである」という真調会条例第一一条第二項及び先述した第一二条第一

項の規定は、先述の趣旨の範囲内にあるため憲法に違反する問題が生じないのである。

民意政治及び責任政治原則に基づいて、国会が調査権行使の結果に対して、政治責任を負わねばならないし、権限乱用の有無に関しては民意による監督を受けねばならないのである。たとえ例外の状況においても、国会委員以外の人員に調査権行使の補助または代替を必要すると国会によって判断されれば、民意政治及び責任政治原則によれば、国会には受任者による職務の履行を監督する義務があるのである。よって国会の監督から独立し自らに行政院の調査権を行使することができないのである。また「本会は調査事件に対し、三ヶ月ごとに国会に書式の報告書を提出し、さらにそれを公表しなければならないのである。真相が解明されるまでに調査を継続しなければならない。そして三ヶ月ごとに国会や監察院に書式の報告書を提出し、報告書を公表しなければならないのである。」という真調会条例第一二条第一項の規定は、真調会の国会に対する報告義務を設けているのである。そのほか、同条例第四条に「本会及び本会委員が政党を超越し、法によって公正かつ独立に職権を行使し、全国民に対して責任を負うことになる。また他の機関の指揮監督を受けないし、いかなる干渉を排除するのである。」と定められている。その中の「他の機関の指揮監督を受けないこと」は、国会を排除していないし、「国会以外の機関の指揮監督を受けないこと」を意味しているのである。さらに、指揮監督の職権に基づき、国会は適任しない真調会委員に対し院会決議を経て免職する権力を有しているのである。人事免職権が他の人事任命権より持続に存在しかつ随時に行使できる性質を有している。また、この権限が関連する人員に調査事務

の進行を有効に制御、指揮させるために必要とされるのであり、国会が責任政治原則に沿って憲法上の義務を履行する重要な依拠でもあるのである。よって本会委員が行為能力を喪失するか、法令に違反するか、またはその他の不当な言行を有す場合、「本会委員の全体の 3 分の 2 以上の同意を経て当該委員を除名することができるのである。」という同条例第一五条第一項の規定は真調会に委員の除名権を付与しているが、当該権限の行使が院会の決議を経ねばならないのである。しかもこの除名権は国会の真調会委員に対する免職権を排除しないのである。先述した各項における規定は、先述した趣旨に合致している範囲内では、憲法に違反することがないのである。ただ、先述した規定が法令に違反するかまたはその他の不当な言行を除名する理由にしたのは、憲法の趣旨である法律明確性原則に必ずしも合致しているわけではないので、この部分もあわせて検討、改正をしなければならないのである。また、真調会による職権の行使は、民主国原則に合致しなければならないので、調査権が発動できる最低限の真調会委員の人数も法律に明確に定めねばならないのである。

三、真調会の職権行使範囲

国会が行使できる調査権は国会の憲法上の立法権限を補助するために付与されている権限であり、犯罪を訴追する捜査権及び司法審判権とは異なっているのである。権力分立及び抑制均衡原則に基づいて、国会は法律を制定し、自分自身にまたは国会に属している委員会に捜査権または審判権を付与してはならないのである。真調会が国会に属し、国政調査権を行使する特別委員会である以上、当該機関にある権限は、国政調査権が行使できる範囲に限るのである。本件に関しては、真調会は 319 銃撃事件の真相を調査

するに限り、検察官または軍事検察官が法によって行使できる犯罪捜査権及び裁判所による審判権を行使してはならないのである。したがって、真調会の職権は「本会は 319 銃撃事件が発生する前後、事件及び事件と関連する事項を調査し、首謀者及びその他の人員の動機、目的、事実の経緯及びその影響などの真相を究明するのである。」という真調会条例第七条の規定に限るべきである。また、当該調査は監察院またはその他有権機関がこの事件について、職権に基づく調査または捜査する権力を排除または干渉してはならないのである。従って、同条例第八条第一項前半には「319 銃撃事件が刑事責任にかかわっている部分はその調査が本会の専属管轄に属している。」、同条第二項には、「本会が前項の職権を行使する範囲内に、検察官、軍事検察官の持つ法定権限と同じ権限を有する。」、とそれぞれが定められている。こうした規定は、国会の調査権限の行使できる範囲を逾越してしまったのである。また、「本会の調査結果は刑事責任にかかわった部分に関しては、真調会に出向する検察官または軍事検察官によって起訴することになる」という同条例第一三条第一項の規定は出向する検察官または軍事検察官に付与した権限が真調会が行使できる調査権の範囲を逾越してしまって同条第二項における管轄権の規定を機能させなくなるのである。先述した各規定は、憲法の基本規範である権力分立及び抑制均衡原則を違反しているのである。そのほか、同条例第九条第一項には「本会は職権を行使するために、検察官または軍事検察官が本会に出向し、調査を協力させることができるのである」と定められている。真調会に出向する検察官、軍事検察官は、出向している期間内に、検察官または軍事検察官の身分有しているが、国政調査権の性質からすれば、従来の身分で法に

よって行使できる検察権を行使してはならなくなることは、解釈を待たないのである。

再審が訴訟手続の一種である。立法者は再審の理由に関して、固有の自由な形成空間を有している。しかし、法律を制定することは、原則として将来に向かって構成要件に該当する多数、不確定の事件を普遍に適用しなければならないのである。「本会調査結果が裁判所の確定判決における事実認定と相違する際に、それを持って再審の理由にすることができるのである」という真調会第一三条第三項の規定は、個別の事案のために設けられている再審の理由であり、法律の平等適用である法治国家原則に違反し、国政調査権の権限範囲を逾越しているため、憲法上認められていないのである。

監察院は国家最高の監察機関であり、憲法に付与されている弾劾、糾挙、糾正、会計権を行使するために、憲法第九五条、第九六条による調査権を専有し、行使しているのである。また監察院が、立法院とは憲法上の権限が異なっているし、各自に行使できる調査権は権力の性質、機能、目的からも異なっているものであり、相互に重複、矛盾してないのである。真調会が国会に属し、国政調査権を行使する特別委員会である以上、監察院に対し責任を負う必要がないし、監察院からの監督も受けないのである。また真調会の調査権は監察院の調査権とは異なっているし、真調会の調査結果もまた監察院による調査権の行使に影響を及ぼすことができないのである。「本会は調査事件に対し、三ヶ月ごとに国会に書式の報告書を提出し、さらにそれを公表しなければならないのである。真相が解明されるまでに調査を継続しなければならない。そして三ヶ月ごとに国会や監察院に書式の報告書を提出し、報告書を公表しなければ

ならないのである。」と真調会条例第一二条第一項に定めれている。この規定には、真調会が監察院に報告する義務が設けられている部分は、先述した原則に反しているので、今後更なる検討、改正をすることによって、真調会の職責を明確させねばならないし、監察院による調査権の行使へ影響を避けることができるのである。

四、真調会行使できる調査権の範囲

権力分立及び抑制均衡原則に基づいて、国会が行使できる調査権の対象や事項はまったく制限されていないわけでないのである。真調会条例第八条第三項には「本条例が公布された日から本会に属している各機関が処理している案件は、すべての書類及び証拠を本会に移しなければならないのである。」、同条第四項には、「本会の職権行使は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーに関わっている理由、またはその他あらゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである」、同条第六項には、「本会または本会委員会が職権を行使するにあたり、特定の事項を指定し、関連する機関、団体または個人に説明または協力の要求を提出することができる。要求された機関、団体または個人は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーにかかわっている理由、またはその他あらゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである。」とそれぞれが定められている。これらの規定の中、専属管轄、書類及び証拠の移送が憲法によって保障されている国家機関による独立な職権の行使に関する部分は、権力分立及び抑制均衡の原則に反し、国会による調査権の行使範囲を逾越し、先述した憲法の趣旨に合致していないのである。ま

た、国家秘密または捜査上の守秘義務にかかわっている事項に関しては、行政首長が公開するや否やを決定する行政特権を有することは、先述したとおりである。国会は調査権を行使する際に、こうした事項にかかわっている場合、一定の尊重をし、行政部門にこうした情報の公開または関連する文書の提供を強制してはならないのである。具体的な事件に関しては調査事項が国家機関による独立な職権行使または行政特権の範疇に属しているか、あるいは行政特権に属している情報が調査を受け、公開されるべきや否やについて争いが生じる場合、立法院は他の国家機関とは合理的なルートによって、協議し解決をするか、または法律をもって、関連する要件及び手続、司法機関による審理などの事項を定める方法で解決するのである。従って、調査事項が国家秘密または捜査上の守秘義務にかかっている事項であれば、関連する機関が一律に拒否してはならないという先述した規定は、妥当ではないし、今後適切な改正を経て先述した趣旨に合致しなければならないのである。

五、真調会調査権行使の方法、手続及び強制手段

国家機関は権力を行使するには、法による制約を受けなければならないのである。国会が憲法に付与されている権力を行使する際にもまた例外ではないのであり、これは、法治国家原則の基本要求であるのである。国政調査権の行使は、調査事項及び強制方法によって異なるので、同時に憲法によって保障されている多様な国民の基本権利にかかわりうるのである。例えば、憲法第八条における人身自由の保障、第一一条における表現しない自由の保障(本院釈字第 577 号解釈を参照)、憲法第一二条における秘密通信の自由、憲法第一五条における営業秘密、プライバシー権の保障などである。その中のプラ

イバシー権は、憲法に明文に列挙されていない権利ではあるが、人間の尊厳及び個人の主体性、そして人格の完全の発展を維持し、個人の生活の秘密な空間の他人による干渉を排除することができるのである。よって、プライバシー権は必要不可欠な基本権利であり、憲法第二二条によって保障されているのである(本院釈字第 509 号、第 535 号解釈を参照)。国政調査権が憲法によって保障されている国民の基本権利にかかわっている場合、法律の根拠が必要とされているのみならず、当該法律の内容もまた明確であり、比例原則及びデュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）に合致しなければならないのである。同条例第八条第四項には「本会の職権行使は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法及びその他の法律の規定による制限を受けないのである」、同条第六項には「本会または本会委員会が職権を行使するにあたり、特定の事項を指定し、関連する機関、団体または個人に説明または協力の要求を提出することができる。要求された機関、団体または個人は国家秘密保護法、営業秘密法、刑事訴訟法、捜査上の守秘義務、個人のプライバシーにかかわっている理由、またはその他あらゆる理由で回避、遅延、または拒否してはならないのである。」とそれぞれが定められている。これらの規定は、真調会に調査する際に必要とされている強制権限を付与したのである。しかし、現行法が被調査人に与えている手続保障を排除しているものの、関連する手続を定めていないのである。調査対象に事前に調査事項を十分に告知すること、法定調査目的と調査事項との関連性、被調査人に十分な準備期間を与えること、被調査人が随時に法律の救助が認められること、調査への合理的な拒否権を認めること、証言を拒否すること、秘密の書類の提供を拒否するこ

と、必要の際に適切な口頭弁論を提供すること、調査事件の性質によって公開調査または秘密調査手続を行うこと、などの事項は、法律にはまったく定められていないのである。当該条例の第一条第二項には、「本条例には、定めがなければ、他の関連する法律を適用する」と定めれているが、ここでいう「他の関連する法律を適用する」ことは、真調会職権行使できる方法及び調査手続に関する本条例の立法不備を補うことができず、法律正当手続の要求に合致していないのである。そのほか、憲法によって保障されている国民の権利に対する制限は、真相を調査する必要な手段に該当するや否やは、規範の内容が明確ではないため、比例原則に合致しているや否やを判断することができないのである。結論から言うと、真調会条例第八条第四項及び第六項の規定は、デュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）及び法律明確性要求に合致していないのである。

国会は調査権を有効に行使するためには法律を制定し、調査義務に違反する者に対し、院会決議を経て適切な罰金を科すことができるし、国政調査権に付随している権力である。ただ、調査義務に違反する者に罰金を科すという法律の規定は、制裁の手段が調査目的を達成するために必要とされるほか、制裁の要件及び基準もまた具体かつ明確でなければならないのである。こうして配慮をした法律の規定は、被規範者に行為の処罰可能性を予見させられるし、これらの規範内容もまた裁判所による司法審査を経て確認されうるから、憲法第二三条における比例原則及び法律明確性原則の要求に合致しているのである。従って、同条例第八条第七項には「第一項、第二項、第三項、第四項または第六項の規定に違反する場合は、機関の長官及び行為者が台湾ドル十万元以上百万以下

の罰金を課すことになる。処罰が科されても継続に法律を違反する場合、連続にして処罰を科すことができるのである」、第八条前半には「機関の長官、団体の責任者、または関係者が真調会または真調会委員の調査を拒否することによって、重大な影響を及ぼすかまたは虚偽の陳述をしている際に、同条第七項の規定によって、処罰を科すことになる」とそれぞれが定められている。また同条第四項、第六項の規定も含めて、先述した趣旨に沿って、改正されるまでに、調査義務に違反する者に対する処罰要件もまた明確ではなく、デュー・プロセス・オブ・ロー（due process of law）及び法律明確性に要求に合致していないのである。また、機関の首長、団体の責任者または関係人員が調査を拒否し重大な影響を及ぼすか、または虚偽の陳述をする者に対し、「刑法第一六五条、第二一四条などの関連規定によって訴追し処罰する」と同条例第八条第八項には定められている。この規定は、先述した人が調査され犯罪の嫌疑を有するものであれば、検察機関が法によって捜査し訴追をへて、裁判所が審判することを意味するのであり、調査を拒否するか、または虚偽の陳述をするだけで刑法第一六五条、第二一四条またはその他の犯罪要件に該当するわけではないのである。先述した規定はこうした趣旨に沿って検討、改正しなければならないのである。そのほか、国政調査権に付随している強制権は、罰金を科すことに限るべきである。「本会または本会委員が職権行使するにあたり、必要と認めた場合、被調査人またはその他の人員の出国を禁止することができる」という同条例第八条第九項の規定は、真調会またはその委員に裁量による関係人員の出国を禁止する強制処分権を付与させるのであり、国政調査権の強制権力の行使範囲を逾越してしまったのであ

り、こうした制約が真相を調査するために必要とする必要な手段でもないし、憲法第一〇条及び第二三条の趣旨に違反しているのである。

先述した憲法の定めに違反する真調会条例の部分は、本解釈が公布された日から効力を失うことになる。

司法院大法官が憲法を解釈するにあたり、法の確信に沿って解釈をするのであり、申請人及び関係する機関の主張によって拘束されるわけではないのである。本件解釈は、真調会が国政調査権を行使し、319 銃撃事件の真相を究明するために特別に設置された特別委員会であり、憲法上機関に属していない組織ではないし、立法権、行政権、司法権及び監察権を同時に行使する混合機関でもないのである。従って、本解釈は、国政調査権を解釈の根拠にし、真調会の組織、職権範囲、調査権の行使範囲、方法、手続及び強制手段について、真調会条例にかかわっている条文が憲法上の趣旨に合致するや否やを斟酌して以上のとおり論じたのである。また、真調会がいかなる憲法機関にも属していないという主張、真調会が憲法の五院（権）以外にあり、特定の任務を達成するための臨時的な組織であるという関係機関である立法院の主張などが、各当事者が憲法を適用する際に自らの見解であるので、本院は逐次に判断を下す必要がないのである。

憲法第七八条には、司法院が憲法を解釈し、法律及び命令を統合して解釈する権限があると定められている。また憲法第七九条第二項及び憲法改正条文第五条第四項によれば、憲法解釈及び憲法法廷を組織し、憲法違反による政党の解散をする事項は、司法院大法官の職権に属してるのである。大法官は憲法によって、憲法上明文に定められている司法の重要な権限を独立に行使しているので、憲法上の裁判官に相当するのである。憲法解釈の目的は、民主憲政国家における憲法の最高規範である地位を確保し、国民の基本権利を保障し、自由民主憲政秩序であ

る憲法基本価値を維持して拘束力のある司法判断を下すことにあるのである。従って、司法権の本質に符合するために、憲法解釈権の行使が、解釈の結果がたとえ申請人に利益するとしても、時間の経過などの要素によって実際の利益がなくなる状況は回避しなければならない。これは、司法解釈または判決の結果の実効性を確保するための保全制度であり、司法権の重要な機能の一つであり、憲法解釈、審判、または刑事、民事、行政訴訟の審判によって異なっていないのである。

保全制度が司法権の重要な機能に属しているが、基本権利及び公共利益上の重要性を有し、法律留保の範疇に属しているため、立法者は法律を持って当該内容を明文に定めねばならないのである。立法機関が憲法解釈の保全制度を明文に定めるまでに、本院大法官は憲法解釈権を行使するにあたり、当該憲法の疑義または争議状態の継続、争議法令の適用または原因案件裁判の執行によって国民の基本権利または憲法基本原則に対して回復できないまたは回復しがたい重大な損害をなす恐れのある場合、申請人の申請によって、本案解釈が作成される前に仮の差し止め処分、仮の差し止め状態が求められる場合、損害の防止に対する事実上、緊急かつ必要性があり、他の手段が当該損害を防げない時に、大法官は、仮の差し止め処分の利点や弊害などを斟酌することができるのである。仮の差し止め処分の作成による利益が明らかに弊害を超える場合、仮の差し止め処分の是認を宣告することができるのである。本件の申請に関しては、本案解釈が作成する前に仮の差し止め処分の要求が憲法上認められないわけではないが、本案に対する解釈が作成された以上、それを斟酌する必要がなくなるのである。この点はあわせて説明しておくことにしたのである。

本解釈は、許大法官玉秀による一部補充・一部反対意見書、許大法官宗力による部分反対意見書がある。

司法院釈字第 587 号（2004 年 12 月 30 日）*

争　　点

民法及び判例が子による父性否認の提訴を禁ずることは違憲か。
（民法及判例禁子女提否認生父之訴違憲？）

キーワード

父性否認、婚生の推定（婚生推定）、確定判決、否認の訴え（否認之訴）、再審の訴え（再審之訴）

解釈文：子が自らの血統の由来を知り、真実の父子という身分関係を確定することは、子の人格権に深く関わり、憲法により保障されるべきものである。民法第一〇六三条は「妻の受胎が、婚姻関係の存続中に係るものであるときは、その生まれた子は、これを婚生の子と推定する。前項の推定は、夫婦の一方が、妻は夫によって受胎したのではないことを証明できるときは、その否認の訴えを提起することができる。但し、子の出生を知った日から一年以内に、これを行わなければならない」と規定しており、これは身分の安定及びに子の利益を共に配慮するために設けられたものではあるが、そうした否認の訴えを提起することができる者は夫婦の一方のみに限られており、子自身は否認の訴えを独自に提起する資格がないのみならず、さらには子が当該否認の訴えを独自に提訴することができる時に設けられるべき合理的期間及び起算の日が考慮されておらず、故に前掲した規定は子の訴訟権に不当な制限を与えることによって子の人格権への保護が欠如することとなり、こうした範

*翻訳者：呉　煜宗・呉　厚子

囲の内は憲法が保障する人格権および訴訟権の趣旨に合致していない。したがって、最高法院二十三（１９３４）年上字第三四七三号及び同院七十五（１９８６）年台上字第二〇七一号の判例がこの趣旨に合致していない部分は、再度に引用されるべきではない。関係官庁は適時のうえで父性否認の訴えを提起することができる主体や起訴の除斥期間の長さ及びそれを算出する日等に関する規定への検討をおこない、これらを前掲した憲法の趣旨に合致するようにするべきである。

確定終局判決が適用した法令または判例に関しては、本院（司法院）が人民の解釈申立を経てそれが憲法の趣旨に合致していないと判断した場合には、その不利益な確定終局判決を受けた者は当該解釈を依拠に法的手続によって救済を求めることができることは、既に本院釈字第一七七号、釈字第一八五号で解釈したところである。本件申立人はもしも再審の訴えによる救済が不可能である場合は、本解釈の公布日から一年以内に、法律で推定された実の父を被告として父性否認の訴えを提起することが許可されるべきである。その訴訟の手続は、親子関係事件手続の中における否認の訴えの部分に関する民事訴訟法の関連規定を準用し、ひいては法定代理人が代わりに起訴する場合には、子の利益のためにこれをおこなうべきである。

実の父が推定された他人の婚生の子に対して否認の訴えを提起することを法律で禁ずることは、訴訟により他人の婚姻の安定、家庭の平和及び子女の養育を受ける権利へ影響を及ぼし破壊されないようにと定められたものであり、こうした規定は憲法に尚も抵触していない。ひいては将来立法がかような訴訟にかかる制限を緩和するか否かに至っては、立法による政策形成の自由に属するものである。

解釈理由書：子は自らの血統の由来を知る権利があるのは、国連一九九〇年九月二日に発効した子どもの権利条約(Convention on

the Rights of the Child）第七条第一項に掲示されていることである。真実の父子という身分関係を確定することは、子の人格権に深く関わり、憲法第二二条の保障をうけるべきものである。民法第一〇六三条は「妻の受胎が、婚姻関係の存続中に係るものであるときは、その生まれた子は、これを婚生の子と推定する。前項の推定は、夫婦の一方が、妻は夫によって受胎したのではないことを証明することができるときは、その否認の訴えを提起することができる。但し、子の出生を知った日から一年以内に、これを行わなければならない」と規定しており、これは身分の安定及びに子の利益を共に配慮するために設けられたものではあるが、そうした否認の訴えを提起することができる者は夫婦の一方のみに限られており、子も否認の訴えを提起することができるとは定められていない。恐らく、かような規定はその実の母の受胎事実を暴露することによって家庭生活の平和に影響を与え兼ねないため、夫婦の婚姻関係におけるプライバシーの領域に介入することを避けるためのものである。然るに真実の身分関係の確定は、子自らの人格及び利益に直接関わるものであり、もしも夫と妻の全てが否認の訴えを提起しないまたは提起できない、或いは当該訴訟を提起する期間が遅延する場合は、子の真実の血統関係が確定できなくなり、よってその人格利益の保護が困難に陥ることとなる。前掲した憲法の趣旨を貫徹するために、真実の血統関係を確定することは、子の固有の権利であり、外国の立法例では例えばドイツ旧民法は元来特殊な状況下にある子は父性否認の訴えを補充的に提出することができると既に規定しており、一九九八年の修正の時には国連の子どもの権利条約の規定に対応するため、子自らがかような訴訟（ドイツ民法第一六〇〇条、第一六〇〇a 条、第一六〇〇ｂ条を参照）を提起できることを更に明文化した。スイス民法第二五六条、第二五六 c 条にも類似の規定があり、参考と供じるに十分なものである。故に前掲した民法の規定は、夫または妻のみが子の否認の訴えを提起できるとしており、子が独

自に父性否認の訴えを提起できる権利への配慮がなされておらず、子の訴訟権に不当な制限を与え、そしてまた子の人格権への保護が欠如することとなり、これは民法が親子間の法律関係を規律する場合に、つねに子の最高利益を追求・保護することを考量の内容とする（民法第一〇五五条から第一〇五五条の二まで、第一〇八九条第二項、第一〇九四条第二項規定を参照）ことから、憲法がいう子の人格権を保障する価値への実現との間にも矛盾がある。それゆえに、こうした範囲内には憲法が人格権及び訴訟権を保障する趣旨に合致していない。最高法院二十三（１９３４）年上字第三四七三号判例：「妻の受胎が婚姻関係の存続中に係るものであるときは、民法一〇六三条第一項により、その生まれた子はこれを婚生の子と推定するが、こうした推定を受けた子に関しては、受胎期間内の妻と同居していない夫のみが、同条第二項の規定によりこれを訴訟で否認することができる。もしも夫が否認の訴えを提起していない、または提起したとしても勝訴の確定判決を受けていないのであれば、法律上はその子を夫の婚生の子として認められなければならず、何者も反対の主張をしてはならない。」及び同院七十五（１９８６）年台上字第二〇七一号判例：「妻の受胎が婚姻関係の存続中に係るものであるときは、夫が受胎期間内にその妻と同居していなくとも、その妻が生んだ子は民法一〇六三条第一項により、依然夫の婚生の子と推定する。夫婦の一方が同条第二項の規定により否認の訴えを提起し、勝訴の確定判決を得るまでに、何者も反対の主張をしてはならず、その妻を姦通した男子からの認知が許される余地はない。」、この趣旨に合致していない部分は、再度に引用されるべきではない。関係官庁は適時のうえで父性否認の訴えを提起することができる主体や起訴の除斥期間の長さ及びそれを算出する日さらには子が成年に達したか否か及び子が法律の推定を受けた実の父との間に血縁関係のない事実を知っているか否か等に関する規定への検討を適時におこない、そして子に一定の要件及び合理的期間内に

おいて父性否認の訴えを独自に提起させるべきである。

確定終局判決が適用した法令または判例に関しては、本院（司法院）が人民の解釈申立を経てそれが憲法の趣旨に合致していないと判断した場合には、その不利益な確定終局判決を受けた者は当該解釈を依拠に法的手続によって救済を求めることができることは、既に本院釈字第一七七号、釈字第一八五号で解釈したところである。本件の申立人はもしも再審の訴えによる救済が不可能である場合には、本解釈の公布日から一年以内に、法律で推定された実の父を被告として父性否認の訴えを提起することを許可されるべきである。その訴訟の手続は、親子関係事件手続の中における子の否認の訴えの部分に関する民事訴訟法の規定、すなわち同法第五八九条、第五九四条、第五九五条、第五九六条第一項及び第二項などの関連規定を準用する。しかし、法定代理人が代わって起訴する場合には、子の利益のためにこれをおこなうべきであり、これによって民法が親子間の法律関係を規律する場合に、つねに子の最高利益を追求・保護することを考量の内容とする趣旨に合致する。

実の父が他人婚生の子の推定を受けた子に否認の訴えを提起することを否定する現行法の立法目的は、訴訟によって他人の婚姻の安定を破壊し、訴訟によって他人の婚姻の安定を破壊し、家庭の平和及び子の養育を受ける権利に影響を与えることを避けるためである。また、もしもかような訴訟の提起を許すならば、それは他人の婚姻関係におけるプライバシーを暴露しなければならないのみならず、自らが他人の婚姻に介入している不法行為を主張しなければならなくなり、社会における一般価値的通念に反することになる。よって、他人の権利への妨害を防止し、社会的秩序を維持するために、こうした訴訟権の行使に制限を設けるのは必要なことであり、これは憲法に抵触するものではない。ひいては、将来の立法者は社会観念の変遷を考量すべきか否か及び特定の条件下に、例えば夫婦

が既に同居して共同生活の事実がないことや、子と実の父は事実上既に同居扶養の関係が存在しているかなどといった、かような訴訟にかかる制限を緩和することを酌量すべきか否かに至っては、立法による政策形成の自由に属するものである。

司法院釈字第 588 号（2005 年 1 月 28 日）*

争　　点

金銭的給付の義務者に対する「勾引」と「収容」に関する行政執行法第一七条および第一九条の規定は、憲法第二三条の比例原則に違反し人民の人身自由を過度に侵害するか。

（行政執行法第十七條及第十九條有關「拘提」與「管收」之規定，是否違反憲法第二十三條之比例原則而過度侵害人民之人身自由？）

キーワード

行政執行、比例原則、収容、勾引、勾留、人身自由

解釈文：立法機関が重大な公益のため人民の自由に制限を加えるような強制的措置を通じてその法定的義務を貫徹させることは、憲法上の比例原則に反しない限りでは、憲法によって許容されるべきである。「収容（管収）」処分に関する行政執行法の規定は、公法上の金銭給付義務を貫徹させるために、法定の義務者が確かに履行能力があるにもかかわらず履行しない場合に、その身体を拘束して間接的にその履行を確保するための措置であり、憲法によって許容されないものではない。しかし、行政執行法第一七条第二項に定められる同条第一項の規定により「収容」の裁定を裁判所に申し出ることができる各号の事由のうち、第一項第一号、第二号および第三号に定められる「明らかに履行の能力があるにもかかわらず履行しない者」、「明らかに逃げ隠す恐れのある者」および「強制執行に供すべき財産を隠匿し又は処分する事情のある者」の場合におけ

*翻訳者：簡玉聰

る「収容」が必要な程度を超えたとはいいがたい。これらを除けば、その他同項第四号、第五号、第六号に定められる「執行標的物の調査のときに執行人員に陳述を拒否した者」、「財産状況の報告を命じられたにもかかわらず報告をせずまたは虚偽の報告をした者」および「合法的に通知されたにもかかわらず出頭しない者」の場合において、「収容」は、明らかに必要な程度を超え、憲法第二三条の趣旨に違反しないとはいいがたい。

行政執行法第一七条第二項に定められる同条第一項の規定により「勾引（拘提）」の裁定を裁判所に申し出ることができる各号の事由のうち、第一項第二号および第六号に定められる「明らかに逃げ隠す恐れのある者」および「合法的に通知されたにもかかわらず出頭しない者」の場合においては、「勾引」は、確かに比例原則に合致すると認められる。これらを除けば、その他同項第一号、第三号、第四号および第五号に定められる「明らかに履行の能力があるにもかかわらず履行しない者」、「強制執行に供すべき財産を隠匿し又は処分する事情のある者」、「執行標的物の調査のときに執行人員に陳述を拒否した者」および「財産状況の報告を命じられたにもかかわらず報告をせずまたは虚偽の報告をした者」の場合においては、「勾引」の規定は、明らかに必要な程度を超えたものであり、前掲憲法第二三条の規定の趣旨にもまた合致しないところがある。

人身の自由は、人民がその憲法上の各種の自由を行使するための不可欠な前提である。憲法第八条第一項の規定に定められる「法定手続」とは、刑事被告の身分であるかいなかを問わず、すべて人民の身体自由を制限する処置には法律上の根拠がなければならないほか、別途に必要な司法手続またはその他の正当な法律手続を踏まえてはじめてこれをなすことができるという手続をいう。これらの手続は、そもそも憲法留保の範疇に属するものであるため、立法機関であってもこれらの手続を剥奪

する法律を制定してはならない。しかし、刑事の被告と刑事以外の被告とは、その人身自由の制限に本質的な相違があるため、それぞれの順守すべき司法手続またはその他の正当な法律手続はむろんすべて同一のものでなければならないことはない。「収容」は、一定の期間内に人民の身体自由を一定の場所に拘束することであり、憲法第八条第一項に定められる「拘禁」に属するものである。したがって、「収容」の決定をする前には、むろん必要な手続を順守しなければならない。すなわち中立的・公正な第三者の裁判所による審問および法定の義務者に出頭させ手続に参加させることを通じて、「収容」が法定の要件に合致するかいなかおよび「収容」の必要があるかいなかを明らかにするほか、法定義務者に防御の機会を与え、裁判所の調査に供する有利な関連抗弁を提出させ、もって人身自由に対する憲法の保障の実現に寄与する手続である。行政執行法上の「収容」に関する裁定は、同法第一七条第三項によれば、「収容」の申し出に対し、裁判所が五日間以内にこれを行わなければならないとされている。すなわち、「収容」の申し出がなされたとしても、裁判所が即時の審問をしなくてもよいことになっている。これは、人権の保障に明らかに不十分な規定である。当該「五日間以内」の裁定に関する規定は、周到なものとはいい難く、関連機関によって検討修正されなければならない。また、行政執行法第一七条第二項は、「義務者が前項の期限を過ぎてなおも履行せずかつ担保を提供しない場合には、行政執行処は、当該管轄裁判所に「勾引」及び「収容」の裁定を申しでることができる」としている。第一九条第一項は、「裁判所は、『勾引』と『収容』の裁定を行った後、勾引状および収容状を行政執行処に交付し執行員による『勾引』を執行させ、かつ直ちに被収容者を収容所に引致させなければならない」と定めている。行政執行処が「勾引」と「収容」をあわせて申しでてしかも裁判所も「勾引」および「収容」の裁定を行った場合においては、裁定にもとづき「勾引」され「収容」される当該義務

者がいまだ勾引されていない以上、裁判所は審問手続を進める可能性がない。にもかかわらず、このような状況の下で裁判所が「収容」の裁定をすることができるとするのは、とりわけ前述の正当な法律手続の要求に違反する規定である。なお、行政執行法第一七条第二項および同条第一項第六号に定められる「合法的に通知されたにもかかわらず正当な理由なしで出頭しない」という規定により、「収容」が申し出られた場合においては、当該義務者がまだ出頭していない以上、裁判所も当然審問の手続を行うことができない。にもかかわらず、裁判所が「収容」の裁定をすることができるとするのも、また前述した正当な手続の憲法の趣旨に反するところがある。

憲法第八条第一項に定められる「司法や警察機関による法定手続を経なければ逮捕や拘禁をしてはならない」との規定における「警察機関」は、組織法上の形式的意味の「警察」をいうのみならず、法律規定により社会秩序の維持や公共利益の増進を目的として、関与また取締りの手段を行使することができるとされるものは、すべて「警察」に属する。したがって、行政執行法第一九条第一項における「勾引」や「収容」が行政執行処の執行員によって行われることは、前述した憲法規定の趣旨に反するものではない。

前述の憲法趣旨に違反する行政執行法の各規定は、すべてこの解釈が公布された日から六ヶ月までにその効力を失う。

解釈理由書：立法機関が重大な公益の目的に基づき人民の自由を制限する強制的措置を通じてその法定義務を貫徹させることは、憲法上の比例原則に合致する限りでは憲法によって許容されるべきである。

行政執行法は、行政法令を貫徹させその有効な執行を確保するために国家の強制力をもって人民にその公法上の義務を履行させる手続的規範である。そのうち、公法上の金銭給付については、当該

法定義務者は、通知などの合法的手続が行われたら、自主的に給付をしなければならず、国家からの強制を待つことがない。このような公法上の金銭給付が実現できるかいなかは、国家の財政ないし社会、衛生または福祉などの施策が完備できるかいなかに密接にかかわる。社会秩序はこれによって維持されているのみならず、公共利益もこれによって増進されており、その関連するところはきわめて重大である。

「収容」は、義務者の身体を一定の期間内に一定の場所に拘束する強制的な処分であり、義務を履行させることを目的とする間接的な執行方法の一つである。義務者の身体的自由に対する制限に属するが、「収容」処分に関するする行政執行法の規定は、公法上の金銭給付を貫徹させようとする以上、法定義務者が確かに履行能力があるにもかかわらず履行しない場合にはその身体を拘束し間接的にその履行を強制する措置、すなわち給付義務がありかつ履行が可能であるにもかかわらず公法上の金銭給付を拒否する者にその履行を促すために行われる強制的手段を許容しており、前述の説明を勘案すれば、憲法によって許容されないものであはない。

比例原則は、憲法レベルの基本原則に属するものであり、個別の法規範の解釈と適用においてはそもそも随時に注意されるべき原則であり、「立法」におけるその注意はなおさらである。その目的は、立法機関による過度の侵害から人民を守ることにある。

行政執行法第一七条第二項に定められる同条第一項の規定により「収容」の裁定を裁判所に申し出ることができる各号の事由のうち、第一項第一号、第二号および第三号に定められる「明らかに履行の能力があるにもかかわらず履行しない者」、「明らかに逃げ隠す恐れのある者」および「強制執行に供すべき財産を隠匿し又は処分する事情のある者」の場合においては、すべて執行機関が相当な証拠を持ち義務者の履行能力を確かめることができることを前提とし

てはじめてこれをなすことができるため、当然必要な程度を超えたとはいいがたく正常なものに属すると認められる。これらを除けば、その他同項第四号、第五号、第六号に定められる「執行標的物の調査のときに執行人員に陳述を拒否した者」、「財産状況の報告を命じられたにもかかわらず報告をせずまたは虚偽の報告をした者」および「合法的に通知されたにもかかわらず出頭しない者」の場合においては、法定義務者が確かに履行能力があるにもかかわらず履行しないかいなかを問わず、かつこれらの状況の下で執行機関の執行に供しうる財産を明らかにするためのその他運用できるより軽微な侵害の手段があるかいなかも問わず（可能な執行方法を尽くしていなければ）、当該事由があれば財産の調査もせずに直ちに「収容」の裁定を裁判所に申し出ることができるとすることは、明らかに必要な程度を超え、憲法第二三条の趣旨に違反しないということができない。履行能力の有無については、義務者の収入と財産の全体の状況および労働能力を考察し、果たして仕事の収入やそのたの手法（例えば財産の処分、生活費支出の減少）を通じて給付（履行）の方法を獲得するよう期待できるか否かに即して判断されなければならない。しかも生計の維持に必要不可欠なもの（行政執行法第二一条第一項を参照）に注意しなければならず、「労働能力」も年齢状況、健康状態および労働市場の供給と需要の状況を考慮しなければならないことは事理の当然である。

「勾引」は、義務者を強制的に出頭させる処分であり、人身事由を拘束する手段の一種である。義務者に関する行政執行法第一七条の「勾引」は、強制的に出頭させて、履行、陳述や報告をさせることを目的とするため、人身事由を拘束する時間が比較的に短く「収容」の侵害程度と異なるところがある。しかし、これは、だからこそ前述した憲法第二三条の比例原則の適用を排除することができるとは意味しない。行政執行法第一七条第二項に定められる同条第一項の規定により「勾引」の裁

定を申し出ることができる各号の事由のうち、第一項第二号および第六号に定められる「明らかに逃げ隠すおそれのある者」および「合法的に通知されたにもかかわらず出頭しない者」の場合は、確かに比例原則の必要条件に合致すると認められる。これらを除けば、その他同項第一号、第三号、第四号および第五号に定められる「明らかに履行の能力があるにもかかわらず履行しない者」、「強制執行に供すべき財産を隠匿し又は処分する事情のある者」、「執行標的物の調査のときに執行人員に陳述を拒否した者」および「財産状況の報告を命じられたにもかかわらず報告をせずまたは虚偽の報告をした者」の場合においては、執行機関は、先に給付責任とかかわる財産につき執行を行いもしくは財産の調査を進めるべきかいなか、または義務者がすでに執行人員の前で陳述したことがあるため「勾引」の必要があるかいなかを問わず、期限が過ぎてなおも履行せずかつ担保を提供しなければ、すべて「勾引」の裁定をすることができる事由となることは、明らかに必要な程度を超えたものであり、前掲憲法第二三条の規定の趣旨にもまた合致しないところがある。

人身自由は、人民がその憲法上の各種の自由を行使するための不可欠な前提である。憲法第八条第一項の規定に定められる「法定手続」とは、刑事被告の身分に属するかいなかを問わず、人民の身体自由を制限する処置にはすべて法律上の根拠がなければならないほか、なお別途に必要な司法手続またはその他の正当な法律手続を踏まえて初めてこれをなすことができることをいう（本院釈字第 384 号解釈を参照）。これらの手続は、そもそも憲法留保の範疇に属するものであり、立法機関であってもこれらの手続を剥奪する法律を制定してはならない。しかし、刑事の被告と刑事以外の被告とは、あくまでもその人身自由の制限につき本質上の相違があるため、その順守すべき司法手続またはその他の正当な法律手続は、むろんすべて同一のものでなければならないことはない。「収容」は

、一定の期間内に人民の身体自由を一定の場所に拘束することであり、憲法第八条第一項に定められる「拘禁」に属するものであるが、刑事手続の勾留とは目的上異なるところがある。勾留は、手続の保全に重きを置き、すなわち刑事手続の全過程における終始した被告の出頭を保全し、もって捜査と審判の有効な進行および判決確定後における有効な執行に資することを目的とする。「収容」は、前述のようにその目的が金銭的給付義務を履行させることにあり、間接的な執行方法の一種であり、その身体の保全を目的としないため、その順守すべき司法的手続については、むろん勾留のそれとは完全に同じくする必要がない。しかしながら、「収容」を決定する前に必要な司法的手続を順守することについては異なるところがない。これは、すなわち中立的、公正な第三者の裁判所による審問および法定義務者に出頭させ手続に参加させることを通じて、「収容」が法定要件に合致するかいなかおよび「収容」の必要があるかいなかを明らかにするほか、法定義務者に防御しうる機会を与え、裁判所の調査に供する有利の関連抗弁を提出させてもって人身自由に対する憲法の保障の実現に寄与する手続である。

行政執行法第一七条第二項および第三項は、「義務者は前項の期限が過ぎてなおも履行せずかつ担保を提供しない場合には、行政執行処は、当該管轄裁判所に『勾引』及び『収容』の裁定を申し出ることができ」、「前項の申し出に対し、裁判所は、五日間以内に裁定を行わなければならない。行政執行処または義務者は、裁判所の裁定に対して不服がある場合、十日間以内に抗告を提起することができる。その手続は、抗告に関する民事訴訟法の規定を準用する」と定めている。第一九条第一項は、「裁判所は、『勾引』と『収容』の裁定を行った後、勾引状および収容状を行政執行処に交付し執行員に『勾引』を執行させかつ直ちに被収容者を収容所に引致しなければならない」と定めている。そのうち、「収容」に関する裁定は、同法第一七条第五項の規

定により、強制執行法または刑事訴訟法を準用するとされているが、行政執行法は、「勾引」と「収容」をあわせて定めており（同法第一七条第二項以下参照）、強制執行法とは異なるところがあり（同法第二一条、第二二条第一項、第二項参照）、また刑事訴訟法とも異なる（同法第七五条以下、第九三条、第一〇一条以下、第二二八条第四項後段参照）。したがって、単独の「勾引」や「収容」または「勾引」後の「収容」を除けれ、行政執行処は、法律により「勾引」と「収容」をあわせて申し出ることができ、裁判所も、「勾引」と「収容」をあわせて裁定することができる。なお、前掲行政執行法第一九条第一項は、「裁判所は、『勾引』と『収容』の裁定を行った後……『勾引』を執行させるとともに直ちに被収容者を収容所に引致させなければならない」と定めている。これもその特別の規定である。強制執行法はもちろん、刑事訴訟法においても、「勾引」を執行するとともに直ちに留置所に引致するとの明文規定がない（同法第九一条前段、第一〇三条第一項参照）。したがって、これらはもちろん強制執行法または刑事訴訟法を準用する余地がない。また、行政執行法第一七条第三項によれば、裁判所は、「収容」の申し出に対し五日間以内にこれを裁定しなければならないとされている。これも同法の特別規定である。刑事訴訟法第九三条第五項の規定によれば、裁判所は、「勾留」の申し出を受理してから即時に尋問をしなければならない。同法第一〇一条および第一〇一条の一もまた「裁判所は、被告を尋問した後、勾留をすることができまたは勾留する必要があると認めた場合、勾留の裁定をすることができる」と定めている。すなわち、裁判所は、勾留の申し出を受理してから即時に尋問を行いそして尋問を行てから即時に勾留の要否を決定しなければならない。即時尋問の規定を置いた理由は、勾留の申し出の事由につき被告に答弁の機会を与えるとともに裁判所も勾留の申し出につき必要な調査をすることができることにある。尋問を行ってから即時に勾留要否の決

定をしなければならないとする理由は、その目的が人権の保障にあり、被告の身体自由が余計の制限を被ることを防止することにある。しかし、前掲の行政執行法の規定は、裁判所が「収容」の申し出を受理したとしても即時の審問をしなくてもよいとしている。これは、人権の保障に明らかに不十分な規定である。当該「五日間以内」の裁定に関する規定は周到なものとはいい難く、関連機関によって検討修正されなければならないものである。また、行政執行法第一七条第二項によれば、行政執行処が「勾引」と「収容」をあわせて申し出た場合に、裁定によって勾引され収容される当該義務者は、裁定の際にいまだ勾引され出頭させられていない以上、当然審問手続を行う可能性はない。にもかかわらず、裁判所は、単に行政執行処にから一方的に提出された申し出の資料にもとづいて審査を行い、口頭審理を通じて「収容」の申し出が法定要件に合致するかいなかおよび「収容」の必要があるかいなかを明らかにことができず、そして義務者に防御の機会を付与し有利の抗弁を行わせて裁判所の斟酌に供する証明方法も提出させずに、「収容」の裁定を行うことができ、かつ義務者を「勾引」してから直ちに収容所に引致することができるとされている。これも、また審問手続を経る必要がなく、「身分確認」の尋問さえしなくてもよいとされるため、とりわけ前述の正当な法律手続の要求に違反する。なお、裁判所が「収容」の裁定をすることができる前掲の事由のうち、「合法的に通知されたにもかかわらず、正当な理由なしで出頭しない」という規定もまた強制執行法（第二二条第一,二項）および刑事訴訟法（第一〇一条、第一〇一条の一）にないものである。当該義務者が出頭していない限り、当然審問手続を行うことができないにもかかわらず、裁判所は、申し出により「収容」の裁定をすることができるとされている。これもまた刑事訴訟法を準用する強制執行法と異なる。このように書類審理を許容した規定が前述の正当な法律手続の憲法趣旨に違反することは、いうまでもない。

前述した「収容」に関する審問手続は、義務者に出頭の機会を付与しなければならない。これは絶対必要である。裁判所は、行政執行処が提出した「収容」の申し出資料に対し、なお不足または不明なところがあると認めた場合、同処に職員を出頭させ一定の陳述や補正をするよう命じることができる。この場合、行政執行処が拒否してはならないことは、そもそも当然なことである。同処が行った申し出は、概ね自由な証明があれば十分であり、裁判所の心証もまた合理的に疑う余地がないという確信の程度に至る必要がないこともここで説明しておく。

「警察」とは、社会秩序の維持や公共利益の増進を目的として強制的（関与、取締り）手段の性格を有する国家行政作用や国家行政主体である。その概念上はそもそも広義と狭義、すなわち実質的と形式的意味との区分を有す多義的用語に属するものである。広義の場合、すなわち実質的意味の場合は、その「機能」に即してみれば、上述の「警察」の意味を有する作用、すなわちこの意味の権限を行使するものがすべて警察に属することになる。狭義の場合、すなわち形式的意味の場合においては、その組織に着目し、警察を警察法の警察組織の形式に限定して、この法律に明文で定められている機関と人員だけが警察に当たり、警察の作用や任務を負うしかないものは警察に属しないことになる。前述の行政執行法は、すでに「収容」と「勾引」につき明文の規定を置いており、かつ裁判所の裁定を経なければならなず、すなわち司法審査の許容を先に経なければならないとするため、その執行は当然主務機関、すなわち行政執行処の人員によって行われてはならないことではない（本院釈字第 559 号参照）。したがって、憲法第八条第一項に定められる「司法や警察機関による法定手続を経なければ逮捕や拘禁をしてはならない」との規定における「警察機関」は、広義の概念をとり、機能上前述の「警察」の意味を有し、すなわち組織法上の形式的意味の「警察」のみならず、法律が社会秩序の維持と公共利益の増進

を目的とし、関与または取締りの手段の行使をその機関や人員に賦与するもののすべてが「警察」に相当する。したがって、行政執行法第一九条第一項における「勾引」や「収容」を行政執行処の執行員に行わせる規定は、前述した憲法規定の趣旨に反するものではない。

前述の憲法趣旨に違反する行政執行法の各規定は、すべてこの解釈が公布された日から六ヶ月までにその効力を失う。

本解釈は、林永謀大法官による補充意見書、許宗力大法官・王和雄大法官・廖義男大法官・林子儀大法官・許玉秀大法官による部分補充・部分反対意見書、彭鳳至大法官による一部補充・一部反対意見書がある。

司法院釈字第 590 号（2005 年 2 月 25 日）*

争　　点

本件は裁判官が「訴訟手続の停止を決定すること」の意味について憲法解釈を申立てるものである。
（法官聲請釋憲，「裁定停止訴訟程序」意涵？）

キーワード

法律違憲、訴訟手続の停止（停止訴訟程序）、児童及び少年売春防止条例（兒童及少年性交易防制條例）

解釈文：裁判官が事件を審理する際に合理的な確信をもって適用すべき法律が違憲であるかという疑いが生じる場合に、各審級の裁判所はこれを先決問題として訴訟手続の停止を決定して、法律が違憲であることとの確信を客観的に形成する具体的な理由を提出し司法院大法官解釈を申立てることができる。ここでは、「裁判官が事件を審理すること」とは裁判官が刑事事件及び行政訴訟事件、民事事件、非訟事件などを審理する場合を指すのであるから、「訴訟手続の停止を決定すること」とは各事件あるいは案件の訴訟あるいは非訟手続の停止決定をも含むのが当然である。訴訟あるいは非訟手続の停止を決定することは裁判官が憲法解釈を申立てる場合には遵守すべき手続きである。ただ、訴訟あるいは非訟手続の停止が決定された後に急迫事態が生じる場合には、裁判官は関連法律の立法目的を探求し当事者の権益と公共利益を権衡し個別事件の関連状況などの事情を斟酌してから、必要な保全、保護あるいはその他の適

*翻訳者：蔡英欣

切な処分を行わなければならない。この点について、当院釈字第三七一号及び第五七二号を補足すべきである。

解釈理由書：本件の申立人による申立ての趣旨は、申立人が台湾苗栗地方裁判所九〇年度（二〇〇一年度）護字第三一号児童保護安置事件を審理する際に確信をもって適用すべき児童及び少年売春防止条例第一六条の規定及び同条と関連する同条例第九条と第一五条第二項の規定が憲法第八条及び第二三条に抵触するかという疑いが生じるとして、司法院釈字第三七一号に基づいて憲法解釈の申立てを提出しながら、被保護者が不利益を蒙ることを妨げるため先に本件の終局決定を行い当該解釈に基づいて憲法解釈を申立てるときに訴訟手続を停止すべきか否かという補足的な解釈を求めることにある。当院は本件の申立案件を審理するときに関わった申立ての手続きの問題について、上記の解釈に補足的な解釈を行う必要があると認めこれをもって補足的な解釈を行う。

当院釈字第三七一号及び第五七二号においては、裁判官が事件を審理する際に合理的な確信をもって適用すべき法律が違憲であるかという疑いが生じる場合に、各審級の裁判所はこれを先決問題として訴訟手続の停止を決定して、法律が違憲であることとの確信を客観的に形成する具体的な理由を提出し司法院大法官解釈を申立てることができるとされている。これにより、裁判官が遵守すべき憲法と適用しようとする法律との間にその取捨を行いうることは排除され、司法資源の浪費も避けられる。ここでは「裁判官が事件を審理すること」とは裁判官が刑事事件及び行政訴訟事件、民事事件、非訟事件などを審理する場合を指すのである。したがって、「訴訟手続の停止を決定すること」とは各事件あるいは案件の訴訟あるいは非訟手続の停止決定をも含むのが当然である。

裁判官は憲法解釈を申立てる場合に訴訟手続の停止をあわせて決定しなければならない。というのは、憲法第七八条及び憲法改正

増加条文第五条第四項において法律が違憲であるか否かを宣告する権限は専ら司法院大法官に属するものであるとされているからである。各審級の裁判所の裁判官は憲法第八〇条により、法律に基づいて独立して審判すべきであるが、法律が違憲であると認定し直ちにその適用を拒絶する権限を有しない。したがって、裁判官が事件を審理する際に合理的な確信をもって適用すべき法律が違憲であるかという疑いが生じ大法官解釈を申立てる必要があると考える場合に、当該訴訟手続はむしろ進行し続けることができない。そう解釈しないと、裁判官は違憲であると確信している法律を適用し裁判を下すことが許され、法治国家において裁判官が実質的かつ正当な法律に基づいて裁判を行うという基本原則は反されることになり、これは当院釈字第三七一号及び第五七二号の趣旨に合致しなくなる。よって、訴訟あるいは非訟手続の停止を決定することは裁判官が憲法解釈を申立てる場合には遵守すべき手続きである。

憲法第一六条は国民が訴訟権を有すると定めている。その趣旨は国民の権利が確実かつ迅速に保護されることができることにあるから、国家機関は当然に効果のある救済制度による保障を提供すべきである。各種類の事件を審理進行中、訴訟あるいは非訟手続は法定事由により停止されるが、急迫事態が生じる場合には、裁判官は本案を終結させるよう終局判決を下すことができないことに加えて、国民の権利を保障し公共利益の維持をも考慮するため必要な処分を行わなければならない。裁判官は憲法解釈を申立てることにより訴訟あるいは非訟手続の停止を決定してから、原因となる事件を進行し続けることができなくなる。もし急迫事態が生じれば、裁判官は上記の憲法及び解釈の趣旨を貫くため関連法律の立法目的を探求し当事者の権益及び公共利益を権衡し個別事件の関連状況などの事情を斟酌し必要な保全、保護あるいはその他の適切な処分を行わなければならない。また、処分の適切性を求めるため処分を行う前には、当事者または利害関係者

は意見を陳述する機会を有するべきである。しかも、当事者または利害関係者は当該処分に対して関連手続法の規定により救済を求めることができるのが当然である。そして、前述した急迫事態が生じるときに適切な処分が行われなければならない例として、たとえば証拠を直ちに調査しないと滅失してしまう場合に裁判官は即時に証拠の調査を行わなければならない。また、たとえば刑事事件において被告人が勾留中、その勾留の期間がまもなく満了する場合に裁判官は法により勾留の期間を延長することを決定しあるいはその他の適切な処分を行わなければならない（刑事訴訟法第一〇八条を参照）。あるいは、刑事訴訟法第一一四条第三款の定める事情がある場合に、裁判官は保証金の納付により勾留の執行を停止する決定を行うことができる。そして、本件の申立てる事件が関わった児童及び少年売春防止条例第一六条については、所管機関は同条例第一五条第二項により、売春を行うあるいは売春を行うおそれがある児童または少年を所管機関が設置した緊急収容センターに暫時安置し、当該センターは同条例第一六条第一項により安置した時からの七二時間以内に報告を提出し裁判所に対して決定を求める。その際、裁判所が当該七二時間の安置に関する規定及び同条における決定が遵守されるべきである手続きに関する規定が違憲であると疑い、当院釈字第三七一号及び第五七二号に基づいて非訟手続の停止を決定し当院に対して憲法解釈を求める場合には、裁判所は当院が解釈を行う前に、緊急収容センターに安置された児童あるいは少年に対しては当該条例第一六条第二項により安置しないという決定を行うこともできなく、または当該児童または少年を所管機関に引渡し短期収容センターあるいはその他の適切な場所に安置させるよう決定を行うこともできない。これらの決定がなされたら、当該児童または少年は緊急収容センターに安置され続けることになり、これは安置された児童または少年の親権者あるいは後見人の親権あるいは後見権を剥奪することと同様であり、緊急安置された児童または少年の人

身自由の保護の手続き及びその他の関連権益の保障は明らかに欠ける。急迫事態が生じる場合には、裁判官は非訟手続の停止を決定すると同時に、たとえば当該児童または少年をその親権者または後見人に暫時引渡すること、あるいは当該児童または少年の家庭が適格ではない場合に社会福祉機構に引渡し適切なサポートないし教養を与えることといった必要かつ適切な処分を行わなければならない。当院釈字第三七一号及び第五七二号について補足的な解釈を行うべきである。

最後に、裁判官が事件を審理する際に適用すべき法律が違憲であると疑い当院釈字第三七一号及び第五七二号により当院大法官解釈を申立てるのは、申立てる裁判官の審理している事件が未だに終結せず、係属中の事件に限る。というのは当該法律の適用が当該事件の裁判の結果に影響を与えるような先決問題であるからである。このように限定しないと法律が違憲であるかという疑いが生じない。憲法解釈を申立てた本件である台湾苗栗地方裁判所九〇年度護字第三一号児童保護安置事件について、申立てた裁判官が児童及び少年売春防止条例第一六条第二項を適用し本件の終局決定を行ったがゆえに、当該事件は訴訟係属が終了したから、裁判官が適用した同条の規定及び関連の同条例第九条と第一五条二項が違憲であるとの疑いについて、これは上述したように当院が行った憲法解釈の部分により、各解釈において示された憲法解釈の申立ての要件に該当せず、受理されるべきではない。

本解釈は、謝在全大法官による補充意見書、林永謀大法官、許玉秀大法官によるそれぞれの反対意見書がある。

司法院釈字第 591 号（2005 年 3 月 4 日）*

争　　点

仲裁法が仲裁判断における理由の齟齬を取消訴訟の提訴事由としないのは違憲か。

（仲裁法未將仲裁判斷理由矛盾明定為得提撤銷訴訟之事由，是否違憲？）

キーワード

裁判を受ける権利（訴訟權）、仲裁、紛争処理（處理爭議）

解釈文：憲法第一六条の保障する訴訟権の趣旨は、国民が権利の侵害を受けたときに法定手続により訴訟を提起し、裁判所において公平な裁判を受ける権利を確保することにある。もっとも、訴訟においてよるべき手続と関係要件について、立法府は訴訟事件の種類、性質、訴訟制度の機能及び裁判外紛争処理手段等の要素を考慮して、正当かつ合理的な規定を定めることができる。その規範内容が上記趣旨に合致し、かつその必要性が認められるのであれば、憲法が訴訟権を保障する趣旨に反しないと言うべきである。

民事紛争の類型は社会における経済活動の変化に伴って多様化してきており、紛争の解決を図るため、国は訴訟制度のほか、仲裁その他裁判外の制度を設けている。国民主権の原理と憲法における国民の基本的権利の保障により、国民は私法上の権利主体であると同時に、手続上も主体の地位にあるべきであって、これにより手続処分権と手続選択権を享有し

*翻訳者：陳　一

、公益を妨げない範囲において、合意により訴訟または法定の裁判外手続を選択して紛争を処理することができる。仲裁は国民が法律の定めに基づき、契約自由の原則により、当事者間の合意で裁判外の方法による紛争処理を選択する制度であり、手続法と実体法における二重の効力を兼ね備え、私法紛争の自主的解決という特徴を有するものとして、憲法の許容するところである。

中華民国八七（1998）年六月二四日改正仲裁法は、「理由を付すべき仲裁判断において理由を付しないとき」は、当事者は他方当事者に対し仲裁判断取消しの訴えを提起できると定める(第四〇条一項一号、三八条二号前段)。同規定は仲裁判断における理由の齟齬を提訴事由としていないが、これは立法府が仲裁の特性を考慮し、国際商事仲裁の慣例を参照し、かつ仲裁制度の健全な発展を図るために行った制度設定であって、立法府による自由な形成の範囲を踰越してはおらず、憲法第一六条が国民の訴訟権を保障する趣旨と抵触しないと言うべきである。

解釈理由書：憲法第一六条は、国民は訴訟権を有すると明文をもって定めており、国民は権利の侵害を受けたときに法定手続により訴訟を提起する権利を有し、裁判所も公平な裁判をなす義務を負うことを固より保証しているのであるが、訴訟においてよるべき手続と関係要件について、立法府は訴訟事件の種類、性質、訴訟制度の機能及び裁判外紛争処理手段等の要素を考慮して、正当かつ合理的な規定を定めることができる。その規範内容が上記趣旨に合致し、かつその必要性が認められるのであれば、憲法の保障する訴訟権と抵触しないと言うべきである。

民事紛争の類型は、社会における経済活動の変化に伴って多元・多様化してきている。紛争の解決を図るために国の設けた法制度としては、訴訟制度のほか、仲裁、調停、和解及び斡旋等といった裁判外の制度がある。現代の法

治国家において、国民は国民主権の原理と憲法における国民の基本的権利の保障により、私法上の権利主体であると同時に、訴訟その他手続上も主体の地位にあるのであって、公益を妨げない範囲において手続処分権と手続選択権を享有すると言うべきである。これにより諸種紛争において、関係する実体的利益と手続的利益とを考量しつつ、合意により訴訟または法定の裁判外手続を選択して紛争を処理することができるのである。仲裁は、国民が一定の法律関係と当該法律関係から生じた紛争を、当事者間の合意により、仲裁廷が所定の手続に基づいて行う判断に付託して私法紛争を処理する制度である（仲裁法第一条、二条及び三七条参照）。かかる紛争処理制度は、契約自由の原則により、当事者間の合意を基礎として裁判外の手続による紛争処理を選択する制度であり、手続法と実体法における二重の効力を兼ね備え、私法紛争の自主的解決という特徴を有するものとして、憲法の許容するところである。

仲裁制度の健全な発展を促進するため、固より国は仲裁について必要な協力と監督を行うべきであるが、立法府が仲裁制度の性質に鑑み、裁判外手続により紛争を処理しようとする当事者間の合意を尊重し、法律を以って仲裁当事者による仲裁判断取消申立の事由につき合理的かつ適切な規律を行うことは、国際上遍く採用されている制度である。国際連合の総会決議により採択され、各国にその採用が推奨された一九八五年国連国際商事仲裁模範法（UNCITRAL Model Law on International Commerial Arbitration）における裁判所への仲裁判断取消申立の事由は、「仲裁判断が当該国の公の秩序に反するとき」との条項が実体事項にかかわるのを除き、他の条項は、仲裁合意における当事者不適格、仲裁合意の無効、仲裁人の選任または仲裁手続の進行につき合法的な通知を欠くときまたはその他の原因により当事者が陳述の機会を得られなかったとき、仲裁判断が仲裁合意の範囲を超えるとき、仲裁廷の構成または仲裁手続が仲裁合意または仲裁法に違反す

るとき、及び紛争が仲裁適格性を欠くときなどといった、いずれも手続に関する重大な瑕疵にかかわるものである（第三四条。なお、第五条参照）。上記規定の目的は、司法機関が往々にして仲裁判断の実質問題につき全面的な審査を行うのを防ぎ、仲裁制度における自治の原則を維持し、かつ迅速な紛争処理の機能を発揮させるためにある。

仲裁法（八七（1998）年六月二四日改正前は商務仲裁条例）第四〇条一項は、当事者が他方当事者に対し仲裁判断取消しの訴えを提起できる各事由を定めており、その第一号の規定する事由として、「仲裁判断が仲裁合意の対象である紛争と関係のないとき、または仲裁合意の範囲を超えるとき」、「理由を付すべき仲裁判断において理由を付しないとき」、「仲裁判断が法律上許容されない行為を当事者に命じるものであるとき」などが含まれている。かように、仲裁判断の実質内容が法律の強行または禁止規定等に違反して法律上認められないものとなる場合のほか、理由を付すべき仲裁判断において理由を付しないときは固より仲裁判断取消しの訴えを提起できるのであるが、仲裁判断における理由の齟齬については提訴できる範囲に含まれていない。そこで、その趣旨を考察するに、仲裁法第三三条二項五号によると、仲裁判断は原則として事実及び理由を記載しなければならないが、当事者がその記載を要しないと合意した場合は省略できることになっている。このため、理由を付すべき仲裁判断において理由を付しないという場合に該当するか否かにつき、裁判所は仲裁判断及び仲裁合意等関係書類の記載により認定することができるが、理由の齟齬があるか否かに関しては、仲裁事件における関係事実及び仲裁判断の理由が妥当かどうかにつき、改めて実体内容の審査をしなければ認定できないものであって、「理由を付すべき仲裁判断において理由を付しない」という場合とは明らかに異なるのである。立法府は仲裁の特性を考慮し、当事者の手続自治による紛争解決の原則を実現するため、国際商事仲裁の

慣例を参照して合理的な規定を置いたのである。そしてこれは、仲裁制度の健全な発展を促進するのに必要であって、立法府による自由な形成の範囲を踰越してはおらず、憲法第一六条が国民の訴訟権を保障する趣旨と抵触しないと言うべきである。

司法院釈字第 594 号（2005 年 4 月 15 日）*

争　　点

商標法における商標や標章権を侵害する者に対して刑罰制裁を処するのは違憲か。
（商標法中對於侵害商標或標章權者處以刑罰制裁，是否違憲？）

キーワード

商標法、商標権（商標權）、標章権（標章權）、人身自由、財産権（財產權）、刑罰制裁

解釈文：人民の人身自由と財産権を保障されるべきのは、憲法第八条、第十五条に明定されている。惟、国は法律により明確に犯罪の構成要件と法律効果を規定し、特定の社会侵害性を持つ行為に刑罰の制裁を科して人民の人身自由もしくは財産権を制限することは、もし憲法第二十三条の規定の趣旨に違反しない場合、憲法第八条と第十五条の規定に抵触すると言い難い、本院釈字第四七六号、第五五一号を参照することができる。

商標権は財産権の一つであり、憲法第十五条の規定にと本院釈字第四七六号、第五五一号を参照することができる。また、商標や標章権の登録取得と保護は、商標と標章が表彰する商品や役務の源を掲示して、同時に消費者利益を保障し、公正競争の市場の正常な働きを維持する功能がある。中華民国八十二年（一九九三年）十二月二十二日に改正した商標法第七十七条は、第六十二条第二号を準用し、この旨が商標権者の権利を保障し、並びに行為者が欺瞞を

*翻訳者：劉姿汝

謀り、かかる同一や類似の商品の広告、標帖、説明書、価格表、あるいは他の文書に、他人の登録した商標に相同や近似した図形を付加して陳列あるいは散布、消費者に商品や役務の源、品質に混乱、誤認を招き、権益に侵害することになるので、法律で犯罪の構成要件を明定し、行為者に三年以下の懲役、拘留、二十万元の罰金科し、若しくは併科することが法律の明確性に当たり、又商標権者の権利、消費者利益、及び市場秩序に必要があり、憲法第二十三条に抵触しないので、憲法第八条、第十五条に保障する人民の人身自由と財産権の主旨にも違反しない。

解釈理由書：人民の人身自由と財産権を保障されるべきのは、憲法第八条、第十五条に明定されているが、惟、国は法律により明確に犯罪の構成要件と法律効果を規定して、特定の社会侵害性を持つ行為に刑罰の制裁を処して人民の人身自由もしくは財産権を制限することが、もし憲法第二十三条の規定の趣旨に違反しない場合、憲法第八条と第十五条の規定に抵触すると言い難い、本院釈字第四七六号、第五五一号を参照することができる。

また、立法者が立法する際に、法律が規範する生活事実の複雑さと個案に適用する妥当性に関して衡量して、立法を通じて妥当に不確定の法律概念を運用して相応した規定をすることができる。もし法律規定の意義は、立法の目的及び法体系の全体関連性の観点から理解しかねないと言え、かつ、個案の事実が法律の規範対象であるか、と被規範者が予見でき、しかも司法審査を経て認定と判断できれば、法律の明確性原則に反しないこと、本院釈字第四三二号、第五二一号の解釈にある。

商標権は財産権の一つであり、憲法第十五条の規定にと本院釈字第四七六号、第五五一号に参照することができる。よって保障されるべき。また商標や標章権の登録取得と保護は、商標と標章が表彰する商品や役務の源を掲示して、同時に消費者利益を保障し、公正競争の市場の正常な働きを維

持し、及びに公共利益を増進する功能があることは、民国八十二年十二月二十二日改正公告した商標法第一条に「商標専用権及び消費者利益を保障することにより工商企業の正常発展を促進するために、本法を制定する。」という規定により明らかである。

商標法は憲法に保障される財産権と公共利益を実現するという目的のために、第七十七条の役務標章の保護に関して、第六十二条第二号を準用し、商標権者の権利を保障し、並びに行為者が欺瞞を謀り、かかる同一や類似の商品の広告、標帖、説明書、価格表、あるいは他の文書に、他人の登録した商標に相同や近似した図形を付加して陳列または散布した者、、三年以下の懲役、拘留、二十万元を科しもしくは併科する。この旨は、他人の登録した商標や標章権を保護する同時に、消費者が商品や役務の源、品質に混乱や誤認を招くこと、権益を侵害することを避けるためのであり、その目的が正当と言えよう。且つ、本件に対して、立法機関は商標や標章権を侵害することが人民の財産権、消費者利益、公正競争的な経済秩序及び工商企業の発展に深刻な危害があることを衡量して、そして他人を欺瞞することを図る行為に刑罰の制裁を加え、又、法益の侵害の程度と態様も考量して、財産や人身自由を制限する刑罰手段を選び、刑法第二百五十三条の商標商号偽造罪の不足を補充することは、未だ必要な範囲を超えていない、憲法第二十三条の規定の趣旨に抵触していない、憲法第八条と第十五条に保障される人民の人身自由と財産権という規定の主旨に反しない。

上列の法律の規定に禁止される行為は、行為者が付加した商標や標章が他人の登録した商標や標章と相同や近似であるか否かに関して、かかる消費者が通常の注意力を施しても、混乱や誤認を招くことになるどうかによって決めるのであり、この規範の範囲が確定でき、したがって、規範される行為者が合理と謹慎な立場から、通常の注意力を払えば、この規範範囲を予見できるはず、罪刑法定主

義の中の構成要件明確性原則に背理しない、法治国家の法律明確性の請求に当たる。したがって、立法機関が行政手続を適用して具体的な個案に対して第一回の判断を行うか、もしくは行政管制を実施した後に被規範者がまたその違反行為を続行し、或いは繰り返す場合に、刑罰制裁を科し始めることが、立法者の自由に形成できる範囲に属し、合わせて説明する。

本解釈は、許玉秀大法官による部分補充意見書、徐璧湖大法官による補充意見書がある。

司法院釈字第 597 号（2005 年 5 月 20 日）*

争　　点

被相続人の死亡日後に生じた利息についてこれが相続人の所得に属し課税されるべきであるという財政部（日本の財務省に相当する）による解釈は違憲か。
（財政部就被繼承人死亡日後之利息歸繼承人所得課稅之函釋違憲？）

キーワード

相続及び贈与税法（遺產及贈與稅法）、相続税（遺產稅）、所得税、定期預金の利息（定期存款利息）

解釈文：憲法第一九条は国民が法律の定めるところにより納税の義務を負うと定めている。法律の定めるところにより納税することとは、租税の主体及び租税の客体、租税の基礎、税率といった租税の構成要件はいずれも法律により明文をもって定められるべきであることである。また、当該法律の内容は応能原則及び公平原則に合致しなければならない。相続及び贈与税法第一条第一項は、中華民国の国内に住所を有する中華民国の国民が死亡時に相続財産を有する場合に相続財産の全部に対し法律により相続税を課すと定めている。また、所得税法第一三条及び中華民国八六年（西暦一九九七年）一二月三〇日改正前同法第一四条第一項第四類は、利息は個人所得の総額に含まれ個人の所得税を課されなければならないと定めている。財政部八六年（西暦一九九七年）四月二三日台財税第八六

*翻訳者：蔡英欣

一八九三五八八号解釈において、被相続人の死亡日後に生じた利息についてこれは相続人の所得に属するものであり個人の所得税を課されるべきであるとされている。これは前述した相続及び贈与税法及び所得税法の立法趣旨に沿い、憲法が定めている租税法律主義には抵触せず、国民に対して正当かつ合理的な課税範囲を超えるものではないから、憲法第一五条が保障している国民の財産権を侵害する問題が生じない。

解釈理由書：憲法第一九条は国民が法律の定めるところにより納税の義務を負うと定めている。法律の定めるところにより納税することとは、租税の主体及び租税の客体、租税基礎、税率といった租税の構成要件はいずれも法律により明文をもって定められるべきであることである。また、当該法律の内容は応能原則及び公平原則に合致しなければならない。しかし、法律の規定は詳細までに定められることが不可能であり、課税に関する技術的事項及び詳細な事項について、その必要な解釈は行政命令により行われることができないわけではない。したがって、所管機関が職務権限の範囲内に法律の条文を適用してその適用の疑義を有するときに法定の職務権限に基づいてその関連規定を解釈する場合に、かかる解釈が当該法律の立法目的及び租税の経済意義、実質課税の公平原則に合致すれば、これは租税法律主義に反するものではない（当院釈字第４２０号、４６０号、５９１号を参照）。

相続及び贈与税法第一条第一項は、中華民国の国内に住所を有する中華民国の国民が死亡時に相続財産を有する場合に相続財産の全部に対し法律により相続税を課すと定めている。また、同法第一四条は相続財産の総額は被相続人の死亡時の同法第一条が定めている財産の全部を含むと定めている。そして、所得税法第一三条及び中華民国八六年（西暦一九九七年）一二月三〇日改正前同法第一四条第一項第四類は、利息は個人所得の総額に含まれ個人の所得税を課されなければならないと定め

ている。中華民国八七年（西暦一九九八年）六月二〇日改正前所得税法第四条第一七款前段は相続、遺贈あるいは贈与により取得した財産についてこれは所得税の納付を免れられると定めていた。

相続人は利息付の定期預金を相続する場合に元本債権を相続することに加えて、元本債権に付いた利息の部分について約定された利息の基本権利及び相続時にすでに発生かつ実現した利息のみを相続する。相続及び贈与税法施行規則第二七条は、相続人が相続発生時に相続する定期預金についてその債権額の計算の方法はその債権額を基礎とし、利息が約定された場合には被相続人の死亡日までの経過していた期間の利息額を加算しなければならないのであると定めており、当該規定はまさに上記の趣旨に沿うものである。相続人が相続開始後、定期預金の預金者の死亡日の翌日から定期預金の満期日までは被相続人が本来締結していた定期預金契約により取得する利息について、これは被相続人の財産であり相続財産に含まれ相続税を課されるべきであるか、それとも相続人本人の利息所得とし相続人個人としての所得税を課されるべきであるかということは、法律により特別な規定を設けられていない。前述したように相続人が利息付の定期預金を相続する場合に、相続人が相続する利息は約定された利息の基本権利及び相続時にすでに発生かつ実現した利息にとどまり、相続開始後、経過していた期間に具体的に発生した利息の部分には及ばない。利息の基本権利について、財産価値があるにもかかわらずその性質は利息の基本権利により生ずる利息の性質と明らかに異なる。したがって、預金者の死亡日の翌日から預金の満期日までは生ずる定期預金の利息について、これは相続開始後、相続人が相続した定期預金の元本及びそれに従属する抽象的な利息の基本権利から、時間の経過に伴い具体的に発生したものであるから、かかる利息が被相続人が死亡時に遺留した財産ではないがゆえに、これは相続及び贈与税法第一条第一項により相続税を課されるものでもなく八七年（西暦一九九

八年）六月二〇日改正前所得税法第四条第一七款前段により相続人が相続、遺贈あるいは贈与により取得した財産は所得税の納付を免れられるものでもない。その代わりに、かかる利息は相続人本人の利息所得であり、所得税法第一三条及び八六年（一九九七年）一二月三〇日改正前同法第一四条第一項第四類により相続人個人の所得税を課されなければならなく、これにより税金納付及び租税客体との実質帰属関係を満たすことができる。財政部八六年（一九九七年）四月二三日台財税第八六一八九三五八八号解釈において被相続人の死亡日の後に生じた利息が相続人本人の所得に属するものであるとされていることは、所管機関がその法定の職務権限に基づいて釈明を必要とする行政規則を行うものであり、相続及び贈与税法、所得税法の立法目的及び租税の経済意義に合致し憲法第一九条における租税法律主義及び上記の法律規定には抵触せず、人民に対して課される正当かつ合理的な課税範囲を超えるものではないから、国民の憲法第一五条が保障する財産権を侵害する問題が生じない。なお、本件は同一の租税客体に対して二重課税を行っていないから、重複課税とはいえない。

司法院釈字第 599 号（2005 年 6 月 10 日）*

争　　点

戸籍法八条二項・三項、及び指紋押捺してから始めて新しいバージョンの国民身分証を申請しまたは更新するとの規定を、本件解釈が示される前に司法院大法官会議は、暫時的にその適用を停止させる仮の状態を定める仮処分・仮命令を発布することが、憲法が保障する裁判を受ける権利の射程範囲内にあるか。

（戶籍法第八條第二項、第三項及以按捺指紋始得請領或換發新版國民身分證之相關規定，於本案解釋公布之前，司法院大法官會議發布使其暫停適用，以定暫時狀態之暫時處分一事，是否屬於憲法所保障接受裁判之權利的範圍？）

キーワード

裁判を受ける権利（接受裁判的權利）、仮の救済（暫時救濟）、指紋押捺（按捺指紋）、仮命令・仮処分（暫時處分）

解釈文：司法院大法官は、憲法により独立にして憲法解釈と憲法裁判の権限を行使する。その解釈または裁判の結果の実効性を保全する制度は、司法権の中核的な機能の一つであり、憲法解釈・裁判や民事、刑事、及び行政訴訟の裁判により相違を有するものではない。係争の憲法疑義または争議が持続的な状態にあり、係争の法令の適用または事件に係属した結果として執行されると、国民の基本的人権、憲法の基本的原理、またはその他の重大な公共利益に、回復しえない、または回復しがたい重大な損害を与え、当該損害を

*翻訳者：李仁淼

予防するための、事実上の急迫性を有し、且つまたその他の回避に資する手段が欠如した場合、仮処分・仮命令を発布する利益とその不利益を比較衡量した上で、そのもたらした利益が明らかに不利益を上回った場合、憲法解釈申請者の請求により、本件解釈が示される前に仮処分・仮命令を発布することによって、仮の状態を定めることができる。これにより、憲法解釈申請者が戸籍法八条二項・三項の規定により行われた仮処分・仮命令の請求は、許容すべきである。戸籍法八条二項・三項、及び指紋押捺してから始めて新しいバージョンの国民身分証を申請しまたは更新するとの規定は、本件解釈が言い渡される前に、その適用が暫時的に停止することになる。また、本件仮処分・仮命令は、本件解釈が言い渡された時点、または遅くとも、本件仮処分・仮命令が言い渡された日より 6 か月以内、その効力を失することとなる。

一方、中華民国九四(1995)年七月一日より、国民身分証を申請すべき、または申請することができる、並びに正当の理由により国民身分証の再交付または更新を申請する国民に対し、関連する機関は、なお改版されていない国民身分証を作って交付し、または速やかにその他の便宜措置をとるべきであり、よって上記の国民に戸籍法八条二項・三項が効力の停止する期間中、なお国民の身分を証明する書類を取得させることができることになる。併せてここで言明する。

憲法解釈申請者の、戸籍法八条について仮処分・仮命令を命じるよう請求したことのうち、同条一項に関する部分は棄却されるべきである。

解釈理由書：司法院大法官は、憲法により独立にして憲法解釈と憲法裁判の権限を行使する。その解釈または裁判の結果の実効性を保全する制度は、司法権の中核的な機能の一つであり、憲法解釈・裁判や民事、刑事、及び行政訴訟の裁判により相違を有するものではない。係争の憲法疑義また

は争議が持続的な状態にあり、係争の法令の適用または事件に係属した結果として執行されると、国民の基本的人権、憲法の基本的原理、またはその他の重大な公共利益に、回復しえない、または回復しがたい重大な損害を与え、当該損害を予防するための、事実上の急迫性を有し、且つまたその他の回避に資する手段が欠如した場合、仮処分・仮命令を発布する利益とその不利益を比較衡量した上で、そのもたらした利益が明らかに不利益を上回った場合、憲法解釈申請者の請求により、本案解釈が示される前に、仮処分・仮命令を発布することによって、仮の状態を定めることができる。本院解釈 585 号の解釈は、参考に資する。本件は、三分の一以上の立法委員は、戸籍法八条が憲法に抵触する疑義があり、司法院大法官審理案件法五条一項三号の規定により、本院に憲法解釈を申請したものである。申請者はさらに予め係争の戸籍法八条を暫時的に適用の停止をするよう、言い渡すことを本院に請求した。

指紋は個人の身体上の重要なアイデンティティであり、指紋の照合もまた人間の相違を認識する方法である。八六(1997)年五月二一日に改正、公布された戸籍法八条は、「国民が満 14 歳の者は、国民身分証を申請すべきであり、14 歳未満の者は、これを交付すること申請することができる。（第一項）。前項により国民身分証を申請する際に、指紋の押捺を必要とし、さらにそれを記録し保存されるものとする（第二項）。国民身分証を申請する際に、前項の規定により指紋の押捺をしない者には、交付はしないものとする（第三項）。前記の規定は、国家が期間ごとに国民身分証を全面的に取り替える依拠になるか、国民身分証明が全面的に取り替えられる際に、二項・三項の適用に当るか、国民身分証の交付は、指紋の押捺を条件とすることができるか、さらに指紋を強制的に保存することは、憲法が保障する国民の基本的人権を侵害するかの問題は、ともに憲法解釈上の重大な争議になるものである。

現在内政部（内務省）は、九四(2005)年三月四日に発布した台内戶字第 940072472 号解釈により、九四(2005)年国民身分証の全面的取替える作業手続の執行計画を立てた上で、九四(2005)年七月一日から国民身分証を取り替えようと作業するので、九四(2005)年七月一日から一般の国民が指紋を押捺させられた後、初めて新しいバージョンの国民身分証が交付されることとなったため、これによって可能的に発生する損害が全面的であって急迫であるとともに、その他の回避に資する手段にも欠けている。新しいバージョンの国民身分所の取替えを必要とする期間が長いからと言って、指紋を押捺しようとしない者が、憲法解釈の結果が出た後、始めて[国民身分証を]申請しうることを理由として、九四(2005)年七月一日以降、全国国民は、随時に法により新しいバージョンを申請し、または取り替える権利と実際の必要を有することは否定することができない。従って、直ちに指紋の押捺がもたらす損害は、急迫性がないとは断じることができない。

現在、立法機関は未だ、憲法解釈の手続に保全制度を明文に規定していないが、本院の大法官は、憲法解釈権を行使する際に、大法官会議解釈 585 号の本旨に基づき、仮処分・仮処分を命じることができるかについて、斟酌すべきである。本件では仮に戸籍法八条二項・三項が、仮にその後本院から違憲と解釈されるとすると、前記の主務機関が国民の指紋を記録し保存する既成の事実は、もし国民の基本的人権に重大な損害をもたらすことになれば、その損害は、回復しえないまたは回復し難いものであると言わざるをえないことになる。況してや国家により指紋のファイルを保存されることは、本は一定の人的、物的な行政のコストにかかるものである。仮に保存された指紋のファイルが依拠した法律の違憲を理由に、事後にこれ（指紋のファイル）を処分しようとすると、そのような行政的資源の消耗も、公益に重大な影響をもたらすと言える。

これに対して、本件解釈が出る前に戸籍法八条二項・三項を暫

時的に適用の停止をすることは、まさに戸籍行政の延伸であり、たとい本院は、本案の実体に関する争議について、その後係争の条文に合憲の解釈を下しても、戸籍の管理に重大な妨害または支障をもたらすものではなく、現にすでに国民身分証を所持している国民にとっても、その日常の生活に支障をもたらすものではない。且つまた、関係する行政機関はたとい若干の便宜措置を取る必要を有し、以て行政のコストが増えるとしても、ただ国民の侵害される基本的人権と比すると、なお比較的に小さい損害である。また、仮処分・仮命令の（有効）期間中、本解釈の趣旨により、国民がただ改版されていない身分証明書を申請しまたは取り替えることがきでるにすぎないので、そのため、係争の法令が仮に本院大法官より合憲と解釈された時、主務機関は法により新しいバージョンの国民身分証の申請と取替えの作業を取り扱うべきであり、改版されていない国民身分証がすでに交付された者の指紋を取得しえない問題が生じないものである。そこで、憲法解釈申請者が、戸籍法八条二項・三項の規定に対し、仮処分・仮命令を発布するよう、行った請求は、許容されるべきである。戸籍法八条二項・三項、及び指紋の押捺後、始めて新しいバージョンの国民身分証を申請し、または取り替えるなどの規定は、本件解釈が言い渡される前に、暫時的にその適用を停止すべきである。本件仮処分・仮命令は、本件解釈が言い渡された時点、または遅くとも、本件仮処分・仮命令が言い渡された日より 6 か月以内、その効力を失するとなる。

一方、中華民国九四(2005)年七月一日より、国民身分証を申請すべきであり、または申請することができる、並びに正当の理由により国民身分証の再交付または更新を申請する国民に対し、関連する機関は、なお改版されていない国民身分証を作って交付し、または速やかにその他の便宜措置をとるべきであり、よって上記の国民に戸籍法八条二項・三項が効力の停止する期間中、なお国民の身分を証明する書類を取得させること

ができることになる。併せてここで言明する。

国民身分証は、国民の身分を認識するための重要なものである。所持しておらず、または何らかの事由で国民身分証が紛失した国民は、法によってこれを取得することができないとすれば、その社会的生活に即時にして重大な不便をもたらすことになる。且つまた、戸籍法八条一項は、国民身分証を取得する国民の義務と権利に年齢上の一般的規定を為すことにすぎないので、そのため、憲法解釈申請者の、戸籍法八条について仮処分・仮命令を命じるよう請求したことのうち、同条一項に関する部分は棄却されるべきである。

司法院釈字第 600 号（2005 年 7 月 22 日）*

争　　点

区分所有建築物の最初の測量・登記を定める「土地登記規則」等の規定は違憲か。

（土地登記規則等就區分所有建物首次測量、登記之規定違憲？）

キーワード

区分所有（區分所有）、土地登記規則、土地法、登記、不動産

解釈文：国民の財産権を保障し、取引の安全を保護するために、「土地法」に基づいて行われる不動産物権の登記は公示力と公信力を有し、登記内容も正確で真実でなければならない。同法の不動産とは土地及び建築物を指すというから、不動産の定義に当てはまる区分所有建築物は、複数の者が一建築物を区分し、各自がその一部を所有するところ、各所有者の有する所有権の相互関係が密接で複雑である。そこで、上記登記制度の趣旨を貫くため、初めてかような建築物の所有権登記を行う際には、各所有権の客体の範囲を客観的で明確にしてはじめて登記が可能としたのである。「内政部」が中華民国八四（1995年）年七月一二日に改正・公布した「土地登記規則」および同八七年（1998年）二月一一日に改正・公布した「地籍測量実施規則」は、それぞれ「土地法」第三七条第二項、第四七条の授権に基づいて制定されたものである。そして、「土地登記規則」第七五条第一号は、区分所有建築物の共用部分に関する登記方法の規定である。また、登記機関が区分所有建築物に

*翻訳者：陳洸岳

関する最初の測量と登記を行う際の根拠を提供するために、「地籍測量実施規則」第二七九条第一項には、区分所有建築物の各区分所有権の客体・共用部分の権利範囲と位置および移転後の建築物区分所有権の帰属を確定する基準が定められている。これらの規定は、「土地法」の授権範囲を逸脱しておらず、上記登記制度の趣旨にも符合しており、区分所有建築物の最初の測量・所有権登記手続を行うためにも必要である。また、共用部分と持分の割合を推定する民法第七九九条、第八一七条第二項との関係で言えば、上記規則はそれと異なる規範機能と趣旨を有するから、法律にない制限を課しているとはいえないのである。よって、係争の上記二規則の規定は、財産権を保障する憲法第一五条および法律保留原則・比例原則を定める憲法第二三条に反していないというべきである。

ただし、区分所有建築物を含める建築物は、法的には土地と同じく重要な不動産であるため、その共用部分に対する建築物区分所有者の認定、権利帰属の分配と持分の割合、権利の登記に関して当事者が協議できない、或いは紛争が生じる場合の解決メカニズムなどは、国民の権利義務に関する重要な事項である。土地法又はその他の法律に、かような重要な事項に関する所有権の登記手続およびそれと関係する測量手続の明確な規定が欠如しているのは、なお改善すべき余地があるといわざるを得ない。国民の財産権を保障する憲法の趣旨に鑑みて、法律でそれを明確に定めるのが望ましい。

解釈理由書：国民の財産権を保障しなければならないという憲法第一五条の趣旨は、国民が財産の保有形態に基づき財産を自由に使用・収益・処分する権能を確保することにある（本院釈字第四〇〇号解釈を参照）。この国民の財産権を守りながら、他人の自由や公の利益を配慮するために、立法府は憲法第二三条の比例原則の範囲内で、法律を制定し、または明確な授権により行政機関に法規命令を制定する権限を与えることによって、財産権を規制する各種の

財産制度を形成させることができる。不動産に関する物権は憲法に保障されている財産権である。そして、民法第七五八条によれば、「不動産物権は、法律行為によりそれを取得・設定・喪失・変更する場合、登記を行う限り、その効力が生じる」、また同法第七五九条によれば、「相続・強制執行・収用または裁判所の判決に基づき移転登記前に不動産物権を取得している場合、登記を行わない限り、その物権を処分することができない」。これらの規定によれば、不動産物権の登記は不動産物権の変動または処分の要件となっている。この不動産物権の登記を行うための根拠として、「土地法」およびそれに授権されて制定された法令に登記制度が設けられたのである。そこで、土地に関する法令に定められている手続に従って行われた不動産物権の登記は、不動産物権登記の公示力と公信力を有し（「土地法」第四三条、本院院字第一九五六号解釈を参照）、不動産物権を自由に使用・収益・処分できるという国民の権利を守るための重要な制度である。従って、国民の財産権および取引の安全を保障するために、不動産に関する実際の権利関係の一致性を反映するものとして、登記は厳正な手続を遵守しなければならないし、登記が行われたら、その登記内容は正確で真実でなければならない。

不動産とは土地及び建物を指す。性質的には不動産に属する区分所有建築物は、複数者が当該建築物を区分し、その一部を各自に所有するものである。かような区分所有者は、自らの専有部分につき所有権を有し、当該建築物の専有部分以外のその他の部分と付属物（共用部分という）に対しても、決まった持分に応じてそれを共有する（民法第七九九条、「公寓大厦管理条例」（マンション管理条例）第三条第二、三、四号を参照）。この共用部分に関しては、建築物の構造・形体・機能の違いによってその場所や範囲が異なるのみでなく、それがすべての区分所有者の共有であるかどうかによって、全区分所有者に属する共用部分と一部の区分所有者だけ

に属する共用部分とに分かれている。また建築物の各区分所有者の所有権の客体は、物理的につながっており、使用上、相互に密接している。そのため、各所有者の有する専有部分と共用部分は彼我の権利関係が絡み合って複雑である。かような状況の下で、前述した登記制度の趣旨を貫くには、登記機関が区分所有建築物の最初の所有権の登記を行う際に、専有部分と共用部分の範囲と位置といった所有権の客体を客観的で明確にしなければならない。

確かに、民法第七九九、八一七条第二項には、共用部分と持分を推定する実体法上の規定が定められているが、登記内容の正確性と真実性を保つためには、不動産物権の登記と測量手続を定める不動産物権の登記に関する手続法規で、登記手続をさらに具体的にする技術的規範が必要である。換言すれば、区分所有建築物の共用部分に関しては、未だ登記されていない、或いは紛糾している場合、区分所有者の権利は前記民法の規定によって保障されているにしても、いざ登記をしようとすれば、登記される権利内容の真実性を保つために、不動産物権の登記を定める手続法規に従ってそれを行わなければならないのである。「内政部」が民国八四年（1995年）七月一二日に改正・公布した「土地登記規則」および同八七年（1998 年）二月一一日に改正・公布した「地籍測量実施規則」は、それぞれ当時の「土地法」第三七条第二項および第四七条の授権に基づき制定されたものである。「実施規則」第二七九条第一項によれば、「建物の最初の測量を申し出るとき、建物使用許可・竣工平面図とその写しを添付して申出書を提出しなければならない。次のいずれかの場合は、さらに各号の規定した書類の正本とその写しを添付しなければならない：一、区分所有建築物につき、その使用許可から申出人の権利の範囲と位置を確認できない場合、初所有者全員による配分協議書を添付すること（第一）。二、申出人が初所有者でない場合、移転契約書またはその他の証明書類（第二号）。」この第一号は、建物使

用許可から申出人の建築物区分所有権・共用部分の客体の範囲と位置を確定できない場合、建築物の区分所有者全員の協議により各当該客体の権利範囲と位置を確認してもらい、各建築物の所有権および共用部分の分別共有の内容を確定するための規定である。そして、第二号は、建築物に関する区分所有権が移転された場合、その所有権の帰属状態を確定するためのものである。いずれも測量と登記を行う際に登記機関に客観的で明確な手続基準と根拠を提供するためのものである。また、「登記規則」第七五条第一号（2001 年改正後の第八一条第一号）によれば、「区分所有建築物の共同使用部分に関しては、次の規定に基づいて、新たな建築物番号を編成してそれを登記しなければならない：一、その他の法令のある場合を除いて、同一建築物に属する各共同使用部分は、各区分所有者の実際の使用状況に応じてそれぞれ合併させ、新たな建築物番号を編成し、関係のある各区分所有権者の共有に登記しなければならない。但し、当該共同使用部分を使用する必要のない区分所有権者はそれを除外することができる。」この規定は、区分所有建築物の共用部分の登記方法に関するものである。本項における共同使用部分は、各区分所有権者の実際の使用状況に応じて判断しなければならない。それを関係のある各区分所有権者の共有に登記するという本項は、使用されている部分が区分所有建築物の共用部分であるかどうかを認定する根拠を提供する規定である。すなわち、共用部分とは、当該部分の固有使用方法上、それが建築物を利用する区分所有者にとって性質上必要であるものに限る。上記の諸規定は、区分所有建築物における専有部分と共用部分に関する複雑な所有関係に応じて定められたものであり、登記された権利の有無を実質的に判断する権限を登記機関に与えるものではない（「土地法」第三四条の一第六項、第四六条の二第二項、第五六条、第五九条を参照）。これらの規定は、土地法の授権範囲を超えていないばかりでなく、前記登記制度の趣旨に符合し、区分所有建築物の最初の測量・所有権

登記の手続を行うためにも必要である。また共用部分と持分を推定する民法第七九九条、第八一七条二項との関係で言えば、両者は異なる規範機能および趣旨を有するため、前記両規則の規定は、法律にない制限を課しているとはいえない。よって、係争の規定は、財産権を保障する憲法第一五条、法律保留原則と比例原則を定める憲法第二三条に抵触していない。

ただし、区分所有建築物を含める建築物は法的には土地と同じく重要な不動産である。「土地法」第五条には建築改良物についての定義が定められており、さらに第三七条第一項には、同法における土地の登記とは土地および建築改良物の所有権と所有権以外の権利に関する登記を指すと定められているが、建築物所有権の登記手続及びそれに関する測量手続については、土地法に基本原則に関する明文の規定が欠如しているのみでなく、共用部分に対する区分所有建築物の区分所有者の認定・権利帰属の配分・持分の割合、当事者間において登記の権利に関する協議が得られず、または紛争が起きた場合の解決方法などのような、国民の権利義務に係わる重要事項についても、土地総登記に対する土地法やその他の法律による規範（土地法第三八条第二項、第四八条ないし第七一条を参照。建築物はこれらの規定の対象に含まれていない）と同様な規定が設けられておらず、またはそれをすべて法規命令に委ねる（「土地登記規則」第七八条ないし第八四条を参照）にとどまっている。国民の財産権を保障すべく憲法の趣旨に照らせば、かような状況は到底万全周到とは言えず、これを改め、法律で明確に規定するのが望ましい。

本解釈は、廖義男大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 603 号（2005 年 9 月 28 日）*

争　　点

指紋押捺を国民身分証明カードの交付要件とする「戸籍法」第八条第二、三項の規定は違憲か。
（戶籍法第八條第二、三項捺指紋始核發身分證規定違憲？）

キーワード

指紋押捺（捺指紋）、ID カード（國民身分證）、戸籍法、プライバシー（隱私權）、自主管理（自我決定）

解釈文：人間の尊厳を守り、自由な人格の発展を尊重することは、自由民主の憲政秩序の核心価値である。プライバシーは、憲法によって明確に規定された権利ではないが、人間の尊厳の尊重・個人の主体性の維持・人格の完全な発展を配慮し、私生活に対する他人の騒擾からの回避および個人的情報の自主管理を保障するためには、不可欠な基本権利であり、憲法第二二条によって保障されている（本院釈字第５８５号解釈参照）。個人的情報の自主管理という情報プライバシーは、個人的情報を明かすか否か、明かすとすれば、いかなる範囲内で、いつ、どのように、誰にそれを明かすのかという決定権、個人的情報の利用に対する国民の知る権利と制御権、および誤った情報の記載に対する訂正権を保障することを意味する。しかしながら、情報プライバシーに対する憲法の保障は、絶対的なものではなく、憲法第二三条の趣旨に即して国が明確な法律の規定でそれを適切に制限することができる。

---

*翻訳者：陳洸岳

指紋は重要な個人的情報であり、個人による指紋情報の自主管理は情報プライバシーによって保障される。また、国民身分証明カードを交付するか否かは、国民の基本権利の行使に直接的に影響を及ぼす。「戸籍法」第八条第二項によれば、「前項の規定に従って国民身分証明カードの交付を申請するときは、申請者が指紋を押捺し、交付機関がそれを記録して保管しなければならない。但し、申請者が十四歳未満である場合、指紋押捺をさせず、申請者が満十四歳になったとき、改めて指紋押捺をさせ、それを記録・保管しなければならない」。同条第三項は「前項の規定に従って指紋押捺をしない申請者には、国民身分証明カードを交付しない」と定めている。前記規定に従って指紋押捺をしない者に国民身分証明カードを交付しないことは、指紋押捺および指紋の記録と保管を強制し、それを国民身分証明カードを交付する要件とするにほかならない。その目的の如何に関して、戸籍法に明文の規定が欠如しているのは、国民の情報プライバシーを保障する憲法の趣旨に反するというべきである。また、身分証明カードの偽造防止、成りすまし受領や盗用の防止、行き倒れ・認知症徘徊者・氏名不明死亡者の身分確認などの目的から考えても、指紋押捺という方法は、損得の均衡性が保たれておらず、行き過ぎであり、比例原則にも反する。よって、指紋押捺の強制および指紋の記録･保存を国民身分証明カードの交付の要件とする戸籍法第八条第二、三項の規定は、憲法第二二、二三条の趣旨に反し、本解釈が公布される日からその効力を失う。また、戸籍法のその他の規定に基づく国民身分証明カードの切り替え作業が、予定通り続けられるのはいうまでもない。

特に重大な公の利益のため、国民の指紋を大規模的に収集・記録し、データーバンクを作ることが必要である場合、国は収集の目的を法律で明確に定めなければならない。しかも指紋の収集自体は、重大な公の利益という目的の達成と密接な必要性・関連性を有し、明確な規定でその目的以外の

使用を禁止しなければならない。そして、国民の情報プライバシーを保障する憲法の趣旨に符合させるために、主務機関は、そのときの科学技術に基づいて、情報の正確さと安全性を確保できる方法を用い、組織的にも方法的にも収集した指紋のファイルを厳正な措置で管理･保護しなければならない。

解釈理由書：本件は、中華民国八六年（1997 年）公布･施行した「戸籍法」第八条が憲法第二二、二三条に違反していることを主張し、「司法院大法官審理案件法」第五条第一項第三号により、違憲審査および本件の解釈が出されるまで戸籍法第八条の一時適用停止の宣告を行うように、という立法委員頼清徳ら八五人の申入れに対する解釈である。申入れ人による仮処分の申入れに対して、本院は、同九四年（2005 年）六月一〇日釈字第 599 号解釈により戸籍法第八条第二、三項の一時適用停止を宣告し、同時に戸籍法第八条第一項の一時適用停止の申入れを棄却した。そして、違憲審査の申入れについては、本院は、司法院大法官審理案件法第一三条第一項に従って、九四年六月三〇日、七月一日に申入れ人の代表者・関係省庁・有識経験者・民間団体などを召集し、本院で説明会を開いた。さらに同年七月二七、二八日憲法法廷における本件の審理をする際に、申入れ人の代表者・「行政院」の代表者とそれぞれの訴訟代理人による口頭弁論および鑑定人による意見陳述が行われた。なお、本件の違憲審査の範囲は、申入れ人の申し出により、戸籍法第八条第二、三項の規定が違憲か、に縮減された。

本件の申入れ人の主張は次の通りである：

一、本件の申入れは、司法院大法官審理案件法第五条第一項第三号に基づくものでり、受理されるべきである。

二、一四歳以上の国民が身分証明カードの交付を受領する際に指紋押捺をしなければならないと定める戸籍法第八条第二項は、人間の尊厳・人身の自由・プライバシー・人格権・

情報自主管理権といった国民の基本権利を侵害し、比例原則・保留原則・法律の明確性とデュープロセス原則に違反するため、違憲である。詳言すれば、(一)指紋に関する情報は、抽象的人格の一部を構成するもので、保障されるべき人格権に属する。また、指紋が個人の身分等を見分ける属性を有するため、それを公開し、または使用に提供したりすることは、個人の自己決定権に委ねられる事項であり、プライバシーと情報自主管理権を保障する憲法に保護されなければならない。

戸籍法第八条第二項に基づき、国民の指紋を強制的に収集し、指紋のデータバンクを作るのは、個人による人格の自主形成という私生活の領域に踏み入れ、国民の人格権を侵害することになるのみではなく、国民による個人的情報の自主管理権・プライバシーを制限することにもなるのである。(二)戸籍法第八条第二項が、一四歳以上の国民に指紋押捺を強要する一方、指紋を収集する目的を明文に定めないのは、基本権を制限する法律が当該法律で明確にその目的を示さなければならない、という原則に反している。いわゆる「戸籍管理・身分確認の増進」という立法目的は、実質上の重要性に欠けているだけでなく、曖昧で抽象的である。また、指紋押捺を強要し、それを記録･保存することによって、果たして「内政部」のいう「身分の見分け」、「身分の盗用防止」という立法目的を達成できるか否かは疑問であり、目的達成のためにも侵害を最小限に抑制していない。指紋押捺により達成される利益とそれによりもたらされる被害とは、均衡性を有せず、比例原則に反する。(三)指紋押捺を国民に強要し、それを記録･保存するのは、国民の権利に影響を及ぼす重大な公権力の行為であり、それを法律で明確に定めなければならない。ところ

が、現行戸籍法第八条第二項は、その立法目的も指紋押捺の強要・指紋の記録と保存の目的も明確性が欠如している。また、戸籍法第八条第二項は、満一四歳で初めて身分証明カードの交付を申請する国民に適用するとのみ定めているのに、身分証明カードを全面的に切り替える際に、満一四歳のすべての国民に同規定を適用するのは、法律保留原則に反するのである。(四)指紋押捺を強要することは、その性質が強制処分の一種であるため、憲法第八条および刑事訴訟に関する法律に基づいて初めてそれを行うことができるのである。これに対して、行政機関が事前に国民の指紋に関する情報を収集･記録しうるとする現行法は、デュープロセス原則に反する。（五）諸国の例をみると、指紋を証明書類に結び付けるのは、多くの場合身分や資格の有無を確認するため、といった特定の用途の証明に限られる。そして、国民の生物的特徴に関する情報を収集･使用する国でも、集中型の生物的特徴データバンクの設置に対しては、否定的態度をとるのが一般的である。現時点での展開状況から言えば、生物的特徴データバンクの使用は、なお発展途上にあり、全面性･普遍性・必然性のある国際的な趨勢までにはなっていないのである。

三、戸籍法第八条第三項は、不当連結禁止原則・比例原則および保護平等原則に反し、違憲である。すなわち、(一)戸籍法第八条第三項は、国民に指紋押捺を強要することを身分証明カードの交付の条件としているのであるが、身分証明カードと指紋の記録・保存とは、実質的な関連性に欠けている。指紋不押捺を身分証明カードの交付を拒否する理由とするのは、不当連結禁止原則に反する。（二）国民に指紋押捺を強制する手段の中には、身分証明カードの交付を拒否するほど侵害程度の大き

くない方法がある。指紋押捺を身分証明カードの交付の条件にすれば、国が求めようとする利益とそれにより国民にもらされた不利益との間に均衡を失する。（三）身分を見分ける識別する証明書類の交付においては、憲法に許されない理由で一部の国民に身分証明カードの交付を拒否するのは、憲法における平等原則に反する。

主務機関の「行政院」（内閣に相当）は次のように主張する。

一、本件の申し入れは、「立法院」（国会に相当）がその職権を行使する際に憲法の適用、または法律の適用に憲法違反に関する疑義のあるものではなく、申し入れ要件を満たしていないため、却下すべきである。戸籍法は民国八六年（1997 年）に施行され、それを執行するのが行政機関の職権であり、「立法委員」（国会議員に相当）の職権と関わりがなく、立法委員の職権行使に適用される法律でもないゆえ、立法委員による本件違憲審査の申し入れは合法性に欠けている。

二、戸籍法第八条第二項は、比例原則・法律保留原則・明確性原則には反していない。すなわち、(一)指紋は、人格権・プライバシー・情報自主決定権により保護される個人情報であり、国がそれを収集･利用するのは、国民の重大な利益にかかわり、しかも比例原則に符合していれば、法律でそれを行うことができる。(二)戸籍法第八条は、全国民の指紋データバンクを建立することにより、「個人の身分の確認」、「徘徊者・行き倒れ･認知症徘徊者・氏名不明死亡者の身分の見分け」、身分証明カードの盗用防止等を立法目的としている。この意味では、同規定は明確で重大な公の利益にかかわる目的を有する。（三）指紋は、人によって異なり、また一生変わらない特徴を有するため、身分を見分ける有効な機能を発揮

できるだけでなく、国民身分証明カードの正確性を保つために適当な手段でもある。他の生物的特徴で見分ける方法に比べて、指紋採集は経済的で信頼性のある安全な方法であり、侵害をより低い程度に止めうる有効な方法でもある。かような立法は弱い立場にある国民に対する保障、社会秩序の維持といった重要な立法利益に繋がり、これにより引き起こされるかもしれない侵害に比較すれば、比例原則に反するとはいえない。（四）指紋押捺を身分証明カードの交付要件とするのは、戸籍法第八条に明文に定められており、法律保留原則の要請に符合している。また同規定の文言は特に難解なものではなく、規制される者もそれを予見することができて、司法による事後的判断でもそれを確認することができる。さらに、指紋に関する情報の利用･管理は、「電脳処理個人資料保護法」（電子計算機による個人情報の取り扱いの保護に関する法律）に規定されている。よって、係争規定は法律明確性原則に符合している。（五）指紋押捺は世論の多数で賛同されている。詳言すれば、「行政院研考会」、TVBS 世論調査センターおよび「内政部」はそれぞれ民国九〇年（2001 年）、同九一年、同九二年に世論調査を行っていた。調査結果によれば、八割の被調査者が身分証明書の交付を受ける際の指紋押捺に賛成している。また各国の状況を見ると、国民全員の指紋押捺を要求する国もあれば、外国人にのみ指紋押捺を要求する国もある。但し、いずれにせよ、個人の身分の真実性を把握し、身分を見分ける正確性を強化するために、個人の生物的特徴を用いてそれを記録･保存するのは、諸国共通の趨勢である。なお、国連の国際民間航空機関（ICAO）の加盟国の中で、四〇余りの国は、2006 年までにその国のパスポートにマイクロチップを付けて、

それに指紋・掌紋・顔面または眼球虹彩膜等といった個人身分を見分ける生物的特徴の情報を入れよとしている。これをみて分かるように、身分を見分けるために個人の生物的特徴に関する情報の記録・保存を受け入れる国や個人は増える一方で、これが国際的な趨勢になっているのは明らかである。

三、以下の理由により、戸籍法第八条第三項は憲法に反していない。（一）指紋押捺が国民の身分を証明する実質的な意義を有し、身分証明カードで身分を証明する基本情報を明かすことは、身分を見分ける基礎である。国は法定要件の下で、法に従って身分証明カードを交付しなければならない一方、身分証明カードによる身分の見分けの基礎が欠如していれば、関係規定の要件に欠けることとなり、身分証明カードの交付はするべきではない。よって、法定要件を具現するために指紋押捺を要求することは、適切な手段であるというべきである。なお、身分証明カードを交付しないことは、手続要件を履行しないための付随的効果であり、処罰ではないのである。交付しないことによりもたらされる生活・権利の行使に不便が生じるにしても、それは国民が法定義務を果たさないことを選択した結果であり、主務機関が国民の権利を侵害したことにはならない。また、指紋は「電脳処理個人資料保護法」に規制されている個人的情報の一つであり、その取り扱いと使用に関しては、各法律に規制されているため、比例原則に反するとはいえない。（二）国民身分証明カードは個人の身分を見分ける重要な証明書類であり、その交付につき、受領者と当該カードで表される者の身分とが一致していることを確認する必要がある。指紋は不可変性を有するため、身分を見分ける機能を果たし、身分の正確性を確保することができ

るから、指紋押捺と身分証明カードの交付とは合理的な関連性を有する。

本院は両方の弁論趣旨を斟酌し、以下の理由に基づき本件解釈を行った。

「司法院大法官審理案件法」第五条第一項第三号によれば、立法委員がその職権を行使して法律を適用する際に、当該法律が憲法に反する疑いがあると認めた場合、三分の一以上の現職立法委員の連名で違憲審査を申し入れることができる。そこで、三分の一以上の立法委員が法律を制定する権限を行使する際に、多数決で審査・採決され、しかも総統によって公布・実施された法律が憲法違反の疑いがあると認めた場合、または三分の一以上の立法委員が法律を改正する権限を行使する際に、当該法律が憲法違反の疑いがあると認めたにもかかわらず、改正を果たせなかった場合、司法院大法官に法律が違憲であるかどうかの解釈を申し入れれば、これは前記「司法院大法官審理案件法」第五条第一項第三号の趣旨に符合するというべきである。

本件係争の戸籍法第八条第二、三項は民国八六年（1997 年）五月二一日に本法律が改正・公布された際に新たに定められた規定である。「行政院」は、当該規定が国民の基本権利を侵害する恐れがあると判断し、九一年（2002 年）と九四年（2005 年）に二回にわたり立法院に対して、戸籍法第八条の修正案を提出し、同条第二、三項の削除を求めた。これに基づいて立法院第六回第一会期の議程委員会が修正案を内政と民族・財政両委員会の審議に付することを大会に提案した。そこで、立法院第六回第一会期第九回会議（二〇〇五年四月二二日）の決議により、議程委員会の提案通りに、内政と民族・財政両委員会の審議に付することが可決された。ところが、第一〇回会議（同年五月三日）で、戸籍法第八条の修正案はすでに立法院第五回会期中の委員会の審議で、与野党の立法委員の一致した見解でそれを修正しないと議決されており、また

与野党協議にもコンセンサスが得られていない現時点で、再び議論を引き起こせば、ひたすら七月一日から行われる全国民の身分証明カードの切り替えに支障をもたらしかねず、公金の浪費や治安への危害を避けるべきなどの理由で、立法院国民党党派が「立法院議事規則」の規定に基づいて再議案を提出した。この再議案は大会で「改めて期日を決めてから処理する」と議決された。続いて第一四回会議（同年五月三一日）で、国民党党派による二回目の再議案に対しても、「改めて期日を決めてから処理する」と議決された。かような経緯を受けて、立法委員頼清徳氏ら八五人は、戸籍法第八条第二、三項が憲法に違反する疑義があると考えて解釈を申し入れたのである。戸籍法第八条第二、三項の修正案は、立法院議程委員会を通して立法院の院会に提出され、立法院の院会の決議によりそれを内政と民族・財政両委員会の審議に付され、また二回の再議案も「改めて期日を決めてから処理する」と議決されたゆえ、本件の申入れは、立法委員が法律の修正にその権限を行使する際に、立法院の議決によって効力を有する現行法が憲法に反する疑義があるにもかかわらず、それを修正しえなかったと認めるべきである。よって、司法院大法官に対して法律が違憲であるかどうかという本件の申し入れは、前記「司法院大法官審理案件法」第五条第一項第三号の規定に符合し、これを受理すべきものである。

人間の尊厳を守り、自由な人格の発展を尊重することは、自由民主の憲政秩序の核心価値である。プライバシーは憲法によって明確に規定された権利ではないが、人間の尊厳の尊重・個人の主体性の維持・人格の完全な発展を配慮し、私生活に対する他人の騒擾からの回避および個人的情報の自主管理を保障するためには、プライバシーは不可欠な基本権利であり、憲法第二二条によって保障される（本院釈字第５８５号解釈参照）。このプライバシーには、個人による個人的情報の自主管理という情報プライバシー、個人による個人的情報の公示・いかなる

範囲で・いつ・どのように・だれに対して公示するのかを保障する決定権、個人がその個人的情報の被使用を知悉・制御する権利の保障、記載された誤った情報の更正を求める権利が含まれている。

プライバシーは人間の尊厳を守り、人格の自由な発展を尊重するところから形成されてきたとはいえ、それを制限することは、必ずしも直ちに人間の尊厳を侵害するものではない。個人的情報のプライバシーに対する憲法の保護もまた絶対的なものではなく、公の利益のため、憲法第二三条に反しない程度で明確な法律の規定により必要とされる個人的情報を強制的に取得することができるのである。その法律が憲法第二三條に符合しているかどうかは、国が個人的情報を収集・利用・公示することで得られる公の利益、およびそれにより情報プライバシーを有する個人にもたらされる侵害を総合的に斟酌しなければならない。また、個別の具体案件においては、収集された個人的情報の性質が私的で敏感な事項にかかわるものであるかどうか、またはそうでなくてもその他の情報と結び付けられれば容易く詳細な個人的情報になりはしないか、というさらなる吟味が必要である。なお、個人の主体性および完全な人格の発展を確保し、国民の情報プライバシーを保障するために、国は、正当な方法で取得した個人的情報について、目的に合うようにそれを正当に利用し、情報の安全を守ることを保障しなければならないから、情報を収集する目的は、法律でこれを一層明確にすることが必要である。かような制約があればこそ、個人的情報が収集される目的、収集された情報がいかに利用されるのかを国民に事前に知らせ、主務機関が法定目的に基づいて情報を収集して国民の個人的情報を正当に利用しているのを確認することができるのである。

戸籍法第七条第一項前文によれば、戸籍登記が行われている地域には国民身分証明カードと戸別住民名簿を交付しなければならない。また戸籍法施行細則第二〇条第三項前文は「国民は身分証明カ

ードを常時携帯しなければならない」と定めている。これらの規定によれば、国民身分証明カードの交付は国民の身分を形成する効力を有するのではなく、身分を証明する有効な書類の一種に過ぎない。しかしながら、現行各法令の下では、権利の行使または各種の行政手続をする際に、身分証明カードの提示またはその写本の添付が求められることが多い。例えば、有権者が投票をする際に、身分証明カードをもって選挙票を受領しなければならない（「公職人員選挙罷免法」第二一条、「総統副総統選挙罷免法」第一四条等参照）、国民投票の提案に関して、提案者として身分証明カードの写本を添付しなければならない（「公民投票法施行細則」第一〇条参照）、旅券の申請には身分証明カードの原本と写本が必要とされている（「護照条例施行細則」第八条参照）、勤労者が「労工退休金条例」（勤労者退職金条例）に従い退職金の給付を申請する際に、身分証明カードの写本を添付しなければならない（同条例施行細則第三七条参照）、各種の国家試験を受ける場合、身分証明カードと受験票をもって入場しなければならない（試験場規則第三条参照）、営業小型乗合自動車の運転者の営業登録を行う場合、身分証明カードを提示しなければならない（「営業小客車駕駛人執業登記管理辦法」第五条等参照）等、枚挙にいとまがない。また、一般の私人の活動にも、銀行で口座を開設し、または就職する場合、よく身分証明カードが身分を見分ける書類とされている。これらをみると、国民身分証明カードは、国民が個人や団体生活を営む際に、その身分を見分ける重要な書類となっていることが分かる。それを交付するか否かは国民の基本権利の行使に直接的に影響を及ぼすのである。これに対して、戸籍法第八条第二項は「前項に従い国民身分証明カードの交付を申請する際に、申請者に指紋を押捺してもらいそれを記録･保存しなければならない。但し、一四歳未満の申請者には直ちに指紋押捺をさせず、申請者が満一四歳になったとき、改めて指紋を押捺してもらいそれを記録･保存することとする」と

定めており、さらに同条第三項によれば、「国民身分証明カードの交付を申請する際に、前項の指紋押捺をしない者には、身分証明カードを交付しないとする」。このように、規定に従って指紋を押捺しない者に身分証明カードを交付しないことは、明らかに指紋の押捺・記録・保存を強制的に身分証明カードの交付要件としているのである。

指紋は、それぞれの人間が異なり、一生変化しない特質を有する個人の身体の生物的特徴であるため、個人の身分と結び付けられたら、身分を見分ける確度の高い機能を有する個人的情報の一つである。また、指紋は触られた箇所に痕跡が残される特質を有するため、データバンクに保存されている指紋との対比で、個人のあらゆる情報ファイルを開ける要となるのである。指紋は上述した特質を有することから、国が身分の確認を理由に個人の指紋を収集し、それをファイル化して管理するのは、指紋を個人を監視･制御しうる重要な情報に押し上げることになりかねない。そこで、国が強制的方法で国民の指紋情報を大規模的に収集しようとすれば、憲法第二二、二三條の趣旨に沿って、その情報の収集は、侵害を比較的少ない程度に止めて、公の重大な利益という目的の達成と密接にかかわり、しかも法律で明確にそれを定めなければならない。

そもそも戸籍法には、指紋押捺の強制および指紋情報の記録・保存に関する目的が明文に規定されていないこと自体、国民の情報プライバシーを保護する前記憲法の趣旨に背いている。また、戸籍法第八条を改正する際に、同条に第二、三項を付け加える修正理由と修正の過程で、国民全員の指紋情報を強制的に収集し、データバンクを設けて保存することが犯罪防止にも資する云々と言われているが、戒厳令の解除により、戸籍管理業務と警察業務が分立されるようになった（本院釈字第 575 号解釈参照）ゆえ、犯罪防止は明らかに戸籍法の立法目的に含まれていないのである。まして、本件の言詞弁論過程で、国民全員の指紋

を収集する目的は犯罪防止にあらずという「行政院」の主張をみれば、犯罪防止が係争法律の規定の立法目的でないことは一層明らかである。仮に「行政院」が本件言詞弁論で主張するように、指紋押捺を強制してそれを記録・保存する戸籍法第八条の目的は、新式の国民身分証明カードの偽造防止機能を強化し、身分証明カードの成りすまし受領・盗用を防止し、認知症徘徊者・行き倒れ・精神病患者・氏名不明死亡者の身分確認に資しうるというところがあるにしても、それ自体は確かに重大な公の利益のためだという憲法の精神に沿ってはいるが、全国民に指紋押捺を強制した上、それを記録・保存することを国民身分証明カードの交付の条件とするのは、憲法第二三条の比例原則の制限に符合しているとは認めがたい。そもそも、「国民身分証明カードの偽造防止の強化」や「国民身分証明カードの盗用の防止」という目的について考えれば、国民の指紋を記録・保存することによって、その場で直ちに身分確認することによって偽造防止や盗用防止の機能を発揮しようとすれば、何らかの方法で指紋を国民身分証明カードに記録・保存した上、身分を確認するための機材や措置が普及して初めて効を奏しうるのである。この成果を収めるためには、多大なコストを投入しなければならないのみでなく、適切な保護策が欠如していれば、情報漏れという高いリスクさえ起こりうるのである。ところが、「行政院」の主張をみると、新式の国民身分証明カードには指紋を記録・保存する欄がなく、また常に即時に身分確認のできる指紋情報のデータバンクを提供する計画もない。これに対して、主務機関の配慮で新式の国民身分証明カードにはすでにいくつかの偽造防止の対策が講じられており、これらの予防手段で期されている効果が発揮できて、また写真等確認できる情報との照合を合わせれば、前記の目的は十分達成できるはずであるから、全国民に指紋押捺を強制し、それを記録・保存する必要性は見当たらないというべきである。次に、「国民身分証明カードの成りすまし受領の防止」という目的についていう

と、主務機関は成りすまし受領に関する確実な統計資料を提出していないため、指紋押捺によって成りすまし受領を防止しうるところから得られる潜在的公の利益の大きさと実際の効果を把握することが難しい。このたびの国民身分証明カードの切り替えに際して、戸籍管理機関は、国民の指紋以外のその他の戸籍情報との照合やその他の信頼できる証明手段を通じて、受領者の身分を確認するはずである。とすれば、現存する指紋以外の資料で国民の身分を正確に確認できる以上、指紋の収集と「国民身分証明カードの成りすまし受領の防止」という目的との間に、密接な関連性があるとはいえないと考えるべきである。最後に、「認知症徘徊者・行き倒れ・精神病患者・氏名不明死亡者の身分確認」という目的については、「行政院」の資料によると、目下社会福祉機構に収容されている認知症徘徊者が２７９６名で、毎年の氏名不明死亡者が約２００名となっている。かかる身分を確認する必要のある特殊なケースの数は必ずしも多いとはいえないが、その身分を確認するのが重要な公の利益であることに変わりはない。しかしながら、すでに身分が不明または身分の確認が困難な者にとって、この度の国民身分証明カードの切り替えに際して、その指紋押捺を強制し、それを記録・保存することは、彼らの身分の確認になんら役立ない。むしろその目的はこれから身分確認の必要なケースが起きる場合に有用であると考えるべきである。確かにこれからのニーズに合わせて、指紋のデータは上述の目的の達成に役立つが、行き倒れ・知能障害者・氏名不明死亡者の身分を確認するニーズがあるからといって、満一四歳の全国民に指紋の押捺・記録・保存を強制し、しかも不明確な授権内容および情報漏れにより引き起こされうるリスクを負担させるのは、損得の均衡性が明らかに保たれえないのみでなく、行き過ぎた手段でもあり、と同時に、比例原則に反し、憲法第二二条に保障されている国民の情報プライバシーを侵害している。

以上の説明から分かるように

、実質的には国民の指紋の押捺・記録・保存を国民身分証明カードの交付条件と強制する戸籍法第八条第二、三項は、憲法に保障される国民の情報プライバシーを侵害している。そして、新式国民身分証明カードの偽造防止機能の強化、成りすまし受領・盗用の防止、認知症徘徊者・行き倒れ・精神病患者・氏名不明死亡者の身分確認等の目的から考えても、係争規定が比例原則に符合しているとは認めがたく、憲法第二二、二三条の趣旨にも反するのである。よって、本解釈が公布される日から、係争規定は適用されるべきではない。また、戸籍法のその他の規定に基づく国民身分証明カードの切り替え作業が、予定通り行われ続けられることはいうまでもない。

およそ重大な公の利益のため、国が国民の指紋を大規模的に収集・記録・保存した上、それをデータベースに組み込む必要のある場合、その収集目的を法律で明確に定め、その収集範囲と方法が重大な公の利益の達成に密接な必要性と関連性があり、また明文で法定目的以外の使用を禁止しなければならない。また、国民の情報プライバシーを保障する憲法の趣旨に即して、主務機関は、現代の科学技術を取り入れて情報の正確さと安全性を確保しうる方法でそれを行い、と同時に、組織的・手続的にも収集された指紋情報に対して必要な保護措置を講じなければならない。

なお、諸国の立法例や国民の世論調査の結果は、憲法の解釈に際して参考となる資料ではあるが、憲法の趣旨を判断するための根拠にできるほどのものではない。そもそも全面的に国民の指紋情報を収集し、デジタルファイルを設置することが世界各国の立法趨勢であるかどうかは、未だに定論がない。そして、わが国の戸籍制度と比較しながら、諸外国における国民の指紋収集の理由・方法を詳しく論じることもせず、外国の立法例を直ちに受け入れるのは早計である。そして、世論調査については、それが特定の問題に対する国民の認識や選好の指標に過

ぎない一方、調査に対する信頼度も調査の内容・方法、調査機関、調査目的等の要素に左右される。そこで、本件の行政機関は、多数の国民が指紋押捺を国民身分証明カードの交付条件とすることに賛成していると主張するが、それにかかわる調査資料を提出していないため、調査結果のみを本解釈の参考にすることができない。併せて以上のごとく説示する。

本解釈は、城仲模大法官、廖義男大法官、許玉秀大法官、林子儀大法官、許宗力大法官・曾有田大法官によるそれぞれの補充意見書、余雪明大法官による部分補充・部分反対意見書、楊仁寿大法官、謝在全大法官によるそれぞれの反対意見書がある。

司法院釈字第 605 号（2005 年 11 月 9 日）*

争　　点

中華民国八十八年（1999 年）一一月二五日に改正、公布された公務員俸給法施行細則（以下八十八年施行細則と略す）一五条三項の規定は、各種類の年功の性質を区別し、これによりかつて招聘として任命れたことのある公務員の公務の年功が、本俸の最高級俸にとどまることは、憲法七条の保障する平等権の趣旨には抵触するものか。なお上記の施行細則は、公務員が法により任命された後、そのかつて公務員の任命資格がなかった前に勤めた公務の年功は、適当に斟酌し計算された公務員年功の優遇措置であることを趣旨とするものであり、これは人民の財産権を制限するものか。

（中華民國八十八年十一月二十五日修正發布之公務人員俸給法施行細則 (以下簡稱八十八年施行細則) 第十五條第三項修正規定，區別各類年資之性質，使公務人員曾任聘用人員之公務年資，僅得提敘至本俸最高級為止，是否與憲法第七條保障平等權之意旨牴觸。此外，上開施行細則旨在提供公務人員於依法任用之後，其未具公務人員任用資格前所曾任之公務年資，酌予核計為公務人員年資之優惠措施，是否為限制人民之財産權？）

キーワード

公務員（公務員）、年功加俸(年功俸)、平等原則(平等原則)、信頼保護原則(信賴保護原則)、財産権(財產權)

解釈文：憲法一八条には、人　　民の公務につく権利との規定は、

---

*翻訳者：李仁淼

人民が法令により公務に参与し、これによって身分の保障、俸給及び退職金などの権利が派生した。公務員が法により、選考による任命を経て、取得した官位や俸給は、憲法上の公務につく権利に基づき、制度的保障（本院解釈 575 号、483 号参照）を受けるものであり、ただ、その俸給や、選考による任命に関する権利の取得は、公務員任命法に定めた公務員の規格の取得を前提とするものである。

中華民國八十八(1999)年十一月二五日に改正、公布された公務員俸給法施行細則（以下八十八年施行細則と略す）一五条三項の規定は、各種類の年功の性質を区別し、これによりかつて招聘として任命れたことのある公務員の公務の年功が、本俸の最高級俸にとどまることは、憲法七条の保障する平等権の趣旨には抵触するものにはならない。

八四(1995)年施行細則一五条三項の改正規定は、元招聘により任命れた公務員の年功を、八四(1995)年一二月二六日に改正し公布された公務員俸給法施行細則（以下八四(1995)年施行細則と略す）、及び八七(1998)年一月一五日に改正し、公布された公務員俸給法施行細則（以下、八七(1998) 年施行細則と略す）一五条二項、三項の規定により、年ごとに俸給を年功の最高級のできる者が、僅かに本俸の最高級の俸給にとどまらせることになった。一方、施行日の日付を指定したことで、過渡的な条項も制定された。この改正を思料すると、それは官僚体制における公務員の健全な任命制度、年功俸給の昇進の公平に関する重大な利益を維持するためのものであり、また招聘された者が八八(1999)年改正前の、旧法規に保障された利益によりこうむった損害を減らす措置であり、既に憲法上の信頼保護の原則を顧慮し、平等の原則にも違反するものではない。

上記の施行細則は、公務員が法により任命された後、そのかつて公務員の任命資格がなかった前に勤めた公務の年功は、適当に斟酌し計算された公務員年功の優遇

措置であることを趣旨とするものであり、人民の財産権を制限するものではないので、憲法二三条に違反するものにはならない。

解釈理由書：憲法一八条には、人民の公務につく権利との規定は、人民が法令により公務に参与し、これによって身分の保障、俸給及び退職金などの権利が派生した。公務員が法により、選考による任命を経て、取得した官位や俸給は、憲法上の公務につく権利に基づき、制度的保障（本院解釈 575 号、483 号参照）を受けるものであり、ただ、その俸給や、選考による任命に関する権利の取得は、公務員任命法に定めた公務員の規格の取得を前提とするものである。憲法七条の平等原則は、絶対的や機械的な形式上の平等を指すものではなく、人民の法律上の実質的平等を保障するものである。これにより、憲法の価値体系や立法目的に基づき、規範される物事の性質の差異を斟酌し、合理的な取り扱いをすることが出来る（本院解釈 485 号参照）。異なるシステムの職員には、もとは相違する採用、俸給、考課、考査などの規定がそれぞれ適用される。その間、交互に転任しあった場合、もとの認定された俸給が直ちに認定し直されるものではないが、人事制度の公平性のため、俸給の申し入れ制度が設けれれた（本院解釈 501 号参照）。招聘の職員は、職員招聘法〔聘用人員聘用條例〕（以下、招聘法と略す）三条の規定によると、各官庁が期限付きの契約で招聘された専門的または技術的な職員である。その職位、員数、期限及び報酬について、予算を詳細に編成し、名簿を作って、人事院の任命局〔考試院銓敘部〕に送付し登録してから将来の調査に備えて保存しなければならない。これらの職員は、契約により報酬が支給される定員でない臨時的なものである。その招聘に当り公務員資格を要せず、官位や職位もなければ、法定の官職もないので、俸給も認定されていないものである。彼らは公務員資格を有せず、そのため職員招聘法六条により、彼らは公務員俸給法〔公務人員俸給法〕、公務員退職法〔退休法〕、または公務員遺族補償法〔

撫卹法〕に適用しないと明記されているので、公務員の俸給や任命の権利を主張する理由がないのである。ただ、公務員が法により任命され、正式の資格を取得した後、1995 年の施行細則一五条二項、三項の規定（八十七(1998)年の施行細則一五条二項、三項の規定とほぼ同じ趣旨。）により、そのかつて招聘された職員になったことの年功は、任命されようとする職の職階に相当し、且つその性質が近いものであれば、年ごとに職階を高めて加算することができる。またの加算は、任命された職階の最高俸給にとどまることになる。八八(1999)年の施行細則三条は、「公務員任命法により任命された公務員が、かつて前記の二項以外の公務に勤めた年功は、現在任命された職の職階に相当し、その性質が近いものでり、また勤務成績が優良の者であれば、年ごとに職階を高めて、任命された職階の最高俸給にとどまるとの加算をすることができる。」と規定している。その趣旨を調べると、年功給との制度の精神は、優秀な公務員の年功と功績の奨励を重んじて、その長い勤めを激励することにある。九〇(2001)年六月二〇日に改正公布され前の公務員考課法〔公務人員考績法〕七条の規定により、考課の結果が甲とのランクまたは連続 2 年が乙とのランクになった者は、初めて年功加俸が 1 つのランクに昇給できることになる。公務員資格を有する者は、年功給の昇給するための所要の考課ランクが、本俸の昇給するための条件と比すると、それより厳しいものである。招聘職員の人事制度の設計は、資格を有する公務員のそれが相違するものであり、ただ契約の有効期間中、当の招聘職員の勤務成果を考課するとの方法で、招聘契約を更新するか解約するかとの根拠として、公務員考課法〔公務人員考績法〕と完全に同じ考課規定がないものである。しかしかつて招聘職員を経験したことがある者の勤めた年功であるにもかかわらず、八四(1995)年と八七(1998)年の施行細則一五条の規定により、年功給の最高級まで加俸することができるため、認定済みの年功が未認定の年功より劣っている状況にあるとの不合理的な

現象が生じることになった。官僚体制における公務員任命の健全な発展と年功加俸制の公平のため、公務員の年功に対する計算が区別され、異なる取り扱いが与えられることによって、「年功給の最高級」まで認定される年功を、かつて公務員資格を有しなかった、すべて経験した公務についた年功に及ばないよう、上記の改正が行われたものである。そのかつて招聘職員として任命され、勤めた年功が含まれない原因としては、各種類の年功に対する考課基準の厳しさが相違しているので、これに対し異なる認定基準を採用することは、恣意的な裁量ではなく、国家が官僚体制に対する全体的制度設計に合うものであり、これによって年功加俸制の公平性を維持することを目的とするものである。主務機関が公共政策に対する配慮を基にしたこの措置は、なお恣意的または不合理的なものを認定し難いのであり、且つまた、それと目的の達成にも合理的な関連性を有するので、憲法七条の保障する平等権の趣旨にも反するものにはならないのである。

如何なる行政法規でもその永久の実施には期待することができないが、行政法規の発布実施後、法規を発布しまたは制定する官庁は、法定手続により改正する際に、規範する対象の利益への信頼を保護することも顧慮しなければならない。その公益のため改正を必要とする法規の内容が、旧法規対する人民の信頼するものであれば、且つまた客観的に具体的な信頼の表現を有する行為であり、また法規の改正で、その旧法規により得た権利、利益と旧法規により受け取ることができる利益であると期待するため、損を受ける者には、当該人民の蒙った損失した利益につき、合理的な救済措置が取られるべきであり、または合理的な過度的条項を制定し、その損失を軽減させることにより、人民の権利を保障する憲法の趣旨に合うようになる。ただ人民が旧法規により取得することができる利益への期待は、一律に信頼保護を主張することができるものではなく、なおその取得することができる利益と期待されるものは、旧法規の下で重要な用件を備えているか否か、

要件が揃っていない場合、その備えていない要件は、客観的にその実現への期待が合理的であるか否か、または主観的に当事者が絶えずに努力により、当該要件を満たす見込みがあるなどの要素で判断されるべきである。一方、廃止または変更された法規は、明らかに上位規範に違反した場合、また法規（例として解釈または裁量に関する行政規則）は、権利、利益が損を受けると主張した者による、不正な方法または不正な情報の提供により発布されたものであれば、その信頼には保護するに値するものではないことになる（本院解釈 525 号の趣旨を参照されたい）。

八四(1995)年施行細則一五条三項の改正規定は、元招聘により任命れた公務員の年功を、八四(1995)年一二月二六日に改正し公布された公務員俸給法施行細則（以下 1995 年施行細則と略す）、及び 1998 年 1 月 15 日に改正し、公布された公務員俸給法施行細則（以下、八七(1998)年施行細則と略す）一五条二項、三項の規定により、年ごとに俸給を年功の最高級のできる者が、僅かに本俸の最高級の俸給にとどまらせることになった。人民は八四(1995)年及び八七(1998)年施行施行細則一五条二項、三項の規定を信頼し、八八(1999)年に施行細則の改正前に、公務員高等文官試験を受けて合格した後、実務訓練を受け始め、公務員資格の取得後、正式に公務員の職務に就任しようと期待した場合、八八(1999)年に改正前の施行細則により、申し込んで取得した年功の権益が、客観的にその実現を合理的に期待しうるものであるため、信頼保護を主張しえないものではない。これに対して、人民は八八(1999)年に施行細則の改正後、初めてこう公務員資格を取得するため、公務員試験をうけた者には、信頼保護を主張する余地がないことは、言うまでもない。八八(1999)年施行細則は、改正前の法規により、すでにその申し込んだ資格の権益を合理的に期待しうる者の既得利益を特に保護するために、一九条一項、二項には、「本細則は発布日より施行する」と、「本細則の改正条文一五条、

一五条の一は、八九（2000）年一月一五日より実施する」とそれぞれ規定されている。これは施行日を指定する方法で、過渡措置を扱うことによって、新施行細則が発行する前に、すでに法により公務員の任命資格を取得したが、任命する時点の俸給に関する手続きは、まだ完成していない者の一部には、俸給認定の手続き処理に間に合わせることができるとともに、すでに公務員試験に合格したが、過渡期間中訓練を満了し、公務員の任命資格を取得すた者にも、また旧施行細則の規定により、俸給の認定を扱うことができるためである。以てその権益を干保障するものである。これに対し、公務員試験に合格し、訓練がなお満了していない者の一部は、過渡期間中、公務員の任命資格を取得できず、俸給認定の利益を同時に享受できず、その権益に対する保障が周到までは至らぬが、公益を追求する法改正の目的を遅く実現できないことを避けるため、過渡期間は長すぎるのも芳しくない。一方、改正された新法規は、その本旨は正常の官僚体制以外の優遇措置を縮減することを目的とするものである。人民が旧俸給により、年功加俸の最高級俸給まで認定されることが期待しうるが、新施行細則により、本俸の最高級俸までしか認定されないこととなった。その損失の利益を、主務機関が維持する合理的な公務員の年功加俸制の公共利益と比較・考量すると、新施行細則は八九(2000)年一月一五日との特定日を施行日の過渡期間の最終日との規定は、なお合理的なものであり、憲法上の信頼保護原則と平等原則とともに、反するものではない。

上記施行細則は、公務員が法により任命された後、そのまだ公務員任命資格を有していない以前の公務員の年功を斟酌した上で、公務員の年功を与える優遇措置であり、性質上は人民の財産権を制限するものではないので、憲法二三条に違反するものにはならない。

本解釈は、曾有田大法官、許玉秀大法官によるそれぞれの補充意見書、楊仁寿大法官・王和雄大法官による部分反対意見書がある。

司法院釈字第 607 号（2005 年 12 月 30 日）*

争　　点

会社が移転の補償金をその他の収入とするという財政部（日本の財務省に相当する）による解釈は違憲か。
（財部將公司所領拆遷補償費列為其他收入之函釋違憲？）

キーワード

移転補償金（拆遷補償費）、営利事業所得税、所得税法、租税法律主義

解釈文：憲法第一九条は国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うと定めている。これは、国が国民に対して税金納付の義務を課しあるいは税金納付の減免という優遇を与えるときに、租税主体や租税客体、課税標準、税率といった租税の構成要件は法律をもって定められるべきであると意味する。当該法律規定の内容は租税公平原則を満たされなければならない。財政部中華民国八二年（西暦一九九三年）七月一九日財税第八二一四九一六八一号解釈及び八四年（西暦一九九五年）八月一六日台財税第八四一六四一六三九号解釈、八七年（西暦一九九八年）九月二三日台財税第八七一九六六五一六号解釈は所得税法第三条及び第二四条第一項の趣旨に合致し、租税法律主義及び憲法第七条が定める平等原則にも反せず、憲法第一五条が国民の財産権を保障する趣旨にも抵触していない。

解釈理由書：憲法第一九条は国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うと定めている。

---

*翻訳者：蔡英欣

これは、国は国民に対して税金納付の義務を課しあるいは税金納付の減免という優遇を与えるときに、租税主体や租税客体、課税標準、税率といった租税の構成要件は法律をもって定められるべきであると意味する。しかし、法律規定の内容を詳細に定めるのが不可能であるため、所管機関はその職務の権限範囲内に租税に関する各法律規定を適用する際に、必要な解釈を行うことができる。その解釈は一般の法律解釈の方法に反せず、当該法律の立法目的に合致する限り、租税法律主義に反するとは言えない。また、租税公平原則にも合致する限り、憲法第七条が定める平等原則及び第一五条が国民の財産権を保障する規定にも抵触していない。

所得税法において、営利事業所得税の課徴客体は営利事業の収益であるとされている。これは営業収益及び非営業収益を含み、法定減免事由がある場合を除きいずれも課税されるべきである。所得税法第二四条第一項は、営利事業所得の算定について、所得の金額は当該事業年度の収入総額から各項目のコスト費用及び損失、課税済みの純利益額を控除した金額とすると定めている。いわゆる「事業年度の収入総額」及び所得の金額を算定とする項目の内容は同法施行規則第三一条に委ねられる。同条は営業純利益＋非営業利益―非営業損失＝純利益額（すなわち所得の金額）としている。免税項目について、これは所得税法第四条において列挙されている。所得税法第三条及び第四条、第二四条第一項の立法目的及びこれらの規定の全体の相互関連意義に鑑み、これらの規定は憲法第一九条が定める租税法律主義に反しない。

営利事業は営利を目的とし労務及び資本を投入し経済活動を行う経済主体である。営業収益にせよ非営業収益にせよいずれも営利事業が営利目的を遂げ実現したがる利益であり営業事業の所得の源泉であるため、租税客体になるのが当然である。営利事業が土地計画の更新により物件の移転補償金を受領したのは、公権力の強制的介入により生じた非自発的な収益

である。これは営業により生じたものではないが非営業性の営利事業所得の源泉に属するものである。当該移転補償金が関連のコスト費用や損失を控除してから残額があれば、営業事業は租税負担能力を有し当該所得について税金を課徴されるべきである。これは租税公平原則に反するとは言えない。

財政部八四年（西暦一九九五年）八月一六日台財税第八四一六四一六三九号解釈は「営利事業は政府が推進する公共事業あるいは都市土地計画の更新により移転補償規則（拆遷補償辦法）の規定に基づいて受領した各項目の補償金は、その他の収入と算入されるべきであり、その必要なコスト及び関連費用は合わせて認定されるべきである」としている。また、九一年（西暦二００二年）一月一日から適用されなくなる八二年（西暦一九九三年）七月一九日台財税第八二一四九一六八一解釈は「XX 紙容器株式会社七九（西暦一九九０年度）及び八〇年度（西暦一九九一年）の営利事業所得税の決算申告において、当該会社は政府が徴収した工場の土地にある物件及び機械設備の移転による補償金を非営業の収入の項目とし、自ら免税所得として調整したケースについて、これは税金納付として調整されるべきであり所得税法第一００条ノ二により利息を加算して合わせて課徴されるべきである」としている。そして、八七年（西暦一九九八年）九月二三日台財税第八七一九六六五一六号解釈における説明三は「営利事業は八二年度（西暦一九九三年度）以降（八二年度を含む）政府が推進する公共事業あるいは都市土地計画の更新により移転補償規則の規定に基づいて受領した補償金は、本部八二年（西暦一九九三年）七月一九日台財税第八二一四九一六八号解釈及び八四年（西暦一九九五年）八月一六日台財税第八四一六四一六三九号解釈によりその他の収入と算入され、その必要なコスト及び関連費用は合わせて認定されるべきである」としている。これらの解釈は所得税法第二四条第一項及び同法施行規則第三一条における非営業収益に関する規定を

説明したものである。営利事業が土地計画の更新により受領した物件の移転補償金が所得税法第四条の列挙している免税項目ではない以上、上記の解釈は移転補償金を非営業収益と認定しその他の収入と算入して、営業外の損失及び費用、必要なコスト及び関連費用を控除して残された利益につき所得税を課徴することは、所得税法第二四条第一項及び同法施行規則第三一条の立法趣旨をも超え、憲法第一九条が定める租税法律主義にも反するとは言えない。当該物件の移転補償金が非営業性の収益ではない以上、これが非営業性の損失及び費用を控除して残額があれば当該営利事業は税金負担の能力を有するといわざるを得ない。この場合には、当該営利事業の純利益につき営利事業所得税を課徴することは租税公平原則に合致し憲法第一五条が国民の財産権を保障する規定にも反していない。

また、八四年（西暦一九九五年）八月一六日台財税第八四一六四一六三九号解釈の説明二において引用された七九年（西暦一九九０年）四月七日台財税第七八〇四三二七七二号解釈は「政府が推進する公共事業あるいは都市土地計画の更新により土地を徴収して移転補償規則により支払った建築改良物あるいは農作改良物の補償金、能動的な移転による奨励金及び人口遷移補助金は損害賠償とし所得税の免税と認められるべきである」としている。この解釈において、個人と営利事業が受領した物件移転補償金についてどのように所得税を納付するかが異なった取り扱いを示されている（九一年（西暦二００二年）一月三一日台財税字第〇九一〇四五〇三九六号解釈は「個人は土地徴収条例第三一条、第三二条及び第三四条により受領した建築改良物補償、農作改良物補償、土地改良物補償あるいは遷移補助金といった法定補償が損害賠償の性質を有するため、これらは所得を生じなく綜合所得税を課徴されない」としているのも同旨である）。これは個人と営利事業、両者の税率、所得構造、課税標準、記帳の必要性及び減価償却の可否が異なるからである。税務機関は個人が受領した物件移

転補償金について、その職務の権限により移転コストに異なった認定方式を採用しており、個人の移転補償金を非所得と認定しこれに対して法律の定めていない免税優遇を与え、同じ規範対象に対して不合理的な差別待遇を行うわけではない。よって、これは憲法第七条が定める平等原則には反していない。

なお、所得税法第八条第一一款の規定が確定終局判決において適用された法令ではないが故に、この部分の申立ては司法院大法官審理案件法第五条第一項第二款及び第三項の規定により、受理しないとさいれている。ここではあわせて説示する。

本解釈は、許玉秀大法官による部分補充意見書がある。

司法院釈字第 608 号（2006 年 1 月 13 日）*

争　　点

相続後受領した配当利益は所得税を課徴されるべきという解釈は違憲か。
（繼承後所領股利應課所得税之函釋違憲？）

キーワード

配当利益（股利）、相続税（遺産税）、所得税、相続財産及び贈与税法（遺産及贈與税法）、重複課税

解釈文：相続税の課徴について、相続財産の価値は被相続人の死亡時の時価をもとに計算されており、これは相続財産及び贈与税法第一〇条第一項前段において明文をもって定められているものである。中華民国八四年（西暦一九九五年）一月二七日改正公布した所得税法第四条第一七号前段によると、相続により取得した財産は所得税の納付を免れられる。八六年（西暦一九九七年）一二月三〇日改正公布した所得税法第一四条第一項第一号は、会社の株主が配分された配当利益の総額は当該株主個人の営利所得に属し個人の綜合所得総額に算入され綜合所得税を課徴されるべきであるとしている。財政部（日本の財務省に相当する）六七年（西暦一九七八年）十月五日台財税字第三六七六一号解釈は「相続人が相続の事実が発生後、受領した配当利益は相続人の所得に属し相続人の綜合所得税を課徴されるべきであり、被相続人の相続財産とみなされない」としている。これは、所管機関は相続人は相続の事実が発生後受領し

*翻訳者：蔡英欣

た配当利益が相続税それとも綜合所得税の課徴範囲に属するかどうかにつき、法定の職務権限に基づいて行った解釈であり、前述した相続財産及び贈与税法または所得税法の趣旨に合致し重複課税の問題が生じなく、憲法第一九条が定める租税法律主義及び憲法第一五条が国民の財産権を保障する規定にも抵触していない。

解釈理由書：憲法第一九条は国民は法律の定めるところにより納税義務を負うと定めている。所管機関がその法定の職務権限に基づいて関連の租税法律規定を適用する際に解釈を行ったのは、一般の法律解釈の方法に反せず関連の憲法原則及び法律の趣旨に合致する限り、憲法第一九条が定める租税法律主義に反し憲法第一五条が保障する国民の財産権を侵害するという問題が生じない。

相続は被相続人の死亡により開始しており、相続人は相続開始時から被相続人の財産上の一切の権利義務を相続する（民法第一一四七条、第一一四八条を参照)。相続人が法律により相続税を納付する義務もそのときから発生する。相続財産及び贈与税法第一〇条第一項前段は相続財産の価値は被相続人の死亡時の時価をもとに計算されると定めているのが、その旨である。相続財産に非上場あるいは非店頭市場の株式会社の株式がある場合には、その価値の勘定は同法施行規則第二九条第一項により相続開始日に当該会社の資産純価値、すなわち営利事業の資産総額と負債総額との差額により勘定される。税務機関は上記の非上場あるいは非店頭市場の株式の価値を算定する際に、その営利事業の資産総額が未配分の配当利益を含むという前提で相続財産である株式の価値を算定しこれにより相続人に対して相続税を課徴するとしても、形式的にまたは実質的に会社の資産総額あるいは未配分の配当利益に対して相続税を課徴するわけではない。

相続事実の発生によりなされた相続財産は相続により取得した者にとっては所得の類型の一つであるが、これは租税政策の考慮と

の関係で一般所得の課税方式によらず、ほかの法律により相続税を課徴される。八四年（一九九五年）一月二七日改正公布した所得税法第四条第一七号前段は相続により取得した財産は所得税の納付を免れられるとしている。これは相続財産につき法律により相続税は納付されるべきであるから、改めて所得税は課徴されるべきではないからである。相続人が非上場あるいは非店頭市場の株式会社の株式を相続してから当該会社の株主になり、会社が配当利益を分配する場合に相続人がその株主権により取得した配当利益は、八六年（一九九七年）一二月三〇日改正公布した所得税法第一四条第一項第一号により個人の営利所得に属し個人の綜合所得総額に算入し綜合所得税を課徴されなければならない。これが相続により取得し相続税を課徴された財産ではない以上、所得税の納付を免れるという所得税法第四条第一七号の規定を適用する余地がない。したがって、相続人が相続により取得した非上場あるいは非店頭市場の株式会社の株式と、相続人が当該株式を相続してから配分された配当利益とは異なる租税客体であるから、それぞれは相続税または綜合所得税を課徴されるべきであり、重複課税の問題が生じない。重複課税が違憲であるかという原則的な問題について、ここでは解釈する必要がない。

財政部六七年（西暦一九七八年）十月五日台財税字第三六七六一号解釈は「相続人が相続の事実が発生後、受領した配当利益は相続人の所得に属し相続人の綜合所得税を課徴されるべきであり、被相続人の相続財産とみなされない」としている。これは、所管機関は相続人は相続の事実が発生後受領した配当利益が相続税それとも綜合所得税の課徴範囲に属するかどうかにつき、法定の職務権限に基づいて行った解釈であり、前述した相続財産及び贈与税法または所得税法の趣旨にも合致し、憲法第一九条が定める租税法律主義及び憲法第一五条が国民の財産権を保障する規定にも抵触していない。

本解釈は、許玉秀大法官による部分補充意見書、廖義男大法官による反対意見書がある。

司法院釈字第 609 号（2006 年 1 月 27 日）*

争　　点

労工委員会は、労働者が労働者保険の有効期間に死亡して、受益者が死亡給付を請求することに対して、当該労働者の傷病が保険の有効期間に発生しなければならないことを前提条件にして、いわゆる労工保険条例にはない制限を加えことを書類で解釈したことが違憲か。

（勞委會以函釋，對於勞工在勞保的有效期間內死亡，其保險受益人請求給付時，應以該勞工之傷病必須在保險有效期間內發生作爲前提要件，此一加諸勞工保險條例所沒有之限制之行爲，是否違憲？）

キーワード

労工（労働者）委員会、労工保険条例（勞工保險條例）、死亡給付、法律保留原則

解釈文：労働者が法により労働者保険に加入することによって、生じる公法上の権利は憲法に保障されるべきである。保険効力の開始、停止、終止、保険事故の種類及び保険給付の履行などについては、労働者とその受益者が保険関係による権利義務事項または権利に対する制限、と重大な関連あるので、法律や法律の明確な授権命令で規範すべき、且つ、その立法の目的と手段が憲法第二十三条の規定に当たらなければならない。中華民国八十四年（一九九五ら第六十四条までの規定により、死亡給付の保険給付が法律の特別

*翻訳者：劉姿汝

※ 函釈とは、行政機関が下級機関から法令の解釈を求める際に、書類で解釈して公表することを指す。

規定を除き（同条例の第二十三条、二十六条を参照）、被保険者あるいはその親、配偶、子女の死亡を指すものであり、その死亡の原因と発生時間を問わない。もし被保険者が保険加入の時に既に労働能力を失い、または詐欺、その他の不正行為で保険給付を領収した事情があるが、その事情が被保険者の資格を取消し、あるいは罰金処分を受け、同時に民事、刑事の責任もある（同条例第二十四条、第七十条を参照）。行政院労工委員会。中華民国七十七年（一九八五年）四月十四日台七七労保二字第六五三〇号函及び中華民国七十九年（一九九〇年）三月十日台七九労保三字第四四五一号函により、法律によって保険に加入した労働者が癌などの特定病症若しくは他の傷病をかかって保険の有効期間に死亡した場合、各傷病が保険の有効期間に発生することがその受益者が死亡給付を受ける条件にしたのは、受益者の死亡保険給付の請求の権利に労工保険条例にはない制限を加えて、憲法第二十三条の法律保留原則に反し、この範囲以内は適用しないべきである。

解釈理由書：労工保険は、国が憲法第一五三条第一項の労働者保護及び第一五五条、憲法増修条文第十条第八項の社会保険制度の実施という基本国策を実現するために、設けた社会福祉制度であり、社会保険の一種である。この主旨は、労働者の生活を安定し、社会安全を促進することであり、労働者保険が社会政策を持っていることが明らかである。労働者が法に従って労働者保険に加入する権利は、憲法に保障されるべきである。労工保険条例により、労働者が分担する保険料は当該労働者の当月の保険に算入された給料の中で一定の比例を計算するのであり、保険事故の危険と必ずしも対価原則を厳守するのではなく、量能負担原則で社会の助け合いの功能を維持する。労働者保険は、自らから参加するだけではなく、強制性があり、一定の条件に該当する労働者が全て当該保険に加入すべき（同条例第六条、八条、七十一条、七十二条）、商業保険のように個人の意思に決めるのではな

い。各保険機関は労工保険条例により所属の労働者に保険をかける際に、労工保険局がその危険の高さを評定する手続の必要がなく、さらに危険性が高いことが理由として保険を拒むこともできない，要するに各機関は所属の労働者が労働者保険に加入するか否かについて選択権がない。労働者が法律により強制的に労働者保険に加入し、保険料を納付し、自分と他の保険を掛けた労働者が生じた保険事故の危険を分担すること、商業保険と異なる。又、労働者保険には社会保険の性質があり、何の保険事故に保険給付を与えるかに関して、立法機関は労働者保険の政策目的、社会安全制度を妥当に設立すること、労働者の権益の保護、社会全体の資源配分及び国家の財政の負担能力などの要素を衡量して、前述した趣旨に沿って一定の必要な保護範囲を形成する。労働者が法律により労働者保険に加入して生じる公法上の権利は、憲法に保障されるべきである。保険効力の開始、停止、終止、保険事故の種類及び保険給付の履行など、いわゆる労働者及びその受益者が保険関係によって生じる権利義務の事項、或いはこの権利の制限に関して、法律もしくは法律による授権命令で規範すべきであり、且つこの立法の目的と手段が憲法第二十三条の規定に当たらないと、憲法に許容されない。

労工保険条例第十九条第一項の規定により、「被保険者もしくはその受益者は、保険効力が開始してから停止までに保険事故が生じる場合、本条例によって保険給付を請求することができる。」この規定は保険事故の発生原因が何時に存在することに関して、何の制限もかけていない。普通事故保険について、労工保険条例第二条及び第四章の規定により、保険給付とは生育給付、傷病給付、医療給付、障害給付、失業給付、老年給付及ぶ死亡給付、七種類があり、異なる特定の保険事故を担う。同条例の第六十二条から六十四条までの規定により、死亡給付に関する保険事故は法律に特別な排除条件があることを除い（同条例第二十三条、二十六条を参照)、被保険者またはその親、配

偶、子女が死亡したことを言い、死亡の原因が何時に発生するのが不問。これは、労働者が労働期間に死亡した場合に、死亡給付が当該死亡した労働者の家庭もしくは扶養された親族がそれで起因した経済的困窮を避けるため、保険給付の支給で生活を維持させ、憲法に労働者を保障する意旨に合う。もし被保険者が保険に加入する前に厳重な傷病で労働不能でありながら、保険に加入する場合、被保険者の資格を取り消すべき（同条例第二十四条を参照)、さらに詐欺もしくは他の不正行為を通じて保険給付を受領することがあれば、罰金処分を受け、並びに民事や刑事責任もありえる（同条例第七十条を参照)。

司法院釈字第 610 号（2006 年 3 月 3 日）*

争　　点

公務員懲戒法第三十四条第二款は違憲ですか。
（公懲法第三十四條第二款規定違憲？）

キーワード

公務員懲戒処分、再審議申請、起算日、訴訟権の平等保障

解釈文：公務員懲戒法第三十四条第二款の規定によると、同法第三十三条第一項第四款によって再審議に移送または申請する者は、関連する刑事判決が確定した日から三十日以内に行わねばならない。当該期間の起算日の規定を適用する際に、（以下のような問題が発生する状況がある）懲戒処分を受けた人は、刑事裁判の被告であるが、当該裁判（たとえば無罪判決）に対し不服を申し立てることができずに単に他方の当事者が不服を申し立てることができる場合、または懲戒処分を受けた人は、当該刑事裁判の被告ではなくて、単に当該裁判に関係しているなどの場合（である）。（というのは、）現行刑事訴訟法制においては、裁判の送達を受ける時期、不服を申し立てられるが申し立てないこと、さらに裁判がいつ確定されるかなどの事項に関しては、裁判所、検察官（署）または自訴人が被告および関係者に通知しなければならないなどの規定がまったく設けられていない。そのため、懲戒処分を受けた者は、こうした裁判の確定日を知ることができないがゆえに先述した規定によって再審議を申請することができなくなる（からである）。先述した期

*翻訳者：賴　宇松

間の起算日の規定では、懲戒処分を受けた者が関連する刑事裁判における異なる訴訟の地位、当該裁判が確定したときに、懲戒処分を受けた者が裁判の確定の事実を知っているかどうかを区別せずに一律に当該裁判の確定日を再審議申請の起算日と定められている。こうした規定では同様に設けられる必要性が合理かつ正当な理由づけで十分に説明されていないし、異なる事項に対して合理的な区別をつけずに同様に処理しているので、憲法第七条及び第十六条における人民の訴訟権を平等に保障する趣旨に合致していない。先述した被懲戒処分人が関連する刑事確定裁判をもって再審議できる法定期間は、当該裁判の確定日を知った日から起算してはじめて先述した憲法規定の趣旨に合致するのである。従って、先述した（公懲法の）規定では本解釈の趣旨に合致していない部分は今後適用してはならない。また本院釈字第四四六号解釈はさらに補充解釈をしなければならない。

解釈理由書：憲法第十六条における人民の訴訟権は、人民自らの権利が侵害された際の司法救済を求める手続的な基本権である。その具体的な内容は、立法機関によって関連する法律を制定してから始めて実現することができる。ただ立法機関によって制定された訴訟救済手続に関する法律は、正当法律手続（デュー・プロセス）および憲法第七条における平等原則の旨に合致してはじめて人民の手続基本権を十分に実現することができるのである。公務員に対する懲戒事項は、司法権の範囲に属し、現に公務員懲戒委員会（以下公懲会という）によって審理されている。懲戒処分が人民の公職に就く権利に大いに影響するため、立法によって形成された懲戒案件の再審議制度は、自ずと先述した原則に合致してはじめて懲戒処分を受けた者に十分な訴訟権保障を与えることができる。

公務員懲戒法（以下公懲法という）第三十三条第一項第四款によると、原議決を経た後、刑事確定裁判所によって認定された関連する事実は原議決と相違する場合

、原移送機関または懲戒処分を受けた者は、移送または再審議を申請することができる。ただ公務員の懲戒処分が議決を経てすぐに確定されるため、事実認定に誤りがあるとしたら、その他の救済措置が存在していないのである。従って公懲法では特別救済制度を設けるために前記条文を定めたのである。よって懲戒処分を受けた者は、特定の条件の元で再審議を申請する訴訟権を有する。また同法第三十四条第二款の規定によると、移送または再審議を申請する場合、「前条第一項第二款ないし第四款を理由とする場合、関連する刑事裁判が確定した日から三十日以内に」行わねばならない。当該立法の趣旨は移送または再審議を申請する期間、そして当該期間の起算日を規定すること、そして（こうした規定を持って）法律の安定性を維持することにもある。懲戒処分を受けた者が同時に刑事裁判の被告であり、不服を申し立てた際に、もう一方の当事者（検察官または自訴人）もまた不服を申し立てるが、その権利を放棄しまたは上訴を撤回した場合、刑事訴訟法第三百六十条によると、「上訴を放棄または上訴を撤回した場合、書記官はすぐに他方の当事者に通知しなければならない」。従って、当該懲戒処分を受けた者が、当該通知を受けてから、当該裁判に対して不服を申し立てるべきか、そして当該裁判がいつ確定されるかを決定または計算することができるので、再審議の申請の期間は自ずと裁判が確定した日から起算することになる。よって当該期間の起算日に関する規定を適用するにあたって、まったく問題は生じないのである。ただし、（１）懲戒処分を受けた人が関連する刑事裁判の被告でもあり、他方の当事者が不服を申し立てなかった場合、または（２）懲戒処分を受けた人は刑事裁判の被告であるが、当該裁判（たとえば無罪判決）に対し不服を申し立てることができなくて単に他方の当事者が不服を申し立てることができる場合、または（３）懲戒処分を受けた人は、当該刑事裁判の被告ではなくて単に当該裁判に関係しているなどの場合、現行刑事訴訟法制においては、裁判の送達を

受ける時期、不服を申し立てるが申し立てないこと、さらに裁判がいつ確定されるかなどの事項に関しては、裁判所、検察官（署）または自訴人が被告および関係者に通知しなければならないなどの規定がまったく設けられていない。従って、懲戒処分を受けた者は、こうした裁判の確定日を知ることができないため、先述した規定によって再審議を申請することができなくなる。そして先述した期間が不変期間であって、期間を過ぎれば、失権の効果が生じることになる。結論を先に言うと、先述した期間の起算日の規定では、懲戒処分を受けた者が関連する刑事裁判における異なる訴訟の地位、当該裁判が確定したときに、懲戒処分を受けた者が裁判が確定した事実を知るかどうか（などの状況）を区別せずに、一律に当該裁判の確定日を再審議申請の起算日と定めているのである。こうした規定は、（異なる状況を）同様に規定する必要性を合理かつ正当な理由で十分に説明していないし、異なる事項に合理的な区別をつけずに（同様に）処理しているので、平等原則に反することになる。

先述した公務員懲戒再審議の申請の起算日に関する不変期間の規定と似ている内容は、民事訴訟法第五百条第二項および行政事件訴訟法第二百七十六条第二項にそれぞれに置かれている。前者は、「前項期間が判決の確定時から起算する。判決が送達する前に確定した場合、送達時から起算する。その再審理の理由が発生するまたは知る時点が後である場合、知る時点から起算する。ただし、判決が確定されてから五年間を超えた場合、提起することができない。」と定められている。後者は、「前項期間は判決の確定時から起算する。但し、再審理の理由が後の時点で知られる場合、知る時点から起算する。」と定められている。この二つの規定は、訴訟の特別救済事由に応じてそれぞれに異なる不変期間である起算日を設けて、異なる事項に合理的な区別をつけるのである。従って、先述した懲戒案件の懲戒処分を受けた者にとって、公懲法第三十四条第一項第四款に基づき、関連する

刑事裁判の確定日を知らずに再審議を申請しようとする場合、当該不変期間は当該者が当該判決の確定日を知った日から起算してこそ訴訟権を平等に保障する趣旨に合致するのである。公懲法第三十四条第二款の再審議申請期間の起算日に関する規定が、先述した本解釈の趣旨に合致していない部分は、憲法第七条および第十六条の趣旨に抵触して今後適用してはならない。それに、今後公懲法および関連する法律を修正し、他の妥当な規定を設けることによって、合憲の状態に回復しなければならない。ただ、修正するまでに、公懲会は本解釈の趣旨に沿って、被懲戒処分者が関連する刑事裁判の確定を知る日を再審議の申請期間の起算日と見なさねばならない。そして公懲会によって再審議申請を棄却された申請人らは、本解釈の趣旨に基づいて再審議を申請することができる。当該再審議の期間は、本解釈が送達された日から起算する。本院釈字第四四六号解釈でいう再審議法定期間の起算日に関して「不服を申請できる第一審及び第二審裁判にとっては、裁判が確定した日から起算しなければならない」部分に本件の解釈を付け加えねばならない。

そのほか、申請人らは、現行公務員懲戒制度では回避制度が実現されていないこと（公懲法第二十九条の刑事訴訟法準用規定）、それに現行制度では「刑懲併行」ではなく、「刑先懲後」を実施しなければならないなどの規定が憲法第十六条訴訟権保障の趣旨に違反することを指摘して併行に解釈を申請した。この部分に関しては、関連する事項に関わっている諸規定が、本件確定終局議決で引用されなかったので、司法院大法官審理案件法第五条第一項第二款規定に合致していないため、同条第三項の規定によって申請を受理しないことにする。

本解釈は、曾有田大法官による補充意見書、許玉秀大法官・林子儀大法官・許宗力大法官による部分補充意見書、彭鳳至大法官・徐璧湖大法官による反対意見書がある。

キーワード 索引

あ行

ID カード（國民身分證） 461

い行

移住の自由（遷徙自由） 292
移転補償金（拆遷補償費） 485
遺族手当金（遺族津貼） 272
医薬品広告（醫藥品廣告） 81
一夫一妻 280

え行

営業の自由（營業自由） 238
営造業管理規則（建設業法） 52
営利事業所得税 481
営利事業法（營利事業法） 221
冤罪賠償（冤獄賠償） 165
冤罪賠償法（冤獄賠償法） 180

か行

仮の救済（暫時救濟） 449
仮命令・仮処分（暫時處分） 449
家庭暴力 296
過渡的な条項（過渡條款） 330
解除（終止） 361
戒厳時期（戒嚴時期） 165
確定判決 6,280,413
学問の自由（學術自由） 15,128,300
姦通罪 284
関税（關稅） 4

き行

既成道路 67
起算日 498
給付訴訟 153
居住及び移転の自由（居住及遷徙之自由） 98,134,265
居留 134
挙証責任（舉證責任） 288
許可 292
共同生活 131
強制加入 161
強制執行 296
強制労働（強制勞動） 156
教育を受ける権利（受教育的權利） 20
教育事業 12
教師評価審査（教師評審） 148
勤務年数（服務年資） 139
勤労権（工作權） 376
金融機関に対する監督及び整理管財に関する規則（金融機構監管接管辦法） 183
銀行法 183
九二一大震災（九二一大地震） 310
行政救済（行政救濟） 148,269
行政契約 244
行政裁判制度 153
行政執行 419
行政処分（行政處分） 148
行政訴訟 148,259
行政争訟 244
行政命令 265

く行

区分所有（區分所有） 455
偶発的な集会デモ行進（偶發性集會遊行） 101
軍事裁判（軍法審判） 165
軍人 88

け行

刑罰制裁 441
結社権（結社權） 12
建築法（建築基準法） 52
憲法二三条（憲法第二十三條） 310
憲法七条（憲法第七條） 310
憲法追加改正条文（憲法增修條文） 197
検察官（檢察官） 31
権利侵害 29
権利能力なき団体（無權利能力之團體） 177
減租 361
言論の自由（言論自由） 72,81,227,341
原有財産 76

こ行

戸警分立 330
戸籍 134
戸籍法 461
公共の福祉（公共福祉） 376
公共利益 231
公職に就く権利（服公職權利） 330
公職の服する権利（服公職之權利） 88
公職服務の権利（服公職權） 269
公訴時効（公訴時效） 288
公務員 61,88,478
公務員給与（公務員俸給） 139
公務員懲戒委員会 56
公務員懲戒処分 498
公務員懲戒法（公務員懲戒法） 56,373
公務員保険 153
公務人員考績法 193,373
公用地役関係 67
勾引 419
勾留（羈押） 180,419
工場立地法（工廠設立登記規則） 29
拘留（羈押） 241
耕地 355,361
航空人員 231
行使期間 373
告訴 224
国政調査権（立法院調查權） 382
国税（稅捐） 4
国民の健康（國民健康） 341
国民健康保険（國民健康保險） 161,244
国民主権（國民主權） 197
婚生の推定（婚生推定） 413

さ行

再審の訴え（再審之訴） 413
再審議 56
再審議の議決 56
再審議申請 498
裁判を受ける権利（接受裁判的權利） 20,449

裁判を受ける権利（訴訟権） 61,95,259,436
裁判権（審判權） 259
財産権（財產權） 238,259,341,355,441,478
作為義務 221

し行

司法機関（司法機關） 31
思想の自由（思想自由） 305
指紋押捺（按捺指紋） 449,461
死亡給付 494
試験参加の権利（考試權） 269
資格制限 231
資源配分 173
事前の許可制度（事前許可制） 101
児童及び少年売春防止条例（兒童及少年性交易防制條例） 431
自主管理（自我決定） 461
自首（自首） 288
自動車検問（路檢） 253
実際の共同生活（實際共同生活） 1
実質的平等 173
社会的危険性（社會的危險性） 156
社会保険 161
社団の名称 169
社団手続規則（社團作業規定） 169
授権 296
収容 419
収用（徵收） 355
宗教 315
宗教財産 315
住所 131
重婚 1,280
重婚無効 6
重大事態 1
重複課税 490
重複保険（複保險） 336
出国の制限（出境限制） 4
出入国（入出境） 292
出版の自由（出版自由） 72
出版法 72
所得税 445,490
所得税法 485
所有権 76
商標権（商標權） 441
商標法 177,441
訴訟手続の停止（停止訴訟程序） 431
上訴の利益（上訴利益） 323
職業選択（選擇職業） 231
職業選択の自由（選擇職業之自由） 376
職務質問（臨檢） 253
信教の自由（宗教自由） 188
信仰の自由（信仰自由） 315
信用協同組合法（信用合作社法） 183
信頼保護 161
信頼保護の原則（信賴保護原則） 6,280
信頼保護原則（信賴保護原則） 478
侵害 224
審級制度 61,235

審検分離（審檢分立） 91
真調会条例（真調會條例） 382
親権（親權） 9
親告罪 284
身体の自由（身體自由） 31
身体の自由（身體的自由） 156
身体自由（身體自由） 91,241,305
人格権（人格權） 64,177
人身の自由（人身自由） 180
人身自由 23,419,441
尋問（盤查） 253

せ行

制度的保障 284
姓名権（姓名權） 64
姓名条例（姓名條例） 64
性行為の自由 284
性差別 9,142
正当な手続き（正當程序） 91,23,305
生命保険契約（人身保險契約） 336
税関（海關） 95
税金滞納者（欠稅人） 4
善意かつ無過失（善意且無過失） 6,280
銓敘部 193

そ行

租税法律主義 485
組織犯罪（組織犯罪） 288
訴願 269
訴権（訴訟權） 323
訴訟権（訴訟權） 23,91,255
訴訟権 244
訴訟権の平等保障 498
訴訟利益 269
相続の権利（繼承之權利） 142
相続及び贈与税法（遺產及贈與稅法） 445
相続財産及び贈与税法（遺產及贈與稅法） 490
相続税（遺產稅） 445,490

た行

体格検査 231
退学処分（退學處分） 300
退去強制（限期離境） 134
退職金（退休金） 139
退役（退伍） 88
退役軍人 142
大学の自治（大學自治） 15,128,300
大学法（大學法） 15
男女平等の原則（男女平等原則） 142
大気汚染防止法（空氣污染防制法） 84

ち行

仲裁 436
徵兵（徵兵） 145
懲戒権（懲戒權） 373
懲戒処分（懲戒處分） 61,148,193
懲処権（懲處權） 373
懲処処分（懲處處分） 193
賃貸借（租賃） 355,361

つ行

通達（函釋） 52

て行

定期預金の利息（定期存款利息） 445
定年退職金（退休金） 348

と行

取り消し（撤銷） 1
登記 455
土地収用（土地徵收） 249
土地登記規則 455
土地法 249,455
動員戡乱時期 330
同居の義務 131
特許（專利） 224
特約医療サービス機構（特約醫療服務機構） 244
特有財産 76

な行

内務省（内政部） 310

ね行

年功加俸（年功俸） 478

の行

納税者（納稅人） 221

は行

配耕 142
配当利益（股利） 490
買受権（買回權） 249
罰金 84
反坐 276,288

ひ行

否認の訴え（否認之訴） 413
比例原則 156,161,180,235,241,265,276,292,419
標章権（標章權） 441
表現の自由（表現自由） 101,227
平等原則 9,173,265,478

ふ行

プライバシー（隱私權） 461
不作為義務 221
不動産 455
不服申立（訴願） 95
扶助 173
父性否認 413
福祉 173
紛争処理（處理爭議） 436
誣告 276,288

へ行

兵役 145
兵役の義務（服兵役的義務） 188
兵役法 145
兵役法施行法 145

ほ行

保安処分（保安處分） 156
保険給付（保險給付） 272
保険料（保費） 272
保護令 296
補助 173
補償（補償費） 355,361
法の下の平等（平等原則） 188,238
法院 31
法的効力 131
法律の遡及適用禁止（法律不溯及既往） 323
法律違憲 431
法律授権 29,52
法律保留原則 494
法律留保（法律保留） 52,84

ま行

麻薬取締法（毒品危害防制條例） 276

み行

見舞金（慰助金） 310
密輸（走私） 95
民事訴訟法 323

む行

無記名投票 197

め行

名誉毀損（誹謗罪） 227
命令 296
免職 193

や行

薬事法（藥事法） 81

り行

立法の形成自由 284
留置 241
旅行の自由（旅行自由） 98,292
両罰（兩罰） 221

れ行

連合財産制 76

ろ行

労働保険（勞工保險） 272
労工（労働者）委員会 494
労工保険条例（勞工保險條例） 494
労働基準法（勞動基準法） 348
労働権（工作權） 231
労働者保護（保護工） 348
労働組合法（工會法） 12
労働保険の保険料の徴収等に関する法律（勞工保險條例） 272